東日本大震災記録誌

100年後へ届ける記録

福島県南相馬市

東日本大震災記録誌

100年後へ届ける記録

福島県南相馬市

発刊にあたって

平成23年３月11日に発生した東日本大震災は、巨大地震・津波ばかりか、原子力発電所の事故がともなって、世界がこれまで経験したことのない複合災害となりました。尊い命と穏やかな暮らしが奪い去られ、多くの市民は、不安や悲しみ、そして悔しさを抱えながら、住み慣れた南相馬市から県内外への避難を余儀なくされました。

あの震災からまもなく10年が経過します。これまでの間、日本中そして世界中の皆さまから義援金や救援物資など、心のこもった数えきれないご支援を寄せていただきました。また、市民の避難を受け入れ、支えてくださった皆さまやボランティアの皆さまからお力添えをいただくことで、市民は励まされ、勇気づけられました。さらに、全国の自治体から、多くの貴重な人材を派遣いただき、現在もなお南相馬市の復興に向けて、ご尽力いただいております。あらためて、心から感謝を申し上げます。

南相馬市では、震災からの復旧・復興を進めるとともに、除染を最優先課題に位置付けて、市民が早期に帰還できる環境の回復に努めてきました。また、原子力災害による避難指示区域の解除に向けては、国と協力しながら、除染の早期完了、水道などのインフラや医療などの生活関連サービスの復旧、そして小・中学校などの教育施設の整備に取り組んできました。平成28年７月には、市内の一部に出されていた避難指示のほとんどが解除され、５年４か月にわたり避難を強いられていた市民は、自宅に戻って生活することが可能になりました。

しかし、現在の南相馬市の居住人口は、震災前の約７万1000人と比較して約１万7000人も減少しており、特に若い世代の減少が顕著です。さらに、復興が進むにつれ、地域の課題や市民のニーズは複雑化、多様化しております。このような状況だからこそ、今、私たちは何ができるのか、何をすべきなのかを考え、この地で何代も営みが続くまちづくりを目指してまいります。

どのような過酷な災害を経験しても、歳月の経過とともに記憶は薄れていき、次の世代に正確な事実を伝えていくことは難しくなります。本誌では、東日本大震災の記憶を風化させることなく、これからの教訓として次の世代に残すため、東日本大震災の初動対応から、その後、次々と明らかになった課題と対応について、市の取り組みを中心に記録しました。本誌が、今後の災害対策の一助となれば幸いです。

令和３年２月

南相馬市長　門馬和夫

凡　例

1　基本的な編集方針

本誌は、東日本大震災の発生からその後の本市の対応を、行政文書をベースに記し、今後、大きな災害が発生したときに役立つ記録を後世に残すことを目的とした。そのため、各項は事業ごとにまとめ、これまで記されることが少なかった「事業に取り組むにあたっての経緯や動機」を意識して編集した。

なお、本誌では、東日本大震災復興特別区域法で定義される、東北地方太平洋沖地震およびこれに伴う原子力発電所の事故による災害を「東日本大震災」として編集した。

2　構　成

(1) 章・節・項・小見出しで構成し、市民や市職員などの体験談等をコラムとして掲載した箇所もある。

(2) 事業名は予算書等に記載されたもののうちおもなものを［　］でくくって項目の下に表記した。なお、平成 22～29 年度の東日本大震災関連の事業決算額は巻末に一覧としてまとめた。

(3) 平成 23 年 3 月 11 日から同 30 年 3 月 31 日までの東日本大震災関連の事象および本市の対応を「年表」として掲載した。

3　執　筆

(1) 各項目は、事業の担当課がおもに執筆したが、課名や執筆者名は記していない。

(2) 市職員のコラムにおいても、原則として業務に従事した者の職名や年代区分、性別のみとした。

4　文章表現

(1) 文体は平易な口語体とし「である」調を用い、原則として敬語・敬称は使わないこととした。

(2) 用語は常用漢字とし、現代かな遣いとした。ただし、固有名詞や専門用語などで意図的に用いる場合はそのかぎりではないが、読み難い漢字にはルビを付した。

(3) 年月日の表記は和暦を基本とし、項の初出箇所において西暦を（ ）内に併記した。ただし、引用資料（文献や法令等）やデータの出典においては西暦表記とした。

(4) 本文中では、%、km、㎡、ha など一般的な単位は記号を用いたが、マグニチュード、ベクレル、ミリシーベルト、マイクロシーベルトなどはカタカナ表記とした。

(5) 本文中では、東京電力㈱福島第一（第二）原子力発電所は「福島第一（第二）原発」と略記した。

5　写真や図表

(1) 項ごとの通し番号を付した。

(2) 図表の作成にあたり、典拠とした資料名などは＊を付して記載した。

目　次

発刊にあたって
凡　例

第１章　震災の発生

第１節　東北地方太平洋沖地震の概要
1　地震の状況 …… 2
2　津波の状況 …… 7

第２節　被　害
1　人的被害 …… 26
2　住家被害 …… 28
3　農地被害 …… 29

第３節　福島原子力発電所事故の概要
1　福島原子力発電所事故の経緯 …… 31
2　避難の指示 …… 37
3　空間線量率 …… 43

第２章　応急対応

第１節　市の対応
1　災害対策本部 …… 48
2　自治体スクラム支援会議 …… 73

第２節　津波被災者への対応
1　消防・警察・自衛隊 …… 77
2　遺体安置所 …… 85
3　火葬場 …… 89

第３節　住民の避難
1　市内避難所 …… 94
2　市外への集団避難 …… 100
3　緊急被ばくスクリーニング …… 108
4　市外避難所への職員派遣 …… 113
5　南相馬市役所の市外出張所 …… 118
6　旅館等への二次避難 …… 125
7　入院患者の移送 …… 127
8　安否・所在確認 …… 129

第３章　避難指示区域

第１節　警戒区域等の設定
1　避難指示の経緯 …… 132
2　警戒区域 …… 137
3　緊急時避難準備区域 …… 143
4　計画的避難区域 …… 146
5　特定避難勧奨地点 …… 150

第２節　警戒区域での活動
1　一時立ち入り …… 152
2　公益一時立ち入り …… 157
3　特別通過交通 …… 159
4　残された家畜 …… 161

第３節　避難指示区域の見直し
1　警戒区域の解除と新たな避難指示区域の設定 …… 165
2　特例宿泊 …… 170
3　準備宿泊 …… 172
4　市外避難者との懇談会 …… 173
5　一時帰宅の交通支援 …… 175

第４節　避難指示区域の解除
1　避難指示解除の経緯 …… 177
2　市民説明会 …… 179

第４章　被災者への支援

第１節　全国からの支援
1　東日本大震災復旧・復興義援金 …… 182
2　みらい夢義援金 …… 184
3　支援物資 …… 186
4　国・県義援金および市生活支援義援金 …… 189
5　震災孤児・遺児への支援 …… 194

第２節　被災者の生活支援
1　災害弔慰金と災害障がい見舞金 …… 198
2　災害見舞金 …… 200
3　災害援護資金 …… 202
4　固定資産税の減免 …… 203
5　健康保険料・介護保険料等の減免、一部負担金の免除 …… 205
6　ガソリンの確保 …… 207

第５章　放射性物質による汚染

第１節　除　染
1　線量低減化活動 …… 212
2　学校敷地の土壌改善 …… 214
3　除染実施計画と除染 …… 216
4　除染除去土壌の仮置場・一時集積所 …… 231
5　除染推進委員会 …… 240
6　作業員宿舎 …… 244

第２節　放射線モニタリング
1　環境放射線モニタリング …… 248
2　線量計の貸与 …… 252
3　個人積算線量の測定 …… 253
4　内部被ばく検査 …… 257
5　自家用消費食品の放射能測定 …… 260

6　給食の放射能検査 …… 263
7　農地土壌の放射能測定 …… 266
8　放射線健康相談 …… 271

第３節　原子力損害賠償
1　原子力損害賠償請求 …… 274
2　市の損害賠償請求 …… 277

第６章　復旧・復興対応

第１節　市役所の業務体制
1　組織再編と職員数 …… 282
2　他自治体からの職員派遣 …… 287
3　北庁舎の整備 …… 292

第２節　復興計画
1　市民意識調査、復興ビジョン、東日本大震災復興計画 …… 294
2　東日本大震災復興特別区域法 …… 303
3　福島復興再生特別措置法 …… 305
4　東日本大震災復興交付金 …… 308
5　東日本大震災復興特別交付税 …… 313
6　復興整備計画 …… 316
7　再生可能エネルギー・省エネルギー …… 320

第３節　コミュニティー放送
1　南相馬チャンネル …… 325
2　南相馬ひばりエフエム …… 330

第４節　行政委員会等の対応
1　議　会 …… 336
2　選挙管理委員会 …… 343
3　監査委員 …… 345
4　農業委員会 …… 347
5　会計課 …… 349

第７章　インフラ・生活環境

第１節　水道・下水道の復旧
1　水　道 …… 352
2　下水道 …… 356

第２節　道路・鉄道の復旧、整備
1　常磐自動車道 …… 359
2　ＪＲ常磐線 …… 362

第３節　海岸の復旧、整備
1　海岸堤防 …… 364
2　海岸防災林 …… 368

第４節　災害廃棄物などの処理
1　被災家屋 …… 371
2　災害廃棄物 …… 373

3　汚染焼却灰 …… 377
4　遺品・写真 …… 379

第５節　墓地の復旧と慰霊
1　共同墓地の再整備 …… 381
2　共同墓地の復旧 …… 383
3　東日本大震災追悼式 …… 385

第８章　小高区の再興

第１節　避難指示の解除に向けて
1　地域見守りパトロール …… 388
2　住民意向調査 …… 391
3　行政区座談会 …… 400
4　帰還者生活再建支援 …… 402
5　美化事業 …… 405
6　復興まちづくり …… 407

第２節　施設の再開、新設
1　小売店再開 …… 410
2　東町エンガワ商店 …… 412
3　小高交流センター …… 414
4　井戸整備 …… 419

第９章　子育て・教育

第１節　保育園・幼稚園
1　保育園・幼稚園の休園と再開 …… 422
2　保育園・幼稚園の無償化 …… 426
3　園庭の芝生化 …… 428

第２節　小学校・中学校
1　教育施設の確保と再開 …… 430
2　学校給食 …… 435
3　区域外就学 …… 441
4　児童・生徒の健康 …… 443
5　小高区４小学校の合同学習 …… 446
6　複式学級の解消 …… 450
7　真野小学校の閉校 …… 452
8　小・中学校交流の集い …… 454
9　小高区小・中学校の復興教育 …… 456

第３節　環境整備
1　エアコン設置 …… 458
2　臨時スクールバス …… 461
3　わんぱくキッズ広場 …… 468

第10章　医療・福祉

第１節　医　療
1　総合病院 …… 472
2　小高病院 …… 480

3　医療機関の再開 …… 483
4　総合病院脳卒中センター …… 485
5　看護師等修学資金 …… 489

第２節　福　祉
1　障がい者施設の休止、再開 …… 491
2　介護員養成 …… 492

第11章　住まい

第１節　被災住宅への対応
1　住宅の応急修理 …… 496
2　り災調査 …… 498

第２節　応急仮設住宅への対応
1　建設型仮設住宅 …… 499
2　借上げ民間賃貸住宅 …… 503
3　高齢者用緊急通報装置 …… 505
4　高齢者用巡回バス …… 507
5　被災者見守り訪問活動 …… 509

第３節　住宅の再建、確保
1　防災集団移転 …… 515
2　災害公営住宅 …… 521
3　宅地の造成、分譲 …… 525

第12章　防　災

第１節　防災施設の整備
1　防災備蓄倉庫 …… 528
2　消防・防災センター …… 531

第２節　防災林の植樹
1　復興市民植樹祭 …… 535
2　全国植樹祭 …… 537

第13章　文化・スポーツ

第１節　文化財
1　相馬野馬追 …… 542
2　埋蔵文化財 …… 546
3　文化財レスキュー …… 550

第２節　スポーツ施設の整備
1　パークゴルフ場 …… 555
2　鹿島体育館 …… 557

第14章　商工業・労政

第１節　働き手の確保
1　新規就職者への支援 …… 560
2　復興関連事業者への住宅支援 …… 561

第２節　施設の整備
1　被災事業者用仮設施設 …… 563
2　セデッテかしま …… 566
3　おおまちマルシェ …… 570

第３節　工業団地の造成
1　下太田工業団地 …… 572
2　復興工業団地（渋佐・萱浜） …… 574
3　「ロボットのまち」づくり …… 577

第15章　農林水産業

第１節　放射性物質への対応
1　作付・出荷制限 …… 582
2　試験・実証栽培と営農再開 …… 587
3　米の全量全袋検査 …… 594
4　農林業系汚染廃棄物 …… 597
5　ため池等の保全 …… 600

第２節　農業の再開
1　農業復興組合 …… 604
2　被災地域の農業復興 …… 608
3　鳥獣被害 …… 611

第３節　農業・漁業基盤の整備
1　農業生産基盤 …… 613
2　真野川漁港 …… 618

第16章　民間活動
1　災害ボランティアセンター …… 622
2　あすびと福島 …… 629
3　小高ワーカーズベース …… 633
4　南相馬こどものつばさ …… 636

資　料
1　東日本大震災関連の事業決算額［平成22～29年度（2010～17）］ …… 656
2　年表［平成23年３月11日～30年３月31日］ …… 666

第１章　震災の発生

第１節　東北地方太平洋沖地震の概要

１　地震の状況

【東北地方太平洋沖地震の概要】

平成23年（2011）３月11日14時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、宮城県栗原市で震度７、宮城県・福島県・茨城県・栃木県の４県37市町村で震度６強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度６弱～１を観測した。この地震の震源域は長さ約450km、幅約200kmと推測され、おもな破壊継続時間は約160秒に及んだ（図１）。

この地震により、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸で非常に高い津波を観測し（本節２図１参照）、各地で甚大な被害が発生した。気象庁は、国内観測史上最大規模の地震であったこの地震を「平成23年東北地方太平洋沖地震」と命名した。また、平成23年４月１日には、この地震、津波および原子力発電所事故による一連の災害を「東日本大震災」と呼ぶことが閣議決定された。

１．本　震

この地震の発生機構は西北西－東南東方向に圧力軸を持つ逆断層型で、太平洋プレートと陸のプレートの境界の広い範囲で破壊が起きたことにより発生した地震である。

県内では、その揺れが６分以上も続き、震度４以上の揺れが190秒を観測した地点（いわき市小名浜）があるほか、最大加速度では、鏡石町において1435ガル[*1]を観測した。また、本震に伴い地殻変動が発生し、水平移動量では相馬市が2.7ｍ東へ移動したほか、上下変動量ではいわき市で0.5ｍ沈下した。

表１　東北地方太平洋沖地震の概要

発生日時	平成23年３月11日14時46分
マグニチュード	9.0（当初暫定値8.4と発表されたが、のちに修正）
場所および深さ	三陸沖（牡鹿半島東南東、約130km付近）、深さ約24km（暫定値）
発震機構等	西北西－東南東方向に圧力軸を持つ逆断層型
本震について発表したマグニチュード	３月11日　14時49分発表　M：7.9（気象庁マグニチュード：速報値） ３月11日　16時00分発表　M：8.4（気象庁マグニチュード：暫定値） ３月11日　17時30分発表　M：8.8（モーメントマグニチュード） ３月13日　12時55分発表　M：9.0（モーメントマグニチュード） 気象庁マグニチュード　：地震波の振幅を用い計算されるマグニチュード モーメントマグニチュード：CMT解析によって得られるマグニチュード

＊気象庁ホームページ「災害時地震・津波速報」（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/saigaiji/saigaiji_201101/saigaiji_201101_01.pdf）より作成（2019.9 閲覧）

＊１　ガルは地震の揺れの強さを表すのに用いる加速度の単位のこと。１ガルは毎秒１cmの割合で速度が増すこと（加速度）を示している。

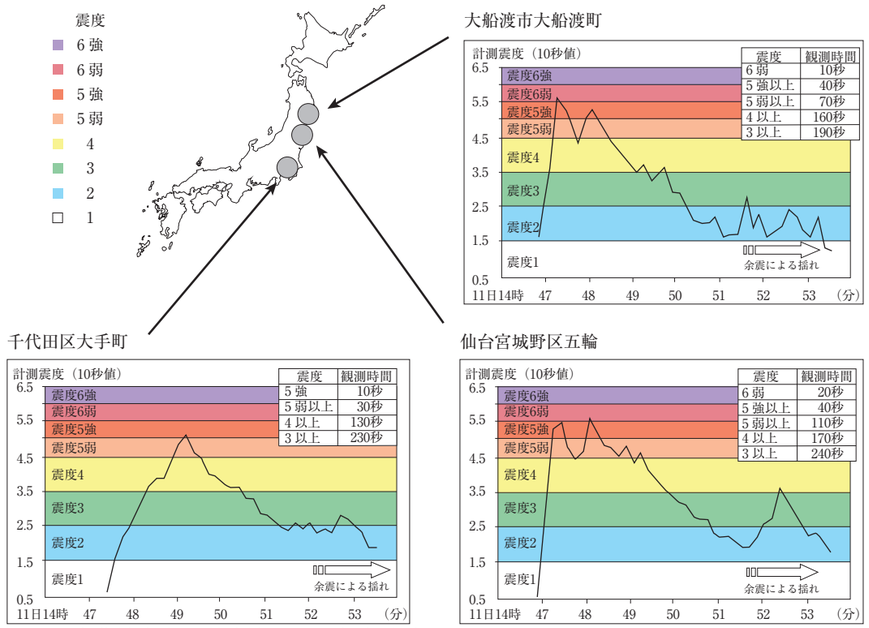

図１　東北地方太平洋沖地震の震度時系列（平成23年３月11日）

＊気象庁「気象業務の評価に関する懇談会」『東北地方太平洋沖地震への気象庁の対応について（報告）』（2011.5）より引用編集

２．余　震

東北地方太平洋沖地震の余震は、岩手県沖から茨城県沖にかけて、震源域に対応する北北東－南南西方向に延びる長さ約500km、幅約200kmの範囲に密集して発生しているほか、震源域に近い海溝軸の東側や福島県から茨城県の陸域の浅い場所でも活動がみられる（図２）。

最大余震は平成23年３月11日15時15分に発生したマグニチュード7.6の茨城県沖の地震（最大震度６強）で、平成24年（2012）３月31日までに発生したマグニチュード7.0以上の余震は６回である。東北地方太平洋沖地震以降、４月頃にかけてはきわめて活発な活動がみられていたが、余震活動域全体ではしだいに少なくなってきている。平成23年６月までに震度５弱以上を観測した余震活動の推移を表２に示した。

また、東北地方太平洋沖地震以降、長野県北部～新潟県中越地方、静岡県東部、秋田県内陸北部、茨城県南部、長野県中部でも最大震度５強以上を観測する地震が発生するなど、余震活動域の外側でも活発な地震活動がみられた。

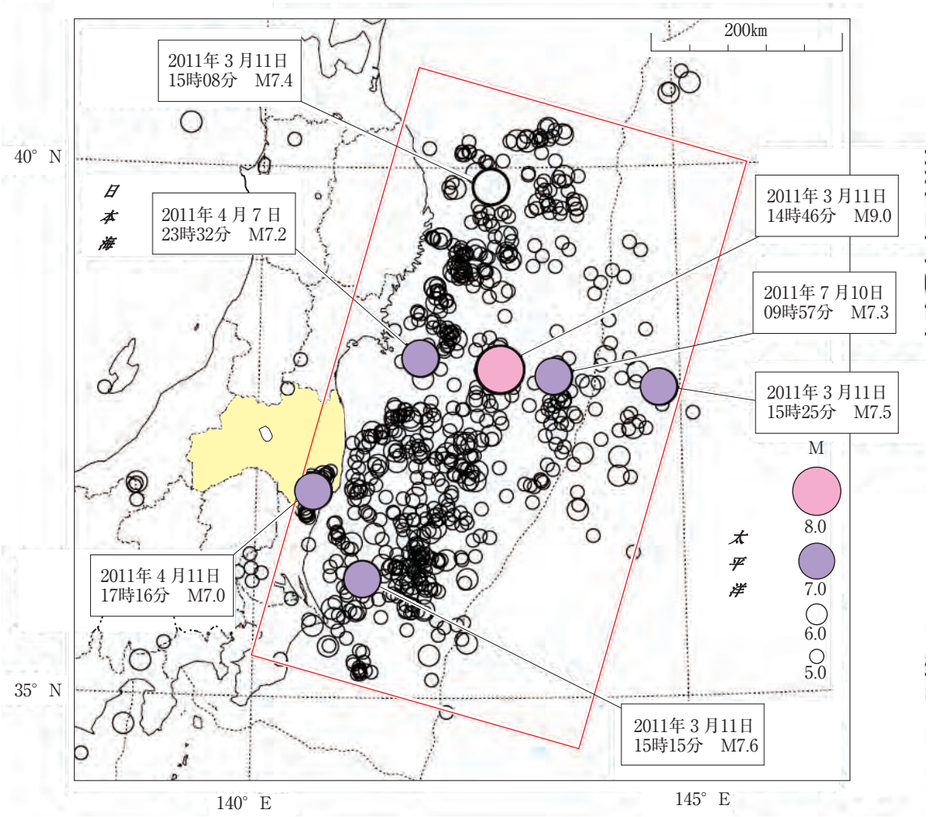

図２　余震活動の領域（赤枠内）

＊気象庁ホームページ「顕著な地震の観測・解析データ」（https://www.jma.go.jp/jma/menu/yoshin_area.pdf）より引用編集（2019.9閲覧）

表２　本震以降に余震域で震度５弱以上を観測した地震（平成23年３月11日14時46分～６月23日）

No.	地震発生日	発震時刻	震央地名	震源の深さ(km)	マグニチュード	最大震度
1	3月　11日	14：46	三陸沖	24	9.0	7（本震）
2		14：51	福島県沖	33	6.8	5弱
3		14：54	福島県沖	34	6.1	5弱
4		14：58	福島県沖	35	6.6	5弱
5		15：06	岩手県沖	29	6.5	5弱
6		15：08	岩手県沖	32	7.4	5弱
7		15：12	福島県沖	39	6.7	5弱
8		15：15	茨城県沖	43	7.6	6強
9		15：18	茨城県沖	41	4.7	5弱
10		16：28	岩手県沖	17	6.6	5強
11	3月　11日	16：30	福島県沖	27	5.9	5弱
12		17：40	福島県沖	30	6.0	5強
13		20：36	岩手県沖	24	6.7	5弱
14	12日	22：15	福島県沖	40	6.2	5弱
15	13日	08：24	宮城県沖	15	6.2	5弱
16	14日	10：02	茨城県沖	32	6.2	5弱
17	16日	12：52	千葉県東方沖	10	6.1	5弱
18	19日	18：56	茨城県北部	5	6.1	5強
19	23日	07：12	福島県浜通り	8	6.0	5強
20		07：34	福島県浜通り	7	5.5	5強
21		07：36	福島県浜通り	7	5.8	5弱
22		18：55	福島県浜通り	9	4.7	5強
23	24日	17：20	岩手県沖	34	6.2	5弱
24	28日	07：23	宮城県沖	32	6.5	5弱
25	31日	16：15	宮城県沖	47	6.1	5弱
26	4月　7日	23：32	宮城県沖	66	7.2	6強
27	9日	18：42	宮城県沖	58	5.4	5弱
28	11日	17：16	福島県浜通り	6	7.0	6弱
29		17：17	福島県浜通り	9	5.7	5弱
30		17：26	福島県中通り	5	5.4	5弱
31		20：42	福島県浜通り	11	5.9	5弱
32	12日	08：08	千葉県東方沖	26	6.4	5弱
33		14：07	福島県中通り	15	6.4	6弱
34	13日	10：07	福島県浜通り	5	5.7	5弱
35	21日	22：37	千葉県東方沖	46	6.0	5弱
36	23日	00：25	福島県沖	21	5.4	5弱
37	5月　6日	02：04	福島県浜通り	6	5.2	5弱
38	25日	05：36	福島県浜通り	7	5.0	5弱
39	6月　4日	01：00	福島県沖	30	5.5	5弱
40	23日	06：50	岩手県沖	36	6.9	5弱

＊気象庁ホームページ「顕著な地震の観測・解析データ」（http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/2011_03_11_tohoku/i5.pdf）より作成（2019.9 閲覧）

【本市における地震の状況】

１．本　震

東北地方太平洋沖地震の本震において、本市では小高区本町、鹿島区西町、原町区高見町で震度６弱、原町区本町・三島町で震度５強の揺れが観測された。

２．余　震

平成23年３月11日の本震以降、気象庁の観測点である原町区三島町の観測点において観測された地震は、表３のとおりである。震度１以上を観測した地震は、本震が発生した平成23年３月11日から３月31日までの間に418回にも上るが、翌４月の１か月間で142回、５月で53回、６月で34回と、徐々に回数が減っていったことがわかる。

表３　原町区三島町の震度別地震回数（平成23年３月11日14時46分～24年９月30日）

年　月		震　度						月別計
		1	2	3	4	５弱	５強	
平成23年	３月	278	104	31	3	1	1	418
	４月	108	23	7	3	1	0	142
	５月	43	8	2	0	0	0	53
	６月	24	9	1	0	0	0	34
	７月	23	2	2	2	0	0	29
	８月	26	2	1	1	0	0	30
	９月	10	8	0	0	0	0	18
	10月	11	2	0	1	0	0	14
	11月	8	2	1	0	0	0	11
	12月	8	2	0	0	0	0	10
平成24年	１月	17	3	2	0	0	0	22
	２月	9	3	0	0	0	0	12
	３月	10	7	2	0	0	0	19
	４月	11	3	2	0	0	0	16
	５月	6	2	1	0	0	0	9
	６月	9	3	0	0	0	0	12
	７月	7	0	0	0	0	0	7
	８月	9	1	3	0	0	0	13
	９月	2	0	0	0	0	0	2
震度別合計		619	184	55	10	2	1	871

＊気象庁ホームページ「震度データベース」（http://www.data.jma.go.jp/svd/eqdb/data/shindo）より作成（2020.4閲覧）

２　津波の状況

【津波の規模】

平成23年（2011）３月11日、東北地方太平洋沖地震の発生を受け、人びとが避難する時間を最大限確保するため、気象庁は、速報値のマグニチュードに基づき、地震発生３分後の14時49分に津波警報を発表した。この津波警報や津波注意報は、地震発生から２日間にわたって発せられ、同月13日17時58分にようやく解除された（表２）。

この間、岩手県宮古の観測点で8.5ｍ以上、宮城県石巻市鮎川の観測点で8.6ｍ以上など、東北地方の太平洋沿岸を中心に非常に高い津波を観測したほか、北海道から鹿児島県にかけての太平洋沿岸や小笠原諸島においても１ｍ以上の津波を観測した（図１）。

本市にもっとも近い相馬市の観測点では、15時32分に1.2ｍの引き波、15時51分に9.3ｍ以上の押し波が観測された[*1]。また、多くの津波観測点でデータが途絶えたが、これは、地震発生時の非常に大きな揺れやその後の巨大な津波により、観測施設の損傷、流出、停電および伝送網の不通といった被害が発生したためである。気象庁の報道発表資料（平成23年３月14日19時00分）では、いわき市小名浜の津波観測点の観測値についてグラフが示されている。それによると、最大波の時刻は11日15時39分、高さは第１波の3.3m、その後も１時間程度の周期で、３ｍ近い津波が半日間程度押し寄せていたことがわかる。

【本市における津波被害】

本市沿岸に津波が到達したのは、平成23年３月11日の15時35分頃と推定されている。津波は海岸線からおおむね３km内陸部に遡上し、標高が10m程度のところにまで達した。平坦な地形が入り江のように続く地域では、約４km地点まで遡上した。この津波によって、市内では多くの人が犠牲となり、1500世帯超の住家が全半壊や浸水の被害を受けた。

津波による被害面積は、表１のとおりで、小高区10.5km^2、鹿島区15.8km^2、原町区14.5km^{2}であり、全体で40.8km^2、市域の約10％におよぶ。

図２は、南相馬市都市計画図に津波による建物被災状況と浸水深を着色したものである。図からは、海岸から西へおよそ1.5 kmから２kmの範囲で、浸水深が２ｍ以上となっている地域が多いことがわかる。また、浸水深が２ｍ以上となった区域では、ほとんどの建物が全壊となっている。

表１　市内の津波被害面積
（平成23年４月８日時点）

区	地　区	面積（km^2）
小高区	塚原～角部内地区	5.6
	井田川～浦尻地区	4.9
	小　計	10.5
鹿島区	八沢地区	5.0
	南海老～烏崎地区	10.8
	小　計	15.8
原町区	金沢・北泉地区	1.6
	泉～雫地区	9.1
	小浜～小沢地区	3.8
	小　計	14.5
合　計		40.8

＊南相馬市「南相馬市復興計画」（平成23年12月21日決定）より作成

＊１　『気象庁技術報告第133号　平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震調査報告』（2012）

表２　津波警報等の発表状況の推移（平成23年３月11 ～ 13日）

凡例：津波警報（大津波）／津波警報（津波）／津波注意報／解　除

＊表中に「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」で発表した津波の高さを示した（単位：m）。なお、矢印（→）は前回に発表した内容と同じであることを示す（12日13時50分以降は津波の減衰に伴う津波警報・注意報の切り替えのため、同情報の発表は行っていない）。

津波予報区＼発表日時	11日							12日			13日		
	14:49	15:14	15:30	16:08	18:47	21:35	22:53	03:20	13:50	20:20	07:30	⇨	17:58
北海道太平洋沿岸東部	0.5	1	3	6	→	→	→	→					解除
北海道太平洋沿岸中部	1	2	6	8	→	→	→	→					解除
北海道太平洋沿岸西部	0.5	1	4	6	→	→	→	→					解除
北海道日本海沿岸北部						0.5	→	→		解除			
北海道日本海沿岸南部		0.5	1	→	→	→	→	→		解除			
オホーツク海沿岸			0.5	→	→	→	→	→		解除			
青森県日本海沿岸	0.5	1	2	3	→	→	→	→		解除			
青森県太平洋沿岸	1	3	8	10以上	→	→	→	→					解除
陸奥湾		0.5	1	→	→	→	→	→		解除			
岩手県	3	6	10以上	→	→	→	→	→					解除
宮城県	6	10以上	→	→	→	→	→	→					解除
秋田県				0.5	→	→	→	→	解除				
山形県				0.5	→	→	→	→	解除				
福島県	3	6	10以上	→	→	→	→	→					解除
茨城県	2	4	10以上	→	→	→	→	→					解除
千葉県九十九里・外房	2	3	10以上	→	→	→	→	→					解除
千葉県内房	0.5	1	2	4	→	→	→	→			解除		
東京湾内湾		0.5	1	2	→	→	→	→			解除		
伊豆諸島	1	2	4	6	→	→	→	→					解除
小笠原諸島	0.5	1	2	4	→	→	→	→					解除
相模湾・三浦半島	0.5	→	2	3	→	→	→	→		解除			
新潟県上中下越				0.5	→	→	→	→	解除				
佐渡				0.5	→	→	→	→	解除				
富山県				0.5	→	→	→	→	解除				
石川県能登				0.5	→	→	→	→	解除				
石川県加賀								0.5	解除				
福井県								0.5	解除				
静岡県	0.5	→	2	3	→	→	→	→			解除		
愛知県外海	0.5	→	1	2	→	→	→	→			解除		
伊勢・三河湾		0.5	1	→	→	→	→	→		解除			

津波予報区＼発表日時	11日							12日			13日		
	14:49	15:14	15:30	16:08	18:47	21:35	22:53	03:20	13:50	20:20	07:30	⇨	17:58
三重県南部	0.5	→	2	→	→	→	→	→					解除
京都府								0.5	解除				
大阪府			0.5	→	→	→	→	→		解除			
兵庫県北部								0.5	解除				
兵庫県瀬戸内海沿岸			0.5	→	→	→	→	→		解除			
淡路島南部		0.5	1	→	→	→	→	→		解除			
和歌山県	0.5	→	2	3	→	→	→	→					解除

＊気象庁『地震・火山月報（防災編）』（2011.3）P61より引用編集

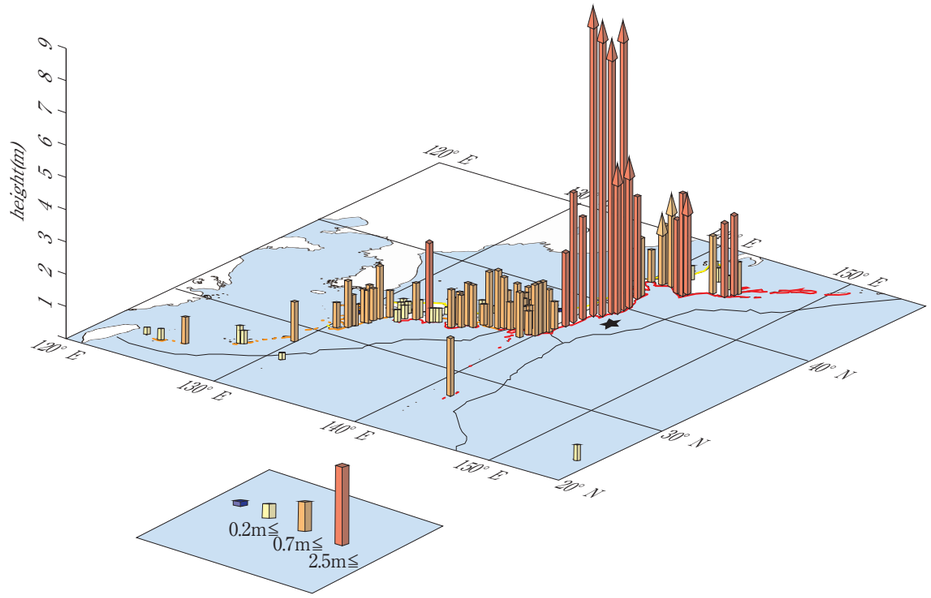

図１　津波観測施設で観測された津波の高さ

＊『気象庁技術報告第 133 号　平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震調査報告』（2012）より引用編集

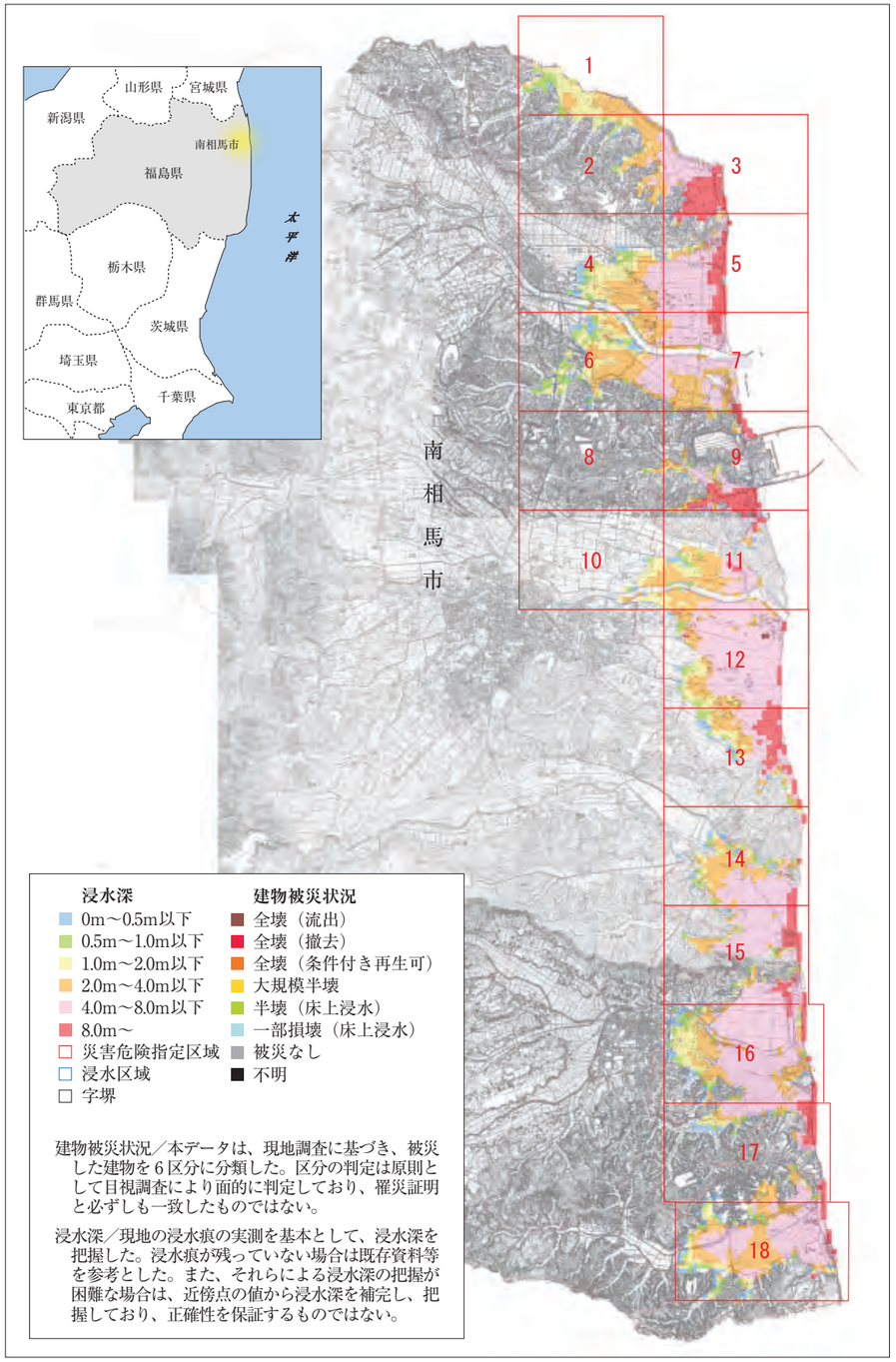

図２　建物被災状況と浸水深（索引図）
＊建物被災状況データ（南相馬市）、国土交通省都市局作成・復興支援調査アーカイブ収録データから作成

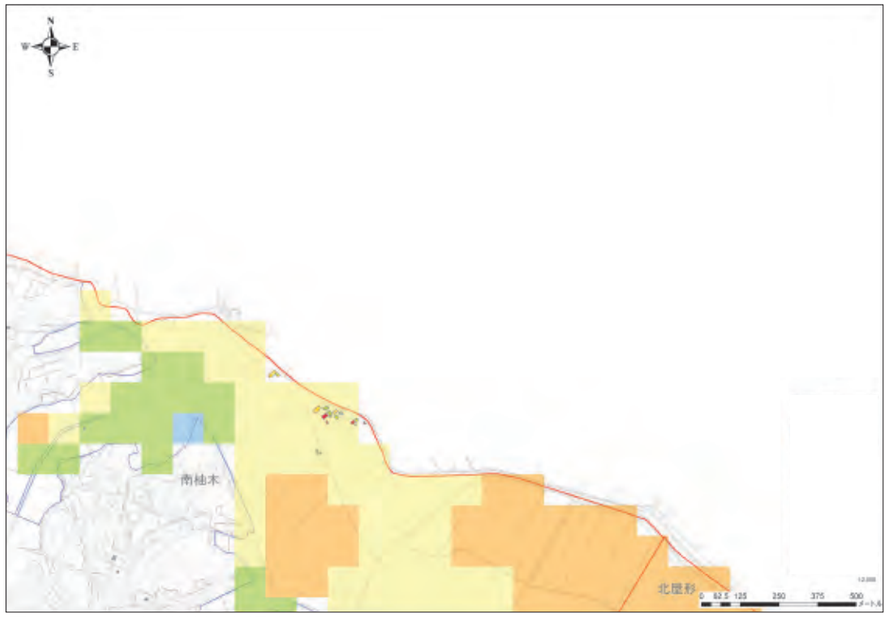

図 2-1　建物被災状況と浸水深（南柚木）

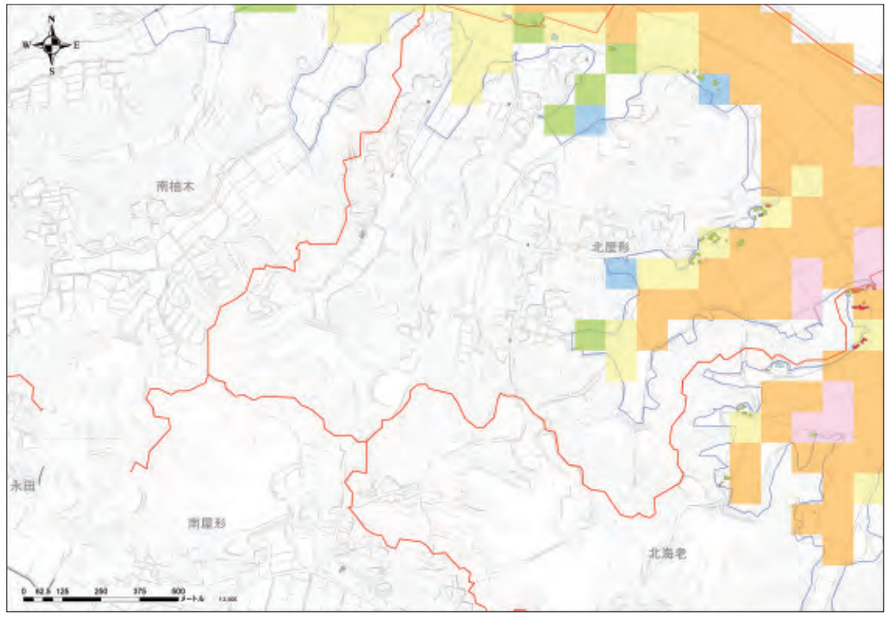

図 2-2　建物被災状況と浸水深（北屋形）

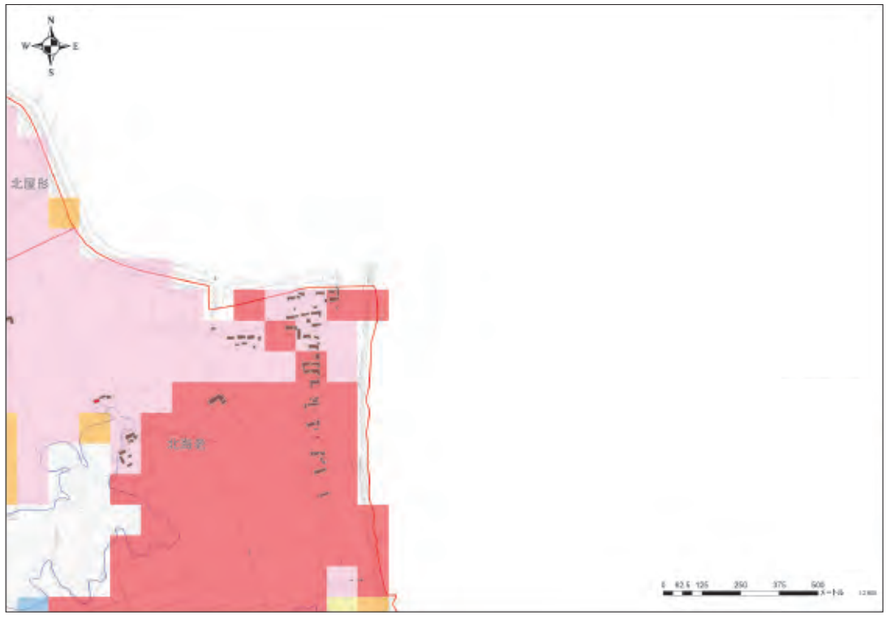

図 2-3　建物被災状況と浸水深（北海老）

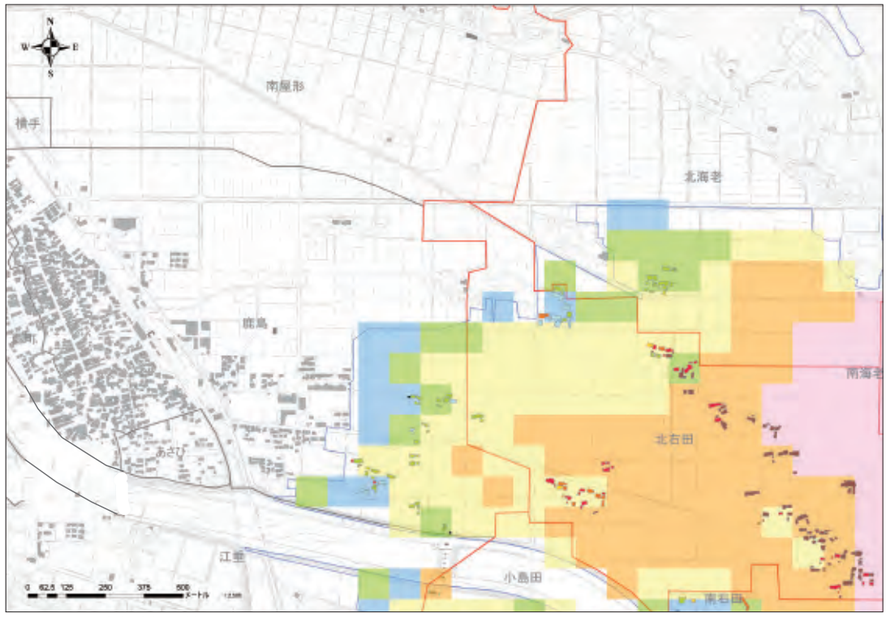

図 2-4　建物被災状況と浸水深（鹿島・北右田）

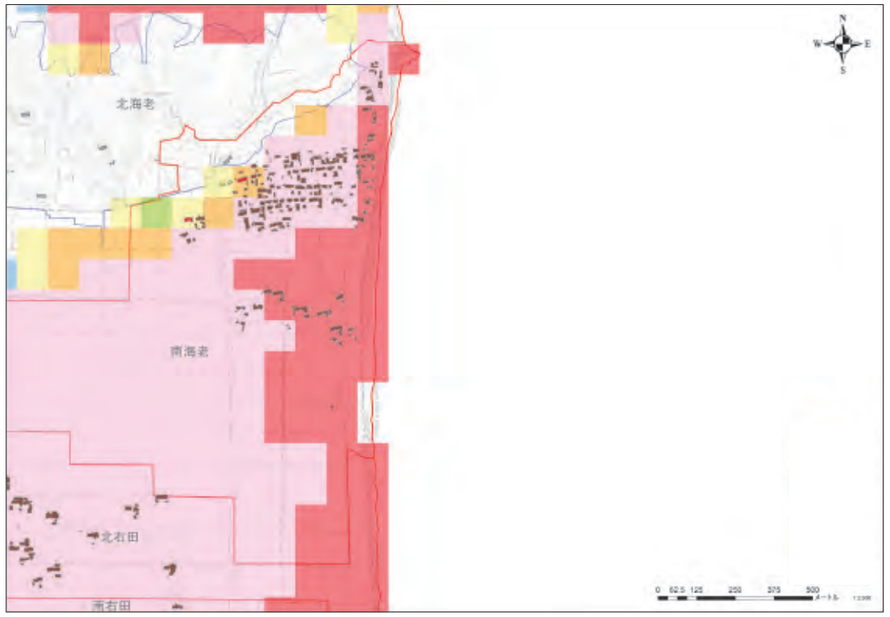

図 2-5　建物被災状況と浸水深（南海老）

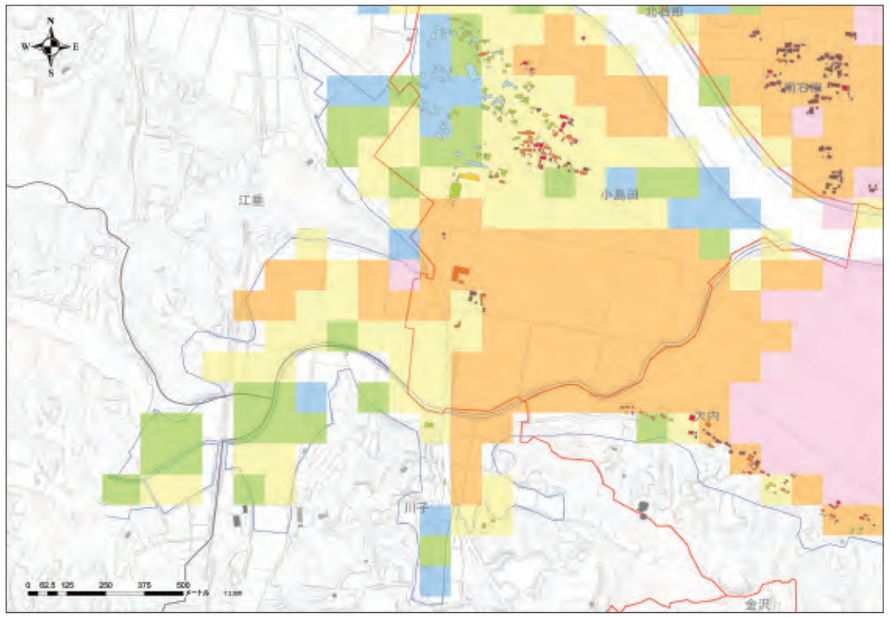

図 2-6　建物被災状況と浸水深（小島田・大内）

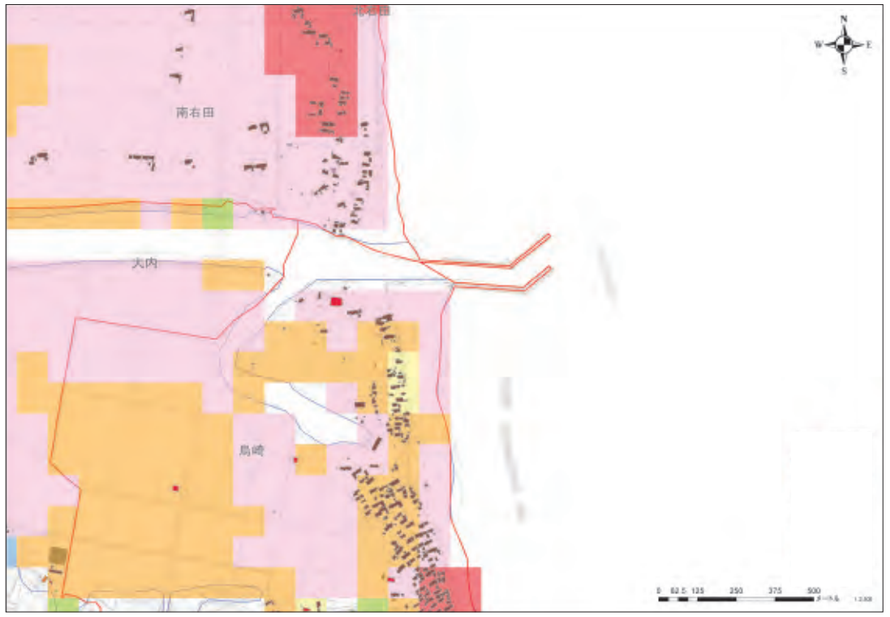

図 2-7　建物被災状況と浸水深（南右田・鳥崎）

図 2-8　建物被災状況と浸水深（金沢）

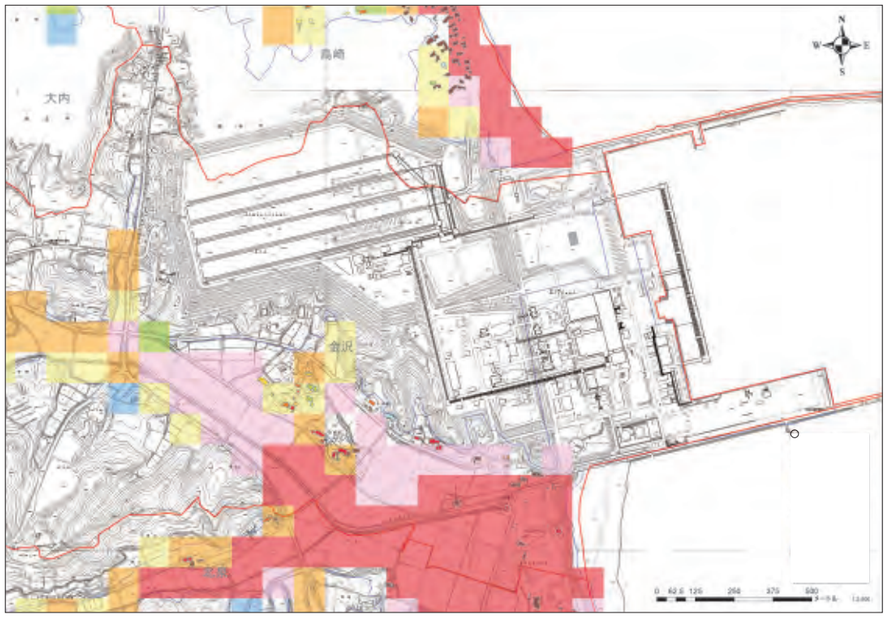

図 2-9　建物被災状況と浸水深（金沢・北泉）

図 2-10　建物被災状況と浸水深（下高平）

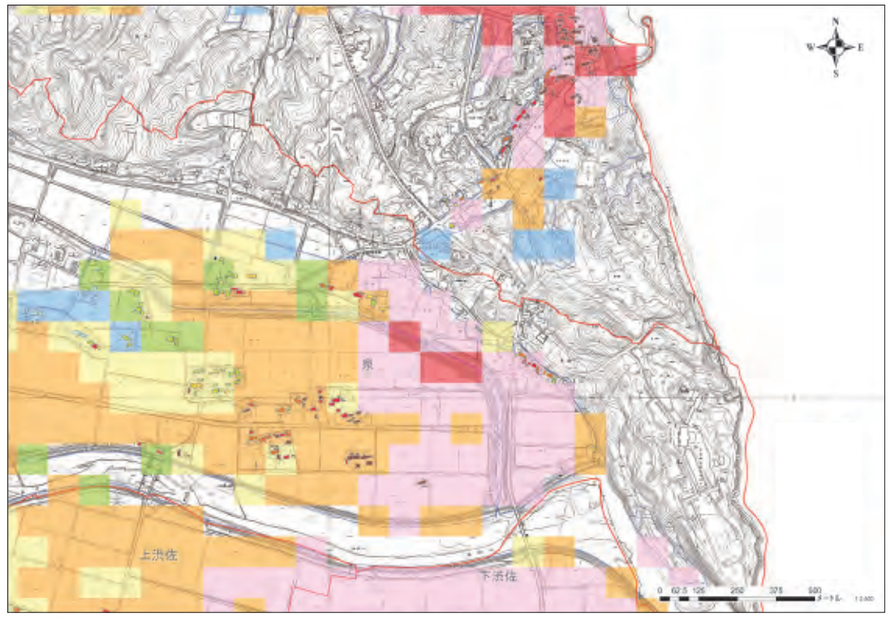

図 2-11　建物被災状況と浸水深（泉・北泉）

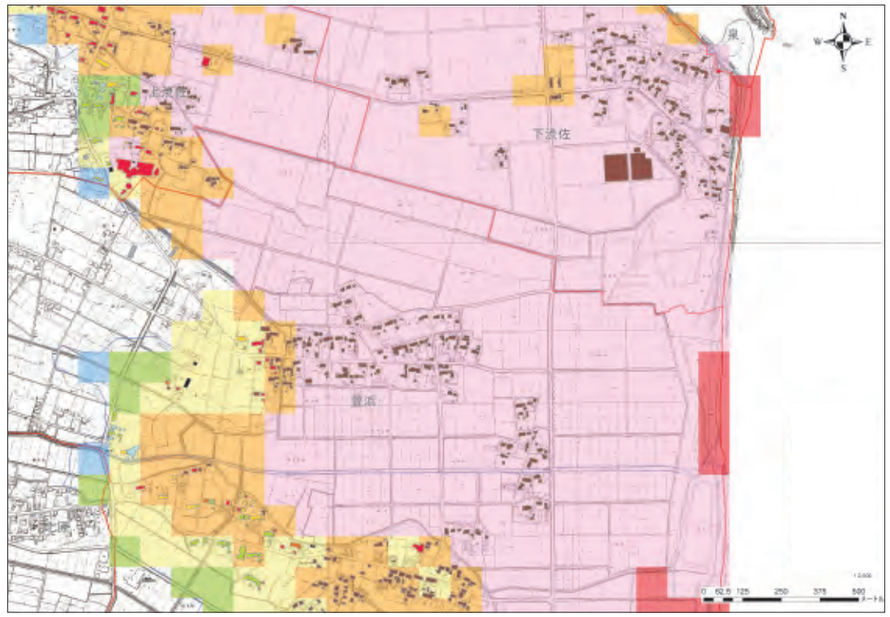

図 2-12　建物被災状況と浸水深（下浜佐・萱浜）

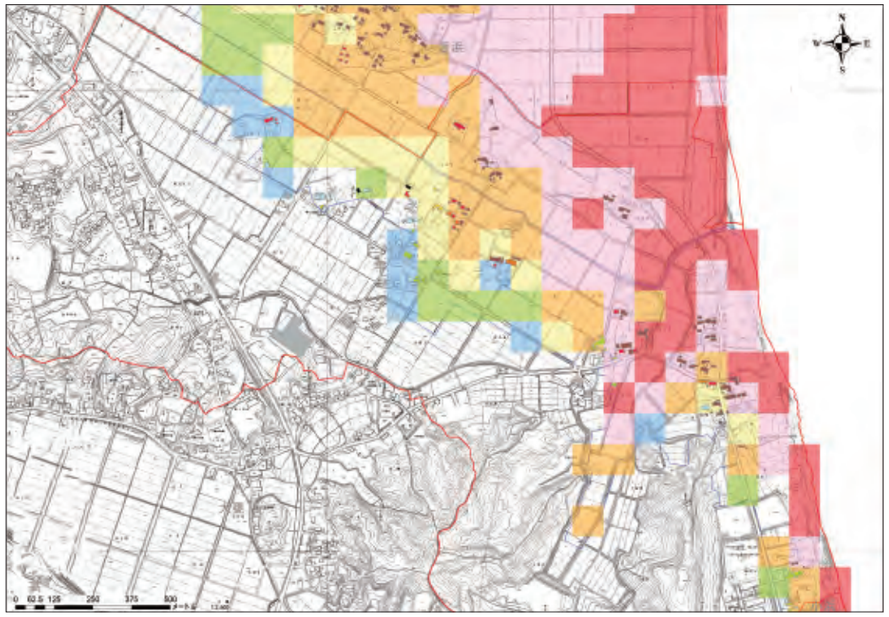

図 2-13　建物被災状況と浸水深（雫）

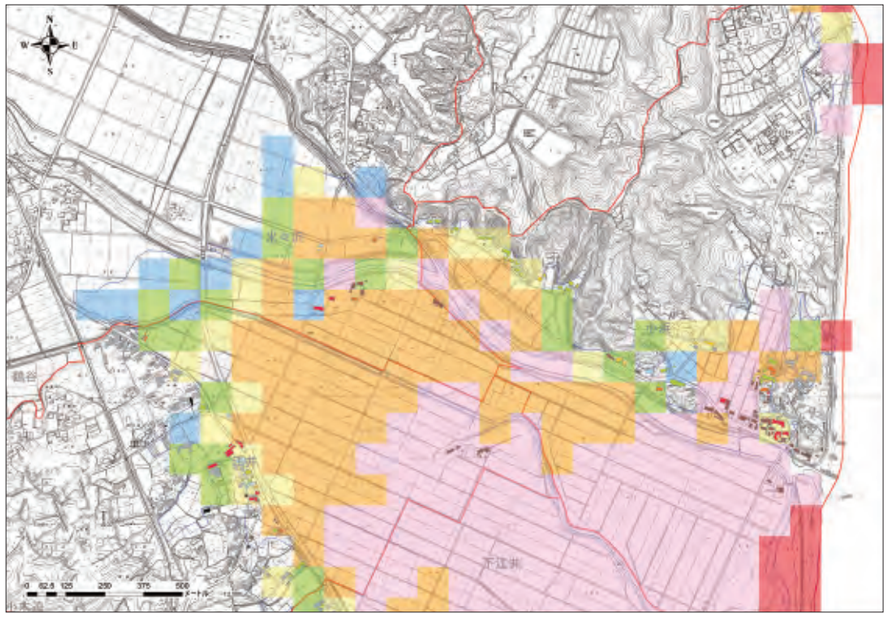

図 2-14　建物被災状況と浸水深（江井・小浜）

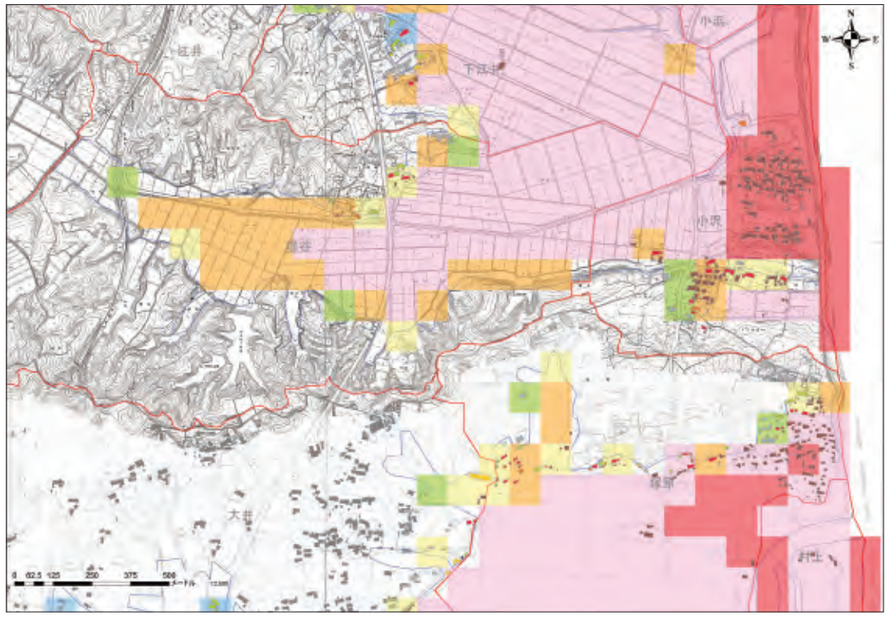

図 2-15　建物被災状況と浸水深（堤谷・小沢・塚原）

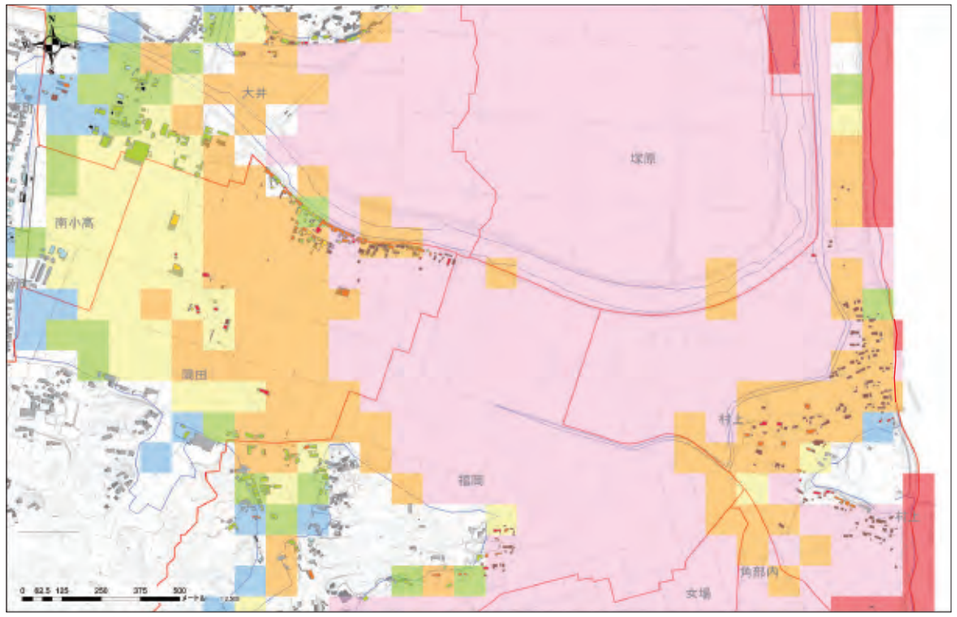

図 2-16　建物被災状況と浸水深（岡田・村上）

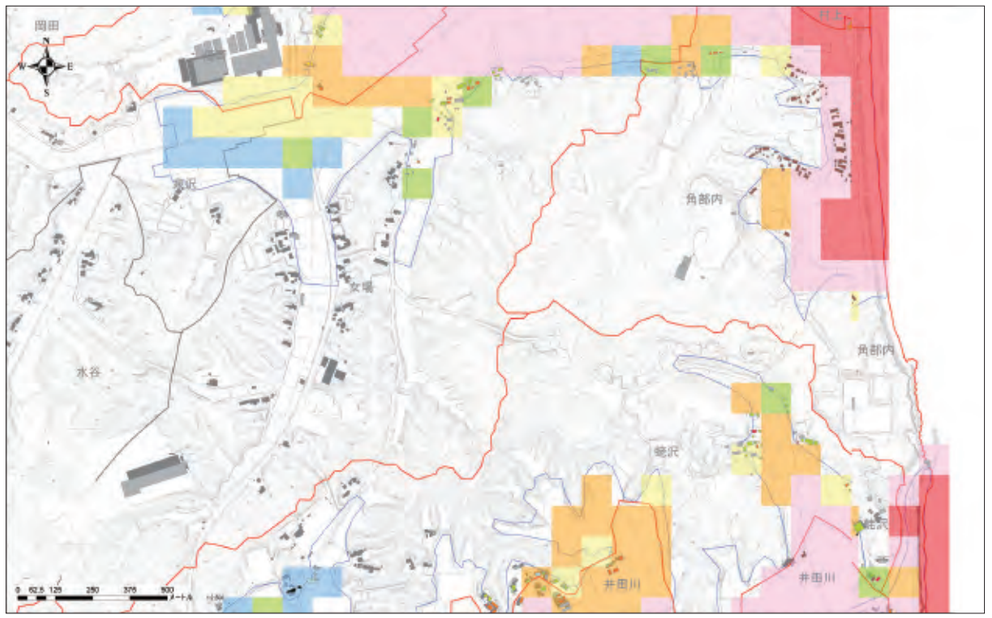

図 2-17　建物被災状況と浸水深（女場・角部内・下蛸沢）

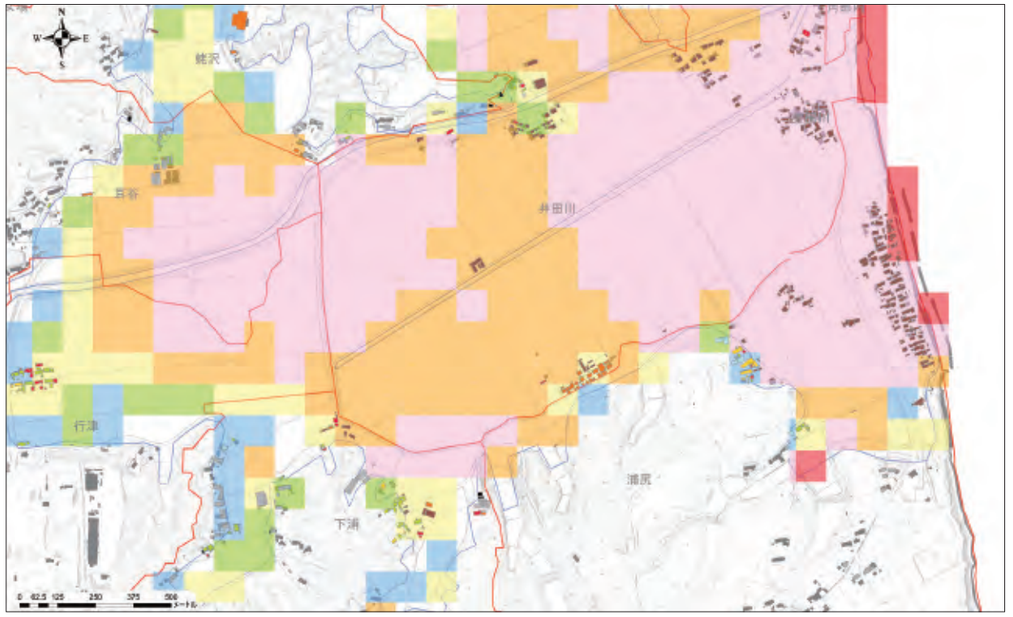

図 2-18　建物被災状況と浸水深（井田川・浦尻）

写真１　鹿島区南海老の津波（平成23年３月11日撮影　細川義裕氏提供）

写真２　鹿島区南右田の津波（平成23年３月11日撮影　細川義裕氏提供）

写真３　小高区浦尻の津波（平成23年３月11日撮影）

写真４　小高区井田川の津波（平成23年３月11日撮影）

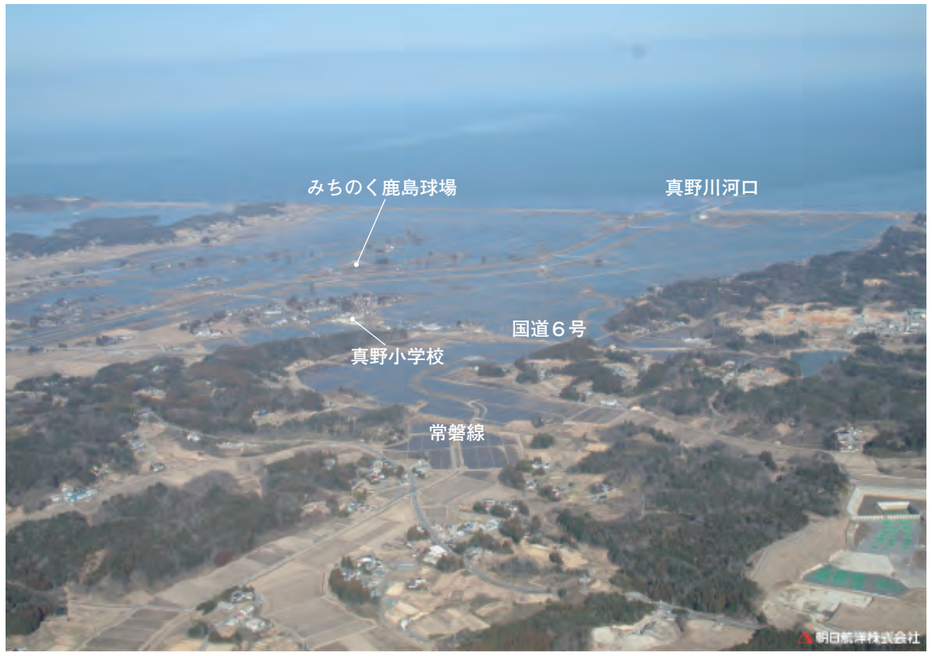

写真５　津波被災後の鹿島区真野川流域（平成23年３月12日撮影　朝日航洋㈱提供）

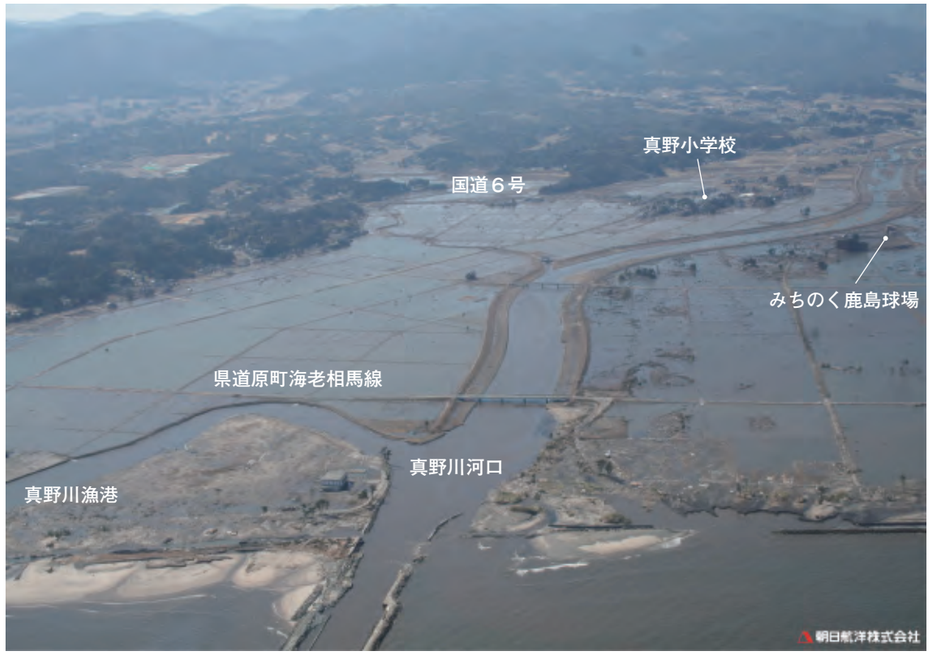

写真６　津波被災後の鹿島区南右田・烏崎海岸（平成23年３月12日撮影　朝日航洋㈱提供）

写真７　津波被災後の原町区新田川流域（平成23年３月12日撮影　朝日航洋㈱提供）

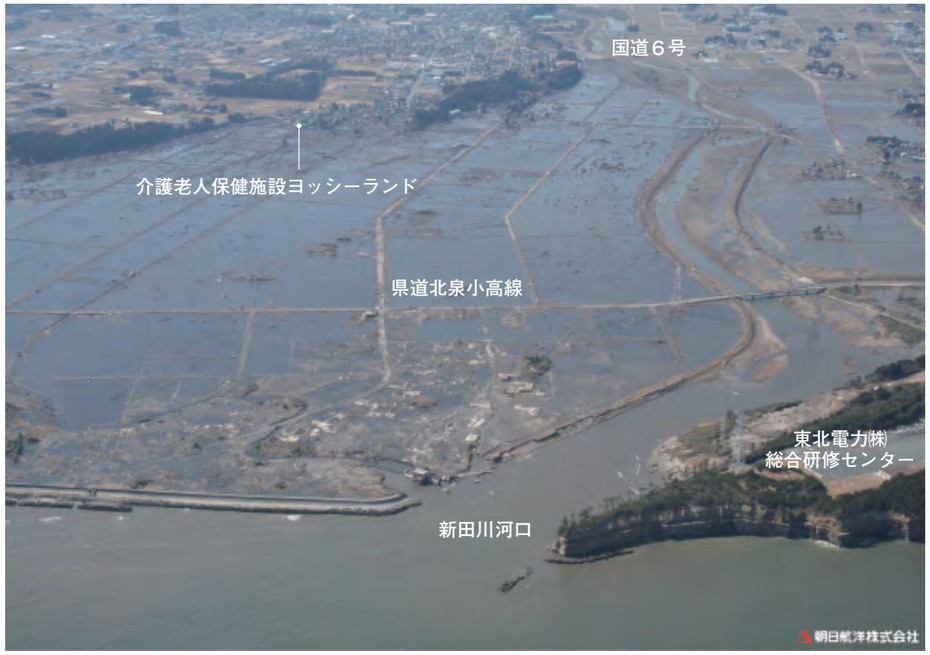

写真８　津波被災後の原町区泉・渋佐海岸（平成23年３月12日撮影　朝日航洋㈱提供）

写真９　津波被災後の原町区太田川流域（平成23年３月12日撮影　朝日航洋㈱提供）

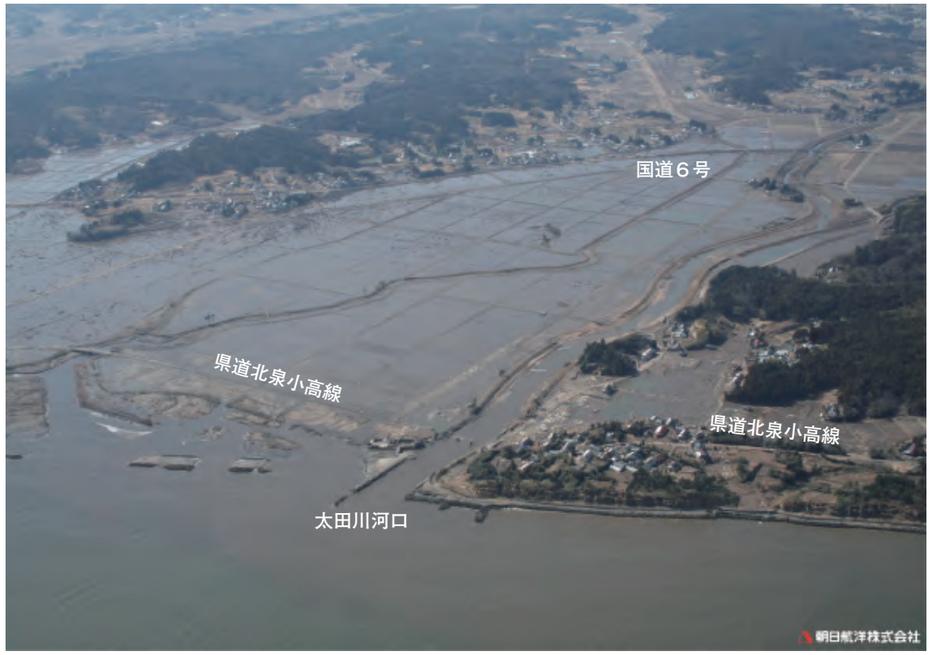

写真10　津波被災後の原町区小浜・小沢海岸（平成23年３月12日撮影　朝日航洋㈱提供）

写真11　津波被災後の小高区小高川流域（平成23年３月12日撮影　朝日航洋㈱提供）

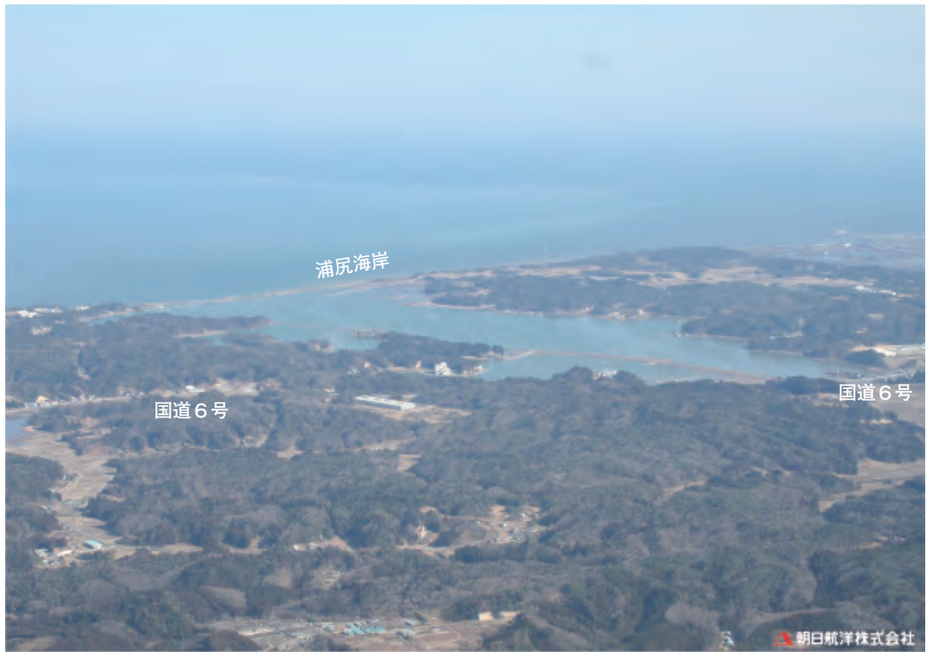

写真12　津波被災後の小高区宮田川流域（平成23年３月12日撮影　朝日航洋㈱提供）

第２節　被　害

１　人的被害

【人的被害の概要】

本市における東日本大震災での津波は、第１波だけにとどまらず、第２波、第３波と押し寄せてきたことや、地震による地盤沈下によって、道路と橋脚との落差が激しく、津波から逃れることができずに飲み込まれてしまった市民もいた。そして、鹿島区においては、高台の避難場所としていた南海老グラウンドまでが津波に襲われ、人的被害は拡大した。

また、市職員においても、沿岸部の水門を閉めに向かった鹿島区の職員２人が犠牲となり、市消防団においても９人（小高区団４人、鹿島区団３人、原町区団２人）が犠牲となった。

さらに、福島第一原発事故の影響も加わって、長期にわたる避難所などでの生活による肉体的・精神的な疲労、避難中の移動による疲労、病院の機能停止による持病の悪化などにより、震災関連死も数多く認定された。

本市の人的被害は、平成31年（2019）３月５日現在、直接死と死亡届等の計が636人で福島県の計1829人の34.8％、関連死が513人で、福島県の計2268人の22.6％を占めるなど、県内市町村で最も多い犠牲者を数えた。

表１　人的被害の状況（平成31年３月５日時点）　（単位：人）

区分／地区	住民基本台帳人口＊1	死者				重傷者	軽傷者
		直接死	関連死	死亡届等＊2	計		
小高区	12,842	129	139	17	285	－	－
鹿島区	11,603	172	57	35	264	－	－
原町区	47,116	224	317	59	600	－	－
合　計	71,561	525	513	111	1,149	2	57

＊１　住民基本台帳人口は、平成23年３月11日現在
＊２　死亡届等は、明確に死亡が確認できる遺体が見つかっていないが、死亡届等が提出されている者

【業務を振り返って】

大津波警報等が発表された場合、住民が安全かつ速やかに避難する必要がある。広報などによる周知や避難誘導はもちろんであるが、災害時の住民の避難行動が減災につながるよう、日頃からの備えが必要である。

震災の教訓を無駄にしない

主事・30代男性

大地震により発生した津波により、600人を超える市民が命を落とされたという事実はたいへん痛ましく、数字を見るだけでも信じられない。また、震災関連死として多くの方が苦しみながら命を落とされ、今後も増えることが予想されるこの状況には、やるせない気持ちでいっぱいになる。

そして、あのような未曾有の大災害直後にもかかわらず、勇敢にも避難誘導にあたられ亡くなった、消防団員の方がたと職員の方がたには、ひたすらご冥福をお祈りすることしかできない。

あの震災を体験したわれわれは、震災で感じたこと、得た教訓などを後世に語り継ぎ、これから起こり得るであろう災害に備え、もしも直面した時は、震災の教訓を無駄にしないようにしたい。

写真１　小高区井田川地区を襲う津波（平成23年３月11日撮影）

写真２　被災後の小高区大井地区（平成23年３月12日撮影）

写真３　被災後の原町区上渋佐地区（平成23年３月14日撮影）

写真４　被災後の鹿島区みちのく鹿島球場（平成23年３月31日撮影）

２　住家被害

【住家被害の概要】

津波・地震で被害を受けた市内の住家は、全世帯の約22％におよんだ（本章第１節２図２、図２-１ ～ 18参照）。

津波被害を受けた住家については、原子力災害により警戒区域に指定された地域であっても調査を行った。しかし、地震による被害の調査は、すぐに着手することができず、警戒区域の指定が解除されたあとの調査となった（第11章第１節２参照）。小高区では、避難にともない雨漏り等による家屋の荒廃が進んで被害世帯の割合が高くなった。

表１　住家被害（平成30年７月13日現在）　（単位：世帯）

区分／地区	全世帯数	被害世帯数	全　壊		大規模半壊		半　壊		一部損壊	
			津波	地震	津波	地震	津波	地震	津波	地震
小高区	3,771	2,235	319	89	34	62	66	837	35	793
鹿島区	3,460	1,051	411	18	14	19	43	66	31	449
原町区	16,667	2,027	434	6	35	14	62	116	31	1,329
合計	23,898	5,313	1,164	113	83	95	171	1,019	97	2,571

多種多様の住家被害

主事・30代男性

今まで住んでいた自分の家や遊びにいっていた親戚や友達の家が津波で被災し、もう住むことや訪れたりすることができなくなる。また、家が無事であっても警戒区域の指定のため、帰ることができないまま劣化し朽ちていく。どちらも家に帰れないという点では同じだが、その理由は大きく違い、被災された方の悲しみや苦悩は多種多様であると感じざるを得ない。

写真１　原町区高平地区の津波被害の住宅（平成23年３月13日撮影）

写真２　小高区仲町の地震被害の住宅（平成23年５月25日撮影）

３　農地被害

【農地被害の概要】

津波により防潮堤が倒壊し、市内沿岸部の農地は流出・冠水した。その浸水面積は2722haにもおよび、福島県沿岸部の他自治体のそれと比較すると圧倒的に被害面積が広い状況であった（図１・表１）。

また、排水機や排水樋門、遊水池等貯留施設、排水路、堤防なども機能しなくなり、もともと地盤が低い地域においては、水が引かない状況が長く続いた。

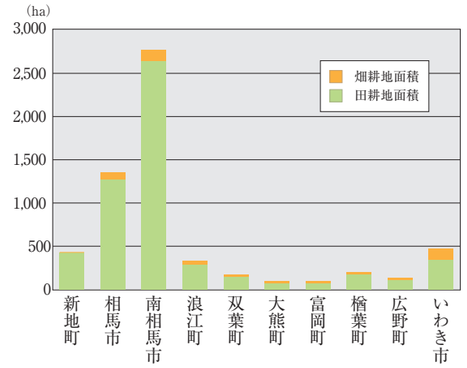

図１　福島県内の農地流出･冠水等被害推定面積

表１　市内の農地流失・冠水等被害推定面積　（単位：ha）

耕地面積	農地流出・冠水等		推定面積の田畑別内訳の試算	
	被害推定面積	被害面積率（％）	田耕地面積	畑耕地面積
8,400	2,722	32.40	2,642	80

＊図１・表１とも、農林水産省大臣官房統計部農村振興局「津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積（平成23年３月29日）」（https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/sekkei/pdf/110329-02.pdf）より引用（2020.8 閲覧）

【業務を振り返って】

津波被害のほか、原子力災害による放射性物質の飛散や住民の避難により農業の休止を余儀なくされるなど、二重苦三重苦の状況であった。農業の再開までには、農地整備のほか、除染や農産物の放射線測定、風評被害など関連する課題が山積している。また、耕地が太陽光発電の敷地に転用される例も多くなった。

生きがいの変容

主事・30代男性

津波によって被災した沿岸部の農家の中には、放射性物質の風評被害等も相まって、農業を辞めた方もいると聞き及んでいる。農業者にとって、畑や田んぼ等を耕し作物を作ることは、仕事であると同時に生きがいであった人もいると思う。そういった意味も含め、あの大震災は、人の生き方をまったく変えてしまったと感じている。

写真１　小高区福岡の津波被災農地（平成23年３月12日撮影）

写真２　鹿島区南海老の津波被災農地（平成23年３月12日撮影）

写真３　原町区金沢の津波被災農地（平成23年３月30日撮影）

すがたを変えた営農

（当時）農林水産課長補佐　森本真治

――自宅が海沿いにあるということで、自宅のようすはどうでしたか。
森本　職場に戻って上司から自宅の確認の了解をもらったわけなんですが、自宅から１kmほど手前の所からもう、津波で流された防風林のマツやがれきなどで道路がふさがれていて、その日はそれ以上進めず、現地の自宅は確認できませんでした。
――自宅は結局全壊だったんですか。
森本　そうですね。自宅は後日確認したところ全壊で、基礎だけが残っていました。
――在宅されていたご家族はどうだったのでしょうか。
森本　母が自宅にいたのですが、母は津波で亡くなりました。発見されたのも、津波から１か月以上経った４月下旬になってからでした。
――農林水産課の日中のお仕事として、農地の被害調査があったと聞きますが、具体的にどのようなことをされたのでしょうか。
森本　震災の翌日から調査が始まったのですが、まず農地の図面を確認しながら、津波がどこまで到達しているか地図に落として、農地の被害面積の確定をする作業をしていました。
――地図と照らし合わせて数値化をしていくと、被害状況はどう感じましたか。
森本　海岸から２km ～ ３km内陸まで津波が到達している場所がありましたので、塩害の被害や、海にある排水機場が被害を受けていました。今後の排水作業がたいへん苦労するのだろうと思いました。
――その時から６年以上過ぎ、そのなかで農地もだいぶ復旧してきましたが、そうしたことは当時イメージできましたか。
森本　かなりの面積が大型区画に変わったり、あるいは海岸線が太陽光発電になったりと、農地のあり方も変化したので、当時はここまで復旧が進むとは考えられませんでした。

「ひばりFMオーラルヒストリー」平成29年11月９日放送分より抜粋

第３節　福島原子力発電所事故の概要

１　福島原子力発電所事故の経緯

【福島第一原子力発電所の概要】

福島第一原発は、東京の北北東約220km、本県太平洋岸のほぼ中央に位置し、双葉郡大熊町・双葉町にまたがっている。敷地面積は約350万平方メートルである。

この福島第一原発が立地する土地はもともとほぼ平坦な丘陵（標高30 ～ 35m）であり、南北に延びる急峻な海食崖で太平洋に落ち込んでいる。本事故の直前の時点で、敷地内には６基の沸騰水型軽水炉があり（図１）、これら６基の総発電設備容量は4,696,000kWという大容量であった（表１）。

それらは丘陵を約20m掘り下げて設置されていた。具体的には、大熊町側の１ ～ ４号機でO.P.（小名浜港工事基準面）+10m、双葉町側の５・６号機でO.P.+13mである。各号機とも内陸側（西側）に原子炉建屋、海側（東側）にタービン建屋が配置され、原子炉建屋は敷地面から約13m下の泥岩層に直接設置されていた。

１号機は、東京電力㈱にとっては初めて建設・運転した原発であり、昭和46年（1971）に営業運転を開始して以来、約40年が経過していた。最新の６号機であっても、すでに31年が経過していた。

写真１　福島第一原子力発電所の事故前の全景（東京電力ホールディングス㈱提供）

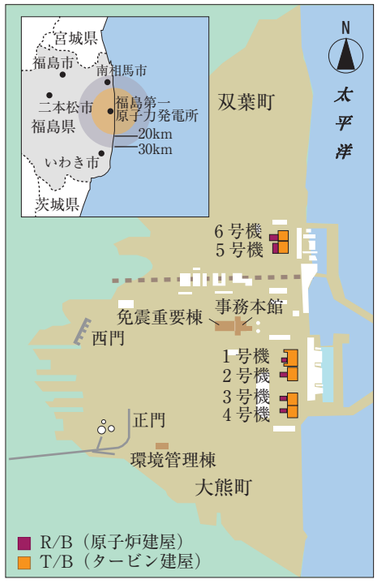

図１　発電所主要施設の配置
＊東京電力福島原子力発電所事故調査委員会『国会事故調　調査報告書（本編）』(2012.6)より引用編集

表１　福島第一原子力発電所各号機の施設に関わる要目

要目＼号数	１号機	２号機	３号機	４号機	５号機	６号機
炉　型	BWR３	BWR４	BWR４	BWR４	BWR４	BWR５
格納容器形式	MARK１	MARK１	MARK１	MARK１	MARK１	MARK２
電気出力（万キロワット）	46.0	78.4	78.4	78.4	78.4	110.0
原子炉設置許可	1966年12月	1968年３月	1970年１月	1972年１月	1971年９月	1972年12月
運転開始	1971年３月	1974年７月	1976年３月	1978年10月	1978年４月	1979年10月

＊東京電力福島原子力発電所事故調査委員会『国会事故調　調査報告書（本編）』（2012.6）より作成

【事故の概要】

福島第一原発の事故については、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「国会事故調」）の報告書で次のようにまとめられている[*1]。

> 平成23年（2011）３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波を端緒として、東電の福島第一原発は、国際原子力事象評価尺度（INES）で「レベル７」という極めて深刻な事故を引き起こした。
>
> 地震発生時、福島第一原発は、１号機が定格電気出力一定で運転中、２号機、３号機は定格熱出力一定で運転中、４～６号機は定期検査中であった。運転中であった１～３号機は地震発生直後に自動的にスクラム（原子炉緊急停止）した。
>
> この地震動で、東電新福島変電所から福島第一原発にかけての送配電設備が損傷し、すべての送電が停止した。また、東北電力の送電網から受電する66kV東電原子力線が予備送電線として用意されていたが、１号機金属閉鎖配電盤に接続するケーブルの不具合のため同送電線から受電することができず、外部電源を喪失してしまった。
>
> その後、地震動を起因として発生した津波により、非常用ディーゼル発電機（D/G）や冷却用海水ポンプ、配電系統設備、１号機、２号機、４号機の直流電源などが水没して機能不全となり、６号機の空冷式非常用ディーゼル発電機１台を除く全ての電力供給機能が失われた。すなわち１号機、２号機、４号機の全電源喪失及び３号機、５号機の全交流電源喪失（SBO）が生じた。そして、３号機は、直流電源のみ辛うじて残ったものの、３月13日未明には放電し全電源喪失となった。
>
> 一方、地震や津波の被害による影響は、電源に対してのみにとどまらなかった。すなわち、津波は、がれきや車両、重機、重油タンク、土砂等を伴って原子力発電所の建屋や機器・設備を破壊した。また、３、４号機超高圧開閉所や運用補助共用施設（共用プール建屋）にまで津波が及び、主要建屋エリア全体にわたって大量の海水が流れ込んだ。津波が去った後も、津波漂流物が原子力発電所構内に散乱し、車両の通行や資機材搬入作業を妨げるとともに、マンホールやグレーチング等のふたを吹き上げて開口部を作り、地震による発電所構内道路の隆起、沈降、陥没と相まって、アクセス性が著しく悪化した。また、継続的に発生する大規模な余震や津波は、それへの警戒と断続的な作業中止を余儀なくさせ、円滑な事故対応を阻害する一因であった。さらに、電源喪失によって、中央制御室での計装や監視、制御といった中央制御機能、発電所内の照明、通信手段を一挙に失った。
>
> そのため、有効なツールや手順書もない中、現場運転員たちによる臨機の判断、対応に依拠せざるを得ず、まさに手探りの状態での事故対応となった。
>
> 電源喪失によって、適時かつ実効的な原子炉冷却も著しく困難になっていた。原子炉冷却、すなわち、高圧注水や原子炉減圧、低圧注水、格納容器冷却と減圧、最終ヒートシンクへの崩壊熱除去といった、事故回避へ向けた各ステップの実行とその成否は、電源の存在に強く依存しているためである。また、前述した発電所構内のアクセス性の悪化は、消防車による代替注水や電源復旧、格納容器ベントのライン構成及びそれらの継続的な運用において、大きな障害になった。
>
> 詳細は調査報告の本文に詳しく述べるが、結果的に、放射性物質を大量に外部環境に放出する大事故に至った。

【政府の対応】

政府は、福島第一原発が全交流電源喪失と非常用炉心冷却装置注水不能の事態に陥ったことから、３月11日19時３分に「原子力緊急事態宣言」を発表した。その時の官房長官の記者発表は次のとおりである[*2]。

> まず私（官房長官）からご報告をいたします。まず発表に先立ちまして、これから申し上げることは予防的措置でございますので、くれぐれも落ち着いて対応していただきたいというふうに思います。
>
> 先ほど、原子力安全対策本部を開催をいたしまして、本日16時36分、東京電力福島第一原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法第15条１項２号の規定に該当する事象が発生し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があると認められたため、同条の規定に基づき、原子力緊急事態宣言が発せられました。
>
> 現在のところ、放射性物質による施設の外部への影響は確認されておりません。したがって、対象区域内の居住者、滞在者は現時点では直ちに特別な行動を起こす必要はありません。あわてて避難を始めることなく、それぞれの自宅や現在の居場所で待機し、防災行政無線、テレビ、ラジオ等で最新の情報を得るようにしてください。
>
> 繰り返しますが、放射能が現に施設の外に漏れている状態ではありません。落ち着いて情報を得るようにお願いをいたします。
>
> （中略）
>
> 原子炉そのものに今問題があるわけではございません。原子炉はしっかりと停止を

＊１　東京電力福島原子力発電所事故調査委員会『国会事故調　調査報告書（本編）』（2012.６）

＊２　国立国会図書館保存（2019年１月４日）「官房長官記者発表（平成23年３月11日）」（http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11236451/www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201103/index.html）より引用（2019.10閲覧）

いたしました。ただ、停止をした原子炉は冷やさなければいけません。この冷やすための電力、冷やすための電力についてですね、対応が必要であるという状況になっております。まさに万が一の場合の影響が激しいものですから、万全を期すということで、緊急事態宣言を発令をいたしまして、その上で対策本部も設置をし、原子力災害対策特別措置法に基づく最大限の万全の対応をとろうということでございます。

（後略）

この記者発表では、福島第一原発が地震と津波によって電源を喪失してしまったことが述べられていない。一方、地震発生直後、緊急停止した原子炉を冷やせなくなったことから、冷やすための電力の対応が必要になっているとしている。冷やせなくなった原因を説明しないままの発表であったため、どのようにして冷やすのか、うかがい知れなかった。また、冷やせない状態が続いた場合「万が一の場合の影響が激しい」と述べているが、原子炉がどのような事態になるか、周囲への影響はどうなのかも説明されていない。原子力緊急事態宣言という深刻な発表にもかかわらず、住民が理解できる情報とはなっていなかった。

これ以降の記者発表において、平成23年３月11日午後「第一原発から３km圏内避難指示」では「念のための避難指示」、12日午前「避難指示を10km圏内に拡大」では、放射性物質を含む空気のベントが管理された状況で行われるので、10km圏外に避難するというのは「まさに万全を期すため」、同日午後「１号機爆発を受けて避難指示を20km圏内に拡大」では、「念のために、さらに万全を期す観点から20kmに拡大」と発言されている。市民は、「念のため」と言われながら、次々と避難指示の範囲が拡大していくことに、そして原発事故がどこまで深刻になるのかに大きな不安を抱いていた。

事故の経過は図２・表２に示した。

写真２　事故前の福島第一原子力発電所（左から１・２・３・４号機　平成21年11月撮影　東京電力ホールディングス㈱提供）

写真３　事故後の福島第一原子力発電所（白煙をあげているのが４号機　平成23年３月15日撮影　東京電力ホールディングス㈱提供）

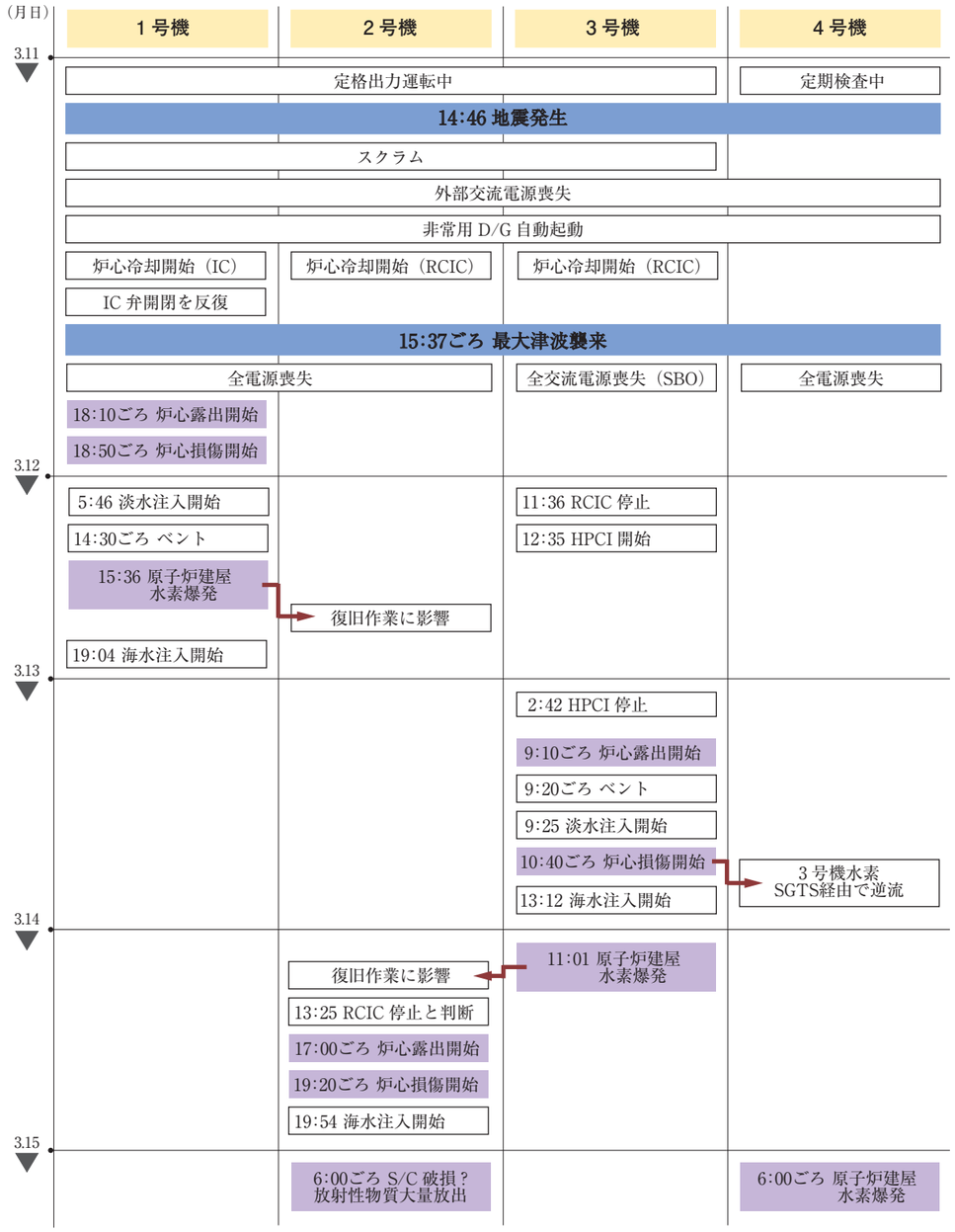

図２　福島第一原子力発電所１～４号機の事故の推移（平成23年３月11～15日）

＊東京電力福島原子力発電所事故調査委員会『国会事故調　調査報告書（本編）』（2012.6）より引用編集
＊炉心露出開始、炉心損傷開始時刻はいずれも東京電力の MAAP 解析による。

D/G（非常用ディーゼル発電機）　HPCI（高圧注水系）　IC（非常用復水器）
R/B（原子炉建屋）　RCIC（原子炉隔離時冷却系）　S/C（圧力抑制室）
SBO（全交流電源喪失）　SGTS（非常用ガス処理システム）

表２　福島第一・第二原子力発電所事故の主要な時系列事項

平成23年	時刻	出来事　赤字：地震・事故の経緯　緑字：政府の動き　青字：避難指示等
3月　11日	14:46	地震発生
	15:14	災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部を設置
	15:37	第１回緊急災害対策本部会議開催
	15:42	東電（＊1）：原災法（＊2）第10条に基づく特定事象発生の通報（全交流電源喪失）
	16:45	東電：原災法第15条に基づく特定事象発生の通報（非常用炉心冷却装置注水不能）
	18:33	東電：（福島第二原発）第10条通報
	19:03	政府：原子力緊急事態宣言（福島第一原発）
	20:50	福島県が福島第一原発から半径２km圏内に避難指示
	21:23	福島第一原発から半径３km圏内に避難指示／半径３～10km圏内に屋内退避指示
12日	0:05	東電：原災法第15条に基づく特定事象発生の通報
	1:30 頃	東電からのベント申し入れを官邸が了解
	5:44	ベントが実行されないため、避難指示を福島第一原発から半径10km圏内に拡大
	6:50	海江田経産相による炉規法（＊3）に基づくベント命令が東電に出される
	7:45	政府：原子力緊急事態宣言（福島第二原発） 福島第二原発から半径３km圏内に避難指示／半径３～10km圏内に屋内退避指示
	8:03	吉田福島第一原発所長によるベント指示、９時４分から作業員がベントに着手
	14:53	消防車により１号機へ累計 80,000ℓ 注水完了
	15:36	１号機原子炉建屋が水素爆発
	17:39	福島第二原発から半径10km圏内に避難指示
	18:25	福島第一原発から半径20km圏内に避難指示
	19:04	原子炉への海水注入を開始
14日	11:01	３号機原子炉建屋が水素爆発
	18:22	２号機の冷却水が不足し、燃料棒が全露出
15日	5:26	政府・東電による対策統合本部を設置
	6:10 頃	２号機圧力抑制室付近で大きな衝撃音、４号機原子炉建屋の損壊
	7:00	作業員約 650 人が一時福島第二原発へ移動
	11:00	福島第一原発から半径20～30km圏内に屋内退避指示
16日	5:45	４号機原子炉建屋４階北西付近から火災発生確認
	8:34	３号機より白煙が大きく噴出
17日	9:48	陸上自衛隊ヘリにより３号機使用済み燃料プールへ散水実施
	19:00	以降、警察・自衛隊の放水車により３号機使用済み燃料プールへの放水実施
18日	14:42	自衛隊ヘリ・高圧放水車を使用した３号機使用済み燃料プールへの放水実施
19日		緊急消防援助隊による３号機使用済み燃料プールへの放水実施
20日	17:17	コンクリートポンプ車による４号機使用済み燃料プールへの放水開始
24日		各使用済み燃料共用プールに関し、外部電源からの電源供給および冷却ポンプ起動
25日		福島第一原発から半径20～30km圏内に自主避難要請
4月　12日		原子力安全・保安院が「国際的評価尺度」においてレベル５から７への引き上げを決定
21日		福島第一原発から半径20km圏内に警戒区域設定 福島第二原発から半径10km圏内から８km圏内に避難範囲を縮小
22日		福島第一原発から半径20～30km圏内屋内退避区域の解除（いわき市外れる） 計画的避難区域の設定。緊急時避難準備区域の設定
5月　15日		東電：３月12日朝６時50分頃には炉心溶融が生じていたとの解析結果を発表

＊１　東電は東京電力㈱の略　　＊２　原子力災害対策特別措置法の略
＊３　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の略
＊福島原発事故独立検証委員会（民間事故調）『調査・検証報告書』（2012.2）より引用編集

２　避難の指示

【避難区域の設定】

福島第一原発の事故によって、放射性物質が広い範囲に拡散し、多くの住民が被ばくの脅威にさらされた状況において、避難区域を実質的に決定したのは首相官邸[*1]５階であった。

官邸５階は、福島第一原発から半径３km圏内、10km圏内、20km圏内の避難区域を次々と決定していったが、それらの決定根拠は必ずしも明確ではなかったようである。

以下、福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（以下「政府事故調」）の報告書[*2]をもとに、避難区域決定の流れを追ってみる。なお、それぞれの避難指示区域の設定と見直し等の変遷図については、第３章第１節１に掲載したので参照されたい。

１．半径３km圏内の避難指示

福島第一原発における全交流電源喪失および非常用炉心冷却装置注水不能といった事態を受け、平成23年（2011）３月11日19時３分、総理は「原子力緊急事態宣言」を発し、原子力災害対策本部を官邸に設置した。

福島県災害対策本部では、この原子力緊急事態宣言を受け、通常の原子力防災訓練で行うこととなっている原発から半径２km圏内への避難指示発出を検討し、同日20時50分、福島県知事は、大熊町と双葉町に対し、福島第一原発から半径２km圏内の居住者等の避難を指示した。

一方、原子力緊急事態宣言に係る官房長官の記者会見終了後、班目春樹原子力安全委員会委員長、平岡英治原子力安全・保安院次長や東京電力幹部が官邸５階に集められ、関係閣僚等から、原子炉の状況や避難範囲などについての説明や意見を求められた。そこで、最悪の場合には炉心損傷もあり得ること、それを避けるためにはベント[*3]を行う必要があること、避難範囲については、ベントを実施することを前提としても３kmを避難範囲とすれば十分であることなどが説明された。これらを踏まえ、３km範囲に対する避難および３ ～ 10kmに対する屋内退避の指示が決定された。

この官邸５階での協議結果を受け、原子力災害対策本部は、同日21時23分、福島県知事や関係自治体に対し、福島第一原発から半径３km圏内の居住者等に対して避難のための立ち退きを行うこと、および同発電所から半径10km圏内の居住者等に対しては屋内退避を行うことを指示し、同日21時52分、官房長官は、同指示内容について記者会見を行った。

２．半径10km圏内の避難指示

その後、１号機の原子炉格納容器圧力が異常上昇したこと、１号機・２号機におけるベントが実施されていなかったことなどから、12日未明、官邸５階において、関係閣僚等により避難範囲に関する再検討が行われた。

＊１　首相や官房長官、官房副長官といった政府要人の執務室が最上階の５階にあることから「官邸５階」と総称された。
＊２　東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（政府事故調）「中間報告」（2011.12）
＊３　原子炉圧力容器や原子炉格納容器内の圧力が異常に上昇した場合に、内部の気体を排出し、圧力を降下させること。

そこでは、管理された状況下でベントを実施するのであれば避難範囲を拡大する必要はないが、保守的に考えるのであれば、EPZ（防災対策重点地域）の10kmに避難範囲を拡大すれば相当な事態にも対応できるとの判断から、避難範囲を10kmに拡大することが決められた。

そして、原子力災害対策本部は、12日５時44分、福島県知事および関係自治体に対し、福島第一原発から半径10km圏内の居住者等に対して避難のための立ち退きを行うことを指示し、同日９時35分、官房長官は、同指示内容について記者会見で発表した。

３．半径20km圏内の避難指示

引き続き１号機のベントが試みられていたところ、12日15時36分、１号機の原子炉建屋で爆発が発生した。そこで今度は、20kmの範囲で避難指示を出すことが官邸５階において決められ、原子力災害対策本部は、同日18時25分、福島県知事および関係自治体に対して、福島第一原発から半径20km圏内の居住者等に対して避難のための立ち退きを行うことを指示した。

同日20時32分、総理は、国民へのメッセージを発表し、避難範囲の拡大について説明するとともに、官房長官も、同日20時50分、１号機建屋の爆発の事実を告げたうえで、中の原子炉格納容器が爆発したものではなく、放射性物質が大量に漏れ出すものではない旨の説明と避難範囲を拡大したことに関する説明を行った（後出「官房長官記者発表」参照）。

４．半径20km以上30km圏内の屋内退避指示

この後、３月14日11時１分の３号機爆発、３月15日６時頃の４号機方向からの衝撃音の発生、同日８時11分頃の４号機原子炉建屋５階屋根付近の損傷確認、同日９時38分の同原子炉建屋３階北西付近での火災発生といった事象が連続的に発生した。

これらに対処するため、原子力災害対策本部は、15日11時、福島県知事および関係自治体に対し、福島第一原発から半径20km以上30km圏内の居住者等に対して屋内への退避を行うことを指示した。

「官房長官記者発表[*4]」（平成23年３月12日20時50分）

それでは、ただいまの総理からの発言にもございました、東京電力福島第一発電所の件について私から御報告を申し上げます。

まず、本日15時36分の爆発について、東京電力からの報告を踏まえ、御説明を申し上げます。

原子力施設は、鋼鉄製の格納容器に覆われております。そして、その外がさらにコンクリートと鉄筋の建屋で覆われております。このたびの爆発は、この建屋の壁が崩壊したものであり、中の格納容器が爆発したものではないことが確認されました。

爆発の理由は、炉心にあります水が少なくなったことによって発生した水蒸気が、この格納容器の外側の建屋との間の空間に出まして、その過程で水素になっておりまして、その水素が酸素と合わさりまして、爆発が生じました。

ちなみに、格納容器内には酸素はありませんので、水素等があっても爆発等をすることはありません。実際に東京電力からは、格納容器が破損していないことが確認されたと報告を受けております。繰り返しになりますが、このたびの爆発は原子炉のある格納容器内のものではなく、したがって、放射性物質が大量に漏れ出すものではありません。

東京電力と福島県による放射性物質のモニタリングの結果も確認いたしましたが、爆発前に比べ、放射性物質の濃度は上昇いたしておりません。

報道されました15時29分の1015マイクロシーベルトの数値でございますが、この地点の数字はその後、15時36分に爆発がございましたが、15時40分の数字が860マイクロシーベルト、18時58分の数字は70.5マイクロシーベルトとなっておりまして、爆発の前後でむしろ少なくなっております。

（中略）

したがいまして、現時点で爆発前からの放射性物質の外部への出方の状況には大きな変化はないと認められるものでございますので、是非、冷静に対応していただきたいと思っております。

なお、この東京電力福島第一発電所に係る避難指示につきましては、こうした爆発の状況、そしてそれによる、今回決定し実施いたしました対応策等の可能性が見えてきた段階で、万が一にもの対応策として20km圏内から退避いただくことへと拡大いたしました。

これまでの対応方針同様、今回の措置によって10kmから20kmの間の皆さんに具体的に危険が生じるというものではございませんが、新たな対応を取ることの可能性が出たことにかんがみ、念のために、更に万全を期す観点から20kmに拡大いたしたものでございます。

住民の皆さんは、こうした事情、経緯、判断に基づくものでございますので、警察・自治体等の指示に従って冷静に対応していただきたいと思っております。

【現場の混乱】

被災地域、特に福島第一原発周辺地域の人びとの暮らしを一変させる重大事案にもかかわらず、国による避難指示は、関係自治体に直接伝えられることはなかった。

前出の政府事故調の報告では避難指示等を関係自治体に指示したとあるが、後日行われた、政府事故調局員による本市職員への聞き取り調査の記録[*5]にはそのような事実は認められない。むしろ、避難指示を外部から知った市民の混乱のようすと市職員の対応が読み取れるので、原文のまま紹介する。

＊４　国立国会図書館保存（2019年１月４日）「内閣官房長官記者会見（平成23年３月12日）」（http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11236451/www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201103/index.html）より引用（2019.８閲覧）

＊５　東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局「聴取結果書」（2011.８）

平成23年８月29日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局

局員　飯崎　準

平成23年８月25日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第１　被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

１　被聴取者

福島県南相馬市役所	市民生活部長	八巻清貴
	市民生活部理事	林秀之
	市民生活部次長	大和田寿一
	市民生活部防災安全課係長	大石雄彦
	市長公室長	大谷和夫

２　聴取日時

平成23年８月25日午後13時00分から同日午後15時00分まで

３　聴取場所

南相馬市役所３階特別会議室

（中略）

第２　聴取内容

避難措置について

別紙のとおり

（中略）

別紙

（中略）

２　地震後の状況

３/11　14:46に震度６弱の地震が発生した際、市では定例議会の開催中であり、第一回災害対策本部会議を15時から開催している。

この時、大津波警報が出ているということが報告され、防災安全課で防災行政無線を使って沿岸部の住民に避難を指示している。

地震直後は使えた電話は、16時にはパンク状態のためかほとんどつながらなくなり、固定電話も携帯電話もつながらない状態であった。ただし、公衆電話は使えたため、市内に設置された公衆電話に市民が列を作る姿が見られた。

南相馬市は、地震による津波の被害が甚大であり、３/11の夜には、親族と連絡が取れないという通報が市に1000件以上寄せられ、その対応に追われており、また、当日はかなり冷え込んでいたため、毛布等の提供を防災行政無線で市民に呼び掛けるなど、津波対応に忙殺されていた。そのため、３/11夜に出された原発から半径３kmの避難指示については、TVを見る余裕もなく、ほとんどの職員の記憶にない状態である。

３　３/12　5:44の第一[*6]から半径10kmの避難指示

市で作成した記録によると、6:20に消防署から連絡があり、第一原発[*7]から半径10km以内に避難指示が出ていることを認知した。6:25には県対策本部[*8]からも同様の連絡があり、県からは、双葉・浪江地区から住民が避難のために押し寄せる可能性もあるので、準備をお願いしたいとの指示を受けた。同じく6:25には県の出先機関である相双保健福祉事務所から安定ヨウ素剤の準備をお願いしたいとの連絡を受けた。

市の最南端に位置する合併前の旧小高町の一部が半径10kmに該当するものの、当該区域内には人家はないため、この避難指示については、住民への伝達を行っていない。

（中略）

なお、原発から半径10kmは、先ほど述べたとおり、南相馬市の一部が該当するにもかかわらず、国から市への伝達は行われていない。

４　３/12　18:25の第一から半径20kmの避難指示

半径20kmに拡大されると、南相馬市の３分の１に該当する旧小高町全域が該当することになるが、この指示も国から市への伝達は受けていない。県からも連絡がなかった。電話が通じにくい状態は相変わらずで、衛星回線を使ったFAXがあったものの、これもつながりが悪かった。

この時も津波による被害対応に追われており、市内の行方不明者が数百人という状況であったが、避難区域のうち、介護が必要な者などの災害弱者を中心に、市で所有するバスや民間のバスのうち調整がついた数台を使って、20km圏外になる原町地区へ移動させている。それ以上の避難をこの日のうちに調整することは困難であり、該当地域の住民には基本的にはマイカーで移動するよう防災行政無線で指示している。

翌日（３/13）、飯舘村からスクールバスなどを借り、避難できていない住民を原町地区へ避難させた。

５　３/15　11:00の第一から半径20～30kmの屋内退避指示と物資の停滞

これも国からも県からも連絡はなく、TVで認知した。30kmとなると、市の３分の２が該当し、原町地区も該当することになり、南相馬市役所自体も含まれる。

市としては、屋内に止まるよう防災行政無線を使って市民に呼び掛けている。

その後、３/16頃[*9]だったと思うが、市に駐屯してくれていた自衛隊から「米軍

＊６・７　東京電力福島第一原子力発電所　　＊８　県災害対策本部　　＊９　３/14の誤りである。

では原発から半径80km圏内からの避難指示が出されたようであり、我々も撤収する。市も避難した方がいい」との連絡があり、自衛隊車両が市から撤収していった。

このようすを見た住民から、市へ問い合わせが殺到し、屋内退避圏内の市民の多くが自主的に避難していった。

住民が自主的に離れていったことに伴い、市内の店舗が相次いで閉鎖されたことや、トラックなどの物流が屋内退避の30km圏内に入ってこなくなったことなどが原因と思われるが、この頃から市内で物資が停滞し、市民生活が困難になっていった。

市では対策として、30km圏外に物資受け入れポイントを立ち上げ、市職員がそこまで物資を取りにいくこととし、また、ガソリンについては、大型免許と危険物取扱の免許を持っている者をボランティアとして募り、郡山や宇都宮まで出向いてタンクローリーに乗って市内まで運ぶなどの措置を取った。

（中略）

9　その他

第一から20 ～ 30km圏内に屋内退避指示が出た際、市から自主的に避難する市民が多く出たが、市外に避難するには、大きく３つしかルートがなく、１つは、南に走っていわき方面へ出るルート、２つ目は、北に抜けて仙台方面に出るルート、３つ目は、西に抜けて飯舘・川俣方面に出るルートがある。このうち、南に抜けるルートは、第一原発を経由しなくてはならないため使えず、北に出るか、西に出るかしかなかったところ、仙台方面は、震災と津波の影響で避難受け入れどころではないのではないかとの考えから、市で調整して、多くの市民が飯舘・川俣方面に避難している。

ところが、後日公表されたSPEEDI[*10]のデータによると、飯舘・川俣方面は、屋内退避区域からの避難を進めていた時期、南相馬市内以上の放射線が飛散しており、特に、３/17頃は、飯舘では雪が降り、子どもたちが雪遊びをしていたとの話もある。もしデータが公表されていれば、仙台方面に避難したはずであり、大変遺憾である。

（後略）

＊10　緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（System for Prediction of Environmental Emergency Dose Information）の略称。

３　空間線量率

【経　緯】

福島第一原発事故により放射性物質が拡散された。空間の放射性物質（ガンマ線）を測定した空間線量率は、１時間あたりのマイクロシーベルトで表示され、人がその場所に１時間立っていた場合の外部被ばく線量を表している。ここから１日分の被ばく線量や１年分の被ばく線量を求めることができ、当然、国はもとより原発周辺市町村でも、日々、空間線量率を注視するようになった。

ここでは、福島第一原発事故の経過につれて変化した南相馬市の空間線量率を、いわき市・福島市・郡山市との比較も含め記載する（図１）。

平成23年（2011）

３月11日

19時03分　国は福島第一原発について原子力緊急事態宣言を発令

21時23分　福島第一原発から半径３km圏内の住民に避難指示

３月12日

05時44分　避難指示区域を福島第一原発から半径３kmから10km圏内に拡大

15時36分　福島第一原発１号機水素爆発

17時46分　◆南相馬合同庁舎（原町区錦町）で毎時 0.82マイクロシーベルト

18時25分　福島第一原発から半径20km圏内の住民に避難指示

20時00分　◆南相馬合同庁舎で毎時17.08マイクロシーベルト

21時00分　◆南相馬合同庁舎で毎時20.00マイクロシーベルト

22時00分　◆南相馬合同庁舎で毎時12.00マイクロシーベルト

23時52分　◆南相馬合同庁舎で毎時 8.33マイクロシーベルト

３月13日

07時23分　◆南相馬合同庁舎で毎時 3.59マイクロシーベルト

15時41分　国は福島第一原発３号機について、蒸気を放出し、真水・海水を注入と発表

18時00分　◆南相馬合同庁舎で毎時 3.83マイクロシーベルト

３月14日

05時00分　◆南相馬合同庁舎で毎時 3.43マイクロシーベルト

11時01分　福島第一原発３号機水素爆発

19時55分　東京電力㈱は、福島第一原発２号機で燃料が水面から完全に露出し、原子炉が空焚き状態と公表

23時00分　◆南相馬合同庁舎で毎時 2.77マイクロシーベルト

３月15日
04時00分　◆いわき合同庁舎（いわき市平）で毎時23.72マイクロシーベルト
05時00分　◆南相馬合同庁舎で毎時 2.60マイクロシーベルト
06時10分　福島第一原発２号機水素爆発
08時56分　福島第一原発４号機の建屋４階で出火
11時00分　福島第一原発から半径20kmから30km圏内の住民に屋内退避指示
14時05分　◆郡山合同庁舎（郡山市麓山）で毎時 8.26マイクロシーベルト
18時40分　◆県北保健福祉事務所（福島市御山町）で毎時24.24マイクロシーベルト
22時10分　◆南相馬合同庁舎で毎時 5.15マイクロシーベルト
３月16日
05時45分　福島第一原発４号機で火災
06時00分　◆南相馬合同庁舎で毎時 3.82マイクロシーベルト
08時34分　福島第一原発３号機から水蒸気と思われる白煙が大きく噴出
10時50分　◆いわき合同庁舎で毎時18.78マイクロシーベルト
18時00分　◆南相馬合同庁舎で毎時 3.63マイクロシーベルト
３月17日
06時00分　◆南相馬合同庁舎で毎時 3.34マイクロシーベルト
18時00分　◆南相馬合同庁舎で毎時 2.98マイクロシーベルト
３月18日
06時00分　◆南相馬合同庁舎で毎時 2.75マイクロシーベルト
18時00分　◆南相馬合同庁舎で毎時 7.29マイクロシーベルト
３月19日
06時00分　◆南相馬合同庁舎で毎時 2.85マイクロシーベルト
18時00分　◆南相馬合同庁舎で毎時 2.75マイクロシーベルト
３月20日
06時00分　◆南相馬合同庁舎で毎時 2.53マイクロシーベルト
17時00分　◆南相馬合同庁舎で毎時 6.78マイクロシーベルト
３月21日
06時00分　◆南相馬合同庁舎で毎時 2.93マイクロシーベルト
18時00分　◆南相馬合同庁舎で毎時 1.97マイクロシーベルト

【振り返って】

福島第一原発事故によって市民の避難が始まったが、市民は原発事故の何が危険なのかさまざまに考えていた。原発が爆発すると、広島や長崎での原爆投下のようにピカッと光り死の灰が降ってくる、広い範囲が目に見えない放射線にさらされて死んでしまうなどと考える市民は少なくなかった。

市職員も当時、正確な知識や情報を持ち合わせていなかったため、どのように対処すべきか、市民にどう説明すべきか判断がつかなかった。実際、放射線量の単位であるシーベルトやグレイ、ベクレルなども、初めて聞くといっていいほど耳慣れないものであったし、本市には放射線を測定する機材は配備されていなかった。

平成23年３月12日15時36分、第一原発１号機が水素爆発。その約５時間後の21時00分、南相馬合同庁舎では毎時20マイクロシーベルトの空間線量率が計測されたが、県内の他測定地点では13日も含め、平常値のレベルであった。２日後の３月14日11時１分、今度は第一原発３号機が水素爆発したが、この日の空間線量率も、南相馬合同庁舎を除いた県内測定地点で平常値のレベルであった。

ところが、３月15日４時00分、いわき合同庁舎で毎時23.72マイクロシーベルトの空間線量率が計測されている。同日６時10分、第一原発２号機で水素爆発が発生し、続いて８時56分には第一原発４号機で火災が発生した。その影響により、郡山合同庁舎では毎時8.26マイクロシーベルト、県北保健福祉事務所では毎時24.24マイクロシーベルトの空間線量率が計測された。

このように、第一原発での水素爆発の都度、放射性物質は空中に舞い上がったものの、同心円状に広がることはなく、風向によってその風下に運ばれていた。

この計測された情報は、震災の混乱のなか、市職員はもとより市民にも共有されなかった。さらに空間線量率の数値が意味するところ、身体への影響などはまったくわからなかった。本市からの避難で最も多い約5000人の市民を受け入れたのは福島市であったが、福島市では３月15日から19日毎時10マイクロシーベルトを超える空間線量率が続いていた。放射能から逃れるために福島方面に避難したはずが、意に反して、本市測定地点の数値よりも高い空間線量率のなかで避難を続けることになったのである。

３月16日以降、第一原発で水素爆発は発生していないが、いわき合同庁舎では同月16日、毎時18.78マイクロシーベルト、南相馬合同庁舎では、同月18日に毎時 7.29マイクロシーベルト、同月20日に毎時 6.78マイクロシーベルトが計測されている。爆発はなかったものの、放射性物質の放出が断続的にあったと考えられる。

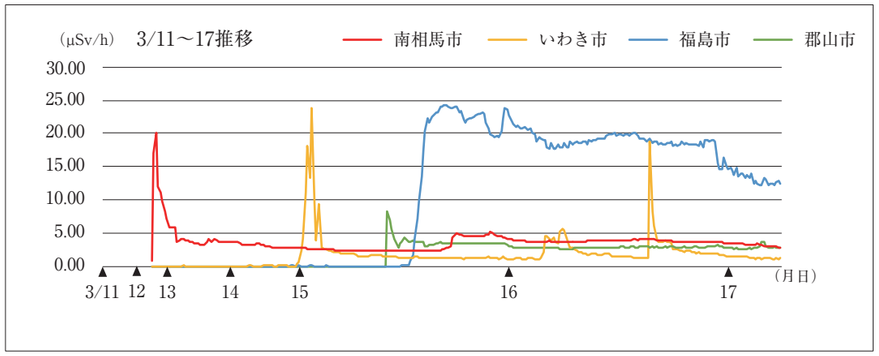

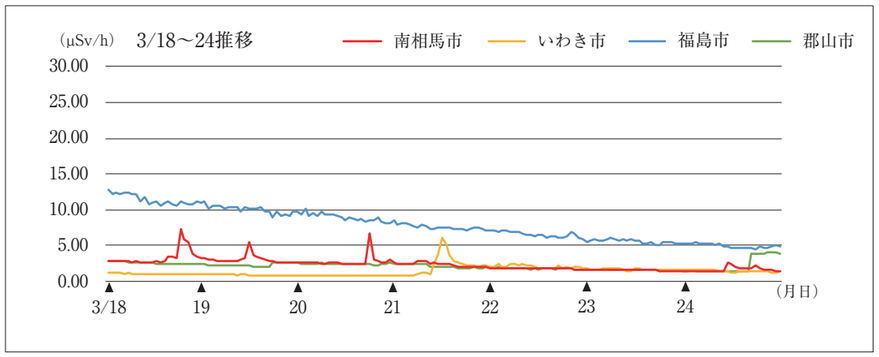

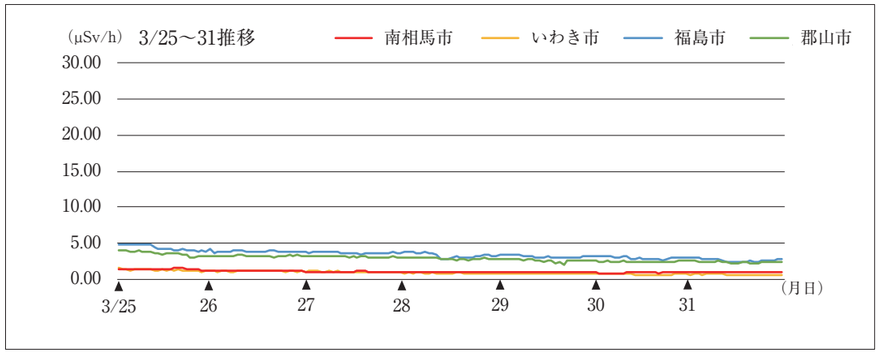

図１　空間線量率の推移（平成23年３月11～31日　それぞれ０時０分の数値）
＊福島県ホームページ・ふくしま復興ステーション（https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec_file/monitoring/m-1/7houbu0311-0331.pdf）掲載資料から作成（2019.10閲覧）

第２章　応急対応

第１節　市の対応

１　災害対策本部

【経　緯】

ここでは、平成23年（2011）３月11日の東日本大震災（以下「震災」）発生直後からの南相馬市災害対策本部[*1]の動きを、同会議の記録（平成23年３月11日から31日）から追ってみる（表１）。特に、地震・津波、福島第一原発事故、国からの避難指示や市外避難の対応に関しては、同会議の記録を基に、危機管理課など各課の記録や当時対応に当たった職員からの聞き取りなどにより補足して、その概要を以下にまとめた。

１．地震・津波の初期対応

３月11日14時46分の地震発生時は、市議会３月定例会の本会議一般質問中であったが、震度６弱のきわめて大きな揺れのため議事を休憩とし、14時51分には延会とされた。その間の14時49分には気象庁から福島県などの沿岸に大津波警報が発表され、14時55分、市は市内沿岸部地域に避難勧告を発令、14時58分から防災行政無線で津波避難を呼び掛けた。

市では、即座に非常配備体制をとり、総合的な災害応急対策を実施するため、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、15時から災害対策本部会議（以下「会議」）を開くこととした。しかし、本震に続いてマグニチュード６クラスの余震が断続的に発生していたため、本来、本部を設置すべき正庁（市役所本庁舎２階）では開催できず、来庁者や職員の多くが屋外へ避難するなか、市役所本庁舎玄関前での開催となった。その後の第２回会議（15時30分開催）以降は、正庁を会場として、被害状況の報告や市長の指示を確認するかたちで進められた。

福島県沿岸の津波警報は、14時49分に高さ３ｍ、15時14分には高さ６ｍに引き上げられた。震災前の平成21年（2009）３月に本市で発行した「地震・洪水ハザードマップ」では、市内沿岸の津波の最大遡上高を６ｍ前後と想定しており、今回は、その範囲内の津波と考えられた。しかし、地震発生から約40分後の15時30分、津波警報は10m以上とさらに引き上げられ（第１章第１節２参照）、どこまで津波が遡上するのか想像もできなかった。

写真１　市役所本庁舎玄関前で開催された第１回災害対策本部会議（平成23年３月11日撮影）

＊１　本部長（市長）、副本部長（教育長）、本部員（市長公室長、総務企画部長、市民生活部長、健康福祉部長、経済部長、建設部長、上下水道部長、総合病院事務部長、教育委員会事務局長、議会事務局長、南相馬消防署長、南相馬市消防団長、小高区役所長、鹿島区役所長、原町区役所長）で構成された。

沿岸に津波が到達したのは15時35分頃と推定されている。この時、災害対応に当たっていた市職員も犠牲になった。地震発生後、海岸にある水門ゲートを閉めにいった鹿島区産業課の職員２人が津波に流されて命を落としたのである。また、沿岸部の現場で津波に遭遇し、橋の欄干につかまって一命をとりとめた者、地域住民と一緒に高台へ避難したものの孤立してしまい、翌日救助された者など、死と紙一重の状況にあった職員がいた。さらに、自宅のある集落を津波が襲ったようだという情報を聞いた職員がようすを確認しにいったまま、帰庁が夜遅くなって安否が気づかわれた。携帯電話が通じなかったため、出張している職員を含め、職員の所在や安否を確認することができない状態が続いた。

津波到達の約１時間後の16時30分に第３回会議が開かれ、各部から津波被害や死亡者の収容状況などの報告があがり、市長からは、避難所の開設や自衛隊への派遣要請について指示が出された。

この頃、市役所では、親族などと連絡が取れないという市民が数多く来庁したため、その対応に追われていた。対応といっても、職員が詳しく事情を聞いて記録できる状態ではなかったので、付箋に「○○の安否を知っている方は△△まで連絡願います」などと記入してもらい、ホワイトボードに貼ってもらった。市役所の玄関ホールには集められるだけのホワイトボードを準備した。

19時10分開催の第５回会議では、避難者数に対して、備蓄していた毛布では圧倒的に不足していたことから、市民に毛布の提供を呼び掛けることを決定した。防災行政無線で呼び掛けを始めたところ、次々と市民が毛布を市役所や区役所に届けてくれた。しかし、この毛布を避難所へ配るにも、職員、そして公用車が不足していたので、持参された方に、避難所への運搬をお願いしたところ、みなさん快く協力してくれた。

写真２　市民から寄せられた寝具類の配布（市役所本庁舎　平成23年３月11日撮影）

このように被災者の対応に忙殺されていたため、国から21時23分に出された福島第一原発から半径３km圏内の避難指示について、ほとんどの職員は知ることがなかった。

２．福島第一原発事故の対応

国は３月11日19時３分に福島第一原発について「原子力緊急事態宣言」を発令し、続いて、前述のように原発から半径３km圏内の住民に避難指示を出した。このように、原子力災害の深刻さが現実味を帯びてくるなか、翌12日の６時、第９回会議が開かれ、福島第一原発から半径10km圏内の住民に避難指示が出されたことが消防署から報告さ

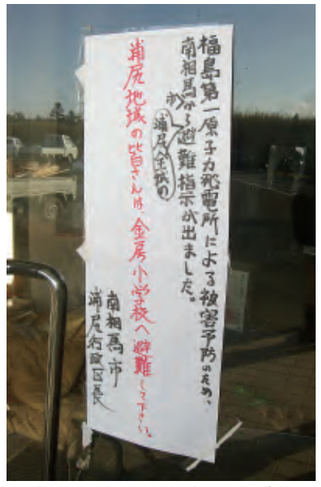

写真３　浦尻公会堂に急ぎ貼り出されたお知らせ（平成23年３月12日撮影）

れた。小高区の南端の一部が福島第一原発から半径10km圏内に含まれるものの、この区域内に人家はないため、避難指示は出されていなかった。しかし、小高区沿岸にある浦尻地区では、大きな余震が続いていること、そして隣接する浪江町の集落が原発から半径10km圏内に含まれたことから、高台にあって津波被害を免れた公会堂へ避難していた住民に対して、市から行政区長を通じて金房小学校への避難を呼びかけた（写真３）。

このあと６時25分には、県災害対策本部からも同様の連絡があり、双葉・浪江地区の住民が大勢避難してくる可能性もあるので、準備をお願いしたいとの指示を受けた。また、同時刻に、県相双保健福祉事務所から、安定ヨウ素剤[*2]の準備を依頼された。合併前の旧小高町では、独自に備蓄していた安定ヨウ素剤があり、新市に引き継がれていた。しかし、有効期限が切れており、しかも旧小高町の住民の人数に見合うだけの数量で、市全体に行きわたるものではなかった。配布にあたって、必要な医師を確保する見通しが立たなかったこともあり、市長まで報告して配布しないことに決定した。なお、翌13日には、大熊町にあるオフサイトセンター（福島県原子力災害対策センター）から8000粒、県環境医学研究所から１万粒、あわせて１万8000粒の安定ヨウ素剤を小高区役所で受領している。

３月12日15時36分、福島第一原発１号機が水素爆発を起こした。このことは、16時から始まっていた第13回会議途中、無線で原発事故の情報が入ったと警察から報告があり、市長は、すぐに消防本部に確認を指示した。その間、防災行政無線で市民に向けて外出禁止を呼び掛けたが、その後、消防本部から確認できなかった旨の連絡が入ったため、「原発事故は誤報でした」と修正の放送を行った。しかし、夕方17時のテレビ報道で福島第一原発の建屋が吹き飛んでいるのを確認し、再度、防災行政無線で屋内への退避を促すという状況であった。

３．避難指示の対応

３月12日18時25分、福島第一原発から半径20km圏内の避難指示が出されたが、市は、この指示に関して国からの伝達は受けていない。県からも連絡がなかった。電話が通じにくい状態は相変わらずで、衛星回線を使ったファックスがあったものの、これもつながりが悪かった。したがって、同日19時開催の第14回会議では、この避難指示についての報告はされていない。

半径20km圏内には小高区のほぼ全域と原町区の南部が含まれ、市域の約３分の１に相当するものであった。市では、テレビ報道で避難指示を確認したあと、12日の夜から、該当区域に居住する要介護者など災害弱者を中心に、市所有のバスや、民間のバスのうち調整がついた数台を使って、20km圏外となる原町区へ移動させた。それ以上の避難をこの日のうちに調整することは困難であったため、そのほかの住民には、マイカーで移動するよう防災行政無線で呼び掛けた。そして、翌13日には、飯舘村からスクールバスなどを借り、避難できていない住民を原町区へ避難させた。

３月13日５時開催の第15回会議では、昨夜行った小高区住民の20km圏外避難所への移動状況が報告された。次の第16回会議（７時開催）では、小高区避難所の物資を原町区避難所テクノアカデミー浜へ移すことになった。

小高区住民の20km圏外への避難が徐々に進む一方で、避難せず自宅等に残る住民もいた。そのため、この日から、個別に避難を勧めるため、職員が各住宅を回りはじめた。本来、防護服を着用すべきであったが、支援で届いた防護服の数に限りがあったため、雨合羽を着て活動せざるを得ない者もいた。

同日15時開催の第18回会議では、20km圏内の住民が集中し、避難者数が収容可能数を超えて2000人となった石神中学校避難所から市民文化会館へ700人移動させることとした。

第19回会議（19時開催）では、警察[*3]・消防とも20km圏内での活動は原則しないことが報告された。また、小高区役所職員も区役所に残ることなく、本日中に本庁へ移動することとした。しかし、避難せずに残っている住民への対応は、引き続き行われることになった。

23時33分、小高病院の入院患者68人が市立総合病院へ移送完了した旨報告がある。

４．市外避難の対応

市長は、12日に起こった福島第一原発１号機爆発のニュースを見て、これから福島第一原発がますます危険な状態になるのではないか、20km圏のそばにある避難所の市民を30km圏外へ出さないと危ないのではないか、という不安を感じていた。そこで、相馬市長に電話で支援を要請して、避難者受け入れの承諾を得るとともに、避難指示が30km圏に拡大した場合を想定した対策の準備をしていた。

３月14日３時30分開催の第20回会議では、本市からの避難者を、飯舘村や相馬市でどのくらい受け入れ可能であるかを把握するよう市長指示があった。また、避難指示が30km圏になった場合に備えて、小・中学生や幼児、その保護者を優先的に避難させるルートの確保、避難所にいる市民の移動用バスの確保見込みについての指示が出された。さらに、避難指示が30km圏内になった場合は、市役所機能を30km圏外の鹿島区役所へ移すという方針も示された。そして、次の第21回会議（６時開催）において、あらためて30km圏内の避難指示を視野に入れておくよう市長から指示があった。

同日11時開催の第22回会議では、小高区役所から、寝たきり高齢者とその家族など避難していない市民の対応について報告があった。会議の途中で福島第一原発３号機爆発

＊２　放射性でないヨウ素を内服用に製剤化したもので、主成分はヨウ化カリウムである。放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果がある。

＊３　南相馬警察署長は災害対策本部員ではなかったが、非常に大きな災害であったため、本部会議に出席していた。

の情報が警察から入り、中断。避難所に対し、屋内に入り窓を閉めて外出しないよう呼びかけた。12時に会議を再開し、前日に受領した安定ヨウ素剤の配布についても協議がなされ、避難所において該当者へ、あるいは行政区から該当者へ配布することとした。しかし、３号機の水素爆発に関する情報が錯綜するなか、市民の市外避難も始まっていたため、安定ヨウ素剤の配布には至らなかった。

19時に開かれた本部員を緊急招集した会議では、市長から相馬市と伊達市において避難者受け入れが可能となったことが報告された。

その後、19時30分頃、市役所屋上につながる階段の踊り場で無線担当のため駐在していたと思われる自衛隊員が突然「原発の状況が思わしくないので避難しろ」と言いながら階段を駆け下りていった。さらに20時40分頃には、30人ほどの自衛隊員が市役所ロビーに入ってきて、庁舎内の各フロアに２人ずつ散らばり、「原発が危ない、爆発するから80km、100km、とにかく遠くへ逃げてください」と職員や来庁していた市民に呼び掛けて、その後、自衛隊車両で市外へ出ていった。市民文化会館避難所でも同様の呼びかけが行われた。これによって、職員の動揺がピークに達し、自主避難のために帰宅する職員が相次いだ。もっとも、帰宅した職員の多くは、家族を市外の避難所や親戚宅へ送るなどしてから、翌日、職場に復帰した。市内避難所においても、携帯電話などによって自衛隊の行動がまたたく間に広がり、市外へ避難する車が西へ向かう県道に集中し、渋滞が発生した。

市災害対策本部では、事態の鎮静化を図るため、14日22時５分に県災害対策本部、22時15分に県原子力安全対策課へ電話を入れて原発の状況確認をしたが、原発にそのような事象はないとの回答を双方から受けた。そこで、22時20分、緊急部長会議を開催して、避難所の鎮静化を図ることを決定し、22時35分、防災行政無線で外出を控えて冷静な対応を取るよう市民に呼び掛けた。さらに22時45分には庁舎内にいる全職員を正庁に集め、職員が各避難所に出向いて、現在の状況を説明することを決定し、ただちに担当を決め行動を開始した。

３月15日10時30分開催の第24回会議では、県相双振興局長[*4]から、大熊町のオフサイトセンターにおいて原発から半径30km圏内を避難指示区域にするか、屋内退避区域にするか検討しているようだとの情報が伝えられた。また、市立総合病院では調理員が避難してしまい、昼からの給食をどうするか検討中であるとの報告があった。市では、もし、半径30km圏内が避難指示区域になった場合、市民を移動させる手段がなかったため、11時に予定されていた政府の記者会見を注目していた。

11時、福島第一原発から半径20 ～ 30km圏内に屋内退避の指示が出されたが、これに関しても国はもとより県からも連絡はなく、テレビ報道での確認であった。避難指示ではないものの、30km範囲の屋内退避となると、原町区のほぼ全域と鹿島区の南部も含まれて、避難指示と合わせると市域の３分の２が該当することになり、原町区本町の市役所自体も含まれた。市としては、放射線の影響から身を守るため、屋内にとどまり外出を控えるよう防災行政無線を使って市民に呼び掛けた。しかし、このテレビ報道を見た市民は不安になり、「どう行動したらよいのか」との問い合わせが市へ殺到した。自宅などの建物内にとどまるようかさねて説明したものの、屋内退避区域に限らず市内全域で市民の自主避難が進んでいった。

こうして、市民が市外へ離れていったことに伴い、市内の店舗が相次いで閉鎖された。また、トラックなどの物流業者が屋内退避区域の30km圏内に入ってこなくなったことなどにより、市内で物資の不足が深刻化し、市民生活が困難になっていった。そこで市では、30km圏外に物資受け入れポイントを設け、市職員がそこまで物資を取りにいく対策を講じた。しかし、長期にわたって屋内退避を継続することは、このような物資対策を取っても限界があった。また、何よりも福島第一原発がきわめて深刻な状況になっていたことから、市長の決断で、市内全域で避難を希望する市民を市が調整したうえで避難させることとした。市内全域を対象としたのは、居住地が30km圏内か圏外かにかかわらず、避難を希望する市民に対する支援は同じようにすべきとの考えからであった。

３月16日の朝、市長がテレビの報道番組に電話出演して市の窮状を訴えたところ、新潟県知事から電話があり、南相馬市から避難する市民は新潟県で受け入れる旨の申し出があった。また、14日から15日にかけては、災害時相互援助協定を締結していた東京都杉並区や茨城県取手市と避難者受け入れについて協議を進め、長野県飯田市へは、市長から要請して了解を得ていた。さらに群馬県片品村や草津町からも避難者受け入れの申し出があった。

この日の第27回会議（11時開催）では、市長から新潟県知事の避難者受け入れの申し出を報告するとともに、「避難を希望する市民の対応が一番大事」であり、早急に対応方法を決定し市民へ知らせるようにとの指示があった。そして、17日から19日までを目途にバスで県外へ市民を移送する計画が、同日15時に開かれた第28回会議にて報告された。その日の夜には避難所となっている学校で説明会を開催し、翌日の県外への避難希望を取りまとめた。希望の取りまとめは深夜になることが多く、バスの配車計画もぎりぎりの作成となった。以降、説明会は、17・18・19日の３日間実施することになった。

３月18日の第33回会議（６時開催）では、前日の説明会において、寝たきり高齢者や独居高齢者への対応、市内に残る市民への支援などについて質問や意見があったことが報告された。そして翌19日15時開催の第36回会議には、市長から「緊急避難計画をやりきる気持ちでいくこと」「市内での物資供給が厳しくなっていることを呼び掛けること」について指示があった。

３月23日の第43回会議（７時開催）では、３月17日から20日に実施した第１弾に続いて、第２弾のバスによる避難を実施することが報告された。これは、自主避難希望者がなお市内に残っていたことから、３月25日に再度バスを用意し、避難者への最終支援と

＊４　相双地方振興局長は災害対策本部員ではなかったが、福島第一原発の状況が深刻ななかで南相馬市の対応に助言するため、災害対策本部会議に出席していた。

するものであたった。この対策には166人の申込者があったことが、翌日の第46回会議（18時開催）で報告された。

５．災害対策本部の開設継続

災害対策本部会議は、平成23年４月以降、福島第一原発での事故対応が進み、放射性物質の大きな飛散が確認されなくなったことから、毎日午前１回の開催となった。さらに、９月中旬には週２回、平成24年（2012）６月には隔週１回と開催間隔は延びてきている。しかし、原子力災害は継続中であるという判断のもと、災害対策本部は設置継続中である（表２）。

写真４　休業した店舗（平成23年３月24日撮影）

写真５　支援物資の配布に並ぶ市民（原町区福祉会館　平成23年３月24日撮影）

【業務を振り返って】

災害対策本部の事務局機能を担う防災安全課は、発災前と同じ市役所１階の狭いスペースで業務を行っていた。接客対応のカウンターも狭く、打ち合わせテーブルも小さいものが１つあるだけだった。

発災後、市役所全体に、市民から猛烈な量の電話が寄せられ、また、深刻な相談・要望のため来庁する市民も多かった。そのため、職員はその対応に追われていた。市民から受けた電話を担当課へ転送しようにも、内線電話は話し中の状態が続いていた。職員同士の連絡や相互援助協定自治体との打ち合わせには、職員個人の携帯電話をホットラインとして使うことが多かった。災害対策本部の事務局や市民課窓口においては、来庁した市民の中に、不満を爆発させて職員につかみかかろうとする人もいたため、警察官の常駐を依頼した時期もあった。

４月８日には、正庁を半分に仕切って西半分へ災害対策本部の事務局を移し、防災安全課の職員に他課の職員を加えた体制とした。また、原子力安全・保安院の職員も常駐することになった。スペースが広くなり、電話が増設されて人員も増えたことから、職場環境は改善された。しかし、福島第一原発事故の推移を見ながら、災害対策の調整、自衛隊の活動要請、避難指示区域の見直し、放射線対策などに従事する過程で、次々と新たな課題が発生したこともあって、市民からの電話や来庁者は減ることがなかった。原子力災害がどのようなものか、その仕組みについて知識のある職員がいなかったなか、原子力安全・保安院の職員が常駐して、市民の問い合わせに的確に答えてもらったことで、市職員にも安心できることが大きかった。

写真６　第９回災害対策本部会議（市役所本庁舎２階正庁　平成23年３月12日撮影）

平成23年４月８日から15日まで南相馬市に派遣された杉並区職員の声

（当時）都市再生担当課長　高橋竜太郎

市役所職員は日々対応に追われています。政府が報道発表すると、それを見た市民から一斉に問い合わせの電話がきます。幹部の方がたまでもが、窓口や電話対応に追われているという状況で、次の復興に向けた考え方を整理する暇もない戦場のような状態でした。

また、情報が正確に降りてこないという状況に、市役所職員たちは非常にやきもきしていました。テレビで政府の発表が出るんですが、その情報を市役所職員は事前に知らないものですから、市民から問い合わせがあったときに、市役所職員も混乱している。自分たちが市民をリードしていかないといけないと思っているんですが、そういうことができないことに対して非常にいらだち、不安、ストレスを感じているようでした。

（当時）会計課長　髙橋光明

今回私たちが行ったときに、南相馬市の職員が災害対策本部を立ち上げたと言っていました。気になったのは、災害対策本部に住民をどんどん入れてしまうため、その対応で本来の業務ができない状態だったということです。根幹となる防災安全課の職員が６人ぐらいと他課の職員３人ぐらいが災害対策本部にいて、住民からの電話対応をしていました。そこだけで完結してしまおうと思っているようで、ほかの部署の職員もいろいろなことをやっているのですが、情報が伝わっていなくて全庁的な体制がとれていないという感じがしました。

杉並区『3.11　東日本大震災から一年～杉並区のあゆみ～』（2012）から抜粋引用

表１　災害対策本部会議記録の概要（平成23年３月11～31日）

開催日時	会議概要　＊文末の（ ）内は報告部署。ただし、記録にあるもののみ記載した。
平成23年３月11日（金）	
15：00	第１回災害対策本部会議：市役所本庁舎玄関前に本部を設置し開催
	◎市長指示 各部において被害状況を把握すること。 ○経過報告 • 14時46分　南相馬市役所において震度６弱の地震発生。 • 14時49分　気象庁から、岩手・宮城・福島県に大津波警報が発令。 • 14時55分　避難勧告を発令。 • ３ｍの津波が15時10分に到達予定。
15：30	第２回災害対策本部会議：これ以降、市役所本庁舎２階正庁にて開催
	◎市長指示 • すぐにやります課で来庁者の対応をすること。 • 秘書課で報道機関への対応をすること。 ○状況報告 • 鹿島区で河川の堤防が落ちている（消防団）。 • 小高区で道路に陥没あり（消防団）。 • 鹿島区南屋形で道路陥没多数あり（鹿島区役所）。 • 市役所窓口用コンピュータがダウンしたため対応不能。
16：30	第３回災害対策本部会議
	◎市長指示 • 避難所を早急に設置すること。 • 自衛隊に派遣要請すること。 ○状況報告 • 小高区の学校と連絡が取れず。原町区のひばり生涯学習センターは被害なし。文化センターで６階部分が崩れているため避難所としての使用が難しい。スポーツセンターは電球が落ちそうなので使用できない。小川町体育館は被害なし（教育委員会）。 • 津波で広範囲に水没している模様（建設部）。 • 原町区泉のＶショップまで津波が来ており、道路から東は水浸しの状況。 • 食料を原町商店連合会に連絡・要請（市民生活部）。 • 津波で相当数の遺体があり、遺体収容所の提供を。原町区小浜地区は壊滅的（警察署）。 • 津波でヨッシーランド（原町区上渋佐）に多数の遺体あり。これより東には生存者はいないのではないか。 • 遮断弁が降りて水道水が出ない状態。防災行政無線で市民へ周知中。給水車、ポリタンク、背負いを準備し対応する。市内全域で断水の状態（上下水道部）。 • サンライフ南相馬（原町区小川町）は避難所として使用できる（経済部）。 • 原町区の高平小学校・大甕小学校は避難。鹿島区の真野小学校も桜平山に避難。 • 鹿島区烏崎公民館の屋上に２人。原町区渋佐地区に多数の遺体あり。
18：00	第４回災害対策本部会議
	○状況報告 • ダム異状なし。ため池にひび割れあり。 • 特別養護老人ホームで要介護者25人を受け入れできる。 • 避難所は２人１班体制で対応。
19：10	第５回災害対策本部会議
	◎市長指示 • 毛布等が不足しているため、防災行政無線で市民に提供を呼び掛けること。
	○状況報告 • 原町製パンに2000食の食料要請。 • 地下食堂に市職員20人を調理員として派遣要請。 • 毛布の在庫なし。 • 小高小学校の避難者が1000人となったため、小高工業高校も避難所開設。 • 鹿島区の上真野小学校に300人の避難者。 • 緊急消防援助隊（群馬県・静岡県の部隊）が入ると連絡あり（消防署）。
20：34	第６回災害対策本部会議
	○状況報告 • 避難所へのストーブの配備はほぼ終了。 • 南相馬ジャスモール（原町区大木戸）が食料提供を決定。 • 現在、自衛隊が本市に向かっている。 • 避難所ではトイレと毛布が不足している。簡易トイレを手配中。 • 原町高校に４体の遺体収容。
22：00	第７回災害対策本部会議
	○状況報告 • 要望があった避難所に毛布を追加配布中。 • 原町第一中学校では教室も使用して避難者受け入れ。 • 大甕小学校の避難者600人を原町第一中学校と原町第二小学校にそれぞれ300人ずつバスで移送する。 • 食料はおおむね配布終了。明日の炊き出しは2000食を予定。 • 原町高校への遺体収容が14体になる。
23：30	第８回災害対策本部会議
	◎市長指示 • 被害状況の把握は、災害対策本部事務局（防災安全課）で午前中に行い、ボランティアを振り分けられるようにしておくこと。 • 支援物資とボランティアの受入窓口をサンライフ南相馬と小川町体育館に設けること。 • 避難所職員は今晩このまま現場で従事、明日からローテーションにて対応すること。 ○状況報告 • 市民から持ち込まれた毛布類は1000枚弱になる。 • 東北電力㈱から明朝300人のボランティア部隊が入る予定。 • 避難所用の朝食を１時30分と５時から1120食ずつ、15人の職員が対応して調理する。昼食は７時から15人の職員が対応して調理する。 • 避難所への給水対応は完了。 • 市内全域で断水状態が続いており、明日７時から復旧対応（水道課）。 • 安否情報は、避難所ごとに５部ずつファイルを作成して対応。 • 食事の調理場所として学校の給食室が使用できるか確認中。 • 明朝分から鹿島給食センターと女性消防隊の炊き出しを検討中。 • 避難所の対応は職員１人とボランティア２人とする。 • ボランティアの受け入れを社会福祉協議会で８時30分から開始する。社会福祉課が窓口。
平成23年３月12日（土）	
６：00	第９回災害対策本部会議
	○状況報告 • 避難所の寝具類はおおむね対応できているが、まだ不足している部分がある。 • トイレは各避難所で対応しつつある（県から50基）。 • 朝食は現段階で2400食を準備した。 • 高松ホーム（原町区上北高平）でヨッシーランドの入所者20人を受け入れている。 • 日本赤十字奉仕団に医療班を要請。

開催日時	会議概要
	• 道路の各所が陥没しているのでパトロールを行うこと。 • 避難所への水供給と炊き出しの準備は整えてある。 • 小・中学校の避難所には職員のほか校長・教頭も残っている。 • 避難所名簿は本庁、区役所に配布する。 • ボランティア受付は、南相馬ジャスモール駐車場にテントを張り、社会福祉協議会８人を配置して行う。 • 原町区北萱浜地区だけで全壊家屋が60棟、半壊が４棟発生。 • 消防本部は緊急消防援助隊の投入先を決定する。 • 職員のローテーションはボランティアが整ったあとで調整する。 • 保健師が避難所を巡回する。 • 福島第一原発から半径10km圏内に避難指示が出され、立入禁止になっている。
８：30	第10回災害対策本部会議
	○状況報告 • 避難者名簿を各避難所へ配布開始。 • 避難者名簿を市のホームページに掲載する。ただし氏名・避難所名のみ。 • 職員のローテーションを開始。 • 福島第一原発から半径10km圏内に避難指示が出された関係で、小高区の鳩原小学校と原町区の馬事公苑に浪江町の住民が避難してきている。小高区浦尻地区住民は、同区の金房小学校に避難をしている。 • ヨッシーランドの入居者65人は、他の施設に受け入れてもらっている。 • 市役所で水供給が可能となっている。 • サンライフ南相馬の駐車場で、緊急物資の受け入れが可能となっている。 • ９時からボランティアの受け入れを南相馬ジャスモール駐車場で行う。 • 避難所によっては、行政区住民からの差し入れなどにより、昼食分までは食料が間に合いそうなところもある。 • 県内の緊急消防援助隊９隊29人が待機中（国道６号から東には入らない）。 • 原町高校で遺体洗浄用の水としてプールの水を使用するが、足りなくなる模様。
11：00	第11回災害対策本部会議
	○状況報告 • パトロール中の消防団員から遺体の搬送を行いたい旨の連絡が入る。南相馬警察署から任意様式で「発見日時」「発見場所」「搬送者名」「搬送者連絡先」を明記して搬送するよう指示を受けたため、消防団幹部を通じて団員へ周知する。
13：30	第12回災害対策本部会議
	○状況報告 • 原町高校に安置されている遺体の数が60体となる（消防団）。
16：00	第13回災害対策本部会議
	○状況報告 • 福島第一原発の１号機が爆発したとの報道があったので、防災行政無線で市民に外出禁止を呼び掛ける。その後、県へ問い合わせても確認できなかったため、誤報の旨、訂正する。 • 小高区に安定ヨウ素剤の配布を決定する。 • 避難所への避難者数は6723人。 • 遺体安置所では、身元引取人が決定したら、原則として遺体を引き取ってもらう。しかし、家屋が倒壊した市民が多いため、その一時保管所として原町区の栄町柔剣道場を使用し、場所が足りない場合はスポーツセンターの会議室を使用する。
19：00	第14回災害対策本部会議
	◎市長指示 • 正確な情報の提供に努めること。

開催日時	会議概要
	• 職員の健康管理に配慮すること。 • 福島第一原発事故の関係では、屋内で退避するよう市民に広報を行うこと。 • 避難所では市民の不安が広まっているので、チラシ配布で不安を解消すること。 ○状況報告 • 保健師と事務職が４班体制で避難所を巡回し、健康相談を行っている。 • 仮設トイレを発注しているが、業者と連絡が取れない。 • 明日は50％程度道路の通行が可能となる。 • 小高区の水道は、明日50％程度復旧する見込み。 • 避難者が増えているため、馬事公苑と道の駅南相馬で重点的に給水活動をしている。 • 原町高校の遺体安置所には107体を安置。
平成23年３月13日（日）	
５：00	第15回災害対策本部会議
	◎市長指示 • 応援物資で食料、燃料、生活必需品などを要請すること。 • 消防署、消防団で住民避難の広報、確認活動すること。 • 市内企業の状況を確認すること。 ○状況報告 • テクノアカデミー浜（原町区萱浜）に避難所開設を要請。 • 避難所の収容可能人数について調査中。 • 昨晩のうちに、20km圏内の小高区から3000人以上が原町区の石神中学校・馬事公苑へ移動。 • 朝一番で避難者数を再確認のうえ朝食準備。 • マスクの着用指示、小高区避難所の毛布や資材を回収し原町区の避難所へ。 • 避難者に疲労が見られるので保健師が対応。 • 仮設トイレ50基、毛布1000枚が応援物資で届くので配備へ。 • 昨晩7500食が応援物資で届く。 • 水道は、原町区の国道６号から西は復旧の見込み、小高区は休止。 • 原町高校での遺体の安置95体、今後は相馬農業高校（原町区三島町）での対応とする。
７：00	第16回災害対策本部会議
	○状況報告 • 20km圏内の住民を20km圏外へ移動させる。 • 県から毛布が提供されたので、原町区内の５小・中学校へ各100枚配布、残りは鹿島区へ。 • 小高区の避難所から回収した物資はテクノアカデミー浜へ。 • 学校は３日間休校へ。
10：00	第17回災害対策本部会議
	○状況報告 • 20km圏内の住民避難中。 • 遺体確認、検視は原町高校、家族の確認は相馬農業高校。 • 移動者への食事準備のため、状況把握すること。 • 仮設トイレは鹿島区を中心に設置中。 • 現在、患者70人収容、重油12ｔを要請（市立総合病院）。 • 行方不明の届出170人。情報提供求む。 • 双葉町から被ばくの可能性のある避難者が道の駅南相馬で待機（警察署）。 • 飯舘村から草野中学校を避難所として提供する申し出あり。 • 自衛隊の本部設置中（原町区のスポーツセンター・北新田運動場）。
15：00	第18回災害対策本部会議
	○状況報告 • 小高工業高校の避難者71人は退去完了。

開催日時	会議概要
	• 避難所一覧および各々の状況については、調査中。 • 消防団からの重機の要請については、業者へ依頼中。 • 石神中学校の避難者が2000人になったので、市民文化会館（原町区本町）へ700人移動させたい。 • ガソリン・灯油・軽油・重油が調達できない状況。 • 救急寝たきり36人、小高病院から患者67人受け入れ（市立総合病院）。 • 午前中、20km圏内となっている小高区と原町区太田・大甕地区の住民へ避難広報。 • 20km圏内の消防小高分署員は、小高区役所職員と同時に移動。 • 20km圏内の通行禁止区域への職員立ち入りは身分証明、通行目的を申し出ることで可。 • 行方不明の届け出240人、遺体収容の総数124体。 • 11時、校長会を開催して明日から３日間休校を決定（教育委員会）。 • 児童・生徒・園児の安否確認で、特に国道６号東側は連絡が取れない。 • 遺体発見した場合、原町高校または鹿島区の千倉体育館で検視し、相馬農業高校に安置して遺族による確認に対応する。満杯の場合はふれあいドーム（原町区桜井町）を予定する。搬送に時間を要している。 • 原町区の渡辺病院から、食料・水などが不足しているため支援要請がある。
19：00	第19回災害対策本部会議 ○状況報告 • 石神中学校から市民文化会館へ350人移送。 • 太田地区の避難終了。原町第三中学校へ。 • 大甕地区の避難終了。大甕小学校へ。 • 関東農政局から災害用排水用ポンプの提供を受け、明日から使用。 • 市民課は明日から通常業務に復帰するが、他課からの支援必要。 • 10kℓのガソリンを経済部で調達し、活動に使用。 • 県からの情報提供がない、情報伝達の手立てがない。 • テレビのテロップ表示で住民に不安が広がる。 • 寝具類はある程度充実。 • 各避難所に保健師の配備については、巡回で対応中。 • 小高区に残っている区役所職員は今日中に移動。 • 20km圏内では、原則、警察も消防も活動しない。 • 県立高校の合格発表は延期。 • 小高区で避難していない人への対応は、防護服着用で自宅訪問。 • 避難者名簿などの資料を避難所へ提供。
平成23年３月14日（月）	
３：30	第20回災害対策本部会議 ◎市長指示 • 避難指示が30km圏内になった場合に備えて、飯舘村と相馬市でどのくらいの避難者を受け入れ可能か、人数を把握すること。鹿島区は1500人程度か。 • 動ける人から親戚・知人宅へ移動する。 • 避難指示が30km圏内になった場合は、市役所機能を鹿島区役所へ移す。小・中学生と幼児、その保護者を対象に優先的に避難させるルートを確保すること。 • 学校避難所の避難者は学校からそのままバスで輸送。自宅待機者は、原町区の野馬追祭場地集合でバス輸送。自ら移動できる人は、飯舘村、相馬市へ。 • 市役所に残る職員は、防護服を着用すること。 ○状況報告 • 飯舘村への要請の結果、草野小学校に400人、いちばん館に300人、臼石小学校に300人収容可能。相馬市は、旧相馬女子高校にあと150人収容可能（現在、250 ～ 300人収容中）。

開催日時	会議概要
６：00	第21回災害対策本部会議 ◎市長指示 • 原発事故の対応は、30km圏内の避難指示を視野に入れておくこと。 ○状況報告 • 食料、暖房、水はおおむね充足されている。 • 鹿島区の避難所の避難者数は1849人である。鹿島区内のガソリンスタンドは、すべて閉鎖された。 • 原町区の避難所の避難者数は6454人で、親戚宅等への移動があって昨日より減少した。 • スポーツセンターの避難所は閉鎖。 • ガソリン券を発行し、本日から３日間使用する。交付は、部単位に行い、企画経営課で公用車用に5000ℓ、消防車用に2000ℓ、電力用に3000ℓを振り分ける。 • 排水ポンプを10台確保したので、８時から消防署と打ち合わせて活用する。 • 行方不明者の捜索は、鹿島区を重点に、本日120人入る（警察署）。 • 遺体収容は157体。引き渡し82体。相馬農業高校に安置75体（うち身元不明25体）。 • 東北電力は、国道６号東側の復旧に入る。
11：00	第22回災害対策本部会議 ○状況報告 • 新潟の高田部隊53人、車両15台が入る。雲雀ケ原で野営を行う（自衛隊）。 • 小高区で避難していない寝たきり高齢者等とその家族への対応をどうするか。 • 飯舘村から物資と職員の支援申し出あり。 ＝警察からの福島第一原発爆発の情報により、会議中断＝ （12時00分　会議再開） • 避難所は密封し、外に出ない対応を行う。 • 原発が爆発した時の避難所の連絡体系は、小・中学校と幼稚園がＦＡＸ送信、博物館・図書館・市民文化会館・馬事公苑・生涯学習センターがサイボウズまたは直接伝達、福祉施設がメールまたは電話、テクノアカデミー浜は未定。 • 窓口に安定ヨウ素剤の配布希望者が来ているが、安易に出せないため「今は出す状況でない」と説明してきた。しかし、事態が深刻化しており、重篤な副作用はないことから、小高区では200 ～ 300人が服用した。現在１万5000粒程度あるので、速やかに服用できるように、避難所で該当者へ配布するとともに、行政区からも配布することとした。
19：00	本部員を緊急招集 ○状況報告 • 東京都杉並区から物資支援の申し込みあり。 • 寝具類は、現在余り気味となっている。 • 保健師が明日15日４人（東京）、16日３人（京都）、20日３人（東京）派遣されてきて、避難所訪問（心のケア）を行う。 • 明日から被ばく洗浄専門医師が来る。 • 職員配置は、計画的に休みを入れていく。 • 大甕小学校の避難所は閉鎖。 • 明日のガソリン給油所は、ＪＡ北原・北長野・鹿島の３か所。 • 本日のボランティア受付は32人。 • 夕食は、予定通り提供できる、明日からは、自衛隊から協力の申し出があった。 • 相馬市長から連絡があり、現在280人ほど南相馬市民の避難者を受け入れている。最大1000人まで可能とのこと。ただし、その際は、職員の派遣要請あり。今後は、伊達市でも受け入れ可能とのこと。 • 18時25分現在の遺体収容は176体。 • 自衛隊は、行方不明者捜索に100人が参加、そのほか廃材処理も行った。炊き出しも１か所で対応可能のため、避難所で実施する。 • 石神第二小学校の避難所は満杯のため、テクノアカデミー浜、原町第二中学校、原町第三小学校、鹿島区のさくらホールに避難者を振り分ける。

開催日時	会議概要
	• 職員の宿泊は、老人福祉センター（原町区北町）が利用可能。 • 浪江町の西病院と原町区の小野田病院は閉鎖になる。人工透析患者の受け入れ病院が見つかればよいが、まだ見つからない。 • 火力発電所の火災は、17時６分に鎮火。重油、軽油が流出して80ｔクレーンが火災となったもの。この火事情報は、「タンク爆発」と広報をしたため、福島第一原発事故と重複して市民を混乱させた。 • 床上浸水、廃材処理に着手したい。ごみ処理をお願いしたい。 • 身寄りがない、車がない、薬がない人への対応は、長期になるので福島県社会福祉協議会にコーディネーターを要請し、指導してもらう。
平成23年３月15日（火）	
５：00	第23回災害対策本部会議
	◎市長指示 • 昨夜、自衛隊員が100kmより遠くへ避難するよう呼び掛けて市を離れていったが、国・県に確認の結果、これまで通り市内にとどまるように。 ○状況報告 • 県では今日からスクリーニングを行うとのこと。避難所はほぼ落ち着いた状況である。 • 市外へ避難できない人の対応は、コンクリート製建物内へ移動させる。 • 今日からおにぎり6000個納入予定の業者から、朝４時過ぎ納入は難しいとの連絡あり。 • 朝の2000個は新たに作ることから、配給時刻が若干遅れる。 • 福島第一原発の爆発によって職員に動揺があるので、出勤状況を掌握する必要あり。 • 高校入試（Ⅱ期）合格発表は中通り・会津が今日、浜通りは22日以降。 • 行方不明者等の捜索は、他県から100人の応援が入り、８時から活動する（警察署）。 • 第一原発２号機の変化で本日の動きが変わるが、予定の活動に当たってほしい。変化があった場合は防災行政無線で知らせる。 • 処方薬を持っていない人が多いが、病院などと連絡が取れない。 • 薬剤が間もなく底をつくので薬剤師会と打ち合わせ。
10：30	第24回災害対策本部会議
	○状況報告 • 大熊町のオフサイトセンターで、福島第一原発から半径30km圏内を屋内退避とするか避難とするか検討中（県振興局）。 • 今、市には市民の移動手段等がない。 • 今日昼から調理員がいなくなる（市立総合病院）。 • 市内の店舗が閉っているため、避難所の食料はあと２食分か。一般分までは供給できない。 • まだ、30km圏内に指示はないが、11時の菅首相・枝野官房長官の記者会見で何らかの指示が示されると考える。
19：00	第25回災害対策本部会議
	○状況報告 • 福島第一原発４号機でも火災が発生し、第一原発から離れた方面への移動が進みつつある。伊達市、丸森町、飯舘村から協力を得ている。昨夜の自衛隊の行動が不安をあおったのも事実だが、市民の移動が進みつつある。15時現在、毎時2.73マイクロシーベルト。自衛隊の協力がなければ物資輸送・搬出が進まない（市長）。 • 指定管理者が避難したため、原町斎場（原町区上北高平）を閉鎖。 • 人工透析患者の受入先を確保することは困難。 • 老人施設592人、高松ホーム68人が入所中。 • 物資受け取りのため川俣町へ。 • 電話がつながるようになり、小高区に残っている住民から避難願いが多くなっている。 • 市長から、防災行政無線で市民へ激励の言葉を。

開催日時	会議概要
平成23年３月16日（水）	
６：00	第26回災害対策本部会議
	○状況報告 • 福島第一原発の万が一を想定すると、避難所を含め、５万人の市民を一斉に退避させることは難しい。そこでまず、避難所にいる方は、家を失ったりした弱者の方が多いと思われるため、優先的に移動していただく。 • 人工透析患者については、小野田病院にて１週間程度の対応が可能となる。 • 食料は１日分の確保あり。 • 水道業者が撤退したため、職員直営の対応となる。そのため、対応に時間がかかるおそれあり。 • 遺体の確認187体、うち身元不明19体、仮安置54体（警察署）。
11：00	第27回災害対策本部会議
	○状況報告 • 今は「避難を希望する市民への対応が一番大切」であり、早急に対応方法を決定し、市民にお知らせする（市長）。 • 朝のテレビ放送を見た他自治体から情報が寄せられている。特に、新潟県知事から直接電話にて、避難者受け入れの表明を受ける（市長）。
15：00	第28回災害対策本部会議
	○状況報告 • 県外への避難者の移送については、バス28台（新潟県10台、福島県10台、市８台）で３月17日から19日を目途に実施する。人数は流動的。 • 基本的には、各避難所に避難している方を優先にバスで移動となる。ただし、自家用車での避難を希望される方についてはガソリンを支給する（チケット制か無料配布かは未定。また、避難者のみであり、一般の方にはない）。 • 避難所の避難者が移動したあとに、自宅待機者（一般者）の移動を予定。
19：00	第29回災害対策本部会議
	○状況報告 • 避難できる市民には、万全にその方向に添うように努力したい（市長）。 • 小高区内にとどまっていた市民７人を市民文化会館に収容。 • 小野田病院は、入院患者は現状で維持し外来患者は受け付けない。市立総合病院も小野田病院と同じ対応とする。 • タンクローリーが郡山市まで来ているので、運転手を確保し、受け取りにいく。 • 避難しない住民の健康管理等を検討する。
平成23年３月17日（木）	
６：00	第30回災害対策本部会議
	◎市長指示 • 日に日に深刻な状況となっている。19日まで避難作業を全うすること（市長）。 ○状況報告 • 昨日の市民文化会館から新潟に移動した市民からの問い合わせが多くなっている。 • 千葉県から10台、長野県飯田市や東京都杉並区からもバスが来ている。 • タンクローリーが夜中に到着した。ガソリンの配給は、一般車両１台につき10ℓをすべての車両に行う。スタンド開設の時間や場所などについては、一斉周知広報を行う。 • 配給作業にかかる職員の協力をお願いする。
15：00	第31回災害対策本部会議
	○状況報告 • 明日の移送にかかるバスは33台を予定。

開催日時	会議概要
	• 今晩、県外避難の説明会を開催する。同時に避難希望の受付を行う。会場は原町区が各小学校、ただし、太田・大甕地区は原町第三中学校、鹿島区は鹿島中学校および上真野小学校。 • 介護施設の移送先については、最終調整中。 • 寝たきり高齢者、独居高齢者の取り扱いの問い合わせが多い。 • 防災行政無線が聞こえないとの苦情多数。 • ガソリン給油は３店舗終了。現在、鹿島区の若盛商店、原町区の相馬ガス本町店・大杉商事上町店が給油継続中。 • 収容遺体195体。
18：00	第32回災害対策本部会議
	○状況報告 • 県外避難の説明会を鹿島区３か所、原町区７か所で開催し、個人宅へも避難の呼び掛けを行う。今回以外も参加受付は可能。スクリーニングを受ける。 • 給油は残りのスタンドも終了した。明日以降の給油は確約できない。 • 自宅待機者への食料については、明確になっていない。
平成23年 3月18日（金）	
6 ：00	第33回災害対策本部会議
	○状況報告 • 県外避難の説明会を10か所で予定通り開催。説明会では、寝たきり高齢者、独居高齢者への対応、残る市民への支援、電気・水があれば残りたいなどの質問や意見がある。 • 水道水のライフラインについては、継続的に供給できるよう対応する。 • ガソリンについては、本日数箇所で有料供給できる。 • 自衛隊と協力しながら避難計画を作っていく（災害対策現地情報連絡員：以下「県」）。 • 防災行政無線による広報が聞こえないことへの対応が必要。
15：00	第34回災害対策本部会議
	○状況報告 • 原町区内各病院の入院状況は、市立総合病院136人、小野田病院136人、大町病院140人、合計412人。渡辺病院は閉鎖。 • 寝たきり高齢者の対応はどうするか検討が必要。 • 県と協議し避難計画を作成する。
平成23年 3月19日（土）	
6 ：00	第35回災害対策本部会議
	○状況報告 • 昨日の県外避難は、予定1673人に対して1655人で、ほぼ予定通り。 • 鹿島区の避難所は１つ減となった。避難の確認を引き続き行う。 • 在宅への食料提供と安否確認の問い合わせが多い。 • 説明会の状況は、原町第三中学校では参加者はおおむね避難したい意向、高平小学校では多くの参加があった割には、避難希望が少なかった。残った場合のインフラについての質問があった。 • 水道の供給がなくなるとの噂が多く流れている。 • ガソリンについては、本日午前９時から給油量限定で避難用のガソリンの販売あり。場所は鹿島区の若盛商店（午前９時発表厳守）。 • 高齢者や寝たきり高齢者の対応をどうするか。 • 職員が減少しつつある。各部署で職員の所在を把握してほしい。 • これまで遺体の収容205体、身元判明176体。全体で400 ～ 500人の捜索体制となっている。早急に40 ～ 50遺体の火葬の必要がある。棺・ドライアイスの確保。治安維持を図るため、消防や自衛隊と協力体制を組む（警察署）。 • 飯舘村は、本日から３日間で1500人の避難移動を行う。バス15台、栃木県鹿沼市方面へ（県）。

開催日時	会議概要
	• 避難の誘導と鹿島地区で水中の捜索を行う（自衛隊）。
15：00	第36回災害対策本部会議
	◎市長指示 • 緊急避難計画をやりきるという気持ちでいこう。物資供給が厳しくなっていることを呼び掛けてほしい（市長）。 ○状況報告 • 今晩、最後の避難呼び掛けを行う（鹿島区役所）。 • 区長・民生委員に情報の協力を呼び掛ける（健康福祉部）。 • 現在、原町第一小学校は130 ～ 150人、市民文化会館数人の避難者数である。 • 自衛隊は20km圏内からの住民移動について、市の職員をつけることを条件で行動するとのこと。どこまでやるのか計画を示してほしい。寝たきり高齢者等については、どの施設に収容なのかもあわせて（小高区役所）。 • 本日のガソリン供給については、公用車関係は原町区高見町のマツモトで11時45分に終了、市民へは、午前中鹿島区の若盛商店で実施、午後自主的に原町区の南相馬ジャスモールの給油所で実施。近いうちに燃料確保できる見込みである。 • 避難については、市が明確な姿勢を示さないと残る市民が多くなる。 • どの程度、物資の供給不足になっているか確認必要。国には物資を送るよう要望している。相馬市から物資の一部を送るとのこと。 • 国は病院・施設入所者の移動を行う。 • 本日は避難計画の防災行政無線放送を18時まで行う。放送が聞こえないので、おもな地点で止まりながら放送すること。 • 本日は７遺体収容。地元の行政区長なども発見している。捜索地域が広がれば、遺体発見が多くなり、搬送が課題になってくる（警察署）。
平成23年 3 月20日（日）	
6 ：00	第37回災害対策本部会議
	○状況報告 • 給油スタンドが１か所であったため混乱した（鹿島区役所）。 • 独居者の移送対応を行う。 • 在宅者への対応が必要。 • 児童・生徒の避難確認、入学式の対応も考えなければならない。 • 水道に漏水箇所があるが、修理する業者がいない。 • ガソリン供給は市民に行き届いたものと思っている。緊急車両用は確保できるものと見込んでいる。 • 在宅者への食料を配給するが、体制が整いしだい会議で報告する。 • 遺体の収容214体、うち身元判明184体。1200人の安否が確認されていない（警察署）。 • 入院患者の移送終了（市立総合病院）。 • 市全域がボランティアの入れない地域になっている。
15：00	第38回災害対策本部会議
	○状況報告 • 本日の県外避難は、８か所の会場から群馬県、新潟県方面へ約500人が移動し、予定通り実施。 • 本日、市長から全職員への説明会を開催する。 • 残っている市民の把握を始めた（鹿島区役所）。 • 大町病院から66人の搬送をしている（消防署）。 • 捜索は困難を極めている。本日４遺体を発見（警察署）。 • 施設に入所する介護寝たきり者36人を日光市へ搬送することが可能である（県）。 • 在宅の寝たきり者を自衛隊とともに調査する。 • 小野田病院では140人の入院患者の移送終了。 • 市外へ自主避難したが、戻ってきている市民がいる。対応策が必要。

開催日時	会議概要
平成23年３月21日（月）	
6 ：00	第39回災害対策本部会議
	◎市長指示 • 本部機能は、ここ市役所で責任を持って行う。 • 官邸には、寝たきり者等への対応について連絡する。 • 職員は、３日間でローテーションを組んで休息すること。 ○状況報告 • 鹿島区の水道は80％復旧した。 • 放射性物質濃度の影響については、このままで良いとの指導がある。原水としている地下水を採水して、専門業者へ渡すことになっている。漏水箇所もあるが当分は大丈夫である（水道課）。 • 物資について、明日から相馬市日下石の公設市場を受け入れ場所とする。そこから市内２か所に搬入する。 • ウシの世話で残る人がいる。 • 原町第一小学校、市民文化会館、保健センター（原町区小川町）の要介護者22人を日光市へ移送する。 • 217遺体中、身元判明188体、身元不明21体（警察署）。 • 新年度の児童・生徒の就学については、住所を異動しなくとも避難している地域の学校に入学できる。 • 昨日から福祉会館（原町区小川町）で食料を配布している。
15：00	第40回災害対策本部会議
	○状況報告 • 初めて東京電力㈱から立地本部長が挨拶に来たので、この事故については、東京電力と国の責任であると明確に伝えた。東京電力側からは、現状報告と悪化させない努力をするとの言葉であった（市長）。 • 県外に移動した市民の避難所数は26か所である。その他、農家民宿などにも避難している。 • 在宅寝たきり者の調査。電話で緊急に要請のあった医薬品を28件配布（健康福祉部）。 • 児童・生徒の就学についての問い合わせが多くなっている。 • 小高区の救出で、要請のあった68人の移動は完了したが、拒否者６人が残る。原町区南部の移動は自衛隊に協力を求めている。 • 大町病院の搬送終了（消防署）。 • 野犬が多い。ウマ２頭野放し、ウマの死骸について県に連絡の必要がある。
平成23年３月22日（火）	
7 ：00	第41回災害対策本部会議
	◎市長指示 • 厳しい一日になるが、職員は平常業務体制で臨んでほしい。 ○状況報告 • 東京電力から現状について説明を受けるが、見通しがまったくたっていない（市長）。 • 教育長と原町区役所長が新潟県の避難所へ。 • 放射線量は毎時1.8マイクロシーベルトと下がっているが、飯舘村はこの３倍の値と報道。 • 避難市民受け入れ自治体への市長の御礼と現状等をまとめて、各避難所へ20時にファックス。今後、定期的に発行したい（市長公室）。 • 身元引取人がいない遺体15体を夜間に火葬して、新祥寺（原町区本町）に安置。避難できない在宅要援護者へ呼び掛け18人。緊急要請電話を受信し職員が宅配９件（物品の種類は不明）。中央産婦人科（原町区橋本町）は本日診療開始する。内科も受診可（健康福祉部）。 • 21日、福祉会館で食料配給428人。公用車で動けない車があれば、給油対応するので連絡がほしい。今日、軽油・灯油を受け取るため出発し、明日到着予定（経済部）。

開催日時	会議概要
	• 明日、在宅寝たきりの16人を栃木県日光市に移動する。保健センターに避難している認知症患者を福島市へ移動する（県）。 • 水道は深井戸で取水し、浄化して給水するため問題ない（建設部）。
15：00	第42回災害対策本部会議
	◎市長指示 • 職員の健康管理、十分に対応し業務に当たること。インフラも徐々に整備される。 ○状況報告 • 市外避難者の避難所間の移動が多く、正確な避難者の把握が難しい（市長公室）。 • 厚生労働省、県から水道水のモニタリング結果が示され、問題なし（上下水道部）。
平成23年３月23日（水）	
7 ：00	第43回災害対策本部会議
	○状況報告 • 状況は小康状態で好転しない。東京電力に報告を求めてもまったく来ない。水道水の放射線量が基準値以下であっても、乳幼児用にペットボトルの水を配布することを広報（市長）。 • バス避難の第２弾を実施する。24日説明会・受付、25日朝出発で計画（市長公室）。 • マルイ眼科（原町区本陣前）が25日再開（健康福祉部）。 • 新学期に関する問い合わせが殺到している。一方、22日現在、連絡が取れない児童・生徒は、小学校12人、中学校18人（教育委員会）。 • 物資受け入れは相馬卸売市場において24時間体制で行っている。公用車のガソリン給油は９時から相馬ガスで緊急車両限定として行う（経済部）。 • 治安維持のため、民間ボランティア４組織が発足し、防犯パトロールを行う。 • 自衛隊・消防団と連携し遺体10体収容、総数は233体（警察署）。 • 市内４病院の入院患者移送は完了（消防署）。 • 在宅要援護者10人、家族13人の栃木県日光市への移送は９時集合、10時出発。
15：00	第44回災害対策本部会議
	○状況報告 • 状況が安定化に向かっているが、水道水の問題など、絶対的には良くなっていない。事業所も開く準備をしており、病院の外来も増えている。明日、避難の呼び掛けを再度行う（市長）。 • 24日10 ～ 13時に防災行政無線等で市外避難の説明会の案内を行う。小学校等８か所で受付し、25日に群馬県草津町へ避難する。 • 被災証明は、住民基本台帳に照らし合わせて発行することとなる（市長公室）。 • 水道水から検出された放射性ヨウ素について広報する（上下水道部）。 • 避難先の自治体から避難所への職員派遣の要望がある（総務企画部）。 • 新たに10体の遺体が発見され、総数は243体（警察署）。
平成23年３月24日（木）	
7 ：00	第45回災害対策本部会議
	○状況報告 • 激しい情勢は変わらない。一方でインフラ整備は少しずつ活発化している。本日の説明会で市民に避難をお願いする（市長）。 • のぞみケアタクシー（原町区桜井町）が本日から業務再開。鹿島厚生病院は25日から外来再開（健康福祉部）。 • 夜間警戒を強化しており、昨夜１人逮捕（警察署）。
18：00	第46回災害対策本部会議
	○状況報告 • 市民へ避難をお願いした。企業の活動が日に日に活発化している（市長）。

開催日時	会議概要
	• 避難バス申し込みは、８か所の説明会会場あわせて166人で、出席者の１割程度にとどまる（市長公室）。 • 明日、羽生歯科医院（原町区栄町）が再開（健康福祉部）。 • 遺体の収容は本日９体で総数は254体。消防団の協力が大きい（警察署）。 • 22 ～ 24日、新潟県の避難所を訪問。本市からの避難者は、ボランティアの手厚い対応により生活していた。避難者からは、自宅の防犯、学校の入学などを心配する声や市職員の派遣要望あり（教育長）。
平成23年３月25日（金）	
７：00	第47回災害対策本部会議
	○状況報告 • インフラ設備を維持できる環境ができつつある。マスコミから避難バスの問い合わせが多いが、「避難指示を出す場合は国が責任を持って対応すべき」とテレビ取材で答えた（市長）。 • 社会福祉協議会の活動が再開し、宅配等は順調に実施している（健康福祉部）。 • 280人体制で行方不明者の捜索を実施し、昨日15体の遺体を収容して総数は259体となる（警察署）。
15：00	第48回災害対策本部会議
	○状況報告 • 官房長官のメッセージが発表される。「福島第一原発から20 ～ 30km圏内では自主避難を希望する人が多い。今後の避難指示を想定した適切な対応をされたい」。政府コメントの理由がまったく分からないので情報収集にあたる（市長）。 • フレスコキクチ鹿島店は１日３便買物バスを運行し、４月１日から営業開始（鹿島区役所）。 • 鹿島厚生病院が診療再開（健康福祉部）。 • 小・中学校の新学期対応で４月６日の入学式は困難（教育委員会）。 • 今後、茨城・群馬・新潟県内の避難所を訪問する（原町区役所）。 • 遺体10体を収容（警察署）。 • 今朝の新聞で、ホテル・旅館の受け入れ態勢について報道あり。対象者は、住宅を失った避難指示区域・屋内退避区域に住所のある者となる見込みだが、県で調整する（県）。
平成23年３月26日（土）	
７：00	第49回災害対策本部会議
	○状況報告 • 群馬県草津町への避難者は無事到着。官房長官発言は唐突で動揺があったかもしれない（市長）。 • 幼稚園・保育所・小学校・中学校すべてで、当分の間、新学期に向けての準備が見通したたない（教育委員会）。 • 原町水道の大原原水で、放射性物質が220ベクレル測定された。県に再調査を要請している（上下水道部）。 • 相馬総合地方卸売市場での救援物資の受け入れでは、一日で満杯状況（経済部）。 • 安否確認より罹災証明や住宅・融資等に関する問い合わせが多くなった（原町区役所）。
18：00	第50回災害対策本部会議
	○状況報告 • 人の往来が多くなった。コンビニ店が再開している。量販店も再開する見込みあり（市長）。 • 田村内科医院（鹿島区横手）は今日から再開（健康福祉部）。 • 市内には250人ほどの児童・生徒が残っている（教育委員会）。 • 戻ってきた市民からの水道の問い合わせが多くなった（上下水道部）。 • 家庭ごみの収集は28日から週１回、可燃ごみのみを実施（市民生活部）。

開催日時	会議概要
	• 今朝、８体の遺体を収容し総計は284体。10台の重機で行方不明者捜索。
平成23年３月27日（日）	
７：00	第51回災害対策本部会議
	○状況報告 • 福島第一原発のデータが芳しくないが、線量の測定値は下がっている。市内コンビニ３店舗再開（市長）。 • ガソリンスタンド数箇所で給油をするが、消防団や警察に警護を依頼する。トラブル発生時は閉鎖（経済部）。 • 今日から茨城・群馬県内の避難所を訪問（原町区役所）。 • 遺体収容の総数は284体、うち身元判明229体、不明55体、安置65体（警察署）。 • 明日、在宅要援護者３人を山形県鶴岡市の特別養護老人ホームへ移送予定（県）。
18：00	第52回災害対策本部会議
	○状況報告 • 政党党首クラスの来訪あり。「原発安定化のため政治力を結集してほしい」と強く要望。インフラが徐々に回復しているので事業者の支援もしていきたい。原発が好転するよう強く国、事業者に要望していく（市長）。 • 26日の食料配布では、8834人が受け取る（市長公室）。 • 小高区の小・中学校の機能を原町区に移して新学期の準備を行う（教育委員会）。 • 市が調達した燃料により、10日間で140 ～ 150kℓを給油した（経済部）。 • 遺体８体を収容し、総数は292体（警察署）。 • 海水から淡水へ変更して原子炉を冷却している（東京電力＊5）。 • 農業者に対して、予定している農作業は延期すること、放射性物質を拡散させないため耕耘作業は行わないこと、水稲作付けはできるだけ遅らせること、収穫したものは１か所に集めておくこと、未収穫はすきこみしないでそのままにしておくことを周知（経済部）。
平成23年３月28日（月）	
７：00	第53回災害対策本部会議
	○状況報告 • 情勢が複雑化している。一歩前に踏み出す時期（市長）。 • 仮設住宅の候補地の検討をしている。県が中心となるが、いつでも対応できるように準備に入る（建設部）。 • 小・中学校、幼稚園、保育園の対応は、見通しが立たない。当面、休校・休園となるか。明日、市内施設の状況を把握する（教育委員会）。 • 26日の水道水放射線量の検査結果は、ひばり生涯学習センター（大谷水系）で58.2ベクレル、基準の100ベクレルを下回り、他の水系と同じになった（上下水道部）。 • 家畜の死骸の状況把握に努める（経済部）。 • いまだ300件の行方不明の届出があり、遺体の収容は増えると思われる。治安状況は、今後、人が多くなると窃盗事件などが増える懸念がある（警察署）。 • 生活福祉資金（10万円）の県要綱ができたので、市町村の準備ができしだい、身分証明書と印鑑またはサインで融資できる（県）。 • 放射線モニタリングの状況は、福島県南相馬合同庁舎前（原町区錦町）が毎時0.89マイクロシーベルトでゆるやかに下降傾向（保安院＊6）。
15：00	第54回災害対策本部会議
	○状況報告 • 避難者への情報提供のうち、市ホームページの生活情報を充実させるため、今日から専任職員を配置（市長公室）。 • 鹿島厚生病院の一角で「相馬郡医師会臨時診療所」が開設され、外来診療を開始する。ボランティア活動は軌道に乗ってきた（健康福祉部）。

＊５　東京電力㈱社員も災害対策本部会議に出席した。市役所２階の教育委員会の隣に常駐するようになったが、その時期は不明。
＊６　原子力安全・保安院の職員は、市役所に常駐する以前から災害対策本部会議に出席した。

開催日時	会議概要
	• 仮設住宅のあり方について県との調整に着手（建設部）。 • 職員派遣チームとして、指導主事２人が新潟県に出発（教育委員会）。 • 車の往来が増えており、軽油の要望が出ているので県に要請したい。店舗の再開が増えているので支援物資の要請内容を検討したい。物資は、市外の避難所へも要請があれば送りたい（経済部）。 • 鹿島郵便局が３月31日から取り扱いを始める。火・木の週２回、午後１時に郵便局へ持参し、帰りに市宛ての郵便物を受け取る（総務企画部）。 • 遺体３体を収容し、総数は295体。足場が悪く作業は困難を極める（警察署）。 • 今日は団員の休養日としたが、30人が捜索を実施。行政区長などが避難していて自主防災組織が機能しない（消防団）。 • 明日10時からサンライフ南相馬で物資提供を行うので、警察に対応を依頼（健康福祉部）。
平成23年３月29日（火）	
７：00	第55回災害対策本部会議
	○状況報告 • 今朝、プルトニウムの話が出てきた。経済活動も増えてきている（市長）。 • フレスコキクチ鹿島店が今日から開店。昨日、鹿島区内のダイユーエイト、セブンイレブン、ローソンが開店（鹿島区役所）。 • 仮設住宅の対象者に20km圏内の住民を入れるよう県に要望（建設部）。 • 公立幼稚園59人、保育園44人、合計103人の市内在留を確認（教育委員会）。 • 県が行う旅館・ホテル宿泊の問い合わせに対応。市外避難所への職員派遣の検討（総務企画部）。 • 犯罪発生状況は、盗難14件、空巣４件、店舗あらし６件であり、燃料などの盗難が多い。市内全域で発生している。捜索活動は重機18台、ダンプ10台でがれきを除去しながら実施するが、重機はまだ不足している（警察署）。 • 福島第一原発のトレンチ内で放射線量が高いプルトニウムを発見。分析に時間を要し、昨日の発表となる（東京電力）。
15：00	第56回災害対策本部会議
	○状況報告 • 東京電力㈱副社長が来庁したので､東京電力にすべて責任を持ってもらうよう要請。また､原子力安全・保安院次長から事故状況の説明あり。プルトニウムは３号機から出ているのかどうか、報告内容があいまい（市長）。 • 企業活動は、20km圏内で動きなし。20 ～ 30km圏内でも休止が続いているが、１か月以上待てないので、別の場所に移転もありうるとの話。雇用関係もハローワーク閉鎖中で情報が得られない状況（経済部）。 • 新潟県への職員派遣３人を決定。（総務企画部） • 市民課窓口の対応は、異動31件、各種証明166件、電話対応422件、被災証明約500件。ゴミ収集は65ｔで、通常の70ｔを下回った（市民生活部）。 • 鹿島厚生病院の診療再開（鹿島区役所）。 • 本日の遺体収容10体で、総数は312体（警察署）。 • プルトニウムの情報があれば伝えてほしいと、上層部へあげていく（保安院）。 • 福島第一原発トレンチ内の水の処理が最大の懸念事項であり、官邸からの指示に基づき対応（東京電力）。
平成23年３月30日（水）	
７：00	第57回災害対策本部会議
	◎市長指示 • 健康管理に配慮すること。原発事故の収束が望まれるが、とどまっている市民の支援対応に万全を期すこと。 ○状況報告 • 鹿島厚生病院の診察は午前71件、午後38件、合計103件（健康福祉部）。

開催日時	会議概要
	• 仮設住宅について、県外への設置が可能かどうか検討している（建設部）。 • 原町斎場では、１日９サイクル、36件まで可能である（市民生活部）。 • 遺体収容の総数は316体、うち身元判明254件、引き渡し214件、安置55体（警察署）。 • 仮設住宅を７月までに２万戸確保したい（県）。
15：00	第58回災害対策本部会議
	○状況報告 • 環境省から、一般ゴミ処理費用の全額を国の負担とする連絡あり。県内避難所の市民から「県外避難所と同様の対応にするように」とのクレームあり（市長）。 • 市民が避難する市外避難所は、県内で100か所を越えており、福島市内でも30か所以上ある。避難者数も1000人超から１ケタ台までさまざまであり、全部は回れない。100人以上を対象に２ ～ ３日後に訪問したい（市長公室）。 • 仮設住宅の候補地を調査（鹿島区役所）。 • 一般社団法人プレハブ建築協会と調査を行い、１戸あたり100㎡必要とされる（建設部）。
平成23年３月31日（木）	
７：00	第59回災害対策本部会議
	◎市長指示 • 東京電力会長が記者会見で原発廃炉を発表したが、当然のこととコメント。市民への支援をあらためてお願いする。 ○状況報告 • 仮設住宅として、雇用促進住宅を準備する（建設部）。 • ４月６日から新学期を向かえるが、現在のところ状況に変化なし。相馬市と区域外就学について協議する（教育委員会）。 • 水道水の放射能濃度が100ベクレルの基準を下回ったので、県の同意を得て、昨日18時に制限を解除（上下水道部）。 • ガソリンの供給は、県も継続して支援することを確認し、見通しが立つ。企業関係では、市内に戻って再開したい、市外に仮設事務所を設けたいとの声が多い（経済部）。 • 茨城・群馬・新潟県内の避難所を訪問したなかで、学校の開始や水稲の作付けに関する質問、一時的でも自宅に戻りたい、仮設住宅の入居についてなどの要望が寄せられる。避難から２週間が経過し、次の生活をどうするか不安を持っている（原町区役所）。 • 遺体の収容11体、総数は327体。うち身元判明264体、引き渡し227体、安置47体。盗難27件受理。金庫、テレビ、ビデオ、燃料（ガソリン・灯油・軽油）などが被害にあう（警察署）。 • １・４号機の対応については、冷却できるかが重要。今後10 ～ 20年とかなり時間がかかる（保安院）。 • 使用済燃料プールの放水は、２・４号機について140ｔ実施（東京電力）。
15：00	第60回災害対策本部会議
	○状況報告 • 事業所の再開に向け、活発な動きになっている（市長）。 • 仮設住宅の問い合わせが100件を超えた。入居希望は60件以上（建設部）。 • 20km圏内の住民から救出要請があり、原町区で２人、小高区で５人を避難指示区域から出す（小高区役所）。 • ガソリンスタンド７か所で給油するもトラブルの報告なし。落ち着いてきている状況である（経済部）。 • 本日、遺体５体収容、総数は332体（警察署）。 • 旅館･ホテルの一時受け入れの準備をしている。飯坂地区で1700人、南会津地区で1800人、合わせて3500人の受け入れが可能（県）。

表２　災害対策本部会議の開催状況

開催日（期間）	開催時刻・開催間隔等	開催回
平成23年 3 月11日	15：00、15：30、16：30、18：00、19：10、20：34、22：00、23：30	第１～８回
3 月12日	6：00、8：30、11：00、13：30、16：00、19：00	第９～14回
3 月13日	5：00、7：00、10：00、15：00、19：00	第15～19回
3 月14日	3：30、6：00、11：00、19：00	第20～22回
3 月15日	5：00、10：30、19：00	第23～25回
3 月16日	6：00、11：00、15：00、19：00	第26～29回
3 月17日	6：00、15：00、18：00	第30～32回
3 月18～21日	１日２回　6：00、15：00	第33～40回
3 月22日～４月２日	１日２回　7：00、15：00（18：00)	第41～64回
４月３日～４月27日	１日１回　7：00	第65～89回
４月28日～７月８日	１日１回　8：00	第90～161回
７月11日～９月９日	１日１回　8：00（平日のみ）	第162～204回
９月12日～ 平成24年 5 月29日	１週２回　8：00（8：30)	第205～265回
６月５日～12月４日	隔週１回	第266～279回
12月７日	地震、津波注意報対応	第280～285回
12月18日～ 平成25年 ２月５日	隔週１回	第286～289回
２月６日	津波注意報対応	第290～294回
２月21日～３月19日	隔週１回	第295～297回
４月３日～ 平成26年 ４月９日	１か月に１回、復興推進本部と同時開催	第298～315回
６月５日～ 平成28年 ２月３日	２か月に１回	第316～326回
５月11日～ 平成30年 ８月10日	３か月に１回	第327～336回
平成31年 ２月６日～	半年に１回	第337回～

２　自治体スクラム支援会議

【経　緯】

本市と東京都杉並区とは、30年以上にわたるスポーツ交流をはじめとする自治体交流があった。また、平成17年（2005）５月27日には、災害発生時、両自治体が相互に協力し、食料品・生活必需品・医療品等の物的援助および職員の派遣等人的援助を円滑に行うことを目的として、災害時相互援助協定を結んでいた。そのため、東日本大震災発生後、杉並区はただちに本市への救援物資の搬送体制の構築に取りかかり、速やかに物資の搬送を開始した。

さらに、本市への支援は、杉並区の呼びかけをもとに群馬県東吾妻町、新潟県小千谷市、北海道名寄市と連携、協力して進められた。こうした支援を実践したことにより、複数の基礎自治体が協力することによってのメリットが確認されるとともに、旧来の国や県を通じた被災地支援の限界が感じられた。そこで、杉並区が声をかけて、東吾妻町、小千谷市、名寄市、杉並区の４つの基礎自治体で、平成23年（2011）４月８日に「自治体スクラム支援会議」を立ち上げた（図１）。

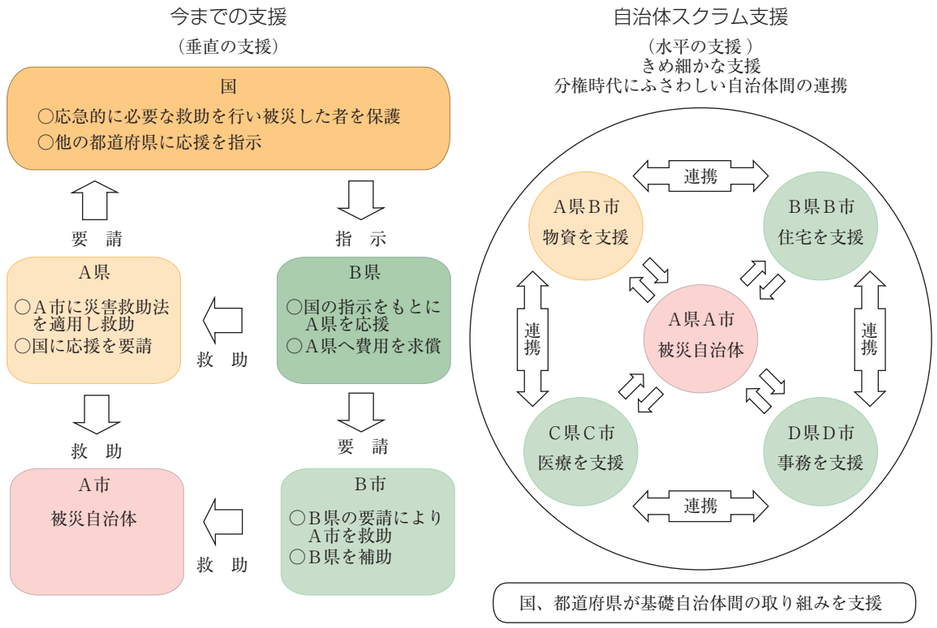

図１　災害に対する「今までの支援」と「自治体スクラム支援」
＊杉並区総務部『自治体スクラム支援会議のあゆみ』（2016）から引用編集

【実施内容】

自治体スクラム支援会議の参加自治体は本市への物的・人的支援を行うとともに、支援会議としては、全国市長会等を通じて、国に対し災害救助制度や財政支援のあり方、本市への復興支援などについて要請活動を行った。

以下、第１回からの自治体スクラム支援会議の動きや国への要請・宣言をまとめた。

平成23年

４月８日　第１回・２回支援会議（開催場所：杉並区・首相官邸）

午前、南相馬市長、東吾妻町長、小千谷市長、名寄副市長、杉並区長が菅直人内閣総理大臣を訪問し、南相馬市の復興に向けた新たな仕組み（スクラム支援会議）に対する支援を要請した。

午後には、片山善博総務大臣あての要請書「地域コミュニティ再建のため「自治体スクラム支援」に対する支援要請について」を、逢坂誠二総務大臣政務官に手渡した。

５月15日　第３回支援会議（開催場所：南相馬市）

会議では、基礎的自治体による被災者の救助や被災自治体への支援がより促進されるよう災害救助法の規定を整備するとともに、こうした自治体の取り組みに対し、国が財政的支援を行うよう必要な措置を講じることを要請していくことが決議された。

５月26日　杉並区長・東吾妻町長が厚生労働省に細川律夫厚生労働大臣を訪問し、第３回自治体スクラム支援会議で決議した「南相馬市の復興に向けての要望について」を手渡した。また、午後は、経済産業省に海江田万里経済産業大臣を訪問し、同様に要望書を手渡した。

写真１　自治体スクラム支援会議が首相に要請（平成23年４月８日）

７月23日　第４回支援会議（開催場所：南相馬市）

会議では、今後の南相馬市の復興に向けた支援や国への支援要請、災害救助法の改訂に向けた取り組みなどについて話し合った。

８月18日　平野達男東日本大震災復興対策担当大臣へ「南相馬市の復興に向けた要望について」を要請した。

平成24年（2012）

２月５日　第５回支援会議（開催場所：小千谷市）

会議では、被災から約１年が経つなかでの南相馬市の復興状況をふまえ、今後の支援や国への要請について、また、今後の大地震等に備えた自治体間の連携などについて意見交換が行われた。

また、基礎自治体の立場から被災自治体に対して迅速かつ的確な支援を行っていく仕組みとして「災害時相互援助条例（仮称）」を、この会議に参加する自治体と南相馬市で、年内に、統一的に制定していくことが確認された。

７月28日　第６回支援会議（開催場所：南相馬市）

中川正春防災担当大臣も出席のうえ開催した。また、杉並区と災害時相互援助協定を結んだ、東京都青梅市と福島県北塩原村も参加し、一層の広がりをもった。会議の最後に、自治体スクラム支援会議としての要望をまとめた「基礎自治体間の水平的支援に係る法整備の要望について」を、中川大臣に手渡した。

平成25年（2013）

６月１日　第７回支援会議（開催場所：北塩原村）

亀岡偉民内閣府大臣政務官（防災担当）および首都大学東京大学院の大杉覚教授出席のうえ開催した。会議では、各首長から、水平的支援の必要性や相互支援条例の意義、災害救助法の改正が不可欠であるとの意見が出された。これらの意見をまとめ、災害救助法の改正を強く要望する古谷圭司内閣府防災担当大臣あての要望書「災害時支援に係る法整備の要望について」を亀岡政務官に手渡した。

また、「国による南相馬市の復興支援を要請する決議」と「災害時相互支援に関する宣言（北塩原宣言）」を採決した。

平成26年（2014）

５月23日　第８回支援会議（開催場所：東吾妻町）

南相馬市の被災者を受け入れた、東吾妻町にある杉並区民営化宿泊施設（コニファーいわびつ）で開催された。中越地震の被災地である小千谷市と、東日本大震災の被災地である南相馬市のそれぞれの市長から、復興への道のりや、それぞれの自治体が行っている災害対策についての課題が報告され、今後の防災対策に向けた情報・意見交換が行われた。

平成27年（2015）
　７月10日　第９回支援会議（開催場所：名寄市）
　　南相馬市への支援の継続を確認するとともに、これまで重ねてきた各自治体の連携した支援や取り組みの実績を基に、今後の各自治体の防災力の向上にとって有効な取り組みはできないかが議論のテーマとなった。
平成28年（2016）
　11月４日　第10回支援会議（開催場所：青梅市）
　　南相馬市の復興の現状と課題を踏まえた支援の継続について、意見交換が行われた。また、自治体スクラム支援会議の今後の展開について議論した。
平成29年（2017）
　７月14日　第11回支援会議（開催場所：小千谷市）
　　静岡県南伊豆町および山梨県忍野村が正式参加となった。

【業務を振り返って】

　自治体スクラム支援会議では、南相馬市の支援に向け、参加自治体の緊密な連携により、多くの成果を上げてきた。関係機関の懸命な努力により、平成28年７月には帰還困難区域を除く居住制限区域と避難指示解除準備区域が解除され、復興への道は着実に前進している。

　今後も、引き続き南相馬市への支援を行っていくとともに、災害時の支援に係る財政措置と法制化に向けて国に対しても要望していくこととしている。また、参加自治体の相互連携による防災力向上の具体的な取り組みとして、防災訓練等に相互参加し、その自治体の防災体制の特徴や防災施設、備蓄体制等を視察するなど、災害時における支援体制を構築していくことが重要と考える。

表１　スクラム支援会議参加自治体
（平成29年７月時点）

	自治体名
1	北海道名寄市
2	新潟県小千谷市
3	群馬県東吾妻町
4	福島県北塩原村
5	東京都青梅市
6	福島県南相馬市
7	東京都杉並区
8	静岡県南伊豆町
9	山梨県忍野村

顔の見える自治体交流

主査・60代男性

大規模災害の記憶の風化が叫ばれているが、自治体スクラム支援会議では、交流を通した絆や「顔の見える関係」を築き上げたことも大きな成果であり、今後も発展していくことが期待される。

第２節　津波被災者への対応

１　消防・警察・自衛隊

【経　緯】

　平成23年（2011）３月11日14時46分、三陸沖を震源としたマグニチュード9.0、最大震度７を観測する巨大地震が発生した。

　本市では震度６弱を観測。発災直後、消防・警察は救助救援活動に出動するも、14時49分に気象庁から高さ３ｍの大津波警報が発令された（第１章第１節２表１参照）。この警報発令に伴い、地域の消防団も加わった避難の広報活動と避難誘導を実施することとなった。その後、15時14分に高さ６ｍの大津波警報、15時30分には高さ10ｍ以上の大津波警報が発令された。津波到達後の被災地においては、自衛隊とも連携した行方不明者捜索が始まるも、福島第一原発事故の影響により、捜索活動は難航を極めた。

【実施内容】

１．消防団

　地震発生直後、発表された大津波警報により団員はすぐさま各屯所に参集し、沿岸部を中心に避難広報や避難誘導活動を実施した。しかし、想像をはるかに超えた大津波は、建物や車のみならず、活動中の団員や屯所に向かう団員をも巻き込んだ。津波到達後には、一面、地獄絵図と化した被災現場で、消防署、警察、自衛隊等と連携して行方不明者の捜索活動を開始した。

　また、福島第一原発事故後、市民のほとんどが市外へ避難するなかにおいても、多くの団員は地元に留まり、行方不明者の捜索や治安維持のために夜警活動を続けた。

　このほかにも、発見した遺体を警察の検視会場に搬送する活動を展開し、さらには地震により水道が使えず遺体の洗浄ができないという警察の状況を知ると、消防タンク車によりプールの水を汲み上げて、遺体の洗浄を応援するなど、消防団の使命以上の活動を行った。

写真１　行方不明者の捜索を行う消防団員（鹿島区真野　平成23年３月31日撮影）

写真２　消防署と連携して捜索する消防団員（原町区萱浜　平成23年３月13日撮影）

写真３　被災地の巡回を行う消防団（鹿島区大内　平成23年３月26日撮影）

写真４　津波注意報発令により避難広報を行う消防団（鹿島区南右田　平成23年７月10日撮影）

写真５　津波に流された消防団車両（鹿島区南海老　平成23年３月31日撮影）

写真６　津波に流された消防団車両（原町区金沢　平成23年３月30日撮影）

２．消防署

南相馬市内の消防署（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）では、発災直後から救助・救援活動や避難広報活動を実施した。この非常事態に、非番・公休者も即座に参集し、消防職員総動員体制で、市、消防団、警察や自衛隊等と連携しながら活動・情報収集に当たった。

地震発生からまもなくして、家屋の倒壊や石蔵の下敷きになったなどの通報により救急救助活動に出動した。大津波警報が発表されると、沿岸部を中心に避難警戒広報を実施し、数百メートル手前まで津波が迫るなか、自らも避難しながらの活動となった。また、東北電力㈱原町火力発電所サービスビルで発生した火災の際には、現場到着とほぼ同時に津波が押し寄せ、一時、高台に避難して難を逃れるなど、危険な状況のなかでの活動となった。

その後も、ほかの現場からの応援要請や取り残された人の救助活動等、隊員たちの体力が続くかぎり、被害者の救出や行方不明者の捜索に当たった。

このような状況のなか、追い打ちをかけるように福島第一原発で事故が発生。この事故の影響により、原発から半径20km圏内に含まれる小高区と原町区の南部は避難指示区域となり、住民の自由な立ち入りが制限された。また、初動期においては、駆けつけた緊急消防援助隊等が捜索活動のできる範囲も屋内退避の指示がない30km圏外に限られるなど、行方不明者の捜索をさらに困難なものとした。

写真７　行方不明者の捜索を行う消防隊員（平成23年３月17日撮影）

写真８　行方不明者の捜索を行う消防隊員（鹿島区八沢　平成23年４月５日撮影）

写真９　防護服を着て捜索活動を行う消防隊員（小高区蛯沢　平成23年５月11日撮影）

写真10　捜索活動に向かう消防隊員（小高区村上　平成23年５月４日撮影）

写真11　津波注意報発令により避難広報を行う消防隊員（原町区桜井町　平成23年４月11日撮影）

写真12　水防水利の確認を行う消防隊員（鹿島区小島田　平成23年４月７日撮影）

3．警　察

震災発生当初、電話等の通信手段が不通となり、正確な情報把握が困難な状況となった。南相馬警察署では、ただちに災害警備本部を編成し、まずは生存者の救出活動を行った。３月14日からは県内外から応援に駆け付けた部隊も加わって、本格的な行方不明者の捜索や行方不明者の届出の受理を行った。４月３日には、避難指示が出されていた福島第一原発から20km圏内の捜索を開始した。このほかにも、捜索によって発見された遺体の検視と遺族への引き渡しや、被災した家屋などから流出した貴重品等の拾得品の保管と持ち主への返還などの活動も行った。

写真13　大津波警報発表により避難誘導を行う警官（原町区高見町　平成23年３月11日撮影）

写真14　行方不明者の捜索を行う警官（鹿島区川子　平成23年３月31日撮影）

写真15　消防署と一緒に捜索を行う警官（原町区萱浜　平成23年３月29日撮影）

写真16　消防団と一緒に捜索を行う警官（原町区泉　平成23年４月10日撮影）

4．自衛隊

(1) 東北方面隊　第６師団[*1]

山形・宮城・福島の南東北３県の防衛警備・災害派遣などを担当する第６師団からは、第44普通科連隊（福島駐屯地）、第11施設群（福島駐屯地）および第６特殊武器防護隊（神町駐屯地）が活動にあたった。

第44普通科連隊と第11施設群は、行方不明者の捜索と民間重機と連携した捜索のためのがれき除去作業を行い、捜索活動においては、タイベックスーツと呼ばれる防護服とゴーグルやマスクに身を包み、さらに、放射線量のモニタリングを行いながらの厳しい環境下で行われた。また、捜索活動に併せて被害が比較的少ない家屋内の清掃を実施、捜索中に見つけたアルバムなどの思い出の品を回収し、スクリーニングを行った後、一時保管所の担当者に引き渡しするなどの活動も行った。

(2) 東部方面隊　第12旅団[*2]

栃木・群馬・新潟・長野４県の防衛警備を担任する第12旅団からは、第12後方支援隊（相馬原駐屯地）、第12特科隊（宇都宮駐屯地）、第２普通科連隊（高田駐屯地）、第13普通科連隊（松本駐屯地）、第30普通科連隊（新発田駐屯地）が活動にあたった。

第２普通科連隊・第13普通科連隊・第30普通科連隊などは、行方不明者捜索を実施。水中カメラを使用して河川の中や側溝の中を捜索、また、タイベックスーツを着用しながらの捜索活動も行った。

(3) 中央即応集団[*3]

平成19年（2007）３月28日に国際平和協力活動等や国内における各種事態に即応するために新編された中央即応集団からは、中央特殊武器防護隊（大宮駐屯地）と陸上自衛隊唯一の落下傘部隊である第一空挺団（習志野駐屯地）が活動に当たった。

第一空挺団は、住民の安全確認や巡回診療の同行、福島第一原発から20～30km圏内等における行方不明者の捜索活動等を行った。

捜索活動は、道路や川の中、側溝や暗渠（蓋をされた地下の導水路）の中を、がれきを撤去しながら捜索を行った。また、半壊した家屋は一軒一軒、室内から庭に至るまですべてのがれきを取り除き、最後は室内の清掃まで実施した。

写真17　行方不明者の捜索を行う自衛隊員（鹿島区南海老　平成23年３月24日撮影）

写真18　防護服を着て捜索活動を行う自衛隊員（小高区福岡　平成23年５月７日撮影）

＊１　陸上自衛隊福島駐屯地ホームページ（https://www.mod.go.jp/gsdf/neae/６d/unit_hp/fukushima_hp/higashinihon.html）
陸上自衛隊第６師団ホームページ（https://www.mod.go.jp/gsdf/neae/６d/index.html）
第６特殊武器防護隊ホームページ（https://www.mod.go.jp/gsdf/neae/６d/unit_hp/６nbc_hp/index.html）

＊２　東部方面隊ホームページ（https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/ea/eastj/eastj_gate.html）
第12旅団ホームページ（https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/12b/index.html）

＊３　陸上自衛隊中央即応集団ホームページ（https://www.mod.go.jp/gsdf/crf/pa/operation/disaster/01.html）

【業務を振り返って】

津波被害の対応にあたっては、原発事故が消防、警察、自衛隊の活動にも大きく影響を及ぼした。20km圏内での行方不明者捜索やパトロールにおいては、タイベックスーツと呼ばれる防護服等に身を包みながらの活動となった。また、20～30km圏内は、屋内退避が指示されてからしばらくの間、緊急消防援助隊や自衛隊の活動が制限された。

津波による被災者の捜索という活動は、従事した消防団員、消防署員、警察官そして自衛隊員にとって初めての経験であった。また、活動された方々の多くは、全国各地から応援のため派遣されてきたが、土地勘がなく、放射能への不安を抱えていた。しかし、組織的な訓練を積み重ねてきた方がたであり、指揮者の指示のもと、ていねいな捜索を行っていた。また、バックホウなどの重機が必要な現場も多く、民間業者の協力などを受けながらの活動となった。

津波後の救助活動

（当時）南相馬警察署　大谷裕二

海岸の松並木の上に黒煙を見たのは、原町区の海岸線方面へ移動を開始した時だった。10ｍはあろうかという大木の上に、黒煙と白い波しぶきとなった大津波が見えた。「大変なことになった」と直感し、住宅の多い渋佐方面の状況確認に向かった。

道路にはしだいに泥の量が増え、ヨッシーランドという介護老人保健施設に差し掛かった時には、泥が50㎝も堆積し、進むことができなくなった。周辺は、がれき、泥に埋まり原形をとどめない車が散乱し、そこに、多数の人が泥まみれになって横たわっていた。「足の弱い老人が巻き込まれたのか」と愕然としながら、現場に居合わせた人に「大丈夫ですか」と声を掛け、付近に流されてきたシートや板を集めてただちに救助を開始した。横たわっている人に声を掛けると、すでに息をしていない人もいた。

私は、とっさに重傷者、意識不明者などを優先して病院に搬送しなければならないと、周囲に大きな声で呼びかけ協力を依頼した。「病院搬送は生存者優先」と大きな声で叫んだ。現場に居合わせた人たちもうなずき、救助活動に協力してくれた。あまりにも数多くの人たちが流されて横たわっていたため、死者には毛布などをかけて安置した。救助には施設の職員や近隣者が、搬送には通りがかったタクシーや車両で駆け付けた市役所職員が従事した。

救助された人の多くは、ヨッシーランドの職員や入所者で、避難途中に津波に巻き込まれた状況が判明した。津波は、巻き込まれた人たちの衣服を剝ぎ取ってしまったのだ。それを聞いた時、すさまじい津波の威力にあらためて恐怖を感じた。救助活動は、余震とさらなる津波の恐怖のなか全力で行われた。併せて二次災害を防止するための避難広報活動も繰り返し実施した。

今でも忘れられないことは、ヨッシーランドの駐車場で津波に巻き込まれた男性を、水没した車両内から救助したことである。男性は、津波の恐怖から体を硬直させ、つかんでいたベルトを外せなかったため、声を掛け、安心させてベルトから手を外させて、ようやく救助できた。また、泥の中から救助した老人も恐怖心から歩くことができず、ほかにも同じような状態の人が周囲のあちらこちらにいた。

私は、大きな声で「自分で歩いて、避難してください。頑張ってください」と何度も繰り返して元気付け、何人もの被災者を自力で避難させた。老人であるとはいえ、けががなく、自力で歩くことができそうであれば、自分で避難してもらうしかないほど、泥の中には人が倒れていたのである。

ヨッシーランドでは、30人以上が亡くなったが、海岸から１km以上離れているこの施設まで津波が打ち寄せることは、誰が予想しただろうか。

福島県警察本部『ふくしまに生きるふくしまを守る　警察官と家族の手記』（2012）より抜粋引用

津波後の捜索活動

（当時）会津坂下警察署　遠藤　宏

大震災が発生した３月11日のうちに、５人の署員と共に南相馬署に救助捜索部隊として派遣されました。行方不明者の捜索と搬送が私たちの任務と決まり、翌朝から捜索を開始しました。

南相馬市は、国道６号線を境に東側の地区が津波で大きな被害を受けており、ありとあらゆる物がなぎ倒され、あるはずのない所に漁船や松の木などが横たわっていました。私は南相馬署での勤務経験があり、当時の風景ははっきりと記憶に残っていますが、その記憶に残る風景と今の現実のあまりの差に、ただただ言葉を失うばかりでした。

津波の被害を受けた原町区萱浜を捜索したところ、大きな揺れがあり、その後すぐに津波警報の無線が流れ、私たちにも海岸から離れるように連絡が入りました。付近の人に津波のおそれがあるので避難するようにハンドマイクで呼びかけました。すると、６人の集団が私たちに近づいてきたのです。その中の50代の男性が「海岸沿いの道路上に２つの遺体を置いてきたので、津波が収まったら運んでくれませんか」と声を掛けてきました。

ご遺体が津波で流されてしまえば見つからないかもしれない旨を話したところ、男性は「その時は仕方ねえ。また探しますから、お巡りさんだって人間だ、無理は言えねえべ」と言うのです。その男性とご遺体の関係を尋ねたところ「私の20歳になる長男と10歳になる長女です」と答えました。

その答えを聞いて愕然としましたが、男性は涙を浮かべるでもなく、淡々と冷静に話すのです。男性は泣かなかったのではなく、あまりのひどさに涙も出なかったのです。男性に「お気の毒です」という言葉をかけるのが精いっぱいでした。

その後、幸いにも津波が来なかったので、私たちは、そのご遺体を安置所がある県立高校の体育館に搬送しました。

その後、萱浜に戻ったところ、先ほどの男性が「また遺体を発見しました。搬送お願いします」と言うのです。私はご遺体に目礼して、身元についてその男性に聞いたところ「16歳になる私の次男です。これで私の子ども全員です。町内の人がまだ見つかっていないので探しにいきます。今日中に安置所に子どもたちを迎えにいきますから」と言って立ち去りました。

私はただ、ご遺体に合掌をし、丁寧に運ぶことしかできませんでした。

福島県警察本部『ふくしまに生きるふくしまを守る　警察官と家族の手記』（2012）より抜粋引用

消防士の救助活動

（当時）南相馬消防署小高分署　消防士　返見　彰

平成23年３月11日震災当日、私は非番で救助隊定期訓練を終え、小高区の自宅に戻り遅い昼食をとっていました。そのとき突然、今までに体験したことのない大きな揺れが襲い、自宅はミシミシ音を立て、瓦はなだれのように滑り落ち、自宅前のブロック塀も揺れ、私自身も立っていることが困難な状況が続いていました。

非常配備体制のもと私は小高分署に15時00分に参集。分署内は119番電話や一般電話が鳴り止まない状態が続いており、被害の凄さが考えられました。参集職員と共に津波警戒のため沿岸部の避難誘導広報に出動しました。小高分署を東進し跨線橋を上り沿岸部を見ると、真っ黒な、今まで見たことのない大津波がさまざまなものを飲み込み迫ってきている状況でした。別隊から「高さ10数ｍの津波到来」との無線を傍受していました。私たちの隊も飲み込まれるのも時間の問題と思い、急いで進路を変更し、浪江町を経由して沿岸部の浦尻地区住民が避難している浦尻公会堂（避難場所）を目指しました。

公会堂は高台にあり津波被害はなかったものの、目の前には、今まで見たことのない残酷な津波被害の光景が広がっていました。小高の蛯沢地区（沿岸部）で育った私にとって幼い頃から見慣れていた光景は何一つ残っていませんでした。

そんな時、住民から「消防団が老人世帯の避難誘導中に目の前で流された。助けてくれ」「あそこに人が見える。早く助けろ」など、消防を頼る声がたくさんありました。しかし、助けるにもマンパワー・資機材不足など限界があり何もできない状態でした。あの時の気持ちは今でも忘れることがありません。

３月12日、テレビの緊急速報で福島第一原子力発電所水素爆発との情報が流れました。この事故を知ったとき放射性物質の拡散が考えられ、小高分署に配備されていた個人線量計（アラーム付き）を事務室窓際に設置。設置後すぐにアラームが鳴動。消防職員として２年目だった私は原子力事故対応資機材の使用方法や放射性物質への知識がまったくなく、人体への影響は大丈夫か、放射性物質への不安な気持ちと恐怖を覚え、死を覚悟しました。

原子力発電所事故後、住民は小高区からの避難を開始。緊急消防援助隊、自衛隊、警察などは、原子力発電所から30km圏内での活動を制限され、20km圏内にある小高区からは撤退を余儀なくされていました。小高区に残されたのは、小高区役所職員の一部と小高分署で活動していた消防職員だけとなってしまいました。

しかし、まだ小高区内には住民避難の情報が入らず家に残っている人、避難の手段がなく残っている人、津波被害により孤立状態となって避難ができない人、生き物を飼っていて避難を拒否する人など、まだまだ多くの住民が残っていたのです。

３月13日、津波被害により孤立状態であった蛯沢地区や井田川地区へボートを使って、残留者の確認へ向かいました。津波の影響で防波堤が壊されている状態だったため、海水が入り込み、３月11日よりも水かさが増し、浮遊物が多くある中でボートを漕ぎました。また、見えない敵、放射性物質への恐怖や不安が私にはありました。しかし、職員だれ一人その恐怖や不安を口にせず捜索活動を行い、残留者34名を確認して救助や避難誘導を行うことができました。

小高区民の避難活動が終了した３月14日午前９時21分、南相馬消防署小高分署閉鎖…。そして、直近署である南相馬消防署へ避難を開始しました。

相馬地方広域消防本部『東日本大震災活動記録～あの日を忘れない～』（2016）より抜粋引用

２　遺体安置所

【経　緯】

平成23年（2011）３月11日15時半頃に沿岸部を襲った大津波によって多数の犠牲者が出ていることから、福島県警察では検視班を編成し、検視業務に当たることになった[*1]。多数の遺体を収容して検視し、安置する場所を早急に確保するため、まず、候補として考えたのが南相馬市スポーツセンター（原町区桜井町）であった。しかし、市スポーツセンターは地震による建物被害が報告されていたため使用を断念し、原町区西町の原町高校第二体育館に安置所が設置された。また、鹿島区では、千倉体育館を遺体の収容場所とした。市災害対策本部会議の記録によると、原町高校には、20時頃から遺体が運び込まれている（第２章第１節１参照）。

日付が変わって12日３時頃の南相馬警察署からの報告[*2]によると、原町高校に収容された遺体は15体になっている。当初、原町高校には、おおむね200人の遺体を収容することを想定していたが、津波被災規模が大きく犠牲者が多数に及ぶことが見込まれたため、原町高校での想定収容数を超えた場合には、相馬農業高校に収容する計画が立てられた。なお、遺体確認後に必要となる棺は警察署が手配した。同日８時30分の市災害対策本部会議では、消防団から、「原町高校で遺体洗浄用の水としてプールの水を使用しているが足りなくなりそうだ」との報告が上がっている。その後、搬送される遺体は数を増し、原町区栄町の柔剣道場も遺体の一時保管所として使用された。収容された遺体総数は、19時時点で100体を超える事態となった。

身元確認された遺体は遺族等に引き渡されたが、次々に新たな遺体が収容され、翌13日には、遺体の収容・検視は原町高校、遺体の安置・家族等による確認は相馬農業高校で行うことになった。３月末時点で、収容された遺体総数は330体余にのぼった。

しかし、４月７日には、遺体の収容、検視、安置、そして、家族等による確認は市スポーツセンターで行うことになった。

【検視業務】

以下、福島県警察による検視業務について記載する[*3]。

１．身元不明遺体の確認

（1）DNA型鑑定による身元確認

津波の被害にあった遺体は、損傷があったり、衣類が脱げたりするなど、身元確認の手掛かりが失われていることが多かった。県警察では、遺体からDNAを採取し、行方不明者家族から採取したDNAとの照合を行い、身元確認を行った。

（2）身元不明遺体写真台帳の備え付け

各遺体安置所には、各地（岩手県・宮城県も含む）の身元不明遺体の顔写真、遺留

＊１・３　福島県災害対策本部『東日本大震災の記録と復興への歩み』（2013）
＊２　市災害対策本部事務局において、報告や対応を時系列に記録した資料

品等の情報を掲載した身元不明遺体写真台帳を備え付けた。

(3) 着衣・所持品画像のホームページ掲載

県警ホームページに、遺体の衣類、所持品等の写真を掲示し、情報提供を呼びかけた。

2．検案医師、歯科医師の派遣

遺体が多数発見された南相馬警察署等の管内に設置された検視会場では、地元の医師をはじめ、派遣要請した県外医師等による検視を実施した。

3．検視等における放射線への対応

放射性物質の汚染区域から収容された遺体については、収容から検視まで、遺体処理要領を明確にし、検視従事者の安全性確保と不安感の払しょくを図った。また、検視部隊に対する放射線有識者（医師）による講義や、放射線技師による検視会場および搬入された遺体の放射線量の測定、管理等を行った。

4．死亡の形態

本震災による死者については、津波をその直接の原因とするものが多数であり、死因についても津波に巻き込まれたことによる溺死が圧倒的割合を占めた。

5．遺族への引き渡し

遺体の身元は、容貌や所持品等で判明する場合もあったが、DNA鑑定や歯牙鑑定、指紋鑑定等を待たなければならない場合も多かった。特に、時間の経過により遺体の傷みが進行してきた場合、生前の写真等との照合が困難になることから、おそらく該当者と認められた場合でも、DNA鑑定の結果を待って引き渡しを行うなどして取り違えの防止に努めた。

6．身元不明の場合の市町村引き渡しについて

遺体安置所には、家族の手掛かりを求める人びとが毎日多数訪れた。そこで、市町村担当者と協議し、身元不明遺体は10日程度、遺体安置所に安置したのち、市町村へ引き渡すこととした。しかし、時間の経過とともに傷みの進行した遺体が多くなっていったため、その後は、速やかに市町村へ引き渡した。市町村に引き渡された身元不明遺体は、速やかに火葬され、その後、それぞれの市町村が寺院で遺骨を安置した。

消防団員の声

（当時）南相馬市消防団副団長　山見重信

本格的に始まった捜索作業のなか、私は遺体安置所で活動することになった。警察官の立ち合いのなか、ご遺体を引き継ぐ場合は、「いつ」「どこで（詳しい場所）」「誰が発見して」「状況は」などを記載することになっており、全国から集まっている警察官では詳しい地名などが分からず、地元の人間のほうがスムーズに引き継げるので、その任務に自ら付いて陣頭指揮にあたった。

私はご遺体の無念さに心を痛めながらも、せめてご遺体を安置する前に、「汚れた体をきれいにしたい」という思いから、ご遺体の無念を振り払うかのように丁寧に洗う仕事を来る日も来る日も続けた。日が経つにつれて１日10体も20体も上がってくるご遺体で、作業が追い付かなくなったときもあった。私は学校のプールの水をポンプで吸い上げ大量の水を確保。ご遺体がこれ以上傷つかないようにと、ホースからの水流を噴霧状にして丁寧に洗い、着ていた衣類も洗ってから袋に入れ、ご遺体といっしょに安置をした。こうして私は３月いっぱいで284体のご遺体を送った。

なかには災害の惨めさを物語るご遺体もあり、若い団員にはなるべくそのようなご遺体を見せず、自分が行った。また時には、小さな子どものご遺体が上がることもあった。その子はまだ幼く、生まれた時のように腕と足を曲げ、その眠ったような安らかな姿を見たときは、その子の無念さに自然と涙があふれ出た。

財団法人日本消防協会『消防団の闘い－3.11東日本大震災－』(2012) より抜粋引用

遺体安置所にて

（当時）福島県警察本部教養課　平野敏行

「こんなんで、わがっか！」
「こんなになって、誰が誰だが、わがんねーべぇ」
「おめぇ、わがんのがぁ！」

これは遺体安置所の警察官に向けられた遺族の言葉です。生前の面影はなく、すっかり変わり果て、ひつぎに入れられ、安置されたご遺体を目の前にした遺族から発せられた「やりきれない、やり場のない悲しみ」と「やり場のない悔しさ」は、身元の特定のため一生懸命に努力している警察官に向けられました。当然、その遺族自身も「警察に文句を言ったって…」とは百も承知で、それでも怒鳴り散らすしかなかった。惨劇における人間の切ない声を聞いた瞬間でした。

私は震災直後から、捜索班や遺体収容班として被災現場で活動してきましたが、何よりも重く心にのしかかり、忘れられない出来事となったのが、約２か月間に及ぶ遺族対応班としての活動でした。ご遺体の多くは泥にまみれ、かつての面影が消え去るまでに傷んでおり、なかには、男女の別すら分からなくなってしまったご遺体もありました。検視班は、これらのご遺体に向かうに当たり、心から礼を尽くし、ひたむきに丁寧に洗浄し「早く家族の元に帰してあげたい」「何か手掛かりはないか」との思いで細心の注意を配りながら、身元の特定につながる手掛かりを、懸命に捜していました。

まだ３月中旬、浜通りにすら雪の舞う寒い季節に、冷え込む検視場所で、冷たい水と、寒さと、目に見え鼻に感じるものの切なさ、つらさと戦い、黙々と検視を行うその姿には、

本当に頭の下がる思いでした。また、遺族は家族を早く見つけたい、早く連れて帰りたいとの思いで、毎日、あるいは数時間おきに、さらにはご遺体が運ばれるたびに、安置所を訪ねてきては、つらい確認をしていました。私たち遺族対応班は、そのような検視班の思い、遺族の思いを胸に、託されたご遺体を遺族の元に間違いなく帰すという使命感のもと、懸命に活動を続けていました。

私たちは活動を通じて、たくさんの遺族の悲しみの対面に立ち会ってきました。長年連れ添った妻のひつぎのそばで「わりがったな」とポソリと口にし、唇をかみしめて立ちつくし、ご遺体を見守る初老の男性の姿。乳飲み子のご遺体の入った小さなひつぎの前で「だっこしたい、だっこしたい」と言葉にならない叫びとともに泣き崩れ、何時間もの間、ひつぎに寄り添い座り込む20代の母親の姿。がれきの中から自分で見つけ出した母親を確認に来た息子が、ひつぎに入れられた母親のご遺体を前に「こんなにきれいにしてもらったんですか」と涙を浮かべ優しそうな瞳で立ちつくす。妻と乳飲み子を亡くした20代の若い父親が、やっと見つかったわが子の顔に大粒の涙を落して「これでやっと、一区切りができました」と言ってほほ笑む。

こういう方々を目の前に、遺族対応班として、どんな言葉を掛けたらいいのか、どのような慰めができるのか、誰も分かりませんでした。私たちは、ただただ安置所を訪れる遺族に対し頭を下げ、ご遺体、写真、着衣などを確認する遺族があれば同行して手助けし、現在の捜索状況を説明し、遺族の要望があれば親身に聞き入る。帰る際には全員が起立し、帽子を取って頭を下げることでご遺体、遺族への礼を尽くすことに徹してきました。

ですから、冒頭に記した被災遺族の心の叫びを耳にしたとき、大変ショックでした。心の中で「そんなこと、遺体安置所の警察官に言われても…」が正直な気持ちでした。しかし、そのときの警察官は、一言も口答えせず、怒鳴り散らしている遺族の目前で、頭をうなだれ、背中を丸くして、罵声を受け止めていました。おそらく、その警察官に限らず、遺族対応班として従事していた警察官であれば、誰でも同じように耐え忍んでいたことと思います。毎日訪れる人に掛ける言葉もなく、絶望を背負った何百人もの姿と毎日接すれば、またその絶望の思いに比べれば、そして少しでも気が済むのなら「何でも私たちに言ってください」と自然に思えてきたからです。

罵声を口にした60代の男性遺族は、この後も何度も安置所に足を運び、結果的に数人の親族のご遺体を確認し、引き取っていきました。この男性も、当初からは別人と思えるような穏やかさが見受けられ、とげとげしい気持ちの表れが柔らかい姿勢に変わりゆく感じが見て取れました。そして、最後の親族のご遺体を引き取るときには、親族全てが深々と頭を下げるなか、この男性が丁寧に「いろいろありがとうございました。大変お世話になりました」と言って安置所を出ていく姿になぜか、救われました。

この大震災を通じて、さまざまな人びとの人間としての心の「弱さ」「優しさ」「温かさ」を知り、弱いからこそ、無力だからこそ、助け合い、かばい合い、協力し合うことが求められ、人間としての憐憫の情を育んでいかなければいけないと感じるとともに、警察官として頑丈な防波堤になれればと思います。

福島県警察本部『ふくしまに生きるふくしまを守る　警察官と家族の手記』(2012) より抜粋引用

3　火葬場

【経　緯】

南相馬市原町斎場（原町区上北高平）は、東日本大震災による建物への被害が少なく、火葬炉を稼働させることが可能であった。しかし、震災で亡くなられた方がたの遺体があまりにも多く、また、燃料不足のため、火葬場の運営は困難を極めた。

以下は、平成23年（2011）３月のおもな経緯である。

３月17日（木）

受付事務担当（市民課窓口係長）、墓地担当（環境衛生課環境保全係長）、斎場担当（環境衛生課斎場長）による庁内打ち合わせを行った。各担当からは次のような報告があがった。

①市民課

現時点で埋火葬届出書受付件数は、約140 ～ 150件。

被災者のため、斎場使用料は全額減免となる。

検視の状況を警察署へ確認した内容は、次のとおり。

- 身元不明者（水死体等）は、原町高校体育館に搬入して、検視を行う。
- 検視後、相馬農業高校体育館へ移送し、身元確認を行う。
- ３月16日現在で検視体は約190体。
- 身元確認が取れない遺体処理については未定とのこと。

②原町斎場

- １日あたり12体の火葬が可能な状態。３月17日実施分で５件受け付け。
- 葬祭業者は、鎌田商店、岡崎葬儀社、JA葬祭会館が、業務継続または再開した。フローラは避難していて対応できない。

③環境衛生課

- 検視済みの遺体の腐敗等により、公衆衛生上の危害を発生するおそれがある場合の取り扱いは次のとおりである。

  市福祉事務所長の申し出により、死亡診断書または死体検案書の内容を確認し、写しを保存するとともに、必要事項を記載した台帳を整備する。埋火葬は、福祉事務所で行う。
- 身元不明者の火葬後の納骨については、陣ケ崎公園墓地拡張予定地（原町区上太田地内）に埋葬の予定。
- 検視体が多数のため、火葬処理が困難なときは、素掘りした穴に埋葬して、盛土をする。

3月19日（土）

首相官邸から厚生労働省に「動きが遅い」との指摘があり、厚生労働省から県に照会が入ったため、県食品生活衛生課から市に照会があった。

①土葬する人数について

（ 市 ）40 ～ 50人程度の見込みである。

②国に対する要望について

（ 市 ）燃料確保等、全面的なバックアップをお願いしたい。

③土葬する予定区画の大きさについて

（ 市 ）20m×30m（600㎡）を見込み、場所は、陣ケ崎公園墓地拡張予定地を考えている。

3月20日（日）

警視庁および県警本部担当者と打ち合わせを行った。警察としては、現在の遺体安置数は57体（うち身元不明は約30体）であり、土葬よりも火葬を勧めるというものであった。

①火葬の状況について

（ 市 ）燃料（灯油）の手配等について、職員が調整中。

②遺体引き渡しについて

（警察）多数の遺体検分調書、検案書、死亡報告書、所持品引取書がある。身元が分からないケースが課題。身元が分かるものは再調査し、親族へ連絡する。親族が引き取りできないときは、市で引き受けてもらいたい。

※ドライアイスは松永牛乳㈱などの大型冷蔵庫に保管しており、在庫問題なし。

③遺体搬送について

（警察）警察で相馬農業高校から火葬場まで遺体搬送を行う。始業式を控え、相馬農業高校体育館を空けなければならないため、今後は、遺体を相馬市にある元アルプス電気㈱社屋に移送する予定。

（ 市 ）遺体安置数は現在205体。3月21日から3 ～ 4日間にわたり火葬する。3月21日から夜間にも1日当たり16体を火葬予定。

④棺桶組み立て協力について

（警察）南相馬市スポーツセンター（原町区桜井町）で棺桶の組み立てを行っているが、人数が少ないため協力をお願いしたい。警察官が捜索を中止して、作業している状況である。

⑤骨壷について

（ 市 ）骨壷が不足しているため、警察で手配をお願いしたい。

（警察）3月21日に100壷搬入する。

3月22日（火）

警視庁担当者と打ち合わせを行った（1回目）。

警察からは次のような説明があった。

- 身元が判明しているしていないにかかわらず、収容後10日間経過した遺体については火葬する。
- 遺体安置所から斎場までの搬送は警察署が行う。
- 身元判明している遺体については、警察署が遺族へ連絡する。
- 警察署は、遺族へ火葬日時を市役所へ問い合わせるよう連絡する。

市からは次のように説明した。

- 身元が判明した遺体は市民課窓口係で火葬日時を調整し、遺族へ回答する。
- 身元不明の遺体は、社会福祉課・環境衛生課で調整する。
- 身元不明の遺骨は社会福祉課で管理し、新祥寺（原町区本町）で保管してもらう。

警視庁担当者と打ち合わせを行い（2回目）、警察からは次のような説明があった。

①遺体検視場所について

- スポーツセンターの天井を修繕（県対応）して使用する予定。
- 千倉体育館（鹿島区鹿島）は一時保管場所として使用。

②遺体安置所について

- 現在の相馬農業高校体育館に設置。

3月26日（土）

被災当初は、燃料不足により土葬も視野に入れ検討してきたが、なんとか燃料の確保の目途がついたので、火葬場を24時間体制で稼動することとした。現時点で、土葬の必要性はなくなった。

3月27日（日）

原町斎場火葬計画を策定し、火葬炉使用の1日間のサイクルを次のように定めた。

○指定管理者による火葬（身元判明遺体）

1回目　8時　　～10時30分
2回目　10時30分～13時
3回目　13時　　～15時30分
4回目　15時30分～18時
5回目　18時　　～20時30分（市職員応援）
小計　5サイクル×火葬炉4基　＝20遺体

○市職員による火葬（おもに身元不明遺体）

6回目　20時30分～23時
7回目　23時　　～翌日1時30分
8回目　1時30分～4時

9回目　4時　　～6時30分（午前6時30分から清掃）
小計　4サイクル×火葬炉4基　＝16遺体
合計（遺体火葬可能数）　　36遺体

【実施内容】

原町斎場は、㈱相双環境整備センターを指定管理者として震災直後も運営していたが、津波で亡くなられた方がたの遺体の火葬をすすめるには、作業員を増員する必要があった。しかし、福島第一原発事故による避難のため、作業員の増員は見込めず、また、燃料の不足も危惧されたことから、火葬件数を増やすことはできなかった。

その後、燃料確保の目途が立ったため、相双環境整備センターが中心となりながらも、担当課である環境衛生課、小高区役所、社会福祉課の職員、そして、関連業者からの応援を受け、3月21日から4月下旬まで最大時10人体制、24時間フル稼働での業務を実施した。震災で亡くなられた方の火葬件数は、4月末までに615件であった（表1）。

【業務を振り返って】

火葬場に深刻な被災がなかったものの、燃料不足により、増え続けるご遺体に火葬場の能力が追いつかず、土葬による仮埋葬を考えざるを得なかった。しかし、なんとか燃料の手配がついたため、火葬場を24時間体制で稼動し、亡くなられた方がたの遺体をすべて火葬することができた。

被災地の斎場

主査・40代男性

津波の被害でこれほどまでに死者が出るとは想像もつかなかった。一気に増えたご遺体の火葬に対応するため、当時の指定管理者（相双環境整備センター）4人に加え、原町斎場の元職員や市担当課職員による応援体制を構築し、炉への受け入れ・火葬業務・収骨・火葬台車清掃等、それぞれ分担により進めた。

震災後は、燃料（灯油）が不足していたが、ご遺体の火葬を優先させるため、当斎場に給油用ローリー車を待機させ、常時安定的に補給できるような体制を整えた。

震災による火葬場施設の被害は、合併浄化槽の浮き上がりによってトイレ等が使用不可になったこと、また火葬炉の前の化粧扉が外れた程度で、火葬するうえでは影響がなかった。

このような状況のなか、「先の見えないなか、ただただやるしかない」という使命感・責任感だけだったような気がする。無事、南相馬市原町斎場の役割を果たせたのは良かったと思う。

表1　火葬件数（平成23年3月1日～4月30日）

月　日	通　常	震　災	身元不明	計	月　日	通　常	震　災	身元不明	計
3月1日	8			8	4月1日	3	13	0	16
2日	6			6	2日	1	15	3	19
3日	4			4	3日	2	14	6	22
4日	6			6	4日	0	11	2	13
5日	—			—	5日	1	4	2	7
6日	3			3	6日	1	7	0	8
7日	1			1	7日	2	0	8	10
8日	2			2	8日	—	—	—	—
9日	3			3	9日	4	5	5	14
10日	5			5	10日	1	7	4	12
11日	—	—	—	—	11日	1	8	5	14
12日	6	0	0	6	12日	2	0	4	6
13日	6	5	0	11	13日	1	9	6	16
14日	5	7	0	12	14日	—	—	—	—
15日	2	10	0	12	15日	3	9	6	18
16日	—	—	—	—	16日	2	7	9	18
17日	0	7	0	7	17日	0	6	4	10
18日	1	11	0	12	18日	4	5	5	14
19日	0	12	0	12	19日	1	4	6	11
20日	1	11	0	12	20日	—	—	—	—
21日	1	12	15	28	21日	1	7	2	10
22日	2	10	2	14	22日	1	1	3	5
23日	0	16	5	21	23日	2	1	2	5
24日	2	14	2	18	24日	2	1	0	3
25日	2	15	5	22	25日	1	0	4	5
26日	0	19	13	32	26日	—	—	—	—
27日	0	18	3	21	27日	2	2	6	10
28日	2	13	5	20	28日	1	1	3	5
29日	1	15	8	24	29日	2	3	3	8
30日	1	16	5	22	30日	1	2	1	4
31日	0	16	10	26					
合　計	70	227	73	370	合　計	42	142	99	283

■の欄は休業日（3月16日は屋内退避）

第３節　住民の避難

１　市内避難所

【経　緯】

平成23年（2011）３月11日の地震、津波の発生後、16時30分に開かれた本市の第３回災害対策本部会議において、避難所の開設が指示された。それに応じて、翌12日朝までには、各地区の学校や生涯学習センターなど市内46か所で避難所が開設され、当夜は、全市民の１割を超える約7600人以上が避難所で一夜を過ごした。

そのほか、高松ホーム（原町区上北高平）では23時45分、津波被害を受けた介護老人保健施設ヨッシーランド（原町区上渋佐）から、要介護高齢者14人、職員６人、合計20人を受け入れた。また、中央図書館（原町区旭町）は指定避難所ではなかったが、原ノ町駅に近いため、JR常磐線の不通により足止めされた来訪者のために会議室を開放し、15日まで一時的な避難所となった。

翌12日、福島第一原発１号機で水素爆発が起きたことにより、小高区内の避難所にいた市民らが原町区の避難所へ移動した。さらに、密閉性の高い建物に再避難するといった人びとの移動が加わった。これらの動きにより、石神地区の避難所などでは収容可能数を超え、他施設への誘導が図られた。13日の避難者数（表１）が、原町区で集計できず鹿島区のみとなっていることが、この日の混乱を如実に表している。

15日朝の避難者数は8000人を超えた。市内最大の避難所となったのは原町区の石神中学校で、ピーク時には1500人を超える避難者を収容した。

市では福島第一原発の事故により、物資が市内に入ってこなくなったことを受け、市民の日常生活が危ぶまれると判断し、独自の緊急避難計画を作成し、市民を市外へ避難させることを決め、バスでの集団避難を実施した（本節２参照）。

３月20日まで市外への集団避難が実施され、翌21日時点において、市内避難所に残った避難者は171人であった。そしてその後、避難所の移動や統廃合が行われた。

４月に入り、いったん市外へ避難した市民も、市外・県外での長期にわたる避難生活に疲れたことや、いつまでも避難生活をしていられないという気持ちから、徐々に市内に戻りはじめた。そのため、原町第一小学校（原町区東町）の避難所だけでは受け入れが困難になり、新たな避難所の設置を検討し、４月６日に石神第一小学校（原町区北長野）、４月22日に原町第二中学校（原町区桜井町）を避難所として開設した。

また、福島第一原発事故の影響で避難先での生活がさらに長期化することや、避難指示区域が警戒区域に設定されると立ち入りができなくなることを見込んで、避難指示区域であった半径20km圏内にある自宅から生活物資を搬出するために、避難所に入って活動するようすも見られた。

４月下旬には、避難者の数は400人を超え、応急仮設住宅の供給が開始される６月下旬からは徐々に市内避難所の避難者数は減少していき、８月７日に鹿島区の鹿島保健センター避難所（鹿島区西町）を閉鎖後、市内避難所は原町区のみとなった。10月31日には、雲雀ケ原陸上競技場管理棟（原町区中太田）に集約され、避難者の応急仮設住宅等への入居が進んだことにより、12月28日に市内の全避難所が閉鎖された。

【実施内容】

１．職員を各避難所に配置し、ローテーションで避難所の運営にあたった。
２．社会福祉課は全体の避難所の運営統括をする部署になっていたため、各避難所の避難者数や、避難所で必要な物資の状況などを定期的に担当職員から連絡を受け、物資等を手配する担当部署へ連絡した。
３．避難所開設にあたっては、ボランティアや自衛隊の協力を得ながら、物資の調達や移送などを行った。

【業務を振り返って】

市民を避難所へ誘導したり、物資を支援するにあたっては、各避難所から統括までの連絡手段である電話や庁内のネットワークのシステムが一時遮断されて、なかなか情報の伝達がうまくいかなかったため、職員がそれぞれの開設避難所に出向き対応した。避難所では、避難者による自主運営組織の立ち上げなど、避難所運営の仕組みづくりに苦慮した。また、避難生活が長期化するにつれて、避難者同士でのトラブルや苦情が増える傾向があった。

当時、市では原子力災害対策に関するマニュアルを作っていなかったため、スクリーニングや屋内退避など想定外の対応を迫られた。このような広域的な地震津波、そして原子力災害と、二重になった災害に対する対応を含め、今後はあらゆる災害を想定し、臨機応変に対応できるような訓練の方法と職員の意識付けが重要だと思う。

写真１　鹿島生涯学習センターで不安な一夜をすごす人びと（平成23年３月11日撮影）

写真２　大勢の市民が避難した石神第一小学校の体育館（平成23年３月13日撮影）

表１　避難所ごとの避難者数の推移（臨時避難所も含む）（平成23年３月12 ～ 19日）

地区		避難所 ＼ 3月	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日
小高区	1	福浦小学校	550	小高区の避難所は、福島第一原発から半径20km圏内に出された避難指示のため閉鎖						
	2	鳩原小学校	50							
	3	小高中学校	34							
	4	小高工業高校	1,200							
	5	小高生涯学習センター（浮舟文化会館）	280							
	6	小高就業改善センター	22							
	7	小高体育センター	60							
	8	水谷建設㈱小高研修センター	100							
	9	上耳谷公会堂	20							
	10	塚原共同墓地※	100							
	11	大井会場（集会場）	80							
	12	大　井	15							
	13	㈱日昌製作所小高工場	12							
	14	小高区役所	72							
	15	神山公民館	14							
	16	藤倉ゴム工業㈱小高工場	50							
	17	金房小学校	350							
		小高区小計	3,009							
原町区	1	原町第一小学校	250	－	300	350	230	300	130	100
	2	原町保健センター	110	－	126	124	71	56	73	10
	3	南相馬市民文化会館（ゆめはっと）		－	400	500	500	100	65	10
	4	高平生涯学習センター	0	－	14	26	26	45	6	－
	5	高平小学校	300	－	149	120	64	60		
	6	原町第二中学校	530	－	250	300	150	45		
	7	福祉会館	10	－	78	133	47	63		
	8	石神第二小学校	0	－	1,000	1,300	500			
	9	石神中学校	0	－	1,000	1,000	800			
	10	石神生涯学習センター	58	－	78	96	55			
	11	原町老人福祉センター	0	－	21	90	20			
	12	福島県立テクノアカデミー浜	0	－	104	110	75			
	13	原町第二小学校	260	－	358	300	⇒伊達市梁川体育館へ移動			
	14	原町第三小学校	123	－	207	230				
	15	石神第一小学校	0	－	1,100	800	⇒相馬市旧相馬女子高校へ移動			
	16	石神第一幼稚園	0	－	77	100				
	17	原町第一中学校	186	－	300	360	⇒伊達市梁川体育館へ移動			
	18	道の駅南相馬	33	－	160	190				
	19	ひがし生涯学習センター	90	－	30	85				
	20	南相馬市博物館	15	－	97	93				
	21	中央図書館	40	－	54	19				
	22	原町第三中学校	0	－	300	260	⇒相馬市旧相馬女子高校へ移動			
	23	大甕生涯学習センター		－	150	142	⇒相馬市旧相馬女子高校へ移動			
	24	馬事公苑	44	－	94	160				
	25	ひばり生涯学習センター	12	－	7					
	26	太田生涯学習センター	70	－						
	27	原町生涯学習センター(サンライフ南相馬)	22	－						
	28	原町高校	55	－						
	29	私立松栄高校	10	－						
	30	小沢墓地※	100							
		原町区小計	2,318	－	6,454	6,888	2,538	669	274	120
鹿島区	1	鹿島中学校	246	200	200	150	100	86	45	150
	2	鹿島保健センター	111	80	121	120	82	71	21	18
	3	鹿島生涯学習センター（さくらホール）	612	450	600	600	334	334	130	－
	4	上真野小学校	1,185	300	300	250	120	82		
	5	前川原体育館	108	120	80	140	120	120		
	6	鹿島西部コミュニティセンター	3	10	47	40				
	7	ひまわりデイサービスセンター	23	－	0	36	29	21		
	8	すみれデイサービスセンター	17	－	0	0				
	9	福祉サービスセンターむつみ荘	17	－	0	14	31	21		
	10	サテライトかしま	0	－	20	13				
	11	特別養護老人ホーム万葉園	0	－	0	20	23			
		鹿島区小計	2,322	1,160	1,368	1,383	839	735	196	168
市内合計			7,649	1,160	7,822	8,271	3,377	1,404	470	288

＊南相馬市復興企画部危機管理課『東日本大震災　南相馬市災害記録誌（追補版）』（2016）より引用編集
※を付した箇所は、津波からの避難のため一時的に避難場所となったところ。このほかにも避難所指定されていない場所に避難した人びとが多くあったが、人数が把握できた箇所のみ記載した。
－ は、避難者はいたが人数の確認ができなかったということを表す。
番号欄が■の箇所は、地域防災計画で指定された避難所である。

表２　避難所の開所・閉所の動向（平成23年３月21日以降）

地区	避難所 ＼ 月	3				4				7	8	9		10	12
	日	21	25	28	31	1	6	9	19	17	7	16	26	31	28
鹿島区	鹿島中学校				閉所										
	鹿島保健センター		閉所					開所			閉所				
	ひまわりデイサービスセンター					開所				閉所					
原町区	原町第一小学校											閉所			
	原町保健センター			閉所											
	石神第一小学校						開所							閉所	
	原町第二中学校								開所				閉所		
	ひがし生涯学習センター												開所	閉所	
	雲雀ケ原陸上競技場													開所	閉所

＊南相馬市復興企画部危機管理課『東日本大震災　南相馬市災害記録誌（追補版）』（2016）より引用編集

小高区福浦幼稚園の状況

（当時）福浦幼稚園園長　遠藤百香

――福浦幼稚園というと、小高区の海沿いだと思いますが。
遠藤　学区の65パーセントは海沿いですね。
――原発からの距離も近いなかで、３月11日はどのような状況だったのでしょうか。
遠藤　地震が起きた時、幼稚園は１時半にほとんどの子が帰るのですが、預かりのお子さんが何人かいました。隣の小学校にもちょうど子どもがいて。
――隣は福浦小学校ですね。
遠藤　幼稚園のほうが早く園庭に避難したのですが、学校のほうは体育館で卒業式の練習をしていました。体育館がとても老朽化していたので、そこから校長先生と一緒にみんな出てきて、校長先生の顔を見て安心しましたね。そこからは校長先生と一緒に、避難してきた方たちや子どもたちの誘導が始まりました。隣に校長先生がいらっしゃったので、うんと不安だとか、そういうことはなかったですね。
――心強かったという。
遠藤　心強かったですね。地震後まもなく市議会の渡部寛一さんがいらして、色々なことをやってくれました。そのこともとてもありがたかったですし、区長さんも来てくれてと、彼らのつながりがみんなを助けたと思いますね。
――小高区のつながり、福浦地区のつながりがあったんですね。
遠藤　はい。
――園児、お子さんたちのようすはどうでしたか。
遠藤　子どもたちについては、先生たちが１人ずつ抱きしめてあげて「大丈夫だよ、ちゃんとお母さんくるからね」と言ってくれていました。子どもに対する先生たちの気持ちもいっぱいあったので。最後にお子さんを迎えにきたのが夜８時で、それまで、その子は泣きたくて泣きたくていましたね。「泣きたい時は泣いていいよ」「でも必ずお母さん来るからね」って声をかけていました。お母さんも号泣しながら迎えにきましたね。
――避難されてくる方もいるし、お手伝いされた方もいたようでしたが、どのような雰囲気でしたか。
遠藤　津波で家がないという人がほとんどで、帰る所がない。これから避難所運営を幼稚園と小学校でしなければならないけれど、マニュアル上では、学校の老朽化した体育館が避難所ということになっていました。でも、もう波のようになっていたので、もう１回地震が来たら壊れてしまうだろうと思いました。それで、学校の校舎は耐震工事が終わったばかりだったので、そこの１階と２階を使いました。でもライフラインがすべて使えないので、寒い所にいなければならない。水洗トイレはもちろん使えない。幼稚園でも「100人くらい受け入れろ」ということで、一番大きな遊戯室を使いました。トイレの水は、プールからバケツで水を汲んで使いました。男の人は、申し訳ないけど外でお願いしました。
――本来は、体育館を避難所にするべきだけれど、現場の判断で校舎や幼稚園を使った。トイレもバケツリレーで工夫をされたんですね。住民の方の協力もあったようですが、どのような協力がなされたのでしょうか。
遠藤　「私はやらない」とかではなく「何かやれることがあったら言って」という方たちがたくさんいて、それで助かりました。遊戯室ではお年寄りと若い人にグループを分けて、若い人には「お年寄りの具合が悪くなったらすぐ言ってください」とお願いしました。彼らはきちんとお年寄りのお世話をしてくださいました。
――大きな災害が起きるときに備えて、避難所運営のマニュアルとか計画をしっかり作成するべきだという声があって、もちろん当然とは思いますが、みなさん初めてなのに瞬時にできたんですね。
遠藤　そこにいる人たちが、住民と密着していて、溝がなかったのだと思いますね。
――福浦地区にいる人たちと幼稚園・小学校の距離感がとても近かったんですね。
遠藤　そうですね。隣の校長先生と話をしていて、現場にいる人が判断するのが大事なのではないかと思いました。どんなに立派なマニュアルや計画を作っても、実際その場にいる人たちがどのように動くかは、そこにいるトップで決まると思います。
――その場にいる人たちが、苦渋の決断であっても、すぐにしなければいけないということですね。
遠藤　と思います。たまたま小学校も幼稚園も犠牲者が１人もいなかったので、それはありがたかったですね。
――そしてまもなく12日に。原発事故が起きるのですが、その後はどうなったのですか。
遠藤　福浦幼稚園にいるのは危ないので、違う避難所に移すということになりました。小高工業高校か山のほうの小学校の避難所にお願いしたら、彼らはきちんとコミュニティーを守りました。「どこどこの地区はどこに行きましょう」など、私たちが言わなくても、みなさんお隣近所で決めて、整然として行きました。誰も文句も言わず、それどころか「園長先生も早く逃げて」と言ってくれて、一人ひとりをみんなで守る、という姿勢がありました。
――家を流されたりご家族を亡くされたり、津波もまた来るのではないかという不安のなか、それでもみなさんでなんとか耐え忍んだと。
遠藤　そうですね。家を流された人が、生まれたばかりの赤ちゃんを連れてきたんですね。「ミルクはありませんか」ということだったのですが、うちは幼稚園で、３歳児からを対象としているので用意がなかったんです。おむつはタオルでも代用できると思ったのですが、ミルクがないので、メガホンで避難者の方に母乳が出る人がいないか聞きました。でもそんな方はいなくて、そこで渡部さんという方が「俺、家から取ってくるよ」と言ってくださったんですね。でも津波が危ないから私も行くと話をしたのですが、「園長先生はここを守らないと」と言って、ミルクを持ってきてくださったんです。ミルク瓶もおむつも持ってきてくれて、それでその場をしのげましたね。そのミルクは、彼の赤ちゃんが突然死して、亡くなった子どもの分だったんだけど、「誰かの役に立てばいい」と言ってもらって。みんな大変なのに、１人のためにみんなが頑張るのは素晴らしいと思いました。人の温かさを感じました。

「ひばりFMオーラルヒストリー」平成29年12月25日放送分より抜粋

2　市外への集団避難

［市外一時避難所支援事業］

【経　緯】

平成23年（2011）３月12日、福島第一原発１号機での水素爆発を受けて、同日18時25分、原発から半径20km圏内に国から避難指示が出された。市内小高区全域と原町区の一部の避難所は閉鎖、避難者は移動を余儀なくされ、小高区の市民らは原町区の避難所へ移動した。また、原発事故を受けて、市が密閉性の高い建物への再避難を呼び掛けたことによって、石神地区の避難所などでは収容可能数を超え、他施設への誘導が行われた。後日まとめられた避難所ごとの避難者数（本節１表１参照）をみてみると、翌13日は鹿島区のものしか把握されておらず、この日の混乱を如実に表している。

14日には、福島第一原発３号機が水素爆発、同日夜には、市役所内で自衛隊員による原発から半径100km圏外への避難の呼び掛けがあった。原発の状況悪化の噂など、不確実な情報が一部で流れ、市内は混乱状態となった。一方で、災害時相互援助協定を締結していた東京都杉並区や茨城県取手市からは、物資とともに市民の市外避難について支援の申し入れがあり、協議を始めた。また、避難指示の20km圏に近接する避難所の住民を相馬市や伊達市、宮城県丸森町へ避難させる準備を開始した。

15日朝の避難者数は8000人を超えた。市内最大の避難所となったのは原町区の石神中学校で、ピーク時には1500人を超える避難者が収容された。11時８分には、原発から20～30km圏内に屋内退避の指示が国から出された。このため、30km圏内に物流業者が入らなくなって、ほとんどすべての業種の小売店、営業所も避難により休業となった。ガソリンや救援物資が極度に不足するようになり、市内で日常生活を営むことが困難な状況に陥った。

各メディアも原発事故後30km圏内から避難し、取材にも入らなかったことから、本市の状況が外部に伝わらなかった。このため、市長自らがインターネット動画やテレビの電話取材を活用して、市内の窮状を訴え続けた。これに対し16日の朝には、新潟県知事から、本市の避難者を新潟県で受け入れるとの申し出があった。

こうした状況を受けて、市は全市民に対して、自主避難できる人は市外への自主避難を、それ以外の人は市外への集団避難を促した。そして、市ではバスを手配して市外への集団避難を実施することとした。16日から市内小・中学校において住民説明会を行い、翌日にはバスで市外避難所へ出発する計画であった。これは20日まで連続して実施され、追加の25日を含め2867人の市民が避難した。避難誘導の際には、市が準備したバスのほか、受け入れ先等からもバスが準備された。

【実施内容】

１．実施期間

平成23年３月15日～３月25日

２．内　容

平成23年	避難先	移動人数	移動手段
３月15～17日	相馬市旧相馬女子高校 伊達市梁川体育館 宮城県丸森町役場	1,939	南相馬市手配バス11台 飯舘村スクールバス７台
３月17日	新潟県各地	233	新潟県手配バス（福島から）10台 福島県手配バス（福島まで）10台 南相馬市手配バス６台
	新潟県小千谷市	199	
	新潟県三条市、燕市	390	自衛隊バス（川俣まで） 南相馬市手配バス（川俣まで）５台 千葉県手配バス（川俣から）10台
	群馬県東吾妻町	213 96	東吾妻町手配バス５台 杉並区手配バス２台
	長野県飯田市	103	飯田市手配バス５台
３月18日	新潟県各地	912	南相馬市手配バス４台、 南相馬市手配バス（福島まで）３台 自衛隊バス（福島まで）９台 新潟県手配バス（福島から）10台
	群馬県東吾妻町	94	杉並区手配バス３台
	片品村	944	片品村手配バス23台
３月19日	新潟県長岡市	650	南相馬市手配バス17台
	茨城県取手市	122	取手市手配バス３台
３月20日	新潟県聖籠町	415	南相馬市手配バス10台
	群馬県草津町	93	草津町手配バス２台
３月25日	群馬県草津町	176	南相馬市手配バス５台

＊バスの台数については、南相馬市手配分は市の支出伝票から、その他については各自治体の記録から記載した。

写真１　バスによる集団避難（石神第二小学校　平成23年３月18日撮影）

写真２　バスによる集団避難（鹿島中学校　平成23年３月20日撮影）

写真３　新潟県小千谷市の避難所のようす（平成23年３月23日撮影　小千谷市提供）

写真４　新潟県小千谷市の避難所のようす（平成23年３月31日撮影　小千谷市提供）

【事業を振り返って】

発災当時の状況を、市長への聞き取り調査から抜粋して以下に紹介する。

南相馬市災害記録誌編纂に係るヒアリング調査

平成25年（2013）３月　市危機管理課実施

調査対象者：南相馬市長　桜井勝延

３月13・14日は一睡もせず、原発の爆発を懸念するラジオの放送を聞いていました。爆発するのは目に見えていました。20kmすれすれの大甕小、原町三中、太田小に避難している市民を避難させなければと、その方法について考えていました。

相馬市長と電話連絡が取れたので「助けてほしい」と伝え、旧相馬女子高への受け入れ、また、必要があれば伊達市長、丸森町長にも協力をお願いすることで調整していただきました。

庁内には、集団避難のための避難計画の立案を指示しています。

飯田市役所にいる友人（部長）に直接連絡し、バスの手配を依頼しました。友人は会議を経て市長へ報告するかたちでバスの手配をしてくれました。

14日、飯館の村長にバスを貸してほしいと連絡しています。15日にスクールバス７台が飯舘より到着。バスは、伊達から飯館へ戻る１回コースとしました。

そのとき、部長の１人からは、どうして急に市外へ避難させるのかと言われました。

これらは誰にも相談せず、自分が独断で指示していたものだが、市民を避難させないとどうしようもなくなると考えたと答えました。

15日夜、NHKから取材の申し入れの電話が入り、電話を切らずに、その日の夜と16日の朝に電話出演しました。

16日の７時10分、新潟県知事より、南相馬市民の避難は全員引き受けるとの電話がありました。マイカーは、新潟方面に誘導してもらえれば、県境で行き先の振り分けを指示するから、新潟方面へ避難させてよいと言われました。

また、テレビを見ていたのか、片品村から避難者受け入れの申し入れがありました。

さらに、地元県議の紹介で千葉県の森田知事と電話で話したところ、バスを用意してくれることになりました。

自分の車で避難できない人はバスで連れていくなど、17日から４日間でどうにかしなければと考えていました。

福島県南相馬市から新潟県三条市へ

南相馬市原町区　千葉広美

３月11日午後２時46分、地鳴りと共に大地震発生、震度６強、マグニチュード９、そして大津波、さらに津波による福島第一原子力発電所の水素爆発。

震災発生当時、私は職場が自宅から南へ43km（双葉郡楢葉町、福島第一原子力発電所から約13km南です）海岸線沿いの所へ通勤していました。地震発生後、会社の敷地内が地割れや土砂崩れ、液状化現象も起こっていました。いったん高台に避難するも雨が降ってきたので、免震重要棟へバスで移動し建物に入った瞬間「津波だぁ!!」。私の車は水没しました。嘘であってほしいと願いましたが、事実でした。夕方６時すぎ頃から会社から20km圏内までの人たちは家へ帰ることができましたが、浪江町、南相馬市方面から通勤している私たちは帰宅することはできませんでした。「道路状況が把握できない為、安全を確認してからでないと、帰すことができません」と会社からの指示が出たのです。その日の夜は会社へ泊まりました。家族と連絡が取れたのは地震発生のその日１度だけ、「みんな無事だから」「私も会社にいるから大丈夫」。その後、衛星電話から何度かけてもつながらず、メールのやり取りもできないまま時間だけが過ぎていきました。父母、子どもたちを信じるしかありませんでした。

ようやく帰宅できることが決まったのは地震発生後から２日目の夜、「明日の朝、ここを出ます」。原子力発電所の事故の発生からここに居るのも危険になり、帰宅の指示が出たのです。やっと帰ることができます。１週間くらい居たような、とても長い２日間でした。通常なら海岸線を走れば１時間ぐらいで南相馬市へ行けますが、原子力発電所の事故と津波の被害で通行できません。山の方から迂回して帰る方法しかありませんでした。いったい何時間かかるのだろう。

３月14日朝６時、乗り合いで会社を出発しました。町中は家の屋根が崩れていたり、窓ガラスが割れていたり、傾いている家もありました。道路も所々隆起や陥没していました。信号も斜めになっていて機能が止まっていました。まったく人影もなく静まり返っていました。この町の人たちはすでに避難していたのです。やっと人が住んでいる町へ入ると放射線量の測定です。頭の先からつま先まで。みんな数値的には大丈夫でした。そこでやっと家族との連絡が取れ、みんなの無事の確認と、やっと帰れることを告げることができました。ガソリンスタンドには長蛇の列。みんな給油を求め並んでいました。

山をいくつ越えたでしょう、やっと南相馬市への道につながり下っていくと対向車がズラリ。みんな遠くへ避難を始めていたのです。知り合いの車も数台見かけました。県外の消防車も数十台すれ違いました。見慣れぬ光景に、あらためて大変な事態が起きているのだと思いました。町中はひっそりとしていました。家に着いたのは午後２時頃でした。

３日ぶりの元気な子どもたちの顔、無事でいてくれてありがとう。抱きしめたぬくもりは忘れることができません。

私の家は津波の被害はなく無事でしたが、原子力発電所から約23km。屋内退避指示が

出されていたため家に留まっていました。散らかった部屋をみて呆然としましたが、片付ける気力もなく、ただテレビを見ているだけでした。このまま家から出られない日がいつまで続くのか、そうなると食料品もいつかは尽きてしまう。

３月16日、朝食を摂っている時、弟から電話があり「避難したほうがいい、避難所のほうが安全だから。30分後に迎えにいくから支度しておいて。自分たちも避難したいからその前に避難所へ連れていく。後は無理だよ」と、突然の避難に慌てましたが、防災無線は「外に出ないようにしてください」の繰り返し。テレビは福島第一原子力発電所の事故のニュースばかり。すでに避難している人たちがたくさんいます。安全を考え避難することを決めました。とりあえず子どもたちの着替えを２日分くらい持っていけば…（すぐに戻れるだろうと思ったので）、急いで準備し、弟が来るのを待ちました。

私の車は職場で津波の被害に遭った為にありません。父の車はガソリンがほとんどなかったので、弟の言うとおりにするしかありませんでした。

そして、私は娘２人と両親５人で石神生涯学習センターという避難所に行きました。この避難所もその日の夕方に閉鎖が決まり、近くの石神中学校の体育館へと移動になりました。たくさんの人たちに驚きました。生涯学習センターには布団がありましたが、体育館には１人１枚の毛布だけ。床に雑魚寝状態でした。食事は白いおにぎりと菓子パン、水、あとは支援に届いたお菓子だけでした。

３月16日夜の事「明日、新潟県へ避難します。ここの避難所は閉鎖します。出発時間はわかり次第連絡します」。新潟県への避難が決まった。

避難所へ来た時、19日頃にどこか遠くへ避難するとは聞いていたが、明日？新潟？急のことで驚きました。

そして、午後11時すぎ頃「新潟県三条市での受け入れが整いましたので、明日の朝８時に出発します。そこで、これから言う３つのなかから自分の好きな道を選んでください。『①バスに乗り、新潟県へ避難する』『②ガソリン10ℓの券を差し上げます（震災によるガソリン不足の為制限されていた）ので、自分の車で新潟県へ避難する』『③ガソリン10ℓの券を差し上げますので、自分の好きな所へ避難する』以上、明日の朝６時に希望を聞きます」。眠れませんでした。

私たち家族はバスに乗るしかありませんでした。約500人中半数の250人が、『①バスで新潟県へ避難する』を選びました。車を置いてバスに乗る人たちもいました。

子どもたちの安全を考え一時遠くに避難するだけ、とにかく今は行政に身を任せたほうが安全だと思いました。新学期が始まるまでには南相馬市に戻れるだろう。そうあって欲しいと願いました。

校庭には自衛隊のマイクロバスと地元のバス会社のバスが数十台停まっていました。私たちは自衛隊のバスに乗りました。山越えして川俣町まで行きました。約41km、とても遠く感じました。

川俣町には大型バスが６台待っていました。千葉県から支援にと来てくれていました。原子力発電所の爆発で南相馬市に入ることができなかったようです。子どもたちは大きなバスに大喜びでした。私も普段の生活に触れた感じがしました。

バスのフロントに行き先の張り紙が。“体育文化センター”“ソレイユ三条”２か所です。ここで、どちらのバスに乗るかでその後の避難生活が決まっていくとは夢にも思いませんでした。行き先を見てもどんな所にあるのか、どんな施設なのか、どんな人たちと生活を共にするのか新たな不安が増えました。

子どもたちは遠足気分になったのか「ママ、バス大きいねぇ。こっちのバスがいいなぁ。こっちにしようよ！」とバスで選んだのは“体育文化センター”行きでした。

太平洋側から日本海側へ横断です。川俣町から約200km。私はいつの間にか眠ってしまいました。目が覚めると高速道路、会津若松市から新潟県へ入るところでした。雪が降っていました。南相馬市を出発した時は天気がとてもよかったのに。「寒いところに来ちゃったな。この先どうなるのだろう」と思いました。

「お知らせがあります。市長の計らいで避難所に入る前に温泉に立ち寄ります」。バスの中は「やったぁ、お風呂に入れる」。だいたいの方が約１週間ぶりのお風呂だったので、とても喜んでいました。今思えば、受け入れが整った時点から温かい支援が始まっていたのですね。

三条市内に入り、まず目にしたのは道路が茶色だったこと。そして道路の中央線に穴が開いていること。「雪国ならではの消雪パイプだよ」と教えてもらいました。そこから出る水で道路が茶色になることを知りました。市内には雪はありませんでしたが、温泉場に向かうにつれ雪が増えていきました。子どもたちは生まれて初めて見た雪の量にびっくりしていました。

温かいお風呂に入りさっぱりし、避難所へ向かいました。

避難所に着き、これから生活していく部屋に案内されると部屋は温かく、壁には大きな張り紙が目に入り『三条市はみなさんを応援します』と書かれていました。そして１人１組の新しい布団が用意されていました。南相馬市の避難所とは全然違う環境に安心しました。

避難所では國定市長をはじめ三条市職員の方がた、ボランティアのみなさん、色々なかたちで支援してくださった方がたのお陰で、不安のない生活を送ることができました。

子どもたちも学校へ通うこともできましたし、私も働きはじめることができました。避難所だけでなく、外での生活に触れることもできました。

もし避難しなかったら、弟からの電話がなかったら、違う避難所に連れていかれていたら…などなど、考えると切りがありませんが、あの時避難して本当に良かったと思っています。今は第二の故郷として三条市での生活を楽しんでいます。

これまで支えてくださった方がたに心より感謝いたします。親子共々、このご恩をけっして忘れることなく生きていきたいと思います。

新潟県三条市『東日本大震災広域避難者受入れの記録』（2013）より引用編集

避難所では即時即決

（当時）小高区税務課長　星　巌

――震災直後、原発事故のあとも、星さんは避難所を担当された、というイメージが強いのですが、どちらの避難所を担当されたのですか。

星　最初は、相馬市にある、廃校になった旧相馬女子高校の避難所でした。

――そちらに、南相馬市の方を中心にいろいろな方が避難してこられたのですね。

星　震災後間もない時期でしたので、大半は南相馬市の方でしたが、双葉郡の方だったり、東京から仙台に向かう途中に被災された方だったり、600 ～ 700人の方が避難されていました。

――３月中旬。

星　中旬から下旬くらいですね。

――先ほど廃校だと伺ったのですが、学校の環境など状況はいかがでしたでしょうか。

星　廃校になって、当時25年くらい経っていたんだと思います。電気はかろうじて来てましたが、水道・下水道はストップしていました。

――水道・下水道ストップということは、飲み水やトイレはどのようにされたんですか。

星　最初は、近くに相馬高校がありましたので、そちらの水を利用させてもらってました。電気は来てましたが、避難先が校舎、教室だったんですね。ですから電気が10個中１、２個しかつかないという過酷な状況でした。

――薄暗くなってしまうというか。

星　そうですね。多い時で36教室を使ったのですが、36というのは、教室に１つでも電気がついている所。実際は50いくつ教室があったと思いますが、電気がつく所を避難所にしたということですね。

――体育館は使えなかったのでしょうか。

星　今考えると大変な状況だったんですが、体育館は、相馬市で亡くなった方の遺体安置所だったんですね。それでやむなく教室を避難所にしました。ですから１つの学校の中に、亡くなってる方と、これからどうしようという方が一緒にいた、という状況でした。

――避難されてきた方も、とても不安な状況のなかで、水回りがうまく使えなかったり、電気も薄暗かったり、心持ちも不安になるのではないかと思いますが。

星　そうですね。水は相馬高校の水を利用させてもらったのですが、トイレがありませんので、プレハブのトイレを設置してしのぎました。

――支援物資等は足りたのでしょうか。

星　発災から１週間～10日くらいは、南相馬市も相馬市にも、支援物資がうまく届かない状況で、最初のうちは、相馬市の婦人消防隊の方のおにぎりの炊き出しをいただいてしのいだ、という状況ですね。

――数が少ないなかでうまくやりくりして、という面があったんですね。

星　相馬市も、海岸部が被災して、各小・中学校などに避難していましたので、炊き出しのおにぎりも、まずは相馬市優先ということで、残ったものがうちの避難所にくるという状況でした。当時１教室に20～30人くらい避難してもらったのですが、１人に１個わたるような数はなく、１教室30人のところ15個しかこない状況でした。今思うと素晴らしいなと思うのですが、どこの教室でも揉めることはありませんでした。どんなふうに食べたかは分からないのですが、運営をしていて助かったな、と今になると思いますね。

――みなさんで協力して分け合ったという。

星　そうですね。残念ながら、支援物資が豊富になってくると、それぞれ我が出てきて「あの人がもらったんだから、おれも１個ほしい」とか、そういうのがのちのち非常にみられました。

――下水道とか電気とか、長くいるなかで改善はあったのですか。

星　電気については、当初から通電していたので、電球の数を増やすことはありませんでした。水道は、飲み水がないとまずいということで。避難所には、水道を担当していた職員がいましたので、その職員にお願いして「早急に水道を直してほしい」と業者を探してもらったのです。しかし、南相馬市のほうは全員避難していますから、当然南相馬市の水道事業者さんにお願いできる状況ではありませんでした。たまたま、担当の職員が相馬市の業者さんを知っていて、本部に掛け合って、相馬市の業者さんにお願いしたい、という話をしたのですが、「その業者は南相馬市の指定業者に入ってないからちょっと待ってろ」とストップが入ったんですね。それで、勝手にその業者さんにお願いした、というのも思い出としてありますね。

――現場で実際に避難している人のそういう状況に直面していれば、一刻も早く。

星　当然のことだと思いますけれどね。

――そこはやはり融通を利かせてほしいですね。その後、星さんは原二中、ひがし生涯学習センターで、最後は陸上競技場が避難所。

星　そうですね。市内の避難所が閉鎖になるまで、避難所を担当しました。これが平成23年の12月で一応閉鎖することが決まりました。

――最後の避難所まで担当されて、思い入れも深いと思うのですが、今回の震災を経験して、もっとこういう対応をするべきだとか、その時にとれる行動としては、どのようなものがありますか。

星　これだけの経験をしていますから、今後こういうことがあっては困りますけど、想定外のことがあろうかと思いますので、とにかく即時即決、良し悪しはあるとは思いますが。これまで経験をしていない災害ですので、まずは前に進むということで、良かれと思ったことは、即決して前に進まないと、次に進めないのかなと切に思います。

――経験のない災害ですと、どうしたらいいか分からない、というのがみなさんそうですけれど、そういうなかで、迷いながら決めて進む、ということですね。

星　そうですね。当時私もそうですし、私のところで一生懸命がんばってくれた職員もそうですし、私が上司に相談、お願いを乞うても、どのメンバーも初めての経験でしたので、判断を下せないんですね。でも下さないと前には進めないということで、トップが「これ」と思ったことを受けて職員は動いていますから、お互い信頼して前に進むというかたちでいかないと、後悔することになってしまう気がしますね。

「ひばりFMオーラルヒストリー」平成29年９月19日放送分より抜粋

3　緊急被ばくスクリーニング

【経　緯】

平成23年（2011）3月の福島第一原発事故への対応として、地域住民の放射性物質による汚染の有無や被ばく線量を測定し、急性放射線障害の防止と安全・安心を確保するため、県では、緊急時被ばくスクリーニングを実施した。

以下、福島県相双保健福祉事務所（原町区錦町）の記録[*1]からスクリーニング実施状況をまとめた。

平成23年

3月12日　オフサイトセンター（大熊町）内の原子力災害現地対策本部の指示により、双葉病院をはじめとする入院施設や介護施設入所者等の避難に対応するためスクリーニングを開始した。8人実施（18:00）。

3月14日　首相官邸から原子力災害現地対策本部を経由して指示があり、施設入所者等の避難に対応するため本格的にスクリーニングを開始した。519人実施（7:00～翌日2:35）。

3月15日　避難先での受け入れ拒否があり、希望者に対するスクリーニング結果表の発行を開始した。結果表交付者2人。

3月16日　本格的な住民の避難が開始されたことにより、来所者も増加し201人実施。スクリーニング結果表の発行を全対象者に拡大した。

3月17日　スクリーニング対象者が急増し、福島県南相馬合同庁舎（原町区錦町）内他公所職員の協力を得た。測定等について、自衛隊の人員派遣（～12月下旬）が開始された。1013人実施。

3月18日　市民の避難も本格化し、バスによる避難は商業施設駐車場、自家用車による避難者は相双保健福祉事務所玄関でスクリーニングを実施した。バス35台を含む2297人に実施し、以降は、早朝から深夜までの体制となった。

3月19日　市民のバス避難者等のスクリーニング。バス11台を含む928人実施。

3月20日　市民のバス避難者等のスクリーニング。バス12台を含む795人実施。

3月21日　一度避難した市民が荷物を取りに戻り、再度避難先へ移動するためスクリーニングに来所した市民が多数見られた。209人実施。

3月22日　電気事業連合会の人員派遣が開始された。スクリーニング332人実施。

3月25日　市民のバス避難者等のスクリーニング。バス5台を含む533人実施。

4月21日　警戒区域等の設定により住民の立ち入りが制限されるため、自宅から荷物を運び出す多数の住民のスクリーニングを実施した。1578人実施。

4月22日　警戒区域等の設定。公益目的立ち入りと住民への対応を区別してスクリーニングを実施した（以降継続）。

平成25年（2013）

6月30日　国によるスクリーニング場の整備に伴い、相双保健福祉事務所における対応は終了。

写真1　集団避難のバス内でのスクリーニング（平成23年3月撮影）

写真2　警戒区域内現地調査後のスクリーニング（福島県南相馬合同庁舎車庫　平成23年5月7日）

【実施内容】

1．緊急被ばくスクリーニング

3月12日は、放射線技師や保健師が担当して避難住民に対する緊急時被ばくスクリーニングを実施した。3月14日は、国の検査チーム[*2]の指導の下、職員2人1組となり、GMサーベイメータによりスクリーニングを実施した。福島第一原発から20km圏内の施設や病院で、寝たきり状態のため自力では避難できない人のスクリーニングを実施し、自衛隊の搬送バスから避難車両へ全職員で乗り換えなどの介助を行った。

20km圏内の人および車両のスクリーニングは屋外、それ以外の避難者は相双保健福祉事務所玄関内で実施した。スクリーニングの対象は避難する住民だけでなく、手荷物や車両、ペット（イヌ、ネコ、トリなど）に及んだ。

- 実　績

実施期間：平成23年3月12日～25年6月30日（829日間）

相双保健福祉事務所でのスクリーニング総人数：8万2464人

内訳　13,000cpm[*3]未満：8万2403人

13,000cpm～100,000cpm（部分除染対象）：58人

100,000cpm以上（全身除染対象）：3人

2．災害健康相談

一般住民からのスクリーニングの方法や放射線の身体への影響に関する不安や訴えなど、さまざまな相談に対応した。

平成23年3月～25年3月の実績：来所／79件　電話／637件

＊1　福島県相双保健福祉事務所『東日本大震災における活動の記録誌』（2014）

＊2　独立行政法人放射線医学総合研究所の緊急被ばく医療支援チーム

＊3　count per minuteの略。測定器で1分間に計測された放射線の数を表す。衣服や体の表面に放射性物質がついているかどうかを調べるときの測定器（GMサーベイメータ）で単位として使われる。

表１　緊急被ばくスクリーニングの実施状況（相双保健福祉事務所）

年	月	放射線計測人数 総数	＜13,000cpm	13,000≦≦100,000cpm	100,000cpm＜	備考
平成23年	3月	10,841	10,803	35	3	平成23年３月22日～25年６月30日 電気事業連合会協力（測定業務）
	4月	15,907	15,893	14		
	5月	6,012	6,011	1		平成23年３月14日～23年12月27日 自衛隊常駐（除染業務）
	6月	4,515	4,508	7		
	7月	4,384	4,384			
	8月	3,693	3,693			
	9月	4,004	4,004			
	10月	3,425	3,425			
	11月	3,914	3,914			年末３日間はスクリーニング場を閉鎖。
	12月	3,252	3,252			
小計		59,947	59,887	57	3	206.0人/日、車両857台、動物599匹。
平成24年	1月	1,834	1,834			年始３日間はスクリーニング場を閉鎖。
	2月	1,736	1,735	1		２月９日以降、原則として車両スクリーニングを実施せず。
	3月	3,156	3,156			
	4月	2,523	2,523			
	5月	1,866	1,866			
	6月	1,177	1,177			
	7月	1,283	1,283			
	8月	1,263	1,263			
	9月	933	933			
	10月	1,127	1,127			
	11月	1,140	1,140			年末３日間はスクリーニング場を閉鎖。
	12月	913	913			
小計		18,951	18,950	1		52.6人/日、車両11台、動物150匹。
平成25年	1月	560	560			年始３日間はスクリーニング場を閉鎖。
	2月	939	939			
	3月	1,167	1,167			
	4月	409	409			
	5月	368	368			６月末日をもってスクリーニング終了。
	6月	123	123			
小計		3,566	3,566			20.0人/日、車両０台、動物10匹。
合計		82,464	82,403	58	3	

＊福島県相双保健福祉事務所『東日本大震災における活動の記録誌』（2014）より作成

【業務を振り返って】

発災直後、「福島県緊急被ばく医療活動マニュアル」に基づき、スクリーニング測定記録表を用いて測定を開始したが、測定対象者の大幅な増加に伴い、連名簿に変更せざるを得なくなった。また、原発から20～30km圏内の屋内退避区域に所在する相双保健福祉事務所がスクリーニング会場とされたが、バックグラウンド放射線量が高くなった当所で測定することよりも、少しでも早く避難させ、線量の低い避難先等でのスクリーニングを実施することが望ましいと考えられた。

除染についても線量の低い避難先等でのスクリーニング後であれば、より確実な除染を行うことができたと思われる。

毎年、原子力総合防災訓練を実施してきたが想定外のことばかりで、訓練のマニュアルどおりにはできないことがわかり、対策本部との調整で急場を凌いだ。今後、同様の災害が発生した場合を想定してのマニュアル整備が重要である。

一方、緊急被ばく医療活動講習会や原子力総合防災訓練に参加していたことで、スクリーニング会場を養生し、個人防護具を装着して当所職員で対応することができた。

しかし、放射線の健康面への不安も大きく、さらに、全職員による交代勤務でのスクリーニング対応となったため、原子力発電所立地を所管する当所としては事務職も含めた研修が必要であった。

放射線のスクリーニング検査は避難に際して義務付けられているものではなかったが、相双地域から避難してきたというだけで、県内の医療機関や宿泊施設で受け入れを拒否されることがあり、また、スクリーニング検査「異常なし」の証明書を入所の条件とした避難所もあるなど、過剰な偏見がみられた。

住民に対して、普段から放射線の影響に対する正しい知識の普及の機会が必要であった。

大震災と原発災害発生時の緊急対応

福島県相双保健福祉事務所（相双保健所）　三瓶弘子

３月14日未明、首相官邸より福島県災害対策本部を経由して当所に１枚のファックスが送られてきました。そのファックスには「老健施設、病院等の20km圏内から逃げ遅れた人びとのスクリーニングを行うこと」と記されていたそうです。

相双保健福祉事務所では早速、「緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）」に職員を派遣するとともに、施設や病院に寝たきり状態等で入所・入院する自力では避難できない人びとの移送について各施設などに依頼しました。一方、当所では、緊急被ばくスクリーニングを行うことになりました。

移送の対象となったのは、20km圏内の老健施設や病院等の患者840人。多くが寝たきりなどの状態であり、本来は動かすことすら危険な状態の患者等も含まれていたようですが、「とにかく運べ」との指示でした。

当所には、自衛隊や警察、施設職員、市町村職員の手によって、次々と寝たきりの方などが運ばれてきました。なかには、すでに病院内で亡くなっていましたけど、バスの床に寝かされて運ばれて来られた方も数人おりました。病院の職員がまったく付いていないところもありました。

津波被害に遭って病院に入院し、10km圏内が避難になったことに伴って10～20km圏内の施設に移り、そこからまた避難して来られた方もおりました。夜間の寒さのなか、病衣１枚で避難して来られました。

また、夜中に避難して来られた施設の方は20数人が寝たきり。いったん、自衛隊の車両から降ろして、所内の会議室でスクリーニングを行ったのちに、県で手配したバスに乗って避難先に向かっていただかなければなりません。職員総出でスクリーニングを行いました。その間、原発が再度水素爆発しそうなので屋内に入るように、との指示も飛び交いながらの作業でした。バスは普通の観光バスです。ほかに車の手配は困難で、どうしてもこのバスに乗っていただかなければなりません。最大限リクライニングにして、何とか乗っていただきました。そして、患者さん方を乗せたバスは、いわき市や栃木県等へ向かっていきました。この異常な状態は夢か現実か。自分たちのしていることは正しいことなのか。皆がやりきれない思いを抱えたまま、長かった３月14日はすでに３月15日２時を回っていました。寝たきりの患者さん方は何時に那須町に着いたのでしょうか。

翌３月15日は、朝から住民の方のスクリーニングが始まりました。住民の方が避難するにあたって、放射線汚染がないという証明がないと避難所に入ることができません。この頃、福島ナンバーの車が放射線をまき散らしているようなことを言われ、福島から避難してきたと言うと被ばく者扱い、また、放射線をうつされるなど、あらぬ扱いを受けたという情報もありましたので、スクリーニングは実施せざるを得ない状況でした。

当所は原発から約25km地点の屋内退避指示区域です。住民の方には車を縦列にして待機してもらい、順次、所内に入ってスクリーニングを受けていただくこととしました。なかには靴の裏が少し高めの方もおりましたが、大部分の方は基準値以下でした。福島第一原発内から来られた方で高い方がおりましたので、その後は20km圏内から来られた方とそれ以外の方を振り分けして実施しました。

スクリーニング当初は標準防護服での実施だったのですが、その後は外で振り分け業務をする人以外は使い捨てエプロンとマスク、帽子、手袋のみで実施しました。

スクリーニング初日、若い保健師が同僚の先輩保健師に「被ばくするのではないか。近い将来妊娠して子どもに異常が出た場合夫に申し訳ない」など訴え、これに対して先輩保健師が「覚悟がないなら帰れ」と怒ったそうです。彼女はその後覚悟を決めてスクリーニングに従事し、住民の皆さんのためにスクリーニングや訪問活動等頑張ってくれました。原発が今後どうなるかわからないなかで、「ここで死ぬのではないか」との不安も抱えながら、それでも自分の業務を優先して頑張ってきました。

福島県相双保健福祉事務所『東日本大震災における活動の記録誌』（2014）より引用編集

４　市外避難所への職員派遣

【経　緯】

市外の避難所で生活を送る南相馬市民は、平成23年（2011）３月下旬には約１万5000人に達していた。そこで、３月22日から24日にかけて教育長と職員が市外避難所を訪問し、避難している市民の状況を調査した。

避難市民からは、留守になった自宅の防犯や避難先での子どもの就学などを心配する声、また、正確な情報の提供・伝達のため市職員を派遣してほしいという要望が寄せられた。避難先自治体からも、避難者は南相馬市のことをとても心配しているため、詳細な情報提供をお願いしたいとの要請もあった。

このため、市では、避難市民の受け入れ先自治体との連絡調整を密にし、避難市民が安心して避難生活を送れるようにするため、４月５日の市災害対策本部会議において、避難市民に対応する職員を県内外の各自治体避難所に派遣することを決定し、派遣を開始した。

なお、この一連の対応については、事前に関係自治体へ説明し、理解を得たうえで実施した。

【実施内容】

１．派遣方針

（1）市災害対策本部と各避難所の連絡調整や情報伝達・収集のため一般行政職を、避難市民の健康管理および健康相談業務に対応するため市立病院看護師を派遣する。

（2）派遣職員の配置数は、次のとおりとする。

①一般行政職：県外は100人以上の避難市民を受け入れている自治体に、１人から２人、県内は200人以上の避難市民を受け入れている自治体に１人。

②看護師：100人以上の避難市民を受け入れている避難所に２人程度。

（3）派遣期間は、派遣の日から平成23年４月30日までの１か月間とし、必要に応じて、期間の延長等を行う。

（4）派遣職員の活動のため、公用車と携帯電話を各１台、リースにより配置する。

（5）派遣職員の活動の拠点または居住用施設として、派遣先市町村内に賃貸住宅等を借り上げる。

この方針にのっとり、職員を避難所等に配置した（表１）。なお、派遣先によっては、周辺自治体の避難所もあわせて対応するようになったため、執務場所を派遣先の自治体庁舎に確保していただいたこともあった。

２．県の帰還計画

福島県は、平成23年７月末を目途に「福島県復興ビジョン」を策定するため作業を進めていたが、それに関連して、次のような帰還計画の考えが示された。

(1) 避難者の安定的な生活環境を確保するため、福島県内の一次避難所については、応急仮設住宅の完成後できるかぎり早期の解消を目指すとともに、旅館・ホテル等の二次避難所についても、仮設住宅の整備状況に応じて徐々に縮小していく。そして、８月中には、すべての避難者が仮設住宅等に移り、生活再建を図れるよう取り組む。

(2) 当分の間、県外での避難生活を希望する方についても、安定的な生活確保のため、避難先において借上げ仮設住宅等への入居を進め、福島県内の対応と同様に、８月中にはすべての避難者が避難所から借上げ仮設住宅等へ移り、生活再建を図れるよう取り組む。

３．市民の帰還計画

県の帰還計画を踏まえ､本市においても「市外に避難している南相馬市民の帰還計画」を策定して、避難する市民が自宅に戻る、あるいは仮設住宅などに入居して、自立した生活が始められるように誘導することを目標に掲げた。避難所または避難所開設自治体に派遣している職員については、平成23年９月１日から派遣枠を縮小しつつも派遣を継続することとした。また、９月末の時点においても、引き続き職員の派遣が必要と考えられる自治体については、期限を切って派遣を継続することとした。

これにより、平成23年８月末日をもって一般行政職４人と看護師31人の派遣を終了した。一方、残る一般行政職24人と看護師２人については、９月末まで派遣を継続することとした。

４．派遣の終了

平成23年９月末の時点において、派遣先自治体や避難所の状況を勘案して派遣終了を決定しようとしたが、以下の自治体への派遣については業務整理のため10月末もしくは11月末日までの期間が必要と考えられたことから、期間の延長を行った。

①福島市役所南相馬出張所（一般行政職２人／11月派遣終了）
②東吾妻町南相馬出張所（一般行政職２人／10月派遣終了）
③山形県米沢市（一般行政職２人／11月派遣終了）
④山形県山形市（一般行政職１人／11月派遣終了[*1]）

５．避難者への情報提供と相談

派遣職員を引き揚げるにあたっては、避難先の二次避難所または応急仮設住宅、借上げ住宅等に居住する市民に対する情報提供や各種相談等について、次のように取り扱うことで極力混乱を回避することとした。

(1) 情報の提供については、電子媒体によるもののほか月２回のメール便により行う。

(2) 避難市民または避難先自治体等から要請があった場合は、その都度、適切な方法で情報を提供する。

(3) 南相馬市避難市民コールセンター（本節８参照）において、各種相談に応じられる体制を整備する。

(4) 市災害対策本部の避難所チーム担当職員により、避難市民の巡回訪問を定期的に行う。

表１　避難所対応派遣職員一覧（平成23年４月５日時点）

県　別	市町村別	おもな避難所	派遣職員数	
			行政職	看護師
茨城県	取手市	取手競輪場選手宿舎	1	3
群馬県	片品村		1	3
	東吾妻町	コニファーいわびつ（出張所扱い）	2	3
	草津町	草津グランドホテル	1	3
新潟県	新潟市	新潟市体育館	1	3
	長岡市	南部体育館	1	5
	三条市	総合福祉センター	1	3
	柏崎市		1	3
	新発田市	市カルチャーセンター	1	3
	小千谷市	市総合体育館	1	3
	見附市	今町体育館	1	3
	燕　市		1	3
	糸魚川市	青梅生涯学習センター	1	3
	妙高市	妙高高原メッセ	1	3
	上越市	頸城区・希望館	1	3
	聖籠町	町民会館	1	3
	湯沢町		1	3
宮城県	丸森町	旧筆甫中学校	—	3
山形県	米沢市	市営体育館	1	3
	飯豊町	飯豊青少年自然の家	1	3
	山形市	山形体育館	1	3
	白鷹町	中央公民館他	1	3
長野県	飯田市	公営住宅	1	3
福島県	福島市	あずま総合運動公園	2	6
	伊達市	梁川体育館	1	3
	相馬市	旧相馬女子高	—	3
	猪苗代町	カメリーナ	1	3
	郡山市	郡山養護学校	1	3
	二本松市	JICA二本松訓練所ほか	1	3
	会津若松市	河東総合体育館	1	3
合　計			30	94

＊第67回市災害対策本部会議資料（平成23年４月５日）より作成

＊１　避難者の生活実態を考慮して、派遣期間は平成24年３月まで延長された。

【業務を振り返って】

市外避難所または避難所開設自治体への職員派遣については、震災からの復旧・復興を進めるなかではあったが、不自由な避難生活を送る多くの市民の健康管理と保持、そして帰還に向けて各種の情報提供や相談業務に対応するものであった。さらに、避難所開設自治体の負担軽減を図るためにも、本市が当然に行うべき対応であったと思う。

写真１　新潟県小千谷市役所に設置された南相馬市相談窓口（平成23年４月13日撮影　小千谷市提供）

病院の機能がほとんど休止となったため、避難するかどうかの選択を迫られていた市立病院の看護師や医療技術職の職員に避難を思いとどまらせ、県外等での避難者支援に従事させることとした。避難所等に派遣することにより、避難所運営の円滑化と避難市民の安心感の醸成に資することができ、大きな成果を挙げることにつながった。また、市立病院の再開にあたっては、看護師をはじめとする医療職の大量離職を防ぎ、有為な人材をつなぎとめておくためには有効な措置であったと考える。

派遣する職員を確保するにあたっては、家族と共にやむなく自主避難していた職員やその家族にも協力を呼びかけた。ただ、実際の避難所等の運営においては、身勝手な言動をする市民の対応や市民からの難しい要望等に苦慮する場面もあったとの報告がある。問題が深刻な場合は、その都度、市外避難所担当部署の職員が現地に出向くなどして、早期に解決することを基本に進めていった。

いずれにしても、避難所開設自治体の避難市民に対する思いやりある支援があったからこそ、弱気になりがちな難しい局面においても、派遣職員は気持ちを切らさず、それを乗り越えて業務を続けることができた。

山形市での避難所運営

（当時）小高区地域振興課課長補佐　佐藤浩一

――山形での避難所を担当されたそうなのですが、それはいつからでしょうか。

佐藤　福島県の方がたがいろいろなところに避難されるなかで、南相馬市については、いち早く市外・県外の避難所に職員を配置しました。それは市長の英断だったと思います。４月９日に、山形市の総合スポーツセンターに行きました。

――山形の避難所、最初は何人くらいいらっしゃったのですか。

佐藤　800人くらい南相馬市の方がいらっしゃいました。

――かなり多いですね。４月からそこでお世話をしたということですが、そこでは何を聞かれ、どんな対応をされたのですか。

佐藤　外に避難されている方は情報がないということで、本庁にも苦情や不安がいっぱい来ているなかでの派遣だったものですから、私のほうも怖かったですし、不安でした。表現するならば、裸で戦場に送られるような状況で山形に行かせていただいた、というのが私の最初の気持ちでした。ただ実際に行ったところ、避難されている方に「この人は仲間なんだから、大切にしなくちゃいけないよ」という言葉のなか、すごく優しく迎え入れていただきました。

――最初「何やってんだ」とか「南相馬市しっかりしろ」とか、そういうことはなかったのですか。

佐藤　初日はやはりそういう言葉が多かったです。私もそのつもりはないのですが、言葉でぶつかってしまう局面があったのですが、ひとつだけ勇気を持ったのは、そのぶつかった人に対し、次の日は積極的に挨拶しようと思って出向いていきました。結果的には、反対に最後まで仲良く一緒に話をできる方になったという点においては、よかったのかなと思っています。

――避難所運営する側として、みなさんのなかにだんだん溶け込んでいけたという。

佐藤　受け入れていただいたところもあります。

――南相馬市から、健康管理などのためだと思うのですが、看護師の方も派遣されてきたと聞きました。

佐藤　女性の方が３人派遣されてきて、献身的に南相馬市の方がたを中心に活動していただきました。ただ、総合病院が始まるということで、１人欠け２人欠け、最後のほうは７月頃に、南相馬市にお戻りになりました。

――半年経たないうちに、ということですね。山形の総合スポーツセンターの避難所を最後まで務めていたそうですが、南相馬市の県外避難所としては、最後に閉まった所なんですよね。

佐藤　そうですね。

――それはいつ頃まででしょうか。

佐藤　24年の３月まで、山形でお世話になりました。

――では23年の４月からでしたので、ほぼ丸１年ということですよね。そんななか、南相馬市の看護師さんが戻って、だんだんと担当者の方も少なくなっていったと思うのですが、避難されてきた住民の方はどのような反応でしたか。

佐藤　山形のほうでは、私のいた山形市のほかに、米沢市にも職員が派遣されていたのと、あとは新潟県とか、さまざまなところに職員がいたのですが、３か月６か月と経つにつれ、どんどん職員が南相馬市に帰っていって、本来の業務に従事するという情報が、避難されている方のお耳にも入ったようです。

私についても、ナースとともに戻るという話をいただいた時に、「まだ戻らないでほしい。市長に戻らないようにお願いするから」という話は聞かされました。結局は、１年くらい山形市に残りました。

「ひばりFMオーラルヒストリー」平成29年10月17日放送分より抜粋

５　南相馬市役所の市外出張所

【福島市出張所】

平成23年（2011）４月14日現在、福島市内の避難所で避難生活を送る南相馬市民は、31か所で3845人にまで達していた。３月23日現在の4066人（表１）から減少していたものの、市としては、市民の避難生活を支援する体制を強化する必要があった。

すでに４月上旬には、あづま総合運動公園（福島市佐原）を拠点として、福島市内の避難所を巡回するスタッフ（行政職２人・看護師６人）を派遣していた。しかし、福島市内の旅館・ホテルへの二次避難者の対応も加わることから、情報の収集・提供など、避難者へのアプローチが十分に行えなくなることが予想された。このため、スタッフによる巡回ではなく、避難者に来庁してもらって相談や申請等の受け付けを行うことのできる出張窓口を新たに設置することとした。

福島市と協議して了解が得られたことから、本市が開設する窓口の名称は「南相馬市役所・福島市出張所」とすることとし、平成23年４月28日付で「東日本大震災に伴う避難者の支援に関する協定書」を取り交わして、福島市役所内に開設した。そして、義援金や生活再建見舞金等の支給手続き、仮設住宅入居申請や国民健康保険・介護保険等の手続き、被災証明書・り災証明書の交付申請などを受け付け、避難者へ支援情報を提供した。

当初、福島市出張所は２人体制で、窓口の時間を午前９時から午後４時30分までとした。しかし、出張所を開設すると、多くの避難者が訪れて２人の職員体制では十分に対応しきれなくなった。このため、全日本自治団体労働組合（以下「自治労」）の復興支援活動について、自治労本部や県本部と協議を重ね、福島市出張所へボランティア自治体職員を配置することになった。そして、市職員２人に、山梨県や三重県などの自治体職員２人が加わって、５月７日から７月９日までの期間、４人体制で出張所を運営した（表２）。

写真１　福島市役所内に開設された出張所（平成23年４月28日撮影）

【東吾妻町出張所】

災害時相互援助協定を締結していた東京都杉並区のあっせんと支援により、群馬県東吾妻町が開設した「コニファーいわびつ」などの避難所では、平成23年４月２日現在、約330 人の南相馬市民が避難生活を送っていた[*1]。避難生活が長期に及ぶことも予想されたことから、東吾妻町と杉並区、本市の３者で協議して、東吾妻町内に南相馬市役所の東吾妻町出張所を開設し、本市職員のうち行政職２人、看護師１人を派遣することとした。

東吾妻町出張所では、東吾妻町・片品村・草津町の各避難所との連絡調整や避難者支援についての相談業務、本庁との協議調整を行うこととした。出張所の運営は、杉並区の働きかけにより開始されたものであるが、東吾妻町では役場内に町職員の兼務体制で被災者支援室を立ち上げ、また、杉並区からは避難所へ職員が派遣されて、本市職員とともに避難者の支援を行うことになった。

同年６月４日、岩櫃ふれあいの郷において、東吾妻町と杉並区、本市の担当者による会議を行い、群馬県内にある南相馬市民の避難所の今後のあり方について検討した。会議では、避難者の自立を第一に考え、本市の仮設住宅の環境が整いしだい、早期に本市へ帰還する方向で避難所派遣の本市職員が取り組むことが確認された。

【新潟県庁出張所】

東日本大震災の市外避難にあたっては、新潟県知事からの避難受け入れの申し出を受けて、市はバスによる集団避難で2799人を送り出してきた（本節２参照）。このほか個人で避難した市民を含め、平成23年３月23日現在で新潟県内27市町村の避難所で計4320人の南相馬市民が生活を送っていた。県外に避難した南相馬市民の数としては最多である。

こうしたなかで、新潟県や同県内の避難所開設市町村からは、南相馬市としても何らかの対応を願いたい旨の要請が寄せられていた。このため、市災害対策本部の避難先事務所として出張所を設置し、避難所へ職員を派遣することとした。そして、出張所は新潟県庁内に設置して３人の本市職員を配置するとともに、避難者数の多い避難所には行政職１人、看護師２人を基本として配置した。

新潟県庁出張所では、新潟県内に開設された避難所の連絡調整や避難所配置職員の業務調整・管理、避難所開設自治体との連絡調整などを行った。

【出張所の閉鎖】

平成23年６月、福島県災害対策本部は、避難市民の帰還の進捗に関わる応急仮設住宅等のインフラ整備に関して、「平成23年８月中にはすべての避難者が避難所から借上げ仮設住宅等へ移ることができるように整備する」との方針を示した。これを受けて、本市では、市外の避難所のうち一次避難所は７月末、二次避難所は８月末で閉鎖となることを前提に、避難市民の仮設住宅、民間借上げ住宅への移動、要介護者の受け入れ先確保などを進めることとした。そして、市外避難所の支援を行う出張所は、９月末を閉鎖の目標時期とした。

避難者に意向調査を行い、個別面談なども含め相談に応じた。しかし、認知症が進んだ高齢者など介護を必要とする人、南相馬市での生活再建に見通しの持てない人、避難先に残るか南相馬市に帰るか判断のつかない人などは、聞き取りや方策の検討にどうしても時間がかかることになった。また、子どもの学校生活の節目に合わせるために時期がずれたり、仮設住宅建設や入居手続きの遅れなどから、計画がスムーズに進行しなかった。このため、避難者が退所した避難所の派遣職員を減じながらも、出張所の閉鎖時期は１か月繰

＊１　東吾妻町役場企画課『平成23年３月11日発生東日本大震災　被災者支援に関する報告書』（2012）

り下げて平成23年10月末となった。

表１　南相馬市民の市外避難先の状況（平成23年４月２日時点）

県　名 （県別合計人数）	市町村名 （市町村別合計人数）	避難所名	避難人数
福島県（7,926）	福島市（4,066）	あづま総合運動公園 福島第三中学校 パルセ飯坂 その他 25 施設	1,812 273 402 1,579
	伊達市（1,008）	梁川体育館 その他６施設	281 727
	二本松市	JICA 二本松訓練所ほか	352
	本宮市	本宮高校	81
	桑折町	伊達崎公民館ほか３施設	88
	国見町	体育館ほか４施設	32
	大玉村	アットホームおおたまほか	122
	郡山市	郡山養護学校ほか９施設	278
	須賀川市	高校体育館	37
	田村市		2
	小野町		1
	三春町		1
	石川町	石川町体育館	15
	中島村	避難所	12
	泉崎村		10
	棚倉町	小学校体育館	14
	塙　町	塙町公民館ほか２施設	12
	西郷村	那須甲子自然の家ほか	36
	会津若松市	河東総合体育館ほか４施設	428
	猪苗代町	総合体育館「カメリーナ」	244
	北塩原村	村の３施設	24
	磐梯町		5
	湯川村	ユートピアゆがわほか	39
	会津美里町	新鶴体育館ほか	54
	会津坂下町	会津自然の家ほか３施設	152
	西会津町	さゆり公園体育館	11
	南会津町		3
	檜枝岐村		8
	いわき市	中央台南小学校ほか５施設	22
	相馬市	旧相馬女子高校	540
	新地町	尚英中学校ほか４施設	48
	飯舘村	一番館ほか	181
宮城県（　206）	丸森町	旧筆甫中学校	180
	柴田町	太陽の村ほか	26
山形県（1,257）	山形市	山形県体育館	310
	寒河江市	市民体育館ほか	50
	尾花沢市	武道館	14
	西川町	交流センターほか	40
	米沢市	市営体育館	332
	飯豊町	飯豊青少年自然の家	132
	長井市	勤労センターほか	49
	南陽市	旧中川中学校	27
	川西町	農村環境改善センターほか	72
	小国町	旧小玉川小学校ほか	60
	白鷹町	中央公民館ほか	105
	最上町	健康プラザほか	40
	鮭川村	エコパーク	14
	酒田市	親子スポーツ会館	12
茨城県（　164）	取手市（156）	取手競輪場選手宿舎 かたらいの郷	120 36
	かすみがうら市	県施設	8
群馬県（1,455）	片品村	民宿	877
	東吾妻町	コニファーいわびつほか	350
	草津町	ホテル、民宿	228
埼玉県（　61）	さいたま市	さいたまスーパーアリーナ	10
	越谷市	くすのき荘	3
	春日部市	大池憩いの家	1
	吉川市	旭地区センター	16
	宮代町	ふれ愛センター	13
	嵐山町	フラワーハイツ内田	18
新潟県（4,320）	新潟市（391）	新潟市体育館 西総合スポーツセンター 豊栄総合体育館	144 135 112
	村上市	農村環境改善センター	20
	胎内市	体育館ほか２施設	34
	関川村	老人憩いの家	10
	新発田市（345）	サン・ビレッジしばた 市カルチャーセンター	134 211
	五泉市	体育館ほか２施設	24
	加茂市	加茂美人の湯	32
	聖籠町	町民会館	306

県　名 （県別合計人数）	市町村名 （市町村別合計人数）	避難所名	避難人数
新潟県	阿賀野町	五頭連峰少年自然の家ほか	42
	田上町	避難所ほか２施設	19
	弥彦村	観山荘	15
	三条市（446）	勤労青少年ホーム 総合福祉センター 体育文化センター 農業体験交流センター	101 179 114 52
	燕　市	３施設	177
	見附市（347）	今町体育館 その他３施設	145 202
	長岡市（753）	南部体育館 北部体育館 その他６施設	260 220 273
	小千谷市（189）	市総合体育館 その他	175 14
	魚沼市	地域振興センター	45
	南魚沼市	塩沢セミナーハウス	5
	十日町市	老人福祉センター	2
	湯沢町	ホテル・民宿	315
	刈羽村	集会場ほか４施設	51
	出雲崎町	避難所ほか２施設	13
	柏崎市	４施設	149
	上越市（291）	市総合体育館 頸城区希望館	107 184
	妙高市	妙高高原メッセ	147
	糸魚川市	青海生涯学習センター	132
	佐渡市	避難所ほか	20
長野県	飯田市	公営住宅２か所	109
合　計			15,498

＊平成23年３月23日現在の福島県提供データをもとに、一部、市による避難所訪問によって同年４月２日までに確認した人数を記した。なお、知人・親せき宅への避難やホテルなどでの宿泊は含まれない。

表２　全日本自治団体労働組合（自治労）による南相馬市への支援

期間（平成23年）	支援場所	支援業務	担当県本部と人数
４月30日（土） ～５月７日（土）	梁川体育館	避難所運営	山梨２　埼玉２
５月７日（土） ～14日（土）	梁川体育館 鹿島保健センター ひまわりデイサービスセンター	避難所運営	神奈川４ 東京４ 東京４
	福島市出張所 避難所巡回	事務支援	山梨２ 山梨２
５月14日（土） ～21日（土）	梁川体育館 鹿島保健センター ひまわりデイサービスセンター	避難所運営	神奈川４ 東京４ 東京４
	福島市出張所 避難所巡回	事務支援	山梨２ 静岡２
５月21日（土） ～28日（土）	梁川体育館 鹿島保健センター ひまわりデイサービスセンター	避難所運営	神奈川４ 東京４ 東京４
	福島市出張所 避難所巡回	事務支援	群馬２ 群馬１　茨城１
５月28日（土） ～６月４日（土）	梁川体育館 鹿島保健センター ひまわりデイサービスセンター	避難所運営	神奈川４ 東京４ 東京４
	福島市出張所 避難所巡回	事務支援	栃木２ 栃木２
６月４日（土） ～11日（土）	梁川体育館	避難所運営	愛知２　岐阜２
	福島市出張所 避難所巡回 二次避難所（飯坂温泉）巡回	事務支援	三重２ 長野２ 東京６
６月11日（土） ～６月18日（土）	梁川体育館	避難所運営	愛知２　岐阜２
	福島市出張所 避難所巡回 二次避難所（飯坂温泉）巡回	事務支援	三重２ 茨城２ 東京６
６月18日（土） ～25日（土）	梁川体育館	避難所運営	愛知２　岐阜２
	福島市出張所 避難所巡回 二次避難所（飯坂温泉）巡回	事務支援	静岡２ 茨城２ 東京６
６月25日（土） ～７月２日（土）	梁川体育館	避難所運営	愛知２　岐阜２
	福島市出張所 避難所巡回 二次避難所（飯坂温泉）巡回	事務支援	静岡２ 茨城２ 東京４
７月２日（土） ～９日（土）	伊達ふれあいセンター	避難所運営	愛知２　岐阜２
	福島市出張所 避難所巡回 二次避難所（飯坂温泉）巡回	事務支援	三重２ 山梨２ 東京６

＊「2011年12月21日　南相馬市職労定期大会議案集」より作成

避難先出張所の開設と運営

（当時）原町区役所長　鈴木好喜

1．福島市出張所

平成23年４月27日現在、739人の南相馬市民はあづま総合運動公園やパルセ飯坂などの公共施設に避難していたが、洗濯機がない状態にあった。南相馬市のNPO法人理事長から救援物資として洗濯機が提供されることとなったが、水道との接続手続きが思うように進んでいなかった。市民から「何とかできないか」との問い合わせがあり、すぐに福島市の水道当局と交渉し、支援者の意向に沿ったかたちで解決して喜ばれた。避難者支援の過程において喜ばれた数少ない事例のひとつである。

避難という非常時の生活においては、支援する人たちも支援を受ける人たちも必死であり、時間的余裕などないのが実態であった。行政も手続論に終始するのではなく、「非常時の即断即決」が時には必要であり、それが功を奏することになることを忘れてはならないと思った。

避難所や出張所に派遣された職員には、さまざまな内容の苦情や要望が寄せられ、それに対応することがとても大変だったことが報告されている。突然の大惨事であり、市外における市民の避難生活と支援をどのようにするかという計画は想定もされていなかったため、行政の避難市民への支援が後手に回ったことは当然のことであった。

今回の原発事故を教訓にして、原発事故による避難計画の策定が義務付けられており、今後は、決められた避難先と避難ルートを基に「整然とした避難と冷静な避難支援」が可能になることに期待したい。

2．東吾妻町出張所

群馬県東吾妻町出張所の運営が円滑に行えた背景には、東京都杉並区の積極的な支援と東吾妻町の無償の協力があったことにほかならない。

また、杉並区は、東吾妻町や新潟県小千谷市とのネットワークを活かして、新たな災害支援体制の在り方を探り、「スクラム支援会議」の構築をもリードしていただいた。このことが、今後の災害対応と支援体制の在り方を考える機会を創出し、具体化に踏み出せたことは評価すべき事例となった。

平成23年４月１日、杉並区を訪問し、田中区長ほか執行部の方がたと協議を行った際、次のような話が出された。それは、「南相馬市は、東吾妻町でのさらなる避難所は必要ないとの回答であった。しかし、あとから片品村や草津町へ避難させている実態を見て、たいへん驚いている」とのことであった。杉並区としては、片品村や草津町に避難させるのであれば、そのことも含めて相談してほしかったという思いが感じ取れて、ハッとさせられた。災害時相互援助協定を締結して友好関係を保っている自治体との連携は、いかなる時も、いかなる状況下に置かれていても、常に密にする必要があることをあらためて考えさせられた一瞬であった。

６　旅館等への二次避難

【経　緯】

厚生労働省は、平成23年（2011）３月19日、東日本大震災による被害の甚大さにかんがみ、災害救助法の救助に特別基準を設けた。このなかでは、避難所の設置について「公共施設等を避難所として開設することを原則とするが、これだけでは不足する場合や高齢者等の利用に配慮した避難所が必要となる場合等には、公的な宿泊施設を利用したり、民間の旅館、ホテル等を借り上げることにより避難所として活用することも可能である」ことが示された。

福島県では、平成22年（2010）11月に、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合との間で「災害時における宿泊施設の提供などに関する協定書」が結ばれており、高齢者や障がい者等の要援護者の緊急的対応にあたっては、旅館やホテルが利用できることになっていた。そして、先の災害救助法の特別基準に関する国の通知を受け、県は、応急仮設住宅等の環境が整うまでの間、避難者の日常により配慮した避難所として、一時的に県内の宿泊施設等に被災者の受け入れを促すこととした。

また、避難者が体育館等の避難所（一次避難）から旅館やホテルに移動すること（二次避難）で、避難所として利用している施設を本来の使用目的に戻すとともに、東日本大震災の影響で観光客が減少している宿泊施設等を有効活用することも考慮されていた。

県は、平成23年３月25日、実施方法などをまとめた資料「地震被災者等の旅館ホテルへの一時受け入れについて」を県内各市町村に示した。

【二次避難の方法】

県では平成23年７月から８月までに県内の大部分の避難所を閉鎖し、10月までにはすべての県内避難所を閉鎖するとの方針を示していた。本市では、県の方針を受けて、旅館・ホテルの二次避難所の受入可能期間を８月末までとして、避難者の移動を行うこととした。

県は、避難者を受け入れる旅館やホテルの募集、避難元市町村ごとの避難先旅館・ホテルの指定を行い、避難元である本市は、避難所で生活する市民の希望とりまとめと旅館・ホテルの割り振りを行った（図１）。県から指定された本市の旅館やホテルの受け入れ地域は、福島市（飯坂温泉、土湯温泉、高湯温泉、松川町、福島駅周辺）、南会津町、檜枝岐村となっていた。

市では、旅館やホテルと連絡をとりながら、受け入れ施設の客室定員に応じて、世帯がまとまって１部屋に宿泊できるように部屋の割り振りを行った。また、１人に付き１泊３食に必要となる借上げ料5000円は県が負担することとしていた。

利用期限は、応急仮設住宅や民間アパートなどのみなし仮設住宅の入居準備が完了するまでの間とされていたが、仮設住宅の完成の遅れなどから、11月になっても、数人の避難

者が宿泊を続けていた。

【二次避難の状況】

ピーク時（平成23年６月12日）の避難者数は、次のとおりである。

福島市	（駅周辺）	240人
〃	（松川町）	21人
〃	（飯坂温泉）	1796人
〃	（土湯温泉）	148人
〃	（高湯温泉）	248人
南会津	（南会津町）	516人
〃	（檜枝岐村等）	125人
	計	3116人

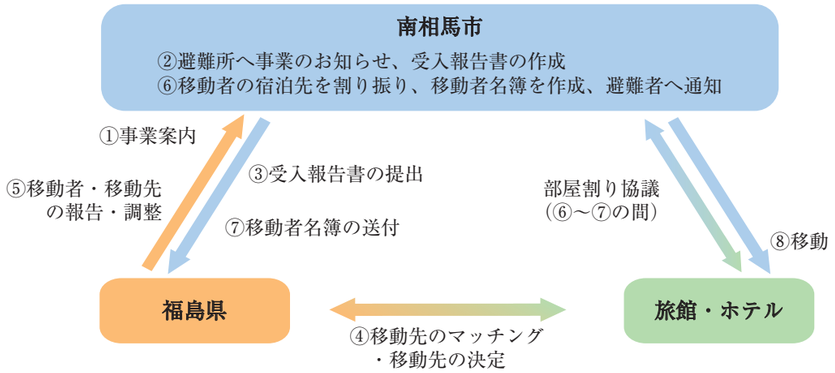

図１　二次避難の事務の流れ

７　入院患者の移送

【経　緯】

平成23年（2011）３月12日、福島第一原発から半径20km圏内に避難指示が出されて、病院に入院する患者も20km圏外への避難が求められた。

一方、20km圏外の病院においても、軽症で退院可能な患者の退院を促すとともに、転院を希望する患者には、急ぎ転院先を探す動きが始まった。

同月14日の福島第一原発３号機の爆発によって、一気に市民の避難が加速し、市内の病院でも、子どもをもつ女性を中心に多くの病院職員が職場を離れていった。そのため、翌15日、福島第一原発から半径20～30km圏内に屋内退避指示が出されたとき、大幅に職員が減少した病院では、入院患者の診療や看護のための職員負担は限界に達してきた。市内の多くの事業所が閉鎖になるとともに、物流も途絶え、医薬品や医療材料、そして、給食用の食材さえも不足する事態に陥った。もはや、入院診療を継続することはきわめて厳しい状況になった。

福島第一原発から20～30km圏内の病院の避難については、同月16日に県災害対策本部救援班にプロジェクトチームが設置され、県外の医療機関を中心に広域避難・搬送業務にあたることになった。当時、県内の医療機関は、20km圏内の病院・施設からの緊急避難者の受け入れで精一杯の状態であり、20～30km圏内の入院患者は県外の医療機関に搬送せざるを得なかった。

翌17日、プロジェクトチームは、他県の拠点医療機関までは本県側で患者を集中搬送し、そこから個々の入院先までは他県側で搬送する、その調整は本県DMATと他県DMATが行うという手法を立案した。そして、隣県知事あてに本県知事名で患者受け入れの協力要請文を発出するとともに、各県医療担当課と調整をすすめ、搬送手段の分担や乗り継ぎ方法、人員体制、スクリーニングポイントの設定等を入れ込んだ全体計画を作成した。

翌18日、厚生労働省は、入院患者の福島県外への搬送を行うため、関東甲信越（山形県を含む）の11都県に受け入れ協力を要請するとともに、内閣危機管理センターと連携しながら、福島県と協力都県間のマッチングを行い、患者搬送を始めた。また、医療関係団体に対しては、福島第一原発から20～30km圏内の地域の患者を受け入れたとしても患者や職員等に健康上の影響が生じるおそれはないこと、そして、受け入れに際して放射線の除染証明書を提示することなどを条件として付さないこと、などに留意して、福島県内からの患者の受け入れに協力するよう依頼した。

【実施内容】

県地域防災計画では、原子力災害における入院患者の避難は病院が独力で行うこととされていたが、通信手段が限られ、十分な情報も入手できない状況のなか、入院患者の避難

手段と受け入れ先の確保は困難をきわめた。

福島第一原発から20km圏内の病院のうち、市立小高病院では、ほかの病院に比較するとスムーズに入院患者を移送できた。３月13日までに入院患者68人を市立総合病院へ移送し（第10章第１節２参照）、その後は、退院可能な患者の退院を促すとともに、同月18日から自衛隊等の支援を受けて県内の病院へ７人、新潟県方面へ51人を移送した。

小高赤坂病院では、３月12日、原発から半径10km圏内に避難指示が出されたことを受けて、同日17時には、比較的軽度の入院患者38人の避難を独力で開始して、福島市内の病院に転院させることができた。残る66人は、14日夜、警察が手配したバスで避難を開始したが、中通りを経由し約10時間かけて到着したのは、いわき市内の高校の体育館であった。そこの避難所から受け入れ先の東京の病院へ送り届けたのは18日である。

福島第一原発の20～30km圏内の病院については、県災害対策本部が厚生労働省の支援を受けて、市立総合病院の91人を新潟県方面へ、雲雀ケ丘病院の180人を栃木県方面へ、小野田病院の110人を同じく栃木県方面へ、大町病院の126人を群馬県方面へそれぞれ移送した。渡辺病院では、独力により県内の病院へ移送した。

また、30km圏外ではあるが、鹿島厚生病院の50人も県内の病院へ移送された。

これら市内の病院における入院患者の移送は３月22日に終了した。

【業務を振り返って[*1]】

３月14日、市立総合病院では、緊急の全体会議に職員が招集され、院長から「午前11時すぎに福島第一原発の３号機建屋で水素爆発があった。放射能漏れのおそれもあることから、このあと避難するか、病院に残るかは、自己判断で決めていただきたい」との説明があった。この説明に会場は一瞬静まり返った。しかし、その直後「患者さんを置いていけないじゃないですか」「どうしたらいいの」「私、赤ちゃんがいるから失礼します」などの声とともに、突然、泣き出す看護師、黙ってその場を立ち去った医師もいた。

そのころ、救急搬送のため福島県立医科大学附属病院に向かう救急車に乗った看護師は、車窓の光景に唖然とした。荷物をいっぱいにして避難する車で、道路は数珠つなぎ、今まで経験したことのない恐怖で胸が押しつぶされそうになったという。

翌15日には病院職員の約２/３が避難し、医事・給食などの委託業者社員も避難した。残った職員は、患者の診療・看護に加えて委託業務分も自分たちで行わざるを得なくなった。給食も日を追うごとに質素化し、おかゆにキャラブキを３本乗せた主食とゼリーのみということもあった。食品の宅配業者へ連絡しても、南相馬市へは配達できないと断られた。

その後も、日に日に看護師の数は減っていった。「今日の勤務が終わったら避難します。申し訳ありません」との看護師からの突然の申し出にも、看護部長は「今まで残ってくれてありがとう」と応じるしかなかった。

３月18日から入院患者の県外搬送がはじまり、20日に無事終了できたときは肩の荷が下りたようだった。国が動くと早いというのが率直な感想である。

＊１　南相馬市立総合病院『震災後アーカイブス　―あの日から１年間の取り組みの記録―』（2013）より引用編集

８　安否・所在確認

【経　緯】

東日本大震災が発生した平成23年（2011）３月11日の夜、市役所は津波を逃れてきた人や、家族の安否確認に訪れる市民等でごった返していた。そのとき、市では避難所対応に追われており、市民から寄せられる安否情報の集約を行う体制は整えられていなかった。そして、３月12日からの福島第一原発の爆発事故に伴って、市民の多くが自宅を離れ避難を余儀なくされたことにより、市民の安否・所在情報を把握し管理することが必要となった。

避難者は、１か所の避難所にとどまることなく、自分の家族に適する別の避難所へ移ったり、親戚や知人宅に身を寄せるなど、複数回の移動が行われていた。市としては、この移動を的確に把握して、市からの情報を適時に伝えることが重要であった。

【実施内容】

震災直後は、津波被害が甚大で、道路が寸断され、停電で連絡が取れない沿岸部に居住する市民の安否・所在確認が急務であったが、電話がつながりにくいなどにより、進まなかった。

そのようななかで、開設された避難所では、避難者名簿に記入してもらって安否と所在の把握に努めるとともに、その名簿を避難所ごとに掲示して情報提供を行った。また、３月12日からは、この情報を市ホームページに掲載した。市役所と避難所との連絡では、インターネット環境が確保されたところから、庁内ネットワークの掲示板を使って、避難者の報告や必要物資の手配などの連絡がなされた。

全体の安否情報については、行政区長による報告、市民からの連絡、避難所ごとに作成した名簿などを整理し、市民などからの問い合わせに対応した。しかし、原発事故によって、市民の多くが一斉に市外へ避難したため、市民の所在確認は困難を極めることとなった。

一方で、避難せずに自宅で退避している市民については、社会福祉協議会などが直接訪問して確認を行ったほか、福島第一原発から半径20km圏内の小高区では、自宅に残る世帯を市職員が訪問して、避難を勧めるとともに確認にあたった。また、陸上自衛隊第一空挺団は、３月19日以降、市職員とともに20～30km圏内の要援護者宅の全戸確認を行い、自主避難の困難な人の救助と在宅状況の把握を行った。

写真１　市役所ホールに掲げられた災害情報を確認するようす（平成23年３月12日撮影）

これら避難者データのとりまとめは、発災直後から社会福祉課が行っていたが、市民の市外避難に伴って、市外避難所からファックスなどで大量に避難者情報が寄せられるようになったため、３月下旬から情報政策課で管理することにした。また、あわせて、安否確認の専用ダイヤル（避難市民コールセンター）を設け、避難者からの連絡を１か所で受ける体制を整えて所在確認を行った。そして、それをもとに、庁内において住民の安否情報が共有できるように環境を整えていった。

当初、情報政策課において、社会福祉課が表計算ソフトで作成したデータと住民基本台帳との突合を行ったところ、漢字の誤りなどが多数あることが確認された。このため、住民基本台帳上の氏名や住所などの基礎データや運用方法の整備を行って、市民の移動情報をデータベース管理ツールで管理することにした。そして、このツールの運用は４月半ばから開始されたが、それまでに寄せられた膨大なデータおよび日々届けられる新たなデータの入力には、多くの人員が必要であった。そこで、支援活動のため本市に入った東京都職員のうち10人に５月15日から１週間交代で、３週間にわたりこのデータ入力作業に従事してもらい、６月中旬までには未処理データの入力を完了することができた。

これにより、避難市町村ごと、あるいは避難所ごとの名簿や人数が出力できるようになり、市民一人ひとりの避難履歴や現在の所在地が把握できるようになった。

この安否情報のデータは、避難者にとって義援金や見舞金給付の案内、税金や保険料の減免・猶予等の通知、警戒区域への一時立ち入り、仮設住宅への入居手続きの連絡などに利用されるたいへん重要な基礎情報となった。

また、それ以降も避難した市民に対し、広報紙やホームページ等を通じて、市に避難先を届け出るよう呼びかけている。

【業務を振り返って】

大津波の発生直後は、沿岸部に居住する市民の安否確認が困難な状況であった。さらに、原発事故に伴う避難により状況はさらに悪化し、安否・所在に関する市民や親族からの問合せへの対応に苦慮した。東日本大震災発生直後の混乱期から、徐々に情報収集・整理のルールが整って安否・所在確認が進んでくるにつれ、一つの世帯でも避難行動がバラバラになっているなど、市民の避難の動きの複雑さがあらわになってきた。

写真２　安否・所在に関する問い合わせに対応する職員（平成23年３月30日撮影）

第３章　避難指示区域

第１節　警戒区域等の設定

１　避難指示の経緯

【経　緯】

平成23年（2011）

３月11日　福島第一原発の事故発生により、21時23分、第一原発から半径３km圏内の住民に国から避難指示が出された。それ以降、事故の深刻度が増すにつれて次々と新たな指示が出され、住民は避難や屋内退避などを余儀なくされた。

３月12日　当日の朝までに出された避難指示等は、本市にほとんど影響のないものであったが、18時25分、福島第一原発から半径20km圏内の避難指示が出されて以降は、市全体が大きな混乱に陥ることになった。

３月15日　11時８分、福島第一原発の半径20kmから30km圏内に屋内退避指示が出されると、住民の市外への避難が加速した。また、30km圏内への物流がストップして、市内では深刻な物不足に襲われた。

４月22日　０時00分、国は福島第一原発の半径20km圏内を警戒区域に設定して、20km圏内への出入りを禁止した。また、警戒区域の外側で、積算線量が高い地域を計画的避難区域、20kmから30km圏内で計画的避難区域を除いた地域は、緊急時避難準備区域に設定された。

９月30日　福島第一原発の状況が改善しているとして、緊急時避難準備区域が解除された。

平成24年（2012）

４月16日　国は、福島第一原発の原子炉が冷温停止状態に達し、発電所の事故そのものは収束に至ったとの判断のもと南相馬市の警戒区域が解除され、新たに避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域が設定された（本章第３節１参照）。

平成28年（2016）

７月12日　除染の完了など、避難指示解除の条件が整ったとして、避難指示解除準備区域、居住制限区域が解除された。

【避難指示区域の設定と見直し等の変遷[*1]】

１．平成23年３月11日　福島第一原発の半径３km圏内に避難指示
　　３月12日　福島第一原発の半径３kmから10km圏内に屋内退避指示（図１）

２．平成23年３月12日　福島第一原発の半径20km圏内に避難指示
　　福島第二原発の半径10km圏内に避難指示（図２）

３．平成23年３月15日　福島第一原発の半径20kmから30km圏内に屋内退避指示（図３）

４．平成23年４月22日　福島第一原発の半径20km圏外の特定地域を計画的避難区域および緊急時避難準備区域として設定。また、福島第一原発の半径20km圏内（海域を含む）について、警戒区域として設定。半径20km圏内は、警戒区域と避難指示区域が重複して設定されている（図４）。

＊１　福島県ホームページ・ふくしま復興ステーション（https://www.pref.fukushima.lg.jp/img/portal/template02/190410hensen.pdf）より引用編集（2019.９閲覧）

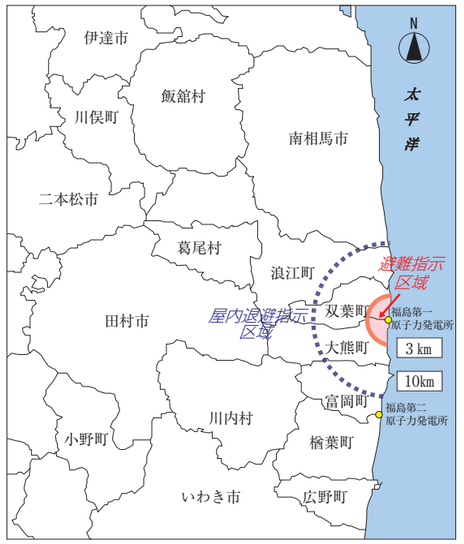

図１　平成23年３月11・12日の避難指示区域

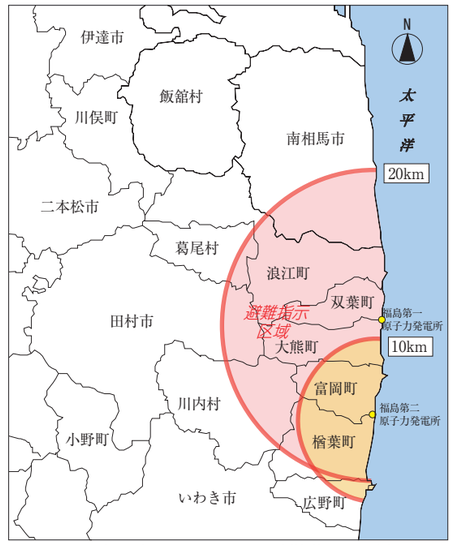

図２　平成23年３月12日の避難指示区域

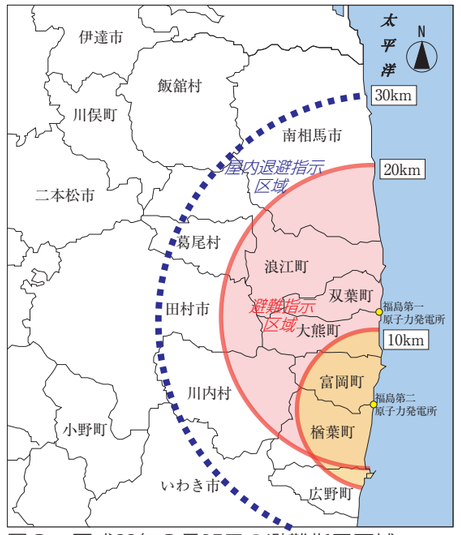

図３　平成23年３月15日の避難指示区域

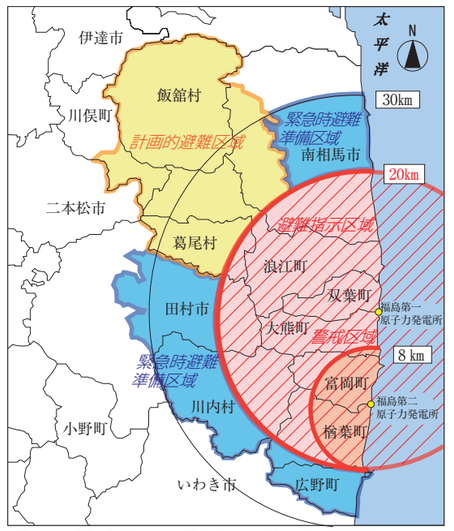

図４　平成23年４月22日の避難指示区域

５．平成23年７月21日・８月３日・11月25日　特定避難勧奨地点の設定
　　平成23年９月30日　緊急時避難準備区域の解除（図５）

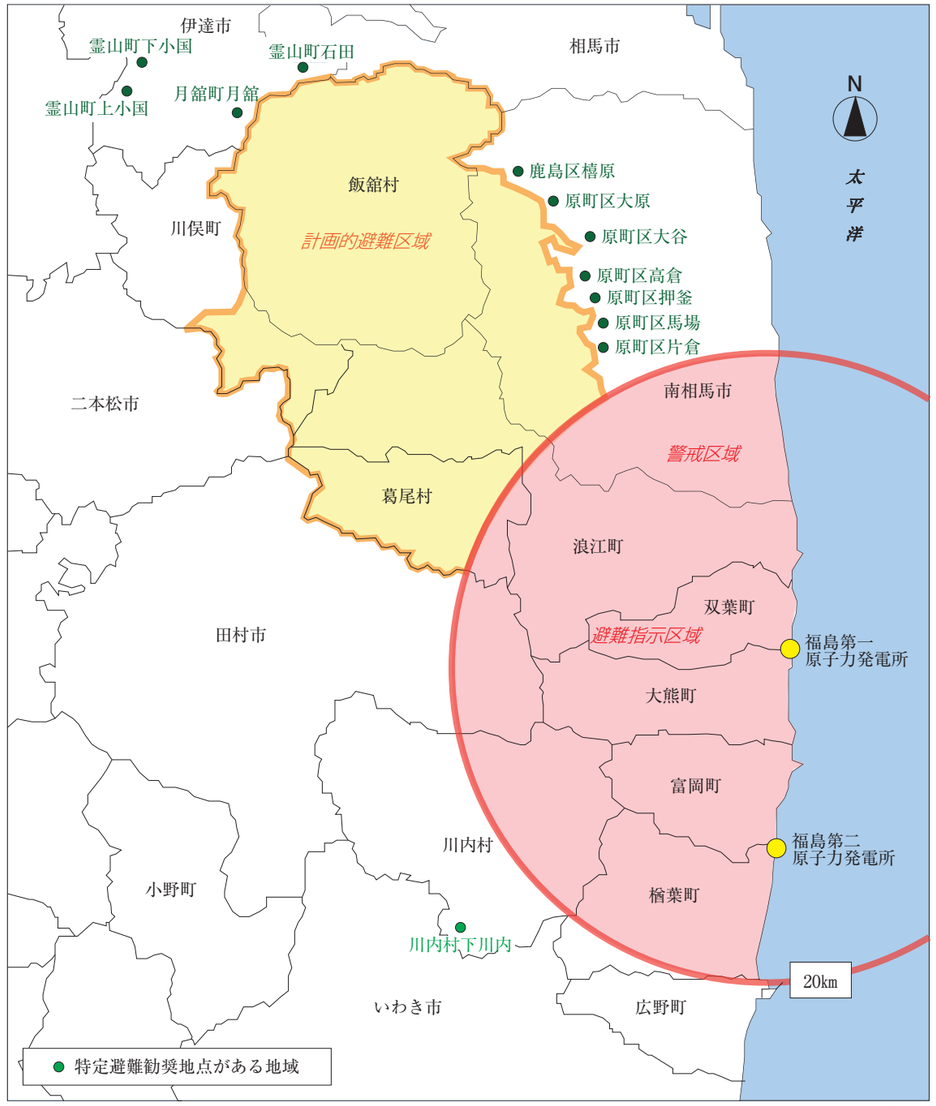

図５　平成23年９月30日　緊急時避難準備区域の解除後、警戒区域、計画的避難区域および特定避難勧奨地点がある地域の概念図

６．平成24年４月16日　南相馬市の警戒区域の解除と新たな避難指示区域の設定（図６）

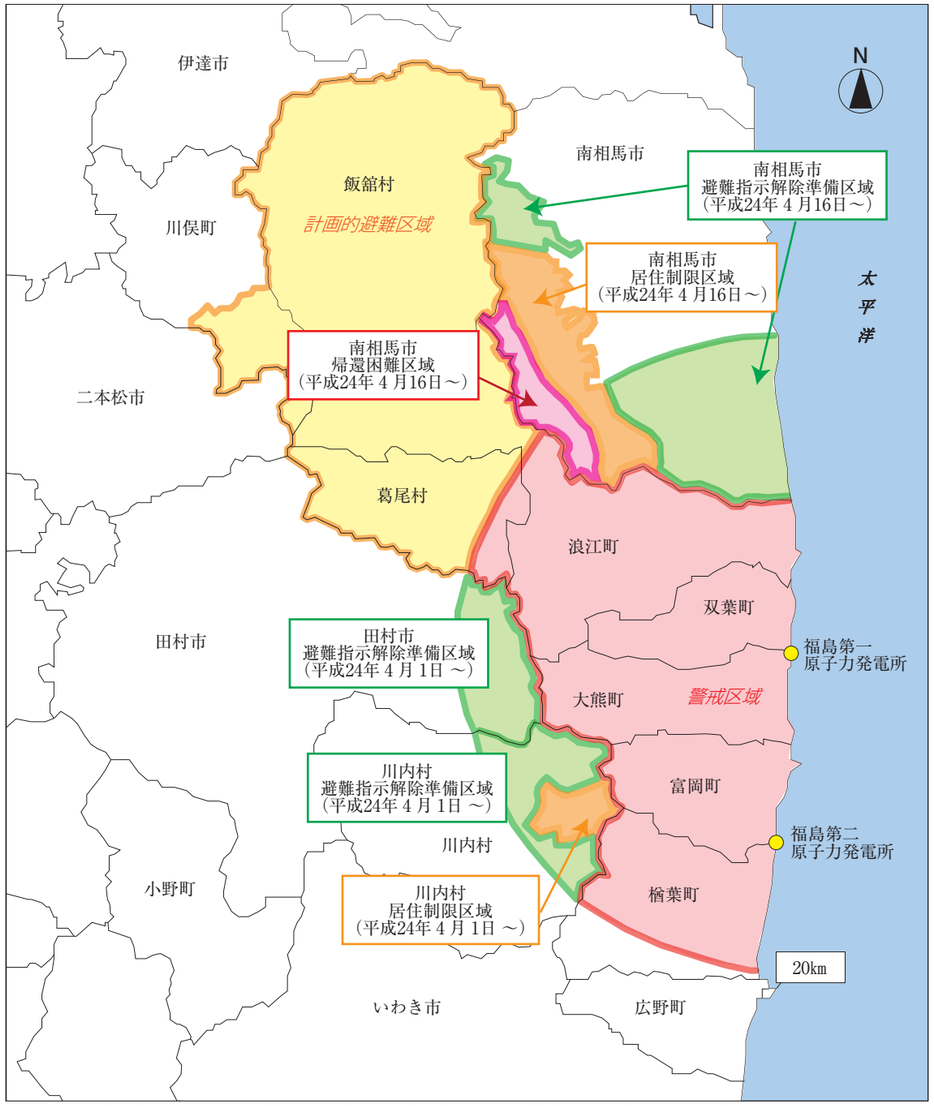

図６　平成24年４月16日　警戒区域の解除と新たな避難指示区域の設定の概念図

7．平成28年７月12日　南相馬市の避難指示解除準備区域・居住制限区域の解除（図７）

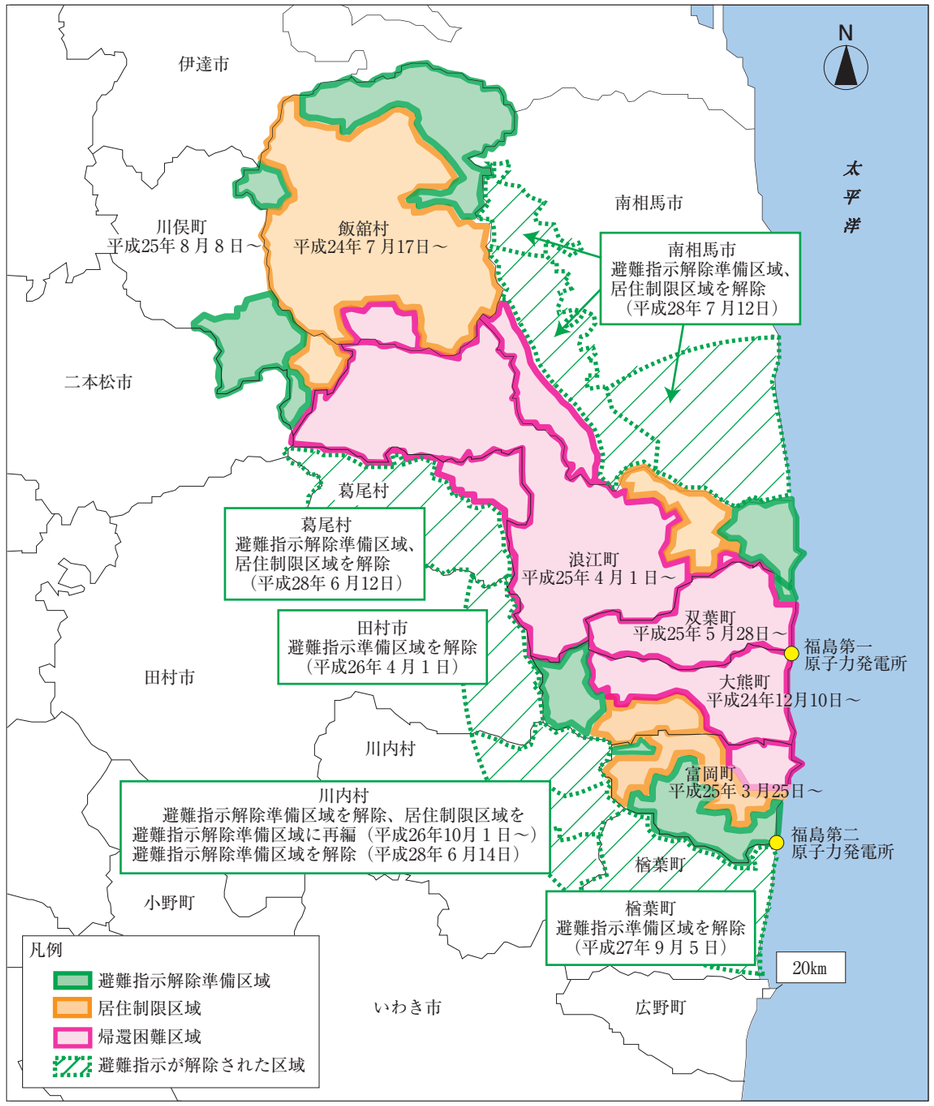

図７　平成28年７月12日　避難指示解除準備区域および居住制限区域の解除後避難指示区域の概念図

２　警戒区域

【経　緯】

平成23年（2011）４月に入って、国は、福島第一原発から半径20km圏内について、立ち入り禁止など強制措置が可能な警戒区域に指定する方針を決めた。20km圏内は原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示の区域になっているが、強制力がないため、避難先から一時的に出入りする住民が増えており、安全確保の観点から警戒区域に切り替える必要があると判断したのである。

警戒区域とは、災害対策基本法第63条に基づき指定される区域をいう。同法第60条の避難の指示（避難勧告）とは異なり、区域内への立ち入りが制限・禁止され、区域内にとどまる者には退去が強制される。違反した場合は罰則がある命令に該当する。なお、人が居住する地域に警戒区域が設定されたのは、平成３年（1991）、長崎県雲仙岳の平成新山の噴火活動によるものが初めてとされる。

平成23年４月21日、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣から南相馬市長をはじめとする関係地方公共団体の長に発せられた指示には、次のとおり原子力災害対策本部の考え方が示されている。

１．警戒区域の設定の考え方

（1）警戒区域

①方　針

- 避難のための立ち退きを指示された区域内の現状として、同区域内に残留したり立ち入ったりする居住者等が確認されている。これらの者の安全を確保することが困難であるほか、同区域外への影響も懸念されることから、新たに同区域を警戒区域として設定し、居住者等の生命または身体に対する危険を防止することとする。

②設定の考え

- 原子力災害対策特別措置法第20条第３項の規定に基づき、原子力災害対策本部長から関係地方公共団体の長に対する指示により、当該関係地方公共団体の長が、同法第28条第２項で読み替えられる災害対策基本法第63条第１項の規定に基づく警戒区域を設定することとする。
- 警戒区域は立ち入りの制限として設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立ち入りを制限することとし、一時立ち入りの許可基準は、原子力災害対策本部長が別に示すこととする。
- 警戒区域の設定に当たっては、立ち入りができないよう物理的な措置を原則として講ずることとする。

(2) 設定年月日

４月22日午前０時

(3) 設定範囲

原子力災害対策特別措置法第20条第３項の規定に基づき、原子力災害対策本部長が居住者等の避難のための立ち退きを関係地方公共団体へ指示している地域（福島第一原発から半径20km圏内、海域も含む）を設定範囲とする。

２．警察等との連携

警戒区域の設定は、道路における物理的な立入制限の措置に加え、警察等による検問により担保される必要がある。そのため、原子力災害対策特別措置法第20条第３項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示に際しては、警察等との綿密な調整を行うこととする。

（参考）

〈警戒区域の設定の法的効果〉

警戒区域への立入制限に違反する場合には、10万円以下の罰金又は拘留（原子力災害対策特別措置法第28条第１項により読み替えられる災害対策基本法第116条）。

また、同日午前、官房長官の記者発表[*1]では次のような発言があった。

私（官房長官）から、まず、ご報告を申し上げます。まず「警戒区域の設定について」申し上げます。東京電力福島第一原子力発電所から半径20km圏内の皆さんには、大変なご迷惑とご不便をお掛けしております。この地域においては、プラントもいまだ安定していない現時点におきましては、放射線量の多い少ないに関わらず、安全上の大きなリスクが懸念されるため、決して立ち入らないでいただきたいと、繰り返しお願いをしてまいりました。

今般、関係自治体との調整も整ったことから、この区域を災害対策基本法に基づく「警戒区域」に設定することといたしました。先ほど、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長から福島県知事および関係市町村長に対する指示を発出いたしました。22日午前０時をもって警戒区域として設定される予定であります。

これにより、緊急事態対応に従事される方や市町村長が一時的な立ち入りを認める場合を除き、当該区域への立ち入りが禁止されることとなります。この結果として、20km圏内にお住まいであった方の、防犯上のご懸念にも応えることになればと思っております。

（後略）

【市内の警戒区域】

市では、小高区の全域3792世帯、１万2842人、原町区では377世帯、1427人の居住する区域を警戒区域に指定した。

＊１　首相官邸ホームページ（http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11236451/www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201104/21_a.html）より引用（2019.９閲覧）

警戒区域の設定にあたって国と調整した点は、

- 警戒区域の境界線は半径20kmの円周の内側に入り込まないこと
- 大字または字の区域を単位として設定すること
- 字の全域が20km以遠であっても、住宅に通じる主要道路が20km圏内にある場合は、実質的に立ち入りができなくなるので警戒区域とすること

などである。

道路に通行を禁止するガードレールなどの障害物を設置した場所は20か所、うち緊急事態応急対策に従事する者を立ち入らせる場所（ゲート）は３か所（国道６号原町区大甕地内、県道浪江鹿島線原町区益田地内、県道相馬浪江線原町区片倉地内）とした。また、通行止めの予告看板は16か所に設置した（図１）。

４月半ば、警戒区域として設定される地域がかたまったことから、４月19日には、これまで20km以遠で避難指示区域外と考えられていた原町区の地域のうち、警戒区域に含まれることとなった地域を中心に、警戒区域設定の予告チラシを戸別配付した。

その他の地域については、自衛隊が所在・安否確認をしながら避難を誘導した。小高区では、市職員がまだ避難せずに居住を続ける住民宅を訪問して、避難を促した（図２）。

写真１　通行止めガードレール（原町区高地内　平成23年４月21日撮影）

写真２　通行止めガードレール（原町区米々沢地内　平成23年４月21日撮影）

写真３　国道６号ゲート（原町区大甕地内　平成23年４月24日撮影）

写真４　県道相馬浪江線ゲート（原町区片倉地内　平成23年５月２日撮影）

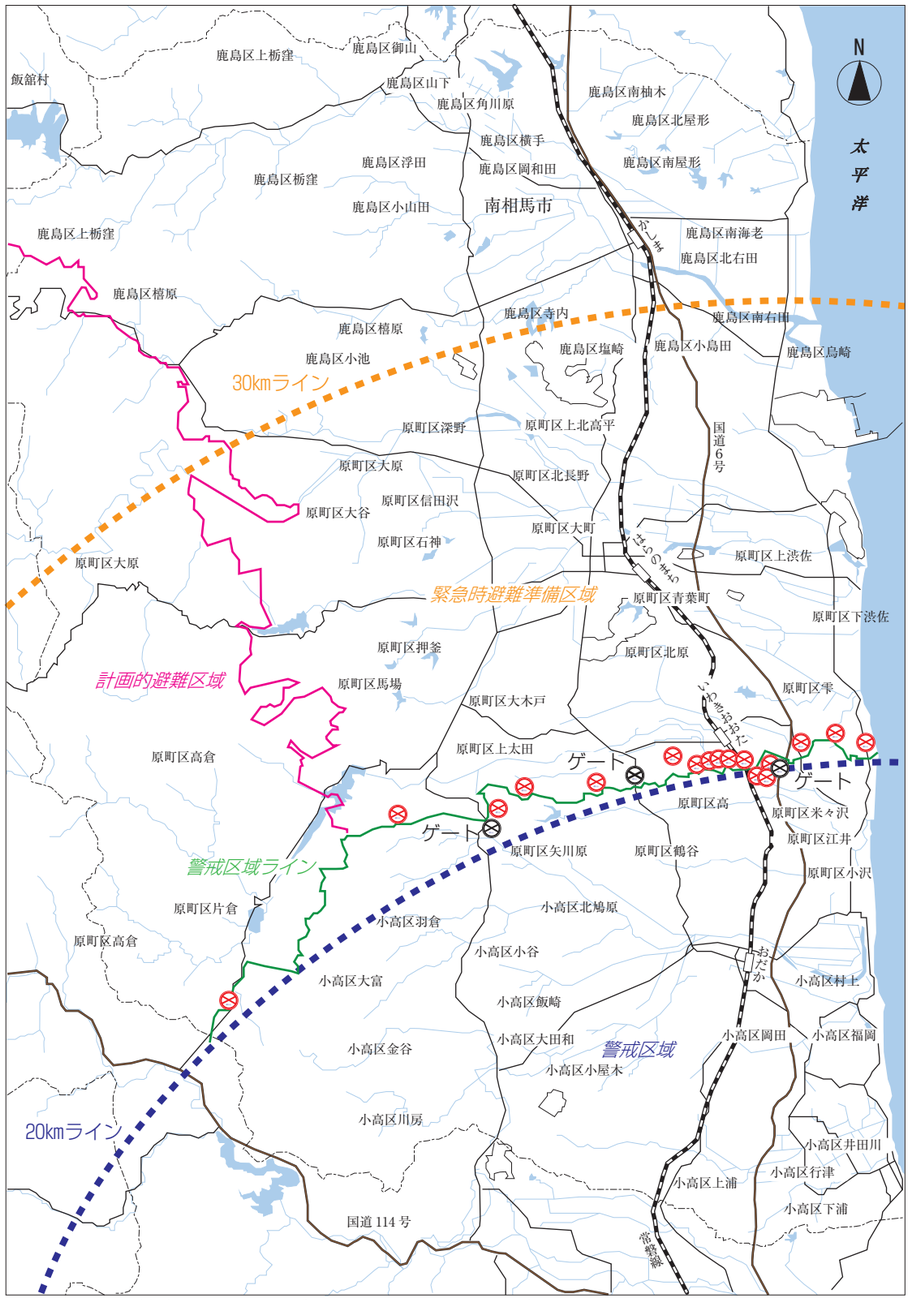

図１　通行を禁止するためのガードレールなどの設置場所（平成23年７月時点）

〈オモテ面〉

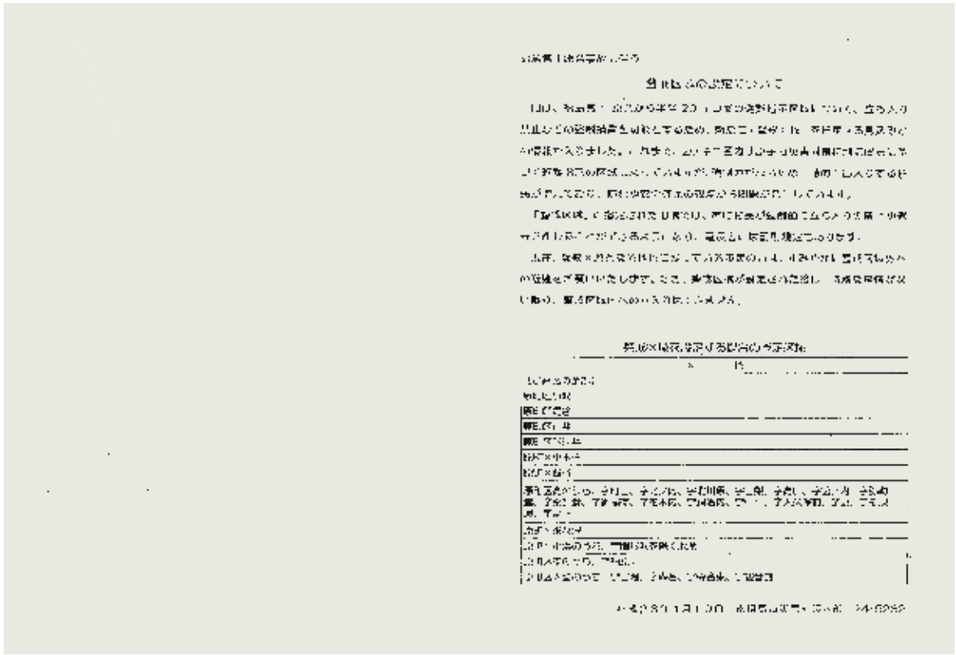

〈ウラ面〉

図２　平成23年４月19日　警戒区域に設定される地域へ戸別配布した案内（Ａ３判）

【警戒区域立ち入りをめぐって】

３月12日に福島第一原発から半径20km圏内の住民に避難指示が出されたものの、避難先から自宅の片付けや必要な荷物を取りに20km圏内へ入ることは可能であった。しかし、警戒区域が設定されてからは、緊急事態応急対策に従事する者以外は立ち入りできなくなった。そのため、区域内立ち入りを切望する住民が市の災害対策本部に詰めかける事態となった。

そのとき寄せられた相談や要請には、身近なものを取りにいきたいというものがとても多かった。たとえば、

- 手持ちのお金がなくなったので預金通帳を取りにいきたい。
- お葬式があるので喪服を取りにいきたい。
- 祖父が亡くなったので、生前、京都の本山からいただいた戒名を記録した紙を取りにいきたい。
- 法事があるので位牌や遺影、写真などを取りにいきたい。
- 子どもの学用品を取りにいきたい。
- 家電製品を取りにいきたい。
- 夏タイヤを取りにいきたい。

また、

- ペットを残してきたので餌をやりたい。
- 親がいまいまだ（容体が非常に悪い）。自宅に戻って最後を迎えさせたい。通夜、葬式も自宅で行いたい。
- 第一原発へ仕事にいくので南相馬から入れてほしい。南から入るのは時間がかかる。
- まだ、家族が自宅に残っているので説得にいきたい。
- 盗難が多いと聞く。自宅に鍵を掛けてあるか心配なので確認したい。
- 漏電が心配なので確認したい。
- 地震で屋根や窓が壊れているので雨漏りが心配。シートなどで対策をしたい。
- 津波被害にあった自宅の片付けをしたい。

など切実な事情もあり、なかには「罰金10万円を払ってもいいから、中に入れてくれ」と懇願される方もおられた。

しかし、市の災害対策本部としては「区域内には入れない」とお答えするしかなかった。「補償されるのか」と詰問されたり、「公益目的で立ち入りしている人は、業務のついでに日用品を持ち出していてずるい」など、相談にこられた方がたのいらだちは収まらず、納得いただくことは難しかった。

３　緊急時避難準備区域

【経　緯】

平成23年（2011）４月11日、国はあらたな避難指示区域の設定を決定し、同日午後、官房長官が記者発表した。そのうち、緊急時避難準備区域の設定に関する内容は、次のとおりである[*1]。

（前略）

次に、現在屋内退避区域となっている半径20kmから30kmの区域について、そのうち只今の「計画的避難区域」に該当しない地域についてでございますが、発電所の事故の状況がまだ最終的に安定をしているものではありません。

最初の数日間あるいは１週間程度の状況と比べましては、相対的には安定の方向に向かっているというふうに思いますが、今後、なお状況が悪化をする可能性については否定できません。その際には、緊急的に屋内退避をいただいたり、あるいは避難をしていただくことが求められる可能性が否定できない状況にございます。したがいまして、現在の屋内退避区域のうち、先ほど申し上げた「計画的避難区域」に該当しない区域については、「緊急時避難準備区域」といたします。

具体的には、福島第一原子力発電所から20km以上30km以内の、広野町、楢葉町、川内村、そして田村市の一部、南相馬市の一部が該当をいたします。この区域の皆さんには、常に緊急事態が生じたときには、屋内に退避をしていただいたり、あるいは避難をしていただく、その準備をしておいていただくことが必要でございます。

したがいまして、特にお子さん、妊婦さん、要介護者、入院患者の方などは、この区域に入らないようにすることが、引き続き求められます。また、原則的には、緊急の事態が生じた場合には、屋内退避そして自力での避難ができるようにされることが求められます。

そうした意味では、緊急時において自力での避難等が困難である等の状況をお持ちの皆さんには、是非、予め避難をされていただくことが望ましい。こういった状況は変わってはおりません。

なお、自主的にこうした地域から避難をされている皆さんについても、避難指示等に基づいて避難をされておられる皆さん同様の政府としての支援、あるいは将来の保障の対象になるのだということは、念のため申し上げておきたいというふうにお願いを申し上げます。

大変ご苦労をおかけいたしますが、当該地域では、保育所、幼稚園、小中学校及び高校については、休園、休校をしていただくことになります。勤務等のやむを得ない用務などを果たすために区域内に入られることは妨げられませんが、先ほど申しまし

＊１　首相官邸ホームページ（http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11236451/www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201104/11_p.html）より引用（2019.９閲覧）

たとおり、その場合も、緊急の際には屋内退避、更には自力での避難ができるようにされた上で立ち入られるようお願いを申し上げます。

（後略）

この国の決定を受けて、４月22日に屋内退避指示が解除され、あらたに緊急時避難準備区域が設定された。

また、この日にあわせて、30km圏内にあった市内の小・中学校は、30km圏外にある鹿島区の小・中学校、体育館等で再開した。

【対応を振り返って】

市では、緊急時避難準備区域が福島第一原発から20～30km圏内とされたことから、詳細に線引きをした地図の提供を国に求めた。国からは、６月に入って地図が提供され（図１）、市では、６月15日から市役所や市ホームページで市民に公開した。

この区域は、３月15日に屋内退避の指示が出された区域であるが、国は単に20～30kmというだけで、正確な30kmの線引きを示していなかった。そのため、関係機関において区域のとらえ方に違いが生じた。

郵便事業㈱は、避難指示地域あてに差し出された郵便物は配達できないので、指定する支店または集配センターで受け取る仕組みにしていた。郵便事業㈱がこの避難指示地域としたのは、原町区と小高区の全域、鹿島区の大内・烏崎・川子・塩崎および小池である。

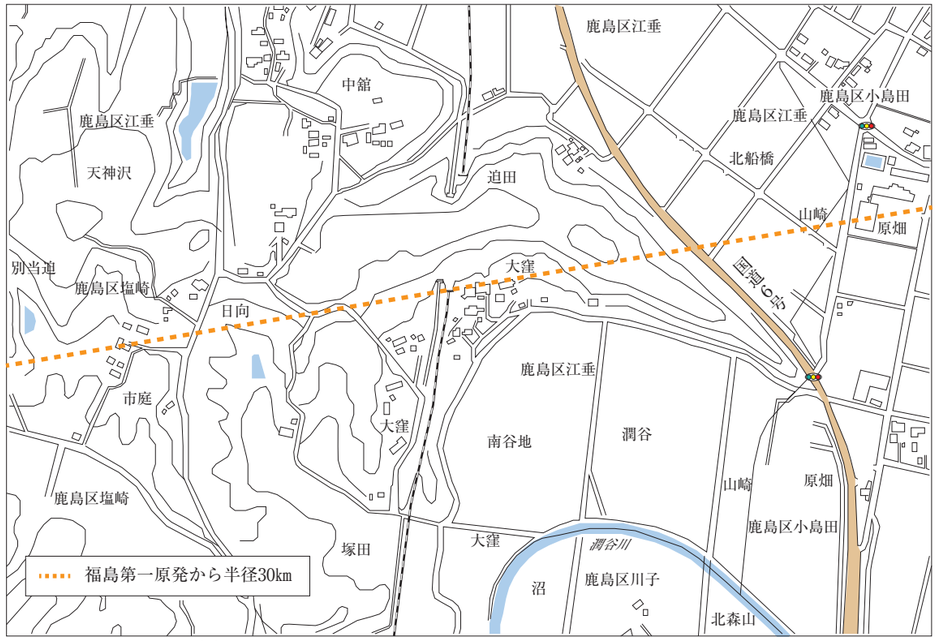

図１　30km 図面の例（鹿島区小島田（原畑）～鹿島区塩崎（市庭）付近）
＊平成23年６月　原子力災害現地対策本部事務局住民安全班作成資料から引用編集

指定区域は大字の単位であった。そして、屋内退避指示の解除と緊急時避難準備区域が指定されたあと、４月25日から集配業務を再開した。

また、東日本高速道路㈱（NEXCO東日本）をはじめとする高速道路各社では、警戒区域、計画的避難区域および旧緊急時避難準備区域に居住していた住民を対象に、平成24年（2012）４月１日から一時帰宅などの生活再建に向けた移動を支援するため、高速道路の無料化措置を実施した。対象とする地域は、原町区と小高区の全部、鹿島区の小島田・塩崎・大内・烏崎・川子・南右田・江垂および寺内である。この時点では、すでに緊急時避難準備区域は解除されていたが、大字内を30kmの線が通過する場合は、その大字全体を同区域に含むものとして、無料措置の対象としている。

緊急時避難準備区域が指定されると、そこに居住する市民は、原発に緊急事態が生じた場合、政府や市町村の指示に従って「すぐに屋内に退避する」あるいは「避難する」ために、常に準備だけはすることが求められる。ただ、日常生活をしても差し支えないとされた。また、緊急時避難準備区域に指定された場合、国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険の保険税（料）や一部負担金の免除も予定されていた。

このため、市は、緊急時避難準備区域に居住するかどうかは、30kmの線引き内に住宅があるかどうかで判断することとした。

大字を単位にした場合、住民のなかには、住宅が30km圏外でありながら緊急時避難準備区域に指定されることで国民健康保険等の免除措置が受けられることになって、区域に指定されない住民との不公平感が増長されると考えたためである。また、学校の再開や仮設住宅の建設は、30km圏外であることが求められていたため、大字を単位にすると、その適地が著しく少なくなって、教育環境や被災者住宅の確保などに大きな遅れの生じることは確実であった。

４　計画的避難区域

【経　緯】

平成23年（2011）４月11日、国は新たな避難指示区域の設定を決定し、同日午後、官房長官が記者発表した。そのうち、計画的避難区域の設定に関する内容は、次のとおりである[*1]。

（前略）

まず、「計画的避難区域」を新たに設定することといたしました。

これは、半径20kmより外側の区域の中で、気象条件や地理的条件によって、発電所から放出された放射性物質の累積が、局所的に高くなっている、積算の放射線量が高くなっている地域がございます。

こうした地域に半年、１年と居住を続けた場合には、積算の放射線量が更に高水準になる恐れがあります。そこで、こうした地域を新たに「計画的避難区域」といたします。その基準は、国際放射線防護委員会（ICRD）と国際原子力機関（IAEA）の緊急時被ばく状況おける放射線防護の基準値、年間20 ～ 100ミリシーベルトという基準値を考慮して、事故発生から１年以内に積算放射線量が20ミリシーベルトに達するおそれがある、こうした地域を指定をしたいと考えております。

具体的には、福島第一原子力発電所から20km以上離れた地域のうち、葛尾村、浪江町、飯舘村、そして川俣町の一部、南相馬市の一部が該当をいたします。この区域の住民の皆さんなどには大変なご苦労をおかけすることになりますが、別の場所に計画的に避難してもらうことが求められます。

計画避難は、おおむね１か月を目途に実行されることが望ましいと考えておりますが、最初に申し上げましたとおり、当該市町村そして福島県と密接な連携をとって、できるだけ混乱等の少ないような段取り、やり方を、今、それぞれの自治体ごとに詰めさせていただいておりますので、繰り返しになりますが、そうした自治体の皆さんとの調整を踏まえたご指示をお願いをさせていただきますので、今すぐ直ちに行動に移る必要はないということをご理解を下さい。

（後略）

こうして、４月22日には、福島第一原発から半径20 ～ 30km圏内の屋内退避指示が解除され、代わって計画的避難区域と緊急時避難準備区域が設定された。なお、設定にあたって参考としたのが、図１および図２である。

【実施内容】

市内で計画的避難区域に設定されたのは、表１のとおりであり、うち住民が居住するのは、原町区片倉・馬場・高倉の一部の地区であった。くわえて、南相馬市内国有林磐城森林管理署の次の林班が同区域として設定された。

- 2004～2087林班
- 2088林班の一部
- 2089・2090林班
- 2091～2102林班
- 2104～2109林班
- 2130林班

表１　市内の計画的避難区域

大字	字
大原	和田城
片倉	行津
馬場	五台山、横川、薬師岳
高倉	助常、吹屋峠、七曲、森、枯木森

市では、４月22日に計画的避難区域が設定されることから、それに先立って21日から対象地域に居住する世帯に対して戸別訪問を行った。住民基本台帳の対象者は、７世帯12人であったが、戸別訪問を開始した時点で、１世帯の２人は居住していなかったため、６世帯10人が対象となった。

この訪問調査では、すでに避難先を決めている世帯がある一方で、残留の意向が強い世帯もあった。しかし、空間線量率が高いことに対する不安や、近所の人が避難することへの心細さなどもあって、避難の勧奨に対する理解は比較的スムーズに進んだ。また、計画的避難区域は、警戒区域と違って、避難先から自由に自宅へ通えるという点も避難を容易にした大きな要因であった。

そして、５月20日にはすべての対象世帯の避難が完了した。

なお、国では、計画的避難区域について、Ｑ＆Ａ形式で次のように説明している[*2]。

Ｑ：計画的避難区域って何ですか？

Ａ：別の場所に〝計画的に〟避難をしていただく必要がある地域のことです。〝計画的〟とは、〝今すぐ〟ではない、ということです。避難に際し混乱が生じないように、国など関係機関が、該当する県および市町村と綿密に打ち合せをした上で、「１ヶ月以内に避難を完了していただく」区域のことです。

Ｑ：なぜ、避難しなくてはならないのですか？

Ａ：たしかに、現時点ではお住まいの方がたは安全です（今回指定された地域の中には、すでに「屋内退避区域」に該当している地域もありますが、そこでも行動基準に基づいて生活をしていただいている限り、安全は確保されています）。しかし、このまま半年～ １年以上住み続けた場合には、発電所から放出された放射線量の合計が高い水準になるおそれもあります。そこで、その水準に達してから急に避難するのではなく、今のうちに前もって避難していただくほうが、より安全策としては万全であると判断しました。

Ｑ：避難の期間はどのぐらいになるのですか？

Ａ：現時点で、いつまでとお答えすることはできません。政府としては、常に状況を注視しながら、今回指定した地域の見直し（場合によっては解除）を検討してまいります。ただそれは、「発電所からの放射性物質の放出をきちんと管理できる状況になった段階」で初めて可能になると考えており、その時期がいつになるかは現時点では未定です。

＊１　首相官邸ホームページ（http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11236451/www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201104/11_p.html）より引用（2019.９閲覧）

＊２　首相官邸災害対策ページ（https://www.kantei.go.jp/saigai/faq/20110415_１.html）より引用（2019.９閲覧）

図１　線量測定マップ（平成23年４月24日時点）

＊平成23年４月24日10:00および13:00の最新値を用いた。
＊原子力規制委員会ホームページ（http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/contents/5000/4759/24/1305519_0424.pdfh）より引用編集（2019.9 閲覧）

図２　積算線量測定マップ（平成24年３月11日までの積算線量）

＊平成23年４月21日24:00までの実測値を使用。
＊20km 以遠で、年間20マイクロシーベルトの積算線量となることを示す赤の線で囲まれた範囲が、計画的避難区域に指定された。
＊原子力規制委員会ホームページ（http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/contents/5000/4759/24/1305519_0424.pdfh）より引用編集（2019.9 閲覧）

５　特定避難勧奨地点

【経　緯】

平成23年（2011）４月22日に計画的避難区域の設定がされたが、計画的避難区域に隣接する地域の住民から、自宅周辺の放射線量が高いとの声が寄せられていた。これを受けて、モニタリングを実施した結果、計画的避難区域とするほどの地域的な広がりが見られないものの、事故発生後１年間の積算放射線量が20ミリシーベルトを超えると推定される地点が市内に複数存在することが判明した。これは、福島第一原発事故直後の気象条件や地形によって、局所的に放射線量が高くなった地点である。

国では、その地点を離れればより低い線量であることから、必ずしも生活全般を通じて年間20ミリシーベルトを超える懸念は少なく、線量の高い地域が面的に広がっている計画的避難区域とは異なり、安全性の観点から一律に避難を指示することや産業活動を規制すべき状況ではないとしていた。

一方で国は、こうした状況に不安を感じる住民がいることは当然であり、また、生活形態によっては、年間20ミリシーベルトを超える可能性も否定できないことから、当該地点を「特定避難勧奨地点」（表１・図１）とし、そこに居住する住民に対して注意を喚起し、避難の支援、促進を行った。

【実施内容】

１．対象区域

市内で年間20ミリシーベルトを超える地点。

具体的には、モニタリングの値が、１mの高さで毎時 3.2 マイクロシーベルト以上の地点（ただし、妊婦または子どものいる世帯にあっては、50㎝の高さで毎時 2.0 マイクロシーベルト以上の地点）とした。

２．設定年月日

平成23年７月21日・８月３日・11月25日

３．解除年月日

平成26年（2014）12月28日

市による除染の結果、特定避難勧奨地点指定時と比較して線量が大幅に低下し、国際的・科学的知見を踏まえて平成24年（2012）３月に原子力災害対策本部で決定された解除の要件である「年間20ミリシーベルトを十分に下回る状況になっていること」が確認されたとして、国は特定避難勧奨地点を解除した。

解除に当たっては、丁寧に住民の理解を得るべく、４回の住民説明会を行ったほか、国の職員による戸別訪問、線量不安に対する相談窓口の開設、敷地内の線量測定や清掃を行った。

表１　特定避難勧奨地点の指定状況（平成23年）

７月21日			８月３日			11月25日		
対象区域	地点数	世帯数	対象区域	地点数	世帯数	対象区域	地点数	世帯数
鹿島区橲原の一部	1	1	鹿島区橲原の一部	1	2	鹿島区橲原の一部	2	2
原町区大谷の一部	13	14	原町区大谷の一部	3	3	原町区大原の一部	10	11
原町区大原の一部	21	21	原町区大原の一部	18	19	原町区高倉の一部	2	2
原町区高倉の一部	22	23	原町区高倉の一部	9	10	原町区馬場の一部	6	7
			原町区押釜の一部	3	3			
			原町区片倉の一部	2	2			
			原町区馬場の一部	29	32			
小　計	57	59	小　計	65	71	小　計	20	22
						合　計	142	152

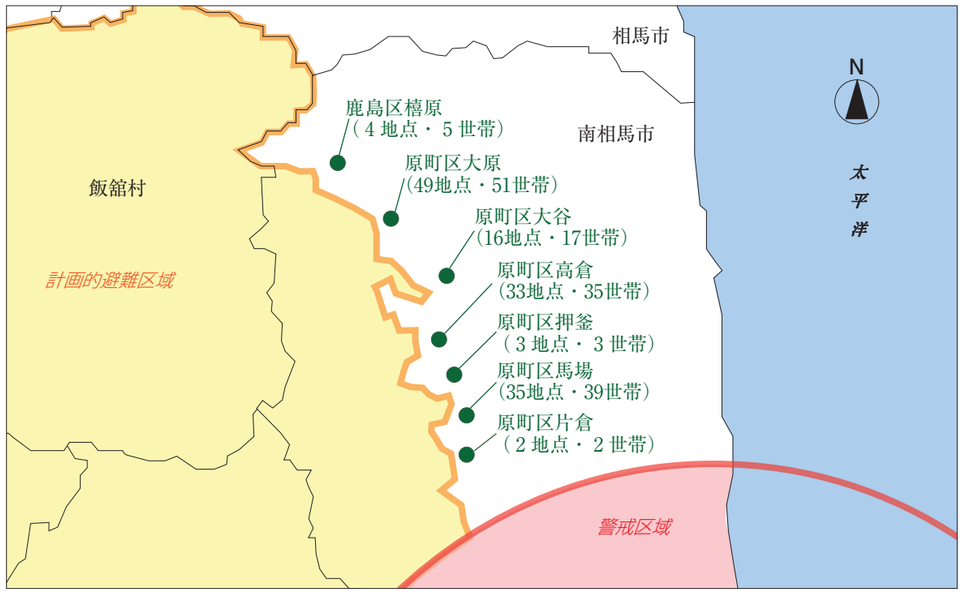

図１　特定避難勧奨地点数・世帯数（平成23年11月時点）

【業務を振り返って】

特定避難勧奨地点に設定されることで、東京電力㈱の賠償や税の減免などを受けることができたことから、線量の計測の方法や基準について問合せなどが多数あった。

また、住居ごとに特定避難勧奨地点の設定がされたことから、設定された世帯とされなかった世帯との間に不公平感が生じて、地域コミュニティーの分断が起こってしまった。

第２節　警戒区域での活動

１　一時立ち入り

［警戒区域一時帰宅一般経費］

【経　緯】

東日本大震災における福島第一原発の事故の発生により、平成23年（2011）３月12日、原発から半径20km圏内の住民に対し、避難指示が出された。区域内の全住民に避難を求め、立ち入りも制限されたが、４月22日には、より厳しく立ち入りを禁止する警戒区域が設定された。警戒区域内にある自宅への一時立ち入りについては、住民から市に対して切実な要望が寄せられていた。

警戒区域の設定から間もない４月23日、国の原子力災害対策本部から、住民の一時立ち入りについての許可基準が示された。

（1）立ち入り対象区域

福島第一原発から半径20km圏内の区域。ただし、次の区域を除く。

①福島第一原発から半径３km圏内の区域。

②高い空間線量率等により、立ち入りのリスクが大きいと考えられる区域。

③津波の被害を受けた区域であり、一時立入り者に危険を及ぼすと考えられる区域。

（2）安全確保策

①１世帯あたり代表者１人、マイクロバスを利用し集団で行動する。

②警戒区域への入域に際しては、タイベックスーツまたは雨合羽等を着用し、各人、線量計やトランシーバーを携帯する。

③帰る際にはスクリーニングを確実に実施する。

④持ち出し品は、財布や通帳など必要最小限のものとし、在宅時間は最大２時間程度とする。

４月下旬から開催された国の原子力災害現地対策本部と関係市町村との会議では、市町村から次のような要望が出された。

①高齢者が１人で自宅に行く場合、事故等があっても連絡するのが難しいことも考えられるため、１世帯２人まで認めること。

②立ち入り希望者の受付は、多くの市町村で対応することが難しいため、国がコールセンターを設置すること。

③避難先では、仕事へ行くにも、日常生活をおくるうえでも自動車が必須であるので、自宅に置いてある自家用車を持ち出す機会を設けること。

これらの要望は、一時立ち入りの運用上の見直しに反映されることになった。

【実施内容】

１．実施期間

（1）一時帰宅　　：平成23年５月25日～24年（2012）３月14日

（2）車両持ち出し：平成23年６月１日～24年４月14日

２．立ち入り状況

本市での一時立ち入りは、平成23年５月25日から始まり、１巡目が28回、２巡目が19回、３巡目が21回で計68回実施された（表１）。

また、車両の持ち出しは同年６月１日から始まり、１巡目は10回、２巡目は３回、３巡目は２回で計15回実施された。

中継基地となった馬事公苑（原町区片倉）には、避難者がそれぞれ集まったが、遠隔地からの参加者には、JR福島駅から馬事公苑までのバスが運行された。集合した参加者は、国が用意したタイベックスーツ、手袋、不織布の帽子、シューズカバーを装着し、線量計とトランシーバー、ペットボトルに入った飲料水を携帯してマイクロバスに乗り込んだ。マイクロバスの中も、座席や床がピンクのビニールで養生されるなど、放射性物質の防護対策が徹底されていた。警戒区域に入ってからは、ルートの順に、参加者は自宅そばの道路で降車して自宅へ向かい、２時間後に同じ場所で乗車して馬事公苑に戻った。馬事公苑では体調に関する問診、外部被ばく線量の確認、そして体と手荷物のスクリーニングが行われた。

車両の持ち出しでは、避難者を乗せたマイクロバスが、それぞれの自宅等を順番に回り、避難者は車庫等から車両を出して、マイクロバスの後ろに付いて走行する方法であった。また、バッテリー上がりや燃料不足に対応するため、JAF（一般社団法人日本自動車連盟）が同行した。中継基地の馬事公苑に戻ってからは、車両のスクリーニングが行われた。

１巡目の一時立ち入りは、１世帯あたり２人以内、時間は２時間、持ち出し可能な荷物は屋内にあったもので、食物でないものに限られ、70cm×70cmのビニール袋１枚に入るもののみという制限で行われた。

写真１　馬事公苑で立ち入りの準備（平成23年５月25日撮影）

写真２　バスで自宅に立ち入り（平成23年５月25日撮影）

２巡目は、同年９月24日から12月22日までで、自家用車で立ち入りが可能となり、立ち入り可能人数が１世帯２人以上で車両定員数まで幅が広げられた。持ち出しできる荷物についても、車両に積載できる範囲まで可能となった。

３巡目は、平成24年２月11日から４月14日までで、引越業者や修繕見積などを目的とした業者等を帯同できるようになり、また、双葉地方の警戒区域の南端であった楢葉町からの立ち入りも可能となった。

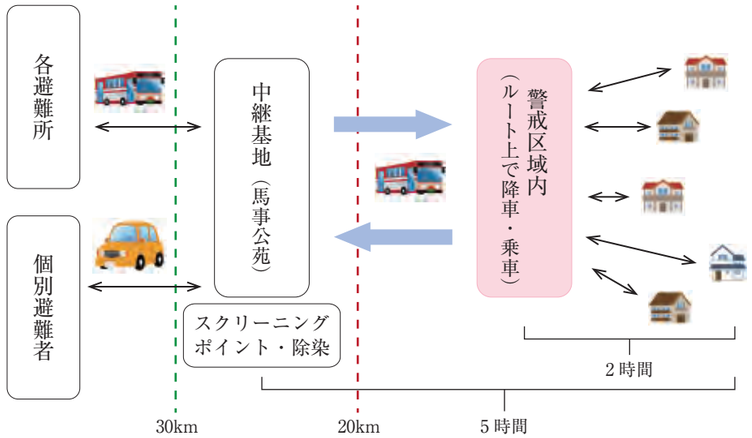

図１　一時立ち入りのイメージ

【事業を振り返って】

原発事故がいまだ予断を許さない混乱の時期であったため、警戒区域内に集団で立ち入るための安全確保をはじめ、各種手続きやルールなどに多くの課題があった。

また、立ち入り時間や持ち出し品等に制限が設けられていたため、住民の方がたはやりきれない思いをされていた。

写真３　車両の持ち出しのようす（平成23年６月１日撮影）

写真４　限られた時間内での作業（平成24年２月11日撮影）

表１　一時立ち入りの実績

１巡目（平成23年）						
回	月　日	割当人数	立入人数	立入世帯数	業者人数	備　考
1	５月25日	100	85	55		
2	27日	100	85	61		
3	６月 ７日	160	154	83		
4	8日	160	156	90		
5	14日	160	148	79		
6	15日	160	146	89		
7	18日	160	150	85		
8	19日	160	145	81		
9	28日	240	206	125		
10	29日	240	215	121		
11	７月 ６日	320	263	152		
12	７日	320	282	167		
13	14日	320	247	142		
14	15日	320	251	137		
15	22日	320	306	180		
16	23日	320	266	151		
17	30日	320	272	152		
18	31日	320	246	137		
19	８月 １日	320	249	156		
20	６日	320	188	110		
21	７日	320	249	140		
22	８日	320	224	136		
23	11日	320	98	62		
24	12日	320	117	70		
25	20日	180	142	82		
26	26日	160	97	56		
27	27日	40	21	13		
28	28日	40	21	11		
合　計		6,540	5,029	2,923		

２巡目（平成23年）						
回	月　日	割当人数	立入人数	立入世帯数	業者人数	備　考
1	９月24日	100	212	91		
2	29日	200	241	106		
3	10月 １日	200	323	141		
4	６日	250	614	247		
5	８日	250	683	251		
6	12日	80	68	49		バス
7	13日	300	542	235		

回	月　日	割当人数	立入人数	立入世帯数	業者人数	備　考
8	10月15日	300	613	247		
9	23日	350	768	326		
10	28日	350	867	365		
11	30日	350	912	358		
12	11月 2日	30	22	13		バス
13	5日	350	896	361		
14	10日	350	681	283		
15	13日	350	514	199		
16	19日	350	293	123		
17	12月 9日	0	12	4		
18	17日	0	2	1		
19	22日	0	1	1		バス１台含む
合　計		4,160	8,264	3,401		

３巡目（平成24年）

回	月　日	割当人数	立入人数	立入世帯数	業者人数	備　考
1	２月11日	300	585	229	11	
2	17日	350	713	297	12	
3	19日	350	880	325	12	
4	23日	350	698	292	5	
5	25日	350	723	265	18	
6	３月 2日	350	735	303	11	
7	4日	350	910	321	14	
8	8日	50	47	32		バス
9	9日	10	6	4		バス
10	9日	10	1	1		バス
11	10日	250	568	212	11	
12	14日	250	385	170	8	
13	16日	250	287	121	6	
14	16日	100	108	42	4	
15	18日	250	621	239	25	
16	23日	50	66	27	3	
17	24日	150	403	152	10	
18	30日		3	1		
19	31日	50	111	39		
20	４月 8日	2	3	2		バス
21	14日	1	1	1		
合　計		3,823	7,854	3,075	150	

２　公益一時立ち入り

【経　緯】

平成23年（2011）４月23日、国から「警戒区域への一時立入許可基準」が示され、準備期間を経て、同年８月から公益目的の一時立ち入りが開始された。内容は、東日本大震災による警戒区域において、立ち入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者（事業者等）のために、自らの責任において警戒区域内への立ち入りを市による許可制で実施するものであった。

平成24年（2012）４月16日、警戒区域が解除され、あらたに帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域が指定された。これにより、居住制限区域と避難指示解除区域は自由に立ち入りができるようになったため、公益目的の一時立ち入りは終了した。ただし、帰還困難区域については、引き続き、公益目的の一時立ち入りは継続した。

【実施内容】

１．期　間

平成23年８月～継続中

２．公益目的の例示

（1）住民基本台帳など、それがなければ避難住民に対する公共サービスの遂行が著しく困難になる資料等を持ち出すために立ち入る場合。

（2）病院のカルテなど、それがなければ避難住民の健康の維持が著しく困難になる資料等を持ち出すために立ち入る場合。

（3）事業の継続や雇用の維持のために必要な重要物品等を持ち出すために立ち入る場合。

①全国または当該地域において重要な生産活動を行っている事業者。

②生活必需品はじめ住民生活に密着した製品を製造している事業者。

③地域の雇用に大きく貢献している事業者。

④震災復興に関連する事業活動を行っている事業者。

⑤地域経済を支える重要な事業活動を行っている事業者。

（4）その他、市長が公益上特に必要と認めるもの。

３．持ち出せないもの

- 食べ物
- 生き物
- 事業に関係のないもの
- スクリーニングの結果13,000cpmを超えたもの
- 屋外にある農機具など除染が困難なもの

4．防護装備
- 防護服または雨合羽（長袖・長ズボンの場合は不要）
- 帽　子
- マスク
- 靴カバー
- ゴム手袋

5．一時立ち入りの流れ

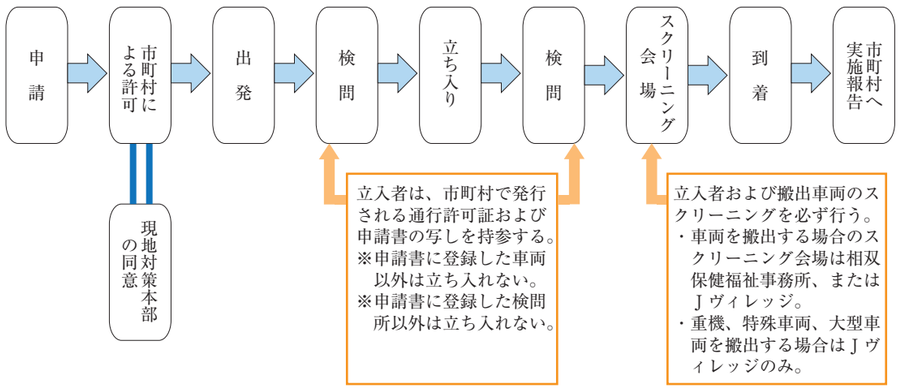

【業務を振り返って】

さまざまな事業者の申請があったが、「公益」かどうかの判断に苦慮することがあった。

なお、帰還困難区域のため、市内で立ち入り許可の対象となっているのは、小高区金谷地区の山間地域であるが、調査・研究などのための立ち入りが年に数回実施されている。

３　特別通過交通

［特別通過交通制度対策事業］

【経　緯】

平成23年（2011）４月22日に警戒区域が設定されてからは、一時立ち入りを除き、この区域には、緊急事態応急対策に従事する者以外は立ち入ることができなくなった。翌24年（2012）４月以降には、条件の整った市町村から警戒区域が解除され、新たな避難指示区域が設定された。しかし、新しい避難指示区域のうち放射線量が高い帰還困難区域にあっては、引き続き立ち入りが制限され、道路の通行もできない状態が続いていた。

平成24年12月14日、原子力災害現地対策本部、福島県および関係市町村の申し合わせにより、警戒区域が設定されている、または、旧警戒区域が設定されていた市町村において、復旧・復興に資する用務等がある場合には、インフラ復旧事業者等および自治体の職員に限定し、防犯対策等の所要の措置を講じつつ、警戒区域等内の主要幹線道路の通過申請ができることとなった。具体的には、国道６号、国道288号（大熊町）、県道36号（富岡町）および県道35号（大熊町）の特定幹線通行ルートが指定され、同年12月17日から許可制の特別通過交通が開始された。

平成25年（2013）６月17日には、住民の通院、通勤、催事への参加、墓参などの目的に限って、通行証を持参することを条件に、特定幹線通行ルートの通行ができるようになった。

平成26年（2014）９月15日、国道６号と県道36号（富岡町）の帰還困難区域内の通行区域内では、除染や道路補修などが終了したとして、通行証の所持・確認を必要としない自由通過が可能になった。

その後、常磐自動車道（浪江町～大熊町）、国道114号（浪江町）、県道34号（同）、県道49号（同）、県道50号（浪江町～葛尾村）および町道（大熊町）が特定幹線通行ルートに追加された。

【実施内容】

１．実施期間

平成24年12月～継続中

２．対　象
- 市民および市内への通勤、墓参等の用事がある者。
- 市内事業者および市内への工事、取引等の業務がある事業者。

３．内　容

住民・インフラ事業者等からの申請書を受け付け、特別通過通行証およびステッカー（写真１・２）を発行した。許可を受けた車両は、特定幹線通行ルートを通行する際に

ステッカーを車両の外側に貼り付け、ゲートで通行証を提示し、許可を受けたことを示した。なお、自由通過が可能になった時点で、ステッカーは返却してもらった。

４．実　績

年　度	通行証の発行数（件）	ステッカーの発行数（組）
平成24年度	619	2,906
平成25年度	19,483	56,644
平成26年度	8,408	33,754
平成27年度	140	761
平成28年度	134	596
平成29年度	392	1,139
平成30年度	58	185

＊通行証は申請数と同数になるが、ステッカーは申請した車両の台数分を貸出した（２枚１組）

【事業を振り返って】

随時、自由通行可能となる道路が増えていったことから、その都度、許可証の要・不要な道路の周知を行う必要があり、認識にズレが起きないように努めた。

平成30年（2018）の４月に、浪江町と葛尾村間の県道50号線が自由通行可能になるまでは、住民や事業者から多くの立入申請があり、通行証を発行することで地域の再生加速に大きく寄与することができた。

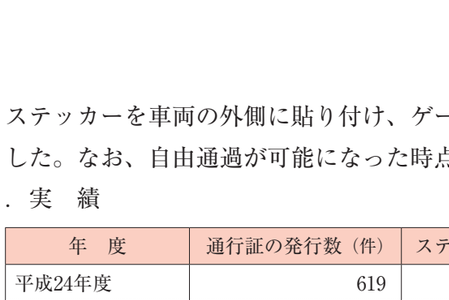
交付日　平成30年 1月29日　第0025516010O1号
帰還困難区域の特別通過通行証
有効期間：平成30年2月1日～平成30年7月31日
通行可能時間：05:00 ～ 19:00
（※）19:00を最終入域時間とし、合理的な時間内に通過なく退域とする。
通過ルート：裏面参照
立入り者：南相馬　太郎　ほか1名
車両番号：福島　301　し　12-34
特別通過交通制度を利用し、帰還困難区域を通過する。
通過ルート（裏面参照）に記載された道路以外は通過できない。
遵守事項に違反が認められる場合、この通行証は効力を失う。
発行者　南相馬市長　門馬　和夫

写真１　帰還困難区域の特定幹線道路の通行証（見本）

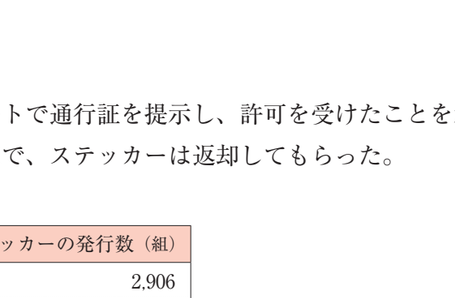

写真２　帰還困難区域の特定幹線道路の通行ステッカー

４　残された家畜

［家畜一時飼養所整備事業］

【経　緯】

平成23年（2011）

３月12日　福島第一原発から半径20km圏内に避難指示が出された。主要道路の20km地点にはバリケードが設置され、警察の立哨により立ち入り規制が行われるようになった。ただし、家畜に餌を与えるために畜舎へ行くと強く訴えれば、制止はされるものの立ち入ることができる場合もあった。

写真１　道路を歩く牛の群れ。震災後、自然分娩で生まれた子牛もみえる（特定非営利活動法人懸の森みどりファーム『被災牛と歩んだ700日』(2015)より転載）

４月22日　20km圏内が警戒区域に設定され立ち入りが厳しく制限され、家畜に餌を与えることができなくなった。

５月12日　原子力災害対策本部長から福島県知事に対して「警戒区域内において生存している家畜については、当該家畜の所有者の同意を得て、当該家畜に苦痛を与えない方法（安楽死）によって処分すること」が指示された。

５月　　相双家畜保健衛生所と市が「放れ家畜」の状況を確認するとともに、畜産農家の協力を得ながら捕獲を開始した。

６月20日　市内で、警戒区域内において生存している家畜の安楽死処分の説明会が開催された。

７月　　小高区大富の協力者の牧場を被ばく牛の一時飼養場所と定めて施設を改修し、牛の飼養を開始した。

９月　　大富酪農研究会を中心に９戸の畜産農家の参加により「家畜飼養管理組合」を組織し、本格的に放れ牛の捕獲、飼養管理を開始した。

平成24年（2012）

４月５日　原子力災害対策本部長から指示が出され、警戒区域を解除して新たな避難指示区域を設定した後は、安楽死処分を原則としつつも、「通い」が可能となった所有者の農場での飼養管理が認められることになった。

４月　　市内の放れ家畜の安楽死処分が終了した。

12月12日　避難指示区域での長期的な牛の飼養と大学等への情報発信を通して畜産業の再生をめざし、特定非営利活動法人懸の森みどりファームが設立された。

【実施内容】

１．実施期間

平成23年９月～27年（2015）３月

２．概　要

福島第一原発の事故による避難指示後、警戒区域で飼養されていた家畜は、餌を与えられずに死亡したものが相当数おり、また、畜舎から出て放れ家畜となり、住宅等を荒らすものも多かった。

平成23年５月、国の指示により、所有者の同意が得られた家畜は、順次、捕獲し、安楽死処分されることになった。そのようななか、大学等の研究機関から被ばく牛の調査研究の申し入れがあり、市としては、放射性物質の家畜への影響調査はたいへん重要と考えられたことから受け入れることとした。この調査研究にあたっては、農家の意向を最優先として、安楽死処分を望まず、家畜を生かしたいという農家を対象とした。農家からは、簡単に安楽死処分をするのではなく、生かして今後の畜産再開に向けた貴重なデータを収集してほしいという声があった。

市では相双家畜保健衛生所と連携して、捕獲した放れ牛の飼養を支援するため、資材の購入、重機の借り上げ、そして、小高区大富地内に家畜飼養管理組合構成員の畜舎等を借用して、飼養所を２か所整備した。１つは、東北大学が中心となった「応用動物行動学会特命チーム」により約10ヘクタールの草地放牧を通じた研究が行われ、平成25年（2013）９月時点で46頭が飼養されていた。もう１つの飼養所では、北里大学が中心となって舎飼いの牛を解剖調査するため、平成25年９月時点で12頭が飼養されていた。

写真２　道路を歩く放れ豚（平成23年４月25日撮影）

写真３　放れ豚に荒らされた家屋内（平成23年６月10日撮影）

【事業を振り返って】

平成23年５月12日、国からは、警戒区域内の家畜について安楽死処分を行うことの理由として、「警戒区域の設定後においては、同区域内での家畜の飼養管理ができないことなどから、衰弱して餓死を招くという状況を放置することは農家にとってもつらい状況であることを考慮して、国として安楽死処分というかたちをとらざるを得ないと判断した」が示された。また、計画的避難区域の家畜は、スクリーニングや除染を行ったうえで区域外に移動することができたのに、警戒区域では移動を認めないことについては、「警戒区域内では、家畜の給餌等の飼養管理を適正に行うことができず、また、飼養状況の確認もできず放射性物質に汚染された水や飼料を摂取している可能性があるため、区域外へ持ち出すことはできない」とされた。農家にとっても、行政の畜産担当者としてもやりきれない思いでいっぱいであった。

写真４　放れ牛の飼養所・放牧（平成24年２月16日撮影）

写真５　放れ牛の飼養所・舎飼い（平成23年11月16日撮影）

しかし、警戒区域内で放れ家畜による被害が報告されるにつれ、安楽死処分もやむを得ないのかと考えるようになった。そのようななか、大学から被ばく牛研究への協力要請があり、畜産農家の理解、協力を得て、一時飼養所を整備することができた。

ただ、一時飼養所に収容できる頭数には限りがあったため、ほとんどの家畜は安楽死処分された。相双家畜保健衛生所が集計した頭数は、本市の警戒区域内で牛224頭、豚2992頭であった。また、餌を与えられずに畜舎内で死亡が確認されたものは、牛516頭、豚2525頭、鳥３万6000羽であった（平成24年４月まで）。

当時の混乱のなかで、原則、安楽死処分を指示した国をはじめ関係機関と調整を重ね、ギリギリのところで事業を進めていかざるを得ない状況があった。

畜産農家のために

主査・30代男性

平成23年７月に農林水産課へ異動となり、直後に放れ家畜対策、なかでも大学等の研究への協力を行うことは初めてのことであった。放れ家畜の捕獲、安楽死処分作業への戸惑いをかかえながら、安楽死処分の方針に反することとなる家畜飼養を行うため、国や県との協議・調整の困難さにくじけそうになったこともありました。

ただ、今も、当時かかわった畜産農家の方に会うと感謝の言葉をかけていただくこともあり、たいへんありがたく思うものの、一方で、家族のような牛を殺処分しなければならなかった畜産農家のために、もっとやれたことがあったのではとの思いも残っています。

写真６　餌を与えられずにいた牛がかじった柱（平成24年２月16日撮影）

いのち

特定非営利活動法人懸の森みどりファーム理事長　半杭一成

2011年３月14日、夜、搾乳が終わったところに仲間の隆雄君が訪れ、「もうここに残るのは限界だろう、俺は牛をおいて避難するよ」と言ってきました。その言葉に促されるように、避難指示区域の自宅から原町区にある娘夫婦の住宅に避難しました。すでに娘夫婦は子どもを連れて、福島市に避難していました。

原町に避難してからも、子どもたちから携帯に「避難しろ、原発が爆発したから、すぐ避難しろ」とメールが分刻みで入ってきます。家族同然にしていた乳牛を置き去りにして家を離れることは、畜産農家としては考えられないことです。長くて一週間程度と思って避難したのですが、だんだんと原発のようすが深刻な状況になり、福島市の長男夫婦のところに身を寄せることになりました。

その後はひっきりなしに親戚から電話が入り、お互いが無事であることの確認と励ましの言葉。でも「乳牛はどうした？」と聞かれると、涙が出て答えることはできませんでした。その後は、置き去りにしてきた乳牛のことを思うと涙が止まりませんでした。

４月の中旬頃に姪の結婚式に招待されていたので式服を取りに戻ったときは、朝早く暗いうちに家に入りました。牛舎の中を覗くことは怖くてできませんでした。合わせる顔がない、逃げるように帰ってきました。

５月に入り、ときどき相双家畜保健衛生所を訪ねて、置き去りにしてきた乳牛について話をしました。そのなかで新しく赴任した所長さんが現場を見に小高区に入るという話を聞き、市役所の担当の人と仲間の芳夫君と震災後はじめて牛舎に入りました。

噂には聞いていたのですが、あの牛舎の中のようすを見たときには、がくぜんとして涙も出ませんでした。その後しばらくしてから市の農林水産課から畜舎消毒を手伝ってくれないかとの話があり、小高区の畜舎消毒をし、放れ豚、放れ牛の捕獲の仕事に携わりました。

ほとんどの畜舎を見ました。あの牛舎に横たわる白骨化した家畜の死骸を見ると、本当に申し訳なく思います。運よくロープが切れて生き延びている牛をみるとホッとしました。

ある牧場に行ったら、仔牛が生きていました。それは震災後に生まれたらしく、母牛は命が尽きていました。その母牛の後ろにポツンと座っていました。そんな光景を見ると、ついつい「孫」と重ねてしまいます。おばあさんたちが「もごいごど」（いとおしい）という言葉をつかいますが、まさしくそのものでした。また養豚場に行ったとき、そこの分娩房の棟に入った瞬間、母豚のかたわらに寄り添って息絶えている何十頭もの親子を見たときは言葉がありませんでした。「なんで、こうなるの…」涙があふれました。

命の尊さはある程度わかっているつもりでしたが、牛舎消毒、放れ家畜の安楽死処分、死亡家畜の埋却と一連の作業を終え、命の尊さを改めて考えさせられました。

家族同然の牛たちを置き去りにし、餓死させ、見殺しにしてしまったという自責の念を抱いている仲間が多くいます。震災後、私が変わったことに妻が気づいたようです。必ず食事の時には祈るように手を合わせることだと。

特定非営利活動法人懸の森みどりファーム『被災牛と歩んだ700日』（2015）より引用編集

第３節　避難指示区域の見直し

１　警戒区域の解除と新たな避難指示区域の設定

【経　緯】

平成23年（2011）

12月16日　国の原子力災害対策本部において、福島第一原発の原子炉は安定状態を達成し、発電所の事故そのものは収束に至ったことが確認された。具体的には、原子炉の「冷温停止状態」の達成、使用済燃料プールのより安定的な冷却の確保、滞留水全体量の減少、放射性物質の飛散抑制などの目標が達成されていることから、発電所全体の安全性が総合的に確保されていると判断し、「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」というステップ２[*1]の目標達成と完了を確認したものである。

平成24年（2012）

３月30日　原子力災害対策本部の決定に基づき、川内村・田村市・南相馬市の警戒区域を解除するとともに従来の避難指示区域が見直され、「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」「帰還困難区域」の３つの区域が新たに設定されることになった（図１）。

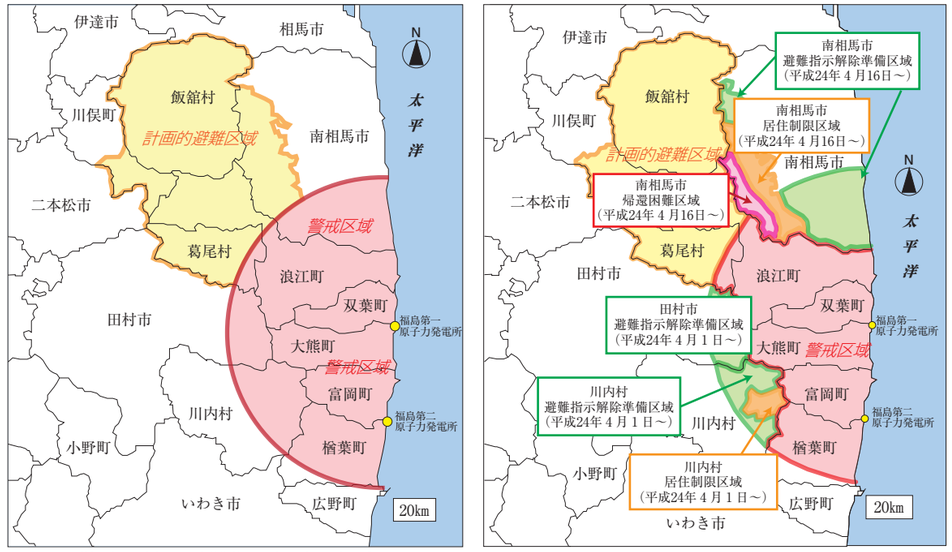

図１　警戒区域と避難指示解除の概念（左：平成24年３月30日時点　右：同年４月１日以降）

＊警戒区域については、田村市および川内村は、平成24年４月１日に解除。南相馬市は、平成24年４月16日に解除。

＊福島県ホームページ・ふくしま復興ステーション（https://www.pref.fukushima.lg.jp/img/portal/template02/190410hensen.pdf）より引用編集（2019.9 閲覧）

＊１　平成23年４月17日付で東京電力㈱が公表した「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」のなかで設定されている目標で、「放射線量が着実に減少傾向となっている」ことを「ステップ１」、「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」ことを「ステップ２」としている。経済産業省ホームページ（https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/press 2 .pdf）参照（2020. 2 閲覧）

なお、この指示における警戒区域および避難指示区域の見直し時期は、川内村・田村市では４月１日、南相馬市は対象となる区域が広域であること、人口が多いことなどの理由から、必要な準備期間を考慮し、４月16日午前０時とされた。

４月７～８日　警戒区域・避難指示区域等の見直しに関する市民説明会を開催した。

４月16日　警戒区域が解除され、新たに「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」「帰還困難区域」の３つの区域が設定された（表１）。

表１　新たな避難指示区域の一覧

区等	避難指示解除準備区域	居住制限区域	帰還困難区域
小高区	【全部】 片草、小高、大井、塚原、仲町、田町、関場、西町、上町、東町、南町、大町、本町、南小高、福岡、水谷、泉沢、岡田、村上、角部内、蛯沢、井田川、浦尻、下浦、女場、耳谷、行津、上浦、上根沢、小屋木、吉名、藤木、飯崎、北鳩原、南鳩原、小谷、羽倉 【一部】 神山（池ノ沢、馬場前、馬場下、堂平、神山下、竹ノ町、土橋、長畑、薮倉、大豆谷、砂子町、藤右エ門屋敷）、大田和（下川原、川原、西田、前田、浜井場、広畑、舘越、上新田、下新田）、金谷（北原、作廻、若林、天梅、東、沼尻）、大富（蛇バミを除く全部）	【全部】 川房 【一部】 神山（鯖沢、蛇クキ、松ケ沢）、大田和（白根、中ノ内、南川原、中里）、金谷（西田、柳廻、神田、南釘野、北釘野、下釘野、西、南、北、上、鼠内、向田、東川原、西内）、大富（蛇バミ）	【一部】 金谷（小畑、ドウケ、出戸間船、野中）
原町区	【全部】 下江井、小沢、堤谷、江井、米々沢、小木廻、鶴谷 【一部】 雫（柚原）、小浜（間形沢を除く全部）、大甕（田堤、森合、森合東、観音前）、高（町田、北ノ内、山梨、高田、北川原、権現壇、原、鍛冶内、舘ノ内、弥勒堂、薬師堂、御稲荷、中平、大久保前、花木内、高林）、大原（和田城）	【一部】 片倉（行津）、馬場（五台山、横川、薬師岳）、高倉（助常、吹屋峠、七曲、森、枯木森）	
国有林磐城森林管理署	2004林班、2005林班、 2007～2017林班、 2029林班、2048林班、 2055林班、2095林班、 2130林班	2006林班、2018～2028林班、 2030～2047林班、 2049～2054林班、 2056～2063林班、2065林班、 2076～2078林班、 2088林班の一部、2089林班、 2090林班、2096～2102林班	2064林班、 2066～2075林班、 2079～2087林班、 2091～2094林班、 2014～2109林班

＊南相馬市危機管理課作成「警戒区域、避難指示区域等の見直しに関する市からのおしらせ」（2012.4）より作成

【実施内容】

平成23年12月26日に原子力災害対策本部から「ステップ２の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が発表された。

そこには、福島第一原発の状況が不安定ななかにあって、再び事態が深刻化し住民が一度に大量の放射線を被ばくするリスクを回避することを目的に、地域を原則立入禁止とする、より厳しい規制措置として警戒区域に設定したこと、また、半径20km以遠の地域であって、すでに環境中に放出された放射性物質からの住民の被ばくを低減するため、事故発生から１年の期間内に累積線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある地域を計画的避難区域に設定したことなどの経過が記述されている。

また、警戒区域や避難指示区域の設定は、住民や地域社会に多くの困難をもたらすものであり、原子力発電所の安全性の確認や放射線被ばくの危険性の低下など、状況に変化が生じた場合には、住民の安全・安心を大前提としつつ、速やかに見直すべきものであるとの現状認識が示されている。

そして、ステップ２の完了により、福島第一原発の安全性が確認され、今後、同原発から大量の放射性物質が放出され、住民の生命または身体が緊急かつ重大な危険にさらされるおそれはなくなったものと判断されることから、警戒区域は、基本的には解除の手続きに入ることが妥当であるとしている。

ただ、警戒区域内は、地震・津波など自然災害による道路などへの被害の復旧が不十分な状況にあるなど、住民が安全に帰還するための措置が取られていないため、インフラなどの安全確認・応急復旧を行うとともに、防災・防犯対策などについて関係者間で十分に調整する必要があるなど、解除に先立ち準備を整えることが必要であるとの認識が示されている。

さらに、放射性物質による汚染に対するおそれを絶えず抱えている住民の心情を考えれば、放射性物質の影響に対する住民の安全・安心の確保は帰還にあたってのたいへん重要な課題であると考えられるとしている。

そして、この区域見直しの検討にあたっては、年間20ミリシーベルトの被ばくリスクについてはさまざまな議論があったことから、内閣官房に設置されている放射性物質汚染対策顧問会議の下に「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」を設け、オープンなかたちで国内外の幅広い有識者に意見を表明してもらうとともに、低線量被ばくに関する国内外の科学的知見や評価の整理、現場からの課題抽出などを行った。

こうした議論も経て、政府は、今回の区域の見直しにあたっても、年間20ミリシーベルト基準を用いることが適当であるとの結論に達したとまとめられている。

【新たに設定された区域の内容】

１．避難指示解除準備区域

避難指示区域のうち、年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であると確認された地域である。この区域は、当面の間は引き続き避難指示が継続されることになるが、復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民が帰還できるための環境整備を目指す区域とされた。

主要道路における通過交通、住民の一時帰宅（ただし、宿泊は禁止）、公益目的の立ち入りなどは認められる。加えて、事業所の再開、営農の再開についても、条件を付しながら認められる。

２．居住制限区域

避難指示区域のうち、年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から、引き続き避難を継続することを求める地域である。この区域は、将来的には住民が帰還し、コミュニティーを再建することを目指して、除染を計画的に実施するとともに、早期の復旧が不可欠な基盤施設の復旧を目指す区域である。年間積算線量が20ミリシーベルト以下であることが確実と確認された場合には、「避難指示解除準備区域」に移行することとされた。

この区域は、原則、住民の避難が求められる地域であるが、例外的に、住民の一時帰宅（ただし、宿泊は禁止）、通過交通、公共目的の立ち入り（インフラ復旧、防災目的など）などが認められる。

３．帰還困難区域

５年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある地域である。現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域が相当する。

この区域の汚染レベルは非常に高いことから、区域境界において、バリケードなど物理的な防護措置を実施し、住民に対して避難の徹底を求める。

【市の対応】

市としては、警戒区域が解除されると実質的に立ち入りが自由になることから、住民の安全、安心と防犯のために、出入りゲートは、20km線上にある３か所の検問ゲートを活かすこととした。検問ゲートでは道路の１車線を車両で封鎖していたが、これを開放し、代わりに警察官の立哨によって不審者の立ち入りを抑止すべく管理した。また、その他の道路等を封鎖しているガードレールはそのままとしたため、出入りする際のルートは警戒区域設定時と変わりはなかった（本章第１節２図１参照）。

一方、浪江町では警戒区域の指定が継続されていたので、新たに南相馬市と浪江町の境界にガードレールを設置して、浪江町に立ち入ることができないようにした。

また、警察の警らに対応するため、避難指示解除準備区域および居住制限区域に立ち入る市民の身分証明書の発行についても検討されたが、工事関係者をはじめさまざまな人びとが立ち入るようになるため、市では身分証明書の管理はできないとの結論となった。

【業務を振り返って】

国からは、12月16日の原発事故収束への工程表「ステップ２」完了宣言をうけて、警戒区域と計画的避難区域を含めた区域の見直しの話が出されていた。しかし、避難している住民にとっては、放射能汚染に対する不安がまだまだ大きく、さらに、区域内のインフラ復旧が進んでいないことや長い間住むことができなかった自宅にネズミや家畜等による被害もあることなどを考えると、区域が見直されてもとうてい戻れる状況ではなかった。一方で、警戒区域内の事業者からは、早期に事業を再開させてくれという声が多く寄せられていた。

市としては、市内を一体的に復旧させていくために、着手できないでいる警戒区域内の復旧を一日でも早く進める必要があった。また、住民からは自宅の片付けなどのため、一時立ち入りの要望が数多く寄せられていた。これらを踏まえ、避難指示は残りながらも、警戒区域はできるだけ早く解除すべきとの考えで国との話し合いに臨んだ。

４月16日の警戒区域の解除によって、帰還困難区域はこれまでと同様に一時帰宅の手続きが必要であるが、避難指示解除準備区域および居住制限区域については立ち入りが自由になった。また、操業が可能な業種については事業所を再開することも認められるようになった。ただし、立ち入り自由とはいっても、住むことが許されたわけではなく、宿泊も依然として禁止されたままであった。

警戒区域が解除になると、復旧等のため、一気に人の立ち入りが増えることが見込まれたため、地域住民による防犯パトロール隊を結成した。土曜日、日曜日については24時間体制で、月曜日から金曜日については16時間体制で、警らする班編成を行った。南相馬消防署小高分署については、解除の16日から24時間体制を取ることとした。

警戒区域の解除と避難指示区域の見直しによって、東京電力㈱の損害賠償がなくなるのではないかという住民の声が寄せられたが、警戒区域の解除と損害賠償はまったく関連していない旨、あらためて国と確認をした。

新たな避難指示による混乱

課長・50代男性

警戒区域の解除と新たな避難指示区域の設定について、平成24年４月の市民説明会では「昨年３月に避難を指示し、今度は帰れというのか」という意見が出された。新たな避難指示区域では「宿泊は禁止」という条件からわかるように、依然として避難を続けなければならないことに変わりがないにもかかわらず、帰還しなければならないと考えた市民が少なくなかった。また、宿泊についても、「23時でも24時でも寝なければ宿泊にならないのか」という意見も出され、宿泊の定義があいまいのまま推移していくことになった。

２　特例宿泊

【経　緯】

平成24年（2012）11月28日付で、国の原子力被災者生活支援チームおよび原子力災害現地対策本部において「避難指示解除準備区域における年末年始の宿泊について」が定められた。

この方針は、避難指示解除準備区域および居住制限区域における継続的な宿泊を禁止する基本的な考え方は維持する一方、短期間の宿泊であれば、

（1）被ばくのリスクが極めて小さいこと

（2）最低限必要なインフラ（上下水道等）が整っている地域もあること

（3）防犯、防火等に最低限必要な体制を確保できること

などから、所要の措置を講じたうえで年末年始等の宿泊を特例的に認めるものであった。

本市においても、自宅からの避難後２回目の正月を迎えようとするなか、当該区域の住民から「正月くらいは自宅で過ごしたい」などの宿泊要望が少なからずあったことから、これらの意向に応えることとした。

制度の運用にあたっては、住環境の復旧や上下水道など最低限のインフラ、区域内の実情などを確認することにより、慎重に行うこととした。この結果、平成24年12月29日からの特例宿泊は、原町区のみで行った（表１）。

【実施内容】

特例宿泊を希望する住民は、宿泊の事前・事後の届出を行うこととし、届出は、国で設置するコールセンターで受け付けをした。また、住民の安全確保のため、宿泊期間中の積算線量の測定や防犯・防火対策の強化、火気取り扱いの注意喚起を行った。

【業務を振り返って】

事業開始直後、小高区にあっては上水道・下水道等の復旧が完了しておらず、特例宿泊３回目までは原町区限定とせざるを得なかった。そのため、早期に最低限必要なインフラを復旧させるために各機関との調整を行い、小高区を含めた事業の実施に向けて奔走した。

限られた時間のなかではあるが、お盆や年末年始を自宅で過ごしてもらうことで、避難生活のストレス軽減に一役買うことができた。

表１　特例宿泊実施実績

年　度	実施期間	世帯数	人　数	備　考
平成24年度	平成24年12月29日（土）～25年 1月 3日（木）	57	239	原町区のみ
平成24年度　計		57	239	
平成25年度	平成25年 4月27日（土）～25年 5月 6日（月）	66	255	原町区のみ
	平成25年 8月10日（土）～25年 8月18日（日）	70	288	原町区のみ
	平成25年12月24日（火）～26年 1月 7日（火）	268	844	
平成25年度　計		404	1,387	
平成26年度	平成26年 4月26日（土）～26年 5月11日（日）	273	746	
	平成26年 7月19日（土）～26年 8月17日（日）	356	1,085	
	平成26年 9月13日（土）～26年 9月28日（日）	253	690	
	平成26年12月20日（土）～27年 1月18日（日）	361	1,151	
	平成27年 3月14日（土）～27年 3月29日（日）	263	674	
平成26年度　計		1,506	4,346	
平成27年度	平成27年 4月25日（土）～27年 5月10日（日）	290	815	
	平成27年 7月18日（土）～27年 8月31日（月）	430	1,334	
平成27年度　計		720	2,149	

３　準備宿泊

【経　緯】

「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」（以下「準備宿泊」）は、避難指示が解除された際に、ふるさとでの生活を円滑に再開できるよう、自宅の本格的な修繕・清掃、農地の管理、店舗・事業所等の準備作業を行うため、本来、避難指示区域内では禁止されている宿泊を特例的に可能とするものであった。

平成27年（2015）８月、国は、翌28年（2016）春の避難指示の解除に向けて、当該地域の住民に３か月の長期滞在を認める準備宿泊を８月31日から実施したい考えを示した。市では、７月18日から８月31日まで夏季の特例宿泊を実施していたが、この期間終了日に準備宿泊に切り替えるものであった。

長引く避難生活のなか、早期に帰還を希望する市民から宿泊に関する要望もあったことから、国との協議を経て準備宿泊を実施することとなった。

【実施内容】

１．実施期間

平成27年８月31日（月）～ 11月30日

（延　長）平成27年11月30日～ 28年２月29日

（再延長）平成28年２月29日～避難指示解除まで（結果として７月11日）

２．対象地域

小高区および原町区の避難指示解除準備区域および居住制限区域

（対象地域であっても、津波被害状況等に差異があることから、それらの状況を踏まえながら実施した）

３．実施方法

準備宿泊の具体的な内容を記載した資料を参加対象者へ送付するとともに、準備宿泊を希望する場合は、国で設置するコールセンターに届け出をしてもらった。

４．最終申請数

691世帯　2006人

【業務を振り返って】

特例宿泊の短期的な宿泊自体を目的とするものから、自宅・事務所等の再建に向けた長期的な宿泊へと切り替わっており、復興に向けての歩みが感じられた。そして、少しずつではあるが、避難指示解除準備区域および居住制限区域において住民が生活している姿を取り戻すことができているという実感が得られた。

４　市外避難者との懇談会

［市外避難者支援事業］

【経　緯】

東日本大震災発生後、本市からの避難市民を多数受け入れてくれた県内外の自治体の避難所に、平成23年（2011）４月初旬から市職員を派遣し、市災害対策本部と各避難所との連絡調整、情報伝達・収集などの業務を行いながら、避難者の支援に当たってきた。

この職員派遣は、一次および二次避難所の閉鎖と応急仮設住宅への入居などの状況等を踏まえて、同年10月から順次、終了することとなった（第２章第３節４参照）。

派遣職員の引き上げ後、市では、避難市民に向けて月２回のメール便で市の情報等を提供してきたが、それだけでは、市内の復旧・復興の状況や除染等の計画などが詳しく把握できない、さらに、「避難に伴って従来のコミュニティーがなくなり、避難者の不安や不満が鬱積（うっせき）しつつあるのではないか」との懸念が避難者受け入れ自治体から指摘されていた。

震災から８か月が経過した同年11月においても、２万3000人を超える市民が市外に避難していた状況を踏まえ、避難市民の避難生活における閉塞感の緩和、さらには、南相馬市への帰還意識を醸成することをねらいとして、12月から、避難市民と市職員の懇談の場を設けることとした。

また、平成24年（2012）以降も、懇談会を定期的に開催して、悩みや疑問の解消を図るとともに、市内の復旧・復興のようすなどの情報を提供したり、避難市民からの意見要望をうかがい、市政に反映させている。

【実施内容】

１．実施期間

平成23年12月～ 29年（2017）10月

２．平成23年度の取り組み

（1）開催手続き

開催にあたっては、事前に各県の避難者支援担当部局に趣旨を説明するとともに、開催予定自治体に対しては、開催会場の確保や開催周知等の協力を要請し、福島県が派遣した駐在職員等とも連携して準備を進めた。避難市民に対する開催通知は、メール便により南相馬市災害対策本部から送付した。

懇談会に出席する職員は、部長職職員１人に課長職以下の職員２人程度でチームを編成し、１回の出張で複数の会場を分担した。

懇談会で説明するおもな内容と配布資料は、「南相馬市の現状」に関するもの、「除染計画」に関するもの、「復興計画（案）」に関するものなどを準備した。

(2) 懇談会の進め方

懇談会での「南相馬市の現状」についての説明では、説明する職員によって内容に差異が生じないように、職員用の「手持ち説明資料」を作成して懇談会に臨んだ。

説明する内容は、警戒区域の解除・見直しと住民帰還の考え方、緊急時避難準備区域解除に係る対応、小・中学校等の除染の効果と学校再開、健康被害調査、被ばくに関する補償、来年度の米の作付け、義援金の配分状況などとした。

(3) 懇談会の内容

平成23年12月に新潟県と山形県の16市で開催した懇談会では、対象人数3324人に対して162人の参加に止まり、参加率は4.9％であった。

また、質問や要望は211件が出され、内訳は、除染に関することが31件、放射線量と健康被害に関することが29件、被ばく検査、健康診断等に関することが25件など、原発事故に伴う健康被害等に関するものが上位３位までを占めた。続いて、復旧・復興に関すること、避難者支援に関することがともに17件であった。

３．都道府県・年度別実施会場数

都県＼年度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	計
宮城県	7	0	2	4	8	3	2	26
山形県	7	6	6	4	4	2	2	31
福島県	0	4	6	6	12	5	5	38
茨城県	6	0	4	2	4	2	2	20
栃木県	3	0	4	2	4	1	1	15
群馬県	5	0	2	2	4	1	1	15
埼玉県	0	5	3	2	4	1	1	16
千葉県	0	4	3	2	2	1	1	13
東京都	0	2	3	0	2	1	1	9
神奈川県	0	2	3	0	2	1	1	9
新潟県	9	0	8	0	6	2	2	27
計	37	23	44	24	52	20	19	219

【事業を振り返って】

避難先に市職員が直接出向いて、市の状況や復旧復興の進捗を伝えるとともに、避難者が抱える問題や悩みについての話が聞ける貴重な機会であった。避難指示の解除に伴い懇談会の出席者は減少してきたが、本市への帰還が進んだことによるものだと考える。

５　一時帰宅の交通支援

［一時帰宅交通支援事業］

【経　緯】

平成24年（2012）４月16日に警戒区域が解除された小高区と原町区の一部は、立ち入りが自由になったものの、電車やバスなどの公共交通機関が休止しているため、応急仮設住宅に居住する車を運転しない市民から、市内の応急仮設住宅から自宅までの送迎を求める声があがっていた。

これを受けて市では、一時帰宅交通支援事業として、９人までが乗れるジャンボタクシーを無料で運行することを決定し、同年10月30日から運行を開始した。

このジャンボタクシーは、応急仮設住宅に設けた26か所の停留所をまわり（表１）、旧警戒区域内の自宅や商店など希望する場所で乗降でき（表２）、利用状況に応じて最大３台で27人を送迎するものであった。

平成26年（2014）９月１日のダイヤ改正では、市外に避難している市民の利便性を考慮し、これまでの運行ルートに加え、ＪＲ原ノ町駅とＪＲ小高駅を結び旧警戒区域内の自宅などへ送迎する「シャトル便」の運行と、旧警戒区域内の自宅などと小高区内の公共施設や金融機関などの限定されたエリアを結ぶ「おでかけ便」の運行を開始した。

平成28年（2016）７月12日のダイヤ改正では、居住制限区域と避難指示解除準備区域の解除を受けて、帰還住民の買い物や通院など日常生活における利便性の向上のため、「おでかけ便」と「シャトル便」を統合し、自宅と原町区内の商業施設や医療機関などを結ぶ「おでかけシャトル便」を新設するとともに、土・日曜日の運行を追加した。

表１　ジャンボタクシー停留所
（平成24年10月）

区	No.	応急仮設住宅停留所
鹿島区	1	鹿島西町第一②
	2	鹿島西町第一①
	3	鹿島西町第二・鹿島西町公園
	4	寺内第二
	5	寺内塚合
	6	寺内塚合第二
	7	小池長沼
	8	牛河内第四
	9	牛河内第三
	10	牛河内第二
	11	牛河内第一
	12	寺内第一
	13	千　倉
	14	角川原
	15	友伸グラウンド
	16	小池小草
	17	小池原畑第二
	18	小池第一
	19	小池第二
	20	小池第三
	21	寺内権現沢
	22	小池原畑第一
原町区	23	桜井町
	24	高見町第一・第二
	25	牛越（北ブロック）
	26	牛越（南ブロック）

表２　乗降エリア（平成24年10月）

運行エリア	区　域	運行日
小高区西部	飯崎、角間沢、小谷、摩辰、南鳩原、北鳩原、羽倉、大富、金谷、川房、大田和、小屋木	火曜日
小高区中部	一区、二区、三区、四区、五区、小高、片草、吉名、岡田、川原田、大井、塚原	火・水曜日
小高区東部・原町区旧警戒区域	女場、角部内、上蛯沢、下蛯沢、浦尻、下浦、行津、上浦、神山、上耳谷、下耳谷、泉沢、福岡、村上、井田川、原町区旧警戒区域	木曜日

【実施内容】

１．実施期間

平成24年10月30日～継続中

２．ジャンボタクシーの運行方法（平成24年10月30日時点）

- 希望者は、利用する前日の正午までに予約センターへ連絡する。
- ジャンボタクシーは、利用する日の８時過ぎから応急仮設住宅停留所を巡回し、10時までに避難指示区域内の自宅に向かう。
- 滞在時間は４時間を想定して、14時頃に迎えに行き、15時をめどに仮設住宅へ戻る。

３．年度ごとの利用者数

年　度	利用者数	備　考
平成24年度	500	10月30日から運行開始（１日２便）
平成25年度	1,555	
平成26年度	1,330	９月１日から原町・小高間シャトル便、おでかけ便開始（１日６便）
平成27年度	1,571	
平成28年度	3,134	７月12日からシャトル便とおでかけ便を統合（１日10便）
平成29年度	5,265	

【事業を振り返って】

小高区内の生活環境の変化に対応したダイヤの改正を重ねたことによって、避難者の帰還や生活再建に大きな役割を果たしてきた。

当初は、旧避難指示区域の住民が一時的に自宅等に立ち入ることを目的として事業が開始され、多くの利用があった。さらに、平成28年７月に「おでかけシャトル便」を新設したことで、利用者数が大幅に増加したことから、住民にとって利便性の向上が図られたと考える。

写真１　ヨークベニマル原町西店で乗車する利用者（平成29年６月14日撮影）

第４節　避難指示区域の解除

１　避難指示解除の経緯

【経　緯】

国は、福島第一原発事故に伴う避難指示を解除するにあたり、以下の３点を基準とした。

（1）空間線量率で推定された積算線量が年間20ミリシーベルト以下であること。

（2）日常生活に必須なインフラ（電気、上下水道、主要交通網、通信など）や生活関連サービス（医療、介護、郵便など）がおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること。

（3）県、市、市民の方がたとの協議を踏まえること。

これを受けて本市では、平成27年（2015）11月の市民説明会において、次の２点を上記項目に加えることで解除時期の最終判断に向けて、国との協議に応じる方針を示した。

（1）宅地周りの除染が完了すること。

（2）小・中学校等の教育施設環境がおおむね整うこと。

その後、国は、平成28年（2016）３月30日までに、同意を得た宅地について除染を完了し、所有者に対して除染結果報告書の送付を行った。

これを受け、市は行政区長説明会ならびに市民説明会を開催し、解除に向けての説明を行った。そして５月27日、市に設定されていた居住制限区域と避難指示解除準備区域の避難指示を解除することについて、国、福島県と協議を行い、同年７月12日に解除することで合意した。

５月27日、高木原子力災害現地対策本部長は避難指示解除の合意に関して記者会見を行ったが、その冒頭の発言要旨は次のようである。

本日、南相馬市における避難指示解除準備区域および居住制限区域の避難指示解除について、原子力災害現地対策本部、福島県、南相馬市による協議を行い、合意に至りましたのでご報告いたします。

避難指示はふるさとに「戻りたい」と考える住民の方がたも含めて、一律かつ強制的に避難を強いる措置です。住民の方がたには、不自由な生活を強いており、長期避難に伴う心身の健康状態の悪化等も指摘されています。このため、避難指示解除の要件が充足され、生命・身体に危険が及ぶ状況が解消されれば、速やかに避難指示を解除し、戻りたいと考えている住民の方がたが自由にふるさとで居住できるようにし、真の復興に向けた一歩を歩み出すことが重要と考えております。

ただし、避難指示を解除したからといって、帰還するかしないかは、当然のことながら、住民お一人お一人のご判断であり、帰還を強制するものではありません。

また、避難指示の解除はゴールでなくスタートです。避難指示の解除によって国の

支援策が終了するわけではなく、解除後も、国が一丸となって、復興に向けた施策にしっかり取り組みます。南相馬市の現在の状況は、原子力災害対策本部決定（平成23年12月26日付）に照らして、避難指示を解除する要件を満たしており、避難指示を解除し、ふるさとへの帰還を希望される住民の皆様が帰還できるようにするとともに、復興を新たな段階に進めることが必要だと考えています。

国としては、一人でも多くの方が、一日でも早くふるさとに戻れるよう、避難指示の解除後も引き続き、市や県をはじめとする関係者の方がたと一致協力し、「心をひとつに世界に誇る南相馬の再興」に全力で取り組んでいくことを、お約束いたします。

この合意を受けて、５月31日、国の原子力災害対策本部会議において、７月12日午前０時、市内の居住制限区域および避難指示解除準備区域の解除が正式決定された。

７月１日には、本市の居住制限区域および避難指示解除準備区域の避難指示の解除が決定したことを受け、今後の復興・再生に向け、以下のとおり、国、県および市において確認を行うものし、書面を取り交わした。

(1) 国は、原子力政策を主体的に推進してきた責任の下、避難指示が解除されたあとにおいても、政府一丸となって、南相馬市の復興・再生に向け責任をもって取り組んでいく。

(2) 避難指示解除後の国の取り組みをしっかりと確認するため、国が市、県との協議の場を設け、進行管理および検証を実施し、国の取り組みに反映させていく。

なお、署名者は、原子力災害現地対策本部長、福島県知事、南相馬市長である。

【業務を振り返って】

福島第一原発事故の発生後、長期にわたり避難という不自由な生活を強いられていたことから、市民には、一日も早く元の環境を取り戻してもらいたいという思いで、避難指示解除に向けての業務を行ってきた。放射線量は、避難を強いるほどのレベルではないなかで、早期の避難指示解除が妥当であり、本格的な復興を進めるために必要な措置であった。

２　市民説明会

【経　緯】

東日本大震災の直後から、「南相馬市民が大変なことになっているのに市長の姿が見えない、声が聞こえない」という訴えが数多く市役所に寄せられていた。市では、これまで経験したことのない復旧・復興の施策を進めていくことから、積極的に市民説明会を開催することとした。

市民説明会には、毎回、市長、副市長、教育長をはじめ部長職が出席するとともに、原子力災害対策本部、復興庁、環境省や県の関係部局の出席を要請した。

【実施内容】

市では、震災後、東日本大震災からの復興に向けて、市民も参画した「南相馬市復興市民会議」を設置し、策定を進めた「南相馬市復興計画」と、平成23年（2011）８月26日に原子力災害対策本部が決定した「除染に関する緊急実施方針」に基づき、策定を進めていた「南相馬市除染実施計画」について、同年11月、全市民を対象とした説明会を開催し、市民の要望や疑問に答えることとした。

そして、平成24年度（2012）からは、市の復旧・復興に係る各種施策の進捗状況を説明して、市民からの意見を集約するため、定期的に市民説明会を開催してきた。開催にあたっては、旧警戒区域内の除染と廃棄物処理、家屋の解体等は環境省が行うことになっていたので、旧警戒区域の内外で説明内容と開催日を分けるとともに、説明内容に応じ、環境省をはじめとする関係機関の出席を要請している。

また、旧警戒区域内の市民は、地震・津波の被害に加えて福島第一原発の事故によって避難を余儀なくされ、抱える問題が複雑になっていたため、平成25年（2013）２月、小学校の学区を単位に市長との懇談会（説明会）を開催した。さらに、同年５月、８月そして11月には、復旧・復興に係る市民説明会を地区ごとに開催した。

平成25年７月、すべての市民が一日も早く安心して暮らすことができるようになるためには、原発事故の収束や生活再建への損害賠償が大きな課題となっていたことから、市が市議会と共催して、国や東京電力㈱から市民に対する説明会を開催した。

また、市民が東京電力への損害賠償請求を行っているなかで、賠償額への不満の声が多く、原子力損害賠償紛争解決センターへの申し立て件数も増加していた。このことから、同年10月、市民への円滑な賠償につなげるため、原子力損害賠償紛争解決センターに出席を依頼して、和解事例や手続き方法に関する説明会を開催した。

避難指示区域の解除に向けては、平成27年（2015）11月、避難指示区域の市民を対象に市民説明会を２回（６会場）、平成28年２月と５月には、区域を４地区に分けて１回ずつ（計８回）開催した。

平成29年度（2017）までの復旧・復興に係る市民説明会において出された意見、質問で多かったのは、除染の方法や工程の遅れ、サルやイノシシ、ハクビシンによる被害、荒廃家屋の取り扱い、道路や河川環境の整備などについてであった。

表１　市民説明会の開催実績

年　度	説明会	回　数	延べ会場数	市民の参加人数
平成23年度	復興計画・除染計画市民説明会	1	4	198
平成24年度	復旧・復興市民説明会	2	9	1,170
平成25年度	復旧・復興に係る市民説明会	3	11	1,265
平成26年度	復旧・復興に係る市民説明会	4	14	1,010
平成27年度	復旧・復興に係る市民説明会 避難指示解除に向けた市民説明会	3 2	7 6	419 1,338
平成28年度	復旧・復興に係る市民説明会 避難指示解除に向けた市民説明会	4 1	8 4	335 825
平成29年度	復旧・復興に係る市民説明会	3	6	286

【業務を振り返って】

当初は、現在の状況や復興計画、除染計画の説明を目的として始まった市民説明会であったが、年数が経過するにつれて、内容は、計画の説明から復旧復興の進捗状況が主となった。平成27年には、避難指示の解除に向けた内容が加わり、平成28年の解除後は、解除された区域の復旧復興が主題となっていった。

避難指示の解除後は、説明会への参加者が減少しており、説明会の開催のあり方の検討が必要と考える。

写真１　平成25年11月25日に開催された市民説明会（会場：サンライフ南相馬）

写真２　平成28年５月26日に開催された市民説明会（会場：サンライフ南相馬）

第４章　被災者への支援

第１節　全国からの支援

１　東日本大震災復旧・復興義援金

【経　緯】

東日本大震災の発生直後から南相馬市のために義援金を送付したいという寄付の申し込みが数多く寄せられたので、義援金受入口座を開設するとともに、ホームページを立ち上げ、義援金の受け入れを開始した。

平成23年（2011）12月28日には、震災からの早期復旧および復興を推進する財源に充てるため、南相馬市東日本大震災復旧・復興基金条例を制定して、基金への積み立て、運用を開始した。

平成24年度（2012）からは、公共施設等の復旧や各種復興事業の経費に充当するため、毎年度計画的に取り崩しを行い、事業を実施している。

【実施内容】

東日本大震災からの復旧・復興のために寄せられた義援金の受け入れ、運用管理を行った。義援金の受け入れと活用の状況については、表１・２のとおり。

表１　東日本大震災復旧・復興義援金受入等状況（平成31年３月末現在）

受入年度	東日本大震災復旧・復興義援金（南相馬市東日本大震災復旧・復興基金）	
	件　数	金　額（円）
平成23年度	1,047	301,130,430
平成24年度	413	179,930,514
平成25年度	294	130,178,801
平成26年度	368	95,293,075
平成27年度	281	27,029,660
平成28年度	157	12,405,842
平成29年度	151	17,592,433
平成30年度	105	5,342,278
計	2,816	768,903,033

表２　東日本大震災復旧・復興義援金活用状況

年　度	活用事業	金　額（円）
平成24年度	原町第一中学校屋内運動場改築工事、石神中学校校舎耐震改修工事、小高中学校屋内運動場耐震改修工事、上真野小学校校舎耐震改修工事	36,244,000
平成25年度	南相馬市復興市民植樹祭開催事業、育児支援（なかよし広場）に係る遊具整備、小児用インフルエンザ予防接種支援（助成）事業、看護師等就学資金貸付、放射線対策総合センター管理運営、臨時小学校校舎等管理、臨時中学校校舎等管理、子どもスポーツ活動促進事業	38,027,000
平成26年度	みなみそうま復興大学事業、東日本大震災追悼式実施事業、看護師等就学資金貸付、小高区庁舎和みの広場運営、高校生による「小高区への提案」事業、旧警戒区域見守りパトロール事業、教育施設備品整備	68,569,000
平成27年度	仮設住宅居住者学習支援事業、東日本大震災追悼式実施事業、南相馬市鎮魂復興市民植樹祭開催負担金、子どもの遊び場整備事業、看護師等修学資金貸与事業、看護師確保推進事業、小高区まちなか緑側３１１緑化事業、帰還者生活再建支援事業、小高区美化事業、特色ある教育施策推進研究事業、特色ある学校づくり事業補助金、スーパーティーチャー招へい事業	403,750,000
平成28年度	南相馬市鎮魂復興市民植樹祭開催負担金、仮設住宅居住者学習支援事業、七夕コンサート事業補助金、東日本大震災追悼式実施事業、看護師確保推進事業、特色ある学校づくり事業補助金、スーパーティーチャー招へい事業	11,370,000
平成29年度	南相馬市鎮魂復興市民植樹祭開催負担金、七夕コンサート事業補助金、東日本大震災追悼式実施事業、看護師確保推進事業、特色ある学校づくり事業補助金、スーパーティーチャー招へい事業	18,325,000
平成30年度	なんでも相談事業、南相馬市鎮魂復興市民植樹祭開催負担金、七夕コンサート事業補助金、スポーツ復興事業補助金、子どもスポーツ活動促進事業、東日本大震災追悼式実施事業、被災市町村健康推進事業、看護師確保推進事業、小児用インフルエンザ予防接種支援（助成）事業、海資源活用推進事業、小高区復興拠点施設管理運営事業、かしま交流センター管理運営事業、真野交流センター管理運営事業、ロボット活用スクールチャレンジ事業、ITプログラミングキャンプ事業、特色ある学校づくり事業補助金、スーパーティーチャー招へい事業、放課後子ども教室推進事業	112,519,000

【業務を振り返って】

日本赤十字社から被災者へ配分される義援金とは別に、被災直後から、南相馬市の復旧・復興のため、それぞれの支援者の思いによりたくさんの支援をいただいた。なかには、外国から支援くださったり、ご自身の毎月の収入から継続的に送金いただいたり、また、小中学生や高校生が自主的に集めた義援金などもあり、世界中からの温かい応援を感じることができた。早期の復旧・復興に向けて着実に歩みを進め、一日も早く、元気で活力のある本市の姿を見ていただけるようにと、思いを強くした。

義援金の受け入れについては、本市口座への振り込みのため、支援者のすべてを把握することができなかったこと、また、国外からはインターネットバンキングなどの要望があったが体制が整っておらず対応できなかったことなどについては反省点であった。

２　みらい夢義援金

【経　緯】

本市と東京都杉並区は、災害時相互援助協定を締結していたこともあり、震災前から行政のみならず民間を含めた交流事業が盛んに行われていた。

平成23年（2011）３月の東日本大震災の発生後、杉並区ではいち早く本市を支援する体制を整え、支援物資の提供や南相馬市民の県外避難の支援などさまざまな取り組みが行われた。また、杉並区内４団体（杉並区町会連合会、杉並区商店会連合会、東京商工会議所杉並支部、杉並産業協会）に呼びかけ、南相馬市に特化した義援金募集を行う「南相馬市義援金募集実行委員会」を設立し、義援金の呼びかけを開始した。同年５月には、同会による最初の義援金が本市に届けられ、以降、杉並区民から義援金を受け入れた。

同年12月28日、子どもの健やかな育成や地域の再生・活性化を図る事業に充てるため、南相馬市みらい夢基金条例を制定し、受け入れた義援金を基金へ積み立てた。そして、この基金には、杉並区民からの義援金だけではなく、寄付の目的が条例の趣旨に合致するものも積み立てすることとした。平成24年度（2012）からは、市民が将来に夢や希望を抱くことができる事業に活用すべく、毎年度計画的に取り崩しを行い、事業を実施している。

【実施内容】

基金を充当することを予定した事業は、次のとおりである。

①被災児童・生徒への個別学習を支援する事業
②原発災害に伴う児童減少による複式学級を解消する事業
③スポーツ活動の復興を図るため、杉並区とのスポーツ交流経費の補助
④災害状況を記録・編さんし、次世代に記憶・教訓として継承する事業
⑤重要伝統文化「相馬野馬追」の伝承用映画制作事業

義援金の受け入れと活用の状況については表１・２のとおり。

子どもたちの夢実現に向けて

主査・30代男性

杉並区の南相馬市義援金募集実行委員会からの義援金は、杉並区民や杉並区関連団体の「子どもたちのために」という思いを受け、復旧・復興義援金とは区別して受け入れた。

その後、杉並区以外からも次世代育成等を目的とした義援金をいただいたことから、あわせて、みらい夢基金で受け入れた。この受け皿ができたことで「子どもたちのために」という支援者の思いに応えることができたものと感じている。

表１　みらい夢義援金受入等状況（平成31年３月末現在）

受入年度	みらい夢義援金（南相馬市みらい夢基金）	
	件　数	金　額（円）
平成23年度		240,080,000
平成24年度	14	339,150,544
平成25年度	9	4,106,050
平成26年度	58	15,664,219
平成27年度	53	70,793,177
平成28年度	66	25,763,974
平成29年度	58	17,484,570
平成30年度	39	16,061,194
計	297	729,103,728

写真１　杉並区「南相馬市義援金募集実行委員会」による最初の義援金を受領（平成23年５月15日撮影）

表２　みらい夢義援金活用状況（旧杉並区民等義援金）

年　度	活用事業	金　額（円）
平成24年度	相馬野馬追伝承用映画制作、複式学級解消に係る講師雇用、杉並区とのスポーツ交流事業、南相馬市スポーツ振興事業、東日本大震災遺児等の支援（交流事業等）、東日本大震災遺児等の進学等支援に係る積立金（１億円）	114,781,000
平成25年度	東日本大震災遺児等の支援（交流事業等）、学校図書館支援（学校図書館支援員配置等）、杉並文庫整備（図書購入）、杉並区とのスポーツ交流事業、子どもの運動環境向上（私立幼稚園、保育園園庭芝生化）事業	134,282,000
平成26年度	南相馬市子どもサイエンス体験事業、杉並区とのスポーツ交流事業、東日本大震災遺児等の支援（交流事業等）、杉並文庫整備（図書購入等）、公立保育園園庭芝生化整備、公立幼稚園園庭芝生化整備、学校図書館支援（学校図書館支援員配置等）	207,226,000
平成27年度	子ども自然体験学習事業、こども交流支援事業補助金、みらい元気挑戦　プロ野球イースタン・リーグ戦招致事業、南相馬市子どもサイエンス体験事業、南相馬市・杉並区スポーツ交流事業補助金、南相馬市スポーツ復興事業補助金、子どもスポーツ活動促進事業、東日本大震災遺児等支援事業、杉並文庫整備事業、許可外保育所入所者支援事業、私立幼稚園保護者助成事業補助金、学校図書館支援事業	84,738,000
平成28年度	子ども自然体験学習事業、響きあうブラス＆コーラスコンサート事業、こども交流支援事業補助金、みらい元気挑戦　スポーツ招致事業、南相馬市子どもサイエンス体験事業、南相馬市・杉並区スポーツ交流事業補助金、南相馬市スポーツ復興事業補助金、子どもスポーツ活動促進事業、東日本大震災遺児等支援事業、夢・はぐくみプロジェクト事業、杉並文庫整備事業（保育園）、公立保育園園庭芝生化整備事業、杉並文庫整備事業（幼稚園）、学校図書館支援事業	97,920,000
平成29年度	子ども自然体験学習事業、こども交流支援事業補助金、みらい元気挑戦　スポーツ招致事業、子どもサイエンス体験事業、南相馬市・杉並区スポーツ交流事業補助金、スポーツ復興事業補助金、学校図書館支援事業	38,393,000
平成30年度	子ども自然体験学習事業、こども交流支援事業補助金、南相馬市・杉並区スポーツ交流事業補助金、学校図書館支援事業	27,722,000

３　支援物資

【経　緯】

平成23年（2011）３月11日の東北地方太平洋沖地震の発生に伴って、本市に大津波が押し寄せ、避難所は津波の被災者などでいっぱいになっていた。市では、その日の夕方から、市と災害時協力協定を締結している業者へ、食料および物資提供を依頼し、市役所などで調理したおにぎりとともに各避難所へ割り振り、配布した。

翌12日からは、原町区の小川町体育館が物資拠点となり、自衛隊によって水やレトルト食品、缶詰等の物資が運び込まれた。また、個人や団体からの提供もあったが、すべての避難所に均等に配布できるほどの数量ではなかった。

同月14日、福島第一原発３号機の水素爆発により、県からの支援物資が福島第一原発から半径30km圏外の伊達郡川俣町までしか搬送されないこととなり、川俣町まで物資を受け取りにいく状況になった。また、翌15日に福島第一原発の20 ～ 30km圏内に屋内退避指示が出てからは、物流業者が30km圏内に入ってこなくなり、さらに市内の業者も避難するなど、物資調達は困難となった。

このような状況から、市では、市民の市外への集団避難を進めた。それにより、市内避難所数は大幅に縮小されたが、数か所の避難所は継続していたため、物資の配布は引き続き必要であった。

同月21日、物資の動きを効率的にするため、緊急物資輸送班（財務課）と物資調達班（市民課）に代わって、経済部が中心となった支援物資の受け入れおよび配布体制を整備した。翌22日には、全国からの物資提供の申し入れに対応するため、相馬市内に物資受け入れセンターを設置した。これにより、より多くの支援物資を受け入れて、避難した市民や市内で居住を続ける市民へ配布することが可能となった。

【実施内容】

平成23年

３月11日　支援物資の受け入れはサンライフ南相馬と小川町体育館とする。

３月12日　市内避難所への支援物資配布を開始。

３月14日　市内業者が閉店するようになったため、市内からの食料調達は困難となる。

３月15日　物流業者が入ってこないため、物資受け取りを福島第一原発から30km以遠の川俣町で開始。

３月17日　在宅者への食料配布について、問い合わせが増えはじめる。

３月22日　福島第一原発から30km以遠かつ市外にある相馬総合地方卸売市場（相馬市日下石）に南相馬市東北地方太平洋沖地震救援物資受入センターを開設。受け入れは24時間体制。

３月26日～４月15日　市内で居住を続ける市民1750世帯を対象に食料品（のちに生活用品追加）を配布（場所は学校等８か所。のちに生涯学習センターなど）。自衛隊や地元行政区長などの協力を得る。

４月18日～６月４日　福島県立テクノアカデミー浜（原町区萱浜）の体育館において、月曜日から金曜日にり災者、福島第一原発から20km圏内の市民、生活困窮者を対象に、米や日用品、衣類等を配布（実績：9232件）。

４月24日～５月４日　市民一斉配布準備のため、仕分け会場に物資を配送。

５月５～20日　市民一斉配布として市内全戸を対象に食料品や日用品を配布（場所は市内各中学校、各生涯学習センター、まごころセンター）。

５月10日　物資受入センターを相馬総合地方卸売市場から日本通運㈱武山倉庫（原町区北原）に変更。

６月１日　物資受入センターを日本通運㈱武山倉庫から小川町体育館に変更。

６月14日～７月31日　応急仮設住宅９か所の第１次入居者（505世帯）を対象に食料品等を配布。

６月28日～７月31日　応急仮設住宅５か所の第２次入居者（405世帯）を対象に食料品等を配布（実績：258世帯）。

７月28日～８月５日　市内民間借上げ住宅入居847世帯へ食料品および日用品を配送（実績：596世帯）。

８月23日～　応急仮設住宅第３次入居者（727世帯）を対象に食料品等を配布。

９月21日～10月21日　県内（市内を除く）民間借上げ住宅入居者1872世帯、市内民間借上げ住宅入居者85世帯、県外への避難世帯6838世帯を対象に、米・衣類・日用雑貨をテクノアカデミー浜体育館で配布（通知文は安否情報システム（第２章第３節８参照）にて対象世帯を抽出し郵送）。

写真１　まちなか広場での野菜配布（平成23年３月20日撮影）

写真２　福祉会館での物資配布（平成23年３月24日撮影）

【業務を振り返って】

提供される支援物資の受け入れ・管理・仕分けと、各地にさまざまなかたちで避難している市民への配布、その両面を考える必要があり、かつスピード感を持った対応が求められた業務であった。

市民の置かれた状況が短い期間で変化するなか、市民が受け取りやすい効率的な配布方法を講じることに苦慮した。

写真３　鹿島区まごころセンターで支援物資の受け入れ（平成23年３月26日撮影）

支援物資の整理活動

（当時）杉並区高齢者施策課　齋木多恵子

南相馬市支援チーム第３次隊の職員４人は、北海道名寄市から派遣された２人と行動を共にしました。

平成23年５月23日の初日に長期派遣隊と顔合わせをし、被災現場を回りました。マスコミで知ってはいても海岸線の地域で目にしたものは悲惨な光景でした。

２日目から本格的な支援活動が始まりました。まずは、約500戸の仮設住宅に配布する支援物資の準備です。45ℓのバケツに支援物資をセットしていきます。缶詰や飲料水、レトルトカレーなどです。

途中、10ｔトラック２台分の新しい支援物資が届きました。米５kg 800袋、20kgが数十袋、箱入りのペットボトルと缶ジュースがそれぞれ100箱余り、ほかにお菓子、カップラーメンなどをバケツリレーで運び込みました。そして、次には、バケツにセットした支援物資をバケツリレーで10ｔトラックに積み込みます。

女性も年齢の高い人も休まず作業し、そこからチームワークが生まれました。

また、作業の合間に、仮設住宅への物資搬入にも行きました。狭い仮設住宅で、いったい何人のご家族で住まわれるのか心配になりましたが、避難所の生活を見たら、早く仮設住宅に入居できればと思いました。

全国から届いた支援物資の整理は続きました。５日目に、またまた想定外の10ｔトラック２台分の支援物資が届いたときは、「よし、なんでもやらせてもらおう」とさらに気合が入りました。

杉並区『3.11　東日本大震災から一年～杉並区のあゆみ～』（2012）から引用

４　国・県義援金および市生活支援義援金

【経　緯】

東日本大震災の発生を受けて、平成23年（2011）４月１日、県の義援金配分委員会によって、県に寄せられた義援金の第一次配分対象者および配分金額が決定した。続いて同年４月８日には、国の義援金配分割合決定委員会によって、日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、ＮＨＫ厚生文化事業団を通じて全国各地から国へ寄せられた義援金の配分対象者および配分金額が決定した。

また、本市で受け付けた生活支援義援金は、震災発生後から平成23年12月５日までに、1907件、３億8960万6994円が寄せられた。

これを受けて、市では被災者に対し、国、県および市に寄せられた義援金を公平かつ効果的に配分するため、必要な手続きを行った。

【実施内容】

１．義援金配分申請の受け付け

市ホームページや広報等で周知し、義援金配分申請書の受け付けを行った。

(1) 日　程

平成23年４月18 ～ 28日

(2) 会場および受付時間

原町第三小学校（小高区、原町区の住民を対象）：午前９時～午後５時

千倉体育館（鹿島区の住民を対象）　　：午前９時～午後７時

２．義援金管理システムの導入

平成23年４月に国および県の第一次義援金の配分額が決定され、市町村で配分事務を行うこととなった。基準日である平成23年３月11日現在の住民基本台帳をもとに、申請書受け付けから口座振り込みまでの一連の作業を効率的に行って、被災した市民に対し速やかに義援金を配分する必要があった。

そのため、同年５月12日、義援金管理システム導入業務を業者に委託して運用を開始した。翌年度以降については、配分のたびに被災者のデータ管理および振込データの作成等が必要なことから、毎年、義援金配分データのメンテナンス業務を委託してきた。

３．市義援金配分委員会

市に寄せられた義援金を配分するため、平成23年５月２日付けで「南相馬市災害義援金配分委員会設置要綱」を制定した。委員会は、南相馬市災害対策本部副本部長を座長とし、関係する部長職５人および市社会福祉協議会、市区長連絡協議会、市民生委員児童委員連絡協議会の代表各１人により構成された。

また、委員会の役割は、義援金の配分対象者、配分基準、配分時期および配分方法等

について決定することである。

同年６月25日の第２回福島県義援金配分委員会では、配分方針を変更して、第二次配分は、市町村で独自に配分基準を設定できることが決定されたため、国および県第二次配分についても本委員会で決定してきた。

表１　南相馬市義援金配分委員会の開催状況

回	開催日	内　容
1	平成23年 5月13日	南相馬市災害義援金（生活支援義援金）の配分について
2	平成23年 5月20日	南相馬市災害義援金（生活支援義援金）の配分について
3	平成23年 7月14日	国県災害義援金の第二次配分について
4	平成23年 7月21日	国県災害義援金の第二次配分について
5	平成23年 7月26日	国県災害義援金の第二次配分について
6	平成23年11月24日	国県および市義援金の追加配分（精算）について
7	平成24年 7月31日	国県災害義援金の第二次追加配分（２回目）について
8	平成25年 7月 2日	国県災害義援金の第二次追加配分（３回目）について
9	平成26年 8月 8日	国県災害義援金の第二次追加配分（４回目）について
10	平成28年 2月24日	国県災害義援金の第二次追加配分（５回目）について

４．南相馬市生活支援義援金

生活支援義援金は、国・県義援金同様、市義援金配分委員会で配分対象や金額を決定し、国・県二次義援金および二次追加義援金と同時期に配分した。

写真１　義援金受付会場（原町第三小学校　平成23年４月18日撮影）

写真２　義援金配分申請に並ぶようす（原町第三小学校　平成23年４月18日撮影）

５．義援金の配分状況（平成30年３月31日現在）

◆国義援金（日赤含む）

区　分	受　入	配分済	残　額
国一次	8,581,420,000	8,562,870,000	18,550,000
国二次	20,722,129,450	20,407,808,500	314,320,950

＊残額は、平成30年度に二次追加６回目として配分

◆県義援金

区　分	受　入	配分済	残　額
県一次	1,171,350,000	1,169,900,000	1,450,000
県二次	3,395,780,700	3,309,749,050	86,031,650

＊残額は、平成30年度に二次追加６回目として配分

◆市義援金

区　分	受　入	配分済	残　額
市義援金	389,606,994	337,479,500	52,127,494

＊残額のうち50,900,000円は東日本大震災遺児等支援基金へ充当し、震災孤児・遺児への支援金として活用している。

【業務を振り返って】

福島第一原発の事故により、本市では原発からの距離による線引きがなされたが、全市民が被災者であるという認識のもと、義援金配分を行ってきた。国・県の第一次および第二次義援金は338億円あまりと、福島県内で群を抜く額が本市に配分されている。

第一次義援金は、国の義援金配分割合決定委員会によって対象者や金額が定められ、本市では、福島第一原発から半径30km圏外で地震、津波の被害がなかった世帯には配分できなかった。しかし、原発事故の発生を受けて、市では市内全域に市外への避難を呼びかけ、これに呼応して30km圏外でも多くの市民が避難した。このため、30km圏外の市民からは、義援金が配分されないことに対して不満の声が寄せられた。市では、義援金配分や補償等のあらゆる分野において、鹿島区を含めた南相馬市全体への対応を国・県に求めていたことから、市としての一体的な取り扱いの観点で、財政調整基金を取り崩して、国・県の第一次義援金と同額、世帯当たり40万円を見舞金として支給した（本章第２節２参照）。

第二次配分義援金からは、義援金の配分区分や配分額を市町村の裁量で決定できることになったため、配分対象を全市民として、世帯の代表である世帯主へ一括して口座振込にて配分した。

配分対象者が震災当時市内に居住していたすべての住民であるため、住民登録のない市内居住者への支給にあたっては、住民登録自治体との重複申請の調査、居住実態の確認等に時間のかかるケースが多かった。

また、配分後に家屋の被害状況や避難区域が変更になって、差額の支給や返納を行うケースでは、これまでその該当者に配分したすべての義援金額に影響が生じるため、管理が難しかった。

第二次配分義援金については、配分単位を「個人」とし、世帯員分を世帯主に代表して配分することとした。しかし、震災から年月が経過するなかで、離婚等で世帯が分離したときには、義援金の配分も二世帯に分割するための申請が提出されるので、毎年データのメンテナンスが必要である。

平成23年７月に第二次配分基準を決定する段階では、平成30年度（2018）まで配分が続くとは考えもしなかった。また、追加配分のたびに配分委員会を開いて配分額等を決定しているが、配分額の減少に伴い、被災者１人あたりに配分する金額も数千円単位になってきた。県には、義援金の配分終了時期や精算時期について、方針を示してもらいたいと考える。

≪資料１　浜通りの市町村への義援金配分状況（第１・２次合計　平成26年９月30日現在）≫

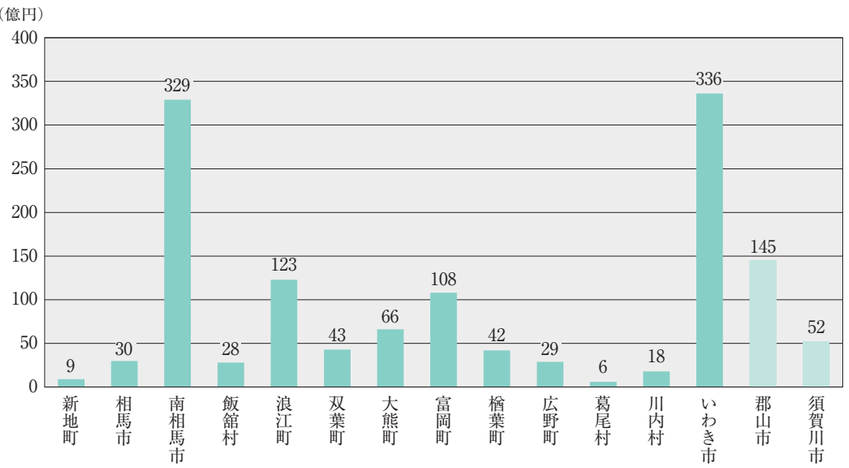

＊参考として、浜通り以外で50億円以上の配分を受けた郡山市と須賀川市を加えた。
＊億円未満は切り捨てた。

≪資料２　義援金および見舞金の配分単価、対象数の一覧≫　（単位：円）

義援金種類／支給開始日 ＼ 被災区分（＊）	一次 国／平成23年５月16日 県／平成23年５月10日 件数	国	県	二次 平成23年８月22日 件数（人）	国	県	二次追加 平成24年１月26日 件数（人）	国	県
死亡者・行方不明者	1,113（人）	350,000	0	1,112	200,000	100,000		0	0
住家全壊	177（世帯）	350,000	50,000	4,175	260,000	40,000	4,175	19,500	1,500
住家半壊	94（世帯）	180,000	50,000	879	220,000	30,000	877	16,500	1,100
警戒区域	23,127（世帯）	350,000	50,000	12,621	260,000	40,000	12,616	19,500	1,500
計画的避難区域		350,000	50,000	11	260,000	40,000	11	19,500	1,500
特定避難勧奨地点		350,000	50,000	718	260,000	40,000	717	19,500	1,500
緊急時避難準備区域		350,000	50,000	44,711	190,000	30,000	44,685	14,200	1,100
その他		0	0	9,043	180,000	20,000	9,039	13,500	750
対象数	24,511	－	－	73,270	－	－	72,120	－	－

義援金種類／支給開始日 ＼ 被災区分	二次追加２回目 平成24年９月11日 件数（人）	国	県	二次追加３回目 平成25年８月14日 件数（人）	国	県	二次追加４回目 平成26年10月３日 件数（人）	国	県
死亡者・行方不明者		0	0		0	0		0	0
住家全壊	4,175	23,400	4,700	4,174	35,000	4,500	4,165	9,000	4,000
住家半壊	876	19,800	3,500	874	29,600	3,300	872	7,600	3,000
警戒区域	12,601	23,400	4,700	12,586	35,000	4,500	12,557	9,000	4,000
計画的避難区域	11	23,400	4,700	17	35,000	4,500	17	9,000	4,000
特定避難勧奨地点	717	23,400	4,700	711	35,000	4,500	711	9,000	4,000
緊急時避難準備区域	44,584	17,100	3,500	44,463	25,500	3,300	44,332	6,600	3,000
その他	9,021	16,200	2,300	8,999	24,200	2,200	8,983	6,300	2,000
対象数	71,985	－	－	71,824	－	－	71,637	－	－

義援金種類／支給開始日 ＼ 被災区分	二次追加５回目 平成28年４月28日 件数（人）	国	県	生活支援義援金 平成23年８月17日 件数（世帯）	市	平成24年１月26日 件数（世帯）	市
死亡者・行方不明者		0	0	931	60,000		0
住家全壊	4,153	6,400	1,800	1,147	60,000	1,145	27,000
住家半壊	868	5,400	1,300	362	40,000	361	18,000
警戒区域	12,490	6,400	1,800	3,547	30,000	3,547	13,500
計画的避難区域	16	6,400	1,800		30,000		13,500
特定避難勧奨地点	709	6,400	1,800			152	43,500
緊急時避難準備区域	44,062	4,700	1,300		0		0
その他	8,923	4,400	900		0		0
対象数	71,221	－	－	5,987	－	5,205	－

＊国・県一次義援金の被災区分「住家全壊」と「住家半壊」は、福島第一原発から半径30km 圏外の世帯数であり、30km 圏内の「住家全壊」および「住家半壊」の世帯数は、「警戒区域」～「緊急時避難準備区域」欄に含まれる。

５　震災孤児・遺児への支援

［東日本大震災遺児等支援金支給事業］ほか２事業

【経　緯】

東日本大震災により親を亡くした子どもたちの健やかな成長と生活の安定を支えてほしという寄付金が、団体･個人から多く寄せられた。これに対応するため、平成23年（2011）12月28日、南相馬市東日本大震災遺児等支援基金条例および南相馬市東日本大震災遺児等支援金支給条例を制定して、震災遺児等の支援に活用することとした。

平成24年（2012）12月20日には、南相馬市東日本大震災遺児等進学支援助成金交付規則を施行した。

また、平成23年度から25年度（2013）には、寄せられた震災遺児等を支援するための寄付金に加えて、生活支援義援金（本節４参照）とみらい夢基金（本節２参照）から繰り入れて、東日本大震災遺児等支援基金の目標額に達するまで積み立てを行うこととした。

平成26年（2014）３月31日には、今後、対象遺児等が支給対象年齢、期間の満了に至るまで震災遺児等支援事業を継続するための額に達したと判断し、寄付金の受け入れを終了した（合計額３億7184万8976円）。同年４月以降の寄付金は、南相馬市みらい夢基金へ積み立てた。

平成26年12月25日、南相馬市東日本大震災遺児等支援金支給条例を改正し、支給を受ける者の要件を「平成23年３月11日に南相馬市に住所を有する者で、東日本大震災により南相馬市災害弔慰金の支給対象となった遺族であって、親を亡くしたもの」に加えて「平成23年３月11日時点で胎児であり、東日本大震災により本市に住所を有する両親のうち父親を亡くしたもの」とした。

平成29年（2017）４月には、平成24年度から実施していた震災遺児・孤児およびその家族の心のケア事業の財源を南相馬市東日本大震災遺児等支援基金とした。

【実施内容】

震災遺児等の支援については、18歳までの学年・年齢に応じて支援金を支給する「東日本大震災遺児等支援金支給事業」、高校卒業後の大学等進学の学資金等を卒業まで支給する「東日本大震災遺児等進学支援助成金交付事業」および心のケアを行う「東日本大震災遺児等支援事業」の３事業により、子どもたちの安定した生活の維持と進学に伴う経済的負担の軽減を図るとともに、子どもたちの健やかな成長を促した。

１．東日本大震災遺児等支援金支給事業

（1）実施期間：平成23年12月～継続中

（2）対　象

18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者であって、毎年１月１日現在で次のいずれかに該当するもの。

- 平成23年３月11日に本市に住所を有する者であって、東日本大震災により、災害弔慰金の支給対象となった遺族のうち、両親またはその一方を亡くしたもの。
- 平成23年３月11日時点で胎児であり、東日本大震災により、本市に住所を有する両親のうち、父親を亡くしたもの。

（3）支給金

支援金は１月１日現在において該当する者に対して支給するものとし、年度末における年齢の区分に応じ、下記の額を支給する。

- １～６歳（就学前）　：年額20万円
- ７～15歳（小・中学生）：年額30万円
- 16～18歳（学生等）　：年額40万円

（4）支給実績

年　度	支給人数			合計支給金額（円）
	１～６歳	７～15歳	16～18歳	
平成23年度	18	33	17	19,300,000
平成24年度	16	35	12	17,500,000
平成25年度	16	36	12	17,800,000
平成26年度	10	35	11	16,300,000
平成27年度	6	33	16	16,900,000
平成28年度	3	30	17	15,800,000
平成29年度	2	30	13	14,000,000
平成30年度	1	27	11	12,100,000

［事業を振り返って］

対象の児童は、市の事業と県基金を受けて、生活の安定と希望を持って育成されたと思われる。毎年のアンケート結果には多くの感謝の声が届いている。

保護者の声

・毎年のご支援、とても心強く助かります。本当にありがとうございます。
・今のままで十分です。ありがとうございます。
・いつもお世話になっております。ありがたいです。

平成30年１月実施アンケートの回答より

２．東日本大震災遺児等進学支援助成金交付事業

（1）実施期間：平成24年12月～継続中

（2）対　象：「東日本大震災遺児等支援金支給事業」と同じ。

(3) 助　成

①学資金：対象者が24歳に達する日以後の、最初の３月31日までの間、大学（短期大学を含む）、大学院、高等学校（専攻科に限る）、特別支援学校の高等部（専攻科に限る）、高等専門学校（第４学年、第５学年および専攻科に限る）、専修学校（専門課程に限る）、その他の高等教育機関（以下「大学等」）への進学に伴う自己負担額について、以下の金額を上限に助成。

- 入学金（寄付金を除く）　：上限100万円
- 授業料（教材費等を含む）：上限100万円（大学等は上限200万円）

②就学支援：上記大学等に進学した場合、就学支援として生活費年間60万円を助成。

(4) 交付実績

年　度	支給人数	合計交付金額（円）
平成23年度	0	0
平成24年度	3	1,800,000
平成25年度	4	2,400,000
平成26年度	7	4,229,841
平成27年度	7	4,338,844
平成28年度	7	4,238,274
平成29年度	10	6,377,904
平成30年度	9	6,714,891

［事業を振り返って］

対象の児童は、市の事業と県、民間の基金などの支援を受けて、生活の安定と進学への希望を持って成長したと思われる。対象者の進学率は高く推移している。

保護者の声

・夫を亡くし、子どもの大学進学はあきらめていましたが、支援のおかげで行けました。
・（専門学校に）子どもが楽しんで通っています。ありがとうございます。

平成30年1月実施アンケートの回答より

３．東日本大震災遺児等支援事業

(1) 実施期間：平成24年～継続中

(2) 対　象：東日本大震災の遺児・孤児と残された保護者

(3) 実　績

年度	支援事業	実施内容等	事業費（円）
平成24年度	交流旅行	実施日：11月17・18日 場　所：東京都杉並区役所表敬訪問、ディズニーリゾート 参加者：33人（臨床心理士１人同行）	1,724,825
	心のケア	臨床心理士カウンセリング　相談者１人	
	卒業記念品贈呈	幼稚園・保育園（所）・小学校卒業８人 中学校・高校卒業９人	
平成25年度	交流旅行	実施日：11月23・24日 場　所：千葉県市原ぞうの国・ディズニーリゾート 参加者：36人（臨床心理士１人同行）	1,514,303
	卒業記念品贈呈	幼稚園・保育園（所）・小学校卒業５人 中学校・高校卒業９人	
平成26年度	交流旅行	実施日：10月12・13日 場　所：栃木県那須・鬼怒川方面 参加者：19人（臨床心理士１人同行）	1,323,000
	卒業記念品贈呈	幼稚園・保育園（所）・小学校卒業８人 中学校・高校卒業７人	
	心のケア	アンケート２回実施、事業打合せ、依頼等	
平成27年度	交流旅行	実施日：10月10・11日 場　所：宮城県仙台・蔵王方面 参加者：19人（臨床心理士２人同行）	1,226,551
	卒業記念品贈呈	幼稚園・保育園（所）・小学校卒業６人 中学校・高校卒業10人	
	心のケア	アンケート２回実施、カウンセリング３件実施	
平成28年度	交流旅行	実施日：10月15・16日 場　所：岩手県奥州市・花巻市方面 参加者：17人（臨床心理士２人同行）	1,110,013
	卒業記念贈呈	幼稚園・保育園（所）・小学校卒業５人 中学校・高校卒業６人	
	心のケア	アンケート２回実施、カウンセリング１件実施（市内）	
平成29年度	交流旅行	実施日：10月７・８日 場　所：栃木県・茨城県方面 参加者：20人（臨床心理士２人同行）	1,150,429
	卒業記念品贈呈	幼稚園・保育園（所）・小学校卒業３人 中学校・高校卒業９人	
	心のケア	アンケート２回実施、カウンセリング１件実施	
平成30年度	交流旅行	実施日：10月６・７日 場　所：岩手県盛岡市方面 参加者：15人（臨床心理士２人同行）	1,065,882
	卒業記念品贈呈	幼稚園・保育園（所）・小学校卒業４人 中学校、高校卒業９人	
	心のケア	アンケート２回実施、カウンセリング１件実施	

［事業を振り返って］

寄付いただいた方がたのご意志を大切にするため、遺児孤児と残された家族に対し、支援金支給および進学支援助成金交付だけでなく、心のケアとして、カウンセリング、交流旅行、卒業記念品贈呈を実施し、経済的な支援と精神的な支援を併せて提供している。その結果、対象者の状況の把握とサポート、信頼関係の醸成につながっている。

第２節　被災者の生活支援

１　災害弔慰金と災害障がい見舞金

［災害弔慰金］

【経　緯】

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、東日本大震災により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給した。ただし、支給する遺族の範囲に該当者がいない場合または消防賞じゅつ金の支給など、弔慰金の支給の制限に該当する場合は、法に基づく弔慰金は支給せず、市災害見舞金等支給条例の規定により、死亡者の葬祭を行う者に対して市弔慰金を支給した。また、震災により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む）に障がいがあるときは、災害障がい見舞金を支給した。

災害弔慰金の支給にあたって、関連死と思われる場合は、学識経験者や保健・医療関係者等の専門家で構成する支給審査委員会へ支給の可否を提案し、認定になった方へ支給をした。災害障がい見舞金についても同様である。

【実施内容】

１．災害弔慰金

（1）支給対象および支給金額

震災当日、南相馬市に住所を有していた被災死亡者（関連死含む）の遺族

区　分		１人につき（円）
死亡者が、死亡当時において配偶者や子などの生計を主として維持していた場合		5,000,000
その他の場合		2,500,000
市弔慰金	大　人	200,000
	小　人	100,000

（2）受付期間・場所

平成23年（2011）７月３日に開催された市東日本大震災慰霊祭に合わせ、その前後の日程で集中受け付けを行った。その後も随時受け付けを行った。

期　間	場　所
平成23年６月30日（木）～７月１日（金）	まごころセンター（現かしま交流センター）
平成23年７月２日（土）～７月４日（月）	市役所東庁舎２階　第３会議室

２．災害障がい見舞金

支給対象および支給金額

震災当日、南相馬市に住所を有していた災害障がい者

区　分	１人につき（円）
当該障がい者が負傷し、または疾病にかかった当時において、配偶者や子などの生計を主として維持していた場合	2,500,000
その他の場合	1,250,000

３．支給審査委員会の開催状況

年　度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	計
回　数	12	17	11	8	6	5	6	65

４．支給実績（平成30年３月末日現在）

区　分	支給件数	金　額（円）
災害弔慰金	1,098	3,128,750,000
市弔慰金	44	8,600,000
災害障がい見舞金	7	10,000,000

【事業を振り返って】

支給審査委員会は、平成23年９月から開催した。しかし、国や県からは関連死の明確な認定基準が示されていなかったため、新潟県中越地震により被災し、関連死に係る災害弔慰金の支給実績がある長岡市を訪問して、認定基準などの情報を収集した。そして、この情報をもとに審査会で議論し基準を定めた。

当初は長岡市の認定基準どおりに審査を行っていたが、避難の影響で、申請書に記載された内容の確認に時間を要するなど、認定審査業務が長引いた。また、平成24年（2012）４月には、発災から死亡するまでの期間などに関して新たな基準を設ける必要が生じたため、認定基準を一部見直した。

災害関連死認定の葛藤

係長・40代男性

支給審査委員会の開始直後は、具体例の知識もないままに審査会を開催し、１日に30件もの審査を行っていた。また、当時の死亡に至るまでの状況が詳しく記載されていないため判断できないケースもあり、何度も遺族とやりとりをした。

審査については外部の委員が行ったが、事務局には不認定となった遺族からは苦情が多くあり、かなりの負担になった。電話や窓口での遺族からの問い合わせ、国・県や他市町村、新聞をはじめとするマスコミなどへの対応もあり、ストレスを抱えながら仕事をしていた。弔慰金申し出の終期を含めた制度設計に責任を持たず、静観をつづけていた国に対し、怒りや不満を感じたこともあった。

２　災害見舞金

［災害見舞金］

【経　緯】

「南相馬市災害見舞金等支給条例」に基づき、被災者の自立の助長と援護を図ることを目的として市から被災者に対し災害見舞金を支給した。

また、平成23年（2011）５月11日に「南相馬市東日本大震災等見舞金支給要綱」および「南相馬市東日本大震災等第二次見舞金支給要綱」を施行し、国および県からの第一次配分義援金の配分対象とならなかった福島第一原発から半径30km圏外の世帯および配分額の少なかった住家半壊世帯に対し、見舞金を支給した。

【実施内容】

１．南相馬市災害見舞金等支給条例に基づく見舞金

（1）支給対象および単価

支給対象者の判断は、税務課の発行する「り災証明書」に基づいて行った。

区　分	１世帯につき（円）	被災者１人につき（円）
全焼、全壊、流失、埋没または水没	100,000	20,000
半焼または半壊	50,000	10,000
床上浸水	30,000	―

（2）受付期間：平成23年５月12日～29年（2017）３月31日

市税務課のり災台帳をもとに、対象者へ通知を発送した。

（3）支給実績：平成29年４月11日時点

区　分	世帯数	人　数	金額（円）
全　壊	1,231	4,418	211,460,000
半　壊	1,343	4,816	115,310,000
合　計	2,574	9,234	326,770,000

２．南相馬市東日本大震災等見舞金支給要綱に基づく見舞金

平成23年３月11日を基準日として現に本市に居住していた世帯で、福島県第一次配分義援金の配分対象外の世帯に支給した。

（1）支給対象および単価

（り災なし）福島第一原発から半径30km圏外見舞金／１世帯につき５万円

（2）受付期間：平成23年４月18日～

（3）支給実績：平成24年（2012）２月28日時点

区　分	世帯数	金額（円）
（り災なし）30km圏外見舞金	2,102	105,100,000

３．南相馬市東日本大震災等第二次見舞金支給要綱に基づく見舞金

平成23年３月11日を基準日として現に本市に居住していて、国の第一次配分義援金のうち福島第一原発から半径30km圏内に居住していた世帯に対する義援金の配当対象外の世帯であって、

- 住家の全壊に対する義援金の配当対象外の世帯
- 住家の半壊に対する義援金の配当対象の世帯

に支給した。

（1）支給対象および単価

区　分	１世帯につき（円）
（り災なし）30km 圏外見舞金	350,000
（半壊）30km 圏外見舞金	170,000

（2）受付期間：平成23年４月18日～

（3）支給実績：平成24年２月28日時点

区　分	世帯数	金額（円）
（り災なし）30km 圏外見舞金	2,102	735,700,000
（半壊）30km 圏外見舞金	89	15,130,000
合　計	2,191	750,830,000

【事業を振り返って】

南相馬市災害見舞金等支給条例に基づく見舞金の支給対象者へ通知する際、対象者が避難所にいる場合は、避難所担当者に協力を依頼して申請の受け付けを行った。

第一次配分義援金の配分対象外世帯へ支給する見舞金では、義援金と同等の額を支給することにより、平等化を図った。

見舞金支給の公平性

主事・20代女性

南相馬市災害見舞金等支給条例に基づく見舞金では、り災判定がのちになって変更になり、その差額を支給するケースもあり、対応に苦労した。

第一次配分義援金の配分対象外世帯へ支給する見舞金（南相馬市東日本大震災等見舞金、南相馬市東日本大震災等第二次見舞金）は、平成23年５月11日開催の臨時議会で補正予算は議決されたものの、審議のなかでは、財政調整基金を取り崩してまで30km圏外の住民に見舞金を支給するということに対し、反対する声もあった。また、議決後も、20km圏内の住民からは、なぜ30km圏外で避難しないでいる住民に市からの見舞金が出て、原発事故で家に帰れない20km圏内の住民には見舞金が出ないのか、税の公平性に反するのではないかという声があがった。

３　災害援護資金

［災害援護資金貸付金］

【経　緯】

平成23年（2011）３月11日付けで、本市に東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の適用があったことから、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、住居や家財に被害を受けた市民へ、生活の立て直しを目的として、市から災害援護資金の貸し付けを行った。

【事業内容】

１．実施期間

平成23年度～ 24年度（2012）

２．概　要

（1）負傷または住居や家財が受けた被害の程度に応じ、最大350万円まで被災当時の世帯主に貸し付けた。

（2）利子は年 1.5 %。ただし、連帯保証人を立てた場合は無利子とした。

（3）返済期限は13年間。６年間（特別な場合は８年間）は、元金の返済と利子の支払いを猶予した。

【進捗状況】

平成23年度と平成24年度に合わせて17人、合計4020万円を貸し付けた。

平成30年（2018）３月31日時点で４人が完済、960万円が返済されている。一方で債務者の死亡したケースでは貸付金の回収が滞っている。

【事業を振り返って】

この事業は生活の再建資金を融資することで、被災者の生活の立て直しを図るものであるが、返済の見通しをしっかり相談しないまま貸し付けたことで、かえって被災者が返済に苦慮することになり、貸付金の回収が難しくなるジレンマを抱えている。

震災から年月が立ち、債務者が遠方に移ったり高齢になったりすることで、今後さらに貸付金の回収は難しくなることが予想される。

被災者の生活再建を願って

主査・30代女性

回収のことを考慮すると、貸し付けてよいものか迷うケースもあった。しかし、なんとか被災者の生活再建に寄与したくて業務を進めていた状態で、貸付金の回収までの流れを構築することができなかった。

４　固定資産税の減免

【経　緯】

国により、本市は福島第一原発からの距離によって大きく３つ（半径20km圏内、20～30km、30km圏外）に区域分けがされ、この区域分けに基づいて地方税法による課税免除や減額措置が講じられた。

しかし、原発事故の初期における住民への避難の呼びかけや避難の状況等を総合的に勘案し、さらには放射性物質に係る除染作業の状況を踏まえて、福島第一原発から20～30km、30km圏外の区域については、市条例により減免措置を講じることで税負担の公平性を確保してきた。

市民の避難生活等に係る税負担の軽減のため、課税免除や減額措置・減免措置を講じる一方で、本市の歳入において基幹税目である固定資産税をどのような道筋で通常課税に戻していくかということが大きな課題となった。

【実施内容】

１．実施期間

平成23年度（2011）～令和元年度（2019）

２．対　象

福島第一原発の事故に伴い、避難指示区域に指定された帰還困難区域、居住制限区域および避難指示解除準備区域ならびに特定避難勧奨地点、緊急時避難準備区域、その他の区域（30km圏外）に所在する土地および家屋の固定資産税。

３．課税免除等の経過

図１のとおり

【業務を振り返って】

市民の避難生活等に係る税負担の軽減のため、国と協議のうえ、補てん財源を確保しながら課税免除や減額措置・減免措置を講じてきたが、避難指示区域の解除に伴い、固定資産税を通常課税に戻していく必要性が生じた。

これまで、激変緩和措置を講じながら段階的に通常課税に戻してきたが、いまだ避難生活を送っている市民がいるなどの状況があるなか、通常課税に戻していくことに対して納税者から理解を得ることに非常に難しさを感じた。

市の歳入において基幹税目である固定資産税の減額措置・減免措置について、国の財政支援が見込めない状況を説明しながら、歳出事業により被災者に寄り添った施策を講じることで理解を求めてきた。

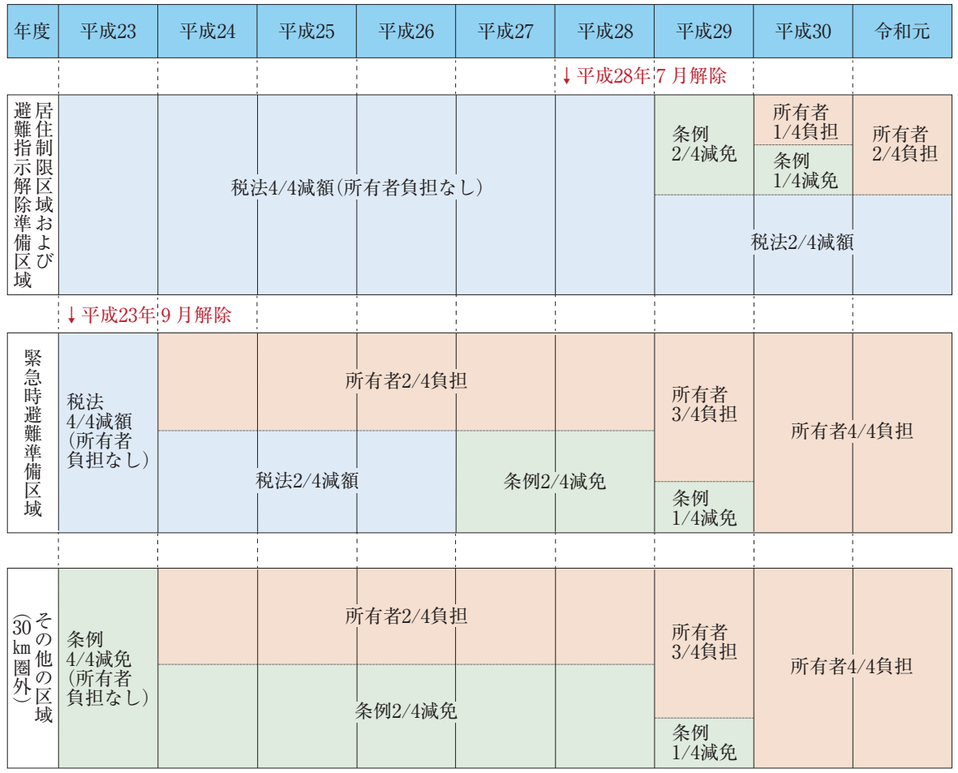

図１　原子力災害に係る固定資産税の課税免除や減額・減免措置

５　健康保険料・介護保険料等の減免、一部負担金の免除

【経　緯】

東日本大震災の発生を受けて、国は、病気やけがをしている被災者に対して、「保険証を提示せずに受診しても健康保険を適用する」「受診の窓口での自己負担なし」などの特例措置について、医療機関や健康保険組合などへ要請し、お金の心配をせずに医療を受けられるようにした。これは、被災者のなかには、着の身着のまま避難して、キャッシュカードや健康保険証などを持っていない人も多かったことから、医療機関で名前、生年月日、住所などを伝えるだけで、診療が受けられるものであった。

自己負担の取り扱いについては、国が財政支援する方向が示され、その必要な予算は、平成23年（2011）４月に国会で成立した。

その際には、自己負担金の免除を受けられる要件（住宅の全半壊、生計維持者の死亡・行方不明または原発事故による避難指示区域等）が定められた。

自己負担金の免除期間は、当初、平成23年５月末としていたが、被災者の生活再建がなかなか進まない状況を考慮して延長が繰り返されたが、国による一律の支援は平成24年（2012）２月末で終了となった。平成24年３月以降は、被災者が加入している健康保険によって対応が異なり、延長するところもあれば、打ち切りとなるところもあった。

本市の国民健康保険、後期高齢者医療保険および介護保険については、震災からの復旧・復興がようやく動き出そうとする段階であり、また、福島第一原発事故による避難も継続していたことから、保険料（税）の減免を含めて延長されることになった。

【実施内容】

１．実施時期

平成23年３月11日～継続中

２．減免の状況（表１）

３．減免措置の影響

保険料（税）の減免と一部負担金（利用者負担金）の免除による収入減に対しては、国から特別調整交付金や災害臨時特例補助金、県からは調整交付金が交付されることで、財政運営に支障は生じていない。

また、福島第一原発から半径30km圏外で地震、津波による被害のなかった市民には、これらの減免措置がなかったため、介護保険料では、第４期介護保険事業計画における保険料を適用（現在第７期）することにより、保険料の軽減を行っている。国民健康保険では、基金を活用して保険税の軽減措置を行っている。

表１　減免の状況（平成31年３月30日現在）

対象者の被害状況	国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険					
	保険料（税）			一部負担金（利用者負担金）		
	国保	後期	介護	国保	後期	介護
住宅が全壊	◎	×	◎	◎	×	◎
大規模半壊	○	×	○	◎	×	◎
住宅が半壊	○	×	○	◎	×	×
生計維持者の死亡	◎	×	◎	◎	×	◎
帰還困難区域に居住	◎	◎	◎	◎	◎	◎
旧居住制限区域に居住		△			△	
旧避難指示解除準備区域に居住		△			△	
旧緊急時避難準備区域に居住		△			△	
旧特定避難勧奨地点に居住		△			△	

◎：全額免除
○：半額免除
△：上位所得層を除いて全額免除
＊上位所得層とは、
国民健康保険：世帯の国保加入者の所得金額の合計が600万円を超える世帯、
後期高齢者医療保険：世帯の被保険者の所得金額の合計が600万円を超える世帯、
介護保険：被保険者個人の所得金額が633万円（基礎控除前）以上の人。

【業務を振り返って】

避難指示区域の解除に伴い免除の対象範囲が変わり、また、上位所得層の減免の停止という制度改正もあったため、免除該当者の把握は難しかった。

また、既存のシステムで対応できない免除のため、ほぼ手作業となり、保険料の賦課および一部負担金や利用者負担の免除更新時の事務量が急激に増加した。

６　ガソリンの確保

【経　緯】

平成23年（2011）３月11日の東北地方太平洋沖地震による道路の大規模損壊、そして翌日の福島第一原発事故による避難指示等により、ガソリンや軽油などの燃料までもが被災地に入ってこなくなった。

市内でも、経営者や従業員が市外へ避難した給油所が多く、市民や事業所はガソリンをはじめとした燃料が調達できない状況に陥り、震災の応急対応にも支障が生じるようになっていた。

以下、市災害対策本部の会議録や当時対応にあたった職員からの聞き取りなどにより、燃料が安定的に供給されるようになるまでの概略を記す。

平成23年

３月13日　市では、地下のガソリンタンクに残量のあった給油所３か所に10,000ℓのガソリン提供を要請し、それぞれから了解を得た。

３月14日　前日確保したガソリンを緊急対応部門ごとに振り分け、市は5,000ℓ、消防署は2,000ℓ、東北電力㈱は3,000ℓと給油量を調整した。そして、公用車、準公用車（物資運搬等の私用車）、社用車のために緊急車両用の給油券を発行した。

３月15日　ガソリンが残っていた給油所のうち原町区のJA北原・北長野、鹿島区のJA鹿島の３か所において緊急車両限定の給油を行ったが、従業員が不足していたため、市職員等が給油作業を支援した。

これ以降、給油所を開く際は、給油、車列の整理・誘導、トラブルの抑止のため、市職員、消防団員および警察官等が詰めることになった。

３月16日　市の要請を受けて国で調達したタンクローリー４台は、ガソリンを積載して郡山市に到着してはいたが、放射能汚染のため、福島第一原発から30km圏内には入ってこなかった。

このため市では、大型運転免許を持っている人と危険物取扱免許を持っている人を探してタンクローリーを郡山市から南相馬市まで運んでもらい、市内の給油所に荷卸しした。

３月17日　前日運び込まれた燃料（ガソリンと軽油）をもとに、原町区の相馬ガス本町店・青葉町店、大杉商事上町給油所、鹿島区の若盛商店、荒豊重商店、高野ガソリン給油所の６か所で、車１台につき10ℓのガソリンを無料で給油した。

３月18日　数か所の給油所でガソリンが販売された。

３月19日　鹿島区の若盛商店で、数量限定でガソリンを販売した。これとは別に、緊急車両[＊1]限定の給油は原町区のマツモト高見町店で行われた。また、南相馬ジャス

＊１　市、県、警察、消防、電力などの公用車、社用車のこと

モールの給油所では自主的にガソリンの販売が行われた。

３月21日　国が調達したタンクローリー３台が郡山市に留め置かれていたので、市では資格者を探して受け取りに行くこととした。ただ、留め置かれていたのは空のタンクローリーだったので、燃料（灯油・軽油）を宇都宮油槽所（栃木県上三川町）で積み込み、本市まで運ぶよう手配した。

３月23日　緊急車両限定の給油所は原町区の相馬ガス青葉町店の１か所。

灯油・軽油が入荷したので、灯油の配布方法について検討する。

３月24日　緊急車両限定の給油所は原町区のJA石神の１か所。灯油は原町区のJA石神・本町の２か所で販売した（1000円単位で１人3000円まで）。

３月25日　相馬ガス本町店でガソリン・軽油を販売した（1000円単位で１人3000円まで）。

午後、原町区の福祉会館で灯油が630人に販売された。

３月26日　４か所の給油所でガソリン・軽油が販売された。1000円単位で１人3000円までとしていたたが、うち１か所の給油所では満タン給油が可能になった。小型タンクローリーで灯油の巡回販売が行われた。

３月27日　３か所の給油所でガソリンが販売された（1000円単位で１人3000円まで）。また、小型タンクローリーで灯油の巡回販売が行われた。

３月28日　緊急車両限定の給油所は原町区のJA石神の１か所。これとは別に、一般車両用に３か所の給油所でガソリンが販売された（1000円単位で１人3000円まで）。また、このほかに５か所の給油所で販売された。

３月29日　７か所の給油所でガソリンが販売された。

３月30日　７か所の給油所でガソリンが販売された。

３月31日　急車両限定給油所は加藤建材工業のスタンドで、ほか計７か所の給油所でガソリンが販売された。

４月１日　民間ベースでの安定的なガソリン供給が可能となる。

【業務を振り返って】

３月12日には、前日に発注した燃料がタンクローリーで配送されたが、翌日になってからは物流がストップした。燃料が市内に入ってこなくなり、物資の運搬や市民の避難にも支障をきたすようになった。特に、福島第一原発の事故が深刻さを増しているさなか、避難しなければと思う反面、車のガソリンが少ししかないため、自宅や避難所にとどまる市民が数多くいた。

写真１　閉店状態のガソリンスタンド（原町区長野　平成23年３月13日撮影）

市では、国の手配によりタンクローリーを確保して、なんとか市内へガソリン等を運んだものの、市民にとって十分な量ではなかった。

また、一般市民向けの給油の際には、当日の朝、給油できる店舗を防災行政無線や携帯電話の防災メールで周知した。しかし、周知する前から、ガソリンスタンドに向かって長蛇の列ができた。これは、夜中、市に到着したタンクローリーが給油所に荷卸ししている情報が拡散したためと思われる。給油所の従業員が避難して閉店しているなか、給油のため、店主にとりあえず店を開けてもらい、給油作業は市の職員が行うなど、緊急的な対応となった。また、車が殺到して混乱がみられたため、消防団や警察にも詰めてもらい雑踏の整理を行う必要があった。

３月末になっても、福島第一原発から30km圏内の屋内退避指示区域には、タンクローリーがほとんど入ってこなかった。一方で、給油所の従業員が徐々に戻ってきた状況もあることから、市では、市内の石油業協同組合と相談して、国が調達して市内に留め置いてあったタンクローリーを使い、いわき市や栃木県から燃料を市内に運ぶこととした。運転手が確保できない時期には、自衛隊の運転協力を得た。

そして、この応急活動は、４月22日の屋内退避指示の解除、緊急時避難準備区域の設定まで続いた。

写真２　給油に並ぶ車列（原町区信田沢　平成23年３月18日撮影）

写真３　給油に並ぶ車列（原町区上町　平成23年３月27日撮影）

写真４　自衛隊による燃料搬入（平成23年３月18日撮影）

写真５　燃料輸送に使用されたタンクローリー（平成24年３月29日撮影）

あの時のこと

㈱野地商会代表取締役　野地庄蔵

３月11日　地震発生、津波被害は客から聞いていたが、ガソリン販売の忙しさで22：00まで営業。市役所から避難所への灯油配達依頼。余震と緊急連絡のため会社で徹夜。パートの高橋さん（19歳）は地震前の14：00に退社（４月中旬に津波で死亡を知らされる）。

12日　スタッフ安達さんの母が行方不明のため本人を帰宅させる。ガソリン販売を14：00まで行うが、在庫不足で閉店。14：00以降、灯油配達。福島県から新地町役場の重機に配達要請あり。15：00頃、第一原発1号機爆発。余震と緊急連絡のため会社で徹夜。

13日　朝、大杉商事で緊急組合支部会議、避難場所への灯油配達確認。マツモト来社し1号機の爆発と自衛隊避難の情報。避難所への灯油配達は妻が対応するも、20：00に泣きながら帰ってくる。自分は福島県の要請で新地町役場の重機へ配達。21：00帰社。今日は次女の誕生日。

14日　朝、大杉商事で緊急組合支部会議、大杉商事が避難所へ灯油配達を確認。マツモト来社し、２号機爆発、双葉地方の避難の情報。市立病院の重油手配つかず。消防署へ軽油配達。その際、火力発電所の火災の情報。長女を仙台から連れてくる。

15日　大杉商事で組合の緊急会議、さよなら宣言。消防署にローリーごと軽油を預ける。14：00家族が長野県松本へ避難。自分は18：00松本へ避難。24：00資源エネルギー庁に現状報告。

24日　帰還。

25日　ガソリン供給開始。企業としての復興スタート。

―いま思うこと―

避難や死亡により、スタッフと別れなければならなかったことが辛かった。会社はチームで動くものであり、社長一人ではどうにもならない。社員は宝。

ガソリンの供給ができないため、何人かの命を救うことができなかった。透析をするために他地域に行く、津波で流された家族を捜しにいく人、ごめんなさい。

家族６人いっしょに、嫁にいった妹のいる松本で10日間すごした。北アルプス、上高地は見ただけであるがすばらしかった。いつか、登ったり散策してみたい。松本でみるテレビで被災地のガソリンスタンドが大行列になっていることを知り、早く開業させるのが被災地の混乱を小さくさせることであると感じた。でも石油メーカーからの供給が見えないのに、あせって帰還しても仕方ないと思い、市役所から連絡があるまで結局10日間避難を続けた。避難せずに国幹旋の石油を販売してくれたガソリンスタンドの方がたには頭が下がります。

第５章　放射性物質による汚染

第１節　除　染

１　線量低減化活動

［線量低減化活動支援事業］

【経　緯】

福島第一原発の重大事故に伴い、放射性物質の影響から地域住民の生活空間の安全・安心を確保するため、子どもたちが生活空間として過ごす時間が多い通学路や公園等における放射線量の低減を図ることを目的とした。

側溝等の清掃や草刈りなどによって線量低減化の活動を行う行政区やPTA、ボランティア、自治会等の地域団体を支援した。

【実施内容】

１．実施期間

平成23年（2011）８月～25年（2013）12月

２．対象地域

市内全域（警戒区域および計画的避難区域を除く）

３．対象活動

（1）通学路、側溝、公園などにおける放射線量の測定調査および清掃、草刈りなど放射線量の低減のための活動。

（2）事業の効果を確認するため、事業実施前後の放射線量測定。

写真１　原町区下太田地内での草刈り・清掃作業
（平成23年８月28日撮影）

４．対象経費

- 備品購入費（空間線量計、高圧洗浄機、草刈機など）
- 消耗品費（作業着、カッパ、ゴーグル、長靴、ヘルメット、安全帯、脚立、はしご、手袋、腕カバー、足カバー、マスク、ブラシ、タワシ、スコップ、ハンドショベル、草刈り鎌、ホウキ、熊手、ちりとり、スコップ、ごみ袋、麻袋、フレコンバッグ、リアカー、一輪車、ホース、シャワーノズル、バケツ、洗剤、雑巾、キッチンペーパー、シート、事務用品など）
- 燃料費（ガソリン代）、印刷費（コピー代、写真代）、保険料（参加者の損害保険料）、使用賃借料（車両の借上料）など

５．補助額

１団体当たり限度額50万円

６．活動の実績

年　度	実施団体数	実施数量	
		施設数	道路延長（km）
平成23年度	54	23	116.1
平成24年度	15	4	37.6
平成25年度	7	0	20.6
合　計	76	27	174.3

【事業を振り返って】

住んでいる所が放射線物質に汚染され、健康被害をはじめとする心理的ストレスを受けながら生活をしている住民にとって、放射線量を低減させることは喫緊の課題であった。しかし、国をはじめとする行政では、除染[*1]の枠組みすら決められておらず、また、線量低減の取り組み主体をどうするかも示されていなかった。

このようななか、行政の手が届いていない箇所について、地域の人びとやボランティアが活動し、その活動について行政が費用を補助する制度はやむを得なかったとしても、行政が主体的に除染作業を行うという姿勢を示せなかったのは残念であった。

また、除染作業は、目の前にある見えない放射性物質を取り除く作業であり、当然、線量の高い場所で作業することもあるため、外部被ばくのリスクが伴っていた。そういった作業に行政が手を出さず、十分な知識のない住民に任せる結果になってしまった。

さらに、放射線量の低減という今までに経験のない活動であったため、住民はもちろんのこと、市職員も勝手が分からず困惑することも多かった。なかでも、取り除いた土砂は放射性物質に汚染されていたため、それを入れた土のう袋をどこに保管するかが大きな問題になった。市による仮置場が確保されていなかったため、実施団体それぞれが空き地を探して保管することとなった。

このような問題はあったものの、生活空間の線量低減を図り、住民の不安を取り払うため早期の対応ができたと思う。

写真２　原町区下太田地内での清掃作業（平成23年８月28日撮影）

＊１　除染とは、生活する空間において受ける放射線量を減らすために、放射性物質を取り除いたりすること。

２　学校敷地の土壌改善

［学校敷地等表土改善事業］ほか１事業

【経　緯】

福島第一原発事故に伴い、放射性物質が広範囲に降下した。このため、学校施設においても早急に除染を行い、空間放射線量を低減させ、学校敷地を安全な環境に戻す必要があった。

【課題と対応】

平成23年（2011）当時、本市では全市的な除染を行うべくさまざまな検討を行っていたものの、仮置場の設置等に相当の時間を要するとみられていた。このことから、一刻も早い学校の再開に向け、学校敷地内の除染で発生した除去土壌等は自校の校庭に一時的に埋設保管することとした。この方法は本市だけでなく、福島県内のほかの市町村も同様であった。

【事業の特徴】

事業は、おおむね下記の４ステップで進められた。

１．除去土壌を埋設するため各学校のグラウンドを掘削。掘削深度はグラウンドの土質によりまちまちであったが、深いところでは２ｍ程度であった。

２．並行して学校敷地内の除染。校庭の表土を剥ぐほか、側溝・花壇など、敷地内のあらゆる場所の除染を実施。

３．除去土壌等を、遮水シートにくるむようにしてグラウンドに埋設。

４．除去土壌等を埋設した後、45cm程度の覆土を行った。これは科学的にみても十分な遮蔽効果があるものである。

【進捗状況】

平成23年度内に、警戒区域内を除くすべての小・中学校の除染を終えた。

同年９月30日に緊急時避難準備区域が解除され、原町区内の一部の小・中学校では10月から自校での授業が再開された。

【事業を振り返って】

学校の敷地内に除去土壌等を埋設するというやむを得ない方策ではあったが、除染の効果は一定程度みられた（表１）。このことにより、原町区の小・中学校は平成24年（2012）２月までにすべて自校での授業が再開できるようになった。

一方で、遮水シートを埋設したことでグラウンドの水はけが悪くなった学校もあることから、今後、埋設除去土壌を撤去するにあたっては、表土の改善も課題となってくるものと考えられる。

表１　小・中学校埋設保管除去物量および除染効果（平成23年度）

区分	学　校　名	除去物量（㎥）	除染前放射線量（μSv/ｈ）	除染後放射線量（μSv/ｈ）
小学校	原町第一小学校	919.8	0.91	0.33
	原町第二小学校	825.9	0.66	0.19
	原町第三小学校	1,033.0	1.31	0.25
	高平小学校	589.9	0.56	0.14
	大甕小学校	690.0	0.31	0.14
	太田小学校	700.0	0.88	0.18
	石神第一小学校	998.0	1.15	0.20
	石神第二小学校	1,013.0	1.53	0.17
	鹿島小学校	901.0	0.65	0.28
	八沢小学校	552.0	0.58	0.15
	上真野小学校	626.9	0.61	0.08
中学校	原町第一中学校	1,330.0	0.66	0.24
	原町第二中学校	1,473.3	0.79	0.23
	原町第三中学校	1,224.0	0.71	0.29
	石神中学校	998.0	1.96	0.20
	鹿島中学校	2,419.9	0.93	0.22
	合　計	16,294.7		

＊放射線量は各学校複数の測定ポイントのうち１か所のみを記載（地上1cm）

写真１　高平小学校の表土改善（平成23年10月４日撮影）

写真２　石神中学校の表土改善（平成23年10月12日撮影）

３　除染実施計画と除染

［生活圏除染事業］ほか４事業

【除染実施計画策定の経緯】

本市は、平成23年（2011）３月の福島第一原発事故により、全域にわたって放射性物質に汚染され（図１）、市民生活への不安や風評被害などにより経済活動にも大きな影響が出ていた。

この放射性物質による汚染は、その原因者である東京電力㈱と原子力政策を推進した国が全責任を負い、すみやかに除染（放射性物質を除去すること）を行うよう、本市として強く要望してきた。しかし、これを待っていても市民の不安を解消できないことから、市として同年７月に「南相馬市放射性物質除染方針」を策定し、公共施設の除染を中心に取り組んだ。特に、８月と９月を除染強化月間と位置付け、放射線の影響を受けやすい子どもが安心して生活できる環境を取り戻すことがもっとも重要と考え、学校や通学路、公園などの除染を実施した。この除染は、線量低減化活動支援事業（県補助）を活用し、行政区やPTAなどの地域のコミュニティーが中心となって実施した。

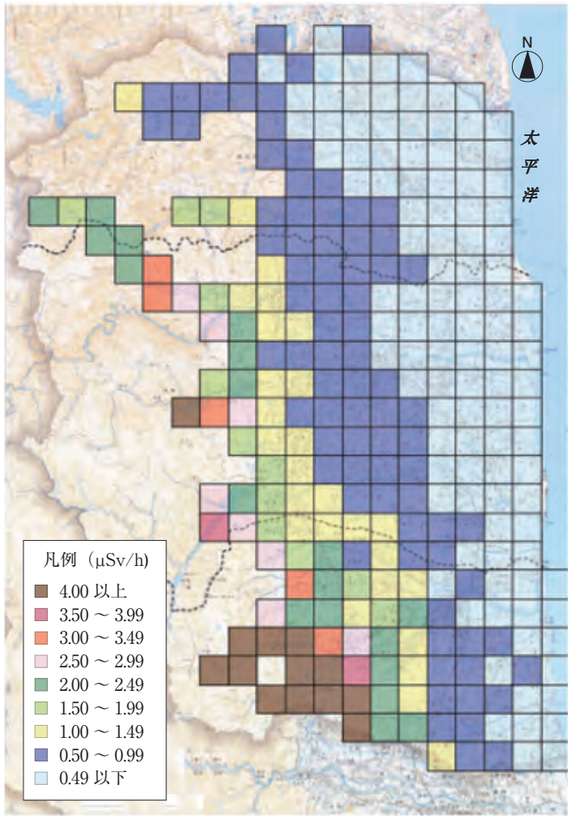

図１　平成23年７～10月の市内空間線量分布図
（地上１ｍ）

国は、放射性物質による環境の汚染が人の健康等に及ぼす影響を低減するため、同年８月30日「放射性物質汚染対処特措法[*1]」を公布し、「除染特別地域」と「汚染状況重点調査地域」を規定した。さらに同年12月14日、「汚染廃棄物対策地域の指定の要件等を定める省令」が公布され、小高区全域と原町区南部の警戒区域、原町区西部の計画的避難区域は「除染特別地域」として環境省が除染を実施し、除染特別地域以外については「汚染状況重点調査地域」として市が除染を実施することになった。

しかし、「放射性物質汚染対処特措法」の全面施行は翌24年（2012）１月１日であり、震災から８か月経過した時期になっても、除染の具体的な進め方等について、国からの情報はなかった。多くの市民が姿の見えない放射能におびえ、市外での避難生活を余儀なくされるとともに、健康への不安を抱えながら暮さなければならない状況が続いていた。このことから、放射性物質からの影響に対する不安を解消し、市民が、特に本市の将来を担う子どもたちが、今後も安心して住み続けられる環境を取り戻すためには、市内全域を除染することが必要と判断し、11月に「南相馬市除染計画（第一版）」を策定した。

【除染実施計画の策定と改定内容】

平成23年11月10日　「南相馬市除染計画（第一版）」の策定。

平成25年（2013）１月29日　「南相馬市除染実施計画（第二版）」の策定。

「放射性物質汚染対処特措法」に基づく法定計画として策定。除染作業の着手が遅れているという現状を踏まえ、計画期間を平成24年度と25年度の２年間から、24年度から26年度までの３年間にした。また、計画期間を１年間延長したことから、市民の年間の追加被ばく線量の低減率を、半減から60％減少に改めた。

平成25年６月26日　「南相馬市除染実施計画（第二版）」の改定。

年間５ミリシーベルト超を含む区域の除染方法を見直した。

平成26年（2014）１月24日　「南相馬市除染実施計画（第三版）」の策定。

比較的線量の低い「その他の区域」について、放射線量の現状を踏まえた除染方法の見直しと「追加被ばく線量が年間１ミリシーベルト以下」とする目標を、「長期的な目標」から「計画期間内の目標」に改めた。また、仮置場設置の遅れ等により除染作業の着手が遅れているため、計画期間を平成24年度から26年度の３年間から、28年度（2016）までの５年間とした。

平成27年（2015）３月２日　「南相馬市除染実施計画（第四版）」の策定。

局所的な汚染箇所とする値の設定について、より安全・安心の側に立った値に変更した。また、農地除染について、除染作業をはじめ一時集積所から仮置場への搬入など、一部業務を継続して実施する必要があることから、農地除染に係る計画期間を平成29年（2017）３月までに見直した。

平成29年３月21日　「南相馬市除染実施計画（第五版）」の策定。

再汚染や取り残しなどの除染の効果が維持されていない箇所のフォローアップ除染を実施するため、また、新たに除染が必要となった箇所の除染を実施するため、計画期間を１年間延長し、平成30年（2018）３月末日までとした。

平成30年６月１日　「南相馬市除染実施計画（第六版）」の策定。

里山再生モデル事業を活用して、国見山森林公園の除染を行うため、計画期間を２年間延長した。

＊１　平成23年８月30日法律第110号「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」

【除染方針と目標】

１．生活圏除染

生活圏の除染目標は、平成26年12月末までに平成23年９月と比べて、年間追加被ばく線量を60％低減させることを目指し、とりわけ放射線の影響を受けやすい子どもの生活環境については、60％以上の低減を目指した。なお、長期的な目標は、追加被ばく線量が年間１ミリシーベルト（空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト）以下となることとした。

国道６号沿いの東西に設定した比較的線量が低い区域[*2]については、平成29年３月末までに長期的目標である追加被ばく線量が年間１ミリシーベルト以下となることを目標とした。

除染を行う際は、図２のとおり追加被ばく線量の高低などにより区域を分け、以下のとおり、汚染の状況に応じた除染方針により、効果的かつ効率的に市内全域を除染することとした。

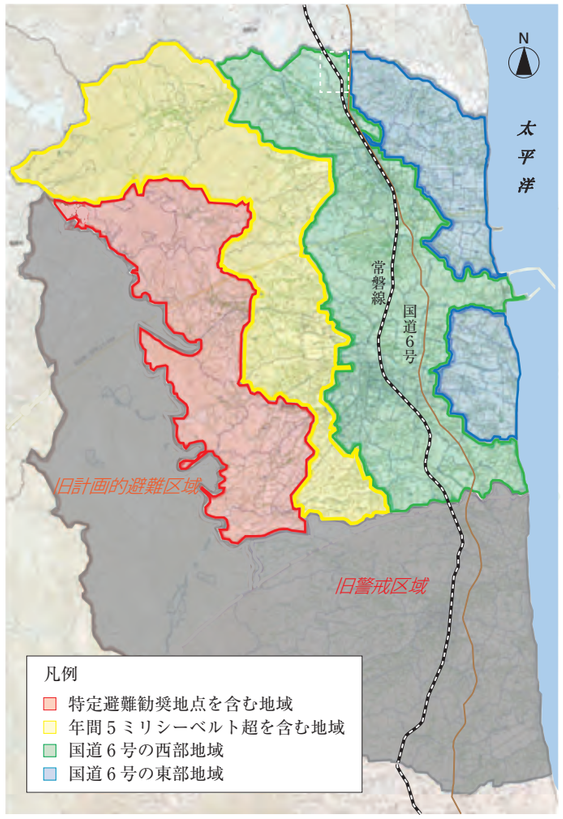

図２　除染実施範囲地域区分

(1) 特定避難勧奨地点を含む除染実施区域（赤）および年間５ミリシーベルト超を含む区域（黄）。

比較的線量が高い区域であるので、庭の土壌除去などの除染方法も選択肢としながら、一面を対象として除染を行う。

(2) その他の除染実施区域（緑・青）

比較的線量が低い区域であるが、庭、舗装など局所的に高い空間線量率を示す箇所について、表土除去・埋め戻し、洗浄を行うなどの方法で除染を行う。

２．農地除染

農地除染の目標および長期的な目標は、近隣住民や農業従事者に与える放射線量を低減する観点から生活圏と同じとした。また、農業生産を再開できる条件を回復させるという観点から、農地の放射性セシウム濃度を土壌１kg当たり1000ベクレル以下にできるよう配慮するとともに、農畜産物から放射性セシウムが検出されないことを目標とした。

農地除染を行う際は、農地土壌中の放射性セシウム濃度により区域を分け、空間線量率と放射性セシウム濃度の低減、除去土壌の発生抑制の双方を勘案しながら、市内全域を除染することとした。

(1) 土壌１kg当たり5000ベクレルを超える農地を含む除染実施区域

耕起を行っていない農地は、表土削り取り・客土、水による土壌攪拌・除去などを選択して除染を行う。耕起を行っている農地は、反転耕、深耕などによる除染を行う。

(2) 土壌１kg当たり5000ベクレル以下の農地を含む除染実施区域

耕起を行っていない農地の表土の削り取りなどの方法も選択肢としながら、基本的に反転耕、深耕などによる除染を行う。

３．計画の期間

除染実施計画（第三版）を策定した平成26年１月には、平成29年３月までとしていた。そして、仮置場で保管する除去土壌の搬出が終わり、仮置場が解消されるまでを計画の期間とした。なお、市では、令和４年度（2022）末までの仮置場解消を目指している。

４．除染の区域およびその実施者

(1) 国、県、市および独立行政法人等が管理する土地

原則としておのおのの管理者によって除染を実施する。

(2) 生活圏（住宅・事業用建物およびその用地、主たる住宅から20mの範囲の森林）

原則として、市が実施する。

(3) 農地（田、畑、牧草地、畦畔、法面、農道、水路、農地等から20mの範囲の森林）

原則として、市が実施する。

【除染効果試験事業】

南相馬市除染計画に基づく本格的な除染を始める前に、試験的に除染技術の検証を行い、課題を洗い出し、今後の活動に資することを目的として実施した。

【生活圏除染の実施内容】

１．課題と対応

(1) 南相馬市除染推進委員会の設置

放射性物質や農地に関する専門家、関係市職員で構成する「南相馬市除染推進委員会」を設置し、生活圏除染および農地除染の方法等について委員からの助言・指導等を得ながら除染を実施した。

(2) 除去土壌等の保管

除染で発生する除去土壌等は現地に置かず、仮置場で安全に管理・保管することとした。

＊２　市は、福島第一原発事故による空間線量率の高低により、図２のとおり区域を分けて除染を実施することにし、赤・黄区域を比較的線量が高い区域、緑・青区域を比較的線量が低い区域とした。

(3) 福島第一原発から20km圏の境界地域の除染

原町区「高」「大甕」「小浜」行政区は、福島第一原発から20kmの境界上にあり、環境省が除染を実施する地域と市が除染を実施する地域に分かれた。しかし、国の避難指示区域等の設定によって、賠償をはじめとしたさまざまな措置に違いが生じ、地域コミュニティーが分断される状況になっていた。さらに、除染についても行政区を分けて環境省と市が実施した場合、実施時期や方法に差異が生じるため、住民の除染に対する不満が懸念された。このことから、市と環境省が協議を行い、「高」「大甕」「小浜」は、行政区の全域を環境省が除染を行うこととした。

(4) 避難指示解除をするにあたり国が実施した除染の確認と評価

市内の避難指示解除準備区域と居住制限区域を解除するにあたり、国が実施した除染について、市は、除染が逐一実施されたことを確認するとともに、その効果を評価した。

2．事業の特徴

(1) 地元業者の活用

除染を行う事業者は、指名型プロポーザル方式[*3]により選定し、市内の事業者を活用するため、南相馬市復興事業協同組合との共同事業として除染を実施した。

(2) 除染の優先順位

生活圏除染は、比較的線量が高い市の西側から先行して除染を開始した。加えて、成人に比べて放射線の影響を受けやすい未就学児や妊婦が居住する住宅を優先した。

(3) 除染の流れ

①同意書の発送
②除染作業説明会の開催
③生活圏除染の同意取得
④宅地調査、除染前モニタリングの実施
⑤除染作業計画書の送付
⑥除染作業の実施
⑦除染後モニタリング
⑧作業完了報告書の送付

3．除染作業の方法

(1) 宅　地

図３の①から③については、放射性物質が風雨により偏在しやすい場所であることから、すべての区域で放射線量に関わらず、除染を実施した。

比較的線量が高い区域については、4から9を面的に実施した。また、比較的線量が低い区域については、4から9の線量に応じて局所的に除染を実施した。

＊３　プロポーザル方式とは、複数の事業者に目的（この場合は除染）に対する企画を提案してもらい、そのなかから優れた提案を行った事業者を選定すること。

図３　宅地の除染方法

(2) 道　路（図４）

路肩は除草をし、道路（歩道）部分は高圧洗浄、側溝部分は汚泥除去・高圧洗浄を実施した。

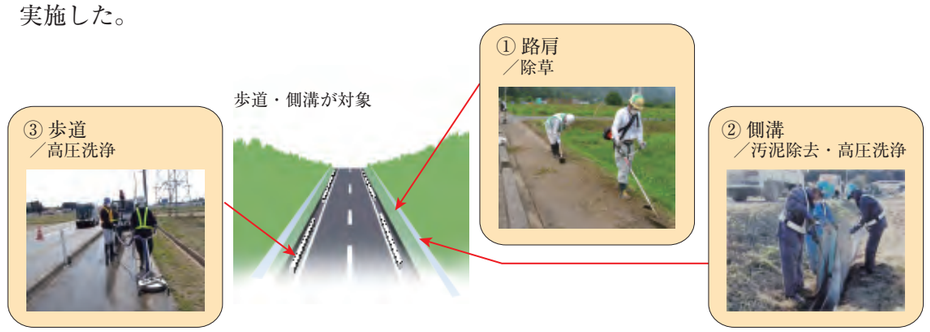

図４　道路の除染方法

(3) 生活圏の森林・屋敷林（図５）

母屋から半径20mを範囲として下草や落葉の除去、堆積有機物の除去を実施した。

比較的線量が高い区域については面的に、比較的線量が低い区域については、線量に応じて除染の要否を判断して除染を行った。

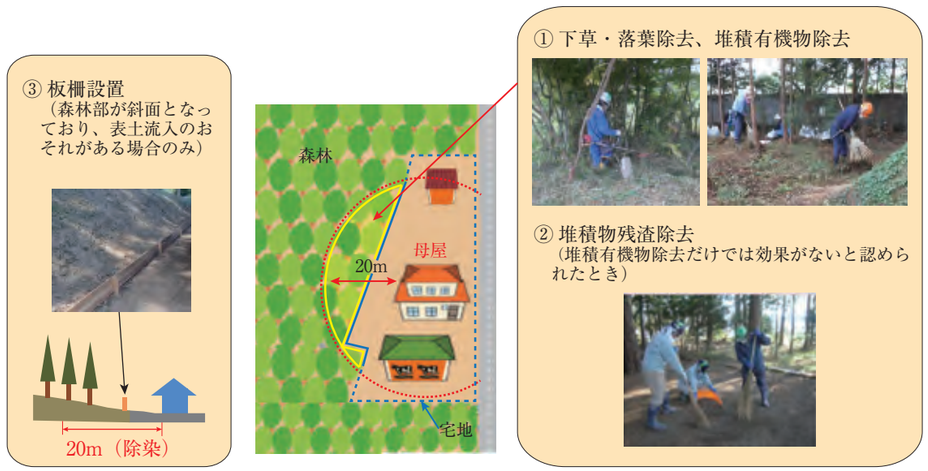

図５　生活圏の森林・屋敷林の除染方法

(4) 水の処理

除染作業で発生した水については、仮置場内にて浄化処理を行った。

(5) フォローアップ除染

平成29年度までに実施した生活圏除染の事後モニタリング測定結果を環境省へ提出した。そのなかで、年間追加被ばく線量の推計値が、国の長期的な目標である年間１ミリシーベルトに達した箇所の対応について環境省と協議を行った結果、130か所のフォローアップ除染を実施することになった。

４．進捗管理

(1) 市が除染を行った地域については、市と事業者で構成する全体工程会議を毎月１回開催し、事業の進捗および課題整理等を行った。

(2) 国が除染を行った地域については、市・国・事業者で構成する全体工程会議を毎月１回開催し、事業の進捗および課題整理等を行った。

【農地除染の実施内容】

１．課題と対応

(1) 農地除染の作業体制確保

営農再開に向けて、市内全域の広大な農地を速やかに除染することが求められ、除染作業に必要なトラクタなどの農業用機械や除染作業員の確保が課題となった。そこで、効率的に除染作業を行うため、地域の農地の状況（耕土深、石礫の有無、水はけなど）をよく把握し、また、深耕･反転耕などの作業方法に精通している地元農家（復興組合、保全管理組合、農業生産法人等の団体を含む）の協力を得て、除染作業を実施していった。このように、農地所有者が見知っている地元農家が除染作業を行うことで、正確かつ速やかな進捗が図られるとともに、農地所有者の安心にもつながった。

さらに、農家自らが除染作業を行うことで営農再開への意欲向上を促すとともに、副次的には、震災後使われていなかった農業用機械が稼働することによって、機械の機能維持が図られ、除染後の速やかな営農再開につながっていった。

(2) 作付け予定農地への対応

すべての農地を一斉に短期間で除染することは量的に困難であり、無計画に除染作業を進めていった場合、作付けの予定がある農地の除染が間に合わず、営農再開への意欲減衰につながるおそれもあった。そこで、作付けに係る意向確認を行ったうえで、作付け予定農地の除染を優先的に行い、作物栽培に支障が出ないようにした。

(3) 除染作業従事者の放射線管理

地元農家が除染作業を行うことになったものの、除染作業による放射線被ばくを不安視する声があった。そこで、除染作業を行う地元農家には、放射線に関する研修を必ず受講してもらい、放射線および放射線防護に関する正しい知識を学んでもらった。除染作業時には放射線測定器を携帯して、放射線量の記録管理を行うことで、追加被ばく線量を可視化して不安払拭に努めた。

２．事業の特徴

(1) 農業用水路除染

農業用水路の下流側から除染を行った場合、上流からの放射性物質の流下による除染効果の低減が懸念された。このため、地元農家や水利組合等に確認をしながら、水系ごとにフロー化したうえで、水系の上流部から順序立てて除染を行った。

狭小なものも含めてすべての農業用水路を把握するため、説明会開催時には地図を用意し、農業用水路の利用者・管理者に農業用水路の図示に協力を求めた。また、当該地図を集会所などに一定期間備えておくことで、農家が除染対象の農業用水路を把握し、また、現地確認後に地図へ書き込みできるようにして、漏れをなくすように努めた。

除染方法は、U字溝、土側溝、枡などの堆積物除去、U字溝の高圧水洗浄、水路周辺の除草であった。また、除染除去物のうち、水分を多く含んだ堆積物（おもに泥）は汚泥吸引車で除去し、濁水処理による減容化を図った。

（2）農地除染の流れ

①事前調査（土壌養分分析）・事前モニタリング
②同意書・農地状況調査票・事前モニタリング報告書発送
③地元説明会開催
④農地除染の同意取得
⑤農地状況調査票を基に除染計画作成。農地所有者等の除染計画承認
⑥除染作業
⑦直後モニタリング
⑧農地所有者等の除染実績承認
⑨モニタリング報告書発送
⑩事後モニタリング

3．除染作業の方法

農地除染は、深耕、反転耕、表土削り取りのいずれかの方法で行うこととしていたが、約９割の農地では深耕を行った。

（1）深　耕

深耕ロータリー等を使用して、深さ30cm程度を基本として深く耕し、地力回復を目的として土壌改良材の散布を行った（図６）。

土壌改良材散布量（深耕20cm散布量）

種　類	散布量（kg /10a）
ゼオライト	500
けい酸カリ	30
ようりん	40
堆肥（牛糞）	300

＊水稲作付等の栽培管理（倒伏等）を考慮し、堆肥（牛糞）の散布量を減らすことができる。

図６　深耕による除染方法

（2）反転耕

プラウ付きトラクタ等で放射性セシウム濃度の低い下層土壌を上層に反転した。耕土30cm以上の農地で実施し、地力回復を目的として土壌改良材の散布を行った（図７）。

土壌改良材散布量

種　類	散布量（kg /10a）
ゼオライト	反転前：　150 反転後：1,000
けい酸カリ	60
ようりん	80
堆肥（牛糞）	1,000

＊水稲作付等の栽培管理（倒伏等）を考慮し、堆肥（牛糞）の散布量を減らすことができる。

図７　反転耕による除染方法

（3）表土削り取り

バックホウで５cm程度表土を削り取り、大型土のう袋に詰め込み仮置場等へ搬出した。削り取ったあとは、削り取る前の高さまで客土し、地力回復を目的として土壌改良材の散布を行った（図８）。

土壌改良材散布量

種　類	散布量（kg /10a）
ゼオライト	1,000
けい酸カリ	40
ようりん	60
堆肥（牛糞）	1,000

＊水稲作付等の栽培管理（倒伏等）を考慮し、堆肥（牛糞）の散布量を減らすことができる。

図８　表土削り取りによる除染方法

（4）石礫破砕

深耕または反転耕の実施に伴い、下層にあった石礫が上層に出てきて営農に支障をきたす場合、ストーンクラッシャーによる破砕処理を行った。

(5) 土壌改良材の散布

除染後速やかに営農を再開できるように、地力回復を目的として土壌改良材を散布した。その散布量は、市内の農地土壌をサンプリングし、養分分析を行ったうえで算出した。

(6) 農道除染

農道は、水路および農地除染の作業のために使用する頻度が高かったため、農地等の除染作業の完了後に除染を行った。

特定避難勧奨地点を含む区域および年間５ミリシーベルト超を含む区域では、舗装道路を高圧水洗浄、未舗装道路を表土・砕石の削り取り、そして、路肩の除草により除染を行った。また、比較的線量の低い国道６号の沿いでは、おもに路肩の除草により除染を行った。

(7) フォローアップ除染

平成29年度に実施した農地事後モニタリングの測定結果を環境省へ提出し、フォローアップ除染の要否について協議を行った。その結果、年間追加被ばく線量の推計値が、国の長期的な目標である、年間１ミリシーベルトに至った箇所はなかったため、フォローアップ除染の対象農地はなかった。

４．進捗管理

(1) 広大な農地、農業用水路、農道の除染を一斉に行ったため、工程会議を毎週行うことで進捗状況の共有化と可視化を図りながら管理を行った。また、地元農家に、委託業者の下請け組織である復興組合等に所属してもらうことで、作業状況を集約し、進捗管理、出来形管理を効率的に行った。

(2) 市が除染を行った地域については、平成29年に南相馬市除染実施計画に基づく除染作業およびフォローアップ除染が完了した。

(3) 国が除染を行った地域については、平成29年３月に特別地域内除染実施計画（南相馬市）における除染対象のうち、同意を得られたものに対する面的除染が完了した。

【事業の実績】

１．事業量

福島第一原発から20km圏外の市が行った除染実施数は、宅地件数が１万8678件、フォローアップ除染が130件、247か所実施した。

道路については、912.8km、農地については、3899haの除染を実施した。

生活圏除染については、平成24年６月に作業を開始し、29年９月にフォローアップ除染も含め完了した（表１）。

農地除染については、平成26年８月に作業を開始し、28年３月に完了した（表２）。

表１　生活圏除染の地区別実施状況

凡例：は特定避難勧奨地点を含む地域　は年間５ミリシーベルト超えを含む地域　は国道６号の西部地域　は国道６号の東部地域　はフォローアップ除染を実施した地域

表２　農地除染の実績

作業区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
事前モニタリング						
農業用水路						
農地（水田、畑、農道）						
一時集積所の造成・搬入						
一時集積所の管理・撤収						

写真１　除染の説明会（平成25年11月７日撮影）

写真２　除染作業員の朝礼（平成26年７月撮影）

写真３　林縁部の枝打ち（平成27年５月25日撮影）

写真４　道路の除染（平成27年10月撮影）

＊写真２・４は、環境省除染アーカイブサイト（http://josen.env.go.jp/archive/area/?minamisouma）より転載

２．除染の効果

除染の効果については、図９・10のとおり。

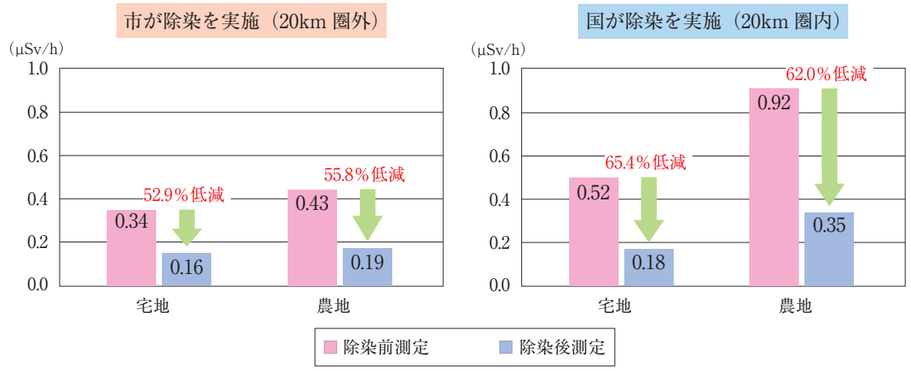

図９　除染前モニタリングと除染後モニタリングの比較

①福島第一原発から半径20km 圏外（鹿島区、原町区）

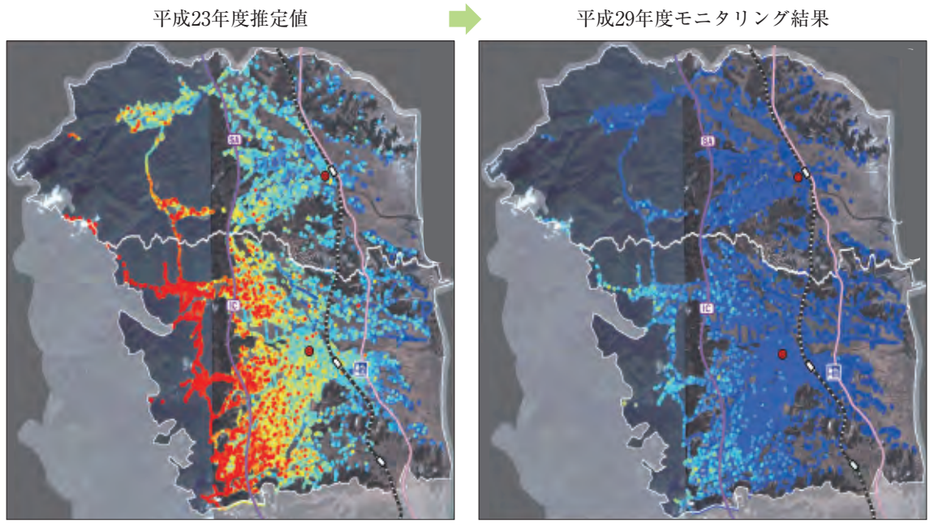

②福島第一原発から半径20km圏内（小高区、原町区の一部）

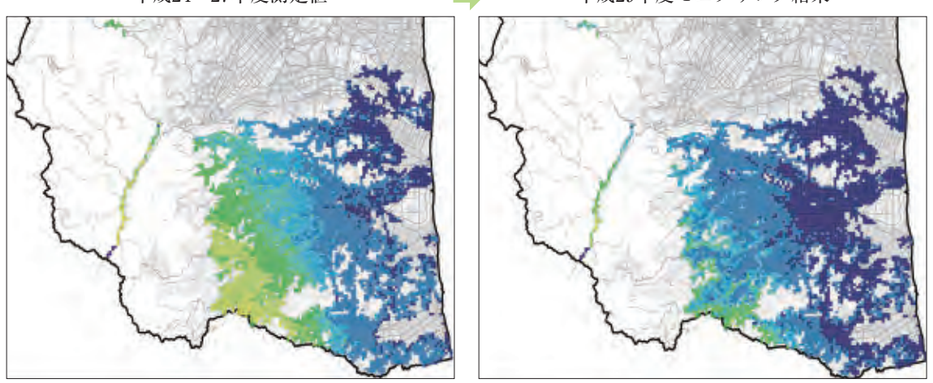

図10　除染前の空間線量率と平成29年度のモニタリング結果

＊②は環境省　除染情報サイト（http://josen.env.go.jp/area/details/minamisouma.html）より引用編集

３．情報発信

市では、一通りの除染が完了したことから、除染の効果や環境回復の状況を市民および国民に広くお知らせするためにリーフレットを作成した（写真５）。

作成したリーフレットは、イベントでの配布のほか、他の自治体に配布依頼をしたり、市内の公共施設に配布したりするなど広く情報発信を行っている。

また、市のホームページでもリーフレットを公表している[*4]。

写真５　リーフレット第１弾（左）：環境回復への挑戦～その軌跡～（平成29年10月発行）
リーフレット第２弾（右）：環境の回復から「くらし」の回復へ（平成31年３月発行）

試行錯誤の除染作業

主査・40代男性

除染は、世界でも類を見ない事業であり、これまで経験をしたことがない特殊な環境のもと、事業を実施した。

除染を実施したからといって、線量が完全になくなる訳ではなく、環境によっては放射線量がうまく下がらないこともあった。その際、現場を見たり、専門家に相談をしたりするなど試行錯誤をしながらの作業となった。

また、除染は法律により、国が定めた除染関係ガイドラインに基づき除染作業を実施する必要があり、市民の思いと国の制度との板挟みになることもあった。

平成24年に除染を開始した頃は、除染がいつ終わるか、または終わることができるのかと不安に駆られながら作業を進めたが、平成29年に一通りの除染を完了することができた。

現在は、除染で発生した除去物を保管する仮置場から、中間貯蔵施設へ搬出を行っているところであり、引き続き市内の環境回復に努めたい。

＊４　南相馬市ホームページ（https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/13/1360/13601/１/2386.html）

４　除染除去土壌の仮置場・一時集積所

［除去土壌等仮置場設置管理事業］

【経　緯】

除染に伴い発生する除去土壌等については、国が設置する「中間貯蔵施設」に搬入することになっており、当初の予定では、平成27年（2015）１月を目途に中間貯蔵施設を供用開始するとしていた。

しかし、国の中間貯蔵施設の設置を待っていては除染が進まないことから、市では、その設置を待つことなく除染を実施し、除去土壌等を保管できるよう、市内各地に仮置場および一時集積所[*1]を設置することにした。

【仮置場の設置】

１．課題と対応

仮置場の設置について、当初、放射性物質に汚染された土壌等を市内数か所に集約することを考えていたが、候補地周辺の住民から、放射線量の高い除去土壌を持ってくるなという強い反対意見が出されるなど理解が得られず、設置まで時間を要することとなった。しかし、一方では、仮置場の必要性について、住民に一定の理解が得られ、行政区によっては、設置場所の提案があるなど、徐々に設置できる環境が整っていった。

このように、仮置場の設置については、非常に取り組みが難しい課題であったが、地域内での合意形成の努力と市の粘り強い働きかけにより対応してきた。

２．事業の特徴

（1）仮置場の集約設置

比較的線量が高い区域は行政区ごとに仮置場を設置し、比較的線量が低い区域は地域の実情を考慮しつつ、複数の行政区共用の仮置場を集約設置した。

なお、国が除染を行う除染特別地域（福島第一原発から半径20km圏内）については、国が仮置場を確保し除染を実施した。

（2）仮置場の仕様（図１）

①仮置場の最下部に保護マットを敷き、水田や下部遮水シートを保護。
②除去物の上部に通気性防水シート、下部に遮水シートを敷き、雨水等の浸透を防止。
③除去物の周囲には放射線を遮へいするため、汚染されていない土のうを配置。
④上部の通気性防水シートは、除去土壌に混入している草木類が腐敗して発生する可燃性ガスを逃がすために設置。
⑤設置場所には、人や動物が自由に立ち入りできないように仮囲いを設置。
⑥仮置場周囲の放射線の影響を確認するため、敷地境界の空間線量率を測定。
⑦集水タンクと地下水監視井戸を設置し、水の放射能濃度を測定。

＊１　農地除染により発生する除去土壌等を、仮置場が設置されるまでの間、一時集積するための保管場

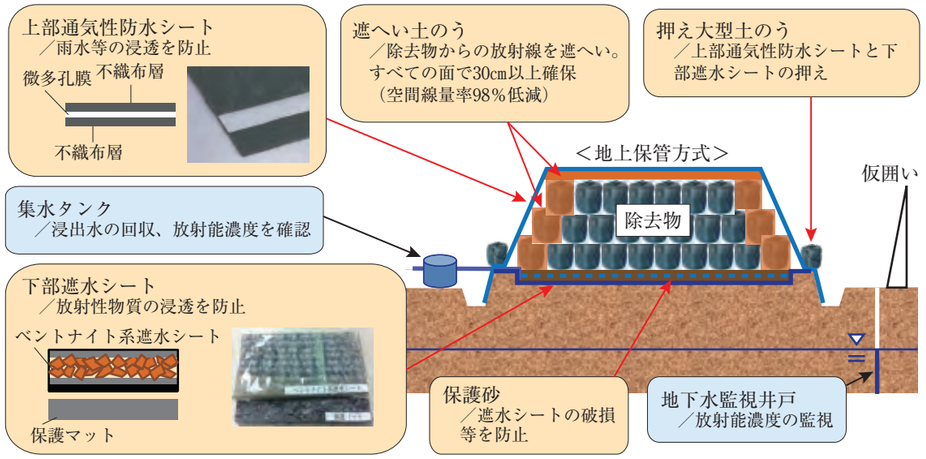

図１　仮置場の仕様

※空間線量率や地下水の測定結果については、「空間線量率等モニタリング報告」にまとめて、仮置場が設置された行政区へ毎月、回覧用として配布。

３．進捗管理

市内で最初に仮置場の設置に着手したのは原町区片倉地区であり、これにより平成24年（2012）７月から除染が開始された。市内の仮置場は、平成29年（2017）３月に最大となり、50か所設置された（市が設置・管理37か所、国が設置・管理13か所、表１・図２）。平成31年（2019）３月末現在においては、市が設置した馬場仮置場、押釜仮置場を地権者に返還したことから、市・国で管理する仮置場数は48か所となっている。

【事業を振り返って】

平成24年、仮置場の設置期間について、国は除染除去物の搬入が開始されてから３年間という説明をしており、市では、これを根拠に仮置場の設置について、地元と協議を進めていた。しかし、国から中間貯蔵施設の確保の目途がまったく示されていないなかでは、地元の理解を得ることが非常に難しかった。

また、自宅近くに仮置場を設置された場合、放射線に対する不安や除染関係車両の増加に伴う交通事情悪化の懸念から、仮置場設置について周辺住民から強い反対の声があった。市は、仮置場予定地の住民説明会や個別訪問、既設仮置場の視察会などをていねいに行って、住民の理解が進むように取り組んだ。そして、行政区長や地域住民の協力を得ながら、市内37か所に仮置場を設置することができた。

放射線量を下げ、生命や地域を守ることを真剣に考え、そして、震災からの復興、環境回復のため、仮置場設置について地権者や住民から理解を得られたものと考える。

平成27年度からは、除去土壌等の中間貯蔵施設への搬出および仮置場の原状回復を進め、事故前の環境を取り戻すため各種事業を進めている。

表１　仮置場の設置と除去土壌の搬入状況　（■：原町区　■：鹿島区　H：平成　R：令和　㋮：予定）

№.	仮置場名	搬入対象地域	面積（㎡）	設置期間	最大保管数（袋）
1	片倉仮置場	片　倉	8,633	H24. 9. 6～R3. 3.31 ㋮	4,866
2	片倉農地仮置場	片　倉	13,655	H28. 6. 1～R3. 3.31 ㋮	4,191
3	押釜仮置場	押釜・高倉	18,443	H24.10.31～31. 3.31	20,456
4	押釜農地仮置場	押　釜	31,076	H27.12. 1～R4. 3.31 ㋮	18,623
5	馬場仮置場	馬　場	129,079	H25. 5.21～30. 3.31	74,035
6	大原仮置場	大　原	47,914	H25.11.15～R4. 3.31 ㋮	17,222
7	大原農地仮置場	大　原	34,390	H27.11.24～R3. 3.31 ㋮	23,506
8	大谷仮置場	大　谷	21,539	H25. 4.17～R4. 3.31 ㋮	6,632
9	大谷農地仮置場	大　谷	20,254	H27. 9. 4～R4. 3.31 ㋮	14,774
10	大木戸仮置場	大木戸	65,637	H25.10. 8～R3. 3.31 ㋮	31,324
11	長野仮置場	長野・北長野・北新田・石神	104,832	H26. 2.22～R3. 3.31 ㋮	38,605
12	信田沢仮置場	信田沢	28,342	H26. 4. 1～R3. 3.31 ㋮	20,319
13	深野仮置場	深　野	33,296	H26. 4.21～R4. 3.31 ㋮	24,187
14	深野農地仮置場	深　野	44,452	H27. 9. 1～R3. 3.31 ㋮	40,596
15	上太田仮置場	上太田	25,505	H26. 8.25～R3. 3.31 ㋮	17,592
16	陣ケ崎１仮置場	陣ケ崎１	14,591	H27. 2.23～R3. 3.31 ㋮	9,841
17	陣ケ崎２仮置場	陣ケ崎２	26,238	H26. 9.19～R3. 3.31 ㋮	10,674
18	矢川原仮置場	矢川原	37,517	H26. 9.30～R2. 3.31	15,867
19	北泉仮置場	原町・高平	281,132	H26.10. 9～R5. 3.31 ㋮	136,977
20	中太田仮置場	中太田	20,627	H27.12. 9～R2. 3.31	9,647
21	檜原仮置場	檜　原	8,151	H25. 6.25～R3. 3.31 ㋮	12,092
22	檜原農地仮置場	檜　原	40,138	H25. 6.22～R3. 3.31 ㋮	19,926
23	上栃窪仮置場	上栃窪	18,715	H25. 9.17～R4. 3.31 ㋮	9,058
24	上栃窪農地仮置場	上栃窪	13,955	H28. 2.22～R3. 3.31 ㋮	5,877
25	栃窪仮置場	栃　窪	17,095	H26. 6.13～R3. 3.31 ㋮	11,231
26	小池仮置場	小　池	42,499	H26. 6.27～R3. 3.31 ㋮	28,557
27	小山田仮置場	小山田	86,437	H26. 7. 7～R4. 3.31 ㋮	15,638
28	山下仮置場	山下・御山	29,556	H27. 7.24～R3. 3.31 ㋮	10,322
29	浮田仮置場	浮田・牛河内・岡和田	26,060	H27.12. 1～R4. 3.31 ㋮	12,885
30	寺内仮置場	上寺内･寺内･三里･大谷地･塩崎	34,030	H27.11. 2～R4. 3.31 ㋮	21,453
31	横手仮置場	横手・白坂・角川原	39,297	H27.11.24～R4. 3.31 ㋮	15,022
32	鹿島仮置場	鹿島・西町	35,754	H28. 1. 7～R3. 3.31 ㋮	9,023
33	烏崎仮置場	烏崎・大内	8,899	H28. 3.23～R3. 3.31 ㋮	4,252
34	江垂仮置場	江垂・川子・小島田	25,268	H28. 7. 1～R4. 3.31 ㋮	9,940
35	永田仮置場	永田・南屋形	10,678	H28. 6. 1～R3. 3.31 ㋮	5,242
36	南柚木仮置場	南柚木・永渡	14,181	H28. 4. 9～R4. 3.31 ㋮	5,876
37	港仮置場	港・北海老・南海老・北屋形	17,128	H28. 9. 1～R3. 3.31 ㋮	7,800

図２　仮置場の位置（平成31年３月末現在）
＊国土地理院発行 2.5 万分１地形図を利用して作成

【一時集積所の設置】

１．課題と対応

市街地を除いて、おおむね行政区ごとに仮置場が設置されていったが、農地除染開始時点で仮置場の設置が間に合わない地区があった。

営農再開に向けて速やかに農地除染を実施する必要があったものの、仮置場の設置に関して地元調整等に時間を要していたことから、仮置場が設置されるまでの間、農地除染で発生した除染除去土壌等を一時的に集積、保管するため一時集積所を設置した。

２．事業の特徴

（1）一時集積所の設置箇所は表２・図３のとおり。

（2）一時集積所の仕様（図４）

仮置場に準じた仕様。

（3）一時集積所の設置期間（賃貸借契約期間）

平成26年（2014）３月から29年３月まで（場所により設置期間は異なる）。

（4）一時集積所の撤去・原状回復

平成27年12月から同29年３月まで実施。23か所の一時集積所から仮置場へ除去土壌等を運搬後、一時集積所の仮囲い・仮設通路等を撤去したうえで、地権者等との現地立会いを行い、意向を確認しながら原状回復を行った。

（5）濁水の広域処理（図５）

除去土壌等のうち汚泥吸引車で除去した除去物（おもに泥）は、濁水処理施設において固液分離し減容化を図った。この濁水処理施設は、迅速な処理と効率的な運用を考慮して市内６か所に集約して設置し、広域的に処理を行った。

３．進捗管理

一時集積所は市内29か所に設置した。うち撤去、原状回復を23か所で実施し、残りの６か所は仮置場へ移行した。

【仮置場・一時集積所の進捗状況】

国は、令和３年度（2021）までに、県内に仮置きしている除去土壌等（帰還困難区域を除く）について、中間貯蔵施設へのおおむね搬出完了を目指している。一方、市は、同２年度（2020）までに市内仮置場に保管されている除去土壌等の中間貯蔵施設への搬出完了を目指す。

また、中間貯蔵施設に搬出完了後の仮置場については、従前の状況に戻す原状回復を行い、地権者に返還する。市内には、大規模な仮置場もあり、原状回復に時間を要するため、令和４年度（2022）までに全仮置場の返還・解消を目標としている。

表２　一時集積所の設置と除去土壌の搬入状況（■：原町区　■：鹿島区　H：平成　R：令和　㊦：予定）

No.	一時集積所名	搬入対象地域	面積（㎡）	設置期間	累計保管数（袋）
1	台田中一時集積所	新町・西町・一～四区・台田中・北右田・南右田	11,011	H26. 3. 1～29. 3.31	3,286
2	寺内一時集積所	上寺内・寺内・大谷地	8,835	H27. 2.10（H27.11. 2 仮置場移行）～R4. 3.31 ㊦	1,922
3	江垂一時集積所	江　垂	2,799	H26. 3. 1～29. 3.31	2,231
4	塩崎一時集積所	塩　崎	2,713	H26. 3. 1～29. 3.31	2,101
5	川子一時集積所	川　子	1,551	H26. 3. 1～29. 3.31	554
6	小島田一時集積所	小島田	3,047	H27. 2.13～29. 3.31	912
7	烏崎一時集積所	烏崎・大内	4,201	H26.11. 1（H28. 3.23 仮置場移行）～R3. 3.31 ㊦	2,606
8	南屋形一時集積所	南屋形・永田	8,740	H26.10. 1（H28. 6. 1 永田仮置場移行）～R3. 3.31 ㊦	2,120
9	北屋形一時集積所	北屋形	1,875	H26.11.20～29. 3.31	956
10	北海老一時集積所	北海老・南海老・港	7,044	H26.10. 1～29. 3.31	2,184
11	南柚木一時集積所	永渡・南柚木	9,551	H26.12.25（H28. 4. 9 仮置場移行）～R4. 3.31 ㊦	3,257
12	檜原一時集積所	檜　原	8,411	H27. 7. 1～29. 3.31	19,457
13	御山一時集積所	御　山	3,501	H26. 3. 1～29. 3.31	943
14	角川原一時集積所	角川原	3,529	H26. 3. 1～29. 3.31	1,338
15	横手一時集積所	横　手	4,082	H 26. 3. 1～29. 3.31	1,956
16	白坂一時集積所	白　坂	2,021	H26.10. 1～29. 3.31	1,064
17	山下一時集積所	山　下	4,528	H26. 3. 1～29. 3.31	1,417
18	浮田一時集積所	浮　田	6,872	H26. 3. 1～29. 3.31	3,571
19	岡和田一時集積所	岡和田	2,616	H26. 3. 1～29. 3.31	485
20	牛河内一時集積所	牛河内	3,255	H26. 3. 1～29. 3.31	645
21	萱浜一時集積所	北萱浜・萱浜・北原・雫・小浜	8,716	H26. 3. 1～28. 7.31	5,877
22	大甕一時集積所	大甕上・大甕下	2,081	H26. 3. 1～29. 3.31	2,298
23	片倉一時集積所	片　倉	13,655	H24. 6. 1（H24. 9. 6 仮置場移行）～R3. 3.31 ㊦	4,356
24	高一時集積所	高一・高二	3,743	H26. 3. 1～29. 3.31	1,053
25	牛来一時集積所	牛　来	10,785	H26. 3. 1～29. 3.31	2,758
26	中太田一時集積所	中太田	11,723	H26. 4. 1（H27.12. 9 仮置場移行）～R2. 3.31	2,024
27	下太田一時集積所	下太田	9,464	H26. 8. 1～29. 3.31	1,735
28	益田一時集積所	益　田	5,653	H26.10. 1～29. 3.31	2,228
29	深野一時集積所	深　野	8,919	H27.12. 1～29. 3.31	36,531

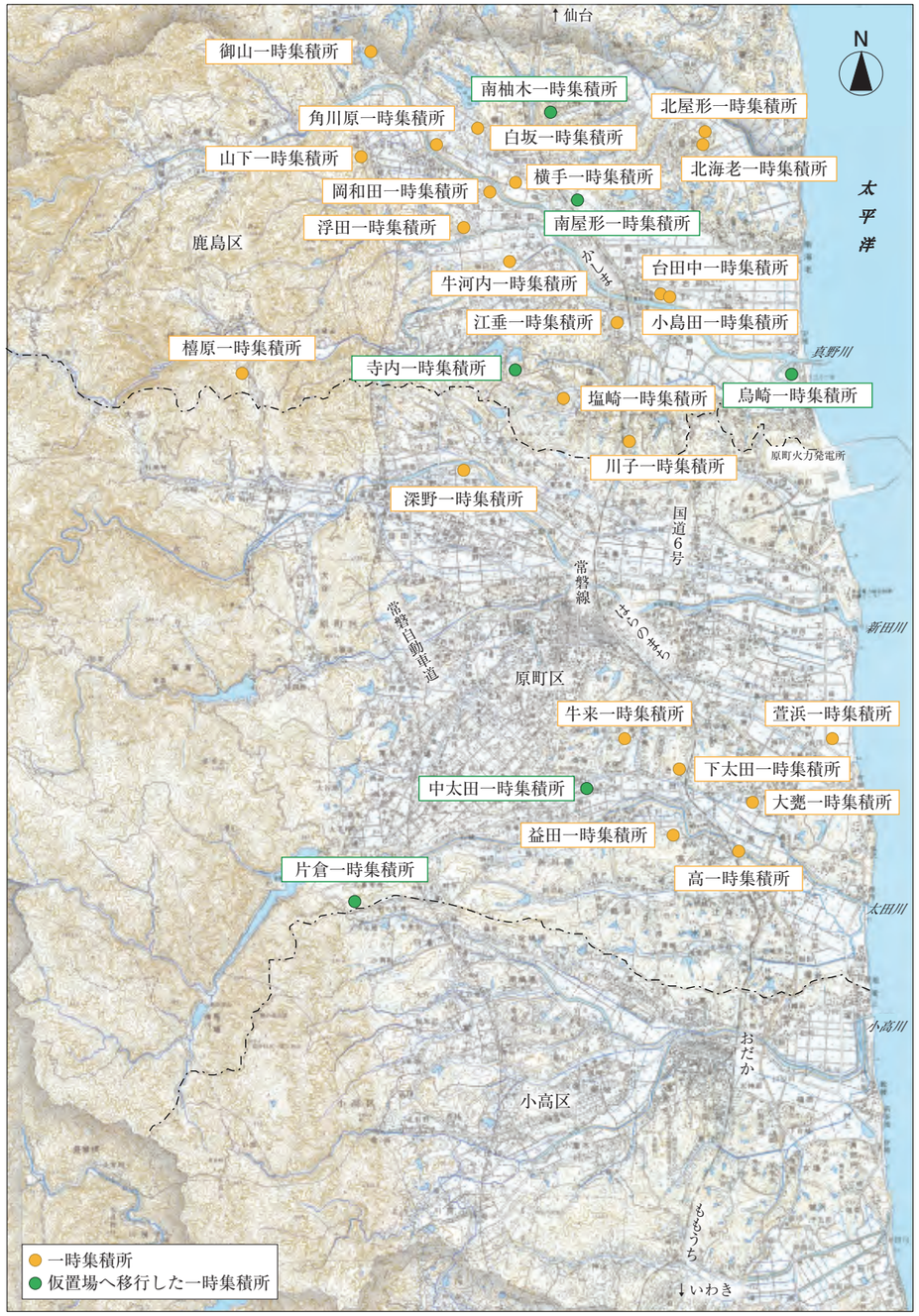

図３　一時集積所の位置（平成26年３月～29年３月現在）
＊国土地理院発行 2.5 万分１地形図を利用して作成

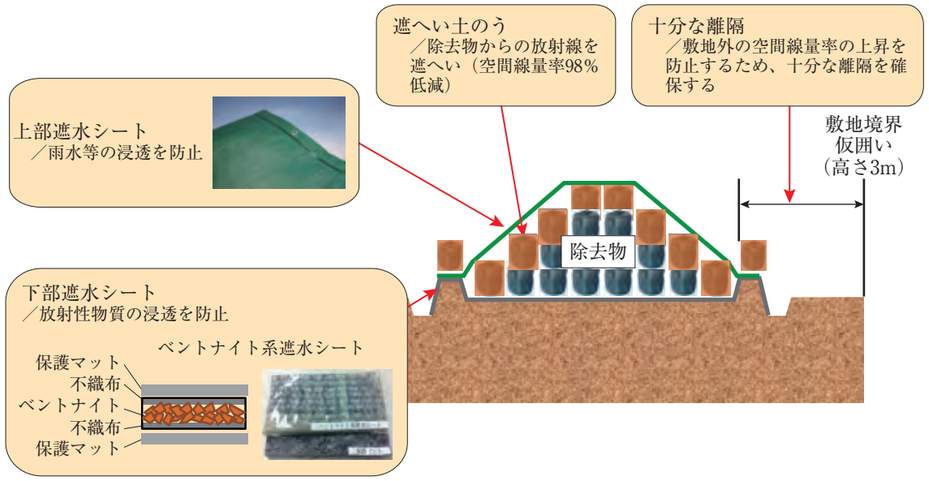

図４　一時集積所の仕様

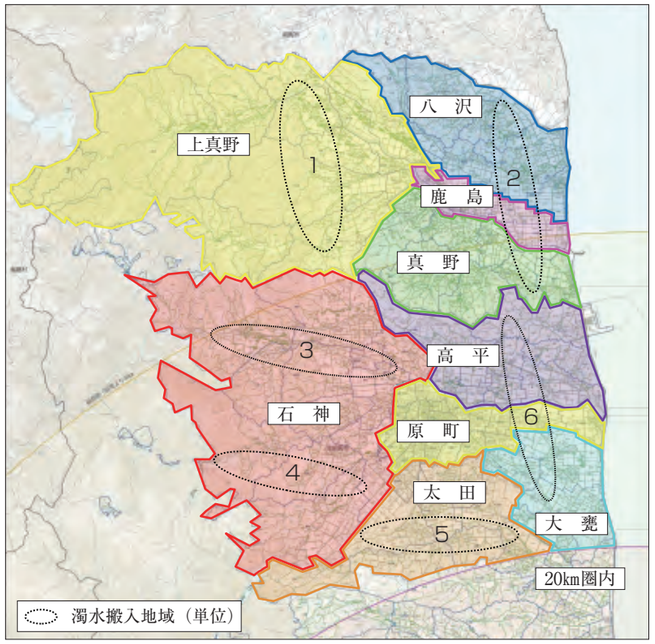

No.	搬入地域（単位）	処理施設設置箇所
1	鹿島区上真野	檜原地内
2	鹿島区真野・鹿島・八沢	南海老地内
3	原町区石神北	大谷地内
4	原町区石神南	押釜地内
5	原町区太田	中太田地内
6	原町区原町・大甕・高平	萱浜地内

図５　濁水処理における搬入地域（単位）

写真１　除染仮置場の説明会（平成25年１月12日撮影）

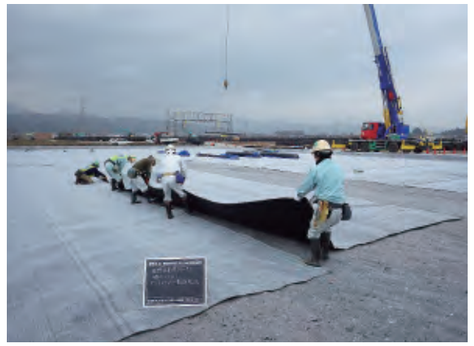

写真２　下部シート（ベントナイト）の設置状況（長野仮置場　平成26年２月27日撮影）

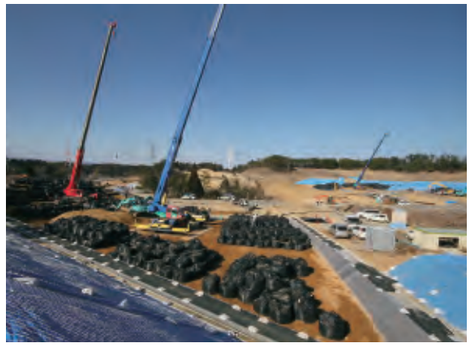

写真３　除染除去物の格納状況（北泉仮置場　平成26年11月12日撮影）

写真４　除染除去物の格納状況（長野仮置場　平成27年２月16日撮影）

写真５　間詰土の施工状況（大谷仮置場　平成25年６月４日撮影）

写真６　上部シートの施工状況（江垂仮置場　平成29年３月13日撮影）

５　除染推進委員会

［除染推進委員会設置事業］

【経　緯】

平成23年（2011）３月の福島第一原発の事故によって発生した放射性物質の飛散により、市内の空間線量率は上がり、市民が安心して暮らせる状況ではなかった。市では、放射性物質の影響を取り除いて、市民が安全な生活を送れるようにするため、除染を実施する必要があると考えていたが、除染の仕組みや効果的な手法などが分からない状況であった。市民からは、一刻も早く除染をしてほしいという多くの声が寄せられていたが、国や県からの指導、支援もなく、市だけで孤軍奮闘せざるを得ない状況に追い込まれていた。

東京大学アイソトープ総合センターの児玉教授（当時）は、震災直後の平成23年５月から放射能汚染の調査などのため本市に入って活動しており、その都度、教授から放射性物質に対応するための助言を得ていた。市の除染を進めていくためには、児玉教授をはじめとする放射性物質に専門的な知見をもつ研究者、農地土壌の除染に関する研究者などで構成する助言機関が必要と判断し、南相馬市除染推進委員会を平成23年12月５日に立ち上げた。委員会には、市の関係部職員も参画した。

また、除染推進委員会では、除染の受託業者を選定するにあたって、本市の放射性物質による汚染の状況に応じた除染方法、除去物処理などについて、有益な知見を活用できる候補者を選考する役割も兼ねることとした。

除染推進委員会では、定期的に除染の結果を評価し、これに基づき除染方法等について助言・指導を行った。平成28年度（2016）末には、市内で一定の除染作業が完了したことから、放射性物質による汚染からの環境回復を図るため、平成29年度（2017）４月に名称を「環境回復推進委員会」に改めた。

写真１　平成26年度第１回除染推進委員会（平成26年６月26日撮影）

写真２　除染推進委員会の現地調査（平成27年４月17日撮影）

【委員構成（歴代委員を含む）】

要綱の定め	委員の所属	役　職	氏　名	在職期間（平成）	備考
放射線に関する専門家	東京大学先端科学技術研究センター	プロジェクトリーダー・名誉教授	児玉龍彦	23年12月５日～現職	専門委員（５人）
	日本原子力学会（電力中央研究所）	福島特別プロジェクト代表（名誉研究アドバイザー）	井上　正	23年12月５日～現職	
	日本原子力研究開発機構	福島環境安全センター特任参与	石田順一郎	23年12月５日～28年３月31日	
		福島環境安全センター長	宮原　要	28年４月１日～現職	
農地等の土壌等に関する専門家	東京大学大学院農学生命科学研究科	名誉教授	塩沢　昌	23年12月５日～現職	
	農業・食品産業技術総合研究機構	中央農業総合研究センター土壌肥料研究領域長	木村　武	23年12月５日～26年３月31日	
		震災復興研究統括監	天野雅猛	26年４月１日～28年３月31日	
		主任研究員	万福裕造	28年４月１日～現職	
総務部長・復興企画部長・市民生活部長・経済部長			内部委員（４人）〈充て職〉		

＊機関・役職：現職委員は平成30年度現在のもの、元委員は就任当時のもの

【委員会の開催状況】

回	月　日	報告・協議内容等
平成23年度		
第１回	12月　5日	1.　南相馬市除染計画について 2.　除染作業を委託する事業者の選定方法について
第２回	2月　3日	1.　南相馬市除染作業および除染土壌等の保管管理業務委託に係る事業者の選考 （二次審査：４社のプレゼンテーションおよびヒアリング審査） 2.　事業者の最終選考
平成24年度		
第１回	8月29日	1.　除染の経過についての報告 2.　南相馬市における除染方法と先行除染の結果について
第２回	10月　3日	1.　南相馬市の除染を推進するための対応策について
第３回	11月14日	1.　現地視察を踏まえた除染作業に係る助言・指導について 2.　南相馬市の除染を推進するための対応策について
平成25年度		
第１回	10月　2日	1.　比較的線量の高い地域の除染の結果と進捗状況について 2.　比較的線量の低い地域の除染の方法について ㈱竹中工務店報告「PSF メッシュマッピングシステムのご提案」 石田委員報告「ガンマプロッタＨ」 3.　その他 塩沢委員報告「放射性セシウムはどこから水系に流出したのか」
第２回	11月14日	1.　南相馬市除染実施計画の改訂について 2.　平成25年度産米の全量全袋検査の検査結果について

回	月 日	報告・協議内容等
平成26年度		
第１回	6月26日	1. 南相馬市の生活圏除染の進捗状況について 2. 南相馬市の農地除染の進捗状況について 3. 南相馬市における玄米の基準超過の発生要因調査について（農政課）
第２回	11月28日	1. 南相馬市における農地除染の除染結果および進捗状況について 2. 平成26年度産米の全量全袋検査の実施結果について（農政課） 3. 生活圏除染の結果について
第３回	2月19日	1. 生活圏除染の結果およびPSFを用いた局所除染について 2. 除染実施計画の変更について 3. 原子力規制庁から回答について
平成27年度		
第１回	4月17日	1. 除染特別地域の除染状況について（環境省） 2. 避難区域住民の要望・意見について 平成26年度市民説明会・意見交換会の概要 小高区意向調査自由記載の集約結果
第２回	9月17日	1. 汚染状況重点調査地域の除染状況について 2. 除染特別地域の除染状況について（環境省） 3. 避難指示解除に向けた除染等の要件について 4.「除染と営農再開」について（万福氏による報告） ＊万福氏は、オブザーバーとして参加
第３回	12月24日	1. 平成27年９月10・11日の大雨被害を受けての南相馬市除染推進委員会声明に対する国、市の対応について（環境省） 2. 除染特別地域における除染効果の検証について（環境省・市） 3. 避難指示解除に向けた除染等の取り組みの現状と課題
第４回	2月15日	1. 南相馬市（除染特別地域）における除染の状況について（環境省） 2. 除染特別地域における除染効果の検証について 3. 避難指示区域解除に向けた放射線防護対策に関する報告書について 4. 除染実施区域の農地周辺の森林除染試験施工の結果について
平成28年度		
第１回	7月11日	1. 事後モニタリング結果とフォローアップ除染について 2. 除去土壌等の減容化について 3. 万福委員報告「フレコンの山はどうすればなくなるのか（南相馬市における再利用減容の可能性）」
第２回	10月27日	1. 南相馬市農地除染の結果について 2. 除染で発生した除去土壌の推定放射能濃度について 3. 仮置場で保管している除去土壌の減容化・再生利用について ※放射性廃棄物のリサイクル処理についての提言（案）
第３回	12月16日	1. 除去物土壌の推定放射能濃度について 2. 除去土壌の減容化と再生利用について
第４回	2月20日	1. 農地除染の結果について 2. 万福委員から情報提供「帰還市町村の農業再興の取り組み」 3. 再生資源の利用に向けた取り組みについて
平成29年度		
第１回	5月31日	1. 除去土壌再生利用実証事業の視察（小高区東部仮置場） 2. 環境省が実施した除染の完了確認に係る「現地モニタリング」の進め方について
第２回	8月23日	1. 20km圏内の除染の状況について 2. 20km圏内の除染実施の検証について 3. 環境回復に向けた要望および提案について
第３回	11月16日	1. 20km圏外における除染の実施状況について 2. 仮置場の現状と返還における対応について 3. 除去土壌再生利用に向けた動向について 4.「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会コミュニケーション推進チーム」について
第４回	2月 7日	1. JAEA（日本原子力研究開発機構）による放射性セシウムの動態調査結果等について 2. 南相馬市における環境放射線の現状について 3. 万福委員報告「飯舘村における再生利用の取り組みについて」 4. 平成29年南相馬産米の検査結果について
平成30年度		
第１回	7月 2日	1. 里山再生モデル事業について（農林整備課） 2. 公共施設に埋設されている除去土壌等の対応について 3. 中間貯蔵施設（受入分別施設・土壌貯蔵施設）の視察
第２回	2月 1日	1. 中間貯蔵施設への輸送について 2. 私立幼稚園等の埋設物について 3. 太田小学校埋設物輸送に係る現地視察 4. 押釜仮置場原状回復に係る現地視察

【事業を振り返って】

市では、除染が開始されて一定の除染結果が集まった都度、除染推進委員会へ報告し、委員から放射線量の低減結果をもとに、除染等に対する助言・指導を得ながら除染を進め、平成29年に市内一通りの除染を完了させた。また、環境省が実施する除染特別地域（福島第一原発から半径20km圏内）の除染についても、環境省の除染の進捗・結果を市から除染推進委員会に報告し、それを検証した意見を環境省に伝えてきた。

平成29年からは、除染に伴い設置した仮置場の早期解消についての検討や、仮置場の原状回復について助言・指導を得ている。

環境回復推進委員会のサポート

主査・40代男性

環境回復推進委員会委員長の児玉先生には、平成23年５月から放射能汚染の調査・除染の助言などでご支援をいただいたご縁から、南相馬市除染推進委員会委員長に就任いただいた。

また、各委員には、さまざまな角度から市内の除染事業・復興のサポートをいただき、市内の除染・環境回復を進めることができた。

市内の放射線に係る環境は、福島第一原発事故当時と比べて空間線量率が大きく低減しているが、除染で発生した除去物がいまだに市内の仮置場で保管されており、引き続き委員の方がたのご支援をいただきながら、事故前の環境を取り戻せるよう取り組んでいきたい。

６　作業員宿舎

［復興事業等・地域安全連絡協議会運営費補助事業］

【経　緯】

震災以降、本市や周辺町村では除染作業、除去土壌の仮置場への搬入、農地整備や海岸付近の道路整備、さらには防潮堤の建設など、復旧・復興事業の本格化に伴い、市内には、仮設宿舎等が次々と建設され、そこに居住する復興関連作業員数が増加していた。そのなかで、一部の作業員が事件・事故を起こすことで、復興事業そのものに対する市民の信頼を失うおそれが出てきた。

写真１　除染作業員宿舎・原町区牛来地内（平成27年11月19日撮影）

そこで、復興事業等において暴力団等の反社会的勢力を排除するとともに、作業員による事件・事故の防止を図り、地域住民の安全と安心を確保するため、平成25年（2013）12月26日、南相馬市復興事業等・地域安全連絡協議会を設立した。

【協議会の内容】

１．活動期間

平成25年12月～継続中

２．組　織

南相馬市長、南相馬警察署長、環境省福島環境再生事務所長、福島県相双地方振興局長、福島県相双建設事務所長、福島県農林事務所長、南相馬市において復興事業等を請負う企業の代表者、その他、会長が必要と認める者によって組織した。

３．目　的

南相馬市復興事業等・地域安全連絡協議会は、市内で実施される復興事業等に対し、暴力団等反社会的勢力等による介入を排除するとともに、各種法令の遵守による南相馬市における事件・事故の防止等を図りながら、地域住民の安心と安全を確保することを目的とする。

４．活動内容

作業員宿舎や作業員数、復興関連事業者の活動や取組内容などの情報を共有し、市民と、特に作業員宿舎の設置行政区の住民に信頼されるように努力した。

平成27年（2015）１月には、作業員宿舎32か所、宿泊作業員は約5000人であったが、１年後には宿舎数は倍増し、7900人ほどの作業員が市内に滞在した（表１）。その後、平成29年（2017）１月には宿舎数は少し増えるが、作業員数は徐々に減りはじめ、同30年（2018）２月には宿舎44か所、作業員1160人となった。

この間、協議会では年に４回の安全担当者会議を開催し、事件・事故等の発生状況や地域の不安払拭を図るための課題や活動等について、会員相互の情報交換・共有を行い、事件・事故防止策等の検討を行った。

表１　市内作業員宿舎一覧（平成28年１月時点）

地区		№	宿舎名	所在地	宿泊者数	従事事業	業者名
原町区	原町地区	1	国見町宿舎（職員用）	国見町１丁目	45	国除染（南相馬・飯舘）	大成 JV
		2	本陣前宿舎	本陣前１丁目	423	国除染（浪江地域）	安藤・間 JV
		3	宿舎・本陣	本陣前２丁目	230	市農地除染	清水建設㈱
		4	橋本町職員宿舎	橋本町２丁目	76	国除染（南相馬・飯舘）	大成 JV
		5	滝谷建設工業㈱ 南相馬市出張所	旭町１丁目	2	県農林事務所関係 （基盤整備事業）	滝谷建設工業㈱
		6	ビジネス旅館錦荘	二見町１丁目	10	国除染（浪江地域）	安藤・間 JV
		7	日の出町宿舎	日の出町	135	国除染（南相馬・飯舘）	大成 JV
		8	日の出町職員宿舎	日の出町	67	市生活圏除染	竹中 JV
		9	日本国土開発㈱ 南相馬作業員宿舎	日の出町	185	国廃棄物処理（南相馬）	日本国土開発㈱
		10	原町中央自動車学校錦荘	錦町２丁目	13	国除染（南相馬・飯舘）	大成 JV
		11	労働者宿舎	青葉町	11	県建設事務所関係	石川・福田 JV
		12	日の出宿舎 （クレアーレ用）	日の出町	130	国除染（南相馬・飯舘）	大成 JV
	大甕地区	13	労働者宿舎	萱浜字六貫山	65	県建設事務所関係	石川・不動テトラ JV
		14	大甕ひばり宿舎	大甕字林崎	5	国除染（南相馬）	大成 JV
		15	南相馬宿舎（大甕）	大甕字山岸	130	復興事業各種	
	太田地区	16	牛来作業員宿舎	牛来字大塚	710	市生活圏除染	竹中 JV
		17	牛来宿舎	牛来字出口	100	市農地除染	清水建設㈱
		18	下太田宿舎	下太田字小原	107	国除染（南相馬・飯舘）	大成 JV
		19	労働者宿舎	中太田字天狗田	17	県建設事務所関係 （漁港災害復旧）	石川・不動テトラ JV
		20	ハヤマ工業宿舎	上太田字陣ケ崎	2	製造業	ハヤマ工業
		21	JFE 南相馬宿舎	下太田字川内廻	130	南相馬市災害廃棄物処理	JFE
		22	㈱安藤・間 陣ケ崎寮	上太田字陣ケ崎	95	災害廃棄物処理 （浪江町）	㈱安藤・間
		23	石積宿舎	上太田字石積	272	国除染（浪江地域）	安藤・間 JV
		24	旅館絆の里（作業員）	下太田小原	63	国除染（浪江地域）	安藤・間 JV
	石神地区	25	大木戸宿舎	大木戸字南原	185	国除染（南相馬・飯舘）	大成 JV
		26	大木戸宿舎・つばめ宿舎	大木戸字南東方	171	国除染（南相馬・飯舘）	大成 JV
		27	日本国土開発㈱ 南相馬大木戸宿舎	大木戸字松島	183	国廃棄物処理（南相馬）	日本国土開発㈱
		28	日本国土開発㈱ 南相馬大木戸宿舎（職員）	大木戸字松島	50	国廃棄物処理（南相馬）	日本国土開発㈱
		29	栄開発福島工事事務所 宿舎（社員）	大木戸字南東方	8	復興事業各種 （ダンプ運転）	㈱栄開発

地区		No.	宿舎名	所在地	宿泊者数	従事事業	業者名
原町区	石神地区	30	原町寮	牛越字辻内	98	国除染（浪江地域）	安藤・間 JV
		31	労働者宿舎	押釜字原	33	県建設事務所関係（道路橋梁整備）	飛鳥建設㈱
		32	信田沢宿舎	信田沢字新田原	170	市農地除染	清水建設㈱
		33	木材加工団地宿舎	深野入龍田	130	国除染（南相馬・飯舘）	大成 JV
		34	ビッグイン南相馬Ⅱ	長野字上田	182	国除染（南相馬・飯舘）	大成 JV 入居予定
		35	モービルイン南相馬	信田沢字北原	184	国除染（南相馬・飯舘）	大成 JV
		36	ミクニ・南原宿舎Ｂ棟	大木戸字南原	120	国除染	大成・五洋・日本国土・佐藤・三菱マテリアル JV
		37	南相馬の宿「さくら」	大木戸字松島	70	国除染	大成・五洋・日本国土・佐藤・三菱マテリアル JV
		38	ドリーム南相馬	大木戸字松島	50	国除染	大成・五洋・日本国土・佐藤・三菱マテリアル JV
	高平地区	39	下高平宿舎	下高平字御屋敷	236	国除染（南相馬・飯舘）	大成 JV
		40	北山宿舎	下北高平字北山	102	国除染（南相馬・飯舘）	大成 JV
		41	宿舎・青稲寮	下北高平字堂下	29	市農地除染	清水建設㈱
		42	金沢宿舎	金沢字鳥井沢	120	国除染（南相馬・飯舘）	大成 JV
		43	金沢第二宿舎	金沢字鳥井沢	154	国除染（南相馬・飯舘）	大成 JV
		44	金沢寮（職員）	金沢字道金沢	71	国除染（浪江地域）	安藤・間 JV
		45	金沢宿舎（作業員）	金沢字道金沢	286	国除染（浪江地域）	安藤・間 JV
		46	日立造船金沢宿舎	金沢字鳥井沢	184	国廃棄物処理（浪江）	日立造船 JV
		47	マルマンビレッジ	金沢字物見山	104	国除染	大成・五洋・日本国土・佐藤・三菱マテリアル JV
鹿島区	真野地区	48	オリックス㈱／ Biginn	川子字割田	411	復興事業各種	事業所専用宿舎
		49	大内宿舎	大内字関根	97	国除染（南相馬・飯舘）	大成 JV
		50	大内第二宿舎	大内字長岡	107	国除染（南相馬・飯舘）	大成 JV
		51	大内第三宿舎	大内字長岡	64	国除染（南相馬・飯舘）	大成 JV
		52	長良通商㈱作業員宿舎	大内字西谷地	51	国除染（南相馬地域）	大成 JV
		53	南相馬復興作業員宿舎さくら	寺内字横峰	120	国除染	大成・五洋・日本国土・佐藤・三菱マテリアル JV
	八沢地区	54	北海老作業員宿舎・日起建設専用	北海老字大畑	66	国除染（南相馬・飯舘）	大成 JV
		55	相馬清水寮（職員）	南柚木字相馬清水	44	国除染（浪江地域）	安藤・間 JV
		56	相馬清水寮（作業員）	南柚木字相馬清水	211	国除染（浪江地域）	安藤・間 JV
	上真野地区	57	べこ湯宿舎	小山田字ブナ坂	110	復興事業各種	事業所専用宿舎
		58	小池宿舎（職員用）	小池字原畑	66	国除染（南相馬地域）	大成 JV
		59	労働者宿舎	小池字長沼	15	県建設事務所関係（北泉大磯海岸）	関場・那須 JV
		60	G・B カンパニー寄宿舎	小池字作田	44	国除染（南相馬・飯舘）	大成 JV
		61	コモドイン南相馬	小池字原畑	150	復興事業各種	
		62	その他、旅館・アパート等		392		
合　計					7,891		

【事業を振り返って】

当初、南相馬市復興事業等・地域安全連絡協議会では、除染作業に携わる事業者を選定し、事件・事故防止活動に努めていたが、震災から７年が経過した平成30年には市内の除染作業が完了したことから、おもな事業者は復興工事関連が中心となって、本会設立時の状況と大きく変化している。

しかしながら、現状では、復興関連事業にかかわるダンプなどの大型車両の通行があること、事業にかかわる作業員が市内に居住していることから、本会としては継続して事業者と連携し、事件・事故防止活動を実施するとともに、復興関連事業に携わる事業者については本会に加入していただき、本市の安全・安心の醸成を図っていきたいと考えている。

写真２　南相馬市復興事業等・地域安全対策協議会の会議（平成30年７月23日撮影）

写真３　南相馬市復興事業等・地域安全対策協議会の立哨（平成30年７月23日撮影）

復興事業者と連携した地域の安全・安心確保

主事・40代男性

復興事業のためとはいえ、地域に見知らぬ人が大勢入り、他県ナンバーの車が頻繁に行きかうのを目にし、また、聞きなれないイントネーションの言葉を耳にするにつれ、放射線に対する恐れとは違った警戒心が市民のなかにあったと思う。

国や県、市、警察、復興事業者などが一体となって、作業員宿舎や作業員数などの情報交換や安全管理について協議を行う「南相馬市復興事業等・地域安全連絡協議会」を設立したことで、事件・事故を未然に防止でき、市民の不安を払拭することに寄与できたと思う。

第２節　放射線モニタリング

１　環境放射線モニタリング

［環境放射線モニタリング測定事業］ほか３事業

【経　緯】

福島第一原発の事故により放射性物質が飛散し、市民は、身の回りにどれほどの放射性物質があるのか知ることができず、大きな不安を抱えていた。そこで市では、市内の放射線を監視して、その情報を市民へ提供するため環境放射線モニタリングを実施してきた。

平成23年（2011）５月　測定員によるサーベイメータを用いた測定開始。
７月　井戸水モニタリング開始。
（使用している飲用井戸水の核種濃度測定）
平成25年（2013）12月　サーベイメータを用いた測定業務終了。
平成26年（2014）１月　原子力規制庁・福島県によるモニタリングポストでの24時間放射線監視が開始。
11月　市内５か所に測定地点を設けて大気浮遊じんモニタリング開始。
平成27年（2015）６月　大気浮遊じんモニタリングの測定地点を10か所に拡大。

【事業の詳細】

１．環境放射線モニタリング事業

平成23年５月から測定員３人を雇用し、市内129か所において、NaIシンチレーション式サーベイメータを使い、地上から１cmと１mの空間線量率の測定を実施した。

平成26年１月からは、原子力規制庁や福島県によるモニタリングポストでの放射線の24時間監視が始まることとなったため、平成25年12月をもって測定員が直接測定を行う事業は終了した。

写真１　サーベイメータを用いた放射線モニタリング（小高小学校　平成23年６月29日撮影）

なお、市内のモニタリングポストは、平成26年１月の測定開始時点で221台であったが、平成30年（2018）３月では268台が稼働している（表1）。

表１　モニタリングポスト測定地点一覧（平成30年３月現在）

区	地区	拠　点
鹿島区	鹿島	鹿島区役所、鹿島小学校、鹿島幼稚園、かしま保育園、鹿島公民館上町分館、旧西町集会所、鹿島保健センター、瀬戸畑児童公園、沼ノ内児童公園、鹿島区子どもの遊び場、あさひ公園、さやのまえ公園、鹿島浄化センター、みちのく鹿島球場
	真野	鹿島中学校、鹿島生涯学習センター、上寺内公民館、寺内公民館、川子公会堂、大内公会堂、烏崎公会堂、大谷地公民館、江垂研修センター、寺内農村公園、桜平山公園、桜平山公園グラウンド、迎田公園、小島田消防屯所
鹿島区	八沢	八沢小学校、八沢幼稚園、八沢児童クラブ、北屋形公民館、永田公会堂、永渡公会堂、南屋形集会場、北海老農村公園、南柚木農村公園
	上真野	上真野小学校、上真野幼稚園、かみまの保育園、あーす、鹿島公民館橲原分館、前川原体育館、栃窪公会堂、御山公会堂、岡和田公会堂、山下行政区集会場、浮田多目的集会所、鹿島西部コミュニティーセンター、金谷前公園、上栃窪農村公園、小山田消防屯所、横手消防屯所、栃窪字南田集落、上栃窪字瀬ノ沢集落、小池字薩摩内集落
原町区	原町	南相馬市役所、南分庁舎入口、福島県南相馬合同庁舎、市立総合病院、市立中央図書館、原町保健センター、原町高校、相馬農業高校、原町第一中学校、原町第二中学校、原町第一小学校、原町第二小学校、原町第三小学校、青葉幼稚園、原町みなみ幼稚園、さゆり幼稚園、原町聖愛保育園、よつば保育園、よつば保育園南町分園、よつば乳児保育園西町園、原町あずま保育園、原町さくらい保育園、原町なかまち保育園、北町保育所、上町児童センター、仲町児童センター、橋本町児童センター、東町児童センター、福島ヤクルト販売しらゆりセンターひばりっこ保育室、託児所ひまわり、はなぶさ託児所、幼児の家、医療法人伸裕会フェアリー保育園、原町学園、国見団地中央公園、ひばり生涯学習センター、ひばりコミュニティーセンター、ひがし生涯学習センター、市テニスコート、弓道場、原町老人福祉センター、上渋佐公会堂、錦公園、桜井公園、青葉公園、よつば公園、日の出公園、高見公園、原町運動公園、桜井古墳公園、わんぱくキッズ広場、橋本町ちびっこ広場、旭町ちびっこ広場、日の出町ちびっこ広場、大町ちびっこ広場、東町児童公園、夜ノ森公園、北町公園、北町西公園、下川原公園、小川公園、国見公園、駅前北公園、しらゆり公園、西殿公園、高田公園、原町陣ケ崎公園墓地、原町第一下水処理場、市維持センター、牛越中央公園、牛越西公園、牛越東公園、陣ケ崎二公会堂、陣ケ崎二集落
	大甕	大甕小学校、大甕幼稚園、大甕生涯学習センター、小浜公会堂、下江井集落センター、堤谷消防屯所、江井集落センター、雫集落センター、北原集落センター、花園ドライブイン、雫浄化センター
	太田	原町第三中学校、太田小学校、太田幼稚園、太田生涯学習センター、市博物館、KID'S CLUB、上太田公会堂、下太田多目的集会場、牛来公会堂、中太田公会堂、鶴谷生活改善センター、高構造改善センター、上太田字北中平集落、小木迫生活改善センター、矢川原公会堂、片倉公会堂、雲雀ケ原祭場地東、雲雀ケ原祭場地西、雲雀ケ原陸上競技場、はらまちフラワーランド、市馬事公苑
	石神	石神中学校、石神第一小学校、石神第二小学校、石神第一幼稚園、石神第二幼稚園、石神生涯学習センター、北新田運動場、長野ふれあいセンター、石神生活改善センター、押釜集落センター、馬場公会堂、北長野公会堂、雲雀ケ原公会堂、深野公会堂、南大木戸公会堂、高倉公会堂、大原公会堂近傍、大谷生活改善センター、牛越生活改善センター、牛越浄水場、信田沢消防屯所、大木戸字大鹿集落、大谷字石田集落、馬場バス転回所、大原字明星入集落、大谷字大畑集落、押釜字山鳥迫集落、信田沢字下信田集落、深野字舘集落、長野字南原集落、市道長野３号線（杢正内地内）、新田川大原水辺公園、石神公園、高の倉ダム管理事務所、高の倉ダム助常観測所、横川ダム局、鉄山ダム、馬場地切溜池
	高平	高平小学校、高平幼稚園、高平生涯学習センター、泉公会堂、金沢公会堂、上北高平一行政区集会所、上北高平一行政区西高松集落、上北高平二行政区集会所、上北高平二行政区堂下集落、上北高平三行政区集会所、上北高平三行政区高松集落、広畑共同墓地入口、高平児童館、高松ホーム、北泉海浜総合公園、桜づつみ公園、原町斎場、クリーン原町センター、クリーン原町センター東側交差点、JA 葬祭センター
小高区	中部	小高区役所、市立小高病院、小高産業技術高校、小高中学校、小高小学校、おだか保育園、小高保健福祉センター、小高老人福祉センター、大井会場、吉名公会堂、小高集落センター、片草集落センター、岡田公会堂、片草運動場、小高浄化センター、小高駅前広場、小高中央公園、紅梅の里公園
	西部	鳩原小学校、金房幼稚園、金谷公会堂、北鳩原公会堂、南鳩原公会堂、角間沢集落センター、摩辰集落センター、小谷集落センター、飯崎公会堂、川房公会堂、大田和公会堂、羽倉公会堂、大富集落センター、小屋木集落センター、小高就業改善センター
	東部	福浦小学校、上浦公会堂、神山公会堂、蛯沢稲荷神社前、福岡公会堂、泉沢集落センター、泉沢局、下蛯沢集落センター、上蛯沢公会堂、浦尻字大塚地内防火水槽、下浦公会堂、女場公会堂、下耳谷公会堂、行津字宮下、小高区第３分団第10部屯所

２．飲用井戸水核種濃度および水質測定事業

福島第一原発事故により飛散した放射性物質が地表面を汚染したため、ゆくゆくは地下水を汚染するのではないかという不安から、飲用に利用している井戸水は大丈夫かという市民の声が市に寄せられていた。このため、平成23年度から井戸水の放射性物資の検査を行うこととした。

検査の初年度は、避難指示の有無等によって国・県・市で担当地域を分けて実施していたが、平成24年（2012）の警戒区域解除に伴い、生活環境課が一括して申し込み受付の窓口となった。

当初は、住民自ら容器に採水を行い、検査事業者に郵送あるいは持参するという方法で検査が行われていた。しかし、容器に地下水以外の異物が混入した場合でもそのまま検査されたため、その異物に放射性物質が付着していたことなどにより、基準値を超える数値が検出されることが相次いだ。そのため、現在は委託業者が直接訪問して採水を行う方法に改めている。また、平成25年度から、住民が帰還判断の材料とするために、放射性物質の検査に合わせて大腸菌や一般細菌など14項目についての水質検査を実施している。

なお、平成26年度の２検体を最後に、放射性物質の検出は報告されていない（表２）。

表２　井戸水検査の実施状況　（単位：件）

年　度	実　施	放射性物質検出	再検査	放射性物質再検出	飲用水質検査基準値超過（延べ）
平成23年度	2,940	7	1	0	（実施なし）
平成24年度	1,936	14	9	1	（実施なし）
平成25年度	1,202	5	5	1	382
平成26年度	987	2	2	0	462
平成27年度	1,007	0	0	0	473
平成28年度	915	0	0	0	452
平成29年度	928	0	0	0	389
平成30年度	863	0	0	0	370

＊飲用水質検査基準値超過は、一般細菌や大腸菌などについて基準値を超過した延べ項目数

３．大気浮遊じんモニタリング事業

原子力発電所の事故によって放射性物質の飛散が発生したため、市内において、国１か所（小高区役所）、県６か所（馬場公会堂、石神第二小学校、鹿島公民館橲原分館、大悲山大蛇物語公園、横川ダム、県環境放射線センター）で大気中の放射性物質モニタリングを行っていた。

本市でも独自にモニタリングを行うため、平成26年11月から市内５地点で大気浮遊じんを捕集し分析を行う「大気浮遊じんモニタリング事業」を開始した。平成27年６月には測定地点を５地点追加し、合計10地点でモニタリングを実施している（表３）。

調査の方法は、大気浮遊じん捕集機器により大気中に浮遊している粉じんを吸引し、測定用のろ紙に吸着させる。吸引量から人の呼吸量を想定し、呼吸により体内に取り込む放射性物質の量を推定するものである。

また、『広報みなみそうま』に、測定結果および渡邉正己市放射線健康対策委員会委員長による考察を掲載し、市民に放射線に関する情報を正しく理解してもらえるよう広く周知している。

写真２　大気浮遊じん捕集機器設置（川房公会堂　平成26年11月４日撮影）

表３　大気浮遊じん捕集機器設置場所

測定開始時期	地点名	原発からの距離（km）	住　所	頻度（集計期間）
平成26年11月	川房公会堂	16	小高区川房	平成26年11月～28年３月：毎日（日集計） 平成28年４月～：毎週（週集計）に変更
	横川ダム	23	原町区馬場	
	高平生涯学習センター	26	原町区下高平	
	原町保健センター	26	原町区小川町	
	鹿島区役所	32	鹿島区西町	
平成27年６月	金房小学校	16	小高区金房	平成27年６月～28年３月：毎日（日集計） 平成28年４月～：毎週（週集計）に変更
	塚原公会堂	17	小高区塚原	
	南相馬市立総合病院	24	原町区高見町	
	大原公会堂	30	原町区大原	
	鹿島区３－３消防屯所	32	鹿島区南海老	

放射線に関わって

主査・40代男性

原子力発電所の事故以降、さまざまな方法で放射線の観測を行い情報の提供を続けているが、個人が抱える不安の大きさはそれぞれ違うことや、全員が納得する明確な基準もないことから、今後も続く放射線への対策では、それぞれの考えや気持ちに寄り添う対応が必要であると考えます。

専門委員の先生方には、それぞれの専門的な分野に関してアドバイスをしていただきました。献身的に本市に携わっていただき、心より感謝申し上げます。

２　線量計の貸与

［帰還住民放射能対策機器整備事業］

【経　緯】

福島第一原発の事故により、環境放射能の上昇が市民を不安に陥れ、市外への避難につながった。当時、環境放射能測定は、福島県南相馬合同庁舎（原町区錦町）の駐車場で行われていただけで、市民が生活するそれぞれの場所の線量がどうなっているかはわからなかった。

市では、県からNaIシンチレーション式サーベイメータの提供をうけ、平成23年（2011）５月から市内26か所を手作業により測定して、その結果をホームページで公表した。そして、その測定箇所を徐々に増やしていった。市民のなかには放射線量測定器を購入して、自宅周りなどを測定する人もいたが、多くの市民は身近な場所の線量がどうなっているか、知るすべがなかった。

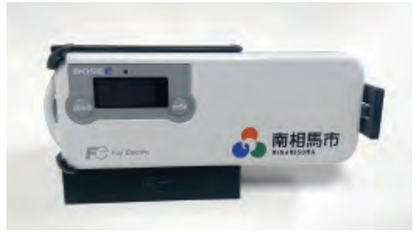

写真１　貸与された放射線量測定器

そのため、市では平成24年（2012）６月から、市民の放射線に対する不安の解消と安全・安心を確保するため、１世帯につき１台放射線量測定器を無償貸与することとした。

【実施内容】

１．実施期間

平成24年６月～継続中

２．概　要

（1）配布対象

①平成24年６月１日現在、住民基本台帳または外国人登録原票に記録または登録がある世帯で、現に市内に居住している世帯または市外に避難している世帯で、市に帰還予定の世帯

②平成24年６月２日以降、住民基本台帳に記録または登録がある世帯で、現に市内に居住している世帯

（2）配布世帯数：２万814世帯

【事業を振り返って】

放射線量測定器を配布することで、市民自らが周囲の放射線量を把握することができるようになり、市民の放射線に対する不安の解消につながった。

市では測定器の精度維持のため、年１回の点検・校正を受け付けているが、放射線量が下がってきたこともあって、依頼は年々少なくなっている。

３　個人積算線量の測定

［健康管理支援事業（個人線量計）］

【経　緯】

平成23年（2011）８月26日、原子力災害対策本部が公表した「除染に関する緊急実施基本方針」では、除染実施における長期的な目標として、現存被ばく状況にある地域においては追加被ばく線量が年間１ミリシーベルト以下となることを目指すとされた。

同年８月から９月にかけて南相馬合同庁舎で測定された空間線量率は、毎時0.4～0.5マイクロシーベルトであった。一方で、市内には毎時１マイクロシーベルトを大きく超える地域も確認されていた。年間１ミリシーベルトは、毎時0.23マイクロシーベルトに換算されることから、市民の放射線に対する不安は大きかった。

このため、個人線量計を使って個人の外部被ばく線量を測定することにより、放射線への不安の解消や健康管理につなげることとした。

【実施内容】

１．検査時期

平成23年度～29年度（2017）

写真１　ガラスバッジ

２．受診者

南相馬市民：延べ12万3845人

（０～18歳：３万9224人、19～64歳：５万5733人、65歳以上：２万8888人）

３．検査回数と対象者の変遷

年　度	回　数	対　象　者
平成23年度	年２回	県内に避難している妊婦、乳幼児、小・中・高校生
平成24年度	年３回	県内外に避難している妊婦、乳幼児、小・中・高校生
平成25年度	年３回	18歳以上の一般の方・市外からの避難者を追加
平成26年度	年３回	変更なし
平成27年度	年４回	変更なし　ガラスバッジの送付方法を申し込み制から自動更新制に変更
平成28年度	年４回	変更なし
平成29年度	年４回	①平成23年３月11日以降に市内に住所を有していた者を追加 ②市内に通学・通勤する者を追加

４．使用機器と外部被ばく線量の計算

㈱千代田テクノル製個人線量計（ガラスバッジMS型）を３か月着用することにより、その期間における追加被ばく線量を測定した。この個人線量計は自然界にもともと存在する放射線による外部被ばく（0.54ミリシーベルト）からどれだけ「追加」で外部被ばくしているかを計測するもので、３か月間の計測結果を４倍することにより年間の追加

被ばく線量を計算した。

５．外部被ばく検査の結果

（1）年度ごとの傾向（図１）

これまでのガラスバッジ検査の測定結果を示す。年間の追加外部被ばく線量は年々低下傾向にあり、１ミリシーベルト以下となった住民の割合は平成29年度では97.5％となった。ND（検出限界値以下）となる市民も年々増加傾向であり、同年度では28.8％であった。

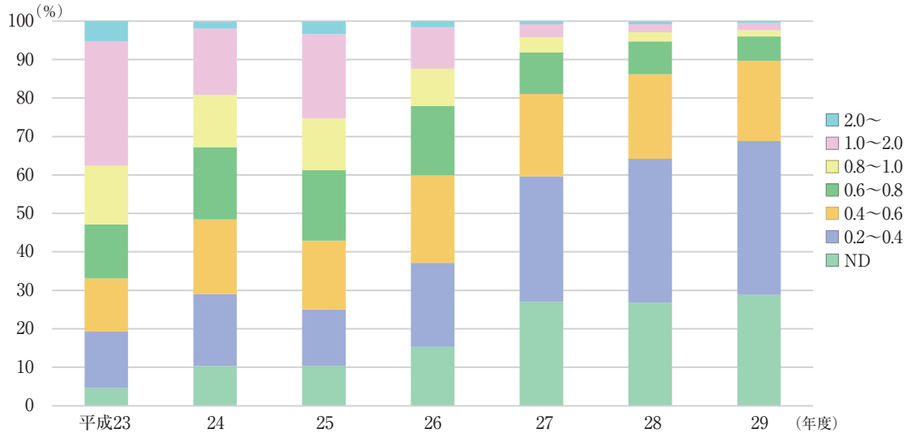

図１　年度ごとの年間追加外部被ばく線量の推移（全年齢）

（2）年齢別の傾向（図２）

年齢別にみると、どの年代についても年間の追加外部被ばく線量は年々低下傾向にある。０～18歳、19～64歳、65歳以上では、１ミリシーベルト以下となった住民の割合は平成29年度で、それぞれ99.8％、98.0％、95.1％であった。参考として、平成23年度から検査が開始された０～18歳では、同年度の１ミリシーベルト以下の住民の割合は62.3％、平成25年度（2013）から検査が開始された19歳以上では、19～64歳、65歳以上の同年度の１ミリシーベルト以下である住民の割合は73.8％と69.1％であった。

（3）地区別の傾向

原町・鹿島・小高の地区別にみると、どの地区においても年間の追加外部被ばく線量は年々低下傾向を示した。追加外部被ばく線量が１ミリシーベルト以下となった住民の割合は平成29年度で、原町・鹿島・小高区それぞれ97.9％、99.0％、91.0％であった。

18歳以下の子どもでは、各地区でそれぞれ99.8％、100.0％、97.8％であった。一方、年齢が高いほど、追加外部被ばく線量は高い傾向にあり、65歳以上での１ミリシーベルト以上の割合は、各地区で 3.9％、1.7％、11.0％であった。

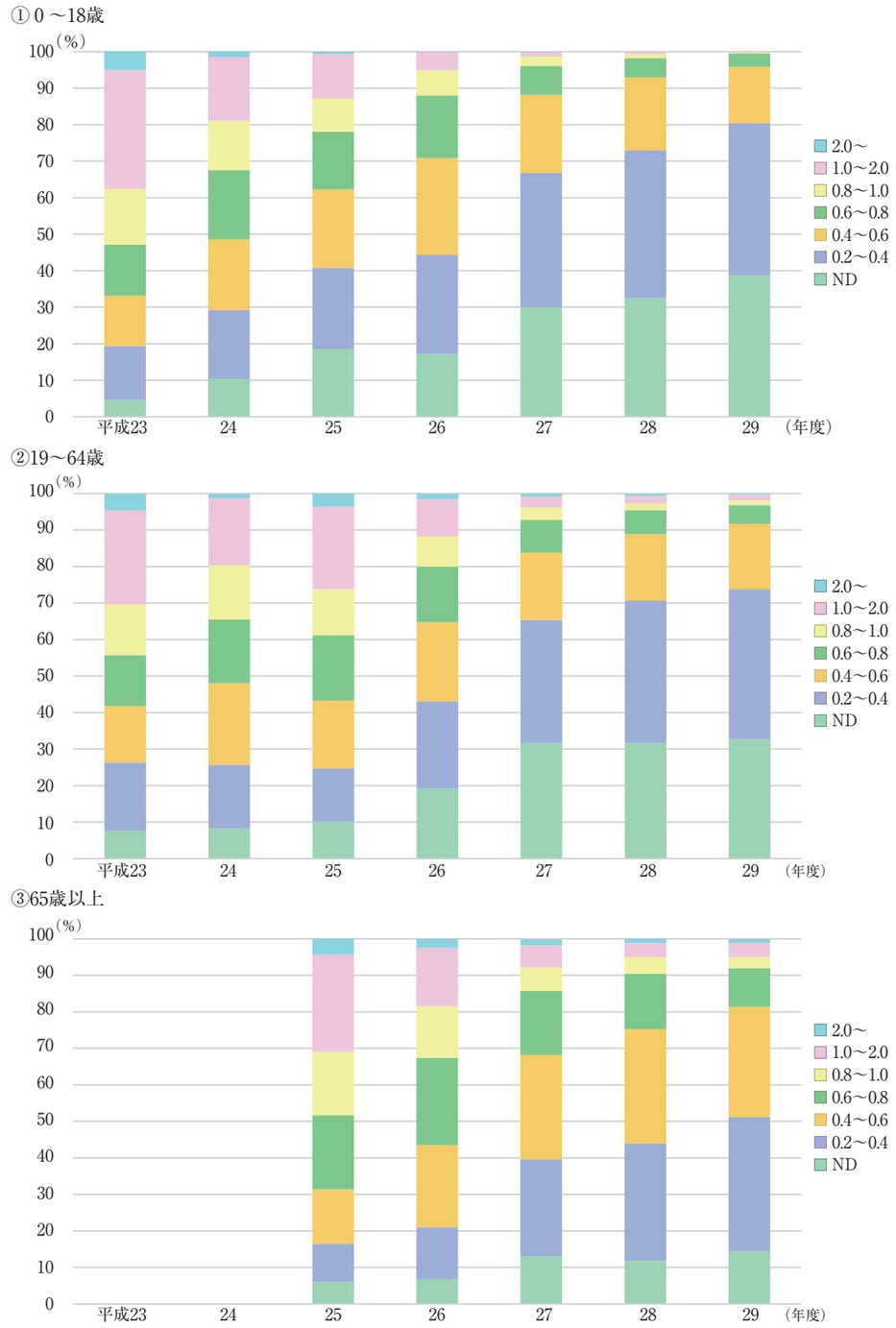

図２　年齢別の年間追加被ばく線量の推移

6．検査結果の総括

平成23年度から29年度までのガラスバッジによる南相馬市民の追加外部被ばく線量計測結果についての平成30年（2018）10月２日付け南相馬市放射線健康対策委員会見解の概要を以下にまとめる。

(1) 年間の追加外部被ばく線量は年々低下傾向にあり、現在、非常に低いレベルまで低下している。また、全体として、年齢が低いほど測定結果は低くなる傾向がみられ、地区ごとにみても、高齢者では原町・鹿島・小高の３地区でやや差はあるものの、若年層での差はほぼみられず、すべての地域で低い結果となった。

(2) 全体として、追加外部被ばく線量は低下傾向であるが、一部に長期的な目標である年間追加被ばく線量１ミリシーベルトを超える市民が散見される。しかし、その数は年度を追うごとに減少している。

(3) 一部の市民に年間の追加外部被ばく線量で５ミリシーベルト以上の結果が認められた。そこで市は、該当者に対して個別に生活環境および測定状況についての聞き取りを行ってきた。その結果、汚染が高いと思われる場所でのガラスバッジの継続的な設置や医療機器使用時に着用を続けていたといった使用が確認され、実際の追加外部被ばく量は、この値よりも低かったことが推定される。市では今後も比較的高い値を示す市民に対して、継続的なアドバイスや啓発活動を行っていく。

このように、市民全体としての追加外部被ばく線量は非常に低いレベルまで低下し、年間１ミリシーベルト以上の結果となる住民についても、その属性を特定できる状況ではなくなってきている。また、子どもの追加外部被ばく線量は、全体からみて、幸いにもより低い値を示している。その一方で、内部被ばく検査とも同じように放射線に対する不安や継続的な検査の要望もある。そのような状況から、市では今後のガラスバッジ検査について、市民全体を対象とした自動継続される方法ではなく、希望者を対象とした検査へと変更することとした。

【事業を振り返って】

平成23年10月の事業開始時には、原発事故による外部被ばくについて市民の不安が大きかったため、追加外部被ばく線量測定を周知したところ、対象者の多くから申し込みがあった。平成27年度（2015）からは、一度申し込みをした方は継続して測定できるように利用者の利便性を図ってきた。

その後、除染作業が進み、市内のモニタリングポストの数値も下がり、ガラスバッジの測定結果も追加被ばく線量が年間１ミリシーベルトを下回る方がほとんどを占めるようになってきたことから、不安感は徐々に解消されてきていると思われる。その結果、申込者数は年々減少してきたが、ガラスバッジの誤った着用や紛失、破損、未返却といった事例は、逆に年々多くなってきている。

４　内部被ばく検査

［放射線被ばく検診事業］

【経　緯】

福島第一原発の事故により、放射線の影響を受けるようになった市民は、周辺環境からの外部被ばくと体内に取り込んだ放射性物質による内部被ばくに注意する必要に迫られた。

内部被ばく検査には、大気や飲食物等から体内に取り込んだ放射性物質の種類や量を体外から測定できる、ホールボディカウンター（以下「WBC」）装置が必要であった。

福島県を通じて、鳥取県から移動式WBC車（写真１）が借用できることになり、平成23年（2011）６月28日から同年９月30日まで市立総合病院に設置されることになった。７月22日からは、大熊町の県立大野病院に設置されていたWBCが借用できることになった。さらに、９月には、市が検査能力の高い最新式のWBCを購入して、９月28日から稼働させるとともに、鳥取県から借用していた装置を返却した。

写真１　鳥取県から借用した移動式WBC車
（市立総合病院　平成23年７月11日撮影）

以下、時系列な経緯を示す。

平成23年度

７月６日　電話での予約受付を開始。対象者は震災当初市内に居住する小学生以上の市民（小・中学生、高線量地域の市民優先）。

７月11日　市立総合病院でWBCによる内部被ばく検診開始。

平成24年度（2012）

４月１日　対象者の優先者に妊婦、０～６歳の保護者、警戒区域の市民を追加。

７月１日　市立総合病院でWBC１台追加、渡辺クリニックで座位式WBC導入。

平成25年度（2013）

４月１日　対象者を下記に変更

①震災以降に市内に住所を有する者を含む南相馬市に住所を有する者。

②市外に住所を有する者で市内の保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校に通う者、未就学児は保護者代理受診。

平成26年度（2014）

４月１日　対象者から「未就学児は保護者代理受診」を削除。

平成29年度（2017）

４月１日　対象者を下記に変更。

①市内に住所を有する者。
②市外に住所を有する者であって、全国避難者情報システムにより本市に避難先等に関する情報を提供した者。
③市外に住所を有する者で、市内の保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校に通う者および市内の事業所に通勤する者。

【実施内容】

１．実施医療機関と対象者

（1）渡辺クリニック：一般の方、学校検診（小・中学生）

（2）市立総合病院　：一般の方、学校検診（小・中学生）、未就学児（ベビースキャン）

２．内　容

WBCは、体内にある放射能からのガンマ線を測定するものである。放射性核種によってガンマ線のエネルギーが異なるため、検査結果からは、体内にどういった核種がどの程度あるかを調べることができる。

また、平成26年度から、乳幼児のWBCとして、ベビースキャン（写真４）が開発され、小さい子どもでも検査することができるようになった。

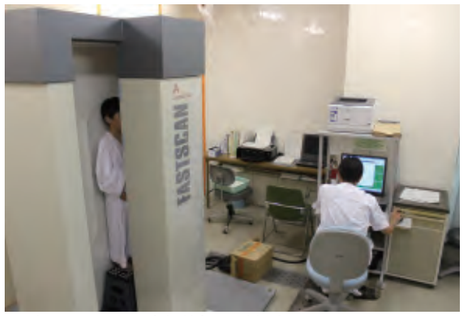

写真２　一般（立位）の検診（市立総合病院　平成24年７月17日撮影）

写真３　小学生（座位）の集団検診（渡辺クリニック　平成27年12月21日撮影）

写真４　ベビースキャン（市立総合病院　平成26年７月29日撮影）

３．結　果

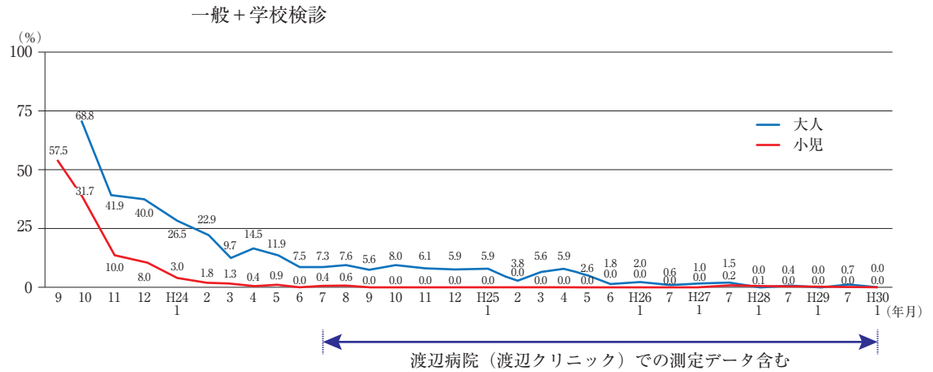
一般＋学校検診
（%）
100
75
50
25
0
大人
小児
57.5
68.8
31.7
41.9
10.0
40.0
8.0
26.5
3.0
22.9
1.8
9.7
1.3
14.5
0.4
11.9
0.9
7.5
0.0
7.3
0.4
7.6
0.6
5.6
0.0
8.0
0.0
6.1
0.0
5.9
0.0
5.9
0.0
3.8
0.0
5.6
0.0
5.9
0.0
2.6
0.0
1.8
0.0
2.0
0.0
0.6
0.0
1.0
0.0
1.5
0.2
0.0
0.1
0.4
0.0
0.0
0.0
0.7
0.0
0.0
9 10 11 12 H24 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 H25 2 3 4 5 6 H26 7 H27 7 H28 7 H29 7 H30
1 1 1

５　自家用消費食品の放射能測定

［食品等放射能簡易分析事業］

【経　緯】

平成24年（2012）２月15日から市民の食品等に対する安全・安心の確保を図るため、市民の身近な施設に放射能簡易分析装置および測定員を配置し、市民自らが持ち込む自家消費の食品等に含まれる放射能の濃度を測定できるようにした。

放射能簡易分析装置は、独立行政法人国民生活センターから10台、福島県から37台を借用するとともに、測定員の人件費については県から補助を受けた。なお、借用した装置の一部は学校、保育園に配置した。

【実施内容】

１．実施期間

平成24年２月～継続中

２．実施施設

原町区の石神生涯学習センター、太田生涯学習センター、大甕生涯学習センター、高平生涯学習センター、原町生涯学習センター、ひがし生涯学習センター、ひばり生涯学習センター、鹿島区のまごころセンターの８か所に分析装置を設置し、自家消費食品等を受け入れた。

平成26年（2014）４月１日からは、小高区役所、石神生涯学習センター、太田生涯学習センター、大甕生涯学習センター、高平生涯学習センター、原町生涯学習センター、ひがし生涯学習センター、ひばり生涯学習センター、鹿島生涯学習センターの各施設に、新規に非破壊式（まるごと検査）放射能分析機器を導入して、以前のような自家消費野菜等を細かく切り刻まずに放射能測定ができるようにした。

以後、平成30年度（2018）も自家消費野菜等放射能測定を実施している。

３．実施方法

（1）分析対象

市民１回につき１世帯１品目とし、自家消費の農産物（家庭菜園等）を対象とし、市販されている食品や販売目的での農産物の測定は対象外とした。

（2）測定時間

当初は、平日の午前９時30分から午後４時で、予約受付時間は、午前８時30分から午後３時30分とした（非破壊式放射能測定機器導入後は午後５時15分までに延長）。

写真１　食品の放射能測定（ひばり生涯学習センター　平成24年４月26日撮影）

（3）測定手順

①あらかじめ電話などによる事前予約を受け付ける。

②洗浄･みじん切りでビニール袋に密封された食品等１kg以上を基準に測定をする（非破壊式放射能測定機器導入後はみじん切り不要）。

③測定時間は約30分。測定終了後、依頼者に食品等を返却するとともに「測定結果通知書」を発行する。

④測定の結果、放射性物質が基準値を超えた場合は、県に報告する必要があるため、場合によっては再検査、またはゲルマニウム半導体検出器による分析を実施する。

４．実　績

（1）市内で作られた自家消費の食品等放射能簡易分析結果（平成24年４月分）

施設名	測定内訳					測定品目ごとの件数[*3]										
	受付件数	Cs検出件数	基準値[*1]超件数	Cs値[*2] (Bq/kg)	採取地	米穀類	芋類	豆類	根菜類	茎葉物	その他野菜	キノコ	果物	畜産物	水産物	その他食品
石神生涯学習センター	89	40	25	7,150 シイタケ	原町区深野	2	7	2	4	41	17	9	－	－	－	2
太田生涯学習センター	85	30	24	7,900 シイタケ	原町区上太田	－	2	－	9	40	17	9	1	－	－	5
ひばり生涯学習センター	87	34	19	3,230 シイタケ	原町区国見町	1	5	－	3	31	22	4	3	－	－	7
大甕生涯学習センター	60	25	12	3,950 シイタケ	原町区大甕	3	2	1	1	33	7	8	－	－	－	0
高平生涯学習センター	74	29	14	4,540 シイタケ	原町区高平	4	1	1	3	46	4	10	1	－	－	2
ひがし生涯学習センター	46	14	12	2,390 シイタケ	原町区桜井町	5	6	1	－	18	5	4	－	－	－	1
鹿島生涯学習センター	52	22	7	2,590 シイタケ	鹿島区角川原	2	2	1	4	22	3	6	－	1	－	2
南相馬市まごころセンター	69	28	19	3,570 シイタケ	鹿島区北海老	5	4	2	2	20	12	12	－	1	－	3
合　計	562	222	132			22	29	8	26	251	87	62	5	2	0	22

＊１　４月から新基準値として100Bq（ベクレル）/kgが適用された。
＊２　持ち込まれた中で数値が一番高いものを１点表示した。持込時に規定量に達しない、前処理が適切でないなど、測定精度が保てないものは除いた。
＊３　表中「－」は測定の対象ではなかったもの、「0」は対象としているがサンプルがなかった場合を表す。

（2）４月中に持ち込まれた品目（基準値超品目については太字で表記した）

①米穀類：**クリ**、**クルミ**、玄米、もち米

②芋　類：キョウイモ、サトイモ、ジャガイモ、ナガイモ

③豆　類：アオマメ、アズキ、ダイズ、スナックマメ、ラッカセイ

④根菜類：エシャロット、カブ、ゴボウ、タマネギ、ダイコン、ニンジン、ニンニク、ハタワサビ、ハツカダイコン、ラッキョウ

⑤茎葉物：アオナ、アサツキ、**アシタバ**、アジミナ、アスパラガス、ウド、カキナ、

カブレナ、カラシナ、キャベツ、キョウナ、**クレソン**、コウタイサイ、コマツナ、サトイモの茎、シガツシロナ、**シュンギク**、シンツミナ、ダイコンパ、タカナ、チヂミナ、ツボミナ、ナガネギ、ナノハナ、ニラ、ハクサイ、ハタマネギ、ハニンニク、**ハネギ**、ハルナ、**フキ**、ブロッコリー、ホウレンソウ、ミズナ、ミツバ、レタス、**ワサビナ**

⑥その他野菜：ウルイ、キク（食用）、キュウリ、**コゴミ（ゼンマイ）**、シソの実、セリ、**タケノコ**、**タラノメ**、ヒル、フキノトウ、ヨモギ、**ワラビ**

⑦キノコ：**シイタケ**

⑧果　物：キウイ、**ナツミカン**、**ミカン**

⑨畜産物：**イノシシ肉**、タマゴ

⑩水産物：－

⑪その他：ウメボシ、キュウリの古漬け、自家製茶、シミダイコン、ジャム、ズンダ、漬物、**干し柿**、ミソ、モロミ

（3）食品等放射能分析結果（平成25～30年度）

年　度	測定件数	セシウム検出件数	検出割合（%）	基準値超過件数	超過割合（%）
平成25年度	6,172	3,264	52.9	598	9.7
平成26年度	5,128	2,009	39.2	355	6.9
平成27年度	7,666	3,615	47.2	491	6.4
平成28年度	6,916	3,111	45.0	480	6.9
平成29年度	4,739	2,021	42.6	268	5.7
平成30年度	4,897	2,019	41.2	298	6.1

分析に持ち込まれる食品等には、放射性セシウムの含量が高いされる山菜や野生キノコが少なくないため、年度を経過しても検出割合、超過割合ともに低下しない傾向にある。

さらなる食の安全と安心のために

主事・40代男性

現在では、葉物野菜や根菜類を中心に放射性物質が検出されにくい傾向が続いている。しかし、「イノシシ肉」や「山菜類」「野生キノコ」など、出荷制限・摂取制限等が適用されている品目などでは、基準値を超えるものが存在する。そのため、引き続き放射性物質が検出される傾向のある品目を含めて、測定することを勧めていきたい。

６　給食の放射能検査

［学校給食検査体制整備事業］ほか２事業

【経　緯】

平成23年（2011）４月22日に小・中学校が福島第一原発から半径30km圏外の鹿島区で再開され、炊き出し給食の提供が開始された。５月６日には公立保育園２園（かしま保育園、かみまの保育園）も再開され、小・中学校と同様の炊き出し給食を実施した。第２学期から通常の学校給食を再開したが、保護者からは放射能の影響を心配する声が寄せられていた。

市では、給食における放射性物質の含有の有無を把握するため、東京大学の早野龍五教授の指導のもと、平成24年（2012）１月から、ゲルマニウム半導体検出器により放射性物質の検査を行うこととした。これを「給食調理済・丸ごと事後検査（以下「事後検査」）」と呼んでいる。この事後検査は、調理済みの給食１週間分（５食分）をそれぞれまるごとミキサーにかけて冷凍し、財団法人日本冷凍食品検査協会（神奈川県横浜市）に送り「内部被ばく実効線量」を測定して給食の安全性を把握するものであった。なお、その経費については、東京大学の基金から、学校は平成24年３月まで、保育園は平成25年（2013）３月まで支援を受けた。

また、給食のさらなる安全を図るために、平成24年４月からは、給食の調理前（前日）に食材の全品を対象に放射能簡易分析装置を使って放射線量を測定し、数値の高い食材は使用しないことにしている。これを「給食丸ごと事前検査（以下「事前検査」）」と呼んでいる。事前検査は、学校や保育園に設置した放射能簡易分析装置を使って行われた。

【実施内容】

１．事後検査

前述したとおり、事後検査は東京大学の基金から支援を受けて平成24年１月に始まったが、その後、県が創設した補助事業を活用し、学校は全校で平成24年４月から、保育園は平成25年４月から公益財団法人福島県保健衛生協会（福島市方木田）へ検査を委託している。

保育園では、平成24年にかしま保育園とかみまの保育園の公立２園の給食を、交代で１週間分ずつ冷凍保存し、検査機関に送り検査を実施した。その後、原町あずま保育園と原町さくらい保育園の再開に伴い公立４園において毎月交代で検査を実施している。

この検査は、調理済みの給食等１食分全体（主食・主菜・副菜・汁物・デザート・牛乳）の放射性セシウム134と放射性セシウム137の放射能濃度を測定するものである。

（1）実施期間　：平成24年１月～継続中

（2）検査機関名：福島県保健衛生協会（平成24年４月以降）

（3）測定器名　：セイコーイージーアンドジー㈱製　GEM30P-70
（4）測定時間　：1000秒
（5）測定下限値：１kgあたり各核種１ベクレル程度

２．事前検査

平成24年４月、各学校・保育所に放射能簡易分析装置が設置されたことに伴い、学校は全校で、保育園ではかしま保育園、かみまの保育園の公立２園、よつば保育園、聖愛保育園、北町保育所の私立３園の計５園で事前検査が始まった。

平成25年４月には、よつば乳児保育園西町園の私立１園が追加された。ただし、よつば保育園とよつば乳児保育園西町園の給食は統一献立ということで、分析装置の増設はなかった。

平成27年（2015）４月、原町あずま保育園が再開、翌28年（2016）４月には原町さくらい保育園が再開し、これにより公立４園と私立４園の計８園での検査実施となった。

検査の流れは、まず納入業者が安全性の確認された食材を調達し、使用する前日までに納品する。分析装置が設置された学校や保育園では、使用される各食材を細かく刻んで専用容器に詰め、「分析装置マニュアル」に従い分析を実施（食材は１品ずつ検査）。検査結果は同じ食材を使う学校・保育園へ報告し「食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質の新基準」に従い安全性が確認されたのち、食材を調理する。

なお、市では、独自に食材１kg当たりの基準値を核種10ベクレルとして、この基準値を超えないものだけを使用することとした。

（1）実施期間：平成24年４月～継続中
（2）測定器名：日立アロカメディカル㈱製　NaI（TL）シンチレーション検出器（CAN-OSP-NAI）
（3）測定方法：前日に、給食で使用する食材を1品目あたり約１kg採取し測定
（4）測定項目：セシウム134・セシウム137
（5）検出限界：１kgあたり10ベクレル
（6）測定場所：原町第一小学校、原町第三小学校、小高小学校、原町第一中学校、鹿島給食センター、かみまの保育園、かしま保育園、原町あずま保育園、原町さくらい保育園、原町聖愛こども園、北町保育所、よつば保育園
（7）検査員人数：鹿島給食センターは２人、小・中学校と保育園（所）は各１人

【事業を振り返って】

子どもたちが口にする学校給食・保育園給食について、震災以降は食材に含まれる放射能に対する保護者の不安が大きかった。このことから、調理前における食材全品検査と調理後の給食のまるごと検査を行って、その結果をホームページや給食だより等でお知らせすることで、給食の安全性を明らかにしてきた。

このことにより、保護者は給食の安全が確認でき、また、保護者に安心を与えることにもつながっている。「内部被ばく」が心配という意見もあるが、検査を継続しているせいか、その割合が減ってきている。さらに、保護者からは、安心できる食材で給食を作ってもらっていると感謝の声も多数ある。

学校給食・保育園給食の安全を守る

係長・40代男性

一般に流通している食材については安全性が確認されたものであるため、学校給食・保育園給食の検査の必要性についてさまざまな意見がある。しかし、子どもたちが食べる給食については慎重な対応が必要である。保護者へのアンケートなどでもこうした検査をしっかりと実施していることで給食の安全が確認できるので、継続を望む声も少なくない。

学校給食・保育園給食において地元食材の活用を推進するうえでも、地元食材の安全性が可視化できることから、きちんとした検査体制を一定期間維持することが必要であると考える。

写真１　市内産米使用再開時の給食（原町第二小学校　平成30年12月４日撮影）

写真２　市民を対象とした給食試食会（市役所本庁舎　平成29年12月17日撮影）

写真３　給食試食会で食材検査について説明（市役所本庁舎　平成29年12月17日撮影）

写真４　食材検査のようす（学校給食センター　平成24年４月撮影）

７　農地土壌の放射能測定

［農作物栽培環境研究事業］

【経　緯】

福島第一原発事故による放射性物質の飛散・降下は、水稲の作付制限、野菜等の出荷制限や摂取制限など、農業経営に深刻な影響を与えた。市内では「放射性物質により汚染された農地で営農を再開すること」に対し、「食べられる農産物が育つのか、生産しても売れないのではないか」などの不安が生産者を苦しめていた。

市では、農地の除染計画や農作物の作付け等を検討するため、市内全域の農地土壌の放射性物質濃度の測定を行うこととした。そして、農地除染や試験栽培等の取り組みと併せて、数値化した農地の放射性物質濃度の減衰をみえるかたちにすることで、安心・安全な農作物の生産を推進することにつなげている。

【実施内容】

１．実施期間

平成23年（2011）９月～継続中

毎年度１回実施

２．概　要

（1）測定方法

- 市内全域を緯度経度１分のメッシュで区画し、農地の存在するメッシュごとに田および畑で原則２地点以上を調査する。
- 各農地の４角と中央の土壌合わせて５か所を採取し、１つに混合して１検体とする。
- 放射性物質が耕起によって攪拌される深さや農作物が根を張る深さを考慮して、地表から15cmまでを採取する（写真１）。
- NaIシンチレーション検出器（写真２）を使用してセシウム134・137を測定する。

写真１　土壌採取状況（平成24年９月４日撮影）

写真２　測定機器（平成24年３月29日撮影）

（2）測定結果（表１）

平成23年度（旧警戒区域外）と29年度（2017）の放射性物質濃度の段階別メッシュ数を比較すると、１kgあたり999ベクレル以下の割合が20％から68％と増加し、2001ベクレル以上の割合は38％から８％に減少している。

また、同様に旧警戒区域内の平成24年度（2012）と29年度の放射性物質濃度の段階別メッシュ数を比較すると、１kgあたり999ベクレル以下の割合が45％から61％と増加し、2001ベクレル以上の割合は37％から13％に減少している。

この結果は、農地除染の実施と放射性セシウムの物理的減衰によるものと考えられる。

表１　放射性物質濃度の段階別メッシュ数および割合　（Bq＝ベクレル）

地域	測定期間	放射能濃度（Bq/kg）						
		～999	1000～2000	2001～3000	3001～4000	4001～5000	5001～10000	10001～
旧警戒区域外	平成23年９～10月（図１）	12（20％）	26（42％）	12（20％）	5（８％）		6（10％）	
	平成29年12月～30年２月（図２）	42（68％）	15（24％）	3（５％）	2（３％）			
旧警戒区域内	平成24年９～11月（図３）	17（45％）	7（18％）	5（13％）	3（８％）		3（８％）	3（８％）
	平成29年12月～30年２月（図４）	23（61％）	10（26％）	3（８％）	2（５％）			

【事業を振り返って】

目に見えない放射性物資が農地にどの程度あり、生産される農産物にどのような影響があるのかわからないことが、市内農業者にとって大きな不安の原因となっていた。農地土壌と農産物を測定することで正しく状況を理解し、対策をとることに役立った。

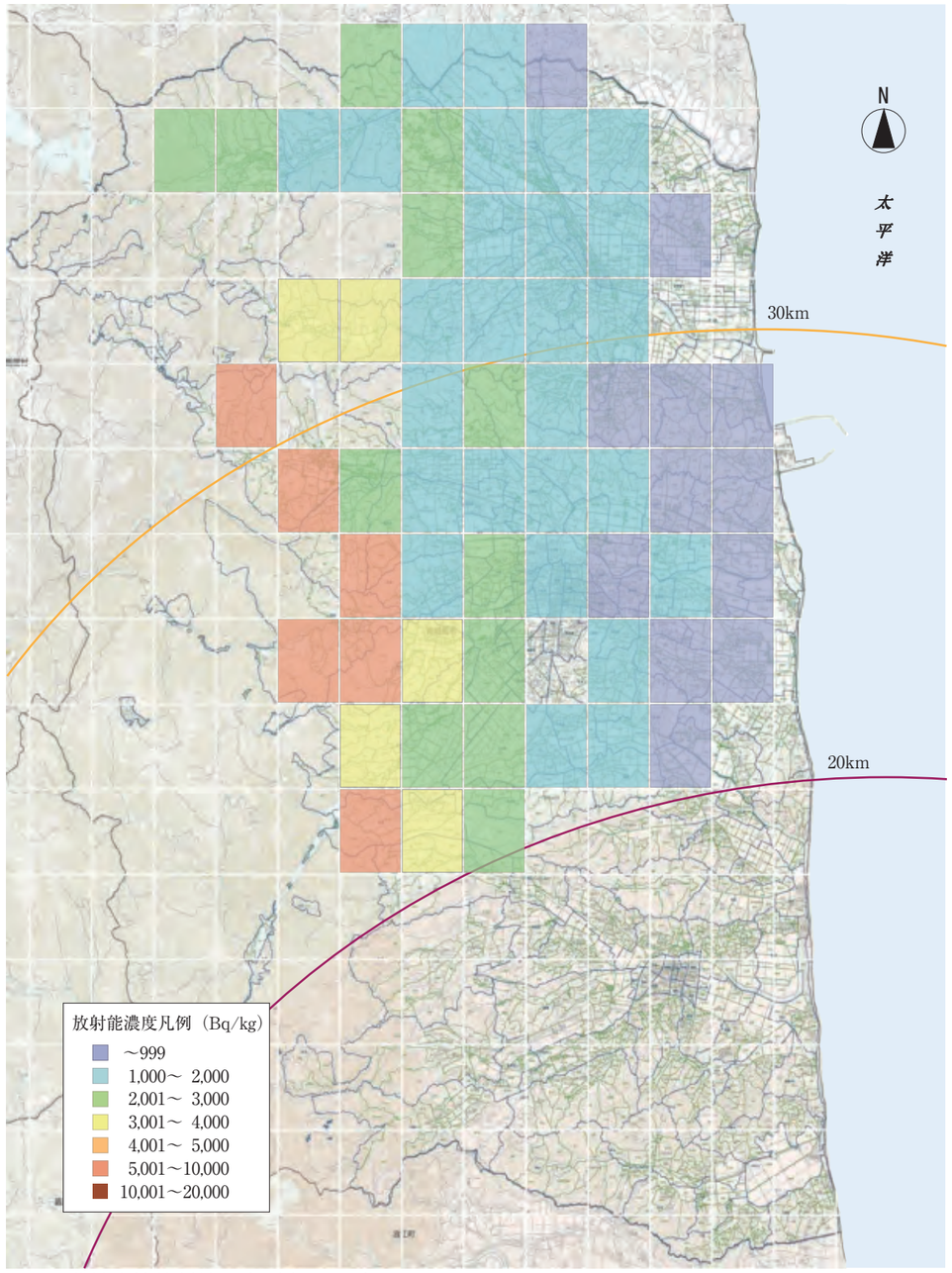

図１　農地土壌放射線量率測定マップ（測定期間：平成23年９～10月）

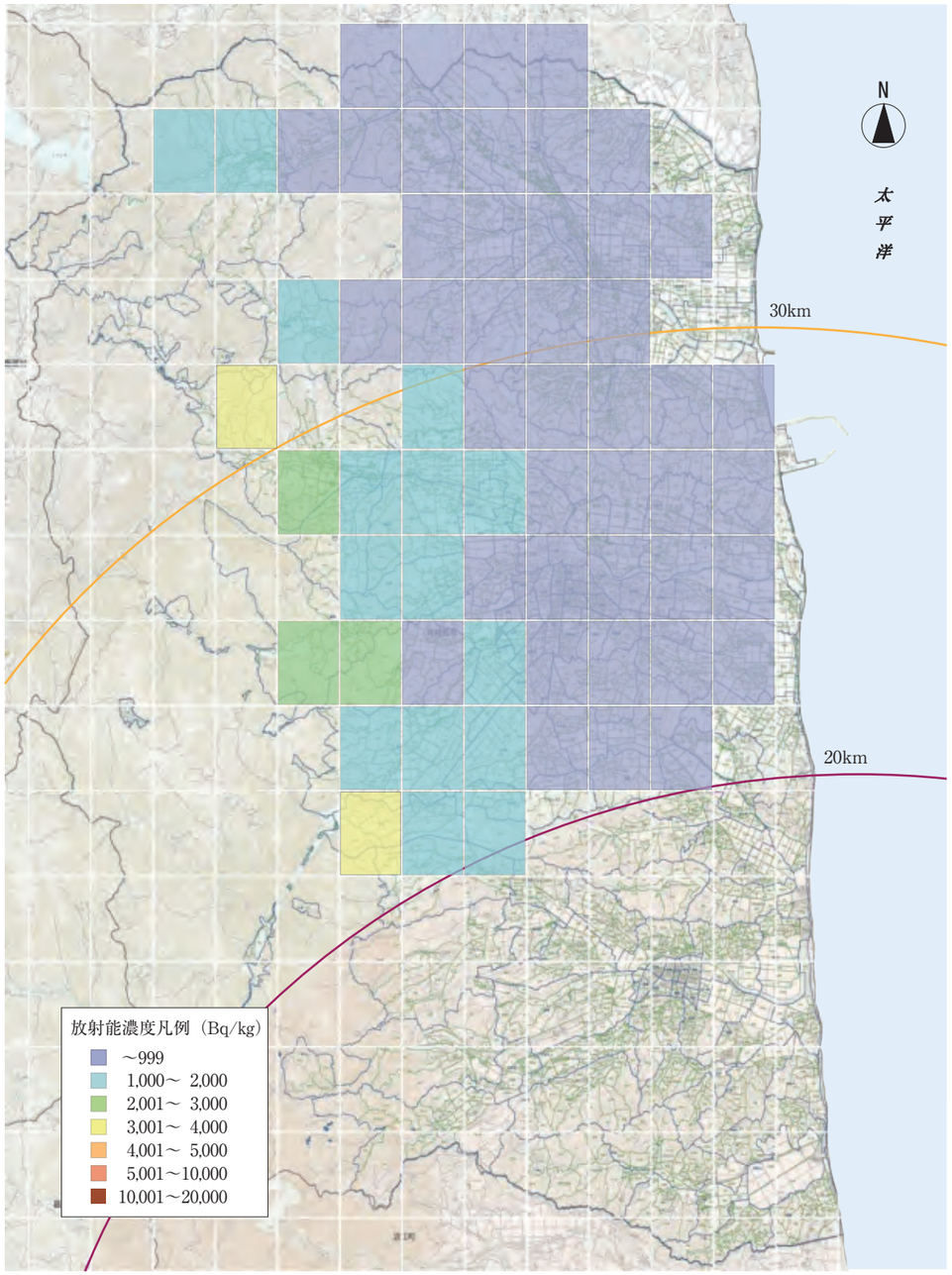

図２　農地土壌放射線量率測定マップ（測定期間：平成29年12月～30年２月）

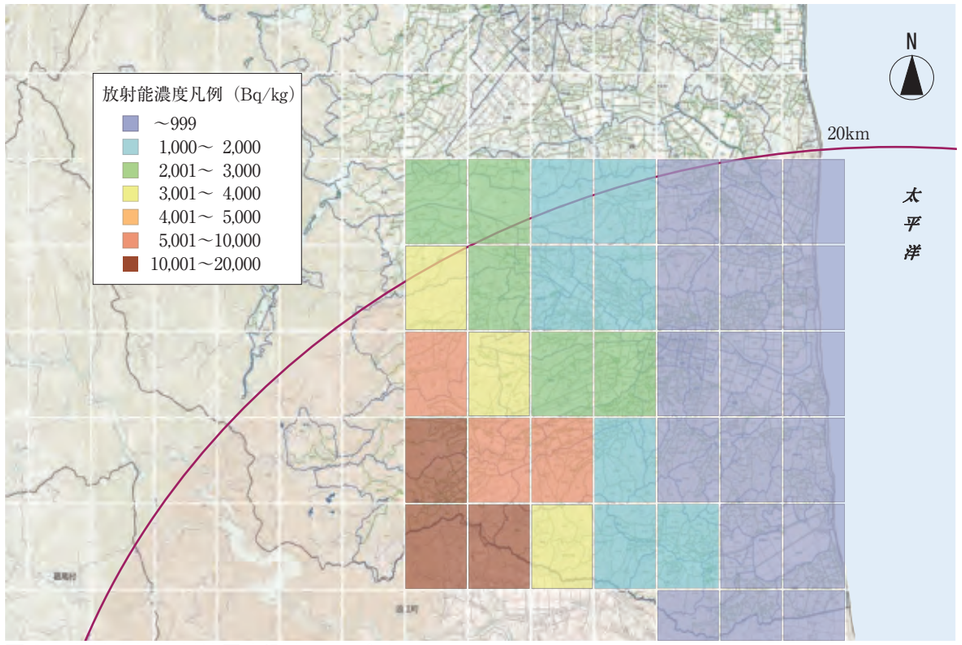

図３　農地土壌放射線量率測定マップ（測定期間：平成24年９～11月）

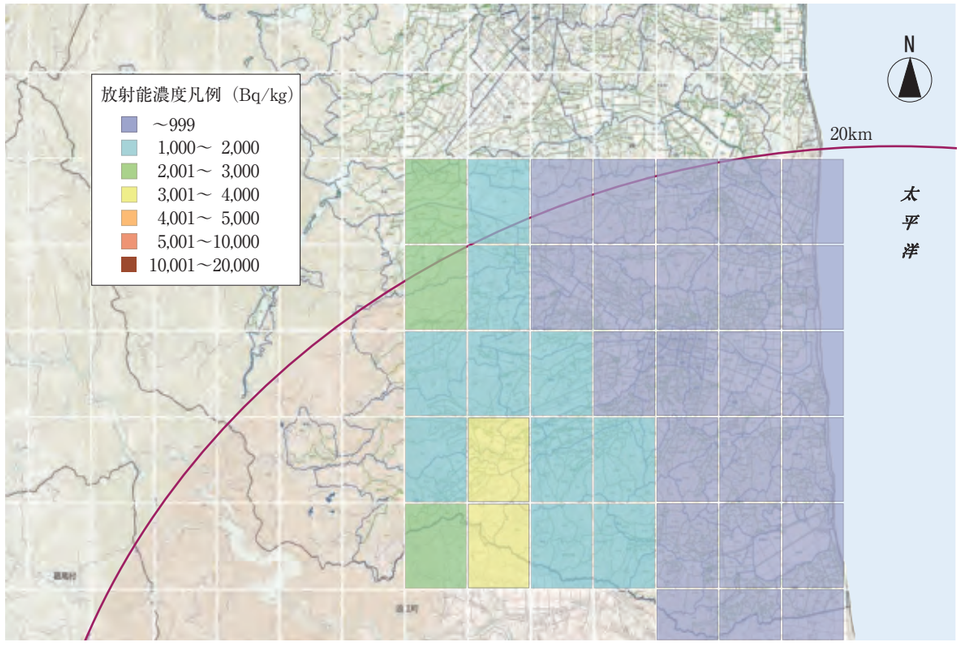

図４　農地土壌放射線量率測定マップ（測定期間：平成29年12月～30年２月）

８　放射線健康相談

［放射線健康相談員設置事業］

【経　緯】

市では、放射線に対する正しい知識を市民に提供するため、平成23年度（2011）から放射線の専門家を招いて、講演会および小規模な座談会を開催し、市民の放射線に対する不安軽減に努めてきた。しかし、福島第一原発の事故から４年が経過した平成27年度（2015）になっても、市民の放射線に関する理解度には大きな開きがあり、また、空間線量をはじめ食品や水などへの不安は根強く残っていた。さらに、住宅・農地などの除染や損害賠償など放射線関連の問題もいまだに解決していない状況もあった。

平成28年（2016）４月には、居住制限区域と避難指示解除準備区域の解除が予定されていたことから、放射線に対する不安や除染・賠償問題等は、解除後の住民帰還に大きな影響をもたらすと考えられた。

このことから、放射線に対する正しい知識を広め、市民が抱える問題へきめ細かに対応する放射線健康相談員を配置することとした。

放射線健康相談員は、公募により申し込みを受け付け、選考のうえ採用したが、放射線に関する知識や経験がなかったため、採用後、研修期間として２か月間、集中して放射線に関することを中心に受講させることとした。この研修会の講師には、南相馬市放射線健康対策委員会の大学教授等をはじめ、除染や環境モニタリング、食品モニタリング、原子力損害賠償を担当する市や国の職員を充てた。また、相談員としてのコミュニケーション能力も重要と考えられたことから、原子力に関するリスクコミュニケーションに精通する団体に依頼した。現場関係では、福島第一原発や水道浄水場の見学、空間線量率の測定、食品モニタリングの体験など実技を取り入れた。

このような研修を通じて、放射線健康相談員は、市が平成26年度（2014）に作成した『南相馬市民のための「原子力」と「放射線」に関する基礎的情報』を市民に説明できる程度になることを目標とした。

採用した放射線健康相談員の各期の人数は次のとおりである。

平成27年７～８月：放射線健康相談員研修期間７人
９～11月：戸別訪問等開始６人
12月：５人
平成28年１～３月：４人
４～５月：９人
６～７月：８人
８月～平成29年３月：７人

平成29年（2017）４～10月：９人
11～12月：８人
平成30年（2018）１～３月：６人

【実施内容】

１．実施期間

平成27年度～令和元年度（2019　職員による相談窓口は継続）

２．業　務

戸別訪問を主体にして、市民の放射線に対する不安度を把握し、不安解決のために行政と市民をつなぐ役割を担うため、業務内容は、次のとおりとする。

（1）放射線の健康影響に対する不安軽減のための相談
（１チーム２人体制での戸別訪問および座談会・相談会での相談）
（2）不安軽減のための情報提供
（3）座談会・相談会の企画、運営
（4）住宅訪問による放射線および放射性物質の測定

３．実　績

（1）平成27年度（平成27年９月～28年３月）

◆相談件数（延べ件数）

窓口対応[*1]	戸別訪問	電話連絡	合　計
37	830	224	1,091

＊１　電話での問い合わせ対応含む

◆訪問先（延べ件数）

準備宿泊者	市内避難者[*2]	その他[*3]	合　計
601	360	130	1,091

＊２　仮設住宅避難者
＊３　自宅に戻られた方、匿名者など

◆相談内容（延べ件数）

項　目	放射線	生活環境	医療福祉	除染	仕事	子育て教育	その他	合　計
件数（件）	676	730	156	155	0	16	62	1,795
割合（%）	38	41	9	9	0	1	3	100

＊１件につき複数相談があるため相談件数の値とは合わない

（2）平成28年度（平成28年４月～29年３月）

◆相談件数（延べ件数）

窓口対応[*1]	戸別訪問	電話連絡	合　計
32	1,427	3,006	4,465

＊１　電話での問い合わせ対応含む

◆訪問先（延べ件数）

準備宿泊者	市内避難者[*2]	市外避難者	その他[*3]	合　計
54	1,898	2,476	37	4,465

＊２　仮設住宅・借上げ住宅避難者
＊３　自宅に戻られた方、匿名者など

◆相談内容（延べ件数）

項　目	放射線	生活環境	医療福祉	除染	仕事	子育て教育	その他	合　計
件数（件）	5,438	3,435	858	882	154	239	579	11,585
割合（%）	47	30	7	8	1	2	5	100

＊１件につき複数相談があるため相談件数の値とは合わない

（3）平成29年度（平成29年４月～30年３月）

◆相談件数（延べ件数）

窓口対応[*1]	戸別訪問	電話連絡	合　計
19 （－13）	2,075 （＋648）	739 （－2,267）	2,833 （－1,632）

＊括弧内は平成28年度実績からの増減
＊１　電話での問い合わせ対応含む

◆訪問先（延べ件数）

市内避難者[*2]	市外避難者	自宅[*3]	その他[*4]	合　計
0 （－1,898）	289 （－2,187）	2,537 （＋2,537）	7 （－30）	2,833 （－1,632）

＊２　仮設住宅・借上げ住宅避難者
＊３　平成29年度から新種別として追加
＊４　匿名者など

◆相談内容（延べ件数）

項　目	放射線	生活環境	医療福祉	除染	仕事	子育て教育	その他	合　計
件数（件）	4,043	1,948	791	289	173	133	330	7,707
割合（%）	52	25	10	4	2	2	4	100

＊１件につき複数相談があるため相談件数の値とは合わない

【事業を振り返って】

放射線健康相談事業は、放射線健康相談員を募集し市民への個別訪問を予定したが、計画した定員に達せず、計画の変更を余儀なくされた。

当初は、訪問に先立って電話連絡後に時間指定して訪問していたが、振り込め詐欺等の影響で、電話をかけても電話口で拒否され、訪問にまで至ることが少なかった。そこで、あらかじめ連絡して約束をするのではなく、直接訪問し、聞き取りをする手法に変更した。しかし、訪問できるのは全世帯のうち４割程度で、どうしても自宅にいることが多い高齢者への聞き取りが多く、訪問できても聞き取りを拒否されることが多くなっている。

放射線健康相談員の活動

放射線健康相談員

戸別訪問のほか、市の放射線情報紙等の配布や市内小・中学校での放射線教育の支援等をおもに行い、また、自宅の屋内外空間線量に不安を持つ市民に対し、モニタリング測定を行った。

戸別訪問の際、水道水の飲用に不安のある方に市の取水方法や放射能検査の状況を伝えると、こうした情報を初めて知り、これまで漠然と持っていた不安の解消につながることもあり、このことから、相談員としての経験年数にかかわらず、基本的なことを分かりやすくお話するという初心の気持ちを忘れないように心掛けて活動を行った。

第３節　原子力損害賠償

１　原子力損害賠償請求

【経　緯】

平成23年（2011）

４月11日　国が原子力損害賠償紛争審査会を設置。

４月15日　国（内閣官房）の「原子力発電所事故による経済被害対策本部」において、東京電力㈱が仮払補償金を速やかに支払うようにする内容を決定。

４月28日　原子力損害賠償紛争審査会が中間指針第一次指針（①）を策定。
東京電力が福島原子力補償相談室およびコールセンターを開設し、仮払補償金の支払いが開始される。

５月31日　原子力損害賠償紛争審査会が中間指針第二次指針（②）を策定。

６月20日　原子力損害賠償紛争審査会が中間指針第二次追補（③）を策定。

８月５日　原子力損害賠償紛争審査会が中間指針を策定（上記①～③を取りまとめたもの）。

９月１日　原子力損害賠償紛争解決センター（以下「ADR[*1]」）が業務を開始。

９月27日　東京電力が本賠償の受け付けを開始（仮払補償金の受け付けは９月26日まで終了）。

12月６日　原子力損害賠償紛争審査会が中間指針追補を策定。

平成24年（2012）

３月９日　東京電力が自主的避難等賠償の受け付けを開始。

３月16日　原子力損害賠償紛争審査会が中間指針第二次追補を策定。

平成25年（2013）

１月30日　原子力損害賠償紛争審査会が中間指針第三次追補を策定。

３月29日　東京電力が、個人の宅地・建物等の賠償の受け付けを開始。

12月26日　原子力損害賠償紛争審査会が中間指針第四次追補を策定。

平成26年（2014）

４月１日　市の復興企画部内に原子力損害対策課を新設。

７月23日　東京電力が住居確保賠償の受け付けを開始。

平成27年（2015）

４月１日　市が弁護士を職員として雇用し、原子力損害対策課に配置。

平成28年（2016）

12月17日　市民向けの相談会を開始。

＊１　Alternative（代替的）、Dispute（紛争）、Resolution（解決）の略で、「裁判外紛争解決手続き」と訳される。裁判でなく専門知識を持つ第三者による仲介で問題を解決する方法のこと。原子力損害賠償紛争解決センターは平成23年８月に公的機関として設置された。

【概　要】

１．東京電力仮払補償金について

平成23年４月15日に、国（内閣官房）の「原子力発電所事故による経済被害対策本部」において、東京電力が仮払補償金を速やかに支払うようにする内容の決定が出された。これを受けて、同日、東京電力は、被災者の当面必要な資金を「仮払補償金」として支払うことを表明した。

２．中間指針

平成23年４月11日には、原子力損害賠償法第18条に基づき、原子力損害賠償紛争審査会が設置された。審査会では、同月28日に第一次指針、５月31日に第二次指針、８月５日に中間指針を公表し、原子力発電所事故による損害賠償の内容を定め、そのうえで、裁判手続きを利用せずに、賠償請求について申し立て、紛争の解決を図ることができるADRが設置された。

中間指針は、その後追補が出されており、平成25年12月26日までに第四次の追補を行うに至っている。

【実施内容】

賠償請求相談

原発事故後、市民のなかで原子力損害賠償請求に対する疑問や不安が高まり、これに対応するために、平成26年４月１日に復興企画部内に原子力損害対策課（現・被災者支援課）を新設した。さらに翌27年４月１日に弁護士資格を有する職員１人を同課に配置し、市民の賠償請求に関する相談ニーズに応えた。

表１　南相馬市賠償相談対応件数

年　度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件　数	598	607	839	961

【業務を振り返って】

平成23年４月15日（金）、東京電力は、当面の必要な資金を仮払補償金として支払うことを発表した。これを受けて、16日（土）、福島民報・福島民友も、仮払補償金の請求には住民票の写しが必要と報道した。同日以降、住民票の写しの交付を求める多くの市民が市役所を訪れ、市民課窓口は大混雑となった。玄関ホールに入りきれず、玄関外の駐車場にまで列ができる状況も発生した。市では、東京電力と協議して、仮払請求書にあわせて、住民票の写しの取得に関する委任状を提出してもらう方法に改めてもらった。その結果、５月以降は、委任状を提出した市民に代わって、東京電力がまとめて住民票の写しの交付を受けることになり、窓口の大混雑は緩和した。

同年４月28日の原子力損害の判定等に関する中間指針第一次指針の策定以降、市民から

「請求の手続きがわからない」などの問い合わせが市に寄せられるようになり、その都度、東京電力のコールセンターを案内した。

東京電力は、原子力損害賠償の請求手続き等についての対面相談を実施するため、平成23年11月21日に鹿島農村環境改善センター（鹿島区寺内）、平成24年１月５日に南相馬ジャスモール（原町区大木戸）にそれぞれ相談窓口を開設した。

平成24年４月には、警戒区域解除に伴って小高区役所は業務を再開したが、東京電力は市の要請を受けて、区役所内に損害賠償臨時相談窓口を設置した。

このように、東京電力の相談窓口が開設されたものの、市民からは「東京電力に相談しても認めてもらえない」「浪江町のように集団でADRに申し立てしたい」などの相談が、直接市に寄せられようになった。その内容は個別具体的なものであったため、法律の専門的な知識がない職員では、適切なアドバイスができなかった。

平成25年になると、ADRによる和解事例の公表が進んでくるようになり、相談に来られた市民には、事例を紹介する対応を行った。一方で、賠償が受けられる可能性のある市民が、いまだ請求していない状況もみられた。

市では、市民に対してより適切なアドバイスを行うためには、弁護士を雇用する必要があると考えた。また、震災後の復興事業を進めていくうえで、法律の専門的な知識を必要とする用地取得などの事案が発生していたこともあって、弁護士の確保は急務であった。

平成26年、市は弁護士団体などに相談を行い、その結果、平成27年４月から弁護士を市職員として雇用する運びとなった。こうして、弁護士が原子力損害対策課に着任したことで、より高度な法的問題に的確に対応できるようになり、相談件数も増加した。

原発事故から時間が経過していくなかで、相談内容は東京電力への直接請求から、ADRへの申し立てに中心が移ってきている。

原子力損害賠償請求手続きへのアドバイス

副主査・30代女性

平成29年時点で、賠償相談件数も減少していくのではないかと想定されていたが、大きく減少するまでには至っていない。

発災から10年が経過することで、時効期間の徒過により請求ができなくなっていくおそれがある。また、時効に至らなくても、発災から８年以上が経過しており、請求のための資料の収集が難しくなっている。

賠償請求について、気になる方は気軽に連絡してほしいと思いながら、市民むけの相談会を開催している。

２　市の損害賠償請求

【経　緯】

平成23年（2011）８月５日、原子力損害賠償紛争審査会（以下「紛争審査会」）から「東京電力株式会社福島第一・第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」）が公表され、『地方公共団体等の財産的損害等』における東京電力㈱（平成28年（2016）４月１日　東京電力ホールディングス㈱に社名変更、以下「東京電力」）が賠償すべき損害の指針が示された。また、同年８月30日には、東京電力から「福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への本補償に向けた取り組みについて」が公表され、損害賠償ごとの補償基準が明示された。

平成24年（2012）３月16日、紛争審査会から「中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」が公表され、「除染等に係る損害について」賠償すべき損害と示された。

これらを受けて、同年５月30日、市は、東京電力に対する賠償請求の考え方および進め方をまとめた「南相馬市原発事故損害賠償請求に関する基本方針」を策定した。以降、この基本方針に基づき東京電力に対して請求を行ってきた。

公共財物賠償については、平成29年（2017）９月７日、南相馬市長、川俣町長、楢葉町長、葛尾村長および飯舘村長の連名で、原子力損害賠償紛争審査会長に対し「原子力損害賠償紛争審査会における地方公共団体の財物賠償に関する議論について（意見）」を提出し、公共財物の現状を訴え、公共財物の価値を民間と区別することなく、交換価値を基準に評価することなどを求めた。また、紛争審査会の委員による現地調査では、長期にわたる避難指示によって影響を受けた公共施設の状況を説明した。同年９月13日に示された「地方公共団体における不動産の賠償について」の紛争審査会の共通見解では、一部、本市の意見も取り入れられた。これにより本格的に東京電力との協議が始まった。

平成30年（2018）１月17日、紛争審査会から「地方公共団体におけるインフラや山林の取扱いについて」の共通見解が追加され、この共通見解を受けて、同年３月30日、東京電力は「公共財物の賠償に関する基本的な考え方について」を示した。

紛争審査会の中間指針や共通見解をどのように解釈するかにより東京電力の賠償の範囲が決められるため、市と東京電力の間で、公共財物賠償の基準作りを巡る協議が続いた。

また、地方公営企業である水道事業、工業用水道事業、下水道事業および病院事業については、逸失利益および追加的費用について賠償請求を行っている。逸失利益は、原発事故に伴う住民避難等によって減収となった収益を補償するものであり、追加的費用は、放射線測定費用や汚泥・焼却灰等の汚染廃棄物保管に係る費用などを補償するものである。これらは、民間の事業者と同じような取り扱いで行われた。

さらに、病院事業では、避難指示区域にある小高病院の財物賠償について、東京電力と協議が続けられた。

【実施内容】

市では、前述した「南相馬市原発事故損害賠償請求に関する基本方針」に基づき東京電力に対して請求を行い、直接協議を進めている。

東京電力との直接協議の結果、合意に至らない損害賠償請求項目については、原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申し立て（以下「ADR」）に移行するという方針のもと、申し立てを行っている。

１．一般会計、特別会計（簡易水道事業および農業集落排水事業を除く）

（1）市の請求および東京電力からの支払状況（平成30年３月31日現在）

対象期間	項目数	請求額（円）	支払額（円）	請求日
平成23年度	132	2,203,801,163	262,811,913	平成24年９月５日 平成25年３月28日
平成24年度	75	1,529,357,432	299,784,254	
平成25年度	62	553,446,751	851,051	平成28年６月２日
平成26年度	62	599,660,328	5,437,227	
平成27年度	48	538,382,653	7,851,887	平成29年８月28日
平成28年度	44	559,157,413	29,011,129	平成30年２月22日
合　計	423	5,983,805,740	605,747,461	

（2）ADRへの和解仲介申し立て実施状況（平成30年３月31日現在）

対象期間	項　目	請求額（円）	申立日
平成23年度	追加費用等（血液検査委託費用等）	1,081,314,696	平成29年７月24日
平成24～26年度	固定資産税減収分	843,385,441	平成29年11月30日
合　計		1,924,700,137	

≪おもな請求内容の一覧≫

分野名	請求内容
逸失利益	市税等の減収分（市民税、軽自動車税、固定資産税等）、市有地貸付収入、使用料
人件費	超過勤務手当、除染担当に配置した職員の給与
健康不安への配慮	放射線被ばく検診（ホールボディカウンタ等）、職員の健康管理、予防接種助成
放射線量低減対策	校庭等表土改善事業、線量低減化事業
汚染物・廃棄物の処理	稲ワラの放射線測定経費、堆肥仮置事業、焼却灰等一時保管経費、下水道の脱水汚泥の仮保管経費
放射線の測定監視	原子力災害環境測定事業、ごみ焼却施設等の放射性物質測定経費
農業振興	水稲作付再開奨励事業、農業用施設等管理事業
教育関係経費	学校移転経費、遠距離通学費補助金、複式学級解消事業
広報公聴	避難者向けの広報紙増刷経費、避難者への文書送付経費
産業への緊急支援対策	家畜一時飼養所整備事業、鳥獣被害防止対策経費
原発事故避難者支援	災害見舞金、市外一時避難所支援事業
原子力損害全般	原子力災害対応の会議の開催、出張等の経費
その他	一時宿泊所設置事業、防犯カメラ設置事業、旧警戒区域見守りパトロール事業、避難指示区域内の公共施設管理経費、旧警戒区域土地等借上げ物件の賃借料

２．企業会計、特別会計（簡易水道事業および農業集落排水事業）（平成30年３月31日現在）

会計名	対象期間	おもな請求内容	合意額（円）
水道事業（原町）	平成23年３月～25年12月	逸失利益分	499,678,575
	平成23～27年度	追加的費用分	7,904,890
水道事業（小高）	平成23年３月～27年２月	逸失利益分	266,257,546
	平成27年３月以降	逸失利益分（将来分）	125,949,008
	平成24～27年度	追加的費用分	3,922,960
工業用水道事業	平成23年３月～25年12月	逸失利益分	161,178,102
	平成23・24年度	追加的費用分	2,427,721
簡易水道事業（北部）	平成23年３月～27年２月	逸失利益分	63,201,414
	平成27年３月以降	逸失利益分（将来分）	31,158,250
	平成23～27年度	追加的費用分	1,406,603
簡易水道事業（西部）	平成23年３月～27年２月	逸失利益分	32,958,459
	平成27年３月以降	逸失利益分（将来分）	16,299,054
	平成23～27年度	追加的費用分	1,365,273
下水道事業	平成23年３月～27年２月	逸失利益分	339,121,758
	平成23年３月～24年３月	追加的費用分	11,926,191
農業集落排水事業	平成23年３月～25年３月	逸失利益分	4,265,086
	平成23年３月～11月	追加的費用分	63,000
病院事業（総合病院）	平成23年３月～27年７月	逸失利益分	2,130,429,815
	平成27年８月以降	逸失利益分（将来分）	434,059,428
	平成23年３月～26年12月	逸失利益分（ADR 和解分）	291,000,000
病院事業（小高病院）	平成23年３月～27年２月	逸失利益分	496,789,026
	平成27年３月以降	逸失利益分（将来分）	198,491,900
	平成23年12月～24年２月、平成26年３～８月	追加的費用分	2,343,822
	平成23年３月～27年２月	逸失利益分（ADR 和解分）	374,030,000
		財物賠償	916,402,003
合　計			5,905,046,419

＊本表には、平成30年３月31日までに東京電力と合意に達した額を掲載した。同年４月以降も請求および協議は継続中である。

【業務を振り返って】

平成24年当時は、自治体賠償に関する東京電力側の賠償基準が示されていなかったため、市独自に方針を定めて請求するしかない状況であった。

平成27年（2015）になっても、東京電力からは請求内容の立証のため膨大な資料の提出が求められ、その収集、整理に多くの時間が費やされた。また、資料を整えて請求を行ったにもかかわらず、東京電力からは、賠償の可否の返答がない状況であった。これを打開するための協議を行うなかで、平成28年（2016）の半ばから、各請求項目の賠償見込みが「○（可能性が高いもの）」「×（可能性が低いもの）」「△（要協議）」で示されるようになった。

東京電力との直接協議の結果、合意に至らない損害賠償請求項目について、平成29年度に初めてADRへ和解仲介の申し立てを行った。県内はもとより、全国の自治体にも前例がない取り組みであった。

ただ、ADRに和解仲介の申し立てを行った請求案件のなかには、時間の経過により立証が難しくなってきている項目もあり、過去にさかのぼって担当者に状況を確認する、あるいは、現在の担当者に立証資料の検索や作成を依頼し、対応している。確実に賠償を受けるためには、財務事務の伝票だけではなく、原子力損害に対応した経緯や金額の積算、関係機関・団体とのやりとりなどに関する資料が保存されているかどうかが鍵である。

他団体との連携では、病院事業で、原発事故被災病院協議会（会長は白河厚生総合病院長）が立ち上げられ、情報共有を行うことで、ADR等を有利に進めることができた。

損害賠償請求事務の全般を通じて、東京電力の担当者が頻繁に代わるので、担当者間での引き継ぎが不十分なせいもあって、そのたびに一から説明をしなければならなかった。

第６章　復旧・復興対応

第１節　市役所の業務体制

１　組織再編と職員数

【経　緯】

本市の組織機構については、重点事業の推進や社会情勢、市民ニーズの動向に合わせ、平成23年（2011）４月に部の再編などを予定していたが、東日本大震災の災害対応を優先させるため、定期人事異動を含め組織再編を見送った。

さらには同年３月31日付け定年退職者の勤務を延長して引き続き災害対応に従事することを要請する一方で、震災直後の混乱により４月１日付け新規採用職員の採用を１か月繰り延べるなどの対応を余儀なくされた。

職員の定数管理については、平成18年（2006）１月１日の市町合併にあたって南相馬合併協議会で調整した内容に基づき、同年４月１日の職員数717人（医療職を除く）を10年間で182人削減し、535人（削減率25.4％）とする定員適正化計画を策定し、着実に取り組んできた。

しかし、東日本大震災からの復旧・復興業務を推進しなければならないことから、一定期間内の業務量増加に対応するため任期付職員制度を活用することとし、職員定数条例を見直して、平成25年（2013）４月に50人増加、翌26年（2014）４月にさらに50人増加とするなど、職員定数管理については柔軟な対応が求められた。

【実施内容】

１．平成23年度の体制

平成23年７月１日、災害対応業務を効率的かつ円滑に推進するため、「災害対策担当理事（部長職）」を市民生活部に配置した。災害対策担当理事は、災害統括チーム担当部長とともに災害総括チームのチーフとして、災害対策本部の各チームとの連携により総合的な災害対策の調整を担任した。

また、同年９月１日、放射性物質により汚染された市域の除染を積極的に進めるため「除染対策室」を設置した。除染対策室では、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染計画を策定し、除染推進委員会の立ち上げ、除染事業者の選定、仮置場の確保などを行い、生活圏の除染を実施する事務を所掌した。

２．平成24年度（2012）の体制（図１）

震災後の新たな行政課題や復興に係る施策を総合的かつ機動的に展開するために組織体制の見直しを行った。

市長公室と総務企画部を統合して総務部を新設するとともに、震災と放射性物質による汚染からの復旧・復興を全庁的な視点で迅速に推進するため、「復興企画部」を新設した。復興企画部には、災害対策の充実を図るため「危機管理課」を、除染を総合的に

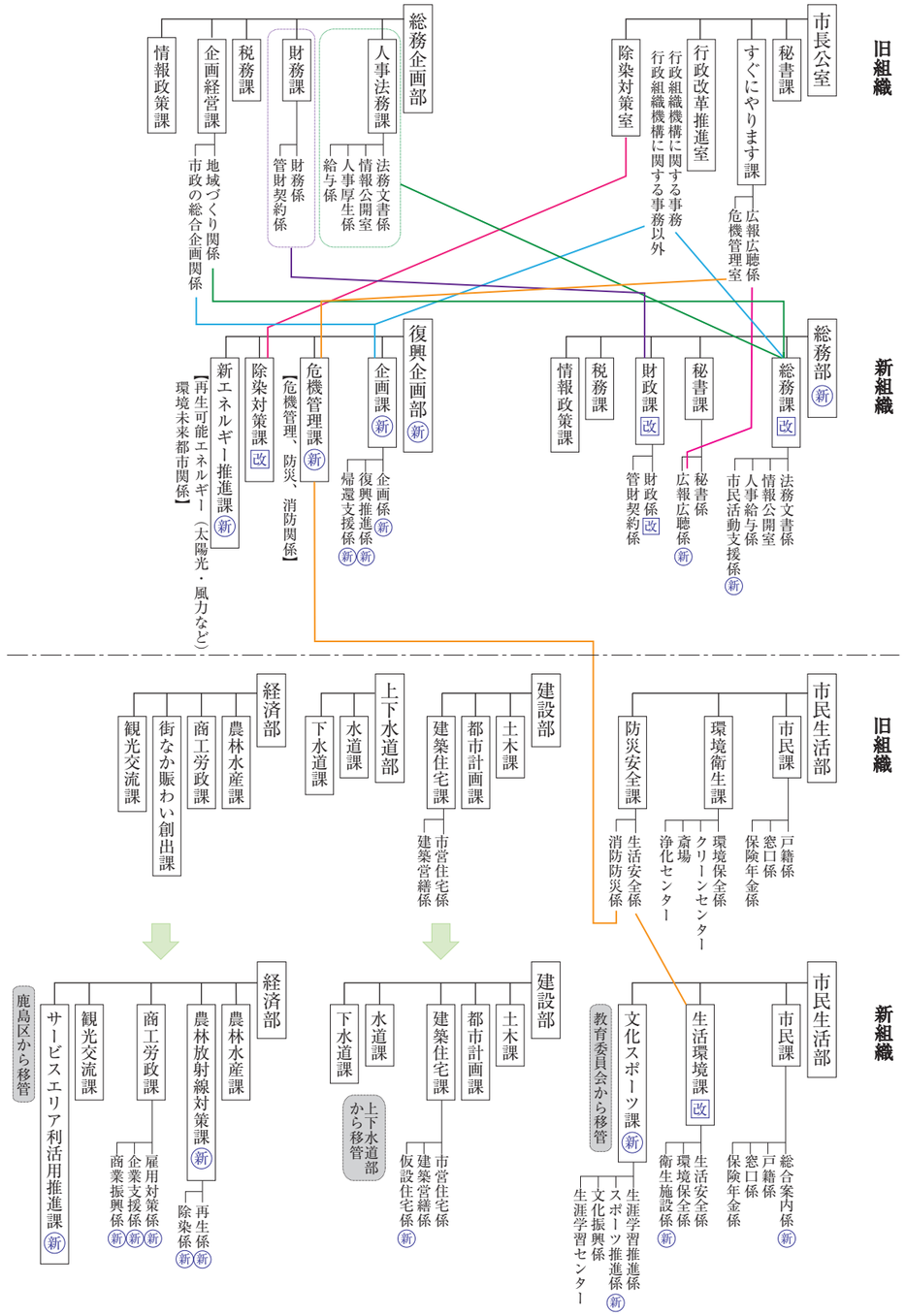

＊（新）は新設、（改）は改称

図１　平成24年度の機構改革

実施するため「除染対策課」を、太陽光発電や風力発電等の新エネルギー産業の推進を図るため「新エネルギー推進課」を新たに設置した。

また、部の統廃合や本庁と区役所機能の役割を見直すなどにより、１部11課２係を削減して、スリムで機動力を発揮できる体制に整えた。

３．平成26年度の体制（図２）

復興企画部に、原子力損害に関する市民の相談窓口の体制を整えるため、「原子力損害対策課」を新設するとともに、最優先課題である除染事業を一元的に推進するため、除染担当理事の配置と「農地除染課」を新設した。

また、市民の放射線への不安や健康相談、被ばく検査などに対処するため健康づくり課に「放射線健康調査係」を、津波等でり災した住宅の再建に対する支援を強化するため建築住宅課に「住宅支援係」を、それぞれ新設した。

	旧組織		新組織（新は新設）	
部	課	係　等	課	係　等
総務部	秘書課	秘書係	秘書課	秘書係
		広報広聴係		政策調整係 新
				広報係 新
復興企画部			原子力損害対策課 新	
	除染対策課		除染対策課	管理係 新
				事業係 新
	経済部 農林放射線対策課	除染係	農地除染課 新	農地除染管理係 新
				農地除染事業係 新
健康福祉部	健康づくり課	健康企画係	健康づくり課	健康企画係
		健康推進係		健康推進係
		母子保健係		母子保健係
				放射線健康調査係 新
経済部	農林水産課	振興係	農政課 新	振興係 新
		整備係		再生係 新
		ダム管理係		
	農林放射線対策課	再生係	農林整備課 新	整備係 新
				林業係 新
		除染係		ダム管理係 新
建設部	建築住宅課	市営住宅係	建築住宅課	市営住宅係
		建築営繕係		建築営繕係
		仮設住宅係		住宅支援係 新

図２　平成26年４月機構改革

４．平成29年度（2017）の体制（図３）

平成28年（2016）７月の避難指示解除準備区域および居住制限区域の解除を受け、手付かずであった小高区の農地・農業用施設の復旧業務を迅速に進めるため、小高区産業建設課に「農林復旧係」を新設し、また、小高区復興拠点の施設整備を効果的に進めるため、「復興拠点整備係」を新設した。

除染については、生活圏の除染がおおむね終了したことから、除染対策課から環境回復推進課に名称を変更し、４係を２係に再編するなど組織の見直しを行った。

	旧組織		新組織（新は新設。改は改称）	
部	課	係　等	課	係　等
復興企画部	企画課	企画係	企画課	企画係
		復興推進係		復興推進係
		帰還移住促進係	被災者支援・定住推進課 新	被災者支援係 新
				移住定住推進係 新
	原子力損害対策課			原子力損害対策室 新
	除染対策課	管理係	環境回復推進課 改	管理係
		事業係		事業係
		生活圏除染係		
		農地除染係		
健康福祉部	健康づくり課	健康企画係	健康づくり課	健康企画係
		健康推進係		健康推進係
		母子保健係		母子保健係
				子育て世代包括支援センター 新
		放射線健康調査係		放射線健康調査係
総合病院事務部			総合病院経営企画室 新	
	事務課	総務係	事務課	総務係
				人材育成係 新
		用度係		用度係
	医事課	医事係		医事係
		検診係		
小高区	地域振興課	庶務係	地域振興課	庶務係
		振興係		振興係
				復興拠点整備係 新
	産業建設課	農林水産係	産業建設課	農林水産係
				農林復旧係 新
		商工観光係		商工観光係
		建設管理係		建設管理係

図３　平成29年４月機構改革

５．職員数

職員数については、東日本大震災の影響を受けて職員の早期退職等があったため、平成24年４月１日には任期の定めのない職員が前年比99人の減となった。一方で、中長期派遣職員や再任用職員の確保により全体では64人の減にとどまった。翌25年度以降は、任期付職員の大幅な採用増により職員数は増加に転じている（表１）。

平成27年度（2015）には復旧・復興事業費がピークとなったため、その時点の職員体制を基本にして、平成28年度以降の職員数（目標）を564人（保育士等の専門職、医療職および技能労務職を除く。内訳／任期の定めのない職員416人、任期付職員89人、再任用職員19人、派遣職員40人）と定めた。そして、この目標を上限に復興・創生期間の終期となる令和２年度（2020）までは、事業の加速化を図るために必要な職員数を確保することとした。

表１　職員数の推移（各年度４月１日時点）　（単位：人）

年　度	行政職	技能労務職	医療職	再任用職員	任期付職員	派遣職員	計	前年度比較
平成18年度	616	101	213				930	
平成19年度	600	101	225				926	△ 4
平成20年度	584	97	231				912	△ 14
平成21年度	570	93	217				880	△ 32
平成22年度	544	86	219				849	△ 31
平成23年度	533	79	219				831	△ 18
平成24年度	489	68	175	6		29	767	△ 64
平成25年度	475	65	183	7	58	32	820	53
平成26年度	473	63	187	8	96	40	867	47
平成27年度	478	58	190	9	101	44	880	13
平成28年度	488	53	217	21	85	41	905	25
平成29年度	494	49	248	28	88	41	948	43

【業務を振り返って】

復旧・復興事業の推進とともに被災地である本市の行政需要の変化に対応しながら、持続可能な行政運営を維持していけるよう、組織の合理化・能率化を図り、行政課題に的確に対応できる体制を整えることが重要であった。

また、東日本大震災により、多くの早期退職者が出るなか、任期付職員の採用や中長期派遣職員の受援等、職員不足を解消しながら復旧・復興業務に取り組んできた。

そのなかでも、土木技師の確保については、震災後の復興や東京オリンピック開催に向けた建設需要の高まりの影響を受け、市独自での確保が困難な状況にあったものの、中長期派遣職員の応援により、着実に事業が推進されたものと考える。

２　他自治体からの職員派遣

［災害派遣職員受入事業］

【経　緯】

東日本大震災直後の応急復旧や被災者に対する直接支援など初期における災害対応に関しては、国および全国自治体等からの迅速かつ柔軟な対応により、多くの短期派遣[*1]等の職員（109団体、延べ976人）の応援を受けた。

中長期派遣職員[*2]については、国からの直接支援、東京都特別区長会からの支援および災害派遣協定に基づく支援のほか、総務省スキーム（全国市長会・全国町村会スキーム）により、平成29年（2017）までに39自治体、延べ272人の派遣職員の応援を受けてきた。

【実施内容】

１．派遣職員のおもな業務内容（表１）

発災から約１年間は、短期派遣職員による支援物資の仕分け・配布や避難所運営、家屋被害調査、り災証明の発行、義援金の配分、災害廃棄物の処理、放射線モニタリング、応急仮設住宅等の業務が中心となった。

中長期派遣職員が増加した平成24年度（2012）からは、本格的な公共土木施設や農地農業用施設の災害復旧、除染を含む放射性物質汚染対策、防災集団移転などの業務が中心となった。

また、発災から３年目頃からは、復興計画に掲げた避難指示区域の再生や復興工業団地の造成・整備、営農再開に向けた取り組みなどに関し支援を受けた。

２．中長期派遣職員数

平成23年から29年までの中長期派遣職員数は表２のとおり。

３．短期派遣等の職員数

平成23年（2011）から29年までの短期派遣等の職員数は表３のとおり。

写真１　東京都からの短期派遣職員第１陣と第２陣の引き継ぎ（平成23年５月23日撮影）

写真２　具体的な引き継ぎを行う短期派遣職員（平成23年５月23日撮影）

＊１　国または地方公共団体からの出張による派遣。

＊２　地方自治法第252条の17の規定による派遣であり、派遣された職員は、派遣をした地方公共団体と派遣を受けた地方公共団体の職員の身分を併せ有する。

表１　派遣職員のおもな業務内容

平成23年度	平成29年度
秘書業務	市民税関係業務
市町村共済関係事務	固定資産税関係業務
安否情報入力作業	情報収集、国・県との連絡調整
市民税関係業務	復興計画等業務
り災証明関係業務	復興総合計画進行管理業務
復興計画作成	移住定住帰還推進業務
復興支援関係業務	放射能汚染土壌仮保管施設管理業務
情報収集、国・県との連絡調整	放射能モニタリング業務
情報収集、原子力安全・保安院との連絡調整	国保年金業務
市外避難所業務	市民窓口関連業務
福島事務所業務	社会福祉（ケースワーカー）業務
除染関係業務	社会福祉（障がい福祉関係）業務
放射線モニタリング調査業務	介護福祉関連業務
災害廃棄物等処理業務	特別児童手当等給付関連業務
遺留品の展示・管理・引き渡し	保健師業務
国民健康保険関係業務	農地再生等業務
国民年金関係業務	農地農業用施設災害復旧業務
災害対策本部業務	ため池除染業務
原子力発電所の情報提供・連絡調整	工業団地およびロボットテストフィールド整備業務
避難所業務	市内企業の雇用促進・人材確保関連業務
義援金支給業務	市内商業振興・活性化業務
災害弔慰金支給業務	防災集団移転関連業務
児童扶養手当業務	仮設住宅等住宅支援業務
保健師業務	道路等災害復旧工事管理業務
栄養士業務	建築営繕工事の設計・施工業務
物資受け入れ、仕分け、受払作業	特別都市下水路災害復旧工事管理業務
農地農業用施設災害復旧等業務	
工業団地造成計画等関係業務	
防災集団移転関係業務	
応急仮設住宅等申請受付	
民間住宅借上げ関係事務	
土木施設災害復旧業務	
下水道復旧業務	

表２　中長期派遣職員数

派遣元＼年度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	合 計
福島県			4	8	7	7	4	30
神奈川県				4	5	5	4	18
北海道網走郡美幌町							1	1
新潟県小千谷市	2	2	4	4	2	1	1	16
新潟県三条市		2	2	2	2	2	1	11
新潟県糸魚川市		2	2	1	1			6
新潟県燕市		6	1	1	1	1	1	11
茨城県取手市				1	1	1	1	4
群馬県桐生市					1	1	1	3
栃木県鹿沼市		1		1	1	1		4
栃木県佐野市		1	1	1	1	1	1	6
栃木県芳賀郡益子町			1					1
千葉県千葉市							1	1
千葉県鎌ケ谷市					1	1	1	3
千葉県印西市			1				1	2
千葉県成田市			1	1	1	1	1	5
埼玉県さいたま市							1	1
埼玉県所沢市		1						1
山梨県					1			1
山梨県笛吹市		1						1
東京都千代田区		5						5
東京都杉並区	6	11	8	8	8	8	8	57
東京都調布市						1		1
東京都青梅市			3	2	3	3	2	13
東京都日野市	1							1
神奈川県相模原市							1	1
静岡県島田市		3		1	1	1	1	7
静岡県牧之原市		4	1	1	1	1	1	9
長野県飯田市					1	1		2
愛知県知多市	4	2	2	1	1	1	1	12
滋賀県近江八幡市		1	1	1	1	1	1	6
富山県南砺市	1	2	1	2				6
石川県七尾市	1	2	1	1	1	1	1	8
広島県福山市				1	1	1	1	4
岡山県倉敷市		3	3	3	2			11
高知県安芸市			1					1
山口県下関市							1	1
長崎県長崎市							2	2
福岡県うきは市		1						1
合　計	15	50	38	45	45	41	40	274
自治体数	6	18	18	20	23	21	25	39

＊地方自治体法第 252 条の17の規定に基づく派遣

表３　短期派遣等の職員数

年度 / 団体区分	平成23		平成24		平成25		平成26		平成27		平成28		平成29	
	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数
国	3	32	3	109	4	101	4	91	4	78	4	46	3	22
福島県	1	15	1	18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
他自治体	36	314												
その他（自治労・東京電力等）	67	139	1	6										
合　計	107	500	5	133	5	102	5	92	5	79	5	47	4	23

＊「国」「福島県」および「他自治体」は短期派遣であり、「その他」は、民間団体等からの派遣である。
＊「国」「福島県」および「その他」には、災害対策現地情報連絡員（リエゾン）を含む。

【事業を振り返って】

福島第一原発事故の影響により、応急仮設住宅の設置場所は原発から半径30km以遠という制限がかかっていたため、原発から20～30km圏内にある原町区のアパート等は、みなし仮設住宅（災害救助法に基づき福島県が借上げする住宅）としての入居需要が増加した。さらに、復旧・復興事業の本格化に伴い、建設関係業者の宿舎としてアパートの確保が過熱していた。そのため、中長期派遣職員に提供する住宅確保が難しい状況にあり、ようやく確保できた住宅でも、通勤距離が長くなったり、築年数が相当経過した住宅への入居など、派遣職員に快適な生活環境を十分に提供できなかったこともあった。

そのため、派遣職員の市内視察や定期的な懇親会を開催して、派遣職員間のコミュニケーションの機会を設けるなど、孤立することのないよう努めた。

また、ほとんどの派遣職員が単身で赴任していたため、月１回程度、派遣元自治体に帰庁しての報告・面談や自宅での家族との団らんなどの機会を介して、心身のリフレッシュにつながるよう、メンタルケアへの取り組みにも努めてきた。

写真３　離任式であいさつする中長期派遣職員（平成29年３月24日撮影）

写真４　着任式での辞令を受ける中長期派遣職員（平成29年４月４日撮影）

離任にあたって

東京都杉並区　日下部　仁
派遣期間　平成23年10月～25年3月（秘書課勤務）

派遣された当時は、街中に人影はなく、通行している車のほとんどは自衛隊や警察の車両でした。あれから２年、以前の活気を取り戻しつつあるように見えます。除染をはじめ旧警戒区域内の復旧など、課題は山積ですが、一日も早い復興を願っています。

「広報みなみそうま」No.84　平成25年5月1日号より引用

着任してみて

栃木県佐野市　川田優子
派遣期間　平成25年4月～26年3月（農林放射線対策課勤務）

今まで福島に来たことがなく、こういった機会にご縁をいただき、新天地での生活を楽しみにしています。除染の対応など、たいへんで大切な業務だとつくづく感じています。もちろん未経験でわからないことが多いですが、期間中は、ほかの職員をサポートできるよう頑張ります。

「広報みなみそうま」No.84　平成25年5月1日号より引用

支援に感謝

係長・40代男性

本市は、原子力被災地でもあり、旧避難指示区域内の再生にはまだまだ時間を要することが想定され、引き続き、派遣職員のサポートは欠かせないところです。

しかし、国が示す復興・創生期間（東日本大震災から10年）の節目にあたり、派遣職員に頼らない自立できる体制づくりを考えなければならない時期にあると感じています。

これまで、多くの自治体職員の皆さんの支えにより、復旧・復興事業が着実に成し遂げられてきております。

あらためて、ご支援をいただいた応援自治体および派遣職員の皆さんに対しまして心より感謝申し上げますとともに、今後の皆さんのさらなるご活躍をお祈り申し上げます。

３　北庁舎の整備

［仮庁舎整備事業］

【経　緯】

東日本大震災からの復旧・復興を加速させるため、平成24年（2012）４月、新たに「復興企画部」を創設し、任期付職員の採用や県内外自治体からの災害派遣職員を受け入れするなどして業務対応してきた。

執務スペースが限られているため、正庁に復興企画部の執務スペースを置いた。しかし、以前からスペース不足していた状態にくわえ、任期付職員などの職員が増えたためにますますスペースや会議室などが不足し、執務環境が悪化していった。

仮庁舎建設などの執務環境改善が喫緊の課題となっていたところへ、民間事業者から建物本体の寄付申し入れがあったため、具体的な整備方針等の庁内検討を平成25年（2013）７月に開始し、翌８月には仮庁舎建設を決定した。

【実施内容】

１．工事期間

平成25年12月～26年（2014）７月

２．内　容

プレハブハウスのレンタル等を行っている事業者から建物本体の現物寄付を受け整備した。また、仮庁舎は公用車のモータープール敷地内に建設することから、公用車の代替駐車場と来庁者駐車場を、モータープール東側の民有地を取得して整備した。

写真１　北庁舎建設前のモータープール東側敷地（平成26年３月18日撮影）

（1）名　称：南相馬市北庁舎

（2）構　造：軽量鉄鋼造り２階建て

（3）面　積：延べ床面積969.77㎡（１階床面積485.31㎡、２階床面積484.46㎡）

新しい庁舎には、経済部の各課、農業委員会、土地改良区が入ることになって、既存の庁舎に空きスペースが生じたため、復興企画部をはじめとする課の再配置を行った。

【事業を振り返って】

当時、正庁に配置されていた復興企画部は、会議用の長机にパイプ椅子で執務している状況から大きく改善された。

併せて全庁的な課の配置も見直したため、全体的に執務スペースの余裕が生まれ、北庁舎への会議室設置や正庁の利用再開もあり会議室不足も改善された。

写真２　整備された北庁舎（令和２年７月16日撮影）

北庁舎建設場所の選定

主査・40代男性

北庁舎建設にあたり、一番苦慮したところは建設場所の選定でした。市民の皆さんが利用しやすい場所を選定しなければならないとの思いから建設場所の検討を始めましたが、本庁舎等の敷地内には、新たな庁舎を建設できる十分なスペースがありませんでした。また、東北電力㈱相双営業所の南側に位置する旧文化センター跡地についても、市民文化会館（ゆめはっと）利用者の駐車場が減少するなど、市民サービスの低下につながることが懸念されたため断念しました。

市議会等からのご意見もあり、庁内検討委員会で議論した結果、既存敷地を有効に活用することとなり、公用車のモータープール敷地への建設が決定しました。

無事、北庁舎の完成を迎えることができてうれしく思いました。

第２節　復興計画

１　市民意識調査、復興ビジョン、東日本大震災復興計画

［復興計画推進調査事業］ほか１事業

【経　緯】

本市は、平成23年（2011）３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波により、かけがえのない尊い生命を失い、これまで築き上げ守ってきた歴史・文化遺産や地場産業、住宅、交通網などに壊滅的な被害を受けた。さらに、福島第一原発事故により避難指示区域が設定され、住民の避難、小・中学校の活動制限、農作物の作付制限、商工業事業所の閉鎖・撤退など、深刻な状況に陥った。

このため、津波被災地の復興はもとより、地域産業の再生と発展を目指して、市民が安心して暮らし、働くことができるまちづくりに全力をあげて取り組む必要があった。

復興への道のりに課題が山積するなか、将来に向けて希望と夢を持ち、安心して住み続けることのできる本市の復興に向けてのビジョンを示すこととした。

【実施内容】

１．復興計画の策定経過

平成23年６月６日に復興計画策定方針を定めるとともに、行政、地元団体代表、市民代表などで構成する「南相馬市復興市民会議」､各専門分野の学識経験者で構成する「南相馬市有識者会議」を立ち上げ、復興計画策定へ向けた協議を進めた（図１・表１）。

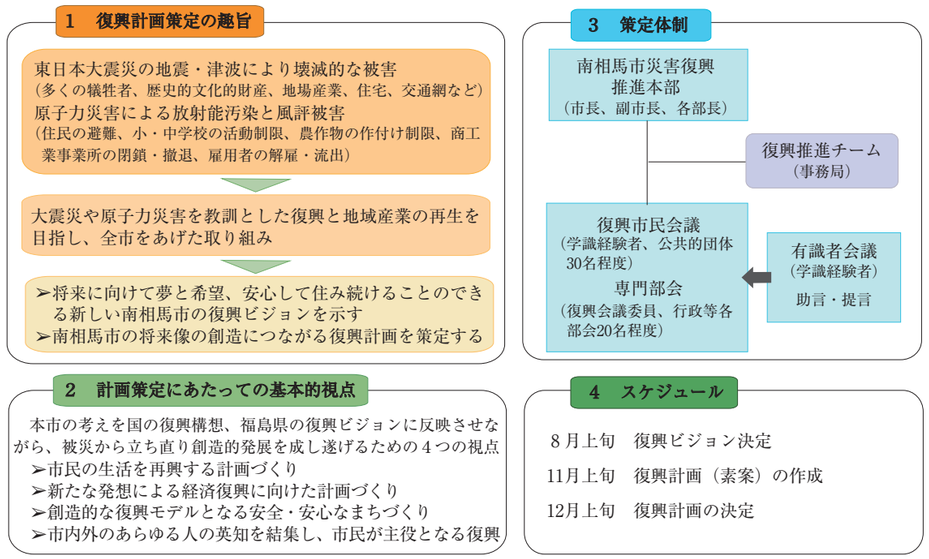

図１　南相馬市復興計画策定方針

市内部の組織としては、市長、副市長、教育長および部長職で構成する「南相馬市復興推進本部会議」、関係課で構成する「南相馬市復興推進チーム会議」を設けた。

表１　復興計画策定のながれ（平成23年）

月　日	内　容
6月 6日	復興計画策定方針の決定
6月21～29日	復興へ向けての市民意向調査の実施（5012世帯）
7月 1～15日	復興へ向けての市民意見募集（広報）
7月 2日	第１回南相馬市復興市民会議
7月13日	復興に向けての子ども意見募集（市内小中学校）
7月17日	第２回南相馬市復興市民会議
7月31日	第１回南相馬市復興有識者会議
8月 6日	第３回南相馬市復興市民会議
8月17日	南相馬市復興ビジョン決定
8月29日	原町区地域協議会へ復興ビジョンの説明
9月29日	小高区地域協議会へ復興ビジョンの説明
10月 1日	第４回南相馬市復興市民会議
10月 4日	鹿島区地域協議会へ復興ビジョンの説明
10月 8日	第２回南相馬市復興有識者会議
10月15日	第５回南相馬市復興市民会議
10月20日	区長連絡協議会役員会（鹿島区、原町区）へ復興ビジョンの説明
10月21日	区長連絡協議会役員会（小高区）へ復興ビジョンの説明
11月 2日	第６回南相馬市復興市民会議
11月11～30日	復興計画素案パブリックコメント
11月23日	復興計画市民説明会（鹿島区）
11月24日	小高区地域協議会で復興計画素案の説明
11月25日	原町区地域協議会で復興計画素案の説明
11月27日	南相馬市復興シンポジウム
11月29日	鹿島区地域協議会へ復興計画素案の説明、復興計画市民説明会（原町区）
11月30日	復興計画市民説明会（原町区）
12月18日	第７回南相馬市復興市民会議
12月21日	南相馬市復興計画決定

＊南相馬市総務企画部『南相馬市復興計画』（2011.12）等より作成

２．市民意識調査

（1）調査目的

「南相馬市復興計画」を策定するにあたり、市民の現状と要望を把握するため市民意識調査を実施した。

（2）調査期間：平成23年６月21 ～ 29日

(3) 調査対象：5012世帯
①津波による家屋被害を受けた全世帯：1412世帯
②市民の無作為抽出世帯　　：3600世帯
(4) 調査方法：郵送による配布・回収
(5) 結　果
①今後の住まい（図２）

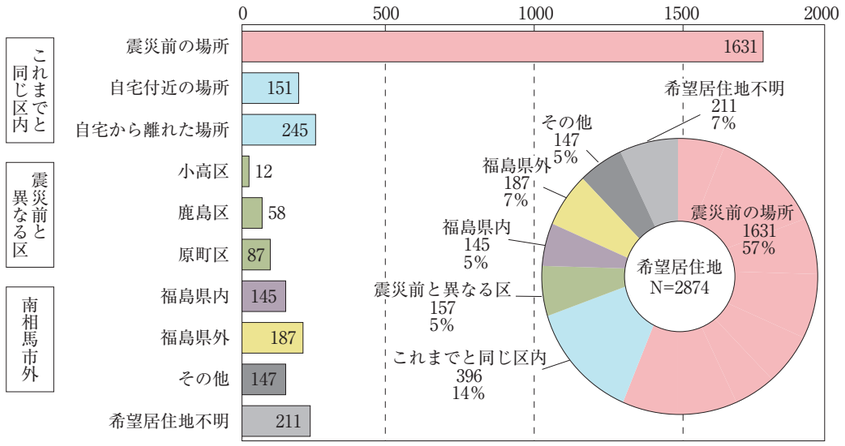

②今後望まれる本市の将来像（３つまで選択）（図３）

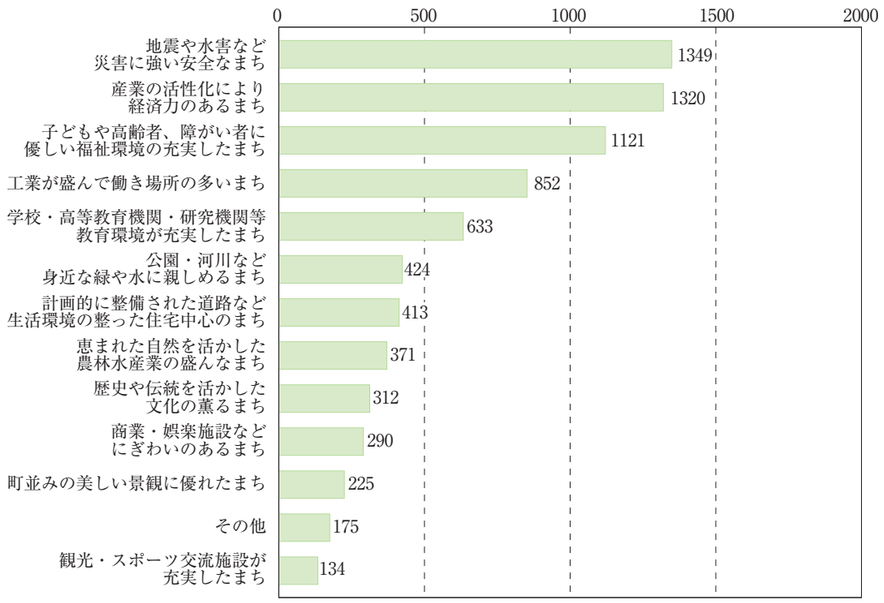

③本市の復興に向けて重要と思う取り組み（２つまで選択）（図４ア・イ）
ア．生活復興に向けて重要な取り組み

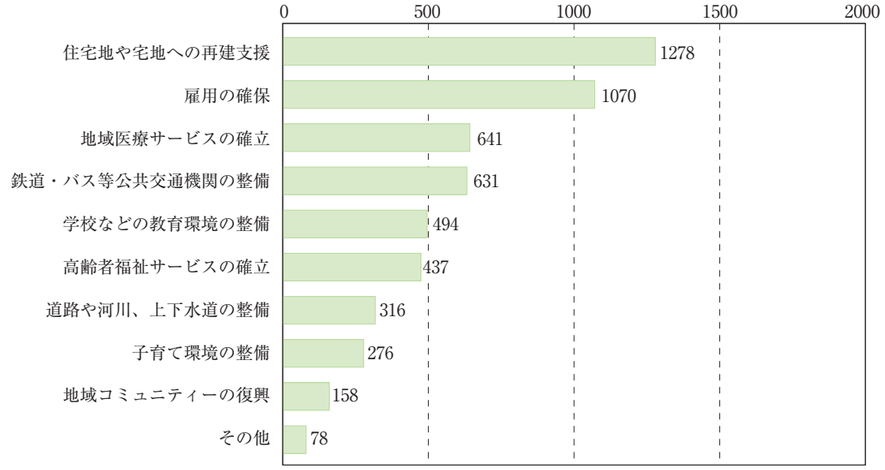

イ．経済復興に向けて重要な取り組み

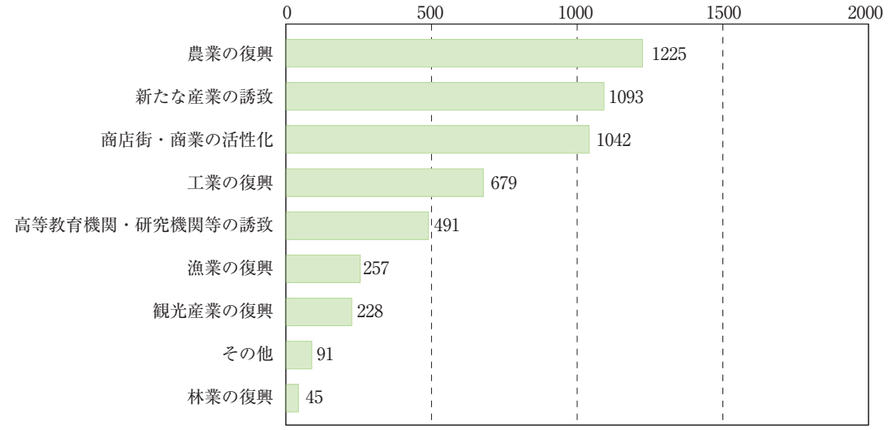

④今後の防災対策（２つまで選択）（図５ア・イ）

ア．防災体制強化を図るうえで重要な要素

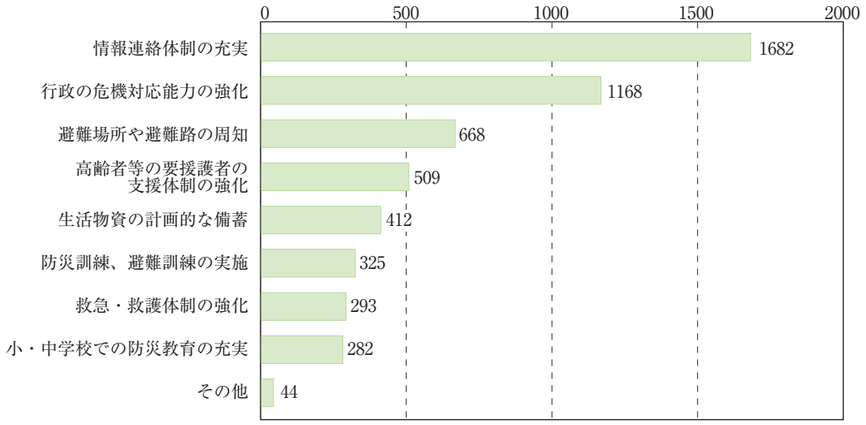

イ．安心・安全について重要な取り組み

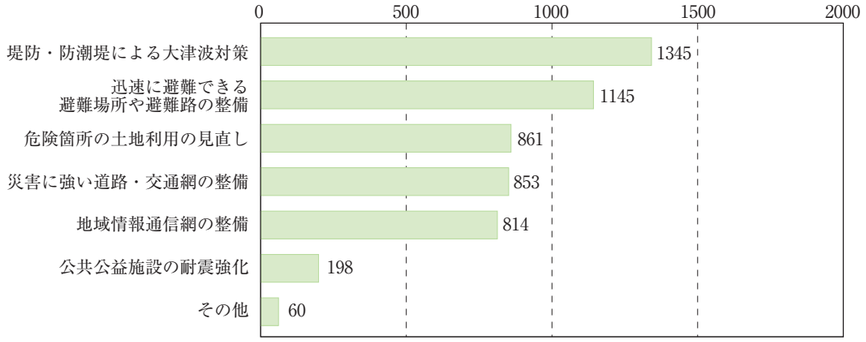

⑤原子力の安全対策（２つまで選択）（図６）

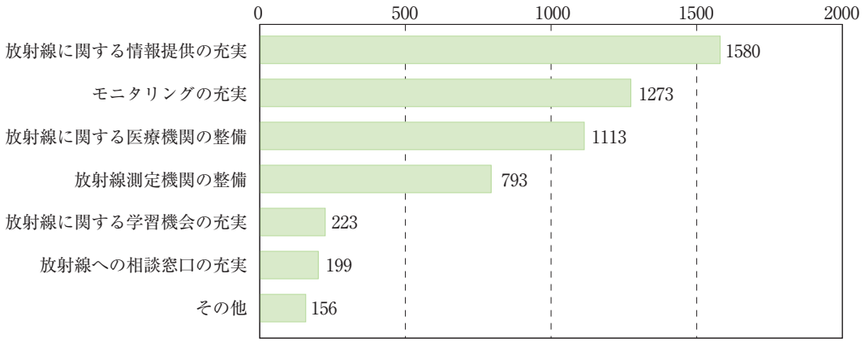

⑥今後の農地の使い方への希望（図７）

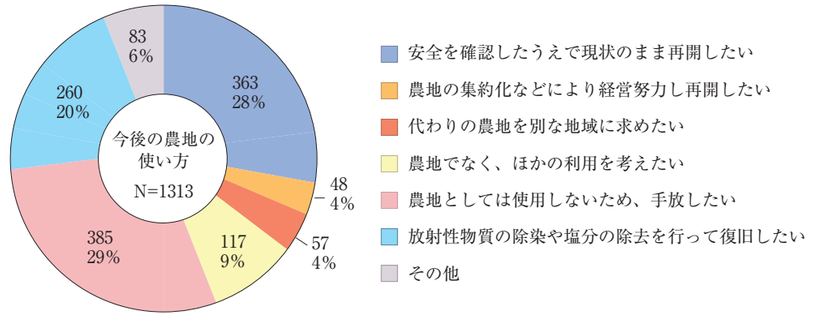

３．復興計画

復興計画の計画期間は、平成23年度から平成32年度（2020）までのおおむね10年間とし、復興を達成するまでの10年間を、「復帰・復旧期（おおむね１～３年）」と「復興期」のステップに分け、段階に応じた施策や事業を展開する。

また、原子力災害により、居住していた地域に戻れない市民もいることから、地域の事情を充分勘案して、復興に向けた対応を推進する。なお、原発事故の収束が見えないことから、今後の原子力災害の情勢を見据えながら見直しを行っていく。

以下、復興計画の概要を示す。

(1) スローガン

「心ひとつに　世界に誇る　南相馬の再興を」

市民がひとつになって元気と笑顔を取り戻し、未来を拓く子どもたちが郷土を愛し夢と希望を抱く、新たな価値を創造する世界に誇れる南相馬の実現

(2) 基本方針

①すべての市民が帰郷し、地域の絆で結ばれたまちの再生

被災で避難している市民が地元に戻り、それまで育まれてきた絆（地域コミュニティー）の中で市民一人ひとりの生活基盤を再建する。

②逆境を飛躍に変える創造と活力ある経済復興

震災により甚大な被害を受けたが、その逆境に負けずに、地元産業の再生ひいては新たな活力を創造する経済の復興を目指す。

③原子力災害を克服し世界に発信する安全・安心のまちづくり

地震・津波、原子力災害を受け、原子力に依存しない安全・安心のまちづくりを推進するため、あらゆる英知を結集し、市民が主役となる南相馬の復興を世界に発信する。

(3) 主要施策

①緊急的対応

- 放射性物質による汚染対策
- 市民生活の応急的復旧

②市民生活復興

- すべての市民が安心して暮らすことができるまちの再生
- コミュニティー、地域の絆の再生

③経済復興

- 産業の再生
- 新たな産業の創出

④防災まちづくり

- 災害に強いまちの創造

⑤人づくり・子育て環境の充実

- 未来を拓く子どもの育成・世代を超えた人づくり
- 子育てしやすい環境の整備

⑥原子力災害の克服

- 放射性物質による汚染への対応
- 「復興モデル」の世界発信

(4) 土地利用方針

①土地利用の基本的な考え方

- 津波被害から人命を守ることを第一に考え、防潮堤・海岸防災林等の多重防潮機能による適切な防災・津波対策を講じる。
- 津波被害を受けた住宅地の移転は、安全な高台や市街地周辺および市街地内に確保し、「誰もが暮らしやすく快適なまち」を目指す。
- 津波被害を受けた農地については、農用地として再生する一方、農地以外として海岸防災林や再生可能エネルギー基地、工業団地として利活用を図る。
- 福島第一原発事故をきっかけに、原子力発電に依存しない再生可能エネルギーによりエネルギーの地産地消と安全・安心なまちづくり、新たな産業振興を促す機能の導入を目指す。
- 市民が親しみを持つ海岸風景の再生、市民憩いの場としてのレクリエーション施設等の整備を行い、自然と共生した環境の創造を目指す。

②津波に強い都市基盤整備

- 防潮堤を震災前の現状からかさ上げし、再整備する。
- 防潮堤の内陸部に対する津波の勢いを減衰させるため、海岸防災林（幅200m程度）を整備する。
- 河川堤防についても、防潮堤のかさ上げに合わせて堤防高をかさ上げし、河川幅についても再検討を加えて再整備する。
- 主要地方道原町・海老・相馬線、県道北泉・小高線、県道広野・小高線などのかさ上げ等を検討し、減災機能を向上させる。
- 津波被害で家屋が全壊した地域を危険区域に指定するとともに、住宅地は、高台および市街地周辺に整備する。

③土地利用ゾーニング（図８）

＜平面イメージ＞

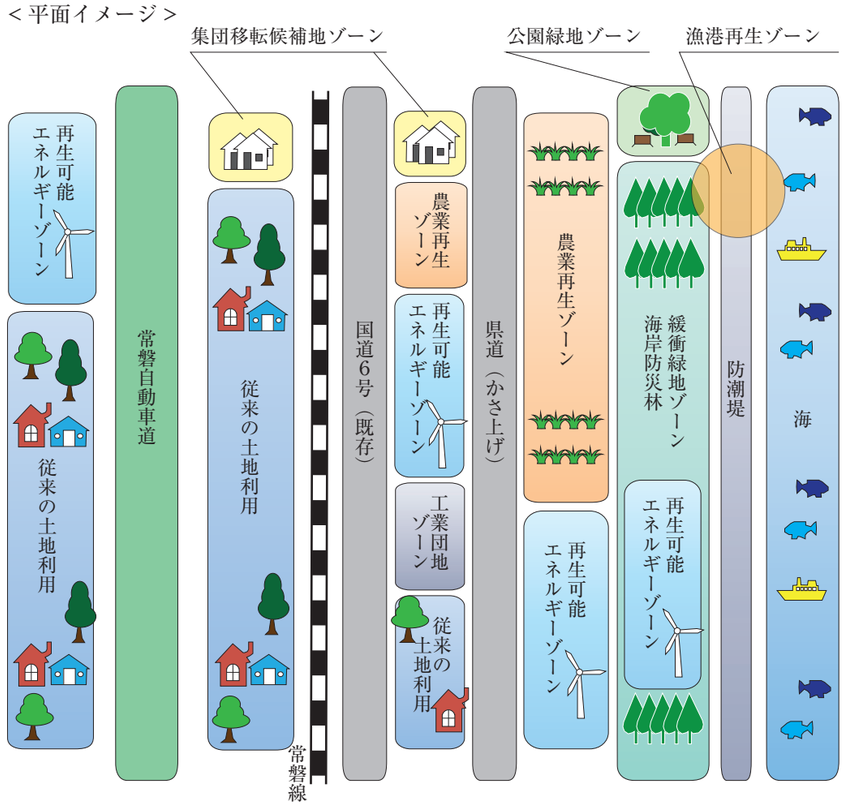

＜断面イメージ＞

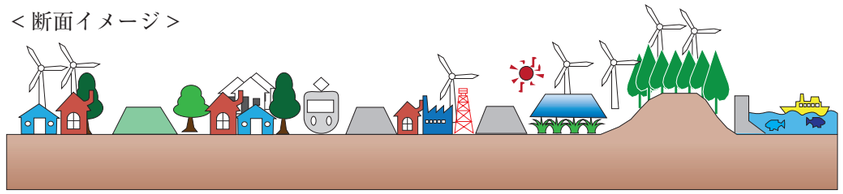

図８　土地利用ゾーニングのイメージ

【事業を振り返って】

本市では、震災前に策定した「南相馬市総合計画」（平成20～29年度）と平成23年に策定した「南相馬市復興計画」を見直して、復興をさらに前に進めるために、平成27年（2015）、基本構想と前期基本計画で構成する「南相馬市復興総合計画」（平成27～令和６年度）を策定した。

これは、市を取り巻く環境が総合計画を策定した当時（平成20年度）から大きく変化し、将来像を実現するために取り組む施策目標等に大きな隔たりが生じていたことによる。

また、平成24年（2012）以降、復興計画に基づく各種施策に取り組むものの、市内の人口は震災前の７割程度までしか回復せず、特に子育て世代の流出により、急速な高齢化の進行と生産年齢人口の著しい減少が顕在化してきた。これは、医療・介護施設をはじめ、市内事業所におけるスタッフ不足が復興を妨げる要因となっていた。

そのため、施策を再度検証し、「引き続き取り組むべきもの」「復興がさらに進んだ段階で必要性を検討するもの」「すでに取り組む必要のないもの」などを整理することで、山積する課題に、より的確に対応するため、まちづくりの指針となる基本構想を見直し、新たに南相馬市復興総合計画を策定することとなった。

写真１　復興市民会議のようす（平成23年７月17日撮影）

写真２　復興有識者会議のようす（平成23年７月31日撮影）

２　東日本大震災復興特別区域法

【経　緯】

平成23年（2011）６月24日に施行された東日本大震災復興基本法では、東日本大震災からの復興についての基本理念を定めている。また、あわせて、現在および将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に向けて、東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備などとともに、東日本大震災復興対策本部の設置および復興庁の設置に関する基本方針等を定めている。

復興特別区域制度については、この基本法の趣旨を踏まえるとともに被災地域の意見を聴きながら制度設計が進められ、平成23年12月26日に東日本大震災復興特別区域法が施行された。

【制度の内容】

東日本大震災は、未曽有の被害を各地域にもたらしたものであり、その復興を加速させるためには、前例や既存の枠組みにとらわれず、地域限定で思い切った措置を取ることが必要である。また、被災状況や復興の方向性が地域によりさまざまであることから、地域の創意工夫をいかしたオーダーメードの仕組みが必要である。あわせて、被災した地方公共団体の負担を極力減らし、迅速な対応を可能とするため、規制･手続きの特例や、税制･財政・金融上の特例をワンストップで総合的に適用する仕組みが必要である。

このような考え方に立ち、復興特別区域制度は、震災により一定の被害を生じた区域である227市町村において、その全部または一部の区域が特定被災区域である地方公共団体が特例を活用するため、以下の１、２または３の計画作成を行うことができることとした。これにより、各地域が自らの被災状況や復興の方向性に合致し、活用可能な特例を選び取る仕組みとしている。

１．復興推進計画

復興推進計画は、個別の規制・手続きの特例や税制上の特例等を受けるために、県、市町村が単独または共同して作成する計画である。内閣総理大臣の認定を受けることにより、住宅、産業、医療・福祉等の各分野にわたる規制・手続きの特例、雇用の創出等を強力に支援する税制上の特例、利子補給金制度の適用を受けることができる。

２．復興整備計画

復興整備計画は、土地利用の再編を図りながら復興に向けたまちづくり・地域づくりを進めることが必要な地域等において、土地利用の再編に係る特例許可・手続きの特例等を受けるために、市町村が単独または県と共同して作成する計画である。必要に応じ、公聴会、公告、縦覧や復興整備協議会での協議・同意を経て、当該計画を公表することにより、事業に必要な許可の特例が適用されるとともに、手続きのワンストップ処理、

被災地域の実態に即した事業制度が適用される（本節６参照）。

３．復興交付金事業計画

復興交付金事業計画は、東日本大震災により相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失または損壊等の著しい被害を受けた地域の市町村が単独で、または、市町村と県が共同して作成する計画である。これを内閣総理大臣に提出することにより、予算の範囲内で、当該事業の実施に要する経費に充てるための復興交付金の交付を受けることができるとするものである。

復興交付金は、「復興に必要なハード事業の幅広い一括化」「使途の自由度の高い資金の確保によるハード・ソフト事業に係るニーズへの対応」「追加的な国庫補助および地方交付税の加算による地方の財政負担の軽減」「執行の弾力化･手続きの簡素化」により、特定地方公共団体（東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村）が自らの復興プランの下に進める復興のための地域づくりを支援するものである（本節４参照）。

【業務を振り返って】

本市では、東日本大震災復興特別区域法に基づいて、「復興推進計画」を活用した企業に対する利子補給金の支給、応急仮設建築物の存続期間の延長、「復興整備計画」を活用した農地転用の特例措置、「復興交付金事業計画」を活用した地域づくりに必要なハード事業などを行ってきた。

復興特別区域制度を活用することにより、本市の復興事業が迅速かつ円滑に推進してきたと評価できる一方で、復興交付金において事業メニューが限定されているなど、一部使い勝手が悪いと感じる部分もあった。

令和２年度（2020）をもって「復興・創生期間」が終了となるが、本市の復興はいまだ途上であり、その進度により課題やニーズはさまざまである。このことから、国においては、これまで以上に被災地域の声をていねいに聴きながら、総力をあげて最後まで責任を持って対応することを期待している。

３　福島復興再生特別措置法

【経　緯】

福島復興再生特別措置法は、福島の復興・再生の置かれた特殊な諸事情と原子力政策を推進してきた国の社会的な責任を踏まえ、福島の復興・再生を推進するための地域再生特別法である。

また、福島復興再生基本方針は、原子力災害からの福島の復興および再生に関する施策の総合的な推進を図るための政府の基本的な方針（閣議決定）であり、福島復興再生特別措置法第５条に基づいて策定されている。

表１　福島復興再生特別措置法の改正等の経緯

年	月　日	経　緯
平成24年	2月10日	「福島復興再生特別措置法案」閣議決定
	3月30日	「福島復興再生特別措置法」成立
	3月31日	「福島復興再生特別措置法」施行
	7月13日	「福島復興再生基本方針」閣議決定
平成25年	5月10日	「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」施行 • 長期避難者の生活拠点の形成（生活拠点形成交付金） • 公共インフラの復興・再生（国による公共事業の代行対象区域の拡充） • 課税の特例等による企業立地のさらなる促進（新規事業者を対象に追加）
平成26年	11月27日	内堀県知事が竹下復興大臣に「福島復興再生特別措置法改正の緊急要望」提出
平成27年	5月 7日	「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」施行 • 一団地の復興再生拠点整備制度の創設 • 帰還環境整備交付金の創設 • 事業再開を支援するための課税の特例（福島再開投資等準備金）
平成28年	12月 5日	内堀県知事が今村復興大臣に「福島復興再生特別措置法改正の緊急要望」提出
平成29年	5月19日	「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」施行 • 特定復興再生拠点区域の復興および再生を推進するための計画制度の創設 • 官民合同チームの体制強化 •「福島イノベーション・コースト構想」推進の法定化 • 風評被害払拭への対応
	6月30日	「福島復興再生基本方針」改定閣議決定

【制度の内容】

福島復興再生特別措置法に定められた計画は下記のとおり。

１．重点推進計画（福島県が作成、国が認定）

福島復興再生基本方針（以下「基本方針」）に即して、再生可能エネルギー源の利用、医薬品および医療機器に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出、産業の国際競争力の強化に寄与する取り組み、その他先導的な施策への取り組みの重点的推進に関する計画。

一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構を計画実施主体として位置づけ。

①浜通り地域等の15市町村における自律的・持続的な経済復興の実現

②福島県全域での先端産業の集積による全県的な経済復興の実現

③世界に誇れる福島の復興・創生の実現　など

２．産業復興再生計画（福島県が作成、国が認定）

基本方針に即して原子力災害により被害を受けた福島の産業の復興・再生の推進を図るための計画。

①規制や手続等の特例

②新たな規制の特例措置等に関する提案、福島復興再生特別意見書の提出

③復興特区法の課税の特例を含む復興推進計画を福島県のすべての市町村が策定できるようにする措置　など

④農林水産業および中小企業の復興・再生、職業の安定、観光の振興　など

３．避難解除等区域復興再生計画（福島県が申出、国が策定）

基本方針に即して、避難指示が解除された区域およびその準備区域等の復興・再生を推進するための計画。

①個人線量の結果に基づく被ばく低減対策や健康管理、健康不安対策の実施

②追加賠償（中間指針第４次追補）による新生活支援

③福島再生加速化交付金の実施

④福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業の実施　など

４．企業立地促進計画

避難解除等区域復興再生計画に即して、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進するための計画。

①県知事による認定または確認を受けた事業者に税制の特例措置を適用

②課税免除または不均一課税をする場合に減収補填措置　など

【業務を振り返って】

福島復興再生特別措置法は、福島復興再生基本方針に即し前述の計画が策定されている。各計画には復興を加速させるための多くの施策があるが、そのなかでも本市の復興の原動力となったのは「福島再生加速化交付金」「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」である。

福島再生加速化交付金は、「帰還環境整備」「長期避難者生活拠点形成」「福島定住等緊急支援」などのメニューに区分され、生活拠点の整備、放射線への健康不安対策、営農・商工業再開支援、子どもの運動機会の確保など幅広い支援策となっている。

福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業は、避難区域の荒廃抑制・保全、防犯パトロール、市外避難者等への情報提供など市民の帰還を促進するためのソフト事業となっている。

いずれの支援策も復旧・復興に向けたあらゆる分野の事業であり、本来であれば国等のそれぞれの窓口（担当省庁等）への申請・協議が必要となるが、復興庁が設置されたことにより窓口の一本化が図られ、復旧・復興事業が迅速かつ円滑に進められたと考える。

しかしながら、原子力災害からの復興はいまだ途上であり、その進度により課題やニーズはさまざまである。国においては、これまで以上に被災地域の声を丁寧に聴きながら、総力をあげて最後まで責任を持って対応することを期待する。

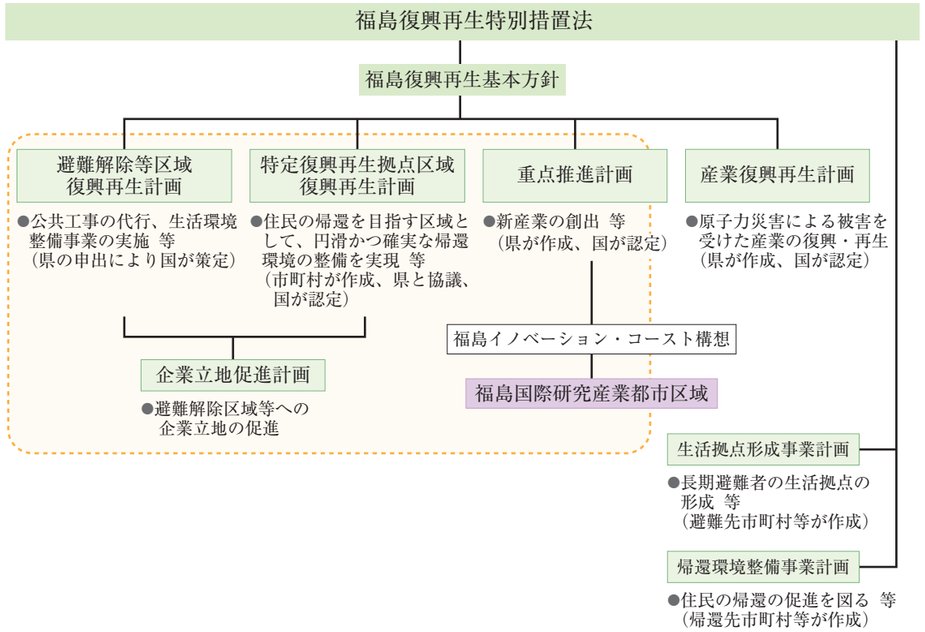

図１　福島復興再生特別措置法の体系

４　東日本大震災復興交付金

【経　緯】

東日本大震災復興交付金は、国による財源措置を通じて被災自治体の負担軽減を図ることにより、東日本大震災により著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興や、地域の特性に即して自主的かつ主体的な復興に資することを目的に創設されたものである。

本市では、東日本大震災復興特別区域法に基づき、東日本大震災復興交付金を活用するため、南相馬市復興交付金事業計画を平成24年（2012）１月に策定し、南相馬市復興計画さらには、平成27年（2015）３月、同31年（2019）１月に策定した南相馬市復興総合計画に掲げた事業について、この交付金を活用し事業の推進を図ってきた。

【実施内容】

復興交付金を活用して行うことができる事業には、基幹事業と効果促進事業の２種類がある。

１．基幹事業（地域づくりに必要なハード事業：災害復旧事業は除く）

被災した地域の復興に不可欠な基盤を整備することを目的とした事業。文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省の５省から40事業が交付金の対象事業として指定されている（表１）。

(1) 地震の震動による被害からの復興のために行う事業。

(2) 津波による被害からの復興のために行う事業。

(3) 地盤沈下、液状化あるいは地すべりといった被害からの復興のために行う事業。

(4) その他東日本大震災の被害からの復興のために行う事業。

表１　復興交付金基幹事業

所　管	番号	復興交付金基幹事業名
文部科学省	A-１	公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小・中学校等の新増築・統合）
	A-２	学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）
	A-３	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業
	A-４	埋蔵文化財発掘調査事業
厚生労働省	B-１	医療施設耐震化事業
	B-２	介護基盤復興まちづくり整備事業（訪問看護ステーションの整備等）
	B-３	保育所等の複合化・多機能化推進事業
農林水産省	C-１	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地等の生産基盤整備等）
	C-２	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（被災した生産施設等）
	C-３	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業（麦・大豆等の生産のための水利施設整備等）
	C-４	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）
国土交通省	C-５	漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等）
	C-６	漁港施設機能強化事業（漁港施設用地嵩上げ、排水対策等）
	C-７	水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設等）
	C-８	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業
	C-９	木質バイオマス施設等緊急整備事業
	D-１	道路事業（市街地相互の接続道路等）
	D-２	道路事業（高台移転等に伴う道路整備 (区画整理)）
	D-３	道路事業（道路の防災・震災対策等）
	D-４	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）
	D-５	災害公営住宅家賃低廉化事業
	D-６	東日本大震災特別家賃低減事業
	D-７	公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）
	D-８	住宅地区改良事業（不良住宅除却、改良住宅の建設等）
	D-９	小規模住宅地区改良事業（不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等）
	D-10	住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）
	D-11	優良建築物等整備事業
	D-12	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）
	D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）
	D-14	造成宅地滑動崩落緊急対策事業
	D-15	津波復興拠点整備事業
	D-16	市街地再開発事業
	D-17	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）
	D-18	都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）
	D-19	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）
	D-20	市防災推進事業（都市防災総合推進事業）
	D-21	下水道事業
	D-22	都市公園事業
	D-23	防災集団移転促進事業
環境省	E-１	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

２．効果促進事業（ハード・ソフト事業）

基幹事業費（国・地方の公費分。民間事業者等負担分を含まず）の合計額の35％を上限とする。

(1) 基幹事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業事務。

(2) 著しい被害を受けた地域の復興のために、基幹事業と関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業または事務とする。

また、効果促進事業のうち市街地復興効果促進事業（一括配分）は、主要なまちづく

りの６事業について基幹事業配分額の20％を、使途を決めずに市町村等へ先渡しするもの。本市では、防災集団移転促進事業と災害公営住宅整備事業の基幹事業を活用した。

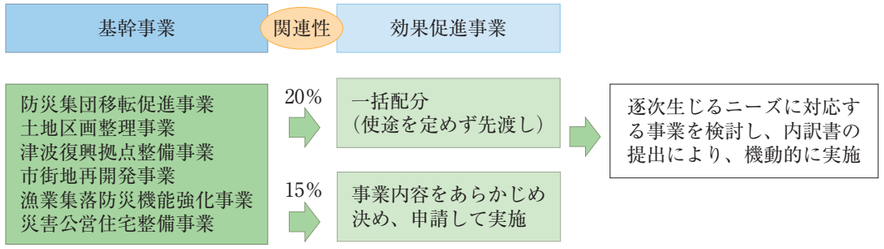

３．復興交付金の算定の仕組み

（例）

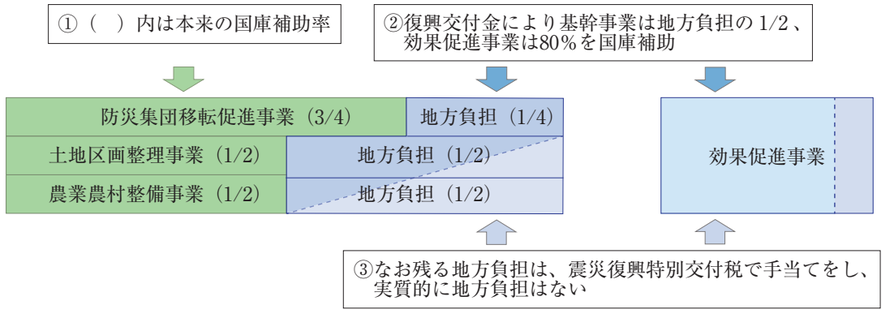

４．実　績

（1）東日本大震災復興交付金基金設置（平成24年３月）

※複数年の事業実施が可能となる

表２　基金の推移　（単位：100 万円）

区分＼年度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	累計
積立額	19,611	11,106	2,069	3,830	2,860	201	41	39,718
取崩額	0	3,170	15,937	4,724	5,167	2,072	915	31,985

（2）本市の復興交付金基幹事業・効果促進事業（一括配分）は次表のとおり。

No.	番　号	事業名	地区名・施設名	事業期間（年度）
1	A- 4	市内埋蔵文化財発掘調査事業	南相馬市	平成24～令和2
2	A- 4	埋蔵文化財発掘調査事業（鹿島区）	鹿島区：大森遺跡ほか８地区	平成24～28
3	A- 4	埋蔵文化財発掘調査事業（原町区）	原町区：金沢地区ほか11地区	平成24～28
4	C- 7	水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設整備）	鹿島区真野川漁港	平成24～31
5	C- 9	木質バイオマス施設等緊急整備事業（木質バイオマス関連施設整備事業）	原町区	平成23～25
6	C- 9	木質バイオマス関連施設整備事業（木造公共建築物整備事業）	原町区	平成23～25
7	D- 4	災害公営住宅整備事業（小高区）	小高区	平成24～27
8	D- 4	災害公営住宅整備事業（鹿島区）	鹿島区	平成23～27
9	D- 4	災害公営住宅整備事業（原町区）	原町区	平成23～27
10	D-23	防災集団移転促進事業（鹿島区）	鹿島区	平成24～29
11	D-23	防災集団移転促進事業（鹿島区）	鹿島区	平成24～29
12	D-23	防災集団移転促進事業（原町区）	原町区	平成24～29
13	D-23	防災集団移転促進事業（原町区）	原町区	平成24～29
14	D-20	都市防災推進事業（復興計画推進調査、地域防災計画策定等各種調査・計画策定業務）	南相馬市	平成24～27
15	C- 4	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）	南相馬市	平成24～27
16	◆C- 4	被災地域農業復興総合支援事業（特産品企画開発プロデュース・販路拡大プロモーション）	南相馬市	平成24
17	◆C- 4	被災地域農業復興総合支援事業（特産品企画開発プロデュース・販路拡大プロモーション）	南相馬市	平成25～26
18	A- 2	学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化）	小高区：小高中学校	平成24～25
19	C- 4	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）	南相馬市	平成24
20	◆C- 9	木質バイオマス施設等緊急整備事業（調査事業）	南相馬市	平成24
21	D- 1	道路事業（市街地相互の接続道路）	原町区：高見町北萱浜線	平成24～28
22	◆D- 1	震災対応復旧・復興事業のための輸送経路改善事業	鹿島区	平成24～26
23	◆D- 4	災害公営住宅整備計画策定支援事業	南相馬市	平成24
24	◆D-20	都市防災推進事業（災害記録編纂事業）	南相馬市	平成24
25	◆D-23	復興作業支援事業（復興住宅施設建設促進事業補助）	南相馬市	平成24～28
26	◆D-23	（仮称）南相馬市復興工業団地造成事業	原町区	平成24
27	D-23	防災集団移転促進事業（小高区）	小高区	平成24～29
28	★F- 2	市街地復興効果促進事業（一括配分）（コミュニティー施設整備・防災備蓄倉庫整備ほか42事業実施）	南相馬市	平成24～令和2
29	D- 1	道路事業（市街地相互の接続道路）	鹿島区：２－８号線	平成24～29
30	D-13	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）	南相馬市	平成24～令和2
31	E- 1	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業（南相馬市浄化槽設置整備復興事業）	南相馬市	平成24～令和2

No.	番　号	事業名	地区名・施設名	事業期間(年度)
32	A- 4	罹災者住宅移転発掘調査事業	南相馬市	平成25～30
33	◆A- 4	出土遺物整理収蔵施設整備事業	原町区	平成25～28
34	D- 1	道路事業（市街地相互の接続道路）	原町区：萱浜雫線	平成25～31
35	D- 5	災害公営住宅家賃低廉化事業	南相馬市	平成25～令和2
36	D- 6	東日本大震災特別家賃低減事業	南相馬市	平成25～令和2
37	D-23	防災集団移転促進事業（小高区）	小高区	平成25～29
38	◆C- 4	被災地域農業復興総合支援事業（園芸施設整備・造成事業）	鹿島区	平成25～28
39	◆D- 4	災害公営住宅駐車場整備事業（鹿島区）	鹿島区	平成25～27
40	◆D- 4	災害公営住宅駐車場整備事業（原町区）	原町区	平成25～27
41	C- 4	被災地域農業復興総合支援事業（園芸施設整備事業）	鹿島区	平成25～28
42	A- 4	復興工業団地造成関連発掘調査事業	南相馬市	平成25～26
43	C- 1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水整備）	鹿島西部地区農業集落排水処理施設	平成25～28
44	◆C- 1	復興基盤総合整備地形図作成事業	鹿島区真野地区	平成25
45	A- 4	埋蔵文化財発掘調査事業	鹿島区南海老地区	平成26～27
46	◆D- 4	災害公営住宅駐車場整備事業（小高区）	小高区	平成26～27
47	C- 7	水産業共同利用施設復興整備事業	原町区	平成28～29
48	D- 5	災害公営住宅家賃低廉化事業（補助率変更分）	南相馬市	平成30～令和2
49	◆D- 4	災害公営住宅周辺道路等整備事業	小高区	平成24～27
50	◆D- 4	災害公営住宅周辺道路等整備事業	鹿島区	平成23～27
51	◆D- 4	災害公営住宅周辺道路等整備事業	原町区	平成23～27

＊◆は効果促進事業（ハード・ソフト事業）、★は、効果促進の一括配分

【業務を振り返って】

東日本大震災により住宅、公共施設などに大きな被害を受けた本市は、復興交付金の活用により、住まいとまちの復興が大きく前進した。また、復興庁が交付金窓口となり、各省庁との調整役となったことでワンストップでの細やかな支援を受けたこと、事業間での資金流用や基金の設置により、弾力的な執行ができた。加えて、通常の補助金等より交付・繰越・変更などの手続きが簡素化されている部分もあった。

しかし、復興交付金の事業完了が「復興・創生期間」内であることや、基幹事業が制度創設時から５省40事業に限定されており、まちづくり、産業や観光振興等のなりわいの再生の分野で十分活用できなかったため、復興状況に応じメニューの追加など柔軟な対応が必要と感じた。

５　東日本大震災復興特別交付税

【経　緯】

東日本大震災による災害は、被害がきわめて甚大であり、これらの対策に多額の地方負担が生じること、また、特に大きな被害を受けた地方公共団体においては財政基盤の脆弱な団体が多いことから、その財政運営に支障が生じないように措置の拡充が図られた。そのなかで、地方交付税関係では、特別交付税の交付時期を４月と９月に繰り上げするとともに、普通交付税も重ねて繰り上げ支給された。

平成23年（2011）５月２日に成立した国の補正予算（第１号）では、行政機能の維持や被災者支援に係る応急対応等について多額の経費が見込まれることから、地方交付税の総額に1200億円を加算してその全額を特別交付税として措置することとした。また、補正予算により追加される災害復旧事業に係る地方負担額については、100％まで地方債が充当できることとし、後年度においてその元利償還金を地方交付税で措置することとした。

同年７月25日に成立した国の補正予算（第２号）では、平成22年度の国税決算に伴う剰余金の清算等により、特別交付税総額に4571億円が加算された。

同年11月21日に成立した国の補正予算（第３号）では、東日本大震災に係る復旧・復興事業等の地方負担額等について、震災復興特別交付税を創設して措置することとした。補正第１号および補正第２号において地方債で措置するとしていた地方負担額および地方税法の改正等に伴う減収分の全額についても、地方債に替え、震災復興特別交付税で措置することとした（図１）。

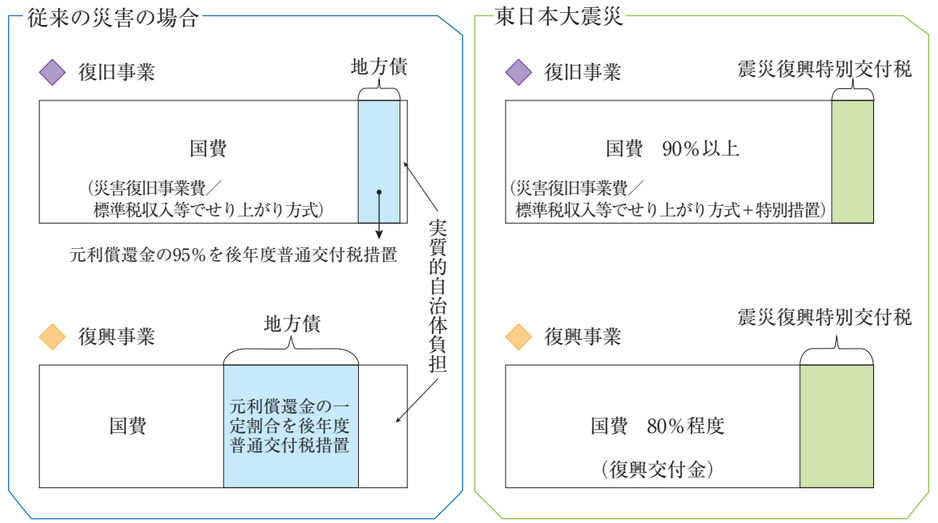

図１　東日本大震災復興特別交付税の仕組み

同年11月30日には「平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立して、「震災復興特別交付税」が創設された。

平成24年（2012）３月23日、平成23年度の震災復興特別交付税交付額が決定された。

以降、毎年度、地方交付税法の改正が行われて、震災復興特別交付税が交付されている。なお、復旧・復興の進展に伴い、新規算定額が減少する地方公共団体において、過年度の過大交付分を新規算定額から減額できないという課題に対応するため、平成28年度（2016）から返還制度が新設された。

【実施内容】

東日本大震災からの復旧・復興事業に係る地方負担分について、通常の特別交付税とは別枠で、特定被災地方公共団体における負担を実質ゼロとする震災復興特別交付税の交付に向け、算定を行った。

１．おもな算定項目

直轄・補助事業に係る地方負担額、地方単独事業（単独災害復旧事業費、中長期派遣職員受け入れ・職員採用）、地方税等の減収に対する補てん。

２．交付状況

表１のとおり

３．算定スケジュール

震災復興特別交付税は、毎年度９月と３月に交付されるため、７月に９月交付分の算定・申請を、１月に３月交付分の算定・申請を行った。

【業務を振り返って】

通常の災害での地方負担は、地方債を発行するなどの対応を行うが、東日本大震災に係る復旧・復興事業については、全額が震災復興特別交付税で措置されることで、地方負担が大幅に軽減されており、復旧・復興に向けた着実な歩みを後押ししている。なお、平成28年度（2016）の復興・創生期間から本市を含む一部の特定地方公共団体を除き、５％の地方負担が生じる見直しが行われている。

震災復興特別交付税の算定に当たっては、事業実施状況に合わせて、補助金の交付決定時点の額等を用いて申請を行い、翌年度以降、事業が完了し額が確定した時点で、過大・過少の算定を行って、精算することになっている。しかし、復興事業が増加するにつれ、業務量が膨大となっていった。特に繰越事業や継続費の設定された事業では、年度をまたぐ複数の工事が動いていて、変更契約等もあり、それを追いかけて精算するためには、多くの時間を費やすことになった。

地方負担を軽減する方法として、既存の法律に定められた各種補助率の制約があるものの、補助率そのものを100％近くまでアップさせ、その事業の精算は補助金のみで行うことは考慮されなかったのかと思う。

表１　震災復興特別交付税の交付状況　（単位：千円）

項目／算定内容＼年度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
直轄補助事業分／市の復旧・復興事業の補助裏や国直轄事業の市負担分	1,644,229	1,312,683	3,634,693	2,729,226	3,300,735	4,698,723	4,513,911	4,143,084
公営企業関係／企業会計に対する復旧・復興事業関係の繰出金	683,304	389,923	5,204	10,883	51,718	40,277	25,582	20,849
災害復旧／災害復旧事業に係る市負担分	945,504	2409,966	126,228	63,814	182,734	157,201	10,648	24,418
現年災／災害査定額などを基に算出した額（総務省算定）		3,038,214	1,355,863	99,116	241,500	479,760	179,010	86,340
中長期派遣／災害復旧等のための派遣職員の受け入れに要する経費		287,432	275,432	359,868	408,566	387,699	393,918	330,151
職員採用／災害復旧等業務の増大のために採用した職員に要する経費		102,153	310,111	454,294	491,739	499,538	557,191	549,752
消防賞じゅつ金／支給した消防賞じゅつ金			9,000					
非常勤職員／非常勤職員に係る公務災害補償に要する経費		57,345						
選挙／震災による通常選挙を上回る額に要する経費			6,734	6,056			2,174	2,192
風評被害／風評被害対策に要する経費		216,283	22,002	26,900	80,405	85,984	69,326	39,365
子ども環境／子どもたちの生活環境等の確保の事業に要する経費		217,624	99,864	17,235	32,223	56,213	53,678	57,569
避難住民／避難住民等との関係の維持に資する事業に要する経費		52,176	13,487	15,964	17,973	15,281	14,303	20,613
復興支援員／復興支援員の設置および活動に要する経費						10,063	36,247	41,063
メンタルヘルス／職員のメンタルケアに要する経費						2,450	2,145	2,152
企業債／減収対策企業債発行に係る利子分			43	43	40	37	34	23
税法税減収／地方税法に基づく課税免除額に係る減収額	3,338,204	1,559,134	1,650,482	1,753,059	812,254	1,037,045	697,434	701,654
条例税減収／条例に基づく減免額に係る減収額	2,547,915	370,656	135,603	137,063	978,866	1,043,176	732,216	118,507
使用料等減収／条例等に基づく減免額に係る減収額	126,757	33,859	30,687	35,869	35,322	36,112		
過大過小等／過年度精算額（平成23年度・復興特交移行項目分基礎数値等）	△404,190	109,130	△412,146	△254,544	△101,016	△297,898	533,513	△325,923
合　計	8,881,723	7,986,578	7,263,287	5,454,846	6,533,059	8,251,661	7,821,330	5,811,809

＊ブランクは算定したが金額がない年度。

６　復興整備計画

【経　緯】

復興整備計画は、東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」）に基づき、復興に向けたまちづくり・地域づくりに必要となる市街地の整備や農業生産基盤の整備等のための各種事業を対象に、これらに関する許可の基準緩和や手続きのワンストップなどの特例を受けるための計画である。この計画に記載される復興整備事業には、その円滑・迅速な実施をサポートするための各種の特例措置（手続きの一元化、許可基準の緩和、事業制度の創設・拡充等）が適用される。

また、復興整備事業の実施に必要な許認可等の手続きをワンストップで処理するため、この許認可権を持つ関係機関等が一堂に会し、実質的な調整を行う場として、計画の作成主体となる市町村が単独若しくは、県と共同で復興整備協議会を設立することができた。

計画の作成は、東日本大震災の津波による被害によって土地利用の状況が大きく変化している、または、原子力発電所の事故の影響により多数の住民が避難、もしくは住所を移転することを余儀なくされている地域であって、復興に当たって、従来の土地利用を見直す必要が生じ得る地域を含む市町村が単独または、県と共同で行うこととされた。

本市では、平成23年（2011）12月に策定した「南相馬市復興計画」、さらには平成27年（2015）３月に策定した「南相馬市復興総合計画」に定めた復興事業を推進するべく、福島県と共同で「南相馬市復興整備計画」を作成した。

本市の復興事業を進めるに当たっては、津波被災地域の復興を行うため、復興整備計画を作成し、農地転用手続きを大幅に緩和する特例措置が不可欠であった。

表１　農地転用の特例の概要

項　目	既存制度	新制度
手続き	事業者が申請し、国または県が許可	協議会での協議等により処理 （事業者による申請は不要）
許可対象農地	農用地区域内農地、第一種農地は転用不可	農用地区域内農地、第一種農地であっても特例的に許可
許可基準	農地１筆ごとに以下の基準に照らして判断 ①代替する農地の有無 ②転用の確実性 ③周辺農地の営農条件への影響	１筆ごとではなく、土地利用方針（土地利用再編の青写真）でもって、以下の基準に照らし判断 ①復興のため必要かつ適当 ②農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれのないもの

【実施内容】

南相馬市復興整備協議会は平成24年（2012）７月27日に設立され、同日、第１回の協議会が開催されて以降、平成29年度（2017）までに計16回開催された。本市協議会の構成員は、南相馬市長、福島県知事および国の関係行政機関の長等であるが、会議はこれら長の指名する職員（担当部長または課長等）の出席によって行われた。また、会議は、福島県庁など福島市で開催され、同じ会場において、複数の市町村協議会が順番にそれぞれ協議することが多かったが、その時は県、国の職員は変わらず、市町村の職員のみが入れ替わるかたちで進められた。

会議では、南相馬市から復興整備計画のうち変更等のあった事項を説明し、協議したのち、４haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更について、出席した農林水産省職員から同意を得る進め方であった。

そして、この復興整備計画の変更を市のホームページ等で公表することで、農地転用について農林水産大臣の許可があったものとみなされた。この復興整備計画の公表は、復興整備協議会での協議を必要としない軽微な変更も含めて、平成24年度から30年度（2018）までに37回行った。

なお、復興整備計画に係る会議開催等の状況は表２、復興整備計画に記載され特例措置を適用した復興整備事業は表３のとおりである。

表２　復興整備計画に係る会議の開催状況

年月日	内　容
平成24年 7月27日	南相馬市復興整備協議会規約の制定 第１回南相馬市復興整備協議会 • 防災集団移転（36地区）について、復興特区法の規定に基づく国土交通大臣の同意を得た。 • 防災集団移転（36地区）、災害公営住宅（２地区）および植物工場（１地区）について、復興特区法の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。
11月26日	第２回南相馬市復興整備協議会 • 防災集団移転（４地区）について、復興特区法の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。
平成25年 2月 1日	第３回南相馬市復興整備協議会 • 防災集団移転（３地区）について、復興特区法の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た
3月27日	第４回南相馬市復興整備協議会 • 防災集団移転（５地区）、太陽光発電用地造成事業（２地区）、工業団地用地造成事業について、復興特区法の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。
5月30日	第５回南相馬市復興整備協議会 • 防災集団移転（６地区）について、復興特区法の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。
7月24日	第６回南相馬市復興整備協議会 • 防災集団移転（６地区）について、復興特区法の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。
11月29日	第７回南相馬市復興整備協議会 • 防災集団移転（６地区）について、復興特区法の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た
平成26年 8月 1日	第８回南相馬市復興整備協議会 • 藻類バイオマス研究施設整備事業（１地区）および技術研修用太陽光発電所整備事業（１地区）について、復興特区法の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。

年月日	内　容
11月28日	第９回南相馬市復興整備協議会 • 太陽光発電施設整備事業（３地区）について、復興特区法の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。
平成27年 3月27日	第10回南相馬市復興整備協議会 • 太陽光発電施設整備事業（１地区）について、復興特区法の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。
6月 1日	第11回南相馬市復興整備協議会 • 復興戸建住宅団地整備事業（１地区）について、復興特区法の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。
7月21日	第12回南相馬市復興整備協議会 • 太陽光発電施設整備事業（１地区）について、復興特区法の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。
平成28年 7月29日	第13回南相馬市復興整備協議会 • 太陽光発電施設整備事業（１地区）について、復興特区法の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。
平成29年 3月22日	第14回南相馬市復興整備協議会 • 工業団地造成事業（１地区）について、復興特区法の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。
10月11日	第15回南相馬市復興整備協議会 • 太陽光発電施設整備事業（１地区）、太陽光発電施設用地整備事業（１地区）について、復興特区法の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。
平成30年 3月28日	第16回南相馬市復興整備協議会 • 太陽光発電施設整備事業（２地区）について、復興特区法の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。

表３　復興整備計画に記載され特例措置を適用した復興整備事業

事業名	地区名
集団移転促進事業	南海老地区、北海老地区、南屋形地区、北右田地区、鹿島地区、寺内地区、上寺内地区①、上寺内地区②、大内地区、金沢地区①、金沢地区②、上高平地区①、上高平地区②、北原地区、上渋佐地区、萱浜地区①、萱浜地区②、雫地区、本陣前地区
災害公営住宅整備事業	西川原第一地区、西川原第二地区、西町地区
植物工場整備および太陽光発電施設等用地造成事業	泉地区
太陽光発電施設等用地造成事業	右田・海老地区、真野地区、原町東地区
工業団地造成事業	原町東地区
園芸施設整備事業	南海老地区
藻類バイオマス研究施設整備事業	泉地区
技術研修用太陽光発電所整備事業	泉地区
太陽光発電施設整備事業	井田川①地区、金谷①地区、金谷②地区、大富地区、川房地区、小木迫地区、原町南部地区、村上福岡地区、井田川②地区
復興戸建住宅団地造成事業	大木戸地区

【業務を振り返って】

東日本大震災により甚大な被害を受けた本市では、早期の復興に向け、被災地域、特に沿岸部に広がる被災農地等の跡地の利活用が求められていた。このことから、本市では復興整備計画に基づく農地転用の特例を活用し、迅速に復興事業を進めるため、平成24年７月に南相馬市復興整備計画を策定した。

復興整備計画では、各種特例措置が認められているが、本市では、農地転用の特例以外の特例措置については、手続きの大幅な簡素化・効率化が見込めないことから、活用がなされなかった。

活用した農地転用の特例は、復興のため必要かつ適当と認められる土地利用であれば、農用地区域内農地や第一種農地であっても特例的に農地転用を許可するものであり、特例を活用することにより、迅速な土地利用方針の策定、および当該土地利用方針に係る事業の早期着手が可能となった。

具体的には、防災集団移転促進事業において、農地を移転先の候補地に含めることで、迅速な移転先の決定と事業着手が図られ、団地造成を早期に実現することができた。また、沿岸部の津波被災を受けた農村地域においては、ほ場整備事業によって農地を再生する一方で、農地以外の再生可能エネルギー用地や工業団地など、さまざまな復興事業として利活用が図られた。

しかし、計画策定当初は、農地転用手続きを行うための要件について、具体的なガイドラインが示されていなかったため、その説明に苦慮し、関係機関との協議が長期化する傾向にあった。その後、徐々にではあるが、本市の復興整備事業の必要性について理解されるようになり、協議の時間も短縮されるようになった。

写真１　鹿島区右田・海老地区の太陽光発電所と風力発電所（平成29年から運転開始）

写真２　鹿島区南海老地区の園芸施設（平成28年から生産開始）

７　再生可能エネルギー・省エネルギー

［公共施設再生可能エネルギー等導入事業］ほか７事業

【経　緯】

本市では、東日本大震災、とりわけ、福島第一原発事故を克服して、一刻も早い市民生活の再建に取り組むため、平成23年（2011）12月に「南相馬市復興計画」を策定した。その基本施策のひとつとして、原子力から再生可能エネルギーへの転換やその拠点づくり、省エネルギー政策の推進など、環境との共生を目指すことを掲げてきた。

翌24年（2012）10月には、再生可能エネルギー推進の羅針盤となる「南相馬市再生可能エネルギー推進ビジョン」（以下「再エネ推進ビジョン」）を策定し、市の消費電力に匹敵、あるいはそれ以上の電力を再生可能エネルギーで生み出すことを目標に掲げた。そして、東日本大震災前の産業の再生を促し、さらには新たな産業の創出や、市民生活のなかでエネルギーを最適に活用する「地域に根ざしたエネルギーの地産地消」を目指すこととした。

また、この再エネ推進ビジョンの３つの基本方針である「省エネルギーの推進」「再生可能エネルギーの積極的利用」「南相馬市版スマートコミュニティの構築」に基づき、地域の経済的自立や環境との共生を目指す「地域循環のしくみ」にも取り組みながら、再エネ推進ビジョンの目標である「市内における再生可能エネルギー導入比率」を、令和２年度（2020）に65％達成し、令和12年度（2030）でほぼ100％達成することを目指している。

事業としては、

１．沿岸部大規模太陽光発電所・風力発電所の整備
２．公共施設での再エネ整備（太陽光発電、蓄電池、電力管理システム等の導入）
３．家庭での再エネ導入（太陽光発電、蓄電池・家庭用エネルギー管理システム（以下「HEMS」）に対する補助

などがあり、目標達成に向けて事業に取り組んできた。

【課題と対応】

１．沿岸部大規模太陽光発電所・風力発電所の整備

沿岸部での太陽光発電所および風力発電所は、市が用地を取得して、その用地を発電事業者へ貸し付け、発電事業者が設備を設置するものであった。これらの発電所の設置を進めるにあたり課題となったのが、（1）事業用地の確保と（2）発電事業者の事業構築の支援である。

（1）事業用地の確保

防災集団移転促進事業で市が取得した土地やほ場整備事業の非農用地を活用するため、両事業との調整を行った。また、隣接する地域で実施される復旧・復興事業や土地利用に関連する各種法規制に関する協議・調整を行った。ただ、災害復旧事業やほ場整備事業との調整に時間を要したため、用地取得に遅れが生じた。

（2）発電事業者の事業構築の支援

関係機関との協議・調整や整備に必要な調査・設計・工事に係る課題整理について支援を行った。

２．公共施設での再エネ整備

学校での耐震・大規模改造工事との工期に合わせて整備する計画であったが、一部で並行した施工が難しい場合もあり、次年度への予算繰越等の対応が必要となった。

３．家庭での再エネ導入に対する補助

震災以降、国の電力固定価格買取制度（FIT）の影響等から、再エネへの関心高まり、太陽光発電に対する申請件数が多くなって、平成27年度（2015）および同28年度（2016）は、予算を超過する申請があったため年度途中で受け付けを終了している。

なお、平成29年度（2017）以降は、徐々に申請件数が減ってきている。

【事業の特徴】

１．沿岸部大規模太陽光発電所・風力発電所の整備

エネルギーの地産地消を目指し、民間事業者との協働による太陽光発電・風力発電基地を整備するため、市が事業用地を市有地として確保し、事業者が施設の整備・運営を行った。

（1）太陽光発電所の規模

区　域	地区名	事業用地（ha）	発電所出力（kW）
鹿島区	真野右田海老	約110	59,900（一般家庭約20,000世帯分）
原町区	原町東	約 46	32,300（一般家庭約10,000世帯分）
	原町南部	約 52	36,200（一般家庭約12,000世帯分）

（2）風力発電所の規模

区　域	発電所名	基数	発電所出力（kW）
鹿島区	南海老・北右田・南右田	4	9,400（一般家庭約 4,000 世帯分）

２．公共施設での再エネ整備

公共施設での再エネの推進および災害時における防災拠点等としての機能維持を図る観点から、公共施設23か所（市役所庁舎等５か所、小学校12か所、中学校６か所）に太陽光発電と蓄電池を整備した。

また、これら施設の電力使用量や発電量を瞬時に収集するとともに、各施設の太陽光や蓄電池、LED照明を一括管理するエネルギー管理システムを導入し、電力の効率的利用を図った。

３．家庭での再エネ導入に対する補助

家庭における太陽光発電システムの設置補助については、平成16年度（2004）から地

球温暖化対策として行っていたが、再エネ推進ビジョン策定後の平成25年度（2013）以降は、家庭におけるさらなる導入を促進するため、太陽光発電に対する補助上限額の拡大、HEMSや蓄電池システムに対する補助拡大などを行ってきた。

【進捗管理】

整備事業については複数年にわたる期間を要するものもあることから、各事業の最終年度までの工程表により管理するとともに、事業者や関係機関と進捗状況を確認しながら事業を行った。

【進捗状況】

１．沿岸部大規模太陽光発電所・風力発電所の整備

（1）太陽光発電所の整備内容

平成24年度～　市：事業用地に係る関連事業との調整（ほ場整備、防災集団移転促進事業、海岸防災林整備事業等）
事業者：事業計画、実施計画、実施設計
平成26年12月　土地賃貸借契約を締結（真野右田海老地区・原町東地区）
平成28年３月　土地賃貸借変更契約を締結、土地引き渡し（真野右田海老地区）
５月　工事着工（真野右田海老地区）
12月　土地賃貸借変更契約を締結、土地引き渡し（原町東地区）
平成29年２月　工事着工（原町東地区）
平成30年３月　運転開始（真野右田海老地区）
10月　土地賃貸借契約を締結（原町南部地区）
12月　運転開始（原町東地区）

（2）風力発電所の整備

平成24年度～　市：事業用地に係る関連事業との調整（海岸災害復旧事業（海岸堤防等）、海岸防災林整備事業等）
事業者：概略設計、環境アセス、実施設計、ボーリング調査
平成29年４月　土地賃貸借契約を締結、工事着工
平成30年３月　運転開始

２．公共施設での再エネ整備

（1）太陽光発電・蓄電池システム整備：23施設

平成25年度：３施設
鹿島区役所、原町保健センター、鹿島保健センター
平成26年度：６施設
小高区役所、原町第一小学校、原町第二小学校、石神第一小学校、鹿島小学校、上真野小学校
平成27年度：８施設
南相馬市役所、原町第三小学校、大甕小学校、太田小学校、石神第二小学校、八沢小学校、小高小学校
平成29年度：６施設
原町第一中学校、原町第二中学校、原町第三中学校、石神中学校、鹿島中学校、小高中学校

（2）電力管理システム整備：17施設

平成26年度：12施設
南相馬市役所、鹿島区役所、小高区役所、原町保健センター、鹿島保健センター、原町第一小学校、原町第二小学校、高平小学校、石神第一小学校、石神第二小学校、鹿島小学校、八沢小学校、上真野小学校
平成27年度：５施設
原町第三小学校、大甕小学校、太田小学校、高平小学校、石神第二小学校、小高小学校

（3）LED照明制御システム整備

平成26年度：市役所庁舎（本庁舎、東庁舎、西庁舎）

３．家庭での再エネ導入に対する補助

年　度	対象設備	交付件数	補助上限	
平成23年度	太陽光	23	180,000円	45,000円 /kW
平成24年度	太陽光	131	180,000円	45,000円 /kW
平成25年度	太陽光	209	449,000円	45,000円 /kW
平成26年度	太陽光	227	449,000円	45,000円 /kW
	HEMS	32	70,000円	設置費用の 1/3
平成27年度	太陽光	264	449,000円	45,000円 /kW
	HEMS	95	70,000円	設置費用の 1/3
平成28年度	太陽光	259	①HEMS・蓄電池の併設　449,000円 ②太陽光のみ設置　349,000円	①45,000円 /kW ②35,000円 /kW
	HEMS	52	70,000円	設置費用の 1/3
	蓄電池	41	250,000円	設置費用の 1/5
	V2H	1	150,000円	設置費用の 1/5
平成29年度	太陽光	211	①HEMS・蓄電池の併設　449,000円 ②太陽光のみ設置　349,000円	①45,000円 /kW ②35,000円 /kW
	HEMS	43	70,000円	設置費用の 1/3
	蓄電池	43	250,000円	設置費用の 1/5
	V2H	0	150,000円	設置費用の 1/5

写真１　原町第三小学校校舎屋上に設置された太陽光パネル（平成28年３月25日撮影）

写真２　市役所本庁舎屋上に設置された太陽光パネル（平成28年３月25日撮影）

写真３　鹿島区右田地区の風力発電所（平成30年８月９日撮影）

写真４　真野右田海老太陽光発電所（平成30年10月４日撮影）

【事業を振り返って】

再エネ推進ビジョンに掲げた導入目標を達成するため各種事業を行ってきたが、関係機関との協議や調整などに時間を要するものが多く、突発的に起こる事案にも対処する必要があった。このため、事業の遂行が難航した場面はあったものの、事業者や関係機関の協力を得ながら何とか完了できたものが多い。

これまで整備したものを有効活用しながら、今後も再エネ・省エネの普及に向けた取り組みを行っていく。

第３節　コミュニティー放送

１　南相馬チャンネル

［南相馬チャンネル管理運営事業］ほか１事業

【経　緯】

平成23年（2011）５月、東日本大震災の被災から２か月が経過し、市民の多くが市外への避難を続けているなかで、福島第一原発から半径20～30km圏内は、屋内退避指示に代わって、緊急時避難準備区域の指定により屋外での活動が可能になった。市民の帰還が徐々に進みはじめ、応急仮設住宅の入居者募集も開始された。このため、避難者を含めた市民へ市の現状・情報をいかに伝えるかが課題となっていた。

その折、震災復興支援のため、本市を訪れていた富山県南砺市長からテレビ電波の空きチャンネルを利用したテレビ放送の提案があった。総務省東北総合通信局と実現の可能性について協議した結果、実験試験局として運用することとなった。当時は、現在の「エリア放送」の制度もなく、全国初の取り組みであった。

同年６月に実験局で放送を実施するために電波法の申請を行った。市役所本庁舎屋上、鹿島区の生涯学習センター（さくらホール）に送信アンテナを設置し、７月20日に「南相馬チャンネル」として実験放送を開始、10月には鹿島区小池および角川原の仮設住宅を対象に実験局送信アンテナを追加し、実験放送を行った。

実験放送の免許は、平成24年度（2012）に有効期限が切れることから、２月に総務省の「ICT地域のきずな再生・強化事業[*1]」を活用して、市内17か所に放送局を整備し、本格的な放送に移行した。また、市外に避難した市民に情報を届けるため、市のお知らせ（広報や市のホームページに準ずる）や市内各地の放射線モニタリング情報などを文字で掲載する「データ放送」を開始した。

写真１　南相馬チャンネル開局当日（市長室　平成23年７月20日撮影）

被災地メディアとして、南相馬チャンネルでは、仮設住宅や避難所を中心とした地域社会のコミュニケーションを円滑化することを目指し、市長からのメッセージ、市が実施する行事、学校行事、生活情報、復興状況などを取材し、それらを１時間番組に編集して、週１回更新した。また、相馬野馬追や東日本大震災追悼式などの大きなイベントの際にはライブ中継を行い、リアルタイムで

＊１　避難住民と避難元市町村の一体感の醸成を図るため、避難住民に行政情報等を提供する情報通信環境を構築する事業。

南相馬市の状況を視聴できるようにした。

これらの業務は、放送開始のときから市が㈱ヨーズマー（本社：石川県金沢市）に委託し、同社が運営を担って番組制作を行っていた。その後、㈲フィッシュアイ（本社：東京都東大和市）に管理運営業務を委託し、事業を行っている（平成28年１月１日付でフィッシュアイと契約）。

【課題と対応】

１．エリア放送の特徴とその対応

南相馬チャンネル事業は、エリア放送としての制限があり、低い送信電力でしか放送の伝達を行えないため、放送エリアが限定されてしまう特徴があった。この対応としては、避難者が集中する仮設住宅エリアを優先して放送が届くよう整備を進めた。

２．市民の帰還への対応

震災から年数が経過し、しだいに市内に帰還する住民の数が増えてくるとともに、集団防災移転等により仮設住宅からの転居も進んで視聴エリアのニーズに変化が生じた。このため、防災集団移転地域などに視聴エリアを拡大する改修・移設や、鹿島区での住民の増加、小高区での市民の帰還を見越した放送局の新設を行うことにより対応した。

【事業の特徴】

１．市内では、テレビだけでなくインターネット環境があれば誰でも視聴が可能である。エリア放送の限界をインターネットでカバーすることにより、市内避難者だけでなく市外避難者も容易に市の現状や市からの情報を取得できる事業となっている。

２．エリア内であれば、テレビのチャンネル設定を行うだけで、特に難しい操作をすることがなく放送を見ることができる。

３．放送を行うためには、放送局までの光ファイバー網が必要であったが、平成24年度および同25年度（2013）は市のイントラ網を活用して放送局を整備した。28年度（2016）以降は、民間事業者の回線を利用することにより、比較的安価に放送環境を整備している。

【進捗状況】

平成24年度から30年度（2018）までの整備状況は表１・図１のとおりであり、放送局の設置数は42か所となっている。

なお、本南相馬チャンネル整備事業は、平成30年度で完了となっている。

表１　整備年度と新設箇所

整備年度	新設箇所
平成24年度	鹿島区９、原町区８
平成25年度	小高区１、原町区６
平成28年度	小高区３、原町区２
平成29年度	原町区５
平成30年度	小高区６、鹿島区２

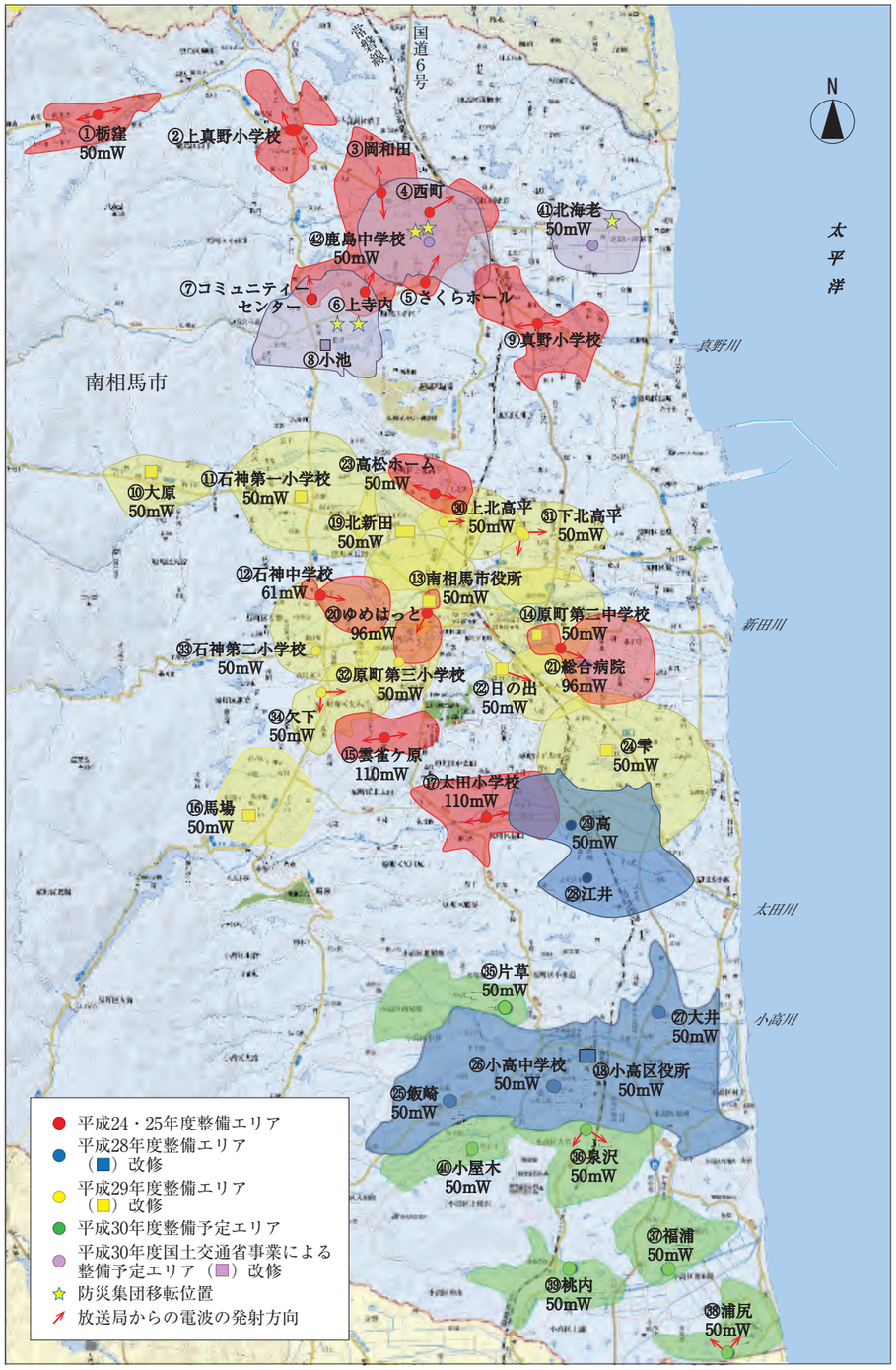

図１　平成30年度までに整備された南相馬チャンネル視聴エリア

【事業を振り返って】

１．残念だったこと

(1) エリア放送の特性上、放送局から一定の距離の範囲しか電波が届かないことから、すべての市民が放送を視聴できる環境構築まではできなかった。無作為抽出の市民に対して毎年実施している「広報･広聴に関するアンケート」では、視聴できない市民から「不公平だ」との声が寄せられることが多かった。

(2) 理論上、市民居住エリアの80％程度は視聴できる環境まで整備を進めたが、放送局の位置や住宅に設置しているアンテナの向きによって、視聴できない住宅も生じている。

(3) 可能なかぎり視聴エリアを広げたいところであったが、電波干渉等により問題が生じるケースがあった。

２．今後について

(1) 平成24年度から整備を始めているため、アンテナ等の修繕や補修の問題が生じることが懸念される。

(2) 南相馬チャンネルは、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金を財源として運営しているが、今後、国の制度改正によりその委託金が見込めなくなったときは、継続できるかどうか検討が必要になってくる。

写真２　家庭で放送を視聴するようす（平成25年２月18日撮影）

写真３　実際の南相馬チャンネルの放送画面（平成26年６月２日撮影）

写真４　番組制作のようす（平成26年６月６日撮影）

南相馬チャンネル制作の誇り

㈲フィッシュアイ代表取締役　高橋秀忠

南相馬チャンネルの放送が始まったのは平成23年７月と聞いています。電波送出点は市役所のほかに鹿島区の３か所のみでした。震災から５か月というわずかな準備期間のなかで、法規制的なハードルの高い放送局の新設を成し遂げたという、当時の担当者のみならず、行政側の熱意と実行力は、まさに驚嘆に値するものだと思います。

福島第一原子力発電所事故の影響で、市民の多くが市外、県外へ避難している状況で、市の存続をかけて帰還を促したくても、既存のメディアも街から退去しており、南相馬市の実態がなかなか社会に伝わらないという強い危機感が行政のなかにもあったのではないかと思われます。

コンテンツ制作についても、当初はテレビ制作に手慣れたスタッフがいなかったということもあり、震災の記憶がまだ鮮明で、ある種の陰鬱さや諦観が見え隠れする街と市民に、どんな番組を送り出すのが適切なのか、また受け入れてもらえるのか、手探りのまま始まったとのこと。実際、自分が制作スタッフとして着任した平成24年２月の時点でも、原町区の中心部でさえ人通りは少なく、夜ともなれば警察車両しか見かけない状態が長く続いていました。当時のコンテンツはほとんどが保管されていますが、やはり、震災からの復旧・復興関連の情報を伝える番組が半分以上を占め、民間の動きを示すような番組は非常に少ないことがわかります。改めて見直してみると、機材もソフトも満たされないなかで、半ば手作りのような手法で重ねられたコンテンツの数々に、当時のスタッフの熱意と苦労が伝わってきます。

現在こそ電波送出点も市内およそ40か所にのぼり、撮影などの際、市民の方から声をかけられることも多くなりましたが、当初は視聴者の反応などは皆無で、「はたして番組を見てもらっているのか？」という疑問を常に持っていました。そんななか、震災から1年が経過した小高区の桜を番組にしたところ、ある市民の方から電話で「足が悪く、小高には行けない。でも桜を見られてよかった」と伝えられ、心から安堵したことは今でも鮮明に覚えています。そして、このような市民の声は、現在でも南相馬チャンネルで番組を作り続ける唯一の理由です。

南相馬チャンネルが８年間で作り続けた番組は、1500～2000本という膨大な数になりますが、これらの映像のなかには、人がいなくなり、コミュニティーの存続が危機的な状況に追い込まれた南相馬市で、懸命に人間の生業と賑わいを取り戻そうとする人、不安を堪え、静かに黙々と生活を守り生き抜く人、次々に舞い込む多くの人びとの善意と熱意、大人たちの感じる痛みとは無縁に無邪気に笑う子どもたち･･･と、実にさまざまな人びとの表情が、確実に残されています。

震災という未曾有の災害と闘った、この南相馬市のたどった道程を間違いなく後世に伝えることができ、その一助として関われたことが大きな誇りとなったと感じています。

２　南相馬ひばりエフエム[*1]

［臨時災害ＦＭ運営事業］

【経　緯】

臨時災害放送局は、災害時における災害情報、被災者支援情報、生活関連情報等を提供するために、自治体等が開設する臨時の超短波（FM）放送局で、被災地域を対象に、正確な情報を発信して被害を軽減するために設置されるものである。

本市では、東日本大震災後の平成23年（2011）４月７日、災害関係部長等会において、避難先から徐々に市内に戻ってきている市民へ行政情報を提供するため、臨時災害放送局の開設手続きを進めることとした。そして、総務省東北総合通信局の許可を得て４月15日に開局し、翌日から「みなみそうまさいがいエフエム」の放送が開始された。

東日本大震災で東北地方に開局した臨時災害放送局は30局であり、福島県内においても、本市を含め６局が開局した。通常、臨時災害放送は、被災者の日常生活が安定するまでを免許期間とされているが、本市においては原子力災害が収束していないため、長期間の開設が認められ、平成30年（2018）３月25日まで丸７年近く発信した（閉局は３月31日）。みなみそうまさいがいエフエムは、令和元年（2019）12月時点で、国内で一番長く放送を続けた臨時災害放送局である。

【実施内容】

１．放送体制

市は、原町区の栄町商店街振興組合に運営を委託し、アンテナや放送機器は同組合から借り上げた。これは、栄町商店街振興組合が震災の10年以上前に原町区の中心部で、市街地活性化の実験的な取り組みとしてコミュニティーエフエム放送局を運営した経験があり、また、その時の放送機材を保管していたためである。

２．無線設備の設置場所

- 送信所：南相馬市役所屋上

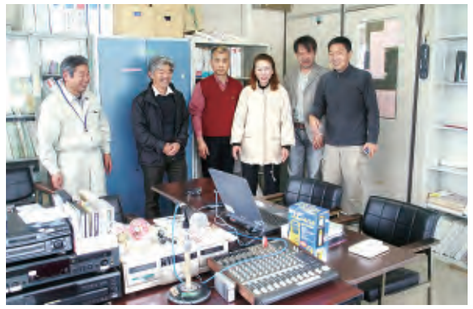

写真１　放送開始間もない頃、支援のNGO職員らと

写真２　平成24年３月頃のスタジオ風景

＊１　本稿は、南相馬ひばりエフエムの運営にあたってきた元チーフディレクター今野聡氏の執筆による。

（平成24年（2012）９月　原町区高倉字細倉地内にアンテナ移設）

- 演奏所（スタジオ）：南相馬市役所

３．電波の周波数等

79.5メガヘルツ、出力50ワット

（平成24年９月　87.0メガヘルツ、出力20ワットに変更）

４．放送区域

南相馬市役所から半径約10kmの範囲

（平成24年９月　南相馬市のほぼ全域に拡大）

５．放送時間

午前９時～午後６時（臨時放送は随時）

- 定時放送：午前９時、正午、午後５時から約60分間。
- 放送内容：生活情報、安否情報、医療情報、交通情報、教育情報、市からの各種お知らせ。

初期の放送内容は災害ごみの搬入方法やり災の手続き、一時立ち入りについてなど、被災者に必要とされる情報を、朝・昼・夕それぞれ１時間ずつスタッフが読み上げた。

放送拠点となるスタジオは市役所西庁舎３階の会議室を利用し、放送機器や机などを設置した。部屋の広さは33㎡ほどと狭く、防音対策もなく、大きな窓もあることで、救急車のサイレンなどをマイクでたびたび拾うことがあった。

放送を担うスタッフは、初期は担当課の市役所職員にボランティアの市民が加わった３～４人が務めた。

同年７月から放送内容の充実を図る目的で、福島県絆づくり応援事業[*2]を活用し、スタッフを広く募集。以降は常に10人程度の市民スタッフによって運営されるようになった。ただし１日３時間程度の勤務からフルタイムの勤務まで、各スタッフの都合に合わせた勤務形態であった。

放送内容は当初「市からのお知らせ」が中心だったが、市内で開かれる支援イベントや民間による支援物資配布など、スタッフ自らも情報を収集しながら充実した発信に努めた。また、市内のようすや出来事などをスタッフが独自取材するなどし、内容の強化を図っていった。

取材・機器操作・アナウンスなど、放送に関する技術はすべてのスタッフが未経験者であったが、定期的に来訪してくれた阪神淡路大震災や中越地震など被災経験のあるエフエム局員からアドバイスを受けたほか、東京のNGOから派遣された報道経験者（元新聞記者）からも約１年間にわたり指導を受けた。

【自主制作番組の取り組み】

平成23年末頃になると１日３回の生放送以外の番組制作にも取り組みはじめた。「震災後、ラジオから相馬の民謡が流れてくると、ふるさとを感じ涙してしまう」といった声を

＊２　福島県絆づくり応援事業：県が市町村からの支援要請を受け、委託先の就職支援会社を通じて求職者を雇用し、配置するもので、人件費は県が全額負担する。

複数聞いていたことから「地元の民謡を、解説などを交えながら紹介する番組はどうだろうか」と考えた。ちょうど、スタッフに民謡の先生もいたことから、民謡紹介番組を初めに制作した。「録音して聴いている」といったうれしい反応もあった。

次に、おもにトークで展開していく番組を制作していった。「南相馬市は若い人が減り、どんな考えを持っているのかも分からない」。街でそんな声を耳にしたので「それならば若者の想いをラジオで楽しく発信してみよう」と20代後半の若者たちがトークする番組を制作。また、震災のボランティア活動をきっかけに福島県外から移住してきた方たちは、個性の強い方も多かったことから「彼らの視点で南相馬の良さを発信できれば」と移住者がトークする番組も制作した。

平成23年の７月、規模を縮小して相馬野馬追が開催された。この時、祭りやマチのようすをSNS（ツイッターなどのソーシャル・ネットワーキング・サービス）で事細かく発信していた芥川賞作家の柳美里さんに「訪れた印象などをラジオで話してもらえれば市民も励みになるのでは」と思って打診した。そうしたところ、柳さんから「市内の方とトークする番組を持ちたい。震災だけではなく、それ以前の一人一人の記憶や思いを伝えたい」と番組の構想を持ちかけられた。謝金や交通費・滞在費が出せず無報酬であるといった条件をご快諾いただき、翌24年から柳さんの来訪（２、３か月に１回）に合わせ番組をまとめ録りし、毎週「柳美里のふたりとひとり」を放送した。平成27年（2015）には柳さんが鎌倉から南相馬市に移住した。柳さんは「分断された祖国を持つ在日韓国人として、散り散りになっている浜通りや南相馬の人たちへ何かできないかという想いがあった」などとインタビューで話している。この番組は閉局まで296本放送、およそ600人近い市民の震災体験や町への思いを声で伝えた。

ひばりエフエムの放送内容は震災関連のみではなく、マチの昔話や地域が持つ面白さといった「南相馬の良さ」も伝えた。鹿島、原町、小高が合併して間もないこともあり、ラジオを通して住民自身が地域の魅力をあらためて知ることが、日々の励みやふるさとへの想いなど復興への力につながっていったと思う。

写真３　ツイッターやフェイスブックでも情報を発信した。

【愛称は南相馬ひばりエフエム】

開局から１年を迎える頃「災害エフエムではない、明るい局名をつけられないか」という提案がスタッフからも市民からも同時にあがった。他市町村の臨時災害放送局の中にはいくつか可愛らしい名前の局もあり、これらは「愛称」であることがわかった。そこで、愛称の決定に向けて、放送や「広報みなみそうま」で呼びかけ、市民からアイデアを募集した。

市役所の担当者やスタッフが選考委員として検討し、愛称を「南相馬ひばりエフエム」に決定した。ヒバリは市民に親しみのある市の鳥でもあり「晴れた日に飛ぶからヒバリ」という説もあった。復興への願いを晴れ渡った空への望みにかけ合わせ、平成24年６月11日から南相馬ひばりエフエムの愛称で放送を続けた。

【環境放射線モニタリングの放送】

ひばりエフエムで特殊性があったものとして、環境放射線モニタリング結果の読み上げ放送がある。市の測定員が初期は40か所程度、市内の放射線量を毎日測定しており、エフエムではその結果を毎日読み上げた。測定箇所はしだいに増えていき、最大時には129か所の放射線量を「○○公会堂　○○マイクロシーベルト毎時」などと放送した。この放送時、スタッフが値を読み間違えたり、違う箇所をズレて読んだりすると、市民からすぐさま問い合わせの電話が入ったりした。放射線量に関してかなり神経質になっていた時期であり、ペンを片手にメモしながら放送を聞いているというような話も耳にした。

のちにモニタリングポスト等が整備され、線量の可視化が進むことでこの放送について取りやめるべきかなど議論もしたが「ラジオからも伝えることが大切ではないか」との考えから、この放送は閉局まで続いた。市民の中には「たまにぼんやり聞いていると、23年と比べると、だいぶ下がったんだなあと感慨深く思う」などといった感想を言われる方もいた。

写真４　野外フェスや相馬野馬追など、市内のイベント会場からの生中継も行った。

放射能に関しては専門の医師が健康に対する影響や暮らしでの向き合い方などを、対話形式で説明する番組も制作。ラジオを通して知識を持ってほしいとの思いから、10分ほどの聴きやすい尺でシリーズ化しレギュラー番組として放送した。

写真５　南相馬ひばりエフエムのチラシ（平成24～25年）

【事業を振り返って】

ラジオは防災無線ではない。ひばりエフエムはしだいに市民活動の紹介やイベントの告知出演、インタビューなどを通し多様な声が聴こえる「市民が関わるメディア」に変化していった。双方向のやり取りができるのもラジオの特徴であり、気軽にお便りを出すことで参加することもできた。曲のリクエストに添えた「頑張ろう」「一日も早い復興を」など、頂いたメッセージを紹介することで聴いている側も「同じ気持ちの人がいる」「自分はこう思う」など、受け取るだけではない情報との交わり方をすることができたのではないだろうか。「一日中、ひばりエフエムをつけっぱなしにして聴いている」といった方がいるという話しもいくつか聞いた。震災と原発事故で人口が減少していった状況の中、ラジオから市民スタッフが発する声の暖かみと南相馬の情報が「聴いているだけで何となく安心する」といった気持ちを生み出したのだと思う。ラジオを聴く環境は車の中や作業しながらなど限られるかもしれないが、ひばりエフエムを頼りに聴いてくださっていた市民の中では確実に「暮らしとともにあるラジオ」となっていたのだと感じるし、放送の歴史は市の復興の歩みとともにあることも記しておきたい。

冒頭でも述べたが、臨時災害放送局は「災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局」である。南相馬市では津波で家族を失った方や、原発事故の線引きによる分断、家族間でも散り散りになった避難生活など、人それぞれに複雑な被災状況があった。

何度か発行したプログラム紙の一枚に「みんなの気持ち　つなぐラジオ」とキャッチコピーを入れたことがある。バラバラになった市民の心がラジオを通してつながっていってほしいという願いを込めて、放送に臨んでいた。

スタッフとリスナーが一緒に涙し、笑い、喜び、時には意見を交わしたりすることで、大きく被害を受けた「市民の心と心を結びなおす」放送を目指していた、そのような７年間だったと思う。

写真６　『広報みなみそうま』平成30年３月号掲載　スタジオ全景写真

第４節　行政委員会等の対応

１　議　会

【経　緯】

平成23年（2011）３月11日、３月定例議会中に東北地方太平洋沖地震が発生し、議会は延会となったが、同月24日には再開された。震災直後の混乱のなかにあったにもかかわらず、常任委員会への付託を省略などして重要議案を議決し閉会した。

また、この間の３月15日には、震災復旧と被災者支援に力を注ぐため「市議会災害対策会議」を発足させ、災害対策本部と連携することに努めた。さらに、約２か月後の５月11日には「東日本大震災及び原発事故対策調査特別委員会」を設置し、警戒区域内の現地調査や避難所・仮設住宅入居者との懇談、国・県等への要望など、議会として組織的な活動を行った。

【東日本大震災以降の活動状況】

月　日	活動種別	活動内容
平成23年のおもな活動		
3月15日	全員協議会	議会の今後の対応について協議
	対策会議	市議会災害対策会議を設置 （４月14日まで毎日開催、４月15日から週２回開催）
4月12日	要望活動	福島県知事に東日本大震災に対する被災者等への支援を緊急要望 １．行政機能回復への全面的支援 ２．市内医療環境の整備 ３．南相馬市一体の支援 ４．南相馬市内数箇所に放射線環境モニタリングを設置し、継続的に測定して速やかに市民に公表すること ５．災害ごみ処理の支援 ６．児童・生徒の就学機会の確保 （1）屋内退避区域外（30km圏外）にある鹿島区内小・中学校の再開に向けた安全確保に向けた支援 （2）市内児童・生徒の就学のための30km圏外への仮設校舎の設置の支援 （3）相馬市における「区域外就学」の場の確保のため、旧相馬女子高校校舎の上水道の整備および通学バスの確保 （4）30km圏外にある県立高校・養護学校への通学バス等交通手段の確保 （5）区域外就学後における児童・生徒の心のケアや学校生活を支援する相談窓口の設置および専門スタッフの配置 ７．避難者への生活支援 ８．道路交通網の早期復旧 ９．雇用の維持 （1）雇用維持、企業の維持に向けた企業に対する資金面での支援 （2）一時休業等にある労働者に対する生活支援 10．企業復興への支援 （1）市内での操業を開始するための支援、補償 （2）一時的な移設・移転に係る支援および移設等に伴う用地、空き工場の情報提供とともに各種許認可の迅速かつ臨時的、特例的な対応と資金援助制度の創設 （3）地域商店街および事業者への営業補償 11．農林水産業への補償と支援 （1）農業分野における放射性物質に関する専門機関の設置と支援の強化 （2）農作物に対する影響の把握を科学的見地で検証し、今後の営農方針の提示と農家への十分な補償 （3）農業者への所得補償および再生産資金等の無償貸付制度の創設 （4）農畜水産物の食品中の放射性物質の安全性の確保 （5）災害応急ポンプの配置と継続的な湛水防除支援 （6）農林漁業の復興のため、現行法令に捉われない支援と補償 東京電力㈱に福島第一原発事故への市民の安全確保策等を緊急要望 １．原子力災害対策 ２．生活補償および農業・漁業の再生について ３．雇用対策および企業再興について
5月11日	第４回臨時会	議案２件（予算２件）を可決 東日本大震災および原発事故対策調査特別委員会を設置
5月17日	特別委員会	市義援金の配分計画、今後の活動方針、避難所の現地調査などについて
5月23～26日	特別委員会（現地調査）	新潟県／聖籠町、新発田市、新潟市、燕市、三条市、見附市、長岡市、柏崎市、小千谷市、南魚沼市、湯沢町の避難所現地調査（３班編成）
5月27日	特別委員会	緊急時避難計画の概要、計画的避難区域外の市内の高放射線量地区などについて
5月30日～6月２日	特別委員会（現地調査）	山形県／山形市、米沢市、飯豊町、天童市 福島県／福島市、伊達市、会津若松市、猪苗代町、二本松市、南会津町、磐梯町の避難所現地調査（３班編成）
6月13日	特別委員会	義援金配分の要望書、避難者の居所（安否）の確認、市復興計画策定方針、市に対する緊急要望などについて
6月14日	要望活動	福島県知事に義援金配分について要望 １．配分にあたっては、被災の程度にあった配分額とすること ２．区域指定外における配分について ３．事務経費に対する財政的支援について
6月16日	要望活動	市外避難所への現地調査結果をまとめ、市長へ緊急要望書を提出 １．東京電力に対し、原子力災害の処理として、ホールボディカウンターの設置などを強く要請すること ２．緊急時避難実施計画の速やかな策定と、市民に対する周知を行うこと ３．市内におけるきめ細やかな放射線量の測定と市民の不安を解消するための情報公開を積極的に行うこと ４．仮設住宅の建設場所および数量のニーズを踏まえた対応策を講じるとともに、20～30km圏内における仮設住宅の早期建設と住宅の借り上げを進めること ５．鹿島区における小・中学校の完全給食を実施し、学習環境の改善整備を進めること ６．警戒区域内の企業の操業再開について、放射線量の実態を踏まえたうえで、地域の安全保障と雇用の確保の観点から市長判断で対応すること ７．病院の機能強化（急性期重篤患者への対応策）を進め、総合病院を再開すること

月　日	活動種別	活動内容
平成23年のおもな活動		
6月16日	要望活動	８．市の施設（図書館など）について、可能なところから再開すること ９．警戒区域内の住宅等の応急復旧を早急に実施すること 10．県道12号線沿線（大原社地神から八木沢地区の間）の通信網を早急に確保すること
7月 5日	特別委員会	東北電力㈱原町火力発電所の現地調査、警戒区域等の規制の見直しに対する市の考え方などについて
7月13日	特別委員会	１次・２次市外避難者および市内避難所の実態と今後の対応、仮設住宅・民間借上げ住宅への避難者への入居・移動の実態、生活の支援および今後の対応などについて
7月19日	特別委員会	緊急時避難準備区域避難計画および緊急時避難準備区域避難実施計画、第２次義援金配分に係る検討経過について
	要望活動	特別委員会が継続的に調査活動を行ってきたなかで、早急に対応すべき事項等について市長へ緊急要望書を提出 １．南相馬市に対し要望する事項 （1）原発事故から市民を守るための対策について （2）市民の避難生活等に係る対策について （3）教育環境の対策について （4）福島第一原発20km圏内の対策について （5）原発事故被害の賠償・補償対策について （6）津波被害から復旧・復興させる対策について （7）交通網の復旧・復興を急ぐこと （8）従前にあった30km圏内のイベントについて、内容を工夫して再開し、市民が復興に向けた元気を取り戻すための場を設けること （9）２次義援金は被害の実情に応じた配分とすること。配分内容決定後は、速やかに支給すること （10）義援金未受領者への早期支給策を講じること ２．予算編成において要望する事項 （1）放射能汚染から市民の命と健康を守り、安全・安心な生活のための予算を措置すること （2）市民の暮らしを守るための予算を措置すること （3）地域経済の復興のための予算を措置すること （4）保護されたペットの管理を市が支援するための予算を措置すること ３．南相馬市として、国・県等に要求すべき事項 （1）原発事故から市民を守るための対策を講じること （2）市民の避難等に係る対策について （3）教育環境の対策について （4）福島第一原発20km圏内の対策について （5）原発事故被害の賠償・補償対策について （6）津波被害から復旧・復興させる対策について （7）交通網（避難道、鉄道）の復旧・復興を急ぐこと （8）特定避難勧奨地点の設定については、地点ごとではなく一定地域単位での対応を考慮すること
8月 5日	特別委員会	警戒区域内現地調査について
8月12日	特別委員会	市税等の課税、がれきの処理・処分、緊急時避難準備区域解除後の学校の再開などについて
8月19日	特別委員会	緊急時避難準備区域、警戒区域等の解除に対する考え方、市民への帰還の呼びかけ、農地、農業の復興に向けて取り組むべき事業などについて福島県教育委員会教育長へ緊急要望書を提出
8月25日	要望活動	１．30km圏外の小・中学校の劣悪な学習環境の改善を行うこと ２．市内もしくは市外に避難している進路を決めかねている受験生に対して、県教育委員会の方針を速やかに示すことによって、子どもたちに目標と希望を与えること ３．一刻も早い除染と、放射能の除去が南相馬市の将来と復興につながることから、全教育施設の除染を長期的、継続的に行うこと
9月28日	特別委員会	原子力被災地域における市税等の減免の取り扱いについて 原発被災損害賠償請求手続きに関する要請書の提出について 講演会の開催 「広島大学の取り組みについて」広島大学准教授 長沼 毅氏 「環境放射線について」広島大学教授 静間 清氏
10月 5日	要望活動	東京電力へ原発被災損害賠償手続に関する要請書を提出 １．原発被災損害賠償請求手続き書類はもっと簡略化すること ２．同意書（提出用）にある金融機関等の情報開示は求めないこと ３．補償金請求書（提出用）「同一補償対象期間における、各補償項目の請求は１回かぎりとすること」の確認事項を削除すること ４．原発被災損害賠償請求手続きは被災者の立場に立って戸別訪問、個別面談等誠意ある対応を行うこと
10月17日～31日	特別委員会	現地調査／鹿島区、相馬市、新地町の仮設住宅現地調査（５班編成）
11月28日	要望活動	特別委員会が行った応急仮設住宅での懇談会のなかで、入居者の要望を取りまとめ、市長へ緊急要望書を提出 １．応急仮設住宅に関すること ２．危険区域の設定に関すること ３．警戒区域に関すること ４．義援金に関すること ５．原発事故の賠償に関すること
11月30日	要望活動	特別委員会が行った応急仮設住宅での懇談会のなかで、入居者の要望を取りまとめ、福島県知事へ緊急要望書を提出 １．住環境の改善について ２．安全対策について ３．応急仮設住宅以外の借上げ住宅等への生活支援について
12月 5日	第11回定例会	12月定例会開会において、特別委員会提出議案の「浪江・小高原子力発電所建設を中止し、福島県内すべての原子力発電所の廃炉を求める決議」を全会一致で可決
12月 7日	要望活動	国土交通省東北地方整備局、東日本高速道路㈱東北支社に対し、常磐自動車道早期全線開通を要望 １．現在整備中の区間（常磐富岡～山元間）の建設を促進すること ２．災害による通行止め区間（広野～常磐富岡間）の除染対策等を行い、早期開通を図ること ３．常磐自動車道（福島県内区間）の無料化を継続すること
平成24年のおもな活動		
1月23日	特別委員会	警戒区域内現地調査（小高病院、金房小学校など５か所） 警戒区域および避難指示区域の見直しに関する基本的な考え方および今後の検討課題について 請願の審査：警戒区域解除・見直しに関する意見書の提出について
2月 3日	特別委員会	除去土壌等仮置場の設置について がれきの処理・処分について
2月29日	特別委員会	除染作業および除去土壌等の保管管理業務委託について 市内マイクロホットスポットの堆積物の測定結果と今後の対応について

月　日	活動種別	活動内容
平成24年のおもな活動		
3月13日	特別委員会	陳情の審査 • 小高区民の帰宅について • 災害危険区域の設定について • 特別委員会中間報告について ほか
3月18日	総決起大会	南相馬市復興市民総決起大会に出席
3月22日	３月定例会	特別委員会の中間報告書を提出
5月 1日	要望活動	原子力損害賠償紛争審査会に対し、市内にとどまった市民に対する適正かつ迅速な賠償を求める要望書を提出 •「屋内退避」という避難を続け、市内にとどまらざるを得なかった市民についてもその精神的苦痛を認め、避難者同等の賠償が早期に実現するよう、次の指針に反映させること 東京電力に対し、市内にとどまった市民に対する適正かつ迅速な賠償を求める要求書を提出 １．原子力損害賠償紛争解決センターが今回示した和解案を最大限尊重し、現在申し立てをしている市民に対し、誠意を持った対応を速やかに行うこと ２．申し立てをしていない市民であっても、同様の状況に置かれた市民から直接の損害賠償請求があった場合には、迅速に同様の賠償を行うこと ３．今回の和解案については、旧緊急時避難準備区域の市民が対象となっているが、中間指針の対象区域の(6)において地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域として、南相馬市内の30km圏外の区域が対象として含まれていることから、当該区域の市民に対しても同様の賠償を行うこと
5月18日	特別委員会	除染およびがれき撤去の今後の展望などについて
6月21日	特別委員会	原発事故による避難者に対する高速道路無料措置の延長を求める意見書について 旧緊急時避難準備区域に係る原子力損害賠償期間の延長を求める意見書について
7月19日	特別委員会	旧警戒区域内の一般廃棄物処理処分方針について
7月25日	要望活動	内閣総理大臣、厚生労働大臣、復興大臣に対して要望書を提出（市長と連名） １．国民健康保険および介護保険について （1）国民健康保険一部負担金等および介護保険利用料の免除について （2）国民健康保険税の減免について （3）介護保険料の減免について
8月29日	特別委員会	農地除染について
9月 5日	特別委員会	福島第一原発現地視察
平成25年のおもな活動		
4月23日	要望活動	東京電力に対して、福島第一原発の停電および地下貯水槽等からの漏水に係る申し入れ １.一連のトラブルについて、損傷箇所の早期発見を可能とする監視体制を強化し、速やか、かつ徹底した原因究明を行い、確実な復旧を行うこと ２．電源設備については、あらゆる可能性を想定し、多重化、多様化により安定的な稼働に努めること
		３．汚染水の移送にあたっては、可能な限りのリスクを想定し、漏水事故等の防止対策を徹底すること ４．重要施設でトラブルが発生した場合は、通報連絡に関する協定の有無に関わらず、事故の原因者の当然の責務として本市および本市民に対し、速やかにわかりやすいかたちで情報を提供すること ５．廃炉作業を進めるうえでのリスク管理を徹底し、安全対策に万全を期し着実に取り組むこと
4月25日	特別委員会	相馬市に設置された仮設焼却炉の状況調査について
7月 7日	要望活動	文部科学大臣、経済産業大臣、東京電力に対して要求書を提出（市長と連名） １．原発事故の早期収束および福島第一・第二原発をすべて廃炉とすること ２．原子力災害を起因とする被災者の生活再建は原子力を推進してきた国および原子力災害の原因者である東京電力の重大な責務であり、次の項目について被害の実態に見合った迅速かつ十分な損害賠償を、完全に実施すること （1）精神的損害について （2）営業損害、就労不能損害について （3）土地、建物および家財の賠償について （4）地域コミュニティーに対する賠償について （5）消滅時効への対応について （6）損害賠償金の課税の対象外について
8月 1日	特別委員会	東京電力からの回答を受けた今後の特別委員会の取り組みについて
9月27日	特別委員会	東京電力福島復興本社の石崎代表以下を参考人として招致 市民説明会での回答について 事故の収束に向けた取り組みについて
10月 8日	要望活動	環境大臣に対して、飯舘村蕨平における可燃性廃棄物減容化事業に係る要求書を提出 １．減容化事業の進捗に合わせた実施状況の公開 ２．焼却灰の安全な保管および処分地の確保 ３．焼却灰等搬出路の整備 ４．排ガスや焼却灰等に含まれるすべての放射性核種の測定と結果の公表 ５．減容化施設への正規雇用による技術責任者の配置 ６．雨水の河川放流に係る市民への説明責任
10月11日	要望活動	福島県に対して、福島県環境創造センター（仮称）整備に伴う要望書を提出 １．水道水モニタリングについては、放射性ヨウ素および放射性セシウムなどのガンマ線に関する核種以外の核種についての調査が可能な体制を整えること ２．水源地周辺の環境モニタリングをはじめ、土壌等汚染が水源地へ与える影響などを将来にわたり継続した調査、研究が可能な体制を整えること ３．上記結果については、本市との情報の共有化を図るとともに、対策等が必要なときは技術的な助言や対処に努め、本市との連携を強化する体制を整えること

【東日本大震災および原発事故対策調査特別委員会について】

１．設置の趣旨

東日本大震災および福島第一原発事故への対応を協議し、市民生活や生産基盤の一日も早い復旧、復興および放射能汚染から市民を守り安心して暮らせる南相馬市の再生に向け、南相馬市災害対策本部との連携を図りながら、国、県および東京電力㈱に対し支援や補償を求めるなどの必要な活動を行うことを目的とする。

２．経　緯

平成23年第４回臨時議会（５月11日開会）において設置が議決された。

設置の期間は、平成23年５月11日から26年（2014）11月30日まで。

３．委員会の構成

正副議長を除く議員21人で構成（平成23年５月11日時点）。

４．委員会の取り組み

市執行部や関係各機関への要望活動や各種の調査活動等。

有事に市議会がなすべきこと

南相馬市議会議長　平田　武

有事の際に市民から出される要望や意見は切実で深刻なものばかりである。議会のなすべきことは、市民の代表者として広く市民の声に耳を傾け、山積する課題に真摯に向き合いながら、執行部とは車の両輪として解決策を模索することである。

そして不安を抱える市民に寄り添いながら、将来への希望を示し、復興への確かな手ごたえを感じさせることである。いかなる時も市民の代表として、公正かつ誠実に市民全体の利益のために議会の果たすべき役割が変わるものではない。

廣瀬克哉・自治体議会改革フォーラム編『議会改革白書2012年版』（2012）への寄稿文

写真１　仮設住宅現地調査のようす（鹿島区角川原応急仮設住宅　平成23年10月17日撮影）

写真２　東京電力に要望書を提出（平成25年４月23日撮影）

２　選挙管理委員会

【経　緯】

平成23年（2011）

３月22日　「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員および長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」により、福島県議会議員一般選挙の期日が延期となる（平成23年４月10日執行予定）。

９月８日　福島県選挙管理委員会（以下「県選管」）が、延期していた選挙期日を11月10日告示、11月20日投票日と決める。

11月10日　福島県議会議員一般選挙告示日。

南相馬市相馬郡飯舘村選挙区は定数２人に対し３人が立候補。

11月11日　市内４か所で期日前投票が始まる。

11月15日　市外１か所（福島市役所）で期日前投票が始まる。

11月20日　福島県議会議員一般選挙投票日。

【実施内容】

震災前、福島県議会議員一般選挙は平成23年４月10日に執行の予定であった。しかし、被災者への対応が急務となっていたことから、選挙執行は同年11月20日に延期された。津波による沿岸部への大きな被害や、福島第一原発事故に伴う警戒区域の設定などの影響により、震災前の投票区・投票所を見直さなければならず、さらには、市外に避難している有権者への対応など、解決すべき問題が多かった。

９月になって、県選管は、通常９日間の選挙期間を１日間延長して実施することを決めた。原発事故により有権者が全国各地に避難して、不在者投票が大幅に増える見通しから、選挙期間を延長して、県外避難者の選挙権行使の機会を確保するとした。また、立候補者の政見を掲載した選挙公報を初めてインターネットで公開して、できるだけ早く有権者が候補者の政見に触れられるようにした。

本市において、震災前、50か所設けられていた投票所は、津波の被害や警戒区域の設定によって使用できない施設が発生した。小高区では、11投票所のすべてが、鹿島区では３投票所、原町区では５投票所が使用できなくなった。このため、新たに投票所を設けるとともに、隣接する投票所と統合した結果、30投票区32か所となった。期日前投票所は、震災前は市役所、小高区役所、鹿島区役所の３投票所であったが、この選挙では、仮設住宅の集中する地域を中心に鹿島区西部コミュニティーセンター（鹿島区小池）、原町区の南相馬ジャスモール（原町区大木戸）、道の駅南相馬（原町区高見町）、そして鹿島区役所に投票所を設置した。また、11月15日からは、市外避難者が最も多い福島市役所（福島市五老内町）にも期日前投票所を設置した。

また、多くの市民が市外に避難していることから、有権者への啓発についても、避難者情報をもとに不在者投票の案内や選挙公報を直接、避難先に郵送するなどの対応を行った。市内では、仮設住宅で避難生活をされている有権者の移動支援として、仮設住宅と投票所を循環するバスを運行した。

この選挙では、投票所入場券を世帯ごとに封筒にまとめて郵送した。これは、有権者の避難場所の移動が激しく、また、世帯員がバラバラになっている例も多かったことから、できるだけ郵便物が選管に戻ってしまうことを防ぎたいという思いであった。

南相馬市開票区の投票結果は、全体の投票率が49.4％、投票者総数に占める期日前投票者数は30.7％、不在者投票者数が 7.5 ％であった。これを震災前の平成22年（2010）10月31日に行われた市議会議員選挙と比べると、全体の投票率が23.5 ポイント減、投票者総数に占める期日前投票者数は 8.1 ポイント増、不在者投票者数が 6.7 ポイント増であった。

選挙管理委員会事務局の通常時の体制は事務局長１人、事務局次長１人であるが、東京都選挙管理委員会事務局から１人、杉並区選挙管理員会事務局から４人、世田谷区選挙管理委員会事務局から２人の合計７人の応援をうけ、選挙準備を進めることができた。

表１　平成23年11月20日執行福島県議会議員一般選挙投票結果

当日有権者数			投票者数			投票率（%）		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
26,492	28,558	55,050	13,135	14,081	27,216	49.58	49.31	49.44

表２　平成23年11月20日執行福島県議会議員一般選挙投票区別投票率の状況

区	当日有権者数			投票者数												投票率（%）		
				当日投票者数			期日前投票者数			不在者投票者数			投票者総数					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
原町	17,207	18,336	35,543	5,893	5,952	11,845	2,065	2,228	4,293	369	543	912	8,327	8,723	17,050	48.39	47.57	47.97
小高	4,881	5,474	10,355	758	761	1,519	1,200	1,345	2,545	444	603	1,047	2,402	2,709	5,111	49.21	49.49	49.36
鹿島	4,404	4,748	9,152	1,684	1,781	3,482	688	809	1,497	34	59	93	2,406	2,649	5,055	54.63	55.79	55.23
計	26,492	28,558	55,050	8,335	8,494	16,846	3,953	4,382	8,335	847	1,205	2,052	13,135	14,081	27,216	49.58	49.31	49.44

【業務を振り返って】

震災から８年が経過し、市内の仮設住宅の多くは撤去されたが、多くの市民が市外で避難生活をしている状況は変わっていないため、選挙啓発や不在者投票の個別周知は、今後も続けなければならないと考える。

３　監査委員

【経　緯】

監査委員は、年間の監査計画に基づき、監査・審査・検査等を実施しており、監査委員に関する事務の補助機関として監査委員事務局が設置されている。

平成22年度（2010）の年間計画では、平成23年（2011）３月25日に例月現金出納検査を実施する予定であったが、震災の応急対応を優先させる状況にあったため、監査委員と協議のうえ検査を中止とし、職員は避難所運営等の業務に従事した。

平成23年度については、年間の監査計画は決めず、実施できるものから、順次、監査等を実施することとした。

【実施内容】

１．定期監査

市における事務や事業の全般を対象とした監査。例年、５月から翌年１月にかけて30課所程度の定期監査を行っていたが、震災対応の業務多忙を考慮して、平成24年（2012）１月24 ～ 27日の４日間において、９課の監査を実施した。

２．決算審査

決算その他関係諸表の係数の正確性の検証や、予算の執行・事業の経営が適切かつ効率的であったかについて行う審査。

平成23年９月議会に公営企業会計分、12月議会に一般会計・特別会計の審査意見書を提出した。

３．財政健全化および経営健全化審査

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政状況を表す指標について、算定が正しく行われているかについて行う審査。平成23年12月議会に審査意見書を提出した。

４．例月現金出納検査

毎月１回、会計管理者、公営企業管理者等から提出された検査資料について、その計数を関係諸帳簿と照合確認するとともに、支出内容等の確認を行う検査。平成23年４月18日から、原則毎月１回、おもに現金出納部分を中心に、検査を実施した。

５．実施できなかったもの

次の２つの監査については、震災対応を考慮して実施を見送った。

(1) 工事監査

当該工事が予算の期待する目的に沿って、設計図どおりに完成し、工事費として支出された金額が妥当であることを確認する監査。例年１回、専門業者に委託をして実施してきた。

(2) 財政援助団体等監査

地方自治法第199条第７項に基づき、補助金、交付金、負担金などの財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金または利子の支払を保証している団体、信託の受託者および公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを監査。

【業務を振り返って】

監査委員と協議を行いながら、できる範囲で監査等を実施することとした。また、定期監査の実施に当たっては、通常でも資料作成に時間を要するのに加え、災害対応業務もあることから、監査対象課からの理解を得るのが難しかった。

災害時においては、今、目の前にある業務をこなしていかなければならないことから、職員の負担を考慮して、監査計画や監査対象等の変更など、柔軟な対応が求められると感じた。

４　農業委員会

【経　緯】

東日本大震災により、平成23年（2011）３月22日開催予定の定例総会が開催できなかった。このため、提出予定議案が議決されず、農地の権利移動および転用ができなくなった。

５月20日、震災対応のため市役所には総会を開催する会議室がなかったため、JAそうま原町総合支店の会議室を借りて、総会を開催した。出席農業委員33人中21人が自宅以外の避難先からの出席であった。なかには、避難先の北海道や東京から駆け付けた農業委員もいた。

【実施内容】

震災対応業務のため事務局で議案の調製ができなかったことから、４月定例総会は休止とし、４月26日、農業委員会全体会議を開催して、震災による被害状況の説明と今後の対応について協議した。多くの委員からは、被災の現場から復旧・復興に向けた声を国や東京電力に届けるべきとの意見があり、緊急要望書を策定することが決定された。

５月16日、総務企画専門委員会が開催され、一刻も早く南相馬市の農業が復興できるように支援と補償を求める緊急要望書(案)を決定し、同日、副市長へ報告を行った。また、翌17日には、県農業会議の会長へ緊急要望書を提出した。

５月20日、５月定例総会では、３月定例総会に提出予定であった議案について審査、議決を行うとともに、「東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所の事故による農業再生に向け」緊急要望書の決議を可決し、５月26日、国会議員等へ要望書を送付した。

６月定例総会からは、通常どおり月１回開催した。

また、平成24年度（2012）になると、復興事業の本格化に伴い、住宅需要が増えたことにより農地転用関係の議案件数が増加した。年度ごとの定例総会に申請のあった農地の権

写真１　会長ほか委員７人が、総務企画専門委員会で決定した緊急要望書の内容を副市長へ報告（平成23年５月16日撮影）

写真２　農業委員会事務局長から福島県農業会議の会長に緊急要望書を手渡す（福島市　平成23年５月17日撮影）

利移動の件数と面積は表１のとおりである。

【業務を振り返って】

多くの農業委員が被災し、また、家族等を亡くした方もいるなかで、５月から定例総会を開催し、審議、議決ができたことは、震災からの復旧・復興を進めるための一歩であった。地震と津波、原発事故という三重苦に見舞われ、多くの市民が避難したため、農地法関係の申請者の避難先を把握するのは大変であった。

表１　農地法関係申請件数・面積

＊上段は申請件数、
下段は申請面積（㎡）。小数点第１位を四捨五入。

該当条項 / 年度	３条	４条	４条一時	４条の合計	５条	５条一時	５条の合計
平成22年度	150	37	0	37	62	10	72
	394,998	23,876	0	23,876	68,374	11,455	79,830
平成23年度	92	25	0	25	57	6	63
	310,671	15,122	0	15,122	37,319	2,564	39,883
平成24年度	130	47	3	50	153	21	174
	852,764	35,242	10,829	46,071	112,385	54,846	167,231
平成25年度	160	48	10	58	214	14	228
	956,854	21,990	20,630	42,620	165,055	51,777	216,833
平成26年度	156	50	3	53	272	23	295
	1,331,568	34,773	8,409	43,182	281,573	84,476	366,050
平成27年度	240	58	4	62	280	53	333
	1,707,670	47,715	11,249	58,964	229,145	232,644	461,788
平成28年度	207	65	12	77	252	43	295
	1,169,565	38,087	34,204	72,291	297,196	154,179	451,375
平成29年度	170	57	11	68	152	38	190
	830,967	38,156	17,366	55,522	214,358	63,548	277,906

＊農地法第３条は、個人または農業生産法人が農業をする目的で農地の売買・貸借等により、権利を取得する場合に必要となる許可。
＊農地法第４条は、農地の所有者や耕作者が自らその農地を住宅や工場、駐車場等の農地以外のものにする場合に必要となる許可。
＊農地法第５条は、農地の使用収益権を持たない方が、農地を農地以外のものにするために、農地の所有者から農地を取得したり、賃借権を設定する場合に必要となる許可。
＊農地法第４条一時と第５条一時は、３年以内の転用行為。

５　会計課

【経　緯】

平成23年（2011）

３月11日（金）　東日本大震災が発生。

３月14日（月）　七十七銀行原町支店[*1]が福島第一原発の事故のため休止。

３月16日（水）　七十七銀行原町支店長が来庁し、支店業務を休止したこと、営業再開まで時間を要することについての謝罪と市の指定金融機関として全力で対応する旨を告げた。市からは、１日も早い支店の再開を要請した。

３月23日（水）　七十七銀行常務取締役、原町支店長、原町支店副長が来庁し、市長と面談（内容：公金処理に支障をきたしていることに対する謝罪）。

３月28日（月）　七十七銀行原町支店が相馬支店内にて営業再開（５月６日まで）。

４月19日（火）　七十七銀行頭取、人事部長、総務部長、原町支店長が来庁し、市長と面談（内容：頭取から女川支店行員14人中12人が死亡し行員が神経質になっており、業務遂行の安全性に対する信頼を高め、行員に理解してもらうための時間が必要なので、原町支店の再開までもうしばらくの時間がほしいとの依頼）。

４月27日（水）　七十七銀行頭取、常務、原町支店長が来庁し、市長と面談（内容：原町支店の営業再開はまだであるが、相馬支店を拠点事務所として公金事務に対応する。また、市役所派出を含め原町支店内に人員を配置し、なるべく早期に公金事務を再開する旨の説明）。

５月６日（金）　七十七銀行の頭取、原町支店長が来庁し、市長に９日からの原町支店営業再開を報告。

５月９日（月）　七十七銀行原町支店営業再開。

５月27日（金）　七十七銀行市役所派出再開。

【概　要】

平成23年３月11日地震発生後、七十七銀行原町支店では、市役所派出の当日分収入を支店に持ち帰り金庫へ保管、会計課では、派出駐在の行員が退庁した以降の窓口収入を会計課内の金庫へ保管した。さらに、土日の休業日をはさんだ３月14日から27日まで、七十七銀行原町支店が業務を休止したため、その間の市の窓口収入金は会計課内の金庫へ保管せざるを得なくなった。

その後、３月最終月曜日の28日からは、七十七銀行相馬支店において、原町支店の行員が一部業務を再開した。しかし、指定金融機関としては入金業務に限られていたため、原町支店長と打ち合わせし、支払業務についても再開可能との回答を得た。庁内からの強い

＊１　南相馬市の指定金融機関

要望もあり、市民に１日でも早い振り込みをすべく、震災後、滞っていた支払いを３月31日に実施する日程で調整した。

原町支店の業務が相馬支店において再開されたので、会計課では、３月11日からの収入金の入金を依頼した。そのとき示された指定金融機関としての事務処理の手順は、次のとおりであった。

①毎朝、南相馬市在住の行員が会計課で伝票等を受け取り、相馬支店内にて事務処理。

②人員不足等で、日中の取り次ぎはできないため、相馬支店の閉店後、夕方に処理済の通帳、伝票等を会計課に持参する。

しかし、実際、相馬支店内で業務を再開すると、システム上のトラブルや相馬支店での間借りのため、オペレーション業務に不自由さがあり、事務は深夜まで及んでいた。このため、夕方には会計課へ通帳と伝票を持参することになっていたが、午後９時以降になることが毎日で、また、通帳等を揃えて持参できない日もあった。このため、日報と通帳の照合ができない事態がたびたび発生した。

３月29日には、31日分の支払伝票を送付し手続きを依頼した。通常、支払伝票から発生する控除は、当日の収入（原町支店扱分）として、市の口座に入金されることになっていた。しかし、原町支店が相馬支店内にあることで、通常の入金処理そのままでは相馬支店扱いとなってしまい、原町支店扱いとして当日入金処理することができない状況であった。そのため、支出伝票に付随する控除の納付書、あるいは市の発行する納付書類については、当日口座に入金できるように、いったん原町支店の口座（歳入受入通帳）を通す方法を採ることとした。

ようやく七十七銀行原町支店での業務が再開したのはゴールデンウイークが過ぎた５月９日月曜日で、その日から通常の会計処理ができるようになった。

【業務を振り返って】

福島第一原発の事故により、市内30km圏内の金融機関はすべて営業を休止し、現金自動預け払い機も停止となった。市の指定金融機関である七十七銀行原町支店も業務休止となり、収入金の預け入れ、振り込みによる支払いはできなくなった。ただし、業務の休止前にデータを送付してあった給与などの支払いは、無事、支払予定日に実施された。

東日本大震災直後であっても、市の会計課窓口での収入金の受け入れはあったが、銀行への預け入れができず、会計課内で保管することとなった。また、支払いを必要とする場合は、やむを得ず会計課内で保管する現金で対応せざるを得なかった。

七十七銀行は、東日本大震災の津波で多くの支店が甚大な被害を受けたため、原町支店の業務休止に対して十分な支援を行うことは難しかったと思われる。このため、相馬支店内で指定金融機関としての一部業務は再開されたが、現金および通帳、伝票等の円滑なやり取りができない状態が、５月９日の原町支店再開まで続いた。

第７章　インフラ・生活環境

第１節　水道・下水道の復旧

１　水　道

【経　緯】

平成23年（2011）３月11日に発生した地震および津波により、市内沿岸部の大部分が浸水し、また、道路下に埋設してある水道施設（導水管、送水管、配水管）、橋梁添架水道管が被災した。さらに、市内各所においては個人給水管の漏水が多数発生した。また、断水の発生した地域へ給水車を配置し、臨時の給水を行った。

写真１　臨時給水のようす（小高区役所　平成23年３月12日撮影）

【課題と対応】

市民が生活を営むうえで欠くことのできない水道を供給するため、施設の早期復旧を望まれたが、震災直後は、津波による浸水が引いておらず、また、がれき等が道路上に散乱しており、水道管の被災箇所の特定が困難であった。

そこで、原町区内の各浄水場の配水区域を数ブロックに分割し、ブロックごとに配水本管内の通水や排泥作業を行いながら、水道施設の被災箇所の特定作業を実施した。そして、漏水管の応急修繕作業を順次進め、配水区域の復旧に努めた。また、小高区内では、１つの水道事業と４つの簡易水道事業を運用していたが、そのうちの２つの簡易水道事業（浦尻・村上）は津波被災を受け、くわえて、水道受益地が災害危険区域に指定されたことから、その復旧時期等については未定であった。さらに、原町区および小高区の水道施設の災害復旧時に発生する産業廃棄物（建設残土、アスファルト殻、コンクリート殻）の処理方法も未定のままであった。

【災害復旧の特徴】

本市の水道事業の復旧作業は、市内原町・小高区は本市建設部水道課にて行い、鹿島区については相馬地方広域水道企業団が行った。

原町区内は、津波被災地を除き、地震による配水管路の被災は少なかったが、小高区では、脆弱な地盤の影響と考えられる下水道本管など埋設物の被災により、近傍の配水管路が被災を受けた事案が多いのが特徴であった。

そのほか、具体的な事例を以下にまとめる。

１．災害復旧は、原位置に復旧することが前提であるが、津波被災地では土地利用方針の決定に時間を要し、さらに他事業により土地の形状が変化したため、現位置への復旧が困難であった。そのため、いったん災害復旧事業を保留し、他事業の進捗状況に応じて保留した災害復旧事業を部分的に解除する方式を採用した。また、関係課との協議により復旧位置の変更を行うとともに、土地利用状況（水道受益者の有無）により復旧の要否、サイズアップまたはサイズダウン等を検討して水道施設の復旧を行った。

２．災害復旧は、現地調査および現地査定が必須であるが、津波による冠水や福島第一原発事故により一部区域では、現地への立ち入りができなかったことから、災害復旧の査定を机上にて実施した。

写真２　水道施設（配水管路）の津波被災状況（原町区小浜　平成24年４月撮影）

写真３　浄水施設の津波被災状況（小高区村上　平成23年４月撮影）

写真４　橋梁添架水道管の津波被災状況（原町区金沢　平成23年５月撮影）

写真５　津波による水源の流出状況（小高区浦尻　平成23年８月撮影）

３．被災した配水管を復旧する際の管材には、耐震性を有する配水用ポリエチレン管（HPPE）およびポリエチレン管（PE）を採用した。
４．他事業（ほ場整備事業や下水道の災害復旧事業）の附帯工事や補償工事等、災害復旧事業以外の事業メニューを取り入れ、水道施設の早期復旧および供用を図った。
５．小高区は、避難指示区域に設定されたことにより、居住者不在のなかで水道施設の復旧作業を進めなければならなかった。被災した水道配水管に通水する際には、宅内止水栓およびメーターバルブの場所が不明であるケースが多かったため、無人の家屋内に水道水が流れ込まないよう、各家屋に設置してある水道メーターをゴムパッキンで閉栓してから、水道本管の通水を行うなどの作業に時間を要した。

【進捗管理】

原町区については、震災後約１か月までには、おおむね国道６号から西側部分にある水道施設の復旧を完了した（図１）。しかし、国道６号から東側の津波被災地の水道施設の復旧（通水）については、土地利用が定まっておらず、県道かさ上げ工事や河川改修工事、ほ場整備事業など、他事業との工程調整が困難な状態が続いた。

小高区については、避難指示の設定により立ち入りが制限されていたが、警戒区域が解除された平成25年度（2013）から他のインフラ施設災害復旧事業（下水道災害復旧事業）に合わせて、被災した水道施設の災害復旧を行い、翌26年度（2014）には災害復旧事業を終えた。

図１　原町区通水状況（平成23年４月時点）

また、水道施設の復旧に時間を要したことから、一時帰宅する住民のために小高区役所敷地内に仮設給水所（地上式消火栓を利用した仮設給水　写真７）を設置し、給水活動を行った。

写真６　津波による水道管の破断・流出状況
（原町区小浜　平成24年５月撮影）

写真７　仮設給水施設（小高区役所　平成24年10月撮影）

【進捗状況】

災害復旧事業の通常査定分は平成24年度（2012）中に完了し、特例査定分[*1]については令和２年度（2020）末に完了する予定である。また、小高区内の浦尻簡易水道事業および村上簡易水道事業については、給水区域の大部分が災害危険区域に指定され、海岸防災林や防潮堤用地になることから平成30年（2018）３月末にて廃止する手続きを行った。

【業務を振り返って】

水道施設（配水管など）は道路の下に埋設されるのが一般的であるが、地震および津波により地域が被災した結果、土地利用形態が変わり、災害復旧の原則である原位置での復旧が不可能な箇所が多数発生した。

また、本市を襲った災害は、地震・津波・原子力発電所事故が重なった複合的なものであり、被災施設の復旧・復興には多大なる時間と労力を費やした。また、放射性物質を除去するための除染作業も同時期に実施されており、それら他事業との工程調整には特に苦慮した。

絶対的な人員不足になりながらも、当時の水道課職員をはじめ、関係する方がたの尽力により、震災後８年を経過し、ある程度復旧の目途が立ったと思われる。今後、復興創世期間が完了する令和２年度末までに、市の水道施設災害復旧事業は完了する予定である。

＊１　復興計画に対応した水道施設の復旧では、土地利用計画（防災集団移転促進事業など）に沿ったかたちでの復旧が必要である。しかし、高台移転の場所や人数または移転先の道路の位置などが決まらないため水道施設を復旧できない被災自治体は、被災した水道施設を仮に原形復旧するものとして実地査定を受けることができる。復旧方法が確定されるまで事業の実施は保留され、復旧方法が確定した時点で厚生労働省と協議して保留を解除する制度である。

２　下水道

【経　緯】

東北地方太平洋沖地震およびその津波による市内各処理区の被害状況は以下のとおりである。

１．公共下水道事業

小高処理区では、津波により処理場が冠水して機能停止するとともに、地震により管渠施設の一部が被災した。また、福島第一原発事故により平成23年（2011）３月12日避難指示が出され、全域避難となった。下水道使用者は1222戸から０戸（皆減）となった。

鹿島処理区では、津波により処理場が冠水するとともに、地震・津波により管渠施設の一部が被災した。下水道使用者は1067戸から966戸（101戸減）となった。原町処理区では、地震により管渠施設の一部が被災した。

２．特定環境保全公共下水道事業

原町区の高松地区では、地震により管渠施設の一部が被災した。北泉地区では、津波により処理場および管渠施設が被災した。津波により下水道使用者27戸のうち24戸が被災した。

３．農業集落排水事業

農業集落排水事業は、鹿島区内に４処理区を設けて運用していた。南部処理区および東部処理区では、津波により処理場および管渠施設が被災した。南部地区の下水道使用者は148戸から13戸（135戸減）、東部地区の下水道使用者は248戸から175戸（73戸減）となった。なお、北部処理区および西部処理区では、被害がなかった。

【課題と対応】

震災後の災害復旧や整備にあたっては、被災箇所の早期復旧・供用を念頭に、復旧順序

写真１　津波により被災した小高浄化センター（小高公共下水道　平成23年４月17日撮影）

写真２　地震により被災した管渠施設（農業集落排水鹿島東部地区　平成23年３月14日撮影）

写真３　鹿島浄化センター最終沈殿池津波被災状況（平成23年４月17日撮影）

写真４　鹿島浄化センター最終沈殿池復旧状況（令和２年７月９日撮影）

や工法等の選定により、復旧費用削減と災害復旧事業等の採択による国庫補助金等の特定財源の確保に努めた。

１．施設の統廃合等

（1）北泉地区特定環境保全公共下水道の廃止

北泉地区特定環境保全公共下水道については、津波により北泉浄化センターが全壊、基幹管渠も流失するなど甚大な被害を受けた。また、処理区域のほとんどが災害危険区域に指定されたため、施設復旧は困難と判断し、処理区を廃止することとした。処理区域内に住宅を再建した３世帯は浄化槽への切り替えを行った。

（2）農業集落排水鹿島東部地区処理施設の統合

農業集落排水鹿島東部地区処理施設については、津波により施設が全壊、基幹管渠も流失するなど甚大な被害を受けたため、震災直後には管路施設内に滞留した汚水をバキューム車で汲み取り、農業集落排水鹿島西部地区処理施設や公共下水道鹿島浄化センターに運搬するなど、応急処置を行った。当該区域の一部は津波により甚大な被害を受けたものの、処理区内には震災後もまだ910人（震災前1030人）程度の使用者が現地で生活しており、処理再開は喫緊の課題であった。

農業集落排水鹿島東部地区処理施設の復旧には、約４億円の費用と１年半の工事期間を要することが想定されたことから、隣接する公共下水道鹿島浄化センターへの圧送を検討した。鹿島浄化センターは、いち早く応急災害復旧を実施し処理を再開していたこと、また、公共下水道鹿島処理区内の一部が災害危険区域に指定され、処理区域内人口が3080人から2390人へと減少する見込みであったことから、現有処理施設のままで鹿島東部地区の汚水を引き受けることが十分に可能であることが確認された。このことから、平成24年（2012）12月、鹿島東部地区の汚水を公共下水道鹿島浄化センターへ圧送する代替処理に着手した。

(3) 農業集落排水鹿島南部地区処理施設の縮小

鹿島南部地区は、津波により処理施設が全壊するなど甚大な被害を受けた。また、処理区域のほぼ全域が災害危険区域に指定された。しかし、高台にあって津波被災を免れた世帯と、被災したものの現地に住宅再建を選択した世帯、合わせて15世帯の汚水処理をどのように行うかが課題となった。

既存施設の原形復旧には約３億円程度の費用を要する見込みであったこと、また処理区域内人口は震災前の583人に対し、震災後には53人となっていたことから、既存施設の復旧は過大であると判断した。また、高台までの基幹管路について、被災はしたものの十分に復旧可能と判断し、処理施設および処理区域を縮小して復旧することとした。

２．施設の拡張（農業集落排水鹿島西部地区処理施設）

震災後、津波被災者の移転先の確保が課題となり、市内各地で防災集団移転促進事業が実施された。鹿島西部地区内にも防災集団移転団地（４地区、74区画）、災害公営住宅（２地区、60戸）の造成・建設が計画されたが、鹿島西部地区処理施設の現有処理能力では対応しきれない状況になることが想定された。検討の結果、計画処理人口を2840人から3520人へと680人分を拡張する必要があると判断された。

防災集団移転促進事業の実施に伴って、鹿島西部地区内の排水環境の改善を図る必要があることから、復興庁との協議を経て、復興交付金事業で取り組むこととなり、平成25年度（2013）から27年度（2015）にかけて680人分の拡張工事を実施した。

３．全体の工事進捗

公共下水道小高処理区内は、福島第一原発事故によって警戒区域に指定され、人の立ち入りが制限されたため、災害復旧事業の着手が遅れた。

原町・鹿島処理区は平成23年度に着手、同24年度に完了した。小高処理区は、警戒区域が解除された平成24年度に着手、同25年度に完了した。

【業務を振り返って】

処理場の被災に伴い、汚水処理が緊喫の課題となったが、鹿島東部地区では、管内滞留からバキューム車による汲み取りで、生活に支障のないように応急対応し、復旧事業が進み本来の処理ができるようになった。また、各処理区の復旧方針を取りまとめる際には、復興計画をもとに今後の整備予定も勘案した。

第２節　道路・鉄道の復旧、整備

１　常磐自動車道

【経　緯】

常磐自動車道の常磐富岡インターチェンジ（以下「ＩＣ」）～新地ＩＣ間（約55.6km）は平成10年度（1998）に施行命令が出され、東日本高速道路㈱（旧日本道路公団　以下「NEXCO東日本」）により事業が進められていた。この区間は、東京側から順次、整備延伸する計画で、常磐富岡ＩＣ～相馬ＩＣ間を平成23年度（2011）、相馬ＩＣ～山元ＩＣ間を平成26年度（2014）に開通する目標であった。

平成23年３月の東日本大震災、とりわけ福島第一原発事故の影響により、常磐自動車道は、工事区間への立ち入りが厳しく制限された。福島第一原発から半径20km圏内は警戒区域に指定されており、毎時9.5マイクロシーベルトを超える高線量区間が存在したことから、工事の実施および道路の供用には空間線量率の低減が必要な状況であった。

環境省は、高速道路における除染方策の確立のため、平成24年（2012）３月から除染モデル事業を行った。そして、その成果をもとに、路面舗装等の線量低減効果と合わせて除染方針を定め、同年12月に除染等工事を開始した。作業区域ごとに高速道路敷地内に除去物の仮置場を設置し、現地に応じた工程調整を行いながら、平成25年（2013）６月までに一定の線量低減効果が検証されて除染工事が完了した。

NEXCO東日本は、除染モデル事業の完了を受け、平成24年８月に全区間での復旧・整備工事に着手することを決定・公表した。

復旧・整備工事にあたっては、事前の走行サーベイ[*1]および土壌濃度調査により、除染等業務における特定汚染土等取扱業務（放射性物質濃度が土壌１kgあたり１万ベクレル超）および特定線量下業務（平均空間線量率が毎時2.5マイクロシーベルト超）となることが確認されたことから、除染電離則やガイドライン等に基づく放射線防護措置および線量管理を工事契約に義務付け、作業従事者すべてに適用した。

写真１　被災現場の確認（鹿島区　平成23年撮影）

一方、福島第一原発から20km圏外については、平成23年５月に工事が再開された。そして、平成24年４月８日に南相馬ＩＣ～相馬ＩＣ間（延長14.4 km）、同26年12月６日に浪江ＩＣ～南相馬ＩＣ間（延長18.4 km）、翌27年（2015）３月１日には常磐富岡ＩＣ～浪江ＩＣ間（延長14.3 km）が開通した。

最後に開通した、常磐富岡ＩＣ～浪江ＩＣ

＊１　車両に搭載された測定器を使って走行しながら空間線量率を測定する方法。

間は、震災前には平成23年度内に開通予定であったが、福島第一原発の事故の影響により、約３年遅れての供用開始となった。しかし、他区間はおおむね順調に整備され、震災前の予定である平成26年度内の全線開通となった。

【実施内容】

区　間	延　長（km）	供用開始日
広野 IC　～　常磐富岡 IC	16.4	平成16年 4月16日
常磐富岡 IC ～ 浪江 IC	14.3	平成27年 3月 1日
浪江 IC　～　南相馬 IC	18.4	平成26年12月 6日
南相馬 IC　～　相馬 IC	14.4	平成24年 4月 8日
相馬 IC　～　山元 IC	23.3	平成26年12月 6日
山元 IC　～　亘理 IC	11.5	平成21年 9月12日

写真２　平成24年4月に供用開始された南相馬インターチェンジ（平成26年撮影）

【業務を振り返って】

東日本大震災後、常磐自動車道整備事業の全線開通の遅延が心配されたところではあるが、震災前に予定していた平成26年度内に全線開通することができた。NEXCO東日本をはじめとした、関係者の皆さまの並々ならぬ尽力に感謝するばかりである。

写真３　被災状況（小高区　平成23年撮影）

写真４　南相馬ＩＣ～相馬ＩＣ開通式（平成24年４月８日撮影）

写真５　橋梁部再施工状況（双葉町　羽黒川橋　平成25年撮影）

写真６　浪江ＩＣ～南相馬ＩＣ　相馬ＩＣ～山元ＩＣ　開通記念（平成26年11月30日撮影）

２　ＪＲ常磐線

【経　緯】

東日本旅客鉄道㈱（JR東日本）常磐線は、震災以前は東京からいわき市、本市を経て仙台市へと至る重要路線であったが、東北地方太平洋沖地震の津波被害や福島第一原発事故の影響により、福島県内および宮城県内において長期にわたり不通となった。

小高駅以北については、代行バスの運行を経て順次運転が再開され、平成28年（2016）12月10日の相馬駅～浜吉田駅間の再開により、約５年９か月ぶりに仙台市方面への鉄路がつながった（図１）。

写真１　原ノ町駅～相馬駅間運転再開時の常磐線（平成23年12月21日撮影）

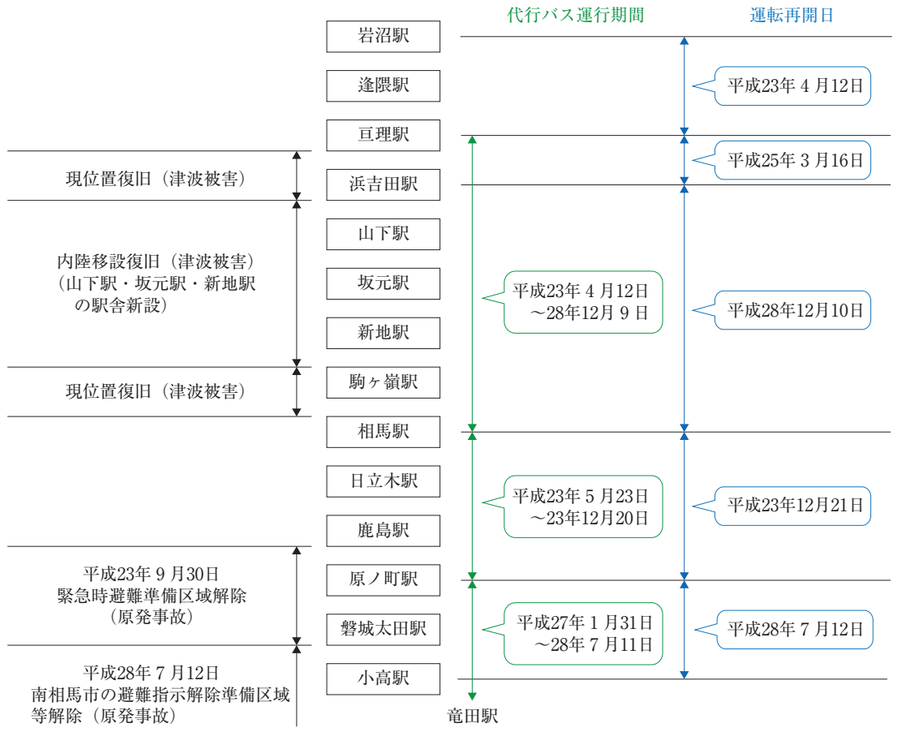

図１　運転再開の流れ

【常磐線の運転再開を振り返って】

原ノ町駅以北については、震災の約２か月後には代行バスにより移動手段が確保されたものの、津波により甚大な被害を受けた相馬駅～浜吉田駅間の鉄路復旧までの間、仙台市方面への通勤や通学に大きな支障をきたしていた。

平成28年12月10日の開通後は、震災前と同等の本数が運行されたものの、特急列車は運行されなかったことから、仙台市方面への速達性は確保されないままであった。

小高駅～原ノ町駅間については、平成28年７月12日に、本市に出されていた避難指示解除準備区域等の解除にあわせて運行が再開された。原ノ町駅では、多くの人を乗せた一番列車の出発式が行われるとともに、小高駅前では、関係機関が一堂に会して、避難指示区域解除後の地域の安全と明るい未来を誓う式典が開催された。

復興の加速化に貢献

係長・40代男性

JR常磐線は、本市のみならず、福島県浜通り地方や宮城県沿岸部地域にとってきわめて重要な交通インフラであることから、内陸移転や高架化などの安全向上策が講じられ、比較的早期に復旧されたことは、復興の加速化や、産業や観光の活性化へ大きく貢献するものであった。

また、小高駅～原ノ町駅間の運行本数や運行時刻には課題があるが、利用状況に応じた改善が少しずつ行われていることから、利用促進や沿線自治体による改善要望を継続して行っていく必要があると考える。

写真２　原ノ町駅～相馬駅間運転再開時の原ノ町駅（平成23年12月21日撮影）

写真３　小高駅～原ノ町駅間運転再開時の小高駅（平成28年７月12日撮影）

第３節　海岸の復旧、整備

１　海岸堤防[*1]

【経　緯】

南相馬市には、北海老地区海岸～棚塩地区海岸まで23地区の海岸があり、そのうち12地区海岸を相双建設事務所が管理している（ほかは農林海岸９地区、漁港海岸２地区）。

平成23年（2011）３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、地震や津波により10地区海岸の堤防等が大きく損傷したことから、当事務所は、これら海岸保全施設の復旧に取り組み、令和２年度（2020）末までに海岸堤防の復旧が完了する見通しとなった。

【課題と対応】

１．事業用地の取得および他事業との調整

道路や河川、海岸等が被災して復旧工事を行う場合、通常は元どおりに復旧するため、新たな用地が必要となることは少ない。しかし、大規模な災害等により元の場所に同じ構造で復旧できない場合、再度災害を防止するため、事業用地を取得してより堅固な施設を整備することとなる。

南相馬市の海岸堤防についても、従前より高く堅固な構造とするため、大規模な用地取得が必要となった。共有地や多数相続の発生等により、測量調査に時間を要する場面もあったが、地権者から借地等の協力を得て、工事を進めつつ用地を取得した。また、保安林解除や防災集団移転、ほ場整備等他事業との調整を図り、工事工程への影響を抑えた。

２．入札不調対策

東日本大震災により多くの建設会社とその社員が被災し、技術者や資機材が不足する状況となった。また、復旧事業だけでなく、除染作業や復興まちづくり事業、東京オリンピック・パラリンピックに伴う建設需要の増大等が重なり、深刻な技術者・資材不足が発生した。その結果、工事を発注しても受注できる建設会社が限られ、平成24年度（2012）には当事務所発注工事の入札不調が４割に達するなど、従来のやり方では復旧が進められない状況となった。

そのため、入札制度の見直しや適切な工事単価の反映、技術者配置に関する条件緩和、数か所の工事を１本の工事にまとめて発注するなど、建設会社が応札しやすい環境整備を進め、入札不調は徐々に解消された。

【事業の特徴】

１．海岸堤防構造の見直し

東北地方太平洋沖地震により、海岸堤防等の海岸保全施設の多くが被災したことを受け、国の中央防災会議専門調査会等において、設計津波の考え方が見直された。

この見直しでは、対象とする津波をレベル１（頻度の高い津波）とレベル２（最大クラスの津波）に分け、海岸保全施設の性能目標は、レベル１津波から人命や財産を守るものとされた。また、それを超えるレベル２津波に対しては、海岸保全施設を越流した場合でもただちに全壊しない粘り強い構造として、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を行うという考え方が示された。

これを受けて県では、日本大学工学部の長林教授（当時）を座長とした「福島県海岸における津波対策等検討会」を開催し、海岸保全施設の計画堤防高や具体的な構造について検討を行った。その結果、南相馬市の海岸保全施設は、従来のT.P.（東京湾平均海面）＋6.2ｍから１ｍ高い、T.P.＋7.2ｍを計画堤防高として復旧することとなった。

また、津波が堤防を越えた場合も想定し、堤防の陸側が浸食されにくくするため、堤防全体を50cm厚のコンクリートで覆うなど、粘り強い構造で復旧した。

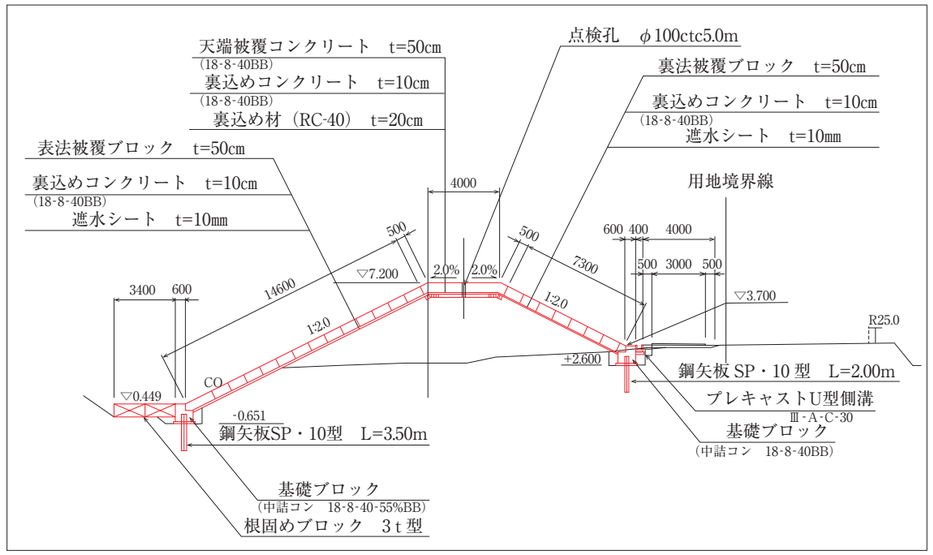

図１　海岸堤防標準横断図（例：小沢地区海岸）

２．コンクリート殻の盛土材としての利活用

海岸堤防を築造する際は、大量の盛土材が必要となる。しかし、多数の復旧事業が同時並行で進捗するため、盛土材の調達が課題となった。一方、各海岸には津波により損傷したコンクリート製の既設堤防等が残存しており、これを撤去する必要があった。

そこで、損傷したコンクリート構造物を現地で10cm以下に破砕し、海岸堤防の盛土材の一部に再利用することで、盛土材の購入量とその費用だけでなく、コンクリート殻の撤去・処分費用の縮減を図った。

＊１　本稿は、福島県相双建設事務所が執筆した。

【進捗管理】

県管理施設が被災し、これを復旧する際は、通常以下の手順で実施される。

①災害報告（国に被災概要を報告）
②現地調査・測量設計（災害申請額の算定）
③災害査定（災害範囲や復旧工法が妥当であるか国の査定を受ける）
④用地買収（復旧の際に必要となる用地を買収）
⑤工事発注・実施（工事により合併・分割する場合もある）
⑥成功認定（復旧の目的が達成されているか国が確認する）

南相馬市の海岸については、平成23年から災害査定を開始し、避難指示区域内（当時）の海岸についても平成24年度までに災害査定が完了した。また、破堤した箇所については、被災後ただちに大型土のうによる仮復旧を実施した。

【進捗状況】

通常であれば、災害査定で採択されたあとに工事着手が可能となるが、今般の海岸保全施設の被害規模は非常に大きく、短期間で十分な調査・設計を行って査定を受検する状態ではなかった。

そこで、災害査定後に測量・詳細設計を実施し、国の了承を経て、平成25年度（2013）以降、順次工事に着手した。

また当事務所でも、河川や海岸の災害復旧を担当する「河川・海岸課」を新たに組織して、最盛期には４つの係で分担し、発注・施工監理や関係機関との調整を図りながら工事を行った。

これら、膨大な工事量をこなすため、全国から地方自治法に基づく職員派遣の支援を受けたほか、任期付職員の採用やコンストラクション・マネジメント[*2]を導入して工事に取り組んだ。

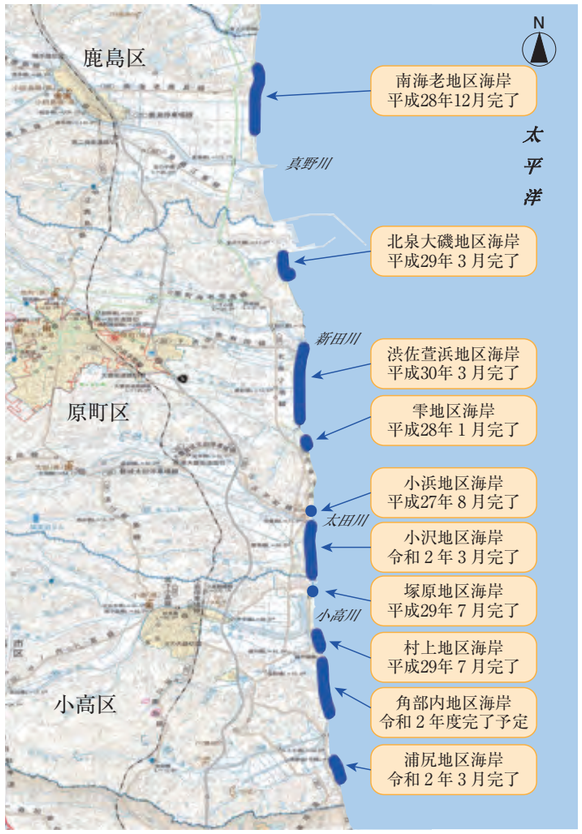

図２　海岸堤防復旧工事箇所
＊南鳥崎地区海岸・金沢地区海岸は電力会社で対応

＊２　建設生産・管理システムのひとつであり、発注者の利益を確保するため、コンストラクション・マネージャーが、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部または一部を行うもの。

【事業を振り返って（福島県相双建設事務所　河川・海岸課）】

海岸保全施設の復旧にあたっては、用地を提供してくださった方がたや、地元の測量設計会社および建設会社のご理解、ご協力によって事業を実施することができましたことを、この場を通じて感謝申し上げます。

被災前とは大きく風景が変化しましたが、これらの施設によって南相馬市民の皆さまに安全・安心がもたらされれば幸いです。

写真１　復旧前の北泉大磯地区海岸（平成24年５月19日撮影）

写真２　復旧後の北泉大磯地区海岸（令和元年９月12日撮影）

写真３　復旧前の渋佐萱浜地区海岸（平成25年10月10日撮影）

写真４　復旧後の渋佐萱浜地区海岸（令和元年９月12日撮影）

写真５　復旧前の浦尻地区海岸（平成27年２月７日撮影）

写真６　復旧後の浦尻地区海岸（令和２年３月24日撮影）

２　海岸防災林

［海岸防災林造成関連事業］

【経　緯】

東日本大震災の津波により、本市の潮害防備保安林をはじめとする海岸防災林は、壊滅状態となった。海岸防災林は、潮害の防備、飛砂・風害の防備等の災害防止機能を有しており、地域の生活環境の保全に重要な役割を果たしていた。このことから、後背地の今後の土地利用など地域の実情等を踏まえ、地域の早期復興と将来の津波等被害の軽減に資するため再生を図ることとした。

海岸防災林の再生にあたっては、これまでの潮害防備機能等に加えて、津波減災機能を発揮する「多機能海岸防災林」として整備することとし、具体的には、海岸防災林の林帯幅をおおむね200m確保し（資料参照）、植樹面が地下水位から３m程度となるように盛土をすることとした。

平成23年（2011）12月に策定した南相馬市復興計画では、津波によって多くの家屋や田畑が被害を受けた沿岸部を中心に、新たな土地利用方針を定め、これに基づく復旧・復興事業が同時並行的に進められてきた。

海岸防災林造成事業は県が実施するものであるが、本市は独自にこの事業の防災効果を高めるため、防災林の中に、津波堆積土砂や災害がれきを再利用した高盛土を整備することとした（図１）。津波堆積土砂・災害がれき類を可能なかぎり再生資材として海岸防災林に活用することで、事業予算の縮減を目指した。

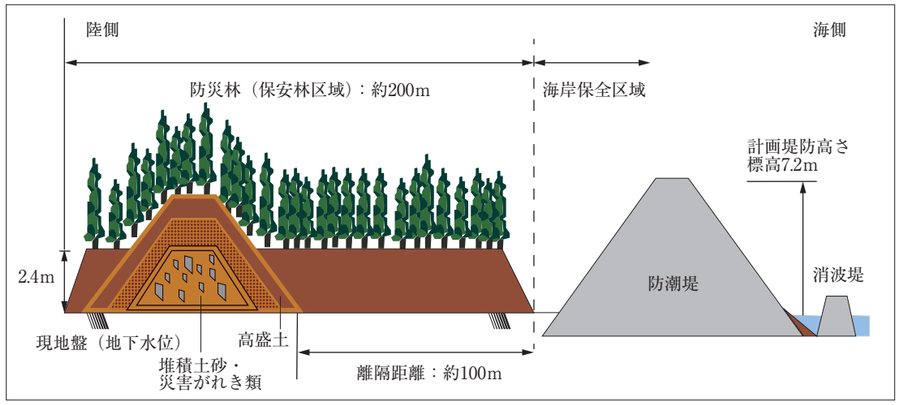

図１　海岸防災林のイメージ

《資料》

津波エネルギーの減衰効果等の観点からは、これまでの研究成果によると、津波高３m等の一定条件での数値シミュレーション結果ではあるが、林帯幅50m程度以上で家屋破壊等に影響する津波の流体力（流速、水流圧力等）を半分以下に低減し、津波の到達距離、浸水深の低減は林帯幅200m以上から高い効果がみられるとの知見がある。

さらに、今回実施した津波高6.5 m等の一定条件での数値シミュレーションではあるが、林帯幅の広さに応じてその効果が発揮され、林帯幅が200mの海岸防災林が存在した場合には、流体力が３割程度減少する結果となっている。

東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会「今後における海岸防災林の再生について」（平成24年２月報告　https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/pdf/kaiganbousairinsaisyuuhoukoku.pdf）より引用（2020.３閲覧）

【実施内容】

１．実施期間

平成23年～継続中

２．内　容

防潮堤に続く二線堤施設として、林帯幅200mの防災林内に各事業で発生する津波堆積土砂・災害がれき類を活用し、一部高盛土を施工して多重防潮堤機能の整備を図った。

また、再生資材が発生する時期と、各事業での受け入れ可能時期が異なることから、資材の円滑な運用を図るため、防災集団移転促進事業で市有地となった区域の一部をストックヤードとして整備・活用した。

３．実　績

高盛土部分　延長＝9.69km

内訳　鹿島区：3.43km

原町区：3.48km

小高区：2.78km

《参考》県施行の海岸防災林造成事業の全体計画（南相馬市分）

地区名	整備面積（ha）	復旧内容	復旧期間
鹿島区	108	盛土工2,400,000㎥ほか	平成23年～継続中
原町区	81	盛土工1,500,000㎥ほか	平成23年～継続中
小高区	150	盛土工3,000,000㎥ほか	平成25年～継続中
計	339	－	－

【事業を振り返って】

津波被害のあった沿岸地域では、海岸防災林や防潮堤、ほ場整備、県道のルート変更、防災集団移転など、県や市、それもさまざまな担当部局が関係する事業が取り組まれていた。そのため、事業の進め方や説明会の開催、意向調査の実施などについて、それぞれの担当者と調整を行う必要があった。さらに、当初は、福島第一原発事故により避難している市民が多かったため、地権者との連絡に苦労した。

また、高盛土を計画する際、各事業で発生する津波堆積土砂・災害がれき類の量が不明確で、高盛土の高さを決めることに苦慮した。

写真１　小高区塚原の丁張状況（平成26年11月18日撮影）

写真２　小高区村上の高盛土工事（平成26年11月28日撮影）

写真３　鹿島区南海老の高盛土工事（平成27年11月12日撮影）

写真４　完成した小高区井田川の高盛土工事（平成28年７月10日撮影）

第４節　災害廃棄物などの処理

１　被災家屋

【経　緯】

東日本大震災の地震、津波により、市内の多くの家屋が被災した。この震災が非常に大きな激甚災害であったことから、り災証明の判定が「全壊」「大規模半壊」および「半壊」の被災家屋は、災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象として、市による解体･撤去（公費解体）が認められた。

また、福島第一原発から半径20km圏内の警戒区域および計画的避難区域については、放射性物質汚染対処特措法により、り災証明の判定に基づいて、環境省が解体・撤去（公費解体）を行うこととなった。対象となる被災家屋は市が行う場合と同じである。

ただ、警戒区域等では、避難指示に伴う管理不能状態が長期間継続していることから、雨漏りやこれに伴うカビ、躯体変化、鳥獣の糞尿による汚損等により、機能を喪失してしまった家屋が数多く発生していた。これらの荒廃家屋の判定については、国の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に記載されていなかったが、国と協議をすすめるなかで、地域の実情に応じて市が判断するり災証明の判定に基づいて、解体・撤去を行うことが可能とされた。さらに、危険防止や環境保全のために解体が必要と認められるもの、破損が著しく、上記と一体的に解体する必要がある門や塀なども認められた。

被災家屋の解体撤去の申請受付は、平成23年（2011）６月13日に旧警戒区域外について、同年12月17日には、旧警戒区域内についてそれぞれ開始された。市民へは、「広報みなみそうま」などにより周知するとともに、旧警戒区域内については、これに加えて環境省から個別に案内文を郵送した。

そして、平成26年（2014）３月10日に旧警戒区域外が、平成28年（2016）６月10日には旧警戒区域内がそれぞれ申請受付を終了した。ただ、受付は終了したものの、申請件数が多かったため、解体の完了は後年度にずれ込んだ。

【実施内容】

解体撤去は、市と契約する各区建設業組合の加盟業者が重機単価契約に基づき、解体、積み込み、仮置場への運搬を行った。警戒区域等では、環境省が契約する業者が行った。

また、件数が多かったため、複数年にわたる期間を要することが見込まれたので、解体事業者、環境省等と進捗状況を随時調整しながら事業を進めた。

解体件数の推移は表１のとおりであるが、警戒区域は平成24年（2012）４月15日まで立ち入りが厳しく制限されて、自宅の状況を確認することができなかったため、解体申請も警戒区域の解除後に本格化した。

表１　各年度の解体件数

年　度	旧警戒区域内の荒廃家屋等解体件数	旧警戒区域外の被災家屋等解体件数
平成23年度	－	687
平成24年度	59	597
平成25年度	232	190
平成26年度	209	353
平成27年度	780	16
平成28年度	664	1
平成29年度	666	－
平成30年度	10	－
令和元年度	6	－
令和２年度（予定＊）	8	－
合　計	2,634	1,844

＊旧小高病院関係８件（旧警戒区域内）については令和２年度解体完了予定

【業務を振り返って】

家屋解体に伴う撤去物等の仮置場については、多くの方が避難等を余儀なくされている状況もあって、設置場所の確保に苦慮していたが、地元行政区長や地権者をはじめ、関係する方がたの尽力をいただき迅速に対応できた。

２　災害廃棄物

［災害廃棄物処理対策事業］ほか１事業

【経　緯】

東日本大震災では、沿岸部の集落が津波で流出し、また、沿岸部以外の地域でも地震により多数の家屋等が倒壊するなど、市内全域で甚大な被害を被った。

倒壊家屋や浸水被害によって生じた廃棄物および片付けごみは、復旧・復興を進めるうえで妨げとなるため、その撤去・処理が喫緊の課題であった。

福島第一原発事故によって警戒区域等が設定された原発から半径20km圏内（対策地域内）は国が、半径20km圏外は市が災害廃棄物の処理をすることとなった。

【事業の内容】

１．国の対応（20km圏内）

（1）片付けごみ処理について

20km圏内では、自宅等の片付けで生じるごみについて、20km圏外への持ち出しが禁止されていたことから、国が回収を行うこととした。原発事故の影響により圏内の市民は避難していたことから、国は避難者に案内通知と申請書を郵送して周知・受付を行った。

表１　国が回収した家庭から出た片付けごみの件数

年　度	回収件数
平成24年度	不　明
平成25年度	575
平成26年度	4,454
平成27年度	2,196
平成28年度	843
計	8,068

（2）南相馬市仮設焼却施設について

国は、南相馬市の対策地域内で発生する廃棄物（津波がれき、被災家屋等の解体廃棄物、片付けごみなど）の減容化を行うため、仮設焼却施設を小高区下蛯沢地内に建設した。建設にあたって、施設は国の所管であるが、市では、建設合意に向けた地元および周辺行政区との協議や連絡調整を行うとともに、建設後の施設運営にも携わった。そして、この施設は１号炉（直轄炉）として、平成27年（2015）３月に火入れ式が行われた（写真１）。

写真１　南相馬市仮設焼却施設（平成27年３月26日撮影）

その頃、市では、20km圏外の可燃性廃棄物について、発生見込み量が市の焼却施設の処理

能力を大幅に上回ることが確実となったことから、この可燃物の代行処理を国へ要請した。国はこの要請を受けて、１号炉に隣接して２号炉（代行炉）の建設を開始し、平成28年（2016）５月から処理が行われた。

表２　仮設焼却施設に係る経緯

年　月	おもな内容
平成27年 3月	市が国に対し災害廃棄物処理実施（代行処理）を要請
平成27年 4月	環境省直轄施設（１号炉）の処理開始
平成28年 5月	代行炉（２号炉）の処理開始
平成28年11月	除染廃棄物（直轄）および農林業系廃棄物の処理開始
平成28年12月	代行処理完了
平成30年 9月	除染廃棄物（非直轄）の処理開始
平成31年 2月	埋設有害鳥獣等の処理開始

表３　仮設焼却施設の廃棄物処理実績

種　別	数　量（t）
災害廃棄物（対策地域内廃棄物）	126,983
農林業系廃棄物	19,341
指定廃棄物	20
除染（直轄）廃棄物	123,607
除染（非直轄）廃棄物	46,608
一般廃棄物（鳥獣類等）	284
合　計	316,843

２．市の対応（20km圏外）

（1）家庭から出た災害片付けごみについて

災害廃棄物仮置場を設置し、災害による片付けごみの受け入れを行った。受け入れにあたっては、災害に関連しないごみや市外からの搬入を防止するため、事前申し込み制とした。おもな搬入物はコンクリート塀、瓦くず、家電、家具等であった。

表４　市が受け入れた家庭から出た片付けごみの状況等

仮置場名	設置期間	申請件数	備　考
北新田運動場仮置場 （原町区　写真２）	平成23年 4月 4日 ～ 9月16日	不　明	受入容量を超え閉鎖後は あぶくま環境協業組合へ
桜平山グラウンド仮置場 （鹿島区　写真３）	平成23年 4月 4日 ～28年 3月10日	不　明	
あぶくま環境協業組合 仮置場（原町区）	平成23年 9月17日 ～28年 3月10日	平成23～25年：　801 平成26年　：　195 平成27年　：　98 計　：1,094	

写真２　災害ごみ仮置場（原町区北新田運動場　平成23年５月２日撮影）

写真３　災害ごみ仮置場（鹿島区桜平山グラウンド　平成23年７月２日撮影）

（2）津波廃棄物の仮置場の設置について

土砂・がれき等の津波堆積物は膨大であったことから、その除去物の搬入先として市内の沿岸部に仮置場を設置した。

表５　土砂・がれき等仮置場設置状況

仮置場	場　所	面　積（ha）
釜舟戸仮置場	鹿島区北海老地内	約 3.2
南海老地区仮置場	鹿島区南海老地内	約 4.6
右田仮置場	鹿島区南右田地内	約 1.0
牛島パークゴルフ場仮置場	鹿島区烏崎地内	約 9.6
真野仮置場（写真４）	鹿島区烏崎地内	約10.0
烏崎仮置場	鹿島区烏崎地内	約 0.7
北泉シーサイドパーク仮置場	原町区北泉地内	約 5.5
あぶくま環境協業組合駐車場	原町区金沢地内	約 0.4
下渋佐仮置場	原町区下渋佐地内	約 0.7
下渋佐地区仮置場	原町区下渋佐地内	約10.8
北萱浜地区仮置場	原町区萱浜地内	約12.8
雫仮置場	原町区雫地内	約 1.0

（3）災害廃棄物処理・処分について

東日本大震災で発生した、片付けごみ・津波堆積物等の災害一般廃棄物の処理は、「大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書」を県と取り交わしている一般社団法人福島県産業廃棄部協会に委託し、平成29年（2017）８月末で事業を終了した。

可燃性廃棄物については、既述の仮設焼却施設おいて国が代行処理を行った。

また、20km圏外の災害廃棄物処理は、膨大な災害がれきの分別・処理方法の選定

や数量の推計などに専門的な知識や技術が必要であり、さらに産業廃棄物協会や県、国との調整が必要となるため、その管理業務を民間業者へ委託した。

表６　災害廃棄物処分量・方法内訳

処分方法		重量（ｔ）
再生利用（リサイクル）		1,375,299
焼却処理	クリーン原町センター	1,275
	代行処理（仮設焼却施設）	36,351
管理型処分場（埋立）		6,245
合　計（総処分量）		1,419,170

【事業を振り返って】

災害廃棄物の仮置場については、原発事故による避難で住民がほとんどいなかったために事前の説明会が実施できないまま、緊急的な措置として開設した場所もあり、帰還した市民から多くの厳しい苦情が寄せられた。

国が小高区に建設した仮設焼却施設の運営に関しては、当初の説明で対象外としていた除染廃棄物や有害鳥獣などの処理受け入れについて、ご理解いただいたことなど含め、地元および周辺行政区の協力なくしては事業実施できなかったものであり、無事、焼却処理を完了できたことは感謝に堪えない。

【課題・対応】

南相馬市仮設焼却施設の建設地（市有地）は、解体後の利用計画がないことから財産のあり方について整理が必要である。

写真４　災害廃棄物処理状況（鹿島区真野仮置場　平成23年７月12日撮影）

３　汚染焼却灰

［焼却灰等一時保管対策事業］

【経　緯】

福島第一原発事故によって大気中に放出された放射性物質の影響により、クリーン原町センター（原町区上北高平）と雫浄化センター（原町区雫）において、一般廃棄物の焼却処理で生じる焼却灰等が汚染されるようになった。

環境中に放出された放射性セシウムは、エアロゾルなどのかたちで広範囲に拡散し、その後の降雨によって地上に降り注ぎ、土壌に吸着されたり、草木類などに付着したりして、地上に沈着したと考えられる。この放射性セシウムが付着した草木類を剪定あるいは除草することで、放射性セシウムの付着したごみが発生し、これらのごみを焼却施設で焼却する過程で、放射性セシウムを高濃度に含む焼却灰が発生したものである。

セシウム134と137の合計が１kgあたり8000ベクレル以上の灰等は、放射性物質汚染対処特措法により環境大臣が特定廃棄物の指定を行い、国が場外へ搬出するまでの間、市が環境省から管理を受託し、保管用施設を設置するなど周辺環境に影響を及ぼさないよう適正に保管を行っている。

また、飛灰等は１kgあたり8000ベクレル以下であっても放射性物質濃度が比較的高いことから、周辺環境への影響を配慮し、最終処分場に埋め立てせず、特定廃棄物と同様に保管している。

さらに、排ガスや焼却灰等の放射性物質濃度測定については、原発事故発生以降、現在も継続して実施している。

【実施内容】

１．実施期間

平成23年（2011）８月～継続中

２．灰の保管状況（平成29年度末現在）

（1）クリーン原町センター（写真１・２）

①１kgあたり8000ベクレル以上：3031.27ｔ

②１kgあたり8000ベクレル以下：2121.23ｔ

（2）雫浄化センター（写真３・４）

①１kgあたり8000ベクレル以上：０ｔ

（特定廃棄物93.31ｔは、平成29年度に環境省が場外搬出済み）

②１kgあたり8000ベクレル以下：350.76ｔ

３．灰仮保管用施設（コンクリートボックス）の設置状況
（1）クリーン原町センター：16列（うち６列は国の委託金で設置）
１列あたり　幅５ｍ×高さ2.2ｍ×長さ50ｍ＝550㎥
（2）雫浄化センター：３列
１列あたり　幅５ｍ×高さ2.2ｍ×長さ20ｍ＝220㎥
４．放射性物質濃度測定（継続して実施中）
（1）クリーン原町センター：焼却灰、飛灰、排ガス、放流水、ごみ質、残渣
（2）雫浄化センター：焼却灰、排ガス、脱水汚泥、し尿、浄化槽汚泥、放流水

【課題と今後の取り組み】
焼却灰の保管は、いまだ放射能の影響があることから継続せざるを得ないが、汚染焼却灰は、最終処分場の予定地を占有しつつあり、埋立残余量がひっ迫するなど、運営に支障をきたす状況となっている。
平成30年度（2018）から、保管灰の処理（資源化）を民間事業者に委託することとしているが、その財源の確保や東京電力への賠償請求などの取り組みが必要となる。
また、線量の低下が確認された段階には通常の埋立処理を再開させるが、そのためにも、放射性物質の測定は今後も継続して実施しなくてはならない。

写真１　最終処分場での飛灰等の保管状況（平成23年撮影）

写真２　最終処分場での飛灰等の保管状況（平成29年１月６日撮影）

写真３　雫浄化センターでの焼却灰の保管状況（平成23年撮影）

写真４　雫浄化センターでの焼却灰の保管状況（平成26年５月28日撮影）

４　遺品・写真

［遺失物管理事業］

【経　緯】
津波で流出した位牌や写真などの想い出の品を所有者に返却するため、遺失物（遺留品）の受け入れ、洗浄などの作業、引き渡し・展示等作業、また、写真などのデジタルデータ化による保存を行った。あわせて、地域における雇用の場の確保を目的とした緊急雇用対策の一環として当該事業を実施した。

【実施内容】
１．実施期間
平成23年（2011）７月１日～27年（2015）３月31日
２．雇用人数
平成23年度　　：３人
平成24年度（2012）：４人
平成26年度（2014）：２人
３．事業内容
遺失物の受け入れ・引き渡しの管理、遺失物の整理、デジタルデータ化作業、会場の整理などを行った。
平成24年度には来場者数が少なくなってきたため、25年度（2013）は緊急雇用対策事業をいったん終了したが、運営はボランティアに担っていただいた。しかし、継続的な遺失物の管理が必要とのボランティアの意見もあり、平成26年度に緊急雇用対策事業を再開した。ただ、縦覧会場への来場者はあるものの、返却を受ける人がゼロとなったため、この年度をもって緊急雇用対策事業を終了した。
平成27年度からは、ボランティアの協力等もいただきながら、市の窓口において画像閲覧・返却等に対応している。

表１　遺失物の管理（平成23年度～継続中）

分　類	管理件数＊
写真等	104,812
神仏具・位牌等	1,171
賞状・トロフィー・メダル等	2,220
ノート・スケッチ・手帳等	2,717
衣類・バッグ等	1,582
学用品・おもちゃ・本等	1,503
その他物品	2,709
合　計	116,714

＊遺失物の状況により、単品で数えたもの、関連する品をまとめて１件と数えたものなどが混在する。

表２　縦覧会来場者数・返却者数

年　度	来場者数	返却者数
平成23年度	3,537	1,163
平成24年度	919	245
平成25年度	372	108
平成26年度	419	0
合　計	5,247	1,516

【事業を振り返って】

津波被害により流出した写真や賞状などの思い出の品について、市役所北庁舎モータープール内にて災害ボランティアの協力のもと洗浄作業を行い、洗浄が終了した物品を南相馬市馬事公苑（原町区片倉）、栄町柔剣道場（原町区栄町）、鹿島生涯学習センター（鹿島区寺内）などにて縦覧・返還作業を行った。しかし、遺失物量は膨大であり、その会場の確保がたいへんであった。

また、会場に縦覧されている数多くの遺失物のなかから親族の思い出の品を見つけるのはとても困難であったが、来場者同士で交流が生まれることもあり、心の復興面で役立ったと考える。

市民の声

諦めていた思い出の品が見つかってうれしかった。また、泥だらけになった思い出の品を丁寧に洗浄してくれたボランティアの方には感謝している。

縦覧会場にて

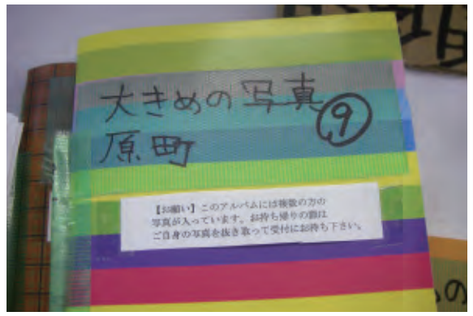

写真１　展示された写真のファイル（栄町柔剣道場　平成23年６月８日撮影）

写真２　展示会場のようす（馬事公苑　平成23年６月18日撮影）

第５節　墓地の復旧と慰霊

１　共同墓地の再整備

［津波被災共同墓地整備事業］

【経　緯】

津波で流失した墓地の復旧については、被災直後は利用できる補助事業がなく、地元の費用負担を軽減するための財源確保が大きな課題であった。

しかし、震災から１年余りたった平成24年（2012）６月末、東日本大震災復興交付金交付要綱の改正により、市街地復興効果促進事業（防災集団移転促進事業の効果促進事業）で、「被災者のための集団墓地・霊園整備事業」が適用になるとの通知があった。

これを受け、同年８月、市では、以下のとおり共同墓地の復旧に関する方針を定め、事業を実施した。

１．基本的な考え方

以下のすべてに合致するものを対象とする。

（1）市が実施主体であること。

（2）防災集団移転促進事業と連携し、復興に相乗効果の作用をもたらすこと。

（3）津波で著しい被害を受けた地域内と隣接する地域で行う事業に関連性があること。

（4）面的整備の一事業として、まちづくりと一体となって行うこと。

２．経費の負担等

（1）事業の実施にあたり、復興交付金を充当したあとの経費は本市が負担する。ただし、墓石等の個人所有物の設置および個人補償に係る経費を除く。

（2）新設または拡張した墓地の経営者は南相馬市とし、管理者は当該墓地の使用者で構成される団体とする。墓地完成後は、管理者が当該墓地の管理運営の一切の責任を負うものとする。

（3）従前の墓地の廃止にあたっては、海岸防災林事業ほか、他の事業との調整を図るものとする。

【実施内容】

１．実施期間

平成24年12月～28年（2016）３月

２．概　要

東日本大震災に伴う津波により流失などの被害を受けた共同墓地ついて、防災集団移転促進事業と連携して再整備を実施することによって、地域コミュニティーの確保を図るようにした。

表１　共同墓地の整備工事

墓地名	工事場所	整備工事実施年度
北右田薬師堂共同墓地（1）（2）	既存の共同墓地を拡張し、津波で流失した北右田高屋釜共同墓地の墳墓を移転	平成24～25年度
南右田榎内共同墓地	共同墓地を新設し、津波で流失した南右田榎内共同墓地の墳墓を移転	平成24～25年度
下渋佐共同墓地（写真１・２）	津波で流失し、地震で地盤沈下した墓地を、周囲の防災林のかさ上げ高に合わせて盛土をして再整備	平成25～27年度
村上字館腰共同墓地	共同墓地を新設し、津波で流失した村上字横砂共同墓地と村上字前谷地共同墓地の墳墓を移転	平成26～27年度

【事業を振り返って】

沿岸部の津波被災地域では、津波によって墓地が流失し、元の墓域や個人の区画が判別困難となった。また、墓石等の設置物のみならず埋葬した骨まで流された場所も少なくなかった。流失した墓地の再構築については、地元行政区から、遺骨を早く埋葬してあげたいという声や、家と同じくらい大事な存在であるという意見があった。

防災集団移転に際し、地域コミュニティーの確保を図るということはもちろん、個人の思いに応えることのできた事業であったと考える。

写真１　下渋佐共同墓地の施工前の状況（平成26年10月撮影）

写真２　完成後の下渋佐共同墓地（平成27年６月撮影）

心のよりどころとして

主査・40代男性

日ごろ、お墓は、普段の生活から縁遠いものと思っていたが、被災した方の声を伺っているうちに、人びとの心のよりどころになっていることに気づいた。

仮設住宅に暮らしていて、今後の生活の見通しが立っていない状況であっても、「ご先祖さまを、震災で亡くなられた方を早く葬ってあげたい。そして、安らかに眠ってほしい」という人がいた。亡くなった人がいたから、自分が今、生かされている。過去となってしまった人びとの御霊を落ち着かせなければ、先に進むことができないという切なる思いを感じた。

２　共同墓地の復旧

［共同墓地災害復旧事業］

【経　緯】

東日本大震災によって被災した共同墓地の復旧については、「災害救助法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」が適用される災害に係るものであり、国や県から補助されることを想定していた。

しかし、墓地被害に対する支援は、防災集団移転促進事業と連携して墓地の再整備を行う津波被災共同墓地整備事業しかメニューがなかった。

このことから、従来からあった南相馬市共同墓地災害復旧事業補助金交付要綱を平成24年度（2012）に改正して、すべての災害に補助対象を拡大することとした。

【実施内容】

１．実施期間

平成23年（2011）７月～27年（2015）12月

２．補助の概要

（1）事業内容：災害により被害を受けた共同墓地の原状回復を行う

（2）補助対象経費

①共同墓地内に流入した土砂、がれき、樹木等の除去および埋め戻しに要する経費

②共同墓地の土地区画形状の原状回復に要する経費

③共同で使用する施設または設備の復旧に要する経費

（3）補助率：補助対象経費の7/10以内

（4）補助限度額：200万円

３．交付対象

表１のとおり

【事業を振り返って】

平成23年８月、津波で被災した共同墓地を調査した結果、鹿島区で８か所、原町区で６か所、小高区で２か所が確認された。

このうち５か所（本節１参照）は、海岸に近く被害が甚大で、元の状況が確認できないほどであった。これらの共同墓地は、市が国の津波被災共同墓地整備事業を活用して整備することができた。

一方で、それ以外の被災共同墓地に対する国県の支援制度がなかったため、市の要綱を改正することで、共同墓地の復旧を支援できたことは、被災された住民の方がたの思いに応えられたと考える。

表１　共同墓地災害復旧事業補助金交付対象

地区	墓地名称	事業期間	申請者	備考
鹿島	小島田仲屋敷共同墓地	平成23年 7月 3日～24年11月30日	小島田行政区長	津波
鹿島	塩崎西ノ入共同墓地	平成24年 5月 7日～ 6月 9日	塩崎行政区長	
小高	岡田養子坊共同墓地	平成24年12月 1～25日	岡田行政区長	
鹿島	南右田高畑共同墓地（写真１）	平成25年 5月20日～ 6月10日	南右田行政区長	津波
原町	与太郎内共同墓地	平成25年 5月22日～ 7月26日	中太田与太郎内共同墓地代表	
原町	中山共同墓地（深野宮平共同墓地）	平成25年 6月 3日～ 7月12日	深野宮平共同墓地管理者会代表	
原町	愛ノ原共同墓地	平成25年10月21日～26年 1月16日	萱浜共有墓地管理組合管理代表	津波
小高	蛯沢字大又共同墓地（写真２）	平成25年11月 1日～26年 3月20日	上蛯沢行政区長	
鹿島	鹿島瀬戸畑共同墓地	平成26年 3月 6～31日	鹿島区字町墓地管理委員会委員長	
原町	藤沼共同墓地（下太田川内前墓地）	平成27年 8月20日～12月 8日	下太田行政区長	

県内初の共同墓地災害復旧事業補助制度の創設経緯

主査・40代男性

共同墓地災害復旧事業補助金は、平成19年（2007）7月本市を通過した台風４号により、小高区の共同墓地の法面が崩落したことを機に創設された。県内市町村には墓地復旧の補助制度がなかったため、全国の先進事例を参考に制度設計したものである。

共同墓地の災害復旧が落ち着いた時、双葉町の職員から電話があった。それは、本市の共同墓地災害復旧事業補助金を参考にさせていただきたいというものであった。快く「お役に立つのであれば活用いただきたい」と伝えた記憶がある。

写真１　復旧後の鹿島区南右田高畑共同墓地（平成25年６月撮影）

写真２　復旧後の小高区蛯沢字大又共同墓地（平成26年３月撮影）

３　東日本大震災追悼式

［東日本大震災追悼式］

【経　緯】

東日本大震災から１年が経つ平成24年（2012）３月11日、犠牲者に哀悼の意を捧げるため、市民文化会館（ゆめはっと）にて市主催の追悼式を開催した。

式典に先立ち、原町第一中学校吹奏楽部による献奏が行われた。また、式典では、国主催の追悼式を映像中継したのち、市長式辞、市議会議長の追悼の辞、遺族代表の言葉、参列者全員による献花が行われた。

以後毎年３月11日に追悼式を開催している。

【実施内容】

年　度	開催日（平成）	来　場　者（人）						（人）
		遺族	一般	来賓	小計	報道関係	合計	記帳者
平成23年度	24年 3月11日（日）	682	172	104	958	72（50社）	1,030	459
平成24年度	25年 3月11日（月）	495	182	91	768	35（18社）	803	385
平成25年度	26年 3月11日（火）	414	193	78	685	22（11社）	707	451
平成26年度	27年 3月11日（水）	293	143	74	510	18（11社）	528	181
平成27年度	28年 3月11日（金）	254	192	64	510	29（18社）	539	291
平成28年度	29年 3月11日（土）	228	270	78	576	9（ 8社）	585	318
平成29年度	30年 3月11日（日）	209	294	76	579	10（ 9社）	589	254

会場：南相馬市民文化会館（ゆめはっと）大ホール

写真１　平成24年３月11日開催追悼式（祭壇の一部には長崎県島原市から支援を受けた白菊400本を使用した）

写真２　参列者による記帳のようす

写真３　市東日本大震災遺児等支援金の贈呈

写真４　原町第一中学校吹奏楽部による献奏

写真５　参加者全員による献花

【事業を振り返って】

追悼式当日は、被災者の遺族をはじめ、県内外から多くの参列があった。

遺族のなかには市外に避難されている方も多く、本市までの公共交通の便もよくないことから、自家用車で来場される方がほとんどであるため、例年、駐車場の確保が課題となっている。

この追悼式は、犠牲者に哀悼の意を捧げるとともに、全国からのご支援に心から感謝し、市民が一丸となって復興に向けて力強く歩むための機会となっている。

追悼式典のあり方について

主事・20代女性

どなたでも参列できるため、遺族だけではなく県内外から被災地視察に訪れた方が立ち寄り、記帳や黙とうを行っている。震災の悲惨さや復興について、あらためて考えるための機会の場となっていると考える。

また、震災から時が経つにつれ、各行政区で慰霊祭を行うようになり、市主催の追悼式への参加者が減少してきている。令和３年（2021）で10年の節目を迎えるが、今後の開催方法について再度検討が必要と考える。

第８章　小高区の再興

第１節　避難指示の解除に向けて

１　地域見守りパトロール

［旧警戒区域見守りパトロール事業］

【経　緯】

平成24年（2012）４月16日午前０時に、本市の警戒区域が、「帰還困難区域」「居住制限区域」および「避難指示解除準備地域」に再編されることになった。これにより、帰還困難区域を除いた旧警戒区域への立ち入りが自由となることから、盗難の未然防止や火災の初期発見等を行う見守りパトロール隊を組織して、警戒区域解除と同時にパトロール業務を開始した。

写真１　発隊式にて福島県警察本部から提供された帽子や腕章を受ける隊員（市役所　平成24年４月15日撮影）

平成26年（2014）６月１日からは、特例宿泊利用者の日中の安否確認業務に当たるため、２人の女性パトロール隊員を加え、訪問活動を行った。

また、平成27年（2015）４月１日からは、日中のパトロールを強化するため、新たに日中専属の隊員を増員し、24時間のパトロール体制を整備した。

写真２　発隊式後のパトロール隊（原町区大甕地内国道６号沿線　平成24年４月15日撮影）

行政区長へのアンケート調査結果や政府が決定した復興・創生期間を踏まえ、平成31年（2019）４月１日から段階的に規模を縮小し、令和２年度（2020）をもって当該事業を終了することを決定した。

【実施内容】

青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロールを実施した（表１）。そのほかに、街灯や防犯灯の球切れ、有害鳥獣目撃、道路標識の方向不良、道路上の動物の死体など、パトロールの途上で発見した事象を関係各課に連絡して、対応を依頼した。

表１　見守りパトロールの実施状況

期　間	勤務帯	実施体制*	人員 事務局長	人員 同補佐	人員 隊員	車両（台）	区　域
平成24年 4月16日～25年 3月31日	①　0：00～　8：45 ②　8：00～16：45 ③16：00～　0：45	月～金は①③の２交替、日祝は①②③の３交替	1	1	32	4	1. 小高中部 2. 小高西部 3. 小高東部 4. 原町南部
平成25年 4月 1日～26年 5月31日			1	1	33		
平成26年 6月 1日～27年 3月31日		火木土は①③の２交替、月水金日祝は①②③の３交替	1	1	36		
平成27年 4月 1日～28年 3月31日		全日①②③の３交替	1	1	39		
平成28年 4月 1日～31年 3月31日			1	1	40		
平成31年 4月 1日～令和 2年 3月31日	①　0：00～　8：45 ②　8：30～17：15 ③15：30～　0：15	全日①③の２交替	1	1	26	3	1. 小高中部・原町南部 2. 小高西部 3. 小高東部
令和 2年 4月 1日～ 3年 2月26日			1	1	18	2	1. 小高中部・西部 2. 小高東部・原町南部

＊事務局長、事務局長補佐および日中専属の隊員の勤務時間は②

【事業を振り返って】

見守りパトロール隊は、窃盗の容疑者摘発に貢献する通報を行い、南相馬警察署長から感謝状を受けるなど、旧警戒区域の安心・安全の確保に寄与した。

また、旧警戒区域を管轄する小高駐在所と太田駐在所では、平成23・24年をピークに刑法犯の発生件数が減少していることから（表２）、見守りパトロールが、犯罪抑止の一翼を担っていたと考えられる。

写真３　原町南部地区のパトロール（平成27年11月12日撮影）

写真４　小高中部地区のパトロール（平成27年11月12日撮影）

表２　南相馬警察署管内刑法犯発生件数

管轄／年	小高区	原町区			鹿島区		飯舘村	不明	合計
	小高駐在所	太田駐在所	駅前交番	北長野駐在所	鹿島駐在所	上真野駐在所	飯舘駐在所		
平成22年	77	395			78		17		567
平成23年	97	289			66		21		473
平成24年	70	61	245	6	49	6	22	5	464
平成25年	44	5	223	14	41	10	10	2	349
平成26年	24	8	245	8	57	9	22		373
平成27年	24	7	213	8	41	8	18		319
平成28年	35	5	237	11	65	6	22		381
平成29年	31	3	158	8	35	6	17		258
平成30年	20	6	201	9	24	5	11	1	277

＊南相馬警察署『みなみそうま～犯罪と少年非行の概況～』（2010 ～ 18）より作成。

力を合わせて地域を守るために

係長・40代男性

対象地区の行政区長から隊員を推薦いただいて見守りパトロール隊を結成した。年齢幅が広く、さまざまな業種を経験した人たちではあったが、地元の地理に明るく、地域を犯罪や火災から守るという高い使命感をもった方が多かった。

事業を継続し、隊員が入れ替わるに従って、地元出身者が減少していった。また、求人倍率が異常に高い状況が続く人材不足のなかで、県外者を採用するなど、隊員の確保に窮する時期があった。

このような状況下で、業務目的に対する共通認識やモチベーションが高まらず、加えて、隊員同士の人間関係による問題が表面化するなど、組織体制の維持、向上が課題となった。そこで、全隊員との面談を実施して、意見を聴取しながら、業務目的の再確認をした。

自動車という密室でパトロールをする業務においては、自動車を運転する能力よりも、どんな相手でもお互いを理解するコミュニケーション能力のほうが重要であることを痛感した。

２　住民意向調査

［小高区帰還住民意向調査事業］

【経　緯】

平成23年（2011）４月の警戒区域等の設定による避難生活が長引くにつれて、避難住民の間で、本市への帰還をあきらめたという声が多く聞かれるようになっていた。

平成25年度（2013）には、翌26年度（2014）の「南相馬市総合計画」策定等に向けての基礎資料とするため、また、小高区再生まちづくり構想の策定等に向けて、市ではアンケート調査を実施することとした。調査は、旧警戒区域および旧計画的避難区域に住所のある市民を対象として、生活実態や市外避難者の帰還意識、将来のまちづくりへの考え方などを把握するものであった。

平成26年度は、前年度に引き続き、現時点での住民の将来に対する意向を確認し、帰還に向けた諸施策の適切な取り組みをさらに具体化するため、調査を実施した。また、小高区では、独自に小高区住民の本市への帰還意向を調査し、帰還に向けた諸施策の取り組みをさらに的確なものとするための基礎資料とした。

【実施内容】

１．平成25年度　住民意向調査

（1）調査期間

平成25年８月23日～ ９月６日

（2）調査対象

旧警戒区域および旧計画的避難区域に住民登録をしている全世帯の代表者

（3）調査方法

郵送による配布・回収

（4）回収状況

配付数：5677通

回収数：3543通

回収率：62.4％

（5）調査結果

①旧警戒区域の避難指示解除後の帰還意向（世帯の代表者の意向）

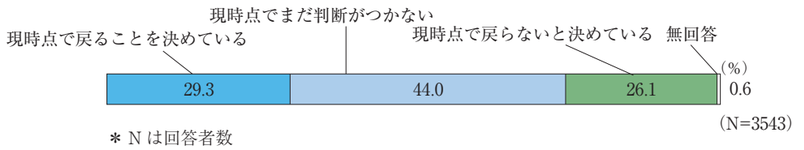

＊Ｎは回答者数

避難指示が解除されたあとの帰還について、「現時点でまだ判断が付かない」人が44.0％と最も多く、「現時点で戻ることを決めている」人（29.3％）、「現時点で戻らないと決めている」人（26.1％）はともに３割弱と拮抗していた。

②年齢別の帰還意向（世帯の代表者の意向）

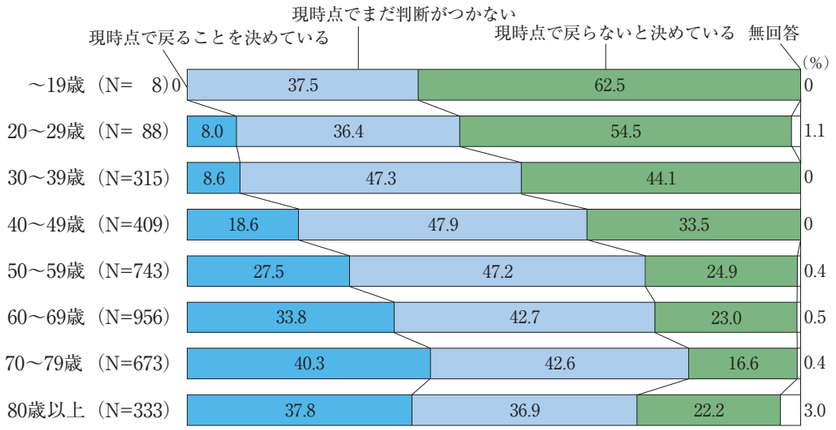

年齢別では、「現時点で戻ることを決めている」人は年代が上がるにつれ多く、70～79歳台では40.3％と最も多かった。これに対し「現時点で戻らないと決めている」人は年代が下がるほど多く、20～29歳台では54.5％と５割以上であった。

③居住地別の帰還意向（個人の意向）

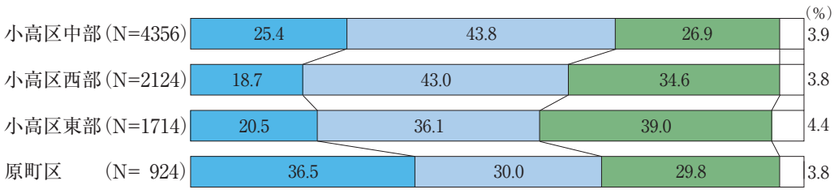

居住地別では、「現時点で戻ることを決めている」人は原町区に多く36.5％、これに対し「現時点で戻らないと決めている」人は小高区東部で39.0％と最も多かった。

④「現時点でまだ判断がつかない」と回答した人が帰還を判断するうえで必要と思う情報（回答者1558人、複数回答）

- 道路、鉄道、学校、病院などの社会基盤（インフラ）や商業施設の復興時期の目途（74.6％）
- 放射線量の低下の目途、除染成果の状況（72.8％）
- 原子力発電所の安全性に関する情報（事故収束や廃炉の状況）（64.8％）
- どの程度の住民が戻るかの状況（63.7％）
- 放射線の人体への影響に関する情報（52.4％）
- 避難解除となる時期の目安に関する情報（50.1％）
- 受領する賠償額の確定（44.4％）
- 中間貯蔵施設の情報（36.1％）
- 働く場の確保（27.7％）　など

⑤「現時点で戻ることを決めている」人が行政に望む支援（回答者1039人、複数回答）

- 医療機関・介護・福祉サービスの再開（74.3％）
- 商店の再開（61.9％）
- きめ細かいモニタリングとその継続（空間線量率、水、食料品等）（57.1％）
- 行政からの継続的な情報提供（54.5％）
- イノシシ・ネズミ等の駆除（53.1％）
- 継続的な健康管理の支援（52.8％）
- 公共交通機関の再開（50.6％）
- 住宅再建、確保の支援（38.7％）
- 学校や教育施設の再開（36.8％）
- 地域自治会等のコミュニティー活動への支援（31.8％）
- 放射線に関する説明会などの実施（31.3％）　など

⑥「現時点で戻らないと決めている」人が市に帰還しないと決めている理由（回答者924人、複数回答）

- 原子力発電所の安全性に不安があるから（64.1％）
- 医療環境に不安があるから（54.5％）
- 水道水など生活用水の安全性に不安があるから（53.5％）
- 生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから（52.2％）
- 家が汚損・劣化し、住める状況ではないから（48.8％）
- 放射線量が低下せず不安だから（48.7％）
- 避難先のほうが生活の利便性が高いから（38.2％）
- ほかの住民も戻りそうにないから（34.4％）
- 帰還までに時間がかかるから（33.5％）
- 教育環境に不安があるから（32.3％）
- 介護・福祉サービスに不安があるから（31.2％）
- 道路・鉄道等の交通インフラに不安があるから（30.7％）　など

⑦帰還意向で「現時点で戻ることを決めている」または「現時点でまだ判断がつかない」人の帰還時期（回答者5976人）

- 原発が安全な状況になったとき（35.5％）

- 生活インフラが復旧したとき（25.3%）
- 除染が終了したとき（21.3%）
- 医療や福祉の環境が回復したとき（14.5%）
- 地域（近所）の人たちが帰還したとき（9.5%）
- 賠償問題が解決したとき（8.4%）
- 避難指示が解除されたらすぐに（7.1%）
- 子どもの学校の状況に応じて（6.2%）
- 働き場所が確保されたとき（4.0%）　など

⑧帰還意向で「現時点で戻らないと決めている」「現時点でまだ判断がつかない」人が帰還を決められない理由（回答者6632人）

- 放射能汚染への不安（42.8%）
- 自宅が損壊、流出している（16.9%）
- 医療・福祉サービスへの不安（16.8%）
- 避難先での生活が落ち着いてきた（12.5%）
- 教育環境、子育て環境としての不安（11.3%）
- 子どもが避難先地域で就学（9.0%）
- 仕事や雇用への不安（8.2%）
- 自分自身や家族が避難先地域で就職（5.0%）　など

２．平成26年度　警戒区域等市民意向調査

（1）調査期間

平成26年６月30日～ ８月４日

（2）調査対象

旧警戒区域および旧計画的避難区域に住民登録をしている全世帯の代表者

（3）調査方法

郵送による配布・回収

（4）回収状況

配付数：5476通

回収数：2987通

回収率：54.5%

（5）調査結果

①旧警戒区域の避難指示が解除されたあとの居住意向（世帯の代表者）

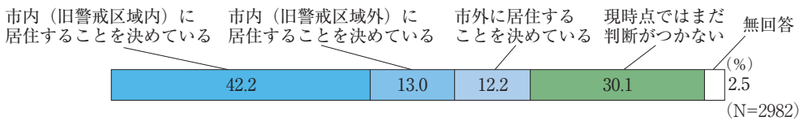

避難指示が解除されたあとの居住について、「市内（旧警戒区域内）に居住することを決めている」人が42.2%と最も多かった。また、旧警戒区域外や市外への居住を決めている人は25.2%と、約４人に１人が旧警戒区域外での居住を決めていた。

②性別の帰還意向

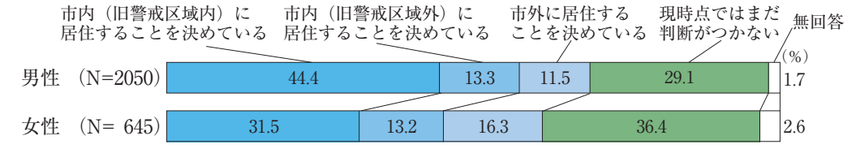

性別では、「市内（旧警戒区域内）に居住することを決めている」人は、男性は回答者2050人の44.4%で、女性は回答者645人の31.5%であり、男性が女性を約13ポイント上回っていた。

③年齢別の帰還意向

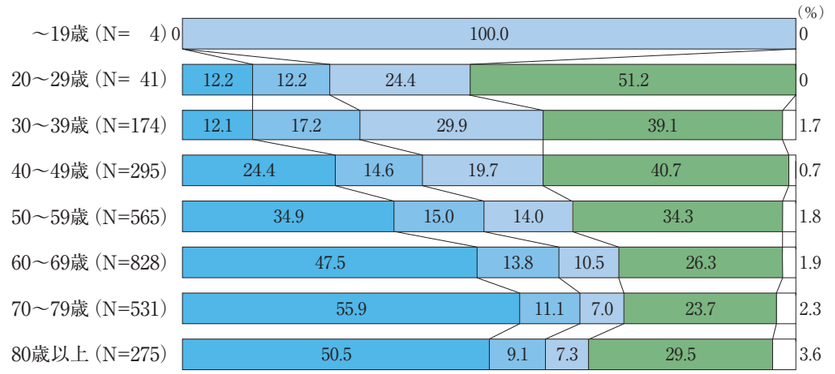

年齢別では、「市内（旧警戒区域内）に居住することを決めている」人は年代が上がるにつれ多く、70歳台で55.9%と最も多かった。これに対し「現時点ではまだ判断がつかない」人は年代が下がるほど多く、20歳台では51.2%と半数以上であった。

④居住地別の帰還意向

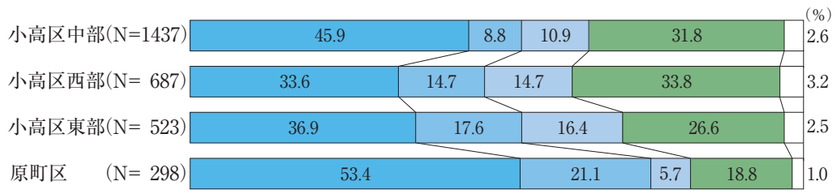

居住地別では、「市内（旧警戒区域内）に居住することを決めている」人は原町区に多く53.4％、これに対し、「現時点ではまだ判断がつかない」人は小高区西部で33.8％と最も多かった。

⑤「市内（旧警戒区域内）に居住することを決めている」人が旧警戒区域内に居住する場合に行政に望む支援（回答者1257人、複数回答）

- 医療機関・介護・福祉サービスの再開（73.0％）
- 商店の再開（63.7％）
- きめ細かいモニタリングとその継続（空間線量率、水、食料品等）（56.0％）
- 行政からの継続的な情報提供（53.4％）
- 継続的な健康管理の支援（52.9％）
- イノシシ・ネズミ等の駆除（52.8％）
- 公共交通機関の再開（51.0％）
- 井戸水など生活用水の安全性の確保（49.1％）
- 住宅再建、確保の支援（39.5％）
- 学校や教育施設の再開（35.7％）
- 地域自治会等のコミュニティー活動への支援（34.4％）　など

⑥旧警戒区域での居住を判断するうえで必要な情報（回答者2982人、複数回答）

- 道路、鉄道、学校、病院などの社会基盤（インフラ）や商業施設の復旧時期の目途（79.8％）
- 放射線量の低下の目途、除染成果の状況（66.6％）
- どの程度の住民が戻るかの状況（60.0％）
- 原子力発電所の安全性に関する情報（事故収束や廃炉の状況）（59.4％）
- 放射線の人体への影響に関する情報（48.9％）
- 受領する賠償額の確定（43.9％）
- 中間貯蔵施設の情報（38.1％）
- 働く場の確保の目途（31.4％）　など

⑦旧警戒区域に居住意向がない人の理由（回答者1525人、複数回答）

- 放射能汚染への不安（52.5％）
- 医療・福祉サービスへの不安（46.0％）
- 自宅が損壊、流失している（40.1％）
- 教育環境、子育て環境としての不安（26.3％）
- 避難先での生活が落ち着いてきた（20.2％）
- 仕事や雇用への不安（19.8％）
- 子どもが避難先地域で就学（12.0％）　など

⑧旧警戒区域で居住するための条件（回答者7214人、複数回答）

- 買い物ができる環境が整ったとき（49.3％）
- 医療や福祉の環境が回復したとき（48.8％）
- 除染が終了したとき（45.8％）
- 原発が安全な状況になったとき（43.8％）
- 道路・鉄道等の交通インフラが復旧したとき（39.9％）
- 水道水などの生活用水が安全になったとき（38.7％）
- 電気などの生活インフラが復旧したとき（27.8％）
- 賠償問題が解決したとき（25.9％）　など

3．平成26年度　小高区帰還住民意向調査

（1）調査期間

平成27年（2015）１月23日～３月12日

（2）調査対象

小高区に住民登録をしている全市民

（3）調査方法

記名方式の世帯員ごとの調査表を世帯主宛てに郵送し、回収

（4）回収状況

配付数：１万979通

回収数：　8314通

回収率：75.7％

（5）調査結果

①本市への帰還意向（世帯員それぞれ）

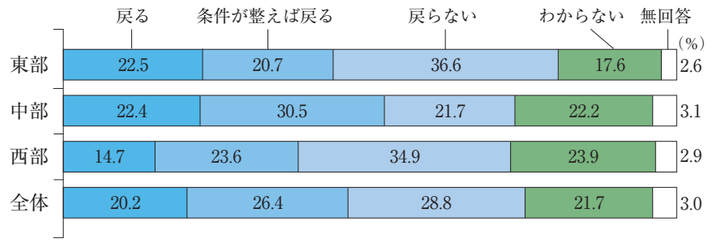

全体で「戻る」人は20.2％、これに対し、「戻らない」人は28.8％と最も多かった。

②行政区別の帰還意向（表１）

行政区における津波被害の有無や空間線量率の高低によって、「南相馬市に戻る」「うち小高区に戻る」人の割合が大きく違っていた。

表１　行政区別の帰還意向　（単位：人）

行政区	対象人数	回答内容					回答計
		南相馬市に戻る（うち小高区に戻る）	条件が整えば戻る	戻らない	わからない	無回答	
一　区	747	82（ 72）	150	116	111	24	483
二　区	424	34（ 21）	78	60	60	14	246
三　区	575	129（101）	105	86	70	10	400
四　区	315	42（ 39）	90	44	23	2	201
五　区	386	71（ 57）	77	63	87	16	314
小　高	457	78（ 67）	115	56	77	8	334
片　草	535	58（ 42）	140	119	79	12	408
吉　名	567	107（ 85）	130	85	132	8	462
岡　田	755	99（ 78）	170	84	112	13	478
川原田	91	29（ 19）	5	20	7	－	61
大　井	536	93（ 79）	128	83	76	18	398
塚　原	381	91（ 39）	56	70	71	3	291
飯　崎	635	75（ 51）	128	172	104	12	491
角間沢	110	12（ 6）	26	34	24	－	96
小　谷	236	29（ 28）	37	80	64	5	215
摩　辰	169	26（ 15）	21	56	26	－	129
南鳩原	100	12（ 11）	17	16	28	8	81
北鳩原	112	8（ 6）	30	32	22	－	92
羽　倉	187	28（ 13）	30	35	31	1	125
大　富	269	32（ 25）	47	91	47	3	220
金　谷	307	50（ 23）	48	98	59	9	264
川　房	288	21（ 12）	67	104	64	9	265
大田和	123	16（ 8）	47	26	23	1	113
小屋木	373	39（ 26）	63	83	76	21	282
女　場	130	31（ 23）	54	16	17	3	121
角部内	83	17（ 3）	4	41	9	－	71
上蛯沢	102	16（ 12）	24	23	20	－	83
下蛯沢	76	23（ 20）	16	8	10	1	58
浦　尻	400	87（ 43）	72	117	43	10	329
下　浦	115	17（ 4）	9	69	2	1	98
行　津	76	5（ －）	5	40	16	－	66
上　浦	143	24（ 19）	27	47	17	5	120
神　山	132	11（ 6）	25	27	42	－	105
上耳谷	160	18（ 11）	13	56	32	8	127
下耳谷	151	29（ 24）	31	27	28	9	124
泉　沢	186	44（ 32）	68	34	22	－	168
福　岡	184	47（ 21）	29	38	40	7	161
村　上	185	29（ －）	5	62	17	2	115
井田川	178	21（ －）	4	77	14	3	119
合計	10,979	1,680（1,141）	2,191	2,395	1,802	246	8,314

③「条件が整えば戻る」人が帰還するための条件（回答者3603人、複数回答）
- 日常生活に必要な環境が十分整ったら（34.1％）
- 自宅の修復や清掃が終わったら（28.5％）
- 空間線量が下がったら（23.9％）
- 原発が安全な状態になったら（23.0％）
- 友人、知人が戻ってくるなら（13.7％）
- 働く場所が確保できたら（8.2％）　など

④「戻らない」人が戻らないと決めた理由（回答者2541人、複数回答）
- 放射能汚染が不安（17.7％）
- 商業施設等が元に戻りそうにない（14.2％）
- 廃炉の見通しが立っていない（13.9％）
- 避難先の生活が落ち着いてきた（13.7％）
- 家族や友人、知人が戻らない（12.4％）
- 戻っても仕事がない（11.8％）
- 自宅が損壊・流出（10.9％）　など

【事業を振り返って】

調査結果では、「戻る」と答えた方の割合が50歳台以上で大きく、40歳台以下では小さかった。一方「戻らない」と答えた方の理由は、「原子力発電所の安全性に不安」「放射能汚染への不安」「医療環境に不安」などであった。

また、戻って居住するための条件としては、「買い物ができる環境が整う」「医療や福祉の環境が回復する」「除染が終了する」「原発が安全な状況になる」と回答する方が多かった。これらのことから、スーパーや医療機関など、日常生活に必要な環境を整えることで住民の帰還を後押しできることが分かった。

３　行政区座談会

［小高区行政区座談会事業］

【経　緯】

平成27年度（2015）は、翌年４月に予定する避難指示解除に向けて行政区の課題の解決や避難指示解除後の生活再建、さらには、コミュニティーの強化を図るため、市民と意見交換を行った。

平成28年度（2016）以降は、避難指示が解除されたことに伴って、行政区の継続的な運営に関する課題の解決策や帰還者の生活再建を図るための施策などに関する意見交換を行った。

【実施内容】

１．実施期間

平成27年３月～31年（2019）３月

２．内　容

市では、行政区ごとに年１回の開催を目標として行政区長へ働きかけた。そして、日程の整った行政区から、小高区職員が説明員として赴き、座談会を行った。

終了後は、担当課において意見交換の概要をまとめ、定例部長会議において報告し、対応案について検討した。

３．各年度の行政区座談会実施状況

年　度	実施行政区数	参加人数
平成27年度	38	1,127
平成28年度	34	879
平成29年度	24	694

４．出された意見・要望

(1) 避難指示解除前は、帰還するための条件整備についての要望が多く、各地区それぞれ多岐にわたっていた。

おもな要望

- 医療機関の再開
- ＪＲ常磐線の開通
- 食料品店の再開
- 学校の再開
- 薬局の再開
- 除染の早期完了
- 高速道路無料化の延長　など

写真１　小高区行政区座談会（大井会場　平成27年８月14日撮影）

写真２　小高区行政区座談会（羽倉公会堂　平成30年１月28日撮影）

(2) 避難指示解除後は、実際に帰還をして生活するなかでみえてきた、農業や地域コミュニティーなどの意見・要望が多く、各行政区で共通する傾向があった。

おもな意見・要望

- 行政区運営
- 有害鳥獣対策
- 市道・農道の除草
- 農業の再生　など

避難指示解除後に住民から出された要望は、実際に行政区が抱える課題であることから、生活を再建するうえでも解決が求められるものと考えられた。

小高区が抱える課題解決にむけて

主査・50代男性

行政区座談会で出された要望の内容をみてみると、東日本大震災前にはなかった問題が、震災後に新たに発生していることがわかった。

また、今まで普通に行政区でできた活動が、帰還率の低迷による居住者の減少・高齢化により困難になっていた。行政区において活動可能な範囲が狭まっていることから、行政区活動を補完する仕組みづくりが急務だと感じた。

ただ、避難指示が解除され、時間が経つにつれて座談会を開催する行政区、参加人数ともに減少してきた。

４　帰還者生活再建支援

［帰還者生活再建支援事業］

【経　緯】

東日本大震災における福島第一原発事故により、半径20㎞圏内から避難した住民の帰還意欲の増進と帰還後の安定した生活確保を図るため、生活再建に寄与する事業を行う団体に対し、補助金を交付した。

また、補助申請のあった事業については、「帰還者生活再建検討委員会」においてより良い事業となるよう検討等を行った。

【実施内容】

１．実施期間

平成27年（2015）４月１日～30年（2018）３月31日

２．補助金の交付実績（補助率10/10以内）

No.	申請団体	事業内容	補助金（円）
平成27年度			
1	南相馬市環境美化プロジェクトチーム SFC	小高に1000本の桜を植え、小高のシンボルとなるまちづくりに取り組んだ。	1,860,000
2	小高を応援する会３Ｂ＋１	気軽に立ち寄れる場を設け、イベントを開催するなど、コミュニティーの再生に取り組んだ。	1,482,000
3	ODAKA BASE STUDIO	文化祭などで音楽ライブを行い、まちを活気づけた。	663,000
4	野沢道生のヘアショー実行委員会	文化祭でヘアアレンジを通じ、住民に笑顔や元気を届けた。	212,000
5	NPO 法人つながっぺ南相馬	生活支援、健康づくり、コミュニティー再生の事業実施によりまちの活性化を図った。	1,063,000
6	認定 NPO 法人フロンティア南相馬	子育てしながら働く場を作り、帰還意欲の促進を図った。	291,000
7	ふっこうステーション実行委員会	小高に関する歴史、鉄道、記憶などを語り合う場を提供し、コミュニティーの再生を図った。	169,000
合　計			5,740,000
平成28年度			
1	ODAKA BASE STUDIO	おだか秋祭りでストリートライブを行い、住民が楽しめる空間づくりに取り組んだ。	115,000
2	有機農業映画祭実行委員会	農業の営みに関するドキュメンタリー映画を上映し、農業に対する意欲を喚起した。	226,000
3	浮舟うきうきクラブ	24 時間マラソン卓球を実施した。	100,000
4	大富行政区	地区住民の居場所づくりとして、座談会、お茶会、カルチャー教室を開催した。	611,000
5	大畑の里ふぁー夢	景観づくりと農地保全のため、不耕作農地にヒマワリなどを植えて、帰還者を迎えた。	500,000
6	憩サロン上浦会	地区住民の親睦と居場所づくりとして、健康体操などを実施した。	86,000
7	浦尻行政区	行政区内の環境整備を実施した。	40,000
8	ふっこうステーション	お話会「常磐線 特急ひたちを語ろう」などを開催した。	500,000
9	NPO 法人つながっぺ南相馬	被災地ツアーや座談会など、まちの賑わいと日常生活を取り戻す活動を実施した。	1,302,000
10	小高を応援する会３Ｂ＋１	気軽に立ち寄れる場の常設による新しいコミュニティーづくり、「おだかだより」の発行を行った。	2,000,000
11	アグリサイエンスカフェ実行委員会	交流イベントとして乗馬体験、餅つき、医師を迎えての勉強会を実施した。	490,000
12	南相馬市環境美化プロジェクトチーム SFC	小高に 1000 本の桜を植え、小高のシンボルとなるまちづくりに取り組んだ。	2,000,000
13	特定 NPO 法人浮船の里	コミュニティースペース「あすなろ広場」を運営し、市内外の方と交流を行った。	1,728,000
合　計			9,698,000
平成29年度			
1	有機農業映画祭実行委員会	農業人形劇の上演と遺伝子組み換え食品についての講話を実施した。	240,000
2	浮舟うきうきクラブ	24時間マラソンラージボール卓球を実施した。	100,000
3	小高区小中学校児童生徒親の会	小高に帰還した子どもたちの居場所づくりと大学生による学習指導を行った。	500,000
4	放射能測定センター・南相馬	ウクライナから招いた方がたから話を聞くとともに、手紙を読む会を開催した。	500,000
5	アグリサイエンスカフェ実行委員会	交流イベントとして餅つき、医師を迎えての勉強会を実施した。	408,000
6	南相馬市環境美化プロジェクトチーム SFC	小高に 1000 本の桜を植え、小高のシンボルとなるまちづくりに取り組んだ。	1,251,000
7	小谷スポーツサークル	高齢者の引きこもり防止、地域コミュニティーの維持を目的に、筋力体操などを実施した。	300,000
8	憩サロン上浦	地区住民の親睦と居場所づくりとして、体操教室、お茶会などのサロン活動を実施した。	97,000
9	救急ボランティア E.S.P.Odaka	安全安心な地域づくりを目的に、小高区文化祭等において応急手当の普及啓発活動を実施した。	49,000
合　計			3,445,000

３．帰還者生活再建検討委員会の構成

（単位：人）

区　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
旧警戒区域内の再生に意欲のある者	12	9	9
行政区長	1	2	2
生活再建支援機関	4	4	4
合　計	17	15	15

【事業を振り返って】

申請があった事業については、帰還者生活再建検討委員会でブラッシュアップ（より内容を良くすること）が行われた。

この委員会では、事業申請者の出席のもと、外部から招へいしたファシリテーター*1の進行で会議が進められ、事業内容のブラッシュアップにあわせて、申請者に提言がなされた。その提言を申請者が事業に取り入れることにより、事業が中身の濃い良いものへ変わっていった。

写真１　帰還者生活再建検討委員会（小高生涯学習センター　平成27年12月24日撮影）

写真２　支援事業の活動例（南相馬市環境美化プロジェクトチームSFC　平成28年２月７日撮影）

写真３　支援事業の活動例（大畑の里ふぁー夢　平成28年10月27日撮影）

写真４　支援事業の活動例（浦尻行政区　平成28年７月17日撮影）

＊１　会議の進行を円滑にし、目的を達成できるよう、中立的な立場から働きかける役割を担う人。

５　美化事業

［小高区美化事業］

【経　緯】

東日本大震災から３年を経過し、津波によってがれきだらけになった農地は、がれきの撤去が進んではいたが、原子力災害の影響で水稲の作付けは制限されていた。そのため、雑草が伸びては刈り払うという農地の管理が行われていた。

復興が形として見えるようにするため、小高駅から国道６号までの小高区の玄関口にあたる区域に景観作物を栽培することとした。美しい小高を取り戻すことで、復興を実感してもらい、帰還意欲を高めようと取り組まれたものである。

【実施内容】

１．実施期間

平成26年度（2014）～28年度（2016）

２．概　要

平成26年

対象農地12.8 haの除草および津波がれき除去後、６月にヒマワリ、コスモスなどの景観作物の栽培を開始した。秋にはナタネを播種した。

平成27年（2015）

ナタネの種子を収穫後、ナタネ油の搾油を行った。

ナタネの後作として、コスモスなどの景観作物を作付けた。

平成28年

搾油したナタネ油の瓶にオリジナルのラベルを貼り、小高区の秋祭りなどのイベントで市民に無償配布した。

秋にコスモスなどの景観作物をすきこみ整地し、事業完了。

写真１　播種作業のようす（平成26年10月27日撮影）

写真２　菜の花と小高駅（平成27年４月24日撮影）

写真３　ナタネの刈り取り作業（平成27年７月６日撮影）

写真４　ナタネの積め込み作業（平成27年７月６日撮影）

図１　小高区美化事業（花畑プロジェクト）栽培レイアウト

【事業を振り返って】

地元小高区の農業者等で組織するふるさと小高区地域農業復興組合に事業を委託したことで、避難している地権者への事業説明や同意取得などの連絡が比較的スムーズに実施できた。また、避難先から住民が一時帰宅した際には、花でいっぱいになった美しい景観を目にすることから、帰還したいという気持ちの醸成につながったものと思われる。

さらに、草刈りと津波がれき除去という作業から一歩踏み出して、「花畑プロジェクト」と銘打って農地を耕し、種を播き作物を育てる事業を実施したことで、農地再生の希望が見えてきた。

６　復興まちづくり

［小高区復興デザイン協働創生事業］

【経　緯】

本市では、東日本大震災と、それに伴う原子力災害からの復旧・復興を図るため、平成23年（2011）11月に「南相馬市復興計画」を策定し、これに基づく事業を実施していた。しかし、福島第一原発から半径20kmの圏内では、公共施設や上下水道等の復旧は進んでいるものの、人が住まないことによってまちの荒廃が進行し、遅々として進展しない除染の状況も加わり、市民の帰還意識が低下していた。

このような状況から、市では、平成25年（2013）５月、一刻も早い小高区の再生を目指し、事業者・市民の意向を把握するため小高区再生調査を開始して、小高区再生構想の取りまとめに着手した。

平成26年（2014）には、前年度に実施した小高区再生調査を受けて、商工会やPTAなどの関係団体、地区から選出された住民からなる南相馬市小高区市街地整備検討委員会を組織し、さらに具体的な小高区再生のための計画を検討した。

また、小高区地域協議会では、復興のあり方を検討するための下部組織として、小高地域構想ワーキンググループが組織されることになり、当時、小高を訪れていた東京大学地域デザイン研究室の有志メンバーも加わって活動を開始した。ワーキンググループでは、勉強会やカフェ、まち歩きなどの公開イベントを実施するとともに、まちなかのあり方を提案する「小高まちなかプラン」の作成に取り組んだ。

平成28年（2016）７月、避難指示解除準備区域および居住制限区域の解除に合わせ、このワーキンググループの活動を引き継ぐかたちで、小高復興デザインセンターが設立・開所した。小高復興デザインセンターでは、地域コミュニティーを再生するために、旧避難指示区域の課題を市民や関係者と共有し、さまざまな人びとが力を合わせてひとつずつ解決していく協働の拠点となることを目指した。

【実施内容】

１．実施期間

平成28年度～30年度（2018）

２．小高復興デザインセンターの仕組み

この事業は、東京大学の受託研究として、研究担当者が「南相馬市小高区の地域再生・地域コミュニティーの再構築についての調査研究」を行ったものである。具体的には、「小高区復興構想に関する会議の運営」「小高復興デザインセンターの開設・運営」および「小高区再生に向けた市民活動等の支援」を研究内容とした。

小高復興デザインセンターの経費については、施設の賃借料・備品費・光熱水費等を

市が、講師等謝礼・旅費・消耗品費・印刷製本費等を東京大学が負担した。また、小高復興デザインセンターには市から２人、東京大学から１人が常駐して運営した。

３．活動の内容

小高区の避難指示解除準備区域、居住制限区域は、平成28年７月12日に解除されたが、被災前の暮らしがそのまま戻ってくるわけではなかった。５年４か月にわたる避難指示を経て、小高は未曾有の事態に直面していた。こうした状況に対処するためには、さまざまな課題を見過ごさずに発見し、それをひとつずつ解決していく必要があった。

(1) 小高の復興像

小高復興デザインセンターが立ち上がる前には、小高地域構想ワーキンググループの活動があったので、そこで議論してきたことを踏まえて、小高の復興像を以下の３点として掲げた。

①復興の経験を未来世代に伝える歴史のまちであり続けること。

被災後から現在に至るまでの間に取り組まれてきた、実践や復興のプロセスを記録し、将来に活かせるかたちの知見にしていく。

②すべての人がそれぞれの想いをもって関わりを持てるまちになること。

市外から来た多くのボランティアや支援者を含め、さまざまな立場の人がそれぞれの想いを小高に対して持っている。すべての人と小高とのつながりを大切にしていく。

③暮らす場所として選ばれて、住み続けたくなるまちをつくりだすこと。

住民が、積極的に選んで住もうと思うまち、そして、住み続けたくなる小高にしていく。暮らしの単位である行政区を中心に、地形を活かした四季折々の美しい小高の風景を取り戻す。

(2) 部会の活動

平成28年度は、実践テーマごとに「まちなか部会」「つながり部会」「災害リスク部会」を開催した。

①まちなか部会

まちなかの実態把握調査を進めるとともに、増える空き地・空き家の問題や歴史的建造物の保全を議題としてワークショップ形式の議論と車座会議を重ねた。

②つながり部会

「災害公営住宅の暮らし」や「つどいの場」というテーマを設定し、社会福祉協議会、災害公営住宅の管理人・居住する方、サロンの実践者、ボランティアを迎えて議論し、情報共有と考えるきっかけづくりを行った。その後、災害公営住宅居住者などが利用する菜園を造ることにつながった（写真１）。

③災害リスク部会

小高復興デザインセンターが参加した行政区懇談会や集会のなかでも、西部地区を中心に放射能汚染に対するさまざまな不安や懸念を把握してきたことから、放射線リスクに関することについて、複数の専門家を招き講演会を開催した。小高で暮らすための知識を正しく理解するためのリスクコミュニケーションの場となった。

(3) 行政区における復興プラン作成

立地特性が異なる地区の行政区を対象として、行政区の自主性・自律性を踏まえつつ、それぞれの状況に応じた復興プランを描く作業を支援することとした。平成28年度は、上浦、浦尻、川房の各行政区において復興プランづくりに着手した。復興プランのなかでは、行政区のこれまでの歴史や被災後の軌跡を記録に残すこと、これからの生活で予想される課題を整理・共有することなどを提案した（写真２）。

(4) 情報誌の発行

小高地域構想ワーキンググループから引き続いて「小高志」№６以降を発行し、小高復興デザインセンターの活動を紹介した（写真３）。

写真１　東町ひだまり菜園（東町災害公営住宅　平成29年５月20日撮影）

写真２　浦尻未来検討会（浦尻公会堂　平成29年７月23日撮影）

写真３　「小高志」№9（2017.3）

第２節　施設の再開、新設

１　小売店再開

［旧警戒区域内店舗営業報奨金交付事業］ほか１事業

【経　緯】

福島第一原発事故によって避難指示区域に指定された小高区内において、平成26年（2014）８月から開始された帰還に向けた準備宿泊と、平成28年（2016）４月に予定されていた避難指示解除に向けて、避難者の小高区への帰還意欲向上と帰還した住民が安心して生活できる環境を整備することが必要であった。

このため、生活に必要となる物資を販売する店舗の営業を開始した事業者に対し報奨金を交付することとした。

報奨金の交付対象は「再開する店舗」に限定し、新規を認めなかった。このことについては、平成26年度の行政経営方針として掲げられた５つの重点方針の１つ、３「避難指示区域の再生に向けた取り組み」において「事業再開への支援」を行うとされていたからである。

また、避難していた事業者のなかには、小高区で店舗を再開するにあたり、清掃と軽微な修繕を行う必要があったため、市が事業者に代わって建築業者へ委託することとした。

【実施内容】

１．実施期間

平成26年度～27年度（2015）

２．内　容

（1）旧警戒区域内店舗営業報奨金交付事業

避難指示区域において、生活に必要となる物資等を販売する店舗等を再開した者に対し報奨金を交付した。

平成26・27年度の2年間で上限は500万円である。基本的な積算は、店舗営業のための最低従業員１人分の賃金、原町区から小高区への通勤費、店舗の光熱水費を合計したもので、上限額は１年目300万円、２年目は300万円×2/3＝200万円である。

なお、実績は表１のとおりである。

（2）小高区内再開事業所店舗清掃・修繕業務委託事業

小高区の避難指示解除準備区域内において、住民の速やかな帰還と小高区の再生を加速するため、事業再開する店舗・工場等の清掃および軽微な修繕を行った。これらに要する費用は、市が事業者に代わって負担することで事業者の負担はなかった。

実績は、表２のとおりである。

表１　旧警戒区域内店舗営業報奨金交付事業実績

年　度	交付額（円）	合計件数	内　訳	
			業　種	件　数
平成26年度	13,000,000	6	ガソリンスタンド	1
			金物小売業	1
			理・美容業	3
			飲食業	1
平成27年度	18,997,000	11	ガソリンスタンド	2
			金物小売業	1
			理・美容業	3
			飲食業	1
			療術業	1
			時計眼鏡小売業	1
			食料品雑貨小売業	1
			自動車販売業	1

表２　小高区内再開事業所店舗清掃・修繕業務委託事業実績

年　度	委託料（円）	合計件数	内　訳	
			業　種	件　数
平成26年度	1,109,168	2	理・美容業	1
			寝具販売業	1

【事業を振り返って】

準備宿泊により小高区での生活を再開していた住民にとっても店舗が営業再開したことは明るいニュースになった。また、避難指示解除前において、営業を再開する店舗に対し２年にわたり報奨金を交付したことで、再開した事業者のモチベーションも向上し、くわえて避難指示区域内の復興の一助となった。

このことによって、早期の帰還を望んでいた市民が、再開した店舗を利用できる環境を整えることができたことは、帰還の意欲を向上させる機会にもなったと思われる。

写真１　営業再開した理容室（平成26年８月９日撮影）

写真２　営業再開した金物店（平成27年９月30日撮影）

２　東町エンガワ商店

［小高区仮設店舗開設事業］

【経　緯】

平成27年（2015）当時、小高区への帰還を検討している住民から「商業機能の回復」が強く望まれていた。小高区市民意向調査においても、帰還する条件として「日常生活に必要な環境が整ったら」が34.1％と最も多く（本章第１節２参照）、また、特例宿泊する住民が再開を望む業種としても「スーパー」が87.9％の回答を得ていた。この結果からも、住民の帰還促進のためには、スーパーやコンビニなどの商業施設が必要な状況であった。

そこで、震災前に小高区で食料品などを販売していた事業者に再開を打診したが、いずれも見込みがないとの回答であった。また、大手コンビニ等に小高区内での出店を要望したが、従業員の確保ができないこと、小高区が望む駅前通りでの出店では採算が合わないことなどの理由で実現に至らなかった。事業者は、住民が帰還していない区域での店舗の開設には大きなリスクを感じているため、店舗の運営に行政の支援が不可欠であった。

【実施内容】

帰還意欲の増進と帰還後の安定した生活基盤の確保のためには、日用雑貨や食料、飲料水などの日用品を販売する店舗が必要である。本来、民間事業者が運営するものであるが、顧客が少ない小高区の状況では経営が困難であることから、市が、民間事業者に代わって日用品を販売する仮設店舗を開設することとした。

この店舗は、帰還された小高区の住民が集い、人と人、人と土地とが再び縁を結ぶきっかけとなるように願いを込め、また、行政区の名を冠して「東町エンガワ商店」と名付けた。縁側をカタカナ表示にしたのは、昭和のレトロ感を出して、年配の方には懐かしく、若い方にはモダンな印象を与えることを期待したものである。この思いをシンプルに表現しようとした結果、ロゴマークは、丸に縁というデザインになった。

平成28年（2016）４月の避難指示解除目標に向け、小高区内に早期に仮設店舗を開設するためには、建築確認等の手続きが不要な中小企業基盤整備機構が整備する仮設店舗の設置が最も有効と考えられた。平成27年１月、小高商工会と連携して、被災事業者を対象に仮設店舗の運営者を募ったが希望者がなかった。このため、被災事業者に限られていた入居基準について、中小企業基盤整備機構と協議を重ねた結果、被災していない事業者でも入居できるように条件が緩和された。

これを受けて、対象事業者を拡大して、再度、仮設店舗の運営者を募ったところ、小高区の復興を進めるために地元出身者が設立した新規事業者と、被災後小高区から避難し、原町区で暫定的に事業を再開した事業者の２人から共同による参画の同意を得ることができた。

１．運営関係

（1）運営主体：南相馬市
（2）販売委託事業者：㈱小高ワーカーズベース、㈲菓詩工房わたなべ
（3）委託内容：仮設店舗の運営（商品仕入れ、販売等）の委託
（4）運営期間：平成27年９月28日～30年（2018）12月６日
（5）営業時間：月～土曜日　10時～19時（日・祝定休）
（6）取扱商品：日用雑貨、食料、飲料水など
（7）販売場所：小高区東町一丁目地内
（8）運 営 費：7500万2788円

２．施設関係

（1）用　　途：仮設スーパー（中小企業基盤整備機構が建設、市が無償で譲り受けた）
（2）建物構造：軽量鉄骨造り　１階建て　１棟
（3）店舗面積：150.90㎡（コンビニエンスストアの店舗と同程度）
（4）工　　期：平成27年７月27日～９月25日

３．実　績

年　度	売上額（円）	利用人数	開店日数
平成27年度	20,962,289	26,770	160
平成28年度	55,310,328	59,949	310
平成29年度	49,843,175	56,569	310
平成30年度	31,904,349	35,595	213
合　計	158,020,141	178,883	993

【事業を振り返って】

平成27年９月28日の開店から30年12月５日の閉店までの約３年２か月にわたり、公設民営の仮設店舗として小高区に帰還した人びとの生活を支え、さらなる帰還促進を図るために生活必需品を販売した。平成29年（2017）４月１日の小高産業技術高校の開校により、学校帰りの生徒たちの電車待ちの時間に利用が増え、高校生たちの需要に応えられた。また、小高産業技術高校の協力により、高校生の目線からの商品の選定や陳列をしてもらい、売り上げの伸びの貢献となった。平成30年12月６日からは、小高区商業施設「小高ストア」が開店したことで仮設店舗の役目を終えたわけだが、所期の目的を達成できたと思われる。

写真１　東町エンガワ商店
（外観：平成27年２月10日撮影　店内：平成27年12月６日撮影）

３　小高交流センター

［小高区復興拠点整備事業］

【経　緯】

小高区は、福島第一原発の事故により、平成28年（2016）７月12日の避難指示解除までの５年４か月もの長きにわたって居住が制限される避難指示区域となった。このことにより、住民の多くが家族と分断された生活を余儀なくされ、また、地域のコミュニティーも失われた。その結果、事故前まで良好に保たれていた小高区の「人とのつながり」「地域のつながり」「人との交流」が失われ、結果的に「地域の賑わい」も見られなくなった。

このため、地域を支えるには、子どもから高齢者までが世代を超えた交流・支え合う仕組みを新たに構築することが必要であった。市は、平成25年（2013）にまとめた「小高区再生調査結果」等を踏まえ、多世代が地域内外の交流を広げ、地域の活性化とにぎわいの創出、地域コミュニティーの再構築を通じて、小高区の復興・再生を実現するため「小高区復興拠点施設」を整備することとした。

【市街地整備基本計画】

平成27年（2015）３月に策定した「小高区市街地整備基本計画」では、長い避難生活を送っている住民の一刻も早い帰還を実現するため、住民が地域に誇りを持ち、夢や希望を語れるまちを目指す市街地整備の方向を示した。

そのなかで、市街地整備ゾーンは次の配置計画とした（図１）。

①多世代交流エリア

人口減少や少子高齢化などに対応したコンパクトなまちづくりの核となる施設を整備し、市内・市外に関わらず、子どもから高齢者までが集い、笑顔と交流が生まれる復興の象徴的なエリアとする。

②商業活性化エリア

商業施設を集約し、移転新築される小高商工会や小高浮舟ふれあい広場などとの連携により活性化が図られる商業・サービス業の中心的なエリアとする。

③景観整備エリア

相馬野馬追行列の通りとして、小高神社への参道として、ふさわしい歴史が感じられる景観を整備するエリアとする。

④商業・住宅整備エリア

従来の商業施設や住宅が混在するエリアで、市民の帰還状況や外部からの交流・定住人口の増加など状況に応じて、新たな商業施設や住宅などを整備するエリアとする。

⑤駅前チャレンジエリア

「未来」の小高区を担う若者向け交流・文化施設、商業インキュベーション（起業・創業支援）施設などが整備され、夢や希望が語れる次世代を育むエリアとする。

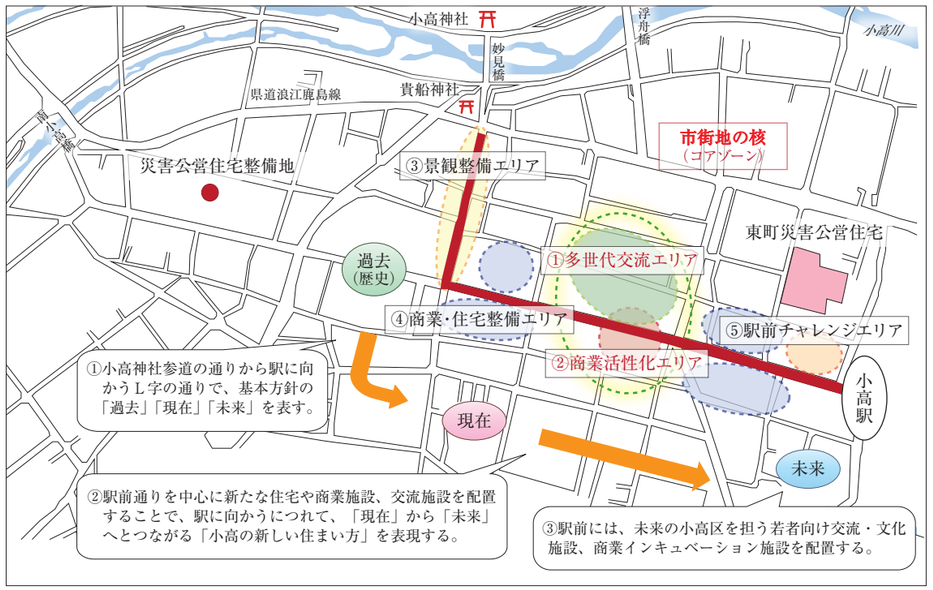

図１　市街地整備ゾーンの配置計画

これらのエリアのうち、①多世代交流エリアでは、子どもから高齢者までの「世代を超えたふれあいの場」、人との出会いにより新たな活動が始まる「これからの小高区を創る場」として、地域支え合い機能（高齢者支援・市民活動支援）、子育て支援機能、子どもたちの居場所づくり機能、健康増進機能、歴史・文化教育機能、商業機能を備えた「南相馬市小高区復興拠点施設」を整備した（図２）。

【整備内容】

１．施設名称／南相馬市小高区復興拠点施設（愛称：小高交流センター）
２．所在地／南相馬市小高区本町二丁目地内
３．敷地面積／ 5866㎡（駐車場含む）
４．施設構造／木造＋鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、平屋建て
５．延べ床面積／ 1939㎡

写真１　小高交流センター正面（平成31年３月撮影）

図２　小高交流センター全景
（平成30年12月撮影）

図２　小高交流センターの施設

【課題と対応】

１．施設配置機能の合意形成

避難指示区域の復興・再生という目的を持った複合型の施設整備であることから、必要な機能等をどう整理していくかが重要な課題となった。この対応として、市民参加型の検討委員会やワークショップなどを開催し、住民意見の反映を図った。

（1）小高区市街地整備検討委員会：全９回
（2）基本設計ワークショップ　　：全５回

２．財源の確保

基本計画策定時は財源の見込みが立っておらず、その確保が課題となった。この対応として、復興企画部企画課と連携して財源確保に取り組み、結果的に、国庫補助金である福島再生加速化交付金および福島県補助金である避難地域復興拠点推進交付金の対象事業となった。

３．建築単価の圧縮

基本設計の内容について、他施設と比較して建築単価が高額であるとの指摘が市議会から出され、建築単価の圧縮が課題となった。この対応として、建築資材の見直し等により建築単価の圧縮を図った。

４．施設集客力を高めるソフト事業や配置備品等の検討

既存公共施設には例のない複合型の施設であることから、集客力を高めるソフト事業や配置備品等の検討が課題となった。この対応として、公益社団法人福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チーム）に対して専門家の支援を要請し、平成30年（2018）４月から平成31年（2019）３月までの１年間、㈱船井総合研究所のプロジェクトチームによるハンズオン支援[*1]を受けた。

【進捗状況】

以下のとおり事業を進めた。

平成27年３月　小高区市街地整備（復興拠点施設）基本計画策定
平成28年５月　基本設計完了
平成29年８月　事業用地取得完了
平成29年８月　実施設計完了
平成29年12月　建設工事開始
平成30年10月　施設愛称決定「小高交流センター」
平成30年10月　テナント入店者決定（物販・飲食・カフェ）
平成30年12月　建設工事完了
平成31年１月　施設開所

＊１　施設の管理運営方針の検討や開所に向けた準備、施設に入居するテナント事業者の選定などに関する支援。

【事業を振り返って】

１．残念だったこと

（1）事業進捗の遅れ

基本計画策定時のスケジュールでは供用開始が平成30年５月となっていたが、財源確保・事業用地の取得に時間を要したことなどにより、結果的に供用開始が８か月遅れの平成31年１月となってしまった。

（2）事業用地の縮小に伴う機能の除外等

事業用地が基本計画策定時から半減したことにより、商業機能の一部であった店舗（生鮮販売等）を除外、また健康増進機能の一部であった入浴施設を大幅に規模縮小せざるを得なかった。

２．良かったこと

避難指示解除前までは、帰還状況がどうなるかもわからないなかで、非常に不安を感じながら事業を進めていたが、結果的に想定利用者数「250人/日」を大きく上回り、子供から高齢者まで多くのご利用をいただいている。

３．今後について

（1）施設集客力向上等への取り組み

本施設が長期間にわたって真に復興拠点としての役割を果たすため、「集客力向上を図るソフト事業の構築」と「効率的な管理運営方法の確立」に向けて取り組んでいく必要がある。

（2）指定管理者制度の導入

本施設は、将来的に指定管理者制度による管理運営を予定しているため、指定管理者が行う業務範囲・管理基準について整理を進めていく必要がある。

写真３　「あそびばラシクル」で遊ぶ子どもたち（平成31年２月13日撮影）

写真４　リトミック教室のようす（令和元年９月26日撮影）

４　井戸整備

［居住再開支援深井戸掘削事業］ほか１事業

【経　緯】

福島第一原発から半径20km圏内の避難指示区域では、特例宿泊などで自宅での一時的な生活が可能となったが、水道の未給水区域では、自家用の井戸水を飲料をはじめ洗濯、風呂などの生活用水として利用していた。

しかし、地震により井戸が破損して井戸水が使用できない、井戸水に濁りがみられる、放射性物質が井戸水に混入しているのではないかなど、飲料水の確保に対する不安の声が市に寄せられていた。この不安を解消して、住民の帰還を促進するため、井戸整備の補助事業を創設した。

【実施内容】

１．実施期間

平成27年（2015）11月４日～30年（2018）３月31日

２．概　要

（1）対象者：次のいずれにも該当する者

①未給水区域等において、東日本大震災等に伴い給水施設が破損または汚損した者

②単独または共同利用により井戸を新設または修繕しようとする者

③平成23年（2011）３月11日に未給水区域等の住宅に居住していた者

④現に未給水区域等に居住する者、または平成30年３月末日までに未給水区域等に帰還を予定している者

⑤井戸水を飲料水等として使用する者

※平成23年３月11日から27年11月30日までの間に事業に着手または完了した者についても対象とした。

（2）支給額：事業費から東京電力㈱からの賠償金を控除した額に対して100万円を限度とした。

（3）実　績：133件

【事業を振り返って】

平成26年度（2014）には、市民説明会で寄せられた井戸水に対しての不安に対応するため、福島再生加速化交付金を活用し、市が深井戸を整備して無償貸与することとした。これは、国の交付金が個人の資産形成につながるものを認めないとしていたため、個人宅に井戸を掘る行為は、市が行い、できあがった設備も市が所有することを求められたことによる。そして、これに関する条例が平成27年３月市議会定例会で可決されたことから、同年４月以降に順次着手する予定であった。

しかし、その後、復興庁から設置対象者の要件変更の指示、精査による事業費の増大、アンケート調査により個人での井戸整備の実態が判明するなど、次々と状況が変化した。特に、市が整備する場合の井戸工事費は公共事業の設計によるため、個人で業者へ依頼する場合の数倍にもなることが避けられない状況になった。

平成27年９月市議会定例会では、事業費の増額補正について疑問とする発言が多く出され、予算案は修正を余儀なくされて事実上の否決となった。

仕切り直しとなった同年11月市議会臨時会では、井戸整備に関する条例を廃止したうえで、個人が行う井戸整備事業補助金の予算が可決され、ようやく事業の着手に至ることができた。

避難指示解除に向けてスピード感のある対応が求められるなかで、国の交付金事業を活用することから始まったわけであるが、最終的には、市の一般財源で対応するという紆余曲折を経て事業に着手できたことは感慨深い。

写真１　小高区飯崎地区での掘削（平成28年２月23日撮影）

写真２　小高区飯崎地区でのポンプ設置（平成28年３月17日撮影）

写真３　小高区女場地区での掘削（平成28年９月14日撮影）

写真４　小高区女場地区での水中ポンプ設置（平成28年９月21日撮影）

第９章　子育て・教育

第１節　保育園・幼稚園

１　保育園・幼稚園の休園と再開

［小高区保育・教育施設再開整備事業］

【経　緯】

平成23年（2011）

３月11日　東日本大震災の津波により真野幼稚園が被災。

３月12日　福島第一原発から半径20km圏内に避難指示。

３月15日　福島第一原発から半径20 ～ 30km圏内に屋内退避指示。

４月13日　鹿島区内の保育園の臨時開園について災害対策本部会議で報告。

４月17日　臨時保育園の５月６日再開に向け、入園申込受付の準備を進める。

４月22日　福島第一原発から半径20km圏内に警戒区域、半径20 ～ 30km圏内に緊急時避難準備区域が設定されたことにより、30km圏内の保育園・幼稚園は引き続き休止となる。

５月６日　30km圏外の鹿島区の公立保育園２園（かしま保育園、かみまの保育園）が再開。かしま保育園は定員153人に対し115人、かみまの保育園は定員50人に対し20人の就園となった。給食は学校給食センターの炊き出しを提供した（本章第２節２参照）。

私立保育園（原町聖愛保育園、北町保育所、よつば保育園）が鹿島区寺内地区の集会施設で臨時保育園（なかよし保育園）を再開。原町聖愛保育園は定員10人に対し４人、北町保育所は定員10人に対し６人、よつば保育園は定員30人に対し22人の就園であった。

写真１　鹿島幼稚園再開時の園児たち（平成23年６月１日撮影）

５月16日　公立幼稚園２園（鹿島幼稚園、上真野幼稚園）の募集を開始。

６月１日　鹿島区の公立幼稚園２園（鹿島幼稚園、上真野幼稚園）が臨時幼稚園として再開（臨時幼稚園のため、４・５歳児のみ受け入れ）。鹿島幼稚園は93人、上真野幼稚園は44人の就園であった。

公立幼稚園の給食は、学校給食センターの炊き出し給食を提供（給食費は徴収せず）。一方、公立保育園２園の給食は、給食センターが対応できなくなったため、かしま保育園において、かみまの保育園分も含め調理することとなり、かみまの保育園の職員が毎日給食を取りにきていた。献立は学校の炊き出しメニューを参考にして、調理職員が不足していたため保育士も応援に入り、ご飯やおかずは外注しながら給食を提供した。

写真２　再開の日、上真野幼稚園に登園する園児たち（平成23年６月１日撮影）

８月１日　保育園・幼稚園園庭の表土入れ替え除染作業が開始（警戒区域除く）。

９月１日　鹿島区の公立幼稚園（八沢幼稚園）が再開。２学期から公立幼稚園は完全給食を提供（給食費徴収開始）。

９月30日　緊急時避難準備区域の解除。

10月11日　私立保育園（原町聖愛保育園、北町保育所、よつば保育園）が原町区の自園で再開。

11月１日　私立幼稚園（青葉幼稚園、原町みなみ幼稚園、さゆり幼稚園）が再開。

平成24年（2012）

１月　　私立保育園のよつば乳児保育園西町園が開所（平成23年４月１日の開所を予定していたが、震災の影響によりこの時期の開所となった）。

４月１日　原町区の公立幼稚園２園（大甕幼稚園、高平幼稚園）が再開。

平成26年（2014）

３月31日　鹿島区の真野幼稚園を廃止。

平成27年（2015）

３月　　公立保育園（原町あずま保育園、かしま保育園、かみまの保育園）、公立幼稚園（八沢幼稚園、上真野幼稚園、大甕幼稚園、高平幼稚園）の園庭芝生化整備を開始（本節３参照）。

４月１日　原町区の公立保育園（原町あずま保育園）が再開。

平成28年（2016）

４月23日　原町区の公立保育園（原町さくらい保育園）が再開。

平成29年（2017）

４月１日　小高区の公立幼稚園（小高幼稚園）が再開。

【幼稚園・保育園の再開と再編】

	園名＼年月日	平成23年 3月12日	6月1日	9月1日	11月1日	平成24年 4月1日	平成26年 3月31日	平成29年 4月1日
公立	高平幼稚園	休園	→	→	→	再開		
	大甕幼稚園	休園	→	→	→	再開		
	太田幼稚園	休園	→	→	→	→	→	→
	石神第一幼稚園	休園	→	→	→	→	→	→
	石神第二幼稚園	休園	→	→	→	→	→	→
	鹿島幼稚園	休園	再開					
	真野幼稚園	休園	→	→	→	→	廃止	
	八沢幼稚園	休園	→	再開				
	上真野幼稚園	休園	再開					
	小高幼稚園	休園	→	→	→	→	→	再開
	福浦幼稚園	休園	→	→	→	→	→	→
	金房幼稚園	休園	→	→	→	→	→	→
	鳩原幼稚園	休園	→	→	→	→	→	→
私立	さゆり幼稚園	休園	→	→	再開			
	青葉幼稚園	休園	→	→	再開			
	原町みなみ幼稚園	休園	→	→	再開			
	小高教会幼稚園	休園	→	→	→	→	→	→

	園名＼年月日	平成23年 4月22日	5月6日	10月11日	平成24年 4月	平成27年 4月1日	平成28年 4月23日	平成29年 4月1日
公立	原町あずま保育園	休園	→	→	→	再開		
	原町なかまち保育園	休園	→	→	→	→	→	→
	原町さくらい保育園	休園	→	→	→	→	再開	
	かしま保育園	休園	再開					
	かみまの保育園	休園	再開					
	おだか保育園	休園	→	→	→	→	→	→

	園名＼年月日	平成23年 4月22日	5月6日	10月11日	平成24年 4月	平成27年 4月1日	平成28年 4月23日	平成29年 4月1日
私立	聖愛保育園（現：原町聖愛こども園）	休園	鹿島区集会施設	再開			認定こども園へ移行	
	北町保育園	休園	鹿島区集会施設	再開				
	よつば保育園	休園	鹿島区集会施設	再開				
	よつば乳児保育園西町園				開所			

【事業を振り返って】

福島第一原発の事故発生により、乳幼児を抱えた保護者のほとんどは市外へ避難していった。平成23年３月15日頃からは、市内で乳幼児を見かけることがなくなった。４月に入ると放射性物質の飛散の可能性が小さくなり、また、事業所の再開が徐々に進んできたこともあって、乳幼児を抱えた保護者の帰還が始まった。これに伴い、保護者からは保育園・幼稚園の再開を望む声がよせられるようになった。

小・中学校は震災前に通学していた学校を単位に再開したが、保育園・幼稚園は、震災前に比べて就園希望者が相当に少ないことが見込まれたため、震災前の就園状況にとらわれず、原発から半径30km圏外の保育園・幼稚園に集約して、臨時的に再開することとした。市内には、公立と私立の保育園・幼稚園があったので、公立を再開するときは、私立の考えを聞き、話し合いをしたうえでの対応となった。

一方、乳幼児が本市に住所を置きながら避難先の保育園や幼稚園を利用したいという保護者からの問い合わせが増えたため、避難先の保育園や幼稚園が利用できるよう避難先自治体と本市で協議を行いながら入園に向けた事務を進めることとなった。これらは避難先の自治体、保育園・幼稚園の理解、協力なしには進めることができないものであった。

写真３　再開した八沢幼稚園で室内遊びをする園児たち（平成23年９月１日撮影）

写真４　完全給食の実施（鹿島幼稚園　平成23年９月９日撮影）

２　保育園・幼稚園の無償化

【経　緯】

本市では、平成23年（2011）12月策定の「南相馬市復興計画」に基づき、おおむね10年後の平成32年（2020）の将来人口を６万2000人よりも増加させることを目指し、復興の段階に応じた取り組みを推進することとしていた。

そのなかで、東日本大震災以降、震災直後に激減した保育園・幼稚園の園児数も年々回復しつつあったが、平成25年度（2013）の園児数は震災前の40％以下にとどまっていた（表１）。そのため、教育委員会では、平成25年度に作成された市行政経営方針に基づき、平成26年度（2014）以降に未就学児の帰還率を50％とする目標を掲げた。

子育て世代の帰還の停滞は、生産年齢人口の減少につながって、市内事業所や医療・介護施設ではスタッフ不足により事業再開もままならないため、産業の活力回復と市民生活の安心確保が進まない要因となっていた。

このことから、子育て世帯の帰還促進を図り、本市で子どもを産み育てやすい子育て環境を充実するため、市内における保育園や幼稚園の保育料・授業料の無料化を実施することとした。

表１　園児数の推移（各年５月１日時点）　（単位：人）

区分＼年（）内は平成22年度の園数	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
公立保育園（ 6園）	762	135	156	165	155	249	272
私立保育園（ 3園）	368	123	237	297	323	365	377
公立幼稚園（13園）	773	183	238	261	258	251	235
私立幼稚園（ 4園）	465	62	128	196	224	261	290
計	2,368	503	759	919	960	1,126	1,174

＊「南相馬市教育要覧」（2019）から作成。
なお、平成23年は、震災の影響により、５月１日時点では全保育園・幼稚園が休園していたため、各園の再開時の園児数とした。私立保育園のうち、よつば乳児保育園西町園は、平成24年１月の開所時の園児数とした。

【実施内容】

１．実施期間

平成26年４月１日～継続中

２．対象者

市内に住所を有し（住民登録をしている）、かつ、市内の特定教育・保育施設を利用する園児の保護者。

３．支給方法

当該年度に納付した授業料・保育料の合計額を年度末に助成、または保育料や授業料を徴収しない方法により、実質無料とした。また、認可外保育施設入所児童の保護者に対しては、金額の上限を定めて助成した。

【業務を振り返って】

この施策によって、子育て環境の充実が図られ、市内の認可保育施設の園児数は年々増加した。

なお、令和元年（2019）10月から、国による幼児教育・保育の無償化が開始され、３歳児から５歳児（０歳児から２歳児は住民税非課税世帯であって、保育の必要性があるもの）の保育料等が０円となった。しかし、０歳児から２歳児は所得によって国の無償化の対象とならなかったため、市では独自にそれらの子どもたちを対象に、保育料等の無償化を継続している。

写真１　保護者も楽しんだ「おたのしみ会」（かしま保育園　平成28年12月３日撮影）

写真２　青空のもと、運動会で力いっぱい綱引き（かしま保育園　平成29年９月30日撮影）

３　園庭の芝生化

［公立保育園園庭芝生化整備事業］ほか２事業

【経　緯】

市内の保育園や幼稚園では、平成23年度（2011）に園舎等の洗浄と表土の入れ替えを行い、東日本大震災直後と比較して線量は大幅に低減された。小学校では段階的に時間を延ばして屋外活動を開始したが、幼稚園・保育園の園児は年齢が低いため、各園で外遊びを控えていた。翌24年度（2012）からは、園児の肥満傾向や体力面の低下などの懸念もあり、少しずつ外遊びの時間を設け、段階的に時間を増やしていった。保護者からは、線量ばかりでなく、風で舞い上がる土ぼこりなどに不安を抱く声も寄せられた。

公益財団法人東日本大震災復興支援財団が鹿島幼稚園を訪問した際、園庭の土が軟らかく子どもたちが思うように走れていない姿や、砂埃対策に苦慮している幼稚園の状況を見て、これを改善し、子どもたちが充実した屋外活動ができるよう、園庭を人工芝化する支援を行うことについて提案があった。平成24年当時、園庭の土質改良については特定財源がなかったため、本支援を受けることで市の財政的な負担が軽減されるものであった。また、人工芝化した魅力的な園庭を有効に活用して、子どもたちに外遊びの楽しさを感じてもらい、屋外活動の充実につながることが考えられたため、市ではこの提案を受諾した。同年９月から業者による工事が行われ、10月11日、園児は人工芝化した園庭で喜びいっぱいに遊べるようになった。

この経過を受けて、市では、平成25年度（2013）から園児が安心して自由に屋外活動（外遊び）ができるよう、開園している保育園・幼稚園の園庭を芝生化または人工芝化して、土ぼこりの飛散を抑制することとした。そして、これにより保育環境の充実と園児の体力の向上を図った。また「子どもたちのために」という思いを込めて杉並区民をはじめ全国から寄せられた義援金を積み立てた「みらい夢基金」から繰り入れて財源とした。

写真１　放射線に関する保護者説明会（鹿島幼稚園　平成23年11月５日撮影）

写真２　人工芝化された園庭を駆け回る園児（原町区青葉幼稚園　平成25年８月19日撮影）

【実施内容】

年　度	園　名	芝生化面積（㎡）	人工芝化面積（㎡）
平成25年度	青葉幼稚園	－	1,748
	原町みなみ幼稚園	1,134	396
	さゆり幼稚園	－	1,671
	原町聖愛保育園	764	－
	北町保育所	205	672
	よつば保育園	579	－
	よつば乳児保育園西町園	103	－
	よつば保育園南町分園	170	－
平成26年度	かしま保育園	－	1,592
	かみまの保育園	－	498
	原町あずま保育園	－	683
	高平幼稚園	－	781
	大甕幼稚園	－	861
	上真野幼稚園	－	603
	八沢幼稚園	－	513
平成28年度	原町さくらい保育園	－	1,273

外遊びができる喜び

かしま保育園・保育士

園庭を人工芝にしたことで、放射線量を気にせず子どもたちを積極的に園庭で遊ばせることができるようになりました。子どもたちが、園庭で寝転んだり、思い切り走り回る姿も見られ、迎えにきた保護者が園児の兄弟を連れてきて一緒に遊んで帰るなど、非常に評判もよく、安心して遊ばせることのできる環境が整ったと感じました。

また、保護者によっては、放射線量の影響や外遊びをすることに不安を感じる方もいて、外遊びを控えている園児もいましたが、園庭の人工芝化によってこれらの心配も和らぐきっかけになったと感じました。

写真３　人工芝化された園庭（原町あずま保育園　平成27年８月２日撮影）

写真４　人工芝化された園庭で遊ぶ園児（原町あずま保育園　平成28年６月27日撮影）

第２節　小学校・中学校

１　教育施設の確保と再開

［仮設校舎整備事業］ほか２事業

【経　緯】

平成23年（2011）３月11日、東北地方太平洋沖地震により、学校施設は大きな被害を受けた。特に鹿島区の真野小学校については、校舎等に津波が到達したが、大津波警報が発令されたという情報を受けて、ただちに保護者や教員の車を使って、1.8 km先の「万葉ふれあいセンター」へ児童の避難を開始し、人的被害はなかった。

また、沿岸部が津波で甚大な被害を受けたため、避難所となる小・中学校には多くの住民が避難してきた。翌12日には、福島第一原発事故に伴い、原発から半径20km圏内には避難指示が出され、立ち入りが制限された。

このような状況を受けて、同月13日に幼稚園長や学校長が市役所に集まり、３日間の臨時休園・休校が決定された。同月14日には福島第一原発３号機で水素爆発が発生し、翌15日、福島第一原発から20 ～ 30km圏内に屋内退避指示が出された。小・中学校は津波避難者に加えて原発避難者でいっぱいとなり、市内の小・中学校は休校となった。

３月下旬には、市民の市外避難が進んで市内避難所の多くが閉鎖となったが、福島第一原発から30km圏内は避難指示が継続されていたため、小高区・原町区においては学校の再開ができなかった。

一方で、事業所の再開にあわせて、子どもを連れて市内に戻ってくるケースも増え、学校の再開時期や就学についての問い合わせが数多く寄せられた。

市では、３月末から相馬市と区域外就学について協議を始めたが、相馬市も被災が大きいため、該当する児童・生徒全員の受け入れは困難とされた。そこで、①相馬市は避難指示区域（小高区等）からの区域外就学を受け入れる、②原町区と鹿島区からの区域外就学について、南相馬市が旧相馬女子高校、鹿島区内の小・中学校を使用して学校を再開すると整理されるに至った。しかし、４月７日の震度５強の余震により、旧相馬女子高校の校舎が「要注意」の診断結果となったため、ここを使用することは断念した。

このため、小高区・原町区の小・中学校は、鹿島区の小・中学校に間借りするかたちで、４月22日から授業を再開した。５月１日時点で小学生1251人（就学予定人数の約31％）、中学生819人（就学予定人数の約41％）がこのようなかたちで授業を受けた。しかし、１つの学校に複数の学校が同居することも多かったため、体育館や柔剣道場をパーテーションで区切ったり、教室ではないホールを臨時に教室としたりと、非常に劣悪な教育環境であった。このため、鹿島小学校・中学校の敷地に仮設校舎を建設し、教育環境の改善を図ることとした。

その後、学校敷地の除染の進捗や、平成23年９月30日の緊急時避難準備区域の解除もあり、小高区の小・中学校を除き、平成24年（2012）２月には原町区の小・中学校はすべて自校で授業を行うようになった。

一方、小高区では、平成24年４月16日に警戒区域が解除されたものの、居住制限区域および避難指示解除準備区域が設定されたことから、自校再開は遅れることとなった。

平成28年（2016）７月12日にはこれら避難指示が解除されたことから、翌29年（2017）４月１日から小学校・中学校が再開されることとなった。小学校は、小高区にあった４つの小学校（小高小学校、金房小学校、鳩原小学校、福浦小学校）が合同で、小高小学校校舎において再開した。

【学校施設の状況】

年　月　日		概　要
平成23年	3月11日	東日本大震災（震度６弱、大津波警報） 大津波により真野小が被災
	4月22日	緊急時避難準備区域指定（福島第一原発から半径20～30km圏内は教育施設休止） 小・中学校の再開（鹿島区内の各小・中学校、社会教育施設等） 炊き出し給食提供開始（2500食）
	4月25日	小学１年生の入学式（鹿島区内の各小・中学校、社会教育施設等）
	8月 1日～ 11月 5日	除染作業（小・中学校の校庭の表土入れ替え・校舎洗浄）（警戒区域を除く）
	8月25日	学校給食再開（3300食） 鹿島区内小・中学校にユニット教室完成、使用開始（24教室：高平小、大甕小、原町一小※、石神二小※、小高小、金房小※、鳩原小※、原町二中※）
	9月30日	緊急時避難準備区域の解除
	10月17日	原町区内小・中学校の本校再開①（原町一小、原町三小、大甕小、原町一中、原町二中）
	11月21日	仮設校舎完成・使用開始（鹿島小仮設校舎：真野小、福浦小、小高中、鹿島中仮設校舎：石神一小、石神中）
平成24年	1月10日	原町区内小学校の本校再開②（原町二小、高平小、太田小）
	2月15日～ 3月31日	小・中学校プールの除染作業（警戒区域を除く）
	2月27日	原町区内小・中学校の本校再開③（石神一小、石神二小、原町三中、石神中）
	4月 6日	小高・金房・鳩原小が鹿島小およびユニット教室から鹿島中仮設校舎へ引っ越し
平成25年	4月 1日	福浦小が鹿島小仮設校舎から鹿島中仮設校舎へ引っ越し 真野小が鹿島小仮設校舎から鹿島小校舎へ引っ越し
平成26年	4月 1日	真野小を鹿島小に統合
平成28年	4月 1日	小高区内４小学校（小高小、福浦小、金房小、鳩原小）合同運営開始
平成29年	4月 1日	小高小学校（小高小・福浦小・金房小・鳩原小合同運営）、小高中学校本校再開

＊各小・中学校名は略称で表記した。また、※印を付した学校は一部使用校。

【小・中学校の再開と再編】

校名＼年月日	平成23年				平成24年			平成25年	平成26年	平成29年
	４月22日	８月29日	10月17日	11月21日	１月10日	２月27日	４月６日	４月１日	４月１日	４月１日
原町一小	鹿島小校舎	一部鹿島小U	本校再開	→						→
原町二小	八沢小校舎	→	→	→	本校再開	→	→	→	→	→
原町三小	鹿島小校舎	→	本校再開	→	→	→	→	→	→	→
高平小	八沢小校舎	八沢小U	→	→	本校再開	→	→	→	→	→
大甕小	八沢小校舎	八沢小U	本校再開	→	→	→	→	→	→	→
太田小	八沢小校舎	→	大甕小に同居	→	本校再開	→	→	→	→	→
石神一小	前川原体育館	→	→	鹿島中内仮設校舎	→	本校再開	→	→	→	→
石神二小	上真野小校舎	一部上真野小U	→	→	→	本校再開	→	→	→	→
鹿島小	本　校	→	→	→	→	→	→	→	→	→
真野小	農村環境改善センター	→	→	鹿島小内仮設校舎	→	→	→	鹿島小校舎	鹿島小に統合	
八沢小	本　校	→	→	→	→	→	→	→	→	→
上真野小	本　校	→	→	→	→	→	→	→	→	→
小高小	鹿島小校舎	鹿島小U	鹿島小校舎	→	→	→	鹿島中内仮設校舎	→	→	本校再開
福浦小	八沢小校舎	→	八沢小U	鹿島小内仮設校舎	→	→	→	鹿島中内仮設校舎	→	小高小合同運営
金房小	上真野小校舎	一部上真野小U	鹿島小U	→	→	→	鹿島中内仮設校舎	→	→	小高小合同運営
鳩原小	上真野小校舎	一部上真野小U	鹿島小U	→	→	→	鹿島中内仮設校舎	→	→	小高小合同運営
原町一中	鹿島小体育館	→	本校再開	→	→	→	→	→	→	→
原町二中	鹿島中校舎	鹿島中U	本校再開	→	→	→	→	→	→	→
原町三中	鹿島中校舎	→	鹿島中U	鹿島中校舎	→	本校再開	→	→	→	→
石神中	鹿島中校舎	→	→	鹿島中内仮設校舎	→	本校再開	→	→	→	→
鹿島中	本　校	→	→	→	→	→	→	→	→	→
小高中	鹿島中校舎	→	→	鹿島小内仮設校舎	→	→	→	→	→	本校再開

＊各小・中学校名は略称で表記した。また、「U」はユニット教室の略

写真１　鹿島小学校屋内運動場での授業（原町第一中学校　平成23年５月30日撮影）

【仮設校舎の整備内容】

設置場所	構造・規模	利用期間	利用対象校
鹿島小	ユニット教室（プレハブ） ２棟、634.64㎡、９教室	平成23年 8月～23年10月 平成23年10月～24年 3月	原町一小、小高小 金房小、鳩原小
	仮設校舎（プレハブ） １棟、1,861.02㎡、15教室	平成23年11月～24年 3月 平成23年11月～24年 3月 平成23年11月～25年 3月 平成23年11月～29年 3月	小高小 福浦小 真野小 小高中
八沢小	ユニット教室（プレハブ） １棟、420.48㎡、６教室	平成23年 8月～24年 1月 平成23年 8月～23年10月 平成23年10月～23年11月	高平小 大甕小 福浦小
上真野小	ユニット教室 １棟、210.82㎡、６教室	平成23年 8月～24年 2月 平成23年 8月～23年10月	石神二小 金房小、鳩原小
鹿島中	ユニット教室 １棟、422.18㎡、７教室	平成23年 8月～23年10月 平成23年10月～23年11月	原町二中 原町三中
	仮設校舎 １棟、2283.01㎡、16教室	平成23年11月～24年 2月 平成23年11月～24年 2月 平成24年 4月～29年 3月 平成25年 4月～29年 3月	石神一小 石神中 小高小、金房小、鳩原小 福浦小
	仮設体育館 １棟、850.63㎡	平成26年12月～29年 3月	小高小、金房小、鳩原小、 福浦小

＊各小・中学校名は略称で表記した。

【事業を振り返って】

東日本大震災後は、児童・生徒に対し安全・安心な教育環境を提供するため、鹿島区内の小・中学校を中心としてユニット教室や仮設校舎などを整備した。また、本校での授業再開に向け、本校校舎の復旧・整備と仮設校舎などの維持管理を並行的に行う必要があった。

子どもたちの多くは、体育館等の中をパーテーションで区切って授業を受けていたので、なんとかしてあげたいと思い、仮設校舎の建設をできるだけ急いだ。あわせて、仮設校舎などを利用した授業であっても、本校舎における教育と何ら変わらない環境を提供できるよう努めた。

写真２　鹿島小学校に建設されたユニット教室（平成23年６月16日撮影）

写真３　鹿島中学校に建設された仮設体育館外観と授業風景（平成26年２月10日撮影）

写真４　鹿島小学校に建設された仮設校舎（平成27年12月16日撮影）

２　学校給食

【経緯・実施内容】

平成23年（2011）４月22日、鹿島区内において小・中学校が再開したが、食材の調達が困難な状況であった。このため、鹿島区内の学校給食センターにおいて炊き出し給食を準備し、給食センターから鹿島区内の学校へ配送するかたちで１学期が終了する７月22日まで児童・生徒へ給食を提供した。

２学期開始時の８月25日からは、完全給食を再開し、10月には原町区内の本校舎再開状況に合わせて配送調整を行いながら、全校に給食が提供されるよう努めた。

平成24年度（2012）からは、本校舎での再開ができていない小高区小・中学校を除き、原町区での自校給食がほぼ再開されるなど、震災前と同等の給食提供体制が整えられた。小高区小・中学校では、平成29年度（2017）の学校再開時から小高小学校において学校給食を調理し、小高中学校へも配送しながら自校給食を再開し、現在に至ることとなった。

≪平成23年度前半の献立の例≫
４月22日（炊き出し給食開始）わかめおにぎり・牛乳・ヨーグルト
４月26日　食パンサンド（クリーム）・牛乳・レモンゼリー
４月28日　コッペパン・牛乳・チョコソース・バナナ
５月２日（市内菓子店の協力）塩おにぎり・牛乳・ソーセージ・柏餅
５月13日（温かい汁物開始）塩おにぎり・牛乳・唐揚げ・みそ汁
５月20日（初めてのカレー）ツナカレー・牛乳・チーズ
６月13日　ごはん・牛乳・ウインナー・切干大根炒め煮・味のり
６月24日　ごはん・牛乳・鮭の塩焼き・けんちん汁・バナナ
７月４日（支援物資でメロンが届く）麻婆丼・牛乳・キムチあえ・メロン
７月22日（最後の炊き出し給食）牛丼・牛乳・煮豆・とうもろこし・オレンジ・フルーツゼリー
９月12日（お月見給食）栗ごはん・牛乳・スコッチエッグ・里芋のみそ汁・月見もち

表１　平成23年度の学校給食運営経過

給食実施の内容	調理施設	配送施設	受配校
【４～７月】 ◯提供数 ４月／2306食 ５月／2512食 ６月／2696食 ７月／2640食	給食センター	鹿島小	鹿島小、小高小、原一小、原三小
		鹿島小体育館	原一中
		八沢小	八沢小、原二小、高平小、大甕小、太田小、福浦小
		上真野小	上真野小、石二小、金房小、鳩原小

給食実施の内容	調理施設	配送施設	受配校
４月22日　炊き出し給食開始 ５月中旬　各地から支援野菜が届く ５月22日　おぼん使用を開始 ６月１日　食中毒対策でおにぎりの提供終了 ６月13日　マイ弁当箱・はし持参 ７月22日　炊き出し給食終了 （計61回実施）	給食センター	鹿島中	鹿島中、原二中、原三中、石神中、小高中
		農村改善センター	真野小
		前川原体育館	石一小
		給食センター	給食センター
【８～９月】 ◯提供数 ８月／2797食 ９月／2797食 ８月25日　完全給食開始、給食業務委託 ９月　　市立幼稚園の給食開始	原一小	鹿島小	原一小、小高小
		鹿島小体育館	原一中
	原三小	鹿島小	鹿島小、原三小
		鹿島幼稚園	鹿島幼稚園
	原二中	八沢小	八沢小、原二小、高平小、大甕小、太田小、福浦小
		八沢幼稚園	八沢幼稚園
	給食センター	上真野小	上真野小、石二小、金房小、鳩原小
		鹿島中	鹿島中、原二中、原三中、石神中、小高中
		農村改善センター	真野小
		前川原体育館	石一小
		上真野幼稚園	上真野幼稚園
【10月】 ◯提供数／2939食 10月17日（原町区で学校再開） 原一小、原三小、大甕小（太田小）、原一中、原二中	原一小	原一小	原一小
	原三小	原三小	原三小
		鹿島小	鹿島小、小高小
	原二中	原二中	原二中
		八沢小	八沢小、原二小
		八沢小ユニット	高平小、福浦小
		鹿島小ユニット	金房小、鳩原小
	原一中	原一中	原一中
	大甕小	大甕小	大甕小、太田小
	給食センター	上真野小	上真野小、石二小
		鹿島中	鹿島中、石神中、小高中
		鹿島中ユニット	原三中
		農村改善センター	真野小
		前川原体育館	石一小
		鹿島幼稚園	鹿島幼稚園
		上真野幼稚園	上真野幼稚園
		八沢幼稚園	八沢幼稚園

給食実施の内容	調理施設	配送施設	受配校
【11月～12月】 ◯提供数 11月／3276食 12月／3276食 12月　新米（北海道産）使用開始献立の充実図る	原一小	原一小	原一小
		鹿島幼稚園	鹿島幼稚園
	原三小	原三小	原三小
		鹿島小	鹿島小、小高小
	原二中	原二中	原二中
		鹿島小仮設	真野小、福浦小、小高中
		鹿島小ユニット	金房小、鳩原小
	原一中	原一中	原一中
	大甕小	大甕小	大甕小、太田小
	給食センター	上真野小	上真野小、石二小
		八沢小	八沢小、原二小
		八沢小ユニット	高平小
		鹿島中	鹿島中、原三中
		鹿島中仮設	石一小、石神中
		八沢幼稚園	八沢幼稚園
		上真野幼稚園	上真野幼稚園
		給食センター	給食センター
【１月】 ◯提供数／3413食 １月10日（原町区で学校再開） 原二小、高平小、太田小	原一小	原一小	原一小
	原三小	原三小	原三小
		鹿島小	鹿島小、小高小
	原二中	原二中	原二中
		鹿島小仮設	真野小、福浦小、小高中
		鹿島小ユニット	金房小、鳩原小
		太田小	太田小
	原一中	原一中	原一中
	原二小	原二小	原二小
	高平小	高平小	高平小
	大甕小	大甕小	大甕小
	給食センター	上真野小	上真野小、石二小
		八沢小	八沢小
		鹿島中	鹿島中、原三中
		鹿島中仮設	石一小、石神中
		鹿島幼稚園	鹿島幼稚園
		八沢幼稚園	八沢幼稚園
		上真野幼稚園	上真野幼稚園
		給食センター	給食センター

給食実施の内容	調理施設	配送施設	受配校
【２月】 ○提供数／3568食 ２月27日（原町区で学校再開） 石一小、石二小、原三中、 石神中	原一小	原一小	原一小
	原二小	原二小	原二小
	原三小	原三小	原三小
		石神中	石神中
	高平小	高平小	高平小
	大甕小	大甕小	大甕小
	石一小	石一小	石一小
	石二小	石二小	石二小
	原一中	原一中	原一中
	原二中	原二中	原二中
		原三中	原三中
		太田小	太田小
	給食センター	鹿島小	鹿島小、小高小
		鹿島小仮設	真野小、福浦小、金房小、鳩原小、小高中
		八沢小	八沢小
		上真野小	上真野小
		鹿島中	鹿島中
		鹿島幼稚園	鹿島幼稚園
		八沢幼稚園	八沢幼稚園
		上真野幼稚園	上真野幼稚園
		給食センター	給食センター

＊各小・中学校名は略称で表記した。また、ユニットはユニット教室、仮設は仮設校舎の略。
＊給食の提供数は各月末日時点の数値。

長い道のりの一歩　～苦難を乗り越えて

主任栄養士・40代女性

南相馬市の給食は、単独校が17校・給食センターが１施設で運営されており、幼稚園児から中学生まで１日約7300食を提供しておりました。平成23年３月11日、中学校は卒業式で給食は休みでしたが、小学校の９施設と給食センターは稼動していました。地震後すぐに各学校に電話で連絡をしたのですが、電話がなかなかつながらず、すべての安全確認ができるまでには相当な時間がかかりました。それから、庁舎に戻り、避難してきた住民の方のために、一晩中、炊き出しをしました。

３月12日、避難所の皆さんのために炊き出しをしようとしましたが、多くの施設が被災し、炊飯してくれる施設がありません。十分な食事の提供ができずに困っていたところ、学校給食の納入業者の方がたが寝ずに協力してくれて、パンを焼いたりご飯を炊いたりしてくれました。避難所の皆さんにおにぎりやパンを提供することができました。それでも不足している状況は続き、どうしようもないもどかしさでとても辛い思いをしました。

原発事故により、多くの南相馬市民も市外・県外に避難したために街はひっそりとしてしまいました。４月になり、多くの児童・生徒が避難しているなかでも、全体の約３割の児童・生徒が市内に在住していることがわかり、４月22日に鹿島区内の小・中学校を使い、学校を再開することが決まりました。しかし、子どもたちの昼食をどうすべきかが問題となりました。子どもたちそれぞれの状況を考えるとお弁当を持参することは不可能であり、給食費を徴収することなどもできるような状況ではありませんでした。

そのような時、課長から「炊き出し給食」はできないかという提案がありました。今まで、そのようなかたちで子どもたちに給食の提供をした例など聞いたことがなく、炊き出し給食をするにしてもその予算はどうするのか、本当にそんなことはできるのか、と課題ばかりでした。しかし、今は迷っている余裕はなく、その方法でいくしかないと考えました。また、炊き出しの経費は、市が１人当たり200円の助成をすることになりました。

主食のご飯とパンは、震災前の業者の方が協力をしてくれることとなりました。あとは食材調達と調理と配送とが課題です。今まで従事した調理員20人と、配送で新たに臨時職員として採用した２人、各学校の栄養士7人と私を含めた８人の栄養士の合計30人の新たな体制で出発ができました。栄養士で献立をたてるといっても食材がないなか、とにかく主食の米を確保し、少しでも子どもたちの食に変化をつけるために、週５日の給食日数のなかでご飯給食を３日、パン給食を２日と設定しました。主食のご飯やパン、牛乳の確保はできましたが、おかずとなる食材の確保がつかず、震災前に各学校の給食施設で使用して、残っていた調味料や材料などをすべて給食センターに運び込み、その材料をみて献立を決めました。すべてが手探りの状態のスタートです。

写真１　学校再開当初の炊き出し給食（平成23年４月22日撮影）

忘れもしない、４月22日の献立は、わかめのおにぎりが２個、牛乳、ヨーグルトでした。それは、今まで食べていた学校給食には程遠いものでしたが、子どもたちはそれでも、笑顔で「お友だちと一緒に食べられるだけで嬉しい」「食べられるだけで満足」と答えてくれて、その笑顔を見るだけで涙がでました。それから毎日、おにぎり、牛乳、ゼリーとか、パン、ジャム、牛乳、バナナとか、本当に野菜がない給食の連続でした。

５月の連休明けくらいから、保護者の方がたから「このままの“炊き出し給食”で成長期の子どもたちが心配である、弁当持参にさせてほしい」と多くの声がよせられるようになりました。私は、どうしても食に差をつけたくなかったので、その度に「もう少しだけようすを見ていてくれませんか」とお願いするのが精一杯でした。

「これではいけない。どうにかしないと」と考え、南相馬市にいただいた支援物資を給食に使わせていただけないか物資の担当課へお願いしたところ、心よく承諾していただきました。給食に使える食材があるときには、物資を保管する体育館から何度も車に積んで給食センターに運び、すべての子どもたちに行き渡る数にして、炊き出し給食に提供しました。また、週に１回のペースで１トンの米をトラックに積んで炊飯業者に運び込む、の繰り返しでした。

写真２　温かい汁物が提供できるようになった炊き出し給食（平成23年５月13日撮影）

そんな日々のなかで５月13日、温かい汁物を子どもたちに提供することができました。調理場に味噌汁の

いい香りが漂って、調理員も栄養士ももっといろいろな物を子どもたちに提供できるのではないかと自信がついた一歩でした。それから、少しでも以前のような給食に近づけるために、まずはおぼんを用意しました。給食センターだけでの数では不足するため、調理員の皆さんが今まで従事していた自分たちの給食施設からおぼんや食器を給食センターに運ぶなど、それぞれがやれることを精一杯頑張りました。

ちょうどそのころ、被災地の学校給食の現状を取材させてほしいというテレビ局からの依頼があり、ありのままの現状が放映されたあと、全国からたくさんのご支援の申し入れがありました。遠く北海道から沖縄まで、南相馬市の子どもたちのためにと心のこもったたくさんの食材のご支援をいただきました。

写真３　全国から支援野菜が届き献立が豊富に（平成23年６月21日撮影）

栄養士全員で、いただいた支援物資をけっして無駄にしないように献立を考えていたため、その日のうちに献立が変更になることもしばしばありました。

６月半ば子どもたちにマイ弁当箱を持参してもらって、それにご飯を分け、飯椀が入る分の空いたおぼんのスペースに、もう１品おかずを増やして、より完全給食の内容に近くなってきました。

全国から届く支援の食材からは季節の移り変わりがうかがい知れました。鳥取県からは「ゲゲゲの鬼太郎」のイラストが描かれた箱に入った大きなスイカが届けられ、子どもたちに今までにない大きさにカットされたスイカを食べさせることができました。北海道の名寄市から摘み立てのアスパラガスを送っていただき、１人１本ずつ食べさせることができました。

子どもたちの笑顔が見える、以前のような旬の食材を使った完全給食の内容に近づくように「炊き出し給食」も変化してきました。こうして、４月22日から７月22日までの61回の「炊き出し」給食を無事に終えることができました。61回の給食を無事に終えることができたのも、調理員や栄養士の仲間の努力や協力や頑張りがあったからこそ、成し遂げることができたものと思います。

今回の震災で一番に感じたことは、南相馬市では、震災前の学校給食は、冷凍加工食品は使用せず、すべて手作り給食を実施してきたので、その調理技術がとても役に立ちました。その日の食材を見て、調理員のほうからいろいろなアイデアが出され、数少ない食材を利用して子どもたちに楽しみがもてる給食を提供することができたということです。

写真４　最後の炊き出し給食の提供（平成23年７月22日撮影）

全国の方がたからのご支援と心のこもった励ましのメッセージをいただき、そのことを支えとして前を向いて歩いていき、何よりも子どもたちの心の傷を「食」を通じて癒していきたいと考えております。

３　区域外就学

【経　緯】

学校教育法施行令第９条の規定により、本市に住所の存する保護者が、児童または生徒を避難先の小学校または中学校に就学させようとするときは、その市町村の教育委員会に届け出をし、教育委員会同士で協議することで区域外就学が認められる。

平成23年（2011）３月14日に福島第一原発３号機の水素爆発が起こってから、児童・生徒は、保護者とともに一斉に市外へ避難してしまい、市内で子どもの姿を見ることはなくなった。４月に入ると、避難先での生活は続けられないなどの理由で市民が戻りはじめ、これにあわせて、児童・生徒も戻ってきた。しかし、依然として、約4000人の児童・生徒は市外で避難生活を続けていたため、避難先での就学が大きな課題となった。避難先に住所を移した児童・生徒もいたが、多くは、避難中なので南相馬市に住所をおいたままの区域外就学を希望した。

【実施内容】

１．小学校の就学状況

年　月　日	就学予定者数	就学者数・割合の内訳		
		市　内	県　内	県　外
平成23年 5月 1日	4,058	1,231（30.3%）	－	－
平成23年 8月25日	3,904	1,586（40.6%）	731（18.7%）	1,587（40.7%）
平成24年 5月 1日	3,847	1,920（49.9%）	554（14.4%）	1,373（35.7%）
平成25年 5月 1日	3,603	2,037（56.5%）	481（13.3%）	1,085（30.1%）
平成26年 5月 1日	3,423	2,132（62.3%）	415（12.1%）	876（25.6%）
平成27年 5月 1日	3,280	2,150（65.5%）	377（11.5%）	753（23.0%）
平成28年 5月 1日	3,086	2,168（70.3%）	312（10.1%）	606（19.6%）
平成29年 5月 1日	2,869	2,160（75.3%）	258（ 9.0%）	451（15.7%）
平成30年 5月 1日	2,694	2,089（77.5%）	232（ 8.6%）	373（13.8%）

２．中学校の就学状況

年　月　日	就学予定者数	就学者数・割合の内訳		
		市　内	県　内	県　外
平成23年 5月 1日	1,555	1,207（77.6%）	－	－
平成23年 8月25日	1,913	1,060（55.4%）	310（16.2%）	543（28.4%）
平成24年 5月 1日	1,865	1,189（63.8%）	218（11.7%）	458（24.6%）
平成25年 5月 1日	1,895	1,261（66.5%）	200（10.6%）	434（22.9%）
平成26年 5月 1日	1,933	1,331（68.9%）	163（ 8.4%）	439（22.7%）
平成27年 5月 1日	1,947	1,354（69.5%）	148（ 7.6%）	445（22.9%）

年　月　日	就学予定者数	就学者数・割合の内訳		
		市　内	県　内	県　外
平成28年 5月 1日	1,809	1,290（71.3%）	143（ 7.9%）	376（20.8%）
平成29年 5月 1日	1,699	1,265（74.5%）	107（ 6.3%）	327（19.2%）
平成30年 5月 1日	1,627	1,253（77.0%）	102（ 6.3%）	272（16.7%）

【業務を振り返って】

平成23年３月22日の一日で、区域外就学および高校進学に関する問い合わせが約200件あった。なかでも、市外避難している保護者から、４月６日から学校が始まるので、区域外就学などはどうすればいいのかという問い合わせが非常に多かった。

区域外就学とは、住民登録地が学校指定通学区域外である児童・生徒の就学を認める特例制度である。ただ、制度は従来からあるものの、このように多くの児童・生徒が一斉に避難先において区域外就学を希望するようなことは、どの自治体も想定していなかった。そのため、区域外就学の条件として「住民登録地を移さないと就学は認められない」とする自治体が大多数であった。

当時、災害の情報がきわめて少なく、また、将来の展望も見えないなか、ほとんどの保護者は一次避難という認識であったにもかかわらず、避難先に住所がないという理由で子どもの就学を断られ、保護者から市に対して困惑と不満の声が多く寄せられた。さらに、市としては、避難市民を受け入れてもらうだけでなく、前例のない区域外就学の協議について避難受け入れ自治体にお願いする立場のため、対応に苦慮した。

一方、学校教育課は、市内小・中学校の再開に向け、さまざまな準備や関係機関等との調整に追われ、また、避難していない生徒への対処が求められるなど、処理すべき案件が山積していた。

区域外就学を認めるケースにおいても、本来の指定学校における受け入れ可能人数が超過したため、避難先の指定学校ではなく、区域外の遠い学校を指定し、「通学手段は南相馬市で考えてほしい」という困難な要求をする自治体もあった。受け入れ自治体としては前例のない対応を求められているので、できるかぎりの対応はするものの、それ以外については避難元の南相馬市がするべき、という姿勢の自治体もあった。

また、「避難先での学校に関することを、避難元である南相馬市はどう考えているのか」と問われることが多かった。児童・生徒が数多く避難している自治体に常駐している市職員からも、就学に関してどう対応すればいいのかという問い合わせが多かった。

４　児童・生徒の健康

［放射線から子どもの健康を守る対策支援事業］ほか１事業

【経　緯】

平成23年（2011）３月11日に起こった福島第一原発事故によって、本市には深刻な放射性物質汚染がもたらされた。なかでも、放射線の影響を受けやすい子どもに関わる保護者や教育関係者に与えた不安は大きかった。原発事故への不安から、大多数の子どもや保護者は市外へ避難した。

４月になって、市民のなかには自宅に戻るものが増えてきた。その時、子育て世帯にとっての大きな問題は、子どもに外遊びをさせられるかどうかであった。被ばくを避けるためには、子どもの外遊びを制約しなければならない。ただ、そのことは子どもの運動不足を招き、かえって子どもの心身に悪影響を及ぼすのではないかなど、心配はつきなかった。

被ばくを避けるためには、放射線量の高い屋外での滞在時間を短くする必要があることはわかるが、その屋外滞在の時間がどの程度であれば安全なのかはわからなかった。

同年４月19日、文部科学省から「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」が示された。そこでは、校庭・園庭で毎時3.8マイクロシーベルト以上の空間線量率が測定された学校については、当面、校庭・園庭での活動を１日あたり１時間程度にするなど、学校内外での屋外活動をなるべく制限することが適当であること、校庭・園庭で毎時3.8マイクロシーベルト未満の空間線量率が測定された学校については、校舎・校庭等を平常どおり利用して差し支えないこととされた。

しかし、この暫定的考え方に対しては、厳しい批判の声があがった。しかも、専門家による抗議の発言が報道されたこともあり、子どもを持つ保護者を中心に不安が広がることとなった。

本市では、毎時3.8マイクロシーベルト以上の空間線量率が測定された学校はなかったが、同年４月22日の学校再開にあたって、全校で屋外活動を制限した。

同年８月26日、文部科学省は、４月に示した毎時3.8マイクロシーベルトの暫定的考え方を見直した。夏季休業終了後、学校において児童・生徒等が受ける線量については、原則年間１ミリシーベルト以下とすること、そして、これを達成するため、校庭・園庭の空間線量率については、児童・生徒等の行動パターンを考慮し、毎時１マイクロシーベルト未満を目安とした。また、仮に毎時１マイクロシーベルトを超えることがあっても、屋外活動を制限する必要はないとした。

本市では、同年８月から、すべての学校の校庭の表土入れ替えおよび校舎の洗浄を開始して、同年11月にはこの除染作業が完了した。モニタリングの結果、空間線量率の低減が図られていることが確認されたので、屋外活動を10月からは１日２時間以内、平成24年

（2012）１月からは１日３時間以内とするなど、段階的に制限時間を拡大してきた。線量は低い値で推移していることもあり、同年４月からは、体育や野外観察、部活などの屋外活動に一律の制限を設けないこととした。

このような屋外での活動の制限によって、児童・生徒は外遊びができず、体育の授業は屋内のみ、登下校の方法も、震災前に徒歩通学だったものが、スクールバスや保護者の自動車による送迎になるなど、活動範囲の縮小により運動量が減少した。

そのため、外出や屋外活動を控えている児童・生徒の精神的ストレスや運動不足を解消するとともに、肥満傾向が見られはじめた児童・生徒への指導が必要であった。

【実施内容】

１．実施期間

平成24年～継続中

２．概　要

児童・生徒の精神的ストレスや運動不足を解消して、健康を守るため各学校１～２回程度、次の事業を実施した（写真１・２）。

(1) 医師やスポーツトレーナーによる、望ましい生活習慣や運動習慣を身につけるための講話や実技。

(2) 放射線に関する知識を有する専門医等による、放射線から子どもの健康を守るための研修。

(3) スポーツクラブのインストラクターなどによる実技指導。

また、児童・生徒に望ましい食習慣や食の安全に関する判断力等を身に付けさせるために、各学校に栄養教諭などを派遣して、食に関する授業の充実を図ってきた（写真３～５）。

【事業を振り返って】

医師やスポーツトレーナーによる講話や実技指導により生活習慣や運動習慣の大切さを子どもたちに知ってもらい、また、専門医等の研修により放射線に関する正しい知識を身につけさせることができた。そのうえでインストラクターなどによる実技指導を受けることで、震災後、低下していた体力・運動能力が、平成30年（2018）には全国平均とほぼ同程度まで向上した。

また、本市では平成26年度（2014）から肥満度[*1]の統計を取っている（図１）。全国の肥満傾向児の出現率（平成30年度は10％以下）の推移と比較すると、依然本市の数値（小学校で13.7％、中学校で13.3％）は高いものの、少しずつではあるが減少している。

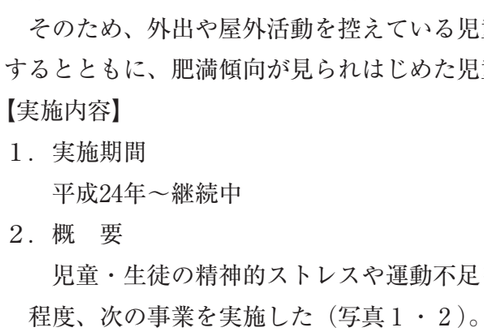

写真１　専門家による放射線に関する講演（大甕小学校　平成25年７月５日撮影）

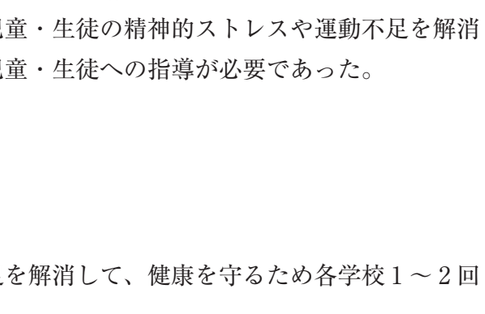

写真２　インストラクターによるダンス指導（高平小学校　平成26年１月28日撮影）

子どもたちの健康管理

指導主事・40代男性

低下した体力・運動能力は意識的・意図的に指導を行わないと自然に向上するものではないので、今後も課題に応じて指導が必要であると感じた。

そして、いまだ震災の影響は残ってはいるものの、食に関する授業などの取り組みの効果が見えてきている。子どもたちに対して継続した指導をすることで、より望ましい健康管理上の習慣や判断力を身に付けさせていきたい。

写真３　食に関する授業（石神第二小学校　平成26年11月５日撮影）

写真４　食に関する授業（小高・福浦・金房・鳩原小学校　平成26年７月２日撮影）

写真５　外部講師による部活動指導（小高中学校　平成26年８月１日撮影）

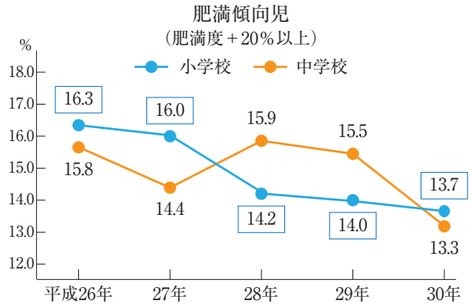

図１　校種別による肥満傾向児の出現率の推移

＊１　肥満度は標準体重に対して実測体重が何％上回っているかを示すもので、（実測体重(kg)－身長別標準体重(kg)）/身長別標準体重(kg)×100(％)で計算される。この肥満度がプラス20％以上の体重の児童を肥満傾向児という。

5　小高区４小学校の合同学習

【経　緯】

平成23年（2011）３月の東日本大震災における福島第一原発事故に伴い、避難指示区域に指定された本市小高区にある４つの小学校は臨時休校を余儀なくされた。そのため、福島第一原発から半径30km圏外にある鹿島区で学校を再開することで義務教育の継続を図ることとした。

以下に、その後の経緯を『学校っていいな　小高区の小学校復興記録』[*1]から引用する。

仮設校舎に４校がそろい運動会や夏祭りも合同で

当時の南相馬市教育委員会教育長　青木紀男

南相馬市全体で、学校再開時の児童・生徒数は、震災・原発事故前の約30％でした。中でも小高区の小学校は際立って少なく、児童数約６％での学校再開でしたが、学びの場が何度も変わる中、地域が絆をより強くし、子どもたち、先生、保護者が力を合わせ、大変な時期を乗り越えてこられました。

一校の人数がとても少なくなってしまった小高区では、子どもたちのために、よりよい学習環境を考えた結果、授業や行事を合同で行う「合同運営」というスタイルが生まれました。

2011年10月、金房小･鳩原小の合同運営が始まり、「金鳩」として話題になりました。複数校での運営は、先生たちにとって大変な面もあったでしょうが、子どもたちは落ち着き、地域性も発揮できることが分かったため、2012年４月からは小高小、金房小、鳩原小が鹿島中の敷地内に集い、入学式も合同で行われました。2013年には、これに福浦小が加わり、小高区の４校が同じ仮設校舎にそろいました。

運動会や夏祭りなどの行事も４校一緒に開いています。準備などにPTAのみなさんが大活躍です。小高区では、震災前から年末年始のイルミネーションが恒例でしたので、仮設校舎でも飾り付けをしています。これも「父母と教師の会」のメンバーが中心となって、子どもたちと一緒に進め、復興の力となっています。こうした取り組みは全国的に評価され、小高中を含めた小高区５校のPTAが、2014年度の「日本PTA全国協議会長表彰」を受けました。

今なお多くの家庭が小高区の家に戻れず、仮設住宅や借り上げアパート住まいをしていますが、子どもたちが学ぶ学校という場を中心に、先生、保護者、地域のみなさんが前向きに、明るく過ごしています。

【実施内容】

校舎、教室の移動や学校の合同運営については、表１のとおりである。

＊１　一般社団法人社会応援ネットワーク『学校っていいな　小高区の小学校復興記録』（2015）

表１　小高区４小学校合同運営のながれ

年月日	小高小学校	福浦小学校	金房小学校	鳩原小学校
平成23年 4月22日	鹿島小学校にて児童数21人で学校再開。 始業式	八沢小学校内にて、避難しているほかの学校（原町第二・大甕・太田・高平小学校）と共に始業式を行い、児童数17人で学校再開。 八沢・高平小学校と合同クラス	上真野小学校にて児童数５人で学校再開	上真野小学校にて児童数７人で学校再開
			上真野小学校内にて、金房小学校５人・鳩原小学校７人で合同始業式。 上真野小学校と合同クラス	
4月25日	４人の新入生を迎え「新入生を迎える会」（入学式）	１人の新入生を迎え「新入生を迎える会」（入学式）	（新入生０人）	１人の新入生を迎え「新入生を迎える会」（入学式）
7月17日				磐梯町立磐梯第一小学校体育館にて平成22年度卒業式
7月23日	鹿島区千倉体育館にて平成22年度卒業式			
8月29日	鹿島小学校校庭のユニット教室へ移動			
9月　1日			職員室を上真野小学校校庭ユニット教室へ移動	職員室を上真野小学校校庭ユニット教室へ移動
10月14日		八沢小学校校庭のユニット教室へ移動。 合同クラスの解消		
10月16日	鹿島小学校１階へ移動			
10月17日			鹿島小学校校庭のユニット教室へ移動。 金房・鳩原小学校の２校合同運営開始	
11月21日		鹿島小学校校庭仮設校舎へ移動		
平成24年 4月　6日	鹿島中学校敷地内仮設校舎（１階）で新年度開始		鹿島中学校敷地内仮設校舎（２階）で新年度開始	
平成25年 4月　6日		鹿島中学校敷地内仮設校舎で新年度開始		
		福浦・金房・鳩原小学校の３校合同運営を開始		
平成28年 4月　1日	小高・福浦・金房・鳩原小学校の４校合同運営を開始（校長兼務）			
平成29年 4月　1日	小高小学校本校舎にて４校合同運営（６日入学式）			
4月16日	小高区教育施設等再開祝賀会実施			
平成30年 3月23日			小高小学校体育館にて平成22年度卒業証書授与	

【業務を振り返って】

避難当初は、避難生活の疲れや放射線の問題、慣れない環境での授業などでストレスをためる児童も多かった。しかし、たくさんの方の支援や励ましを受け、子どもたちは楽しい学校生活を送ることができた。平成24年（2012）４月、鹿島中学校の仮設校舎に移ってからは教育環境もおおむね整い、通常の教育活動に近いかたちで授業を行うことができた。

平成29年（2017）４月、小高小学校の本校舎に戻ってからは、施設設備が整った素晴らしい環境のなかで教育活動が行われている。本来の校舎に戻ることが叶わなかった福浦・金房・鳩原小学校とともに４校合同で運営することで、どの小学校所属の児童でも仲良く遊んだり、きめ細やかな支援を行うことができた。学校行事で歌われる校歌は、１番ずつ４校分歌うことにしたが、全児童が４校分の校歌を歌っている。

写真１　小高小学校の全景写真。手前が人工芝となった校庭（平成29年３月19日撮影）

写真２　小高小学校玄関に掲げられた小高区４小学校の校章と校名（令和元年７月12日撮影）

子どもたちの笑顔に支えられて

小高・福浦・金房・鳩原小学校長（震災当時金房小学校教頭）　藤巻国孝

東日本大震災に伴う原発事故により小高区すべての学校の児童が家族とともに避難を強いられた。そこから始まった、小高区4小学校が歩んだ道のりは前例のないなかでの遠く険しい道のりであった。放射線への対応、仮設校舎の環境整備、避難生活の続く児童への対応など、数々の問題に教職員一丸となって取り組んだ。

教職員を動かしたものは、そのような環境下でも自分たちの今まで通った小高区の学校を選んでくれた児童・保護者に対して、よりよい教育を推進しようとするプライドではなかったかと思う。そして、教職員を支えてくれたものは、全国の皆さまから寄せられたたくさんの応援の声と、日々の学校生活を楽しいと言ってくれた子どもたちの笑顔であったと思う。

当時の校長のおはなし―金房と鳩原で「金鳩小」合同運営で仲良く学習―

元金房小学校校長　山邉彰一

「子どものいない学校なんて」。小高区では、通う校舎がなく、地域に子どもの姿がない中での学校再開でした。教師にとって、子どものいない学校ほどつらいものはないと実感しました。学校は「ある」もの、子どもは「いる」ものだと思ってきましたから。「学校とは何だろう。私たち教員に何ができるだろう」と考えあぐねる日々でした。

学校再開当初、金房・鳩原両小学校の市内在住の児童は、ともに各学年１人か２人でした。それで、鹿島区の上真野小学校に通い、それぞれの学年のクラスに入ることになりました。ある意味、転校生です。教員もそれぞれの学年をサポートするというかたちでスタートしました。

学校再開から半年後の10月17日、鹿島小学校内にユニット教室が建ち、２校そろって移ることになりました。半年間一緒に過ごした上真野小の友だちとの別れを惜しむ子どもたちを見て、「もう子どもたちに寂しい思いをさせたくない」と、２校合同体制でいくことを検討しました。２校を合同にすれば各学年が５～６人になります。にぎやかになって授業運営もしやすいと考えました。当時の教員数は、金房小４人、鳩原小５人。１校だと複式にしないと運営できませんが、合同なら学齢別のきめ細かな指導も可能です。子どもの前で解説する人と、子どもたちのノートを見て回る役割を分けるなど、工夫して進めました。合同運営については、市の教育委員会からも「子どもたちが落ち着き、学習効果も高まるのであれば何も問題ない。がんばってください」と言っていただきました。いわゆる「金鳩小」のスタートです。

ユニット教室へ入った時の子どもたちの反応は「えっ、こんなところ!?」ではなく「わあっ、自分の教室だ！」でした。トイレが屋外の仮設トイレだったため、周囲の大人からは「心配だ」という声も上がりましたが、子どもたちは不満もこぼさず、移転後は言動が活発になっていきました。それまでは、どこかお客さん意識だったのかもしれません。たとえユニット教室でも「自分の教室が城」と感じているようでした。用意された教室はガランとしていたので、全国から届く支援品で少しずつ自分たちの教室らしくしていきました。ロッカーはカラーボックスでつくるなど支援品がとても役立ち、ありがたかったです。

一般社団法人社会応援ネットワーク『学校っていいな　小高区の小学校復興記録』（2015）より引用編集

写真３　金房・鳩原小学校合同運動会（鹿島中学校校庭　平成24年５月19日撮影）

写真４　小高小学校学習発表会（仮設体育館　平成27年10月31日撮影）

６　複式学級の解消

［複式学級解消事業］

【経　緯】

本市では東日本大震災前から複式学級[*1]を解消し、きめ細やかな指導ができる体制をとってきたが、震災後は旧警戒区域を含む学校を中心に児童が大きく減少し、複式学級に該当する学級が増加した。

福島第一原発から半径30km圏外の学校や公共施設に複数の学校が間借りして入るなど、子どもたちの学習環境が大きく変わり、不安も大きかったことから、より一層きめ細やかに指導できる環境が必要であり、単独学級での授業ができるよう講師を確保した。

【実施内容】

１．実施期間

平成24年度（2012）・28年度（2016）

２．概　要

児童・生徒の減少により複式学級の基準に該当することとなった学校に対して、講師を配置し、複式学級の解消を図った。

市内の学校の多くは、福島県教育委員会による複式加配[*2]、特に、被災地における学校運営を早期に確立し、指導体制の充実を図るために実施された震災加配により、単独の学年での学習が可能となった。しかし、県による配置がなされなかった学校もあったため、市の雇用により講師を確保した。

３．市雇用による配置実績

平成24年度：１人（福浦小学校）

平成28年度：１人（太田小学校）

（上記以外の年度については、県教育委員会の加配により複式学級が解消した）

表１　平成24年２月時点の複式学級の状況（平成24年２月22日時点）

学　校　名	複式学級の見込み			備　考
太田小学校		２・３年		複式加配、震災加配
真野小学校		２・３年		複式加配、震災加配
福浦小学校		３・４年	５・６年＊	震災加配
金房小学校	１・２年	３・４年	５・６年	震災加配 （合同学級により解消）
鳩原小学校	１・２年	３・４年	５・６年	
５校	10学級			

＊福浦小学校５・６年の複式学級については、市雇用の講師を配置。そのほかは加配等により複式が解消。

＊１　２つ以上の学年の児童・生徒を１つに編成した学級。

＊２　児童・生徒数によって決められる都道府県の教員定数に、文部科学省が必要に応じて上乗せして配置する措置。

写真１　福浦小学校の授業風景（平成24年撮影）

【事業を振り返って】

震災前までは複式学級に該当しなかった学校が、急激な児童数の減少により複式学級に該当することとなった。単独学級による授業を日常としていた児童に対して、複式学級ではない、従前どおりの学習環境を確保することができた。

県による加配により多くの複式学級が解消されたことで、市による配置がほとんど発生しなかったが、今後も複式学級の解消を図っていく必要がある。

写真２　太田小学校の授業風景（平成28年撮影）

７　真野小学校の閉校

［真野小学校閉校記念事業］ほか１事業

【経　緯】

平成23年（2011）３月11日、東日本大震災の津波は真野小学校を襲った。このとき、児童や教職員らは万葉ふれあいセンター（鹿島区寺内）へ避難したため人的被害はなかったが、校舎等に甚大な被害を受けた。真野小学校の児童は、初め、鹿島農村環境改善センター（鹿島区寺内）で、その後、鹿島小学校内の仮設校舎で学んでいた。

しかし、真野小学校の通学区域の一部が災害危険区域に指定され、保護者の約４割が区域外に住むことを決めていた。また、未就学児を持つ保護者の多くが、真野小学校以外への入学を希望していることがアンケートで明らかになった。さらに、将来も児童数の減少が見込まれることなどから、真野小学校を継続させることが困難な状況となった。

明治６年（1873）の開校から141年を経た真野小学校は、平成26年（2014）３月末日をもって閉校、鹿島小学校へ統合されることとなり、真野小学区の子どもたちは、同年４月から鹿島小学校に通学することになった。

この決定を受けて、閉校に係る記念式典を実施するため、地域住民や保護者、真野小学校卒業生等で組織する「真野小学校閉校記念事業実行委員会」が発足した。市としても、補助金を交付してこの取り組みを支援することとした。

真野小学校が鹿島小学校に統合する際、制服や運動着については、鹿島小学校のものを使用することになるため、真野小学校児童の保護者に対して、制服等の購入費を助成した。

【実施内容】

１．実施時期

平成26年２月22日（閉校記念式典開催日）

２．内　容

真野小学校の閉校に伴い、当該小学校の歴史と伝統を心にとどめ、新たな出発の節目とするため、閉校記念事業を行うことを目的に組織された実行委員会に対し、記念式典の開催、記念誌の発行、記念碑の建立および記念品の購入に要する経費について補助金を交付した。

写真１　真野小学校で閉校記念画を制作する児童たち（平成25年９月24日撮影）

【事業を振り返って】

真野小学校閉校記念事業実行委員会委員は、すべて同校に関係のある方がたであったため、非常に熱心に活動されていた。その方がたと話をするたびに、この学校が地域に愛されたシンボルであったことを再確認させられた。

また、真野小学校の閉校により、急きょ鹿島小学校への通学を選択した保護者に対して、経済的な負担を軽減することで円滑な統合に資することができた。

マニュアルなき即断―土地勘、避難に生きる―

（当時）真野小学校校長　新井川美千枝

地震発生時、全学年（児童75人）が在校中でした。私は揺れの途中で校長室から校庭に飛び出し、校舎のようすを見ました。耐震補強しておらず、倒壊が心配だったからです。揺れが弱まり、教室の生徒たちに「校庭に避難して！」と大声で指示しました。

とても寒く、雷が鳴っていました。半袖の子どもや泣き叫ぶ子どもがいる中、このまま校庭にとどまるわけにはいかず、とはいえ倒壊が心配で教室には戻れません。

どこかに移動しなければと考え、ふと約1.8km先の「万葉ふれあいセンター」を思い出しました。市の施設で１、２年生の遠足先の場所です。

「３ｍの津波が30分後に来るようだ」。午後３時15分ごろでしょうか、カーラジオを聞いた保護者の男性のひと言が決定打になりました。私は郡山市出身で津波がどんなものか分かりません。３ｍがとても高く感じ、強い危機感を抱きました。

避難を決断し、20人ほど来ていた保護者の車を使うことにしました。学年ごとに分乗するのは時間が掛かるため、声を張り上げました。「誰でもいいので、乗せられるだけ乗せてください。向こうで点呼を取ります！」。保護者の反論や車の不足が心配で、全員が移動を始めるまでの５分間が本当に長く感じました。でも、みんな整然と動いてくれました。学校行事を通じて顔見知りが多く、自然とグループができたようです。

教頭先生に、集まってきた地域の人にセンターへの避難を伝えてもらい、自分は車で後を追いました。センター到着後に全員の移動を確認し、早退した１人の無事を知ってようやく安心しました。避難開始が早かったため、渋滞にも遭わずに済みました。

避難訓練は地震や火災だけを想定しており、児童の引き渡しに関するマニュアルはありませんでした。津波で真野小学校は２階建ての校舎の１階がほぼ水没し、校庭には漁船が漂着しました。

赴任中に地域をよく知ることは大切です。以前、センターを見て「真野小が危険な場合、避難場所になりそうだ」と漠然と考えていました。それが避難に生きました。津波の情報を教えてくれたことも含め、保護者の協力にも助けられました。

写真２　津波被災した真野小学校（平成23年３月13日撮影）

『河北新報』「伝える」（平成25年５月11日付）より引用編集

８　小・中学校交流の集い

［小中学校交流の集い事業］

【経　緯】

福島第一原発の事故により、子どもたちは市外へ避難して、そのまま区域外就学したものが多かった。その後、緊急時避難準備区域の解除などをきっかけに帰還して、市内の学校に通学するものも増えてきたが、依然として、震災前には同じクラスだった友だちと離ればなれになった状態は続いていた。

そこで、市内小・中学校の在籍児童・生徒と区域外就学を行っている児童・生徒、そして、その保護者の絆を深め、さらには区域外就学の児童・生徒の帰還促進につながる事業を実施することとした。

【実施内容】

１．実施期間

平成25年度（2013）～28年度（2016）

２．実施要件

(1) 補助対象団体

小・中学校の父母と教師の会など、補助事業を適切かつ効果的に行うことができる団体。

(2) 補助対象経費等

レクリエーション活動、スポーツ大会その他、在籍児童・生徒および区域外就学児童・生徒の交流を行い、絆を深める事業で、次に掲げるいずれの項目にも該当するもの。補助額は１学校区当たり年間上限20万円とし、補助率は10分の10とする。

①学校区内に住民登録をする児童または生徒全員を対象としたもの。

②市内で開催するもの。

３．実　績

学　校　名	実施年度	概　要
小高小学校、金房小学校、鳩原小学校、福浦小学校、小高中学校	平成25～28年度	小高区５校 PTA 夏祭り
太田小学校、大甕小学校、原町第三中学校	平成25～27年度	３校交流の集い
原町第一小学校	平成27年度	けやきっ子祭り
原町第二小学校	平成26～28年度	ひばりっこ祭り
原町第三小学校	平成26～28年度	PTA 三小祭り
高平小学校	平成26～28年度	盆踊り、花火、ミニコンサートなど

≪参考≫児童・生徒の帰還率　（単位：％）

期　日	小学校	中学校	平均
平成23年 4月22日現在	30	43	34
平成24年 4月 6日現在	50	64	54
平成25年 4月 8日現在	57	66	60
平成26年 4月 7日現在	61	68	64
平成27年 4月 6日現在	65	70	67
平成28年 4月 6日現在	70	71	71
平成29年 4月 6日現在	74	74	74

【事業を振り返って】

震災時に市内小・中学校に在籍していた児童・生徒で、遠方へ避難した児童・生徒に対して、友人や先生らと会える機会を提供できた。市内への帰還を予定していた家庭においても、帰還のきっかけにつながったものと考えられる。

しかし、年月を経るとともに、震災前に小・中学校でいっしょだった友だちや先生が卒業、転勤でいなくなったことや、避難先での友人関係の方が長くなったことなどから、避難者の参加が年々減少してきた。

写真１　小高区５校 PTA 夏祭りでのペットボトルロケットあそび（平成25年８月24日撮影）

写真２　大甕小学校・太田小学校・原町第三中学校の３校交流の集い（平成25年８月24日撮影）

９　小高区小・中学校の復興教育

［小高区小中学校復興教育推進事業］

【経　緯】

平成29年（2017）、国は、福島県の避難地域12市町村の小・中学校等における魅力ある学校づくりを進めるため、優れた人材を外部講師等として招へいしたり、「ふるさと創造学」などの特別なカリキュラムを編成・実証する取り組みなどを支援する事業を開始した。

この事業は県と市の委託契約に基づく受託事業で、対象学校は小高区内４小学校ならびに小高中学校となっている。平成29年度から本校舎で再開となった小高区小・中学校において、魅力ある学校づくりが推進し、自校や地域に誇りを持ち、小高区で学んでよかったと感じる児童・生徒の育成のため本事業を活用した。

【実施内容】

１．平成29年度

（1）著名人による講演会の開催（２回）

（2）地域内文化財や施設見学（10回）

（3）小高中学校記念誌作成

（4）小高小再開記念事業

２．平成30年度（2018）

（1）著名人等による講演・授業研究（３回）

（2）地域内文化財や施設見学（17回）

【事業を振り返って】

小高区における小・中学校の再開と時期を同じくして「福島県教育復興推進事業（避難地域12市町村における小・中学校教育等推進事業）」が開始となったことから、平成29年度においては学校再開を記念する各種行事等に当該事業を活用できた。

しかし、小高区内の小・中学校のみが事業対象であったことから、市全体での活用ができず、小高区の学校のみ特別な取り組みを行うことには、公平性の視点から一定の配慮が必要であり、事業を進めるうえで苦慮した。

また、再開した学校は、視察受け入れや支援行事等が多く、さらに特別な活動を行うことには学校にとって負担が大きかった。財源があるからといっても学校で対応できる取り組みには限界があった。

写真１　小高区教育施設再開等記念祝賀会（平成29年４月16日撮影）

写真２　小高中学校が制作した学校帰還・再開記念誌（平成29年度発行）

真に必要な支援を

係長・40代男性

平成23年度（2011）から28年度（2016）までの６年間を仮設校舎で過ごした小高区小・中学校の児童・生徒にとって、本校舎に戻ることができたことは、喜びも大きかったと感じられた。

ようやく再開した学校の取り組みに対して、支援するのは行政として当然検討すべきことである。しかし、学校現場においては、義務教育として行うべき授業をしっかりと実施することが重要であり、支援事業を数多く行うことは子どもたちや教員への負担も大きかったと考えられるため、しっかりと学校とも協議しながら、真に必要な支援を実施するような工夫が必要であったことが反省点である。

写真３　体験活動（地域内商店見学　平成30年６月５日撮影）

写真４　再開記念で製作したボールペン、定規、クリアファイル（平成29年度作成）

第３節　環境整備

１　エアコン設置

［小中学校空調機器等整備事業］ほか４事業

【経　緯】

福島第一原発事故後、市内の保育園、幼稚園、小・中学校などでは、放射性物質を含んだほこりが教室などの室内に入り込まないようにするため、自由に窓を開けることがなくなった。扇風機は回っていても、夏の時期には教室の温度が上がって、子どもたちは勉強などに集中できない状態に置かれていた。健康管理のためにも、空調設備（エアコン）の設置は必須であったことから、平成23年（2011）から26年（2014）にかけ、順次整備を行った。

【実施内容】

エアコンの設置にあたっては、各教室や職員室等の面積から必要とされるエアコンの冷却能力を検討するとともに、校舎躯体の構造から施工可能な工法・機種を選定し、設置台数を決定した。

写真１　東町児童センター（上）と鹿島児童クラブ（下）のエアコン（令和２年８月５日撮影）

表１　小・中学校の空調（エアコン）の整備

実施年度	学　校　名	設置台数
平成24年度	原町第一小学校	37
	原町第二小学校	38
	原町第三小学校	33
	石神第一小学校	21
	石神第二小学校	35
	高平小学校	22
	大甕小学校	21
	太田小学校	18
	鹿島小学校	25
	八沢小学校	12
	原町第一中学校	43
	原町第二中学校	46
	原町第三中学校	28
	鹿島中学校	48
平成24年度　計		427
平成25年度	上真野小学校（耐震化と併せて実施）	19
平成25年度　計		19
平成26年度	小高小学校	29
	石神中学校（耐震化と併せて実施）	42
	小高中学校	35
平成26年度　計		106

表２　保育園、幼稚園、児童クラブ等の空調設備（エアコン）の整備

実施年度	施　設　名	設置台数
平成23年度	鹿島幼稚園（東日本大震災復興支援財団寄付）	9
	八沢幼稚園（東日本大震災復興支援財団寄付）	5
	上真野幼稚園（東日本大震災復興支援財団寄付）	3
	原町あずま保育園	1
	よつば保育園（私立・補助金）	2
	三恵クレアポシェット（認可外・補助金）	2
	みどり園（認可外・補助金）	1
	太田児童クラブ	1
	大甕児童クラブ	1
	石神第一児童クラブ	2
	石神第二児童クラブ	2
	東町児童センター	2
	橋本町児童センター	2
	上町児童センター	2
	仲町児童館（社協・補助金）	1
	高平児童館（社協・補助金）	1
平成23年度　計		37
平成24年度	太田幼稚園	3
	大甕幼稚園	4
	高平幼稚園	4
	石神第一幼稚園	4
	石神第二幼稚園	6
平成24年度　計		21
平成25年度	鹿島幼稚園	1
	八沢幼稚園	1
	上真野幼稚園	2
	小高幼稚園	3
平成25年度　計		7
平成26年度	鹿島児童クラブ	1
	原町あずま保育園	1
平成26年度　計		2

【事業を振り返って】

暑い教室の中で授業を受けている児童・生徒たちの姿を見ると、何としても早くエアコンを入れてあげたいと思っていた。補助金を活用してエアコンを設置することができ、子どもたちが長時間過ごす場所を快適な環境に改善できたことは良かった。

子どもたちの声

鹿島中学校・３年生男児

今まで、教室はとても暑く授業に集中できないことがあったのですが、エアコンを入れてもらったので快適です。

写真２　エアコンの効いた遊戯室で行われた鹿島幼稚園２学期始業式（東日本大震災復興支援財団からの寄付による設置　平成23年８月25日撮影）

２　臨時スクールバス

［臨時スクールバス等運行事業］

【経　緯】

市内の小・中学校22校は、平成23年（2011）４月22日、福島第一原発から半径30km圏外にある鹿島区内の学校等施設を使用して再開した。その際、多くの児童・生徒が鹿島区外からの通学を余儀なくされたことから、通学のためにスクールバスを運行した。

【実施内容】

１．実施期間

平成23年４月22日～継続中

２．スクールバスの利用者

（1）平成23年４月22日から本校再開までの期間

- 鹿島区外（原町区、相馬市、新地町）に居住する児童・生徒

（2）平成23年10月17日の原町区での本校再開以降

- 再開された本校関係～原町区外（鹿島区、相馬市、新地町）に居住する児童・生徒
- 鹿島区の仮設校関係～鹿島区外（原町区、相馬市、新地町）に居住する児童・生徒

（3）平成29年（2017）４月の小高小学校、小高中学校の本校再開以降

- 小高区外（原町区、鹿島区）に居住する児童・生徒
- 小高区内であっても、小高小学校の学区外に居住する児童

３．運行ルートの設定

平成23年４月22日、福島第一原発から半径20～30km圏内は緊急時避難準備区域に指定され、大規模な放射性物質の放出に備え、屋内退避や避難を求められた場合には自力で対応できる人のみ居住できるとされた。そのため原町区では、保護者と児童・生徒がいっしょであれば生活することができた。その児童・生徒が通学するときは、朝、本校に集合し、教師が添乗してバスに乗り、鹿島区の仮設校へ登校するルートを設定した。

また、平成23年４月時点では仮設住宅が完成しておらず、被災者は、避難所や親せき宅、アパートなどで生活していた。５月下旬以降、鹿島区や相馬市、新地町で仮設住宅への入居が始まり、11月中旬からは30km圏内の原町区内で仮設住宅の入居が開始された。このような変化に対応して通学バスの乗降場所を含め、運行ルートを変更する必要があったため、毎年度利用希望

写真１　鹿島小学校に通う原町第三小学校の児童たち（平成23年10月14日撮影）

者を調査し、新たなルートを設定するなどして運行した。

表１・２では、平成24年度（2012）と29年度の運行ルートをまとめた。

【事業を振り返って】

鹿島区において学校が再開されて以降、避難先の変更や自宅への帰還など、家庭の状況変化に本校舎での学校再開なども加わり、利用者や運行ルートが目まぐるしく変化し、その調整には多大な労力を要した。また、震災直後は市民の多くが避難を余儀なくされたことで、平成23年８月時点においては、バス利用の児童・生徒数は1533人、利用バス台数20台となったことで、市内バス会社には人員やバスの多くをスクールバスとして振り向けるなどの協力をいただくこととなった。

運行ルートによっては長距離となるケースも多く、片道２時間近くの通学時間を要するなど、児童・生徒の負担は大きいものとなった。

子どもたちの通学のために

係長・40代男性

スクールバスの運行に加え、各震災関連業務も担当することから、利用者やルートの変更など膨大な業務を実施することは大変であったが、学校やバス会社の協力のもと一丸となって児童・生徒の通学手段確保に努めた。

写真２　再開した鹿島区内の学校に通学する児童たち（①原町第二小学校の本校体育館に集合して点呼　②スクールバスに乗車　③八沢小学校前で降車して　④登校　平成23年４月22日撮影）

表１　平成24年度の運行表

▶往　路（停車場所・時刻）

①牛越仮設住宅➡鹿島小学校	
牛越仮設住宅＊1	7：10
文化センター＊2	7：15
道の駅南相馬	7：35
鹿島小学校	7：50

②牛越仮設住宅➡鹿島中学校	
牛越仮設住宅	7：10
文化センター	7：15
道の駅南相馬	7：35
鹿島中学校	7：55

③西工業団地➡鹿島小・中学校	
西工業団地（相馬市）	6：45
法務局（相馬市）	7：00
佐川急便前（相馬市）	7：20
上真野小学校	7：35
鹿島中学校	7：45
鹿島小学校	7：55

④西工業団地➡石神第二小学校	
西工業団地（相馬市）	6：55
法務局（相馬市）	7：10
道の駅そうま（相馬市）	7：20
石神第一小学校	7：45
石神中学校	7：50
石神第二小学校	7：55

⑤西工業団地➡原町第三小学校	
西工業団地（相馬市）	6：45
法務局（相馬市）	7：00
高平小学校	7：30
原町第二中学校	7：35
原町第一小学校	7：45
原町第二小学校	7：50
原町第三小学校	7：55

⑥小池原畑第二仮設住宅➡大甕小学校	
小池原畑第二仮設住宅	6：40
小池長沼仮設住宅	6：45
寺内第一仮設住宅	6：50
西町第一仮設住宅	6：55
千倉仮設住宅	7：00
石神第一小学校	7：20
石神中学校	7：25
原町第三中学校	7：45
大甕小学校	7：55

⑦小池原畑第一仮設住宅➡太田小学校	
小池原畑第一仮設住宅	6：40
小池原畑第二仮設住宅	6：45
小池長沼仮設住宅	6：50
寺内第一仮設住宅	6：53
定住促進住宅	6：55
西町第一仮設住宅	7：00
千倉仮設住宅	7：10
高平小学校	7：20
原町第二中学校	7：30
原町第一小学校	7：40
原町第二小学校	7：45
太田小学校	7：55

⑧西工業団地➡原町第三中学校	
西工業団地（相馬市）	6：45
法務局（相馬市）	7：00
道の駅そうま（相馬市）	7：10
大甕小学校	7：40
原町第三中学校	7：50

＊1　牛越仮設の乗降場所は、敷地東部の送電線鉄塔付近。

＊2　往路の文化センターは駐車場内、復路は西内染物店西側はらまち旅行バス停（南相馬市役所）前で乗降。

写真３　雪のなかの通学風景（鹿島中学校　平成24年１月11日）

◀復　路（停車場所・時刻）

①鹿島中学校➡西工業団地	
鹿島中学校	14：50
鹿島小学校	15：00
道の駅南相馬	15：15
文化センター	15：25
牛越仮設住宅	15：30
石神中学校	17：00
原町第三中学校	17：20
原町第二中学校	17：30
法務局（相馬市）	18：05
西工業団地（相馬市）	18：20

②鹿島中学校➡西工業団地	
鹿島中学校	15：50
鹿島小学校	16：00
道の駅南相馬	16：15
文化センター	16：25
牛越仮設住宅	16：30
上真野小学校	16：45
鹿島小学校	16：55
佐川急便前（相馬市）	17：05
法務局（相馬市）	17：25
西工業団地（相馬市）	17：40

③石神第二小学校➡西工業団地	
石神第二小学校	15：40
石神中学校	15：45
石神第一小学校	15：50
小池原畑第二仮設住宅	16：00
小池長沼仮設住宅	16：05
鹿島中学校	16：15
上真野小学校	16：30
道の駅そうま（相馬市）	16：50
法務局（相馬市）	17：05
西工業団地（相馬市）	17：20

④大甕小学校➡西工業団地＊3	
大甕小学校＊4	15：00
原町第三小学校	15：20
原町第一小学校	15：30
原町第二中学校	15：40
高平中学校	15：45
鹿島小学校	16：00
法務局（相馬市）	16：25
西工業団地（相馬市）	16：45

⑤大甕小学校➡西工業団地	
大甕小学校＊5	16：00
原町第三中学校	16：10
原町第三小学校	16：25
原町第一小学校	16：30
高平小学校	16：35
道の駅そうま（相馬市）	17：00
法務局（相馬市）	17：15
西工業団地（相馬市）	17：30

⑥大甕小学校➡西町第一仮設住宅	
大甕小学校	15：00
原町第三中学校	15：10
石神中学校	15：25
小池原畑第二仮設住宅	15：40
小池長沼仮設住宅	15：45
寺内第一仮設住宅	15：50
西町第一仮設住宅	15：55
原町第三中学校	16：20
原町第二中学校	16：35
石神中学校	16：50
小池原畑第一仮設住宅	17：05
小池原畑第二仮設住宅	17：10
小池長沼仮設住宅	17：15
寺内第一仮設住宅	17：17
定住促進住宅	17：20
西町第一仮設住宅	17：25

⑦太田小学校➡小池原畑第一仮設住宅	
太田小学校	15：10
原町第二小学校	15：20
原町第一小学校	15：25
原町第二中学校	15：35
高平小学校	15：40
千倉仮設住宅	15：50
西町第一仮設住宅	15：55
定住促進住宅	16：00
寺内第一仮設住宅	16：02
小池長沼仮設住宅	16：05
小池原畑第二仮設住宅	16：10
友伸グラウンド	16：15
小池原畑第一仮設住宅	16：20
原町第二小学校	16：45
原町第一小学校	16：50
原町第二中学校	17：00
千倉仮設住宅	17：10
西町第一仮設住宅	17：15
定住促進住宅	17：20
寺内第一仮設住宅	17：22
小池長沼仮設住宅	17：25
小池原畑第二仮設住宅	17：30
小池原畑第一仮設住宅	17：35

⑧石神第二小学校➡道の駅南相馬	
石神第二小学校	14：35
鹿島中学校	14：50
鹿島小学校	15：00
道の駅そうま（相馬市）	15：15
法務局（相馬市）	15：30
西工業団地（相馬市）	15：50
原町第三中学校	16：50
石神中学校	17：05
千倉仮設住宅	17：25
西町第一仮設住宅	17：30
寺内第一仮設住宅	17：35
小池長沼仮設住宅	17：40
小池原畑第二仮設住宅	17：45
牛越仮設住宅	18：00
文化センター	18：05
道の駅南相馬	18：20

⑨大甕小学校➡小池原畑第一仮設住宅＊6	
大甕小学校＊7	15：50
太田小学校	16：05
原町第二小学校	16：15
原町第一小学校	16：20
千倉仮設住宅	16：40
西町第一仮設住宅	16：45
定住促進住宅	16：50
小池長沼仮設住宅	16：55
小池原畑第二仮設住宅	17：00
小池原畑第一仮設住宅	17：05

＊3・6　④と⑨は市公用バスを使用。
＊4　金曜日のみの運行。月～木曜日までは原町第三小学校始発（15：20 分発）。
＊5　金曜日は、大甕小学校は運行せず、原町第三中学校始発（16：10 分発）。
＊7　金曜日は、大甕小学校は運行せず、太田小学校始発（16：05 分発）。

表２　平成29年度の運行表

▶往路　バス（停車場所・時刻）

①原町区西➡小高小・中学校（大型）	
カーシャワーランドおおきど前	6：50
牛越仮設住宅（南入口）	6：58
牛越仮設住宅（東部鉄塔付近）	7：00
ゆめはっと駐車場	7：05
ヨークベニマル駐車場（南町）	7：15
小高小学校	7：40
小高中学校	7：45

②鹿島区➡小高小・中学校（大型）	
小池長沼仮設住宅	6：40
牛河内仮設住宅（牛河内公会堂）	6：45
西町仮設住宅	6：50
小高小学校	7：40
小高中学校	7：45

③相馬➡小高小・中学校（小型）	
法務局（相馬市）	6：25
道の駅そうま（相馬市）	6：35
千倉仮設住宅	6：50
道の駅南相馬	7：10
小高小学校	7：40
小高中学校	7：45

④原町区東➡小高小・中学校（小型）	
原ノ町駅	6：57
市立総合病院北側停留所	7：05
小高小学校	7：40
小高中学校	7：45

▶往路　ジャンボタクシー（停車場所・時刻）＊8

①福浦小学区➡小高小・中学校	
福浦小学区	7：20
小高小学校	7：42
小高中学校	7：45

②金房小学区➡小高小・中学校	
金房小学区	7：20
小高小学校	7：42
小高中学校	7：45

③鳩原小学区➡小高小・中学校	
鳩原小学区	7：20
小高小学校	7：42
小高中学校	7：45

＊8　小高区内の福浦小・金房小・鳩原小学校発の便については、利用者少数のため、当面、各利用児童・生徒の自宅までジャンボタクシーで送迎（各小学校学区の利用者が一定数を超えた場合には、各小学校発となる）。

写真４　下校時、バスに乗車する小高小学校の児童たち（仮設校舎のころ）

◀復路　バス（停車場所・時刻）

①小高小・中学校➡原町区西（大型）	
小高中学校	15：10
小高小学校	15：15
南町復興公営住宅前	15：40
ゆめはっと駐車場	15：47
牛越仮設住宅（南入口）	15：52
牛越仮設住宅（東部鉄塔付近）	15：55
カーシャワーランドおおきど前	16：00

②小高小・中学校➡鹿島区（中型）	
小高中学校	15：10
小高小学校	15：15
西町仮設住宅	16：05
牛河内仮設住宅（牛河内公会堂）	16：10
小池長沼仮設住宅	16：15

③小高小・中学校➡相馬（小型）	
小高中学校	15：10
小高小学校	15：15
千倉仮設住宅	16：05
道の駅そうま（相馬市）	16：20
法務局（相馬市）	16：30

④小高小・中学校➡原町区東（小型）	
小高中学校	15：10
小高小学校	15：15
道の駅南相馬	15：45
原ノ町駅東口	15：53

⑤石神第二小学校➡原町区西（大型）	
石神第二小学校	14：45
仲町児童センター	14：50
小高中学校	16：00
小高小学校	16：05
南町復興公営住宅前	16：30
ゆめはっと駐車場	16：37
牛越仮設住宅（南入口）	16：42
牛越仮設住宅（東部鉄塔付近）	16：44
カーシャワーランドおおきど前	16：49

⑥小高小・中学校➡鹿島区（大型）	
小高中学校	16：00
小高小学校	16：05
西町仮設住宅	16：55
牛河内仮設住宅（牛河内公会堂）	17：00
小池長沼仮設住宅	17：05

⑦小高小・中学校➡相馬（小型）	
小高中学校	16：00
小高中学校	16：05
千倉仮設住宅	16：55
道の駅そうま（相馬市）	17：10
法務局（相馬市）	17：20

⑧小高小・中学校➡原町区東（小型）	
小高中学校	16：00
小高小学校	16：05
道の駅南相馬	16：35
原ノ町駅東口	16：43

⑨石神第二小学校➡原町区西（中型）	
石神第二小学校	15：45
仲町児童センター	15：50
小高中学校	18：00
南町復興公営住宅前	18：25
ゆめはっと駐車場	18：32
牛越仮設住宅（南入口）	18：37
牛越仮設住宅（東部鉄塔付近）	18：39
カーシャワーランドおおきど前	18：44

⑩小高小・中学校➡鹿島区（中型）	
小高中学校	18：00
西町仮設住宅	18：45
小池長沼仮設住宅	18：50

⑪小高小・中学校➡相馬（大型）	
小高中学校	18：00
道の駅南相馬	18：30
千倉仮設住宅	18：50
法務局（相馬市）	19：15

⑫小高小・中学校➡原町区東（小型）	
小高中学校	18：00
道の駅南相馬	18：30
原ノ町駅東口	18：38

◀復路　ジャンボタクシー（停車場所・時刻）

①　②　③	
小高中学校	15：10
小高小学校	15：15
福浦小・金房小・鳩原小学区	15：30
小高中学校	16：00
小高小学校	16：05
福浦小・金房小・鳩原小学区	16：20
小高中学校	18：00
福浦小・金房小・鳩原小学区	18：15

表３　スクールバスの利用者数（平成23年８月１日時点）

学校名	在籍児童・生徒数	バス利用者数	利用割合（%）
原町第一小学校	198	166	83.8
原町第二小学校	118	110	93.2
原町第三小学校	181	174	96.1
高平小学校	81	77	95.1
大甕小学校	71	58	81.7
太田小学校	42	33	92.9
石神第一小学校	76	71	93.4
石神第二小学校	184	158	85.9
鹿島小学校	241	2	0.8
真野小学校	45	1	2.2
八沢小学校	84	2	2.4
上真野小学校	116	1	0.9
小高小学校	78	20	25.6
福浦小学校	31	8	25.8
金房小学校	26	3	11.5
鳩原小学校	14	7	50.0
小学校　計	1,586	891	56.2
原町第一中学校	256	234	91.4
原町第二中学校	156	129	82.7
原町第三中学校	94	82	87.2
石神中学校	182	156	85.7
鹿島中学校	282	4	1.4
小高中学校	90	37	41.1
中学校　計	1,060	642	60.6
合　計	2,646	1,533	57.9

３　わんぱくキッズ広場

［わんぱくキッズ育成施設整備事業］ほか２事業

【経　緯】

南相馬市教育委員会が実施した平成22年度（2010）・24年度（2012）の新体力テストの総合評価および健康診断結果によると、東日本大震災以降、運動不足による小学生の体力低下や太りすぎの傾向が顕著に表れてきた。福島第一原発事故から２年が経過して屋外活動の制限が解除されたあとも、子どもを屋外で遊ばせることについて、放射線への不安を持つ保護者は少なくなかった。さらに、震災前の徒歩通学から震災後にはスクールバス通学や保護者の自動車による送迎に変化したことなどにより、活発に運動する機会が減少したことが要因であると考えられた。このため、雨天時においても子どもが安心して活発に遊べる半屋内型の遊び場を整備することとした。

遊び場は、子どもたちにとって、できるだけ身近な場所にあるようにするため、原町区と鹿島区それぞれに１か所設置することとした。平成26年（2014）３月には、原町区に「わんぱくキッズ広場」、平成28年（2016）４月には、鹿島区に「かしまわんぱく広場」が開所した。

また、平成26年４月、㈱Ｔポイント・ジャパンから、同社が進める東日本大震災被災地支援のプロジェクトの一環として、おもに４、５歳から小学校低学年向けの「砂場のある屋内遊び場」を南相馬市内に建設し、市に寄贈したいとの申し入れを受け、同年７月、市としてこの支援を受けることを決定した。そして、平成28年５月に施設が完成し「南相馬みんなの遊び場」として開所した。

写真１　わんぱくキッズ広場外観（令和元年５月24日撮影）

【施設概要】

１．わんぱくキッズ広場（原町区）

（1）工事期間：平成25年（2013）12月～26年３月
（2）場　　所：原町区高見町二丁目地内
（3）構　　造：ドーム型膜素材施設(鉄骨造り)
（4）延床面積：1221.30㎡（トイレ棟含む）
（5）設　　備：ふわふわドーム、クリフクライマー、ザイルクライミング

写真２　わんぱくキッズ広場のクリフクライマー・ザイルクライミング（令和２年10月27日撮影）

２．かしまわんぱく広場（鹿島区）

（1）工事期間：平成27年９月～28年４月
（2）場　　所：鹿島区鹿島字北千倉地内
（3）構　　造：ドーム型膜施設（鉄骨造り）
（4）延床面積：812.42㎡（トイレ棟含む）
（5）設　　備：ふわふわドーム、複合遊具

３．南相馬みんなの遊び場

（1）工事期間：平成27年７月～28年５月
（2）場　　所：鹿島区鹿島字広町地内
（3）構　　造：木造平屋建て
（4）延床面積：153.34㎡
（5）設　　備：砂場とイベントスペースを設けた屋内型の遊び場

写真３　かしまわんぱく広場外観（平成28年５月17日撮影）

【事業を振り返って】

１．わんぱくキッズ広場

　事業を計画した時には、放射線不安対策という観点から密閉型の施設とする案も検討にのぼったが、隣接する高見公園との連動という点から考えると、結果的に半屋内型の施設としたことは正解であった。

２．かしまわんぱく広場

　平成25年度に整備した「わんぱくキッズ広場」を先行事例として、供用開始後課題となった風雨対策などを施して、さらに魅力的な施設とすることができた。

３．南相馬みんなの遊び場

　放射性物質への不安から、子どもたちが大好きな砂場遊びが敬遠されるなか、そうした不安から解放されたかたちで砂場遊びを思う存分堪能できる環境を提供いただいたことは、たいへん有意義であった。

写真４　かしまわんぱく広場のふわふわドーム（令和元年５月24日撮影）

利用者の声

- 雨や雪の日でも思い切り体を動かせる場所がある南相馬の子どもたちは、幸せだと思います。
- 小学校や幼稚園からも近く、さらにみんなの遊び場も近接エリアにあることから、とても遊びやすいです。
- 放射性物質の影響を心配することなく砂場遊びができて、子どもたちもとても喜んでいます。

小高区子どもの遊び場建設に伴う市内幼稚園・保育園保護者等との意見交換会（平成31年2月）より

写真５　南相馬みんなのあそび場外観（平成28年８月３日撮影）

写真６　南相馬みんなのあそび場の内部（平成28年８月３日撮影）

第10章　医療・福祉

第１節　医　療

１　総合病院

【経緯と対応】

平成23年（2011）

３月11日　入院患者数207人。午後２時46分、東北地方太平洋沖地震発生。まず入院患者やスタッフの安全を確認し、それと並行して、地震直後から救急患者の入院を受け入れた。

幸い停電にはならず、電源の供給に問題はなかったため、予定されていた手術は無事終了。しかし、病院で使う医療材料を安全に供給する中央材料室では、ボイラーが停止状態となり、高圧蒸気による処置器具類の滅菌業務が行えなくなった。また、屋上の貯水槽が破損したため６階病棟は水漏れが発生し、さらに、エレベーターも停止した。

血球計数器と生化学自動分析機は地震の揺れによってリセットがかかり、すぐに使用できない状態となり、血液ガス分析装置のみが使用可能であった。それでも、夕方にはすべての検査機器が使用できる状態に復旧できた。

手術室スタッフは、病棟および外来への応援と、これから搬送されてくるであろう手術適応等の重症患者の受け入れ準備にかかった。輸血用血液の準備を依頼するため、福島県赤十字血液センター（福島市）と連絡を取っていたが、その後、通信が途絶えた。

薬局内では、散薬の試薬瓶が何個か床に落ちたものの、棚が倒れるなどの大きな被害はなかった。しかし、救急患者の増加や物流の滞りが想定されたので、薬品や液体酸素などの各問屋へ連絡を取ろうとしたが、なかなか電話がつながらなかった。

患者の収容・治療対応としては、まず、１階外来の待合椅子を撤去して、簡易的な治療場所を設け、１階リハビリ訓練室にいた患者や外来待合室にいた患者に移動してもらった。次に３階病棟患者から順番に１階フロアへ階段で降ろしはじめたところで津波の情報が入り、いったん３階病棟へ患者を戻した。その後、津波に巻き込まれて泥まみれになった患者が大勢搬送されてきた。

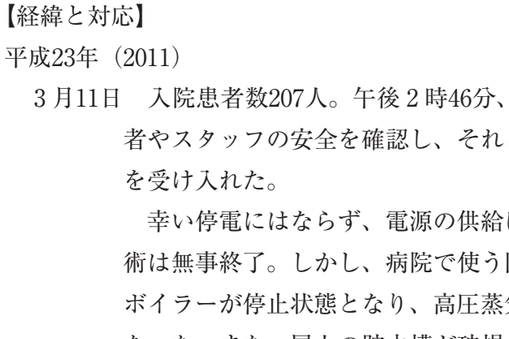
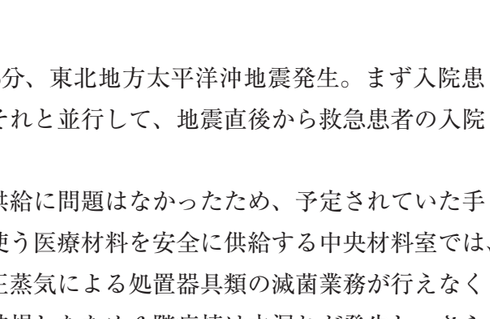

写真１　外来待合室を緊急治療の場へ（平成23年３月11日撮影）

３月12日　DMAT[*1]による重症患者への処置と搬送が行われた。

１階エレベーターホールに院内災害対策本部を立ち上げた。

15時36分、福島第一原発１号機が爆発し、18時25分には福島第一原発から半径20km圏内の住民に避難指示が出された。自主退院を希望する患者が増えたことから、主治医との相談により、自宅に帰れる患者には退院許可が出された。

福島第一原発の状況しだいでは全患者避難となる可能性があるため、患者の診療情報を準備した。また、津波によって服薬中の薬を流失した慢性疾患の患者や、原発事故の拡大を懸念して避難する患者に対して院外処方せんを多数発行した。さらに、軽症の入院患者の避難退院に伴う退院時処方せんを発行するとともに、院内調剤も行った。一方、院内の酸素使用量が増大し、15日の夕方には酸素タンクが空になると予測されたため、液体酸素を手配した。

20時から、院内外の空間線量を把握するために定点モニタリングを開始。

３月13日　福島第一原発から半径20km圏内の小高病院から患者68人を受け入れ、３階病棟患者16人は他病棟に移動した。また、病棟看護師は３交替から２交替勤務に変更した。

午前中、未使用のレントゲンフィルムに感光した痕が確認されたため、放射性物質による院内の汚染が疑われた。このため、出入り口を制限し、窓を閉じて隙間を目張りし、換気扇を止めて、院内に放射性物質が入り込まない対策をとった。

３月14日　朝から、出入り口を正面玄関のみに限定し、職員や外部からの来院者などに対し放射線測定を実施して、汚染の有無を調査することで院内汚染を防止した。また、出勤した職員に安定ヨウ素剤を１錠配布し、防護服着用の指示を出した。

午前８時00分頃、ようやく酸素ローリーにより搬入が行われ、酸素タンクは満タンとなった。搬入開始直前の酸素残量はわずか350㎥であった。

午前８時30分、リハビリ訓練室において職員の第１回全体会議を開催。

写真２　小高病院から入院患者を受け入れ（平成23年３月13日撮影）

＊１　Disaster Medical Assistance Teamの略で、災害派遣医療チームのこと。大規模な自然災害などが発生した際、ただちに被災地に赴いてトリアージ（患者の重症度に基づいて、治療の優先順位を判断する）や応急処置などの医療活動を行う。

外来においては、避難するために患者が院外処方せんの発行を求めて来院し、長期処方が行われたため、処方せんを受け付ける薬局では在庫がなくなるなど、対応困難な調剤薬局が増加した。

午前11時頃、福島第一原発３号機が爆発。

午前11時15分頃、緊急の全体会議を行い、福島第一原発の状況と放射能漏れが報告され、院長は、避難するか病院に残るかは自分で判断するよう告げた。

同じ頃、産婦人科に入院していた妊婦の緊急帝王切開を実施。これが最後の手術となった。そして午前11時30分、病院の機能は停止し、救急外来のみの稼動となった。

この日、分娩直後の患者と新生児、心筋梗塞患者等を福島県立医科大学まで救急車により搬送した。

夜、病院の正面玄関を閉じ、出入り口は救急入り口のみとした。

３月15日　午前11時、福島第一原発から半径30km圏内の住民に屋内退避指示が出された。その区域に当院も含まれていたため、病院職員の多くが避難し、医事や給食、清掃などの契約業者はすべて撤退した。このため、３分の１まで減少した職員で病院の運営を継続せざるを得なくなった。手術室スタッフが院内清掃や支援物資の管理に従事し、看護師が患者や職員の食事の用意、配膳を行うなど、医療行為のほか種々雑多な業務を遂行した。その後、避難指示に伴い物流が途絶え、食料の在庫も尽きる状態に陥り、病院食は粥とゼリーなどとなった。

ようやく血液センターと連絡がつき、赤血球製剤を発注した。

市内のすべての調剤薬局は閉店した。

３月16日　血液センターから、発注した分の赤血球製剤のほか、センターの待機血であった大量の赤血球製剤と新鮮凍結血漿が供給された。

前日に出された屋内退避指示により、薬剤の卸問屋もすべて当院への納品が不可能となった。このため、外来患者への薬剤処方日数を７日分までと制限した。

自衛隊による食料（パンやおにぎり）の供給が開始された。

３月17日　脳外科入院患者を福島第一原発から半径30km圏外に移送開始。

福島県薬務課から、自衛隊による薬剤の供給が18日以降に開始されるという連絡があった。

３月18日　Ｏ型血小板10単位を血液センターに発注し、供給された。また、

写真３　入院患者の移送（平成23年３月17日撮影）

自衛隊による医薬品の搬入が始まった。

再び酸素タンクの残量が減少したので業者へ連絡するが、屋内退避区域への酸素ローリー搬送が制限されていたため、小型車を利用するなどして供給を受けた。さらに、在宅酸素患者向けの酸素濃縮機を40台、医療ガス・医療機器のメーカーから無償で貸与を受けた。

午後、視察に入った防災担当大臣と、市長、院長らによる会談がもたれた。その結果、入院患者には30km圏外への退避指示が出されていることから、100人以上の入院患者を新潟県内の病院に搬送することになり、午後から患者の移送が開始された。

３月19日　本格的な入院患者の搬送が始まり、自衛隊車両と海上保安庁のヘリコプターにより、第一中継地点である川俣高校校庭まで移送した。ここから救急車両やバスなどで第二中継地点である新潟県消防学校まで搬送。そこから新潟県内の各病院へ割り振られた。

３月20日　前日同様、第一中継地点である福島県立医科大学まで患者を移送。午前９時５分、全患者の送り出しが終了した（107人）。

３月21日　入院受入停止のため救急外来１か所のみと薬剤処方業務に再編。また、長野県諏訪中央病院から医師が派遣され、以降、外来診療のほか避難所での医療提供を受けた。

３月23日　福島県から支援薬剤を受領。

３月24日　市内避難所訪問。支援物資の配布業務。外来「健康相談」実施（５月19日まで）。諏訪中央病院から支援薬剤を受領した。

３月26日　諏訪中央病院の鎌田實名誉院長率いる医療スタッフと各避難所を回り、診療業務を引き継いだ。

３月27日　市内３か所の避難所（原町第一

写真４　自衛隊による入院患者の移送（平成23年３月20日撮影）

小学校、原町第二中学校、鹿島中学校）の往診業務を開始。その後、石神第一小学校（４月６日開設）も加わり、１週間に２回、それぞれの避難所において健康相談・リハビリ体操を継続して実施した（～ ６月末）。

３月28日　支援物資による薬剤補充や、非常時に適応した在庫管理が徐々にできるようになってきたため、外来患者に対して行っていた薬剤処方日数の制限を14日分まで延長した。

３月30日　全員招集による病院職員全体集会を開催。職員の今後の業務についての考え方を示した。

４月２日　相馬郡医師会鹿島厚生病院診療所へ職員を派遣。

４月４日　内科・外科の外来診療業務を再開。また、６か所の市内調剤薬局の営業が再開された。

４月５日　県内外の避難所勤務が開始され、職員が避難所での健康管理、市との連絡調整に携わった。

市内調剤薬局の営業再開に伴い、処方日数の制限を30日分までに延長した。

４月６日　市の災害対策業務へ職員を派遣し、仮設住宅受付業務や物資配給業務に従事した。

精神科・血液内科等の特殊な診療科の処方については、院外処方での対応とした。

４月７日　県内外避難所への職員派遣説明会を開催。

４月13日　リウマチ科の診察を再開。

４月14日　福島県と長崎大学病院・長崎県医師会に当院職員が同行し、避難できずに残った住民の自宅往診業務を開始（～ ６月２日）。

５月10日　内科・外科ゾーンでの外来診察を再開。

写真５　外来診療業務の開始（平成23年４月４日撮影）

５月11日　外来リハビリを再開。

５月16日　脳外科に限り72時間の期限付きで入院が可能となり（５床）、手術を再開。

６月６日　神経内科、泌尿器科の外来を再開。

６月11日　診療科を特定しない短期入院（40床）が許可された。

６月20日　70床の短期入院が可能となった。

７月11日　市民の内部被ばく検査のため、鳥取県から借用した移動式椅子型ホールボディカウンター（以下「WBC」）による検診を開始。

８月１日　病床を100床（４・５階各50床）に拡大。県から借用した屋内設置椅子型WBCを用いて検診を開始した。

９月15日　小児内部被ばく検診を開始（～ 10/14）。

９月23日　立位型WBCを購入し設置。

９月26日　立位型WBCの運用を開始。１人あたり２分間、１日100人を測定した。

10月３日　正面玄関での出入りを再開。

10月11日　エレベーター ２台の運用を再開。２階エレベーターホール前に置かれた災害対策本部を縮小した。

10月19日　血液製剤の院内在庫開始（RCCLR各型４単位）。

11月１日　小高病院から看護師23人を配置異動。
病床を120床に拡大（４・５階各50床、６階20床）。

11月26日　応急仮設住宅において、ワクチン接種をボランティアで実施。

平成24年（2012）

１月６日　婦人科外来を再開。

１月11日　県民健康調査「小児健康診査」を開始。

４月１日　病床140床に拡大（３・４・５階運用）。

９月１日　病床150床に拡大。

９月７日　基幹型臨床研修病院の指定を受けた。

平成25年（2013）

２月19日　DMAT設置。

４月１日　基幹型臨床研修を開始。

12月20日　脳卒中センター基本設計業務の完了。

平成26年（2014）

７月22日　乳幼児内部被ばく検診用WBC（ベビースキャン）を設置。

８月３日　DMAT ２チーム増設（計３チーム15人）。

９月30日　脳卒中センター実施設計業務の完了。

平成27年（2015）

３月11日　脳卒中センター建設工事着工。

平成28年（2016）
　２月１日　電子カルテシステム・自動再来受付機を導入。
　４月１日　病理遠隔システムを導入。
　６月１日　閉鎖していた第四病棟の機能を回復し、稼働病床を180床に拡大。
　８月25日　脳卒中センターの一部供用を開始（外来診療を開始）。
　12月28日　脳卒中センター竣工。
平成29年（2017）
　２月１日　脳卒中センター全館供用開始。稼働病床を230床に拡大。
　３月　　南相馬市立病院改革プランを策定。
　10月１日　敷地内全面禁煙の実施。
　11月１日　地域包括ケア病棟の運用開始（50床）。
平成30年（2018）
　３月26日　人工透析医療を開始（８床）。

【業務を振り返って】

　平成23年３月11日に発生した東日本大震災における福島第一原発事故により、本市を取り巻く医療環境は大きく変化し、国の避難指示や屋内退避区域等の指定により、当院では入院患者を置けないなど、診療が大きく制限された。全入院患者を30km圏外へ移送したあと、病院スタッフは市の災害業務に従事する者、各地に設けられた市民の避難所へ配置される者など、職員の多くが病院の業務から一時的に離れた。また、医師も診療ボランティアとして各避難所等を定期的に巡回し、避難市民の健康管理等の役割を担ってきた。しかし、当時は原発事故の影響により、多くの医療スタッフが離職を余儀なくされるなど、病院存続にとって危機的な状況となっていた。

　このような状況のなか、被災した本地域における公立病院の責務として、病院を閉鎖することなく外来機能を維持し、スタッフ確保に努めながら、徐々に入院病床を再開してきた。

　平成25年度には、基幹型臨床研修病院の指定を受け、初期研修医２人を迎え医師の育成と確保に取り組んだ。さらに看護職員に対しては給与等の処遇改善を行うなど、医療スタッフの確保・定着に努め、本来の病院機能を回復させることを最大の目標として、医療提供体制の再構築に取り組んできた。

　また、復旧・復興に向けた東日本大震災被災地の医療として、放射線内部被ばく測定、甲状腺機能検診、放射線被ばくに係る相談外来、仮設住宅避難者をはじめとする在宅診療等に取り組み、市民の健康被害の不安払拭に寄与してきた。

　そして、相双地区における脳疾患をはじめとする救急医療の拠点、医療復興の拠点となるべく、脳卒中センターの建設を進め、平成29年２月に開所した（本節４参照）。外来、救急、放射線検査、100床の病棟、リハビリテーションの機能を有する脳卒中センターであり、この開所と合わせ、許可病床230床のすべての病床の受け入れを再開した。

　脳卒中センターの病棟の一部には、急性期から回復期への患者や日常疾患の患者を受け入れる地域包括ケア病棟を導入した。また、地域内で深刻化していた透析医療においては、既存医療機関で拡大対応ができない分を受け入れるため、新たに人工透析医療の導入に取り組んだ。

　市立病院として、地域に必要な医療提供を継続しつつ、経営改善等を推進することにより、将来に向かって持続可能な病院経営を確保し、より一層市内外の皆さまに安心される運営を目指したい。

ご支援ご協力ありがとうございました

係長・40代男性

　短期間での入院患者全員の移送、ホールボディカウンターの設置など、原子力発電所事故の対応という初めて経験する業務ばかりでたいへん苦慮しました。
　未曾有の大災害のなか、職員がそれぞれの役割を精一杯努め、情報が不足する状況下でも、院内の指示系統をひとつにして行動しました。
　医師をはじめとする医療関係者が全国から被災地支援にきていただき、たいへん感謝しております。
　多くの皆さまのご支援、ご協力を賜り、被災地の医療を支える役割を果たして参りました。

２　小高病院

【経　緯】

平成23年（2011）

３月11日　東北地方太平洋沖地震発生後、ただちに入院患者68人と出勤スタッフの安否を確認、異常なし。

停電はしなかったものの、地盤沈下が著しく、院内と院外を結ぶ給排水設備が破損し、水道が使用できなくなった。

院内の吸引装置に不具合が発生し、入院患者の痰などの吸引ができなくなったため、ハンディー型の吸引器にて対応した。

津波で流された方が消防団等により運ばれ、身体の洗浄や手当等の対応にあたった。

３月13日　前日に福島第一原発から半径20km圏内に避難指示が発表されたため、20km圏外の総合病院に入院患者を移送するとともに職員も移動し、診療を継続した。

３月18日　入院患者をさらに30km圏外に移送開始。

３月20日　全患者の移送終了。

４月30日　建物の被災により、診療を続けることが困難であったことから、当院に在籍する医師全員が退職。

５月11日　福島県に病院休止届を提出。

11月１日　当院の医療職が全員総合病院へ配置換えとなった。

平成24年（2012）

５月以降　病院施設の必要修繕個所の調査、外構等の修繕設計作成。

平成25年（2013）

10月　　市では「南相馬市小高区地域医療復興計画」を策定し、翌26年度に当院の外来診療の再開を決定。

平成26年（2014）

３月　　外構等修繕工事、およびリハビリテーション棟改修工事が終了。

４月23日　リハビリテーション棟を外来診療棟に改称。非常勤医師１人、看護師２人体制による内科を中心とした外来診療を週３日開始。

平成27年（2015）

７月　　診療日数を週４日に拡大。

８月　　「地域医療在り方検討委員会」にて将来の小高病院の機能や規模についての本格的な議論を開始。

平成28年（2016）

４月１日　非常勤医師４人、看護師２人で内科・外科の診察を開始。

平成29年（2017）

４月１日　常勤医師１人、非常勤医師３人、看護師４人で内科・外科の診察のほか、訪問診療を開始。

５月18日　オンライン（遠隔）診療開始。

平成30年（2018）

４月１日　常勤医師１人、非常勤医師３人、看護師３人で内科・外科の診察のほか、訪問診療とオンライン診療を引き続き行う。

【実施内容】

１．小高病院入院患者の移送

平成23年３月12日に小高区全域が避難指示区域に指定されたため、翌13日、当時の入院患者68人を総合病院に移送し、診療を継続した。移送は、消防および病院の救急車のほか、民間のマイクロバス等を借り上げ、職員総出で対応した。総合病院も混乱状態であり、一時、講義室に布団を敷いた雑魚寝状態であった。

同15日に原町区全域が屋内退避指示区域に指定され、18日から３日間かけて自衛隊車両などで当院と総合病院入院患者112人すべてを新潟県など福島第一原発から半径30km圏外へと移送した。

２．小高病院の再開

当院は、東日本大震災以降、病院の休止を余儀なくされたが、市では、避難指示解除後に地域内で医療機関が再開していないと市民の帰還が進まないと判断し、平成25年１月、小高区内で開業していた医師らを含む９人の委員で「南相馬市小高区地域医療復興計画策定委員会」を立ち上げ、小高区内の医療をどのように再開していくか議論を開始した。

当時は、避難指示の解除時期が不明なこともあり、医療機関が再開しても不採算となる見通しが高かった。このため、まず公立の病院から再開することが必要との方向が委

写真１　病院正面玄関の地震被害の状況（平成25年６月20日撮影）

写真２　地盤沈下の状況（平成25年６月20日撮影）

員会でまとまり、同年10月に「南相馬市小高区地域医療復興計画」を策定、計画に沿うかたちで平成26年４月から小高病院の外来診療を再開した。

【業務を振り返って】

平成23年３月に小高区全域が避難指示区域に指定されたことは、病院として考えもしなかった出来事であり、入院患者を総合病院へ移送する際も、エレベーターが故障していて使用できず、患者をストレッチャーや車いすに乗せて階段を人力で降ろさざるを得なく、相当の労力を要した。また、津波によって運ばれた流木などにより国道６号が通行できず、それを迂回しながら何往復もすることになった。

平成23年度に入ってから、当院の医療スタッフの多くが退職した。そのようなこともあり、平成25年10月に「南相馬市小高区地域医療復興計画」が策定された後も、医師をはじめとする医療スタッフが誰も決まっていない状況で、医師および看護師の配置は困難を極めた。すべてのスタッフが揃ったのは、当院が再開する平成26年４月23日の１週間前のことである。

小高病院は、避難指示区域内で初の医療機関の再開だったこともあり、再開日当日は、全国から病院（外来診療棟）に入りきれないほどの報道機関が集まった。

医師の勤務の関係で、平成26年度の診療日は週３日だったが、翌27年度には週４日、28年度からは週５日（平日毎日診療）と診療日を拡大していった。

震災による休院と避難指示区域内での診療

事務長補佐・40代男性

～休院に至るまで～

病院建物が倒壊するのではないかと思うような激しい揺れに見舞われ、翌日、調査により病院内の被災の状況が明らかになり、業者手配など対応に大忙しとなると思われた矢先の信じがたい原発事故。今思えば被ばくの可能性もあるなか、多数の寝たきりの患者も含め68人もの患者を事故なく総合病院まで移送でき、とりあえず一安心した。当時の入院患者には相当な負担になったと感じている。移送する途中で急変された患者がいなかったのはせめてもの救いだった。

～再開まで～

平成25年10月に市が策定した「南相馬市小高区地域医療復興計画」に基づき、翌26年４月に小高病院の外来診療を再開することとなったものの、策定した時点では、外来診療棟の改修に未着手で、医療スタッフもゼロから確保しなくてはならず、計画どおりの再開ができるかどうか不安だった。

また、再開後も、小高区は避難指示解除準備区域等で居住できないエリアだったため、患者がどの程度来院するか不安なところがあった。しかし、少ない人数であったが、来院者は徐々に増えていった。

特に、傷病での来院の傍ら、避難生活の疲れや家族が離散したことに対する悩みなどを医師や医療スタッフに打ち明けて、胸のつかえが取れるような患者が多く、避難指示区域内で診療を再開した意味合いは大きいと感じた。

３　医療機関の再開

【経　緯】

東日本大震災の影響により、本市の医療は大きく制限され、一時的に閉鎖された医療機関も多い。本節１・２では市立総合病院と小高病院の対応を記したが、ここでは、それ以外の医療機関も含めて、診療再開までを概説する[*1]。

平成23年（2011）

３月18日　国と県災害対策本部との協議の結果、厚生労働省は福島第一原発から半径20～30km圏内の病院に入院している患者について、全員を福島県外に搬送することとし、３月22日には全入院患者の搬送が終了した。

３月25日　30km圏外にある鹿島厚生病院（鹿島区）で「相馬郡医師会臨時診療所」による外来診療を開始した。

また、相双地方の精神科の病院と診療所が機能停止に追い込まれたため、公立相馬総合病院（相馬市）で県精神保健福祉センター医師による診察を開始した。その結果、精神科を標榜しない公立相馬総合病院へ患者が殺到することとなった。

３月29日　福島県立医科大学こころのケアチームの協力のもと、県内外からスタッフが入り、公立相馬総合病院において臨時の精神科外来診察を開始した。

４月１日　鹿島厚生病院で外来診療を再開した。

４月４日　市内の精神科を除く４病院（市立総合病院、大町病院、小野田病院、渡辺病院～いずれも原町区）で外来診療が再開されたが、入院機能については国から認められず、回復しないままであった。そのうち市立総合病院では、救急室において内科・外科に分けた外来診療であったが、当直も置き、夜間救急にも対応した。外来診療のほかに避難所の訪問診療、保健センターによる在宅患者の訪問診療などにもあたった。

４月６日　相馬市および南相馬市内の病院長が集まり、３日間程度で退院できる患者を対象とした10床の入院機能を確保する方策を検討したが、それを担う病院は決まらなかった。その後、大町病院と鹿島厚生病院の２病院に各５床の入院を確保することで了承された。

４月８日　「相馬郡医師会臨時診療所」での診療が終了した。

４月11日　２病院に各５床の入院病床が確保された。

５月２日　鹿島厚生病院で80床すべての入院が再開された。これにより、同病院で確保していた入院病床５床が市立総合病院に移ることになった。

＊１　福島県相双保健福祉事務所『東日本大震災における活動の記録誌』（2014）、南相馬市立総合病院『震災後アーカイブス　―あの日から１年間の取り組みの記録―』（2013）より引用編集

５月16日　市立総合病院では脳神経外科に限り５床、72時間の入院が開始された。しかし、この期間を過ぎると30km圏外に患者を搬送しなければならず、患者にとって負担であった。

６月20日　屋内退避指示の解除を受けた医療機関と相双保健福祉事務所の打ち合わせにより、医師・看護師の数を勘案して、20～30km圏内の精神科を除く４病院で計205床の入院が可能となった。市立総合病院では短期入院70床が認められた。診療科は特定されず、入院期間は医師の判断に委ねられた。

６月22日　雲雀ケ丘病院（原町区）で外来診察を再開した（週２回）。

８月１日　市立総合病院では入院を必要とする患者が徐々に増えたため、入院病床を100床とした。そして、11月１日には120床入院可能な体制とした。

12月上旬　県から厚生労働省に対し、国立医療機関等からの精神科医派遣を要請した結果、精神科医の派遣が認められ、平成24年１月中旬に雲雀ケ丘病院の入院機能を再開できる見込みとなった。

平成24年（2012）

１月17日　雲雀ケ丘病院で病床254床のうち60床の入院機能を再開した。

【業務を振り返って】

市立総合病院では、「お薬手帳」などを持参すれば、それまで服用していた薬と同じものを処方するという機能のみを残し、入院・外来機能をすべて停止した。その結果、福島第一原発から半径30km圏外にある相馬市の２病院へ本市からの外来患者が殺到するようになった。

また、相双地域にあった精神科病院と診療所が、すべて機能しなくなったことは、薬がなくなり処方を受けられなくなってしまった人や震災の影響で病状が悪化した人などにとって、にわかには信じがたい事態であった。さらに、多くの人びとが県内外に避難する一方で、混乱と不安の状況下で地域に留まった人のなかには、心の安定を失い、精神症状が悪化したなどの情報が、相双保健福祉事務所に数多く寄せられるようになった。

一時的に避難を余儀なくされた医療機関の医師の多くは、避難指示区域外において診療を再開しているが、看護師等は家族と避難したため、これまでの医療機関での勤務が困難となり、看護師等の不足は、震災以前にも増して深刻な課題となっている。

４　総合病院脳卒中センター

［総合病院脳卒中センター建設事業］

【経　緯】

南相馬市立総合病院は、地域における中核病院として、急性期医療、救急医療、高度医療を重点的に担い、地域住民の生命と健康を守る役割を果たしてきた。

日本における脳卒中の死亡率は、がんや心疾患に次いで高い水準で推移し、とりわけ、相双医療圏における脳卒中死亡率は全国平均の1.6倍という状況で、抜本的な対策が求められていた。また、浜通りでは従来からの医師不足に加え、東日本大震災における福島第一原発事故による地域社会の崩壊が、医療提供体制にも甚大な影響を及ぼし、一時期、相双地区の医療は壊滅的な状態となった。

震災直後から、相馬地方の医療スタッフは一丸となって、地域住民が安心して暮らせる環境を整えるためにも、医療復興に邁進してきた。しかし脳卒中診療においては不十分であり、当院を中心とした医療提供体制の再構築が求められていた。

脳卒中は、発症後、いかに早く診断・治療を行うかが生存や予後の改善に直接つながる疾病であり、救急搬送－診断－適応判定－治療まで、きわめて円滑に医療を提供できる体制を整備することが、脳卒中死亡率の改善に結びつくことになる。

そこで、相双医療圏で唯一脳血管疾患の救急対応や入院ができる病院として、当院の人員体制や機能を充実させるために、平成23年（2011）12月、「福島県医療復興計画」に事業提案を行った。その結果、翌24年（2012）２月、県が策定した「福島県浜通り地方医療復興計画」に当院が位置付けられたことから、院内に「基本構想検討委員会」を立ち上げ、同年８月には「南相馬市立総合病院脳卒中センター建設基本構想」を作成した。

そして、同年９月に「南相馬市脳卒中センター開設準備委員会」を設置し、翌25年（2013）３月「南相馬市立総合病院脳卒中センター建設基本計画」を策定、27年（2015）３月に建設工事に着手し、29年（2017）２月に開所した。

【基本計画の内容】

「南相馬市立総合病院脳卒中センター建設基本計画」のおもな内容は次のとおりである。

１．基本理念

脳卒中の診療、研究を通して、最善の予防、診断および治療の方法を確立し、地域住民の健康福祉の増進に寄与するとともに医学の向上に貢献する。人道を尊び、地域の方とともに良質な医療を目指す。

２．基本方針～脳卒中センターにおいて特に強化する機能

（1）相双地区の医療復興の拠点となるべく、積極的に脳血管疾患および救急医療に取り組み、脳卒中死亡率を激減させる。

(2) 相双地区住民へ積極的に脳卒中啓蒙活動を行い、脳卒中発生率の低減に努める。
(3) 住みなれた地域の中で安心して暮らせるよう、地域医療支援病院として他の医療機関と積極的に連携し、地域医療体制の充実を図る（図１）。
(4) 福島県立医科大学、東北大学から御支援を頂けるよう両大学との協力関係を深め、人的交流、医療相談、医療教育の連携を進める。
(5) 災害拠点病院として、災害時の被災者に対する救急治療スペースの確保、被災者受入れ機能に配慮した施設の整備に努める。また、災害時には、救護所、避難所に出向き診療活動を行う。
(6) 経営の健全化・安定性を確立する。

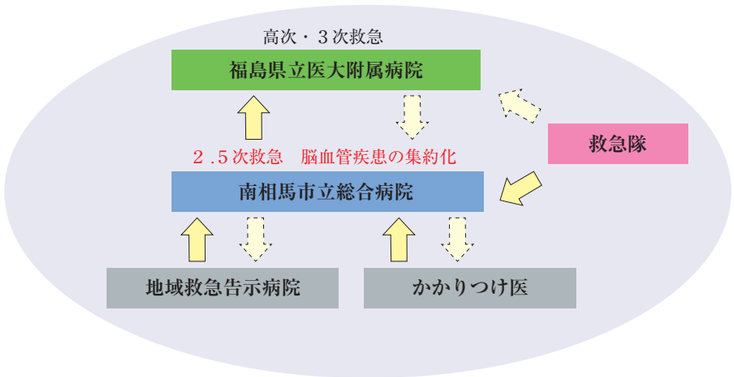

図１　相双医療圏の脳血管疾患救急医療構想
＊南相馬市立総合病院「南相馬市立総合病院脳卒中センター建設基本計画」(2013) より引用編集

３．整備方針

原子力災害により設定された警戒区域により、浜通りは南北に分断されており、震災前のように三次救急医療について総合磐城共立病院の救命救急センターとの連携は不可能な状況である。

今回の方針として、相双医療圏の北側に位置する圏域の中で、二次救急までが完結できる体制づくりを目指すものとし、とりわけ死亡率の高い脳卒中を中心とした脳疾患に関しては、可能な限り三次救急医療まで完結できるよう整備する。

そのため、脳卒中および脳疾患における緊急対応については、実質的に対応できる病院が南相馬市立総合病院に限定されていること、脳卒中および脳関連疾患患者の受け容れベッドが不足していることから、別棟に脳卒中センターを建設して機能の充実を図るものとする。

４．病床構成

本院の病床を230床から170床に減らし、増築する脳卒中センターでは、本院から移設する60床に増床分40床を加えて100床となる。100床の内訳は、脳神経外科一般病棟50床、回復期リハビリテーション病棟50床とする。

５．フロア概要

- １階：救急診療部、外来診療（脳神経外科、リハビリテーション科、整形外科、外科）、放射線科
- ２階：リハビリテーション室、管理部門
- ３階：回復期リハビリテーション病棟
- ４階：脳神経外科病棟
- 屋上：ヘリポート

【事業の経過】

１．基本計画：平成24年度
２．基本設計：平成25年度
３．実施設計：平成25 ～ 26年度（2014）
４．建設工事
(1) 着　工：平成27年３月11日
(2) 仮オープン：平成28年（2016）８月25日
脳卒中センター １階にて、脳神経外科、整形外科、小児科の外来診療開始
(3) 竣　工：平成28年12月28日
(4) 開所式：平成29年２月１日

写真１　開院間近の脳卒中センター（平成28年11月撮影）

【事業を振り返って】

震災からの復旧・復興事業が数多く取り組まれているなかでの施設整備においては、人材や資材の確保が困難な状況にあり、また、工法の変更も必要になった。このため事業費が増加することとなったが、国や県へ実情を説明することにより補助金の増額がなされた。

脳卒中センターの建設工事中は、病院敷地内に現場事務所等を設置したため、来院者の駐車場が不足し不便をきたした時期もあったが、工夫しながら限られた敷地を最大限活用して対応した。

当センターが整備されたことにより、救急医療提供体制が充実し、脳卒中等への迅速な対応が可能となった。

平成29年度には救急外来を創設し、看護師の常勤配置と当番医による救急対応を開始した。時間外の救急外来患者数は、平成28年度が4629件、当センター開院後の29年度が5186件となっている。また、救急車による救急搬送受入件数についても、平成28年度が1458件、29年度が1615件と大きく件数が増加しており、相馬地方管内における救急出動において当院が果たす役割が大きくなっている。

当センターの運用を開始してからは、脳卒中についての市民の関心が大きく広がったこと、また、医療技術者がこのセンターで働きたいという意識の高まりなど、当センターがこの地域のランドマーク（目印や象徴となる建造物）であると感じる。今後はさらなる医療の充実に努め、市民の健康と安心を守るべく、地域に大きな貢献を果たす医療機関をめざしていく。

写真２　最新型を導入した血管撮影装置（平成29年６月15日撮影）

写真３　屋上に設けたヘリポートでの患者搬送のようす（平成29年３月８日撮影）

５　看護師等修学資金

［看護師等修学資金貸与事業］

【経　緯】

東日本大震災の福島第一原発事故により、市内の医療機関に勤務する看護師の多くが避難してしまったため、深刻な看護師不足が起きた。平成25年（2013）１月時点で、市内の病院の病床稼働率は５割程度に留まるなど、医療提供体制の機能が回復できていない状態であった。

医療機関は、不足する看護師を確保するため、国、県、看護学校等へ要請するなどの努力を続けていたものの、全国的な看護師不足から状況の改善に至っていなかった。

このことから、平成25年４月、保健師、助産師、看護師および准看護師を養成する学校等に在学する学生のうち、卒業後、本市において看護師等の業務に従事する意思のある学生を対象に、修学に必要な資金を無利子で貸し付ける制度を創設した。そして、貸し付けを受けた学生が卒業後、市内で貸付期間に相当する期間、看護師等の業務に従事したときは、貸付金の返還を免除することとした。

【実施内容】

１．制度概要

（1）対象者

保健師、助産師、看護師および准看護師を養成する学校等に在学する者で、卒業後、市内の医療機関に従事することを予定するもの。年齢、居住地、学校の所在地は問わない。

（2）貸与額

①入学金相当分：養成施設に入学するための入学金（対象は新入生）

②授業料相当分

- 看護師、助産師、保健師養成施設／月４万5000円以内
- 准看護師養成施設　　／月３万4000円以内

③生活費相当分：生活費相当分について貸与を希望する場合、月５万5000円以内

なお、貸与額は無利子とする。

２．実施状況

（1）年度別修学資金貸付決定者数

平成25年度から同30年度（2018）までの貸付決定者は116人、年平均決定者数は19.3人で、全体の70％が相双地域内の養成校（相馬看護専門学校、公立双葉准看護学院）の修学者である。

（単位：人）

区分＼年度	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	合　計
貸付決定者	17	9	16	15	22	37	116
うち相双地域内養成校者	10	4	12	7	16	32	81

(2) 貸付終了後の就労等の状況

貸付終了者は平成29年度（2017）末で49人、うち市内医療機関で看護業務についている者は37人で、貸付終了者の76％となる。

なお、市外就労等による貸付資金返還の該当者は12人であるが、全員貸付金を返還済みである。

（単位：人）

区分＼貸付終了時期	平成27年３月	平成28年３月	平成29年３月	平成30年３月	合　計
貸付期間終了者	10	8	10	21	49
うち市内医療機関就労者	8	5	9	15	37
うち貸付資金返還者	2	3	1	6	12

【市内医療機関の現状】

平成30年５月１日現在、市内医療機関の看護師等の求人は62人、内訳は病院が50人、診療所12人である。

一方、貸付終了者の就労実績は、市立総合病院が高い割合を占めていたが、市立総合病院では平成30年度の募集をもって、現状の診療体制での看護師数がおおむね充足する見込みとなっている。また、現在、修学資金の貸付を受けている者が67人いることから、令和元年度（2019）以降、市内民間医療機関への就労者が増える見込みである。ただ、離職などにより、必要とされる看護師が充足しないことも考えられることから、本制度の継続が必要な状況は当面続くと思われる。

（単位：人）

区分＼終了予定年月	平成31年３月	令和２年３月	令和３年３月以降	合　計
貸付終了予定者	25	21	21	67

医療人材の育成・確保のために

課長補佐・50代男性

市内での看護師をはじめとする医療有資格者が充足することで、病院機能と病床回復が図られ、地域医療体制の充実につながります。進行する高齢化社会に対応できる地域であるためには、本制度の活用をはじめとした、地域内での医療人材の育成・確保が不可欠であると思います。

第２節　福　祉

１　障がい者施設の休止、再開

【経　緯】

東日本大震災とそれに伴う福島第一原発事故により、市内の障がい福祉施設の入所者も市外さらには県外の施設への避難を余儀なくされた。また、同時に、各事業所において多くの職員が避難したことにより、事業所を休止または廃止せざるを得ない状況にもなった。

このため、市では、被保険者の安否の確認と併せて、事業所の状況を随時聴き取りして、その把握に努めた。

【実施内容】

市内の障がい者施設（入所系・居宅系サービス）の新設・増設、休止、廃止状況を把握し、災害対策本部会議で報告している（継続中）。

表１　障がい者施設の状況（令和元年12月末日時点の施設数）

施設の種類		震災前①	震災後				現稼動施設 ①－②＋③＋④－⑤
			休止②	休止後再開③	新設④	廃止・移行⑤	
1	地域活動支援センター	4	－	－	－	4	－
2	就労継続支援Ｂ施設	5	3	2	7	－	11
3	就労継続支援Ａ施設	－	－	－	1	1	－
4	生活介護	1	－	－	3	1	3
5	知的障害者通所授産施設	1	－	－	－	1	－
6	生活訓練	－	－	－	1	－	1
7	グループホーム等	12	－	－	4	2	14
8	施設入所支援	－	－	－	1	－	1
9	知的障害者通勤寮	1	－	－	－	1	－
10	知的障害児施設	1	1	1	－	1	－
11	児童デイサービス	3	1	1	－	3	－
12	放課後等デイサービス	－	－	－	7	－	7
13	児童発達支援	－	－	－	6	－	6
合　計		28	5	4	30	14	43

＊１つの施設内に複数の施設種類がある場合は、それぞれの種類に数値を記載してある。

【業務を振り返って】

障がい福祉事業所それぞれの運営状況を把握することで、避難者からの問い合わせに対応し、帰還の調整を行うことができた。今後も各事業所との連絡を密にし、運営状況等の把握を継続することで、利用者への情報提供に役立てたい。

２　介護員養成

［介護員養成事業］

【経　緯】

東日本大震災における福島第一原発事故の影響によって、介護職員が市外へ避難していることなどから、市内の介護事業所では職員不足が深刻化した。家族介護者からは「親を遠くの施設に入れて、長時間かけて会いにいくのはたいへんだから近くの施設に入れたい」という相談が、介護施設に寄せられていた。しかし、親を戻したくても戻せない、介護の現場では、受け皿はあるが、職員不足で手助けできないという状況が続いていた。

このことから、市では、スタッフ不足を解消して、介護サービスの充実を図るため、介護員を養成して、市内介護事業所への就業につなげることを目的とした「介護職員初任者研修講座」を開催した。

また、講座修了者が市内介護事業所へスムーズに就業できるよう、講座修了者等と介護保険事業者が一堂に会し面談する機会として、「介護のお仕事面接会 in 南相馬」を相双地域雇用創造推進協議会と連携して開催した。

【実施内容】

１．実施期間

平成25年度（2013）～継続中

２．概　要

平成25年度から、介護職員初任者研修講座と「介護のお仕事面接会 in 南相馬」を開催（介護職員初任者資格：旧ホームヘルパー２級にあたる資格であり、介護の現場において必要となる基本的知識や技術を習得するもの）。

また、平成30年度（2018）から、介護職員実務者研修講座を開催（介護職員実務者資格：旧ホームヘルパー１級・介護職員基礎研修にあたる資格。介護における専門的な知識や技術の習得を目的とし、国家資格である介護福祉士試験の受験資格となる）。

写真１　初任者研修講座の授業のようす（平成25年７月１日撮影）

写真２　就職説明会での面接風景（平成28年11月29日撮影）

３．実　績

（1）介護職員初任者研修講座

年度	コース	期　間	定員	応募	修了	就業	備　考
平成25年度	第１期	平成25年 7月 1日～ 9月10日	30	23	17	7	
	第２期	平成25年 7月13日～ 9月14日	30	7	3	0	高校生のみ
	第３期	平成25年 9月17日～12月13日	30	25	18	10	
平成25年度／３回開催　計			90	55	38	17	新規就業者
平成26年度	上期土曜	平成26年 6月28日～10月25日	20	20	17	4	
	上期月木	平成26年 7月 7日～ 9月11日	20	16	16	11	
	下期日曜	平成26年10月 5日～27年 2月15日	20	15	13	5	
	下期火金	平成26年10月17日～12月12日	20	20	19	10	
平成26年度／４回開催　計			80	71	65	30	新規就業者
平成27年度	上期日曜	平成27年 6月28日～11月15日	20	15	15	1	
	上期月木	平成27年 7月 6日～ 9月10日	20	16	14	6	
	下期土曜	平成27年10月17日～28年 2月27日	20	24	21	11	
	下期火金	平成27年 9月29日～11月27日	20	5	5	2	
平成27年度／４回開催　計			80	60	55	20	新規就業者
平成28年度	上期日曜	平成28年 6月26日～11月27日	20	11	11	3	
	上期月木	平成28年 6月30日～ 9月12日	20	10	10	3	
	下期土曜	平成28年10月 8日～29年 2月25日	20	9	9	3	
	下期火金	平成28年 9月27日～11月25日	20	9	9	4	
平成28年度／４回開催　計			80	39	39	13	新規就業者
平成29年度	上期日曜	平成29年 6月18日～11月12日	20	20	14	8	
	下期月木	平成29年10月 2日～11月27日	20	13	11	3	
	下期土曜	平成29年 9月 2日～12月16日	20	20	18	4	
	下期火金	平成29年11月10日～30年 1月23日	20	9	8	4	
平成29年度／４回開催　計			80	62	51	19	新規就業者
平成30年度	月木	平成30年 7月12日～ 9月13日	20	15	12	2	
	日曜	平成30年 8月19日～11月25日	20	10	9	1	
	土曜	平成30年 9月 1日～12月 8日	20	18	17	2	
平成30年度／３回開催　計			60	43	38	5	新規就業者
合　計		22回開催	470	330	286	104	

（2）介護職員実務者研修講座

年　度	コース	期　間	定員	応募	修了	就業	備　考
平成30年度	日曜	平成30年 9月30日～12月23日	20	26	19	1	新規就業者

(3) 介護職員合同就職説明会「介護のお仕事面接会 in 南相馬」「福祉のしごと就職説明会」

年　度	期　日	参加法人	参加者	就業者	備　考
平成25年度	平成25年10月12日(土)	16/25	17（ 8）	7（ 5）	
平成26年度	平成26年11月 9日(日)	14/26	19（15）	7（ 6）	
	平成27年 2月11日(水)	14/27	29（15）	6（ 4）	
平成27年度	平成27年11月 7日(土)	14/27	12（ 6）	2（ 2）	
	平成28年 2月18日(木)	15/27	13（ 8）	2（ 2）	
平成28年度	平成28年11月29日(火)	14/25	10（ 9）	3（ 3）	
	平成29年 2月26日(日)	17/26	10（ 3）	1（ 0）	
平成29年度	平成29年12月17日(日)	17/27	25（ 8）	9（ 3）	移住者３人含む
	平成30年 3月 4日(日)	18/27	19（ 1）	3（ 0）	
平成30年度	平成30年12月 2日(日)・ 5日(水)	15/28	18（14）	3（ 3）	
	平成31年 3月 1日(金)・ 3日(日)	14/28	14（ 4）	3（ 0）	
合　計	11回開催		186（91）	46（28）	

＊参加法人の分母は総法人数、分子は参加法人数。参加者・就業者の（ ）内数字は講座受講人数。

【事業を振り返って】

初年度である平成25年度の講座終了時から、修了者が介護事業所へ就業する動きがみられた。平成30年度末までの講座修了者（初任者のみ）286人のうち、104人が市内事業所へと就業していることから、効果的な事業が実施できたと考える。

また、初任者研修講座に加え、実務者研修講座も開催することで、介護職員の確保のみならず、さらなるスキルアップへとつながっている。就職説明会では、介護分野での就職を検討している方へ、県社会福祉協議会の就職支援制度など、介護分野での就労支援制度の周知も行えた。

第11章　住まい

第１節　被災住宅への対応

１　住宅の応急修理

［災害救助事業］

【経　緯】

東日本大震災により、住宅に被害を受けながらも、居住を続けていくことを希望する世帯に対して、市が業者に依頼して応急修理を実施した。

【実施内容】

災害救助法に基づき、住宅の り災判定が「半壊」または「大規模半壊」の被害を受け、応急修理を実施することにより自宅での生活が引き続き可能となる場合に実施した。したがって、仮設住宅または借上げ住宅制度との併用は、制度上できなかった。

１．要　件

（1）世帯あたりの修理限度額

52万円以内

（2）応急修理の範囲

①日常生活に欠くことのできない部分であり、より緊急性を要する箇所

②地震・津波の被害と直接関係のあるもの

③内装に関するものおよび家電製品は対象外

２．実施期間

平成23年（2011）５月～ 25年（2013）２月

（1）30km圏外の区域　　：平成24年（2012）５月まで

（2）緊急時避難準備区域　：平成24年12月まで

（3）避難指示解除準備区域：平成25年２月まで

※居住制限区域および帰還困難区域は対象外

写真１　外部被災状況と応急修理のようす（原町区雫　平成23年撮影）

３．受付件数

平成23年度：43件

平成24年度：52件

合　計　：95件

【事業を振り返って】

当初は「緊急時避難準備区域（20～30km圏内）」「警戒区域（20km圏内）」ともに制度の対象外とされていたが、「緊急時避難準備区域」は避難者の実態に鑑みて受付要件が緩和され、制度利用が認められた。その後、旧警戒区域のうち「避難指示解除準備区域」の住宅も対象とされた。この制度は、本来、仮設住宅および借上げ住宅制度との併用はできないものであったが、当該区域内の自宅に戻る場合にかぎり制度利用が認められるようになるなど、避難市民の動向・意向により制度が変化しながら進められた。

このような制度の見直しは、原発事故というこれまで経験したことがない災害によって、国の避難指示のもと、自らの意思によらず自宅（故郷）を追い出されている住民の支援の在り方を再検討したものであった。ただ、事業実施にあたっては、国・県との協議により目まぐるしく制度の解釈が変わるなど、非常に苦労したものの、柔軟な対応が認めてもらえたことは良かったと思う。

写真２　屋内の被災状況と応急修理後のようす（原町区雫　平成23年撮影）

２　り災調査

［避難指示区域内り災調査事業］

【経　緯】

所有者からの申請や職員の現地確認により津波被災が確認された家屋について、り災調査を行った。調査を実施することにより、旧避難指示区域内における損壊家屋の取り壊しが迅速に進められた。損壊家屋については、現場確認や聞取り等により、経年劣化等の要因を除いた震災によるり災状況を調査した。

この調査の結果発行されるり災証明により、被災者が地震保険金の受給や生活再建に向けた各種制度（り災した家屋に係る環境省の公費解体、生活再建支援金、災害見舞金、住まいの復興給付金）を活用することが可能となった。

り災調査については、短期間に膨大な件数を調査しなければならなかったことから、市職員（現職員だけでなく資産税係経験のある職員も含む）だけでは対応できず、知見のある建築士会にも一部件数を業務委託することとなった。

【実施内容】

対象：福島第一原発の事故に伴い、避難指示区域に指定された帰還困難区域、居住制限区域および避難指示解除準備区域に所在する家屋のうち、解体申し出があった家屋。

（1）福島県建築士会相馬支部委託分

実施期間	延べ人数	調査棟数
平成26年度(10月31日～)	112	362
平成27年度	396	1,852
平成28年度(5月16日～ 8月 1日)	54	203

＊委託先／福島県建築士会相馬支部（支部長：野本和彦）

（２）南相馬市職員調査分

実施期間	延べ人数	調査棟数
平成23年度(4月12日～)	4,491	15,721

【事業を振り返って】

り災調査にあたっては職員、委託業者とも画一的にり災判定ができるよう「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府平成26年発行）」にのっとり、調査方法、基準を周知確認したうえで実施した。

り災調査の判定結果について、申請者から異議が出されることもあり、細かな説明や再調査を実施しながら適正なり災判定を実施し、理解を求めた。

写真１　り災調査のようす（平成26年11月４日撮影）

第２節　応急仮設住宅への対応

１　建設型仮設住宅

【経　緯】

東日本大震災の被害の確認を進めるなかで、平成23年（2011）３月下旬から、応急仮設住宅の建設に向け土地の選定に入った。福島県における応急仮設住宅は、被災市町村の要請に応じ県が建設することになっていた。本市では、県に対して津波で流出した住宅や原発事故により避難指示が出された区域の住宅を含めて、5000戸が必要になるものと伝えた。

ただ、ここでの課題は、福島第一原発事故のため小高区と原町区の南部に「避難指示」、中央に位置する原町区と鹿島区の南部に「屋内退避」の指示が出されていたため、建設予定地は福島第一原発から半径30km圏外の鹿島区に求めざるを得ない状況があった。

本来であれば、建設場所として考えられるのは学校などの公共施設の敷地であるが、区域外就学を含めた学校の再開を考えると難しかった。そのため、学校以外で構築物のない市有地を優先して候補地にするとともに、民有地で面的広がりのある宅地や農地の協力を得なければならない状況であった。

そして、鹿島区において建設候補地を選定した結果、当面、約1100戸の建設が可能と判断し、同年４月上旬、県に対して早急な対応を要請した。また、残りの応急仮設住宅の場所および戸数については、要件が整いしだい追加で要請する旨を伝えた。

応急仮設住宅は、用地の選定から日を置かず、４月11日から建設が開始され、完成検査を経て、５月11日から順次、本市へ引き渡しがなされた。このようなハード面のスピード整備に合わせて、入居選考の取りまとめを短期間で行うことが求められた。

４月15日の入居者の募集開始と同時に受付を行い、５月６日の募集締め切りの後、選定委員会で選考・決定を行って、５月28日から入居が開始された。

原町区において、応急仮設住宅の建設が開始されたのは、９月30日の緊急時避難準備区域が解除されてからのことであるが、11月15日から入居が開始された。

写真１　鹿島区での仮設住宅の基礎工事（平成23年６月10日撮影）

写真２　原町区高見町の仮設住宅建設工事（平成23年10月11日撮影）

【事業の特徴】

応急仮設住宅は、ハード面の整備は県が進め、市は完成までに入居者を決定することが必要であった。応急仮設住宅が提供される対象世帯は、東日本大震災の影響で、自宅が倒壊、流出してしまった世帯および福島第一原発から20km圏内の避難指示区域に居住地がある世帯で、自力で住家の確保が困難な世帯となっている。この要件を満たす者から申し込みを受け付けるが、入居者の選考では、乳幼児（３歳未満）のいる世帯、妊婦のいる世帯、３歳以上15歳未満の児童が３人以上いる世帯、高齢者（75歳以上）のいる世帯、および重度の障がい者のいる世帯を優先世帯として、最も早く入居できるようにした。また、孤独死や災害関連死の防止、地域コミュニティーの維持を考慮しながら選定委員会にて入居者を決定した。

また、応急仮設住宅の用地の確保および建物の維持管理は、建設を要請した市町村が行うことになっていた。そのため、入居者から要望のあった「降雨降雪時の風除室」「高齢者が多いためのスロープ」など、当初の規定にはない仕様を県に要望しながら改善を図った。

【進捗状況】

平成24年（2012）12月には、鹿島区2143戸、原町区640戸の仮設住宅が完成し、市外への避難者の受け皿ができた。

【業務を振り返って】

被災者への応急仮設住宅の提供は時間との戦いであった。ただ、国の決まりとはいえ、１Ｋが６坪、２Ｋが９坪、３Ｋが12坪という面積は、本市の一般的な住宅に住んでいた人にとって「狭い」と感じるものであった。特に四畳半２間の２Ｋに４人が入居する例では、多くの苦情が寄せられた。また、壁が薄いため、リモコンでテレビのチャンネルを変えたら、隣家のテレビのチャンネルも変わったなどいう話を聞かされたこともあった。地域の実情に応じた柔軟な対応の必要性を感じた。

写真３　原町区桜井町仮設住宅の内観（平成23年11月15日撮影）

表１　応急仮設住宅の一覧

区	No.	仮設住宅名	所在地	住宅形態	間取り－戸数	入居開始（平成）
鹿島区	1	寺内第一	寺内字前田	鉄骨系プレハブ	２Ｋ-81戸	23年 5月28日
	2	寺内第二	寺内字三里	鉄骨系プレハブ	２Ｋ-40戸	
	3	角川原	角川原字前川原	鉄骨系プレハブ	２Ｋ-76戸	
	4	小池第一	小池字原畑	木　造	２Ｋ-66戸	
	5	小池第二	小池字原畑	鉄骨系プレハブ	２Ｋ-26戸	
	6	小池第三	小池字原畑	木造	２Ｋ-127戸	
	7	小池原畑第一	小池字原畑	鉄骨系プレハブ	２Ｋ-48 戸	
	8	千　倉	鹿島字北千倉	鉄骨系プレハブ	１Ｋ-23戸、２Ｋ-48戸、３Ｋ-23戸	23年 6月20日
	9	鹿島西町公園	鹿島字西町	鉄骨系プレハブ	１Ｋ- 7戸、２Ｋ-13戸、３Ｋ- 7戸	
	10	友伸グラウンド	小池字小草	鉄骨系プレハブ	２Ｋ-138戸	
	11	鹿島西町第一	鹿島字西町	鉄骨系プレハブ	１Ｋ-41戸、２Ｋ-42戸、３Ｋ-41戸	
	12	鹿島西町第二	鹿島字西町	鉄骨系プレハブ	１Ｋ- 7戸、２Ｋ- 8戸、３Ｋ- 7戸	
	13	寺内塚合	寺内字塚合	鉄骨系プレハブ	１Ｋ-30戸、２Ｋ-108戸、３Ｋ-36戸	23年 7月21日
	14	小池長沼	小池字長沼	木　造	１Ｋ-40戸、２Ｋ-122戸、３Ｋ-38戸	23年 8月 8日
	15	牛河内第一	牛河内字与手五郎内	鉄骨系プレハブ	１Ｋ-33戸、２Ｋ-88戸、３Ｋ-29戸	23年 7月24日
	16	牛河内第二	牛河内字与手五郎内	ログハウス	１Ｋ-11戸、２Ｋ-51戸、３Ｋ-16戸	23年 8月10日
	17	牛河内第三	牛河内字山崎	ログハウス	１Ｋ- 6戸、２Ｋ-20戸、３Ｋ- 8戸	
	18	牛河内第四	牛河内字山崎	木　造	１Ｋ-19戸、２Ｋ-56戸、３Ｋ-16戸	23年 8月 8日
	19	寺内塚合第二	寺内字塚合	木　造	１Ｋ-65戸、２Ｋ-86戸、３Ｋ-21戸、福祉型- 9戸	23年10月12日
	20	寺内権現沢	寺内字権現沢	木　造	１Ｋ-54戸、２Ｋ-74 戸、３Ｋ-20戸	23年10月11日
	21	小池小草	小池字小草	木　造	１Ｋ-33戸、２Ｋ-44戸、３Ｋ-11戸	23年10月11日
	22	小池原畑第二	小池字原畑	木　造	１Ｋ-52戸、２Ｋ-63戸、３Ｋ-15戸	23年10月20日
原町区	23	高見町第一	高見町２丁目	木　造	１Ｋ-28戸、２Ｋ-36戸、３Ｋ- 9戸	23年11月24日
	24	高見町第二	高見町２丁目	木　造	１Ｋ- 9戸、２Ｋ-12戸、３Ｋ- 3戸	23年11月21日
	25	桜井町	桜井町２丁目	木　造	１Ｋ-16戸、２Ｋ-24戸、３Ｋ- 6戸	23年11月15日
	26	牛　越	牛越字糀谷	木　造	１Ｋ-99戸、２Ｋ-238戸、３Ｋ-42戸	24年 2月27日
	27	大　鹿	大木戸字大鹿	木　造	１Ｋ-25戸、２Ｋ-59戸、３Ｋ-34戸	25年 1月 7日
合　計					１Ｋ-598戸、２Ｋ-1794戸、３Ｋ-382戸、福祉型-9戸	

図１　応急仮設住宅の所在（平成28年３月時点）
＊国土地理院発行 2.5 万分１地形図を利用して作成

２　借上げ民間賃貸住宅

【経　緯】

東日本大震災の地震、津波により、自宅が損壊または流失してしまった世帯や、福島第一原発の事故により、警戒区域等に指定された地域に居住する世帯については、避難所での不便な生活を余儀なくされていた。

このことから、福島県では、応急仮設住宅を確保するため、緊急に建設して供与する「応急建設住宅（建設仮設）」と、民間賃貸住宅を借り上げて供与する「応急借上げ住宅」の取り組みを開始した。このうち、応急借上げ住宅は、東日本大震災発生直後「みなし仮設住宅」と呼ばれていた。

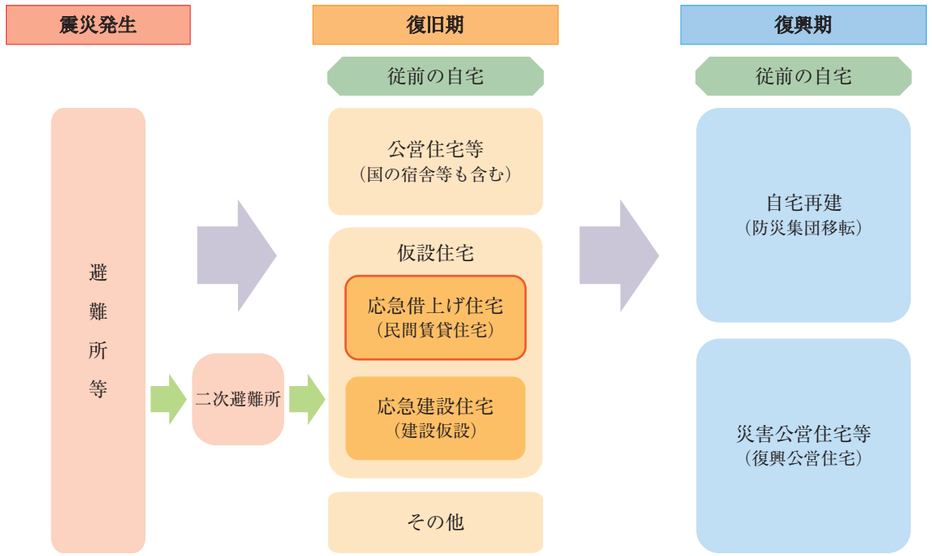

図１　被災者への住環境提供のながれ
＊国土交通省住宅局住宅生産課「応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ」（2012.5）をもとに作成
（https://www.mlit.go.jp/common/000211741.pdf　2020.6 閲覧）

【実施内容】

東日本大震災の影響により自宅に住めなくなり、自力での住家の確保が困難な世帯に対し、市が窓口となり、福島県が提供する民間等の借上げ住宅の一時提供を行った。

この制度は、あらかじめ県が県内で民間賃貸住宅を確保して、被災者に提供するものであるが、県が確保した住宅は極めて限られていた。そのため、特例措置として、県が民間借上げ住宅を供給する以前（平成23年３月11日～４月30日）に、自らの手続きで民間賃貸

住宅に入居した世帯については、５月１日以降に県との賃貸借契約への切り替えを行うとともに、５月１日以降、民間賃貸住宅に入居を予定する世帯について、市が一定の要件に合致することを審査・決定した場合には、県との賃貸借契約を締結することにより、福島県の借上げ住宅として取り扱うこととした。

１．対象世帯

（1）自宅が全壊、流失してしまった世帯。

（2）福島第一原発事故による、警戒区域、計画的避難区域および緊急時避難準備区域に居住地がある世帯。

２．借上げの条件

（1）借上げ対象物件：入居者４人以下（賃料６万円までの物件）
入居者５人以上（賃料９万円までの物件）

（2）耐震性に支障がないもの。

（3）当該申出住宅について、貸主および仲介業者が県の借上げ住宅となることを了承したもの。

（4）原則利用期間は１年、生活再建等の諸事情によっては１年延長の最長２年間

３．利用状況（延べ）

（1）民間借上げ住宅（県提供）　：　34世帯

（2）民間借上げ住宅（特例措置分）：4919世帯

合　計　：4953世帯

【業務を振り返って】

応急借上げ住宅は、建設型応急仮設住宅とあわせて実施したことにより、津波や地震で住む場所を失った世帯や、原発事故の影響で避難を余儀なくされた被災者の居住環境を確保でき、多くの避難者が生活再建のための礎とすることができた。

また、県提供の借上げ住宅が、福島市・郡山市に限定されていたことから、特例措置による応急借上げ住宅を多くの避難者が利用することとなった。

３　高齢者用緊急通報装置

［高齢者見守り等支援緊急通報システム設置事業］

【経　緯】

東日本大震災における福島第一原発事故による若年層の市外避難により、高齢者のみの世帯が増加した。これらの高齢者が急病等を発症した場合に備えて「緊急通報装置」を貸与し、万が一の場合に救助・救援の手配が行える体制を整えることで、避難高齢者の生活不安の解消を図った。

なお、平成31年（2019）３月31日で応急仮設住宅の供与が終了となったことに合わせ、本事業も終了となった。

【実施内容】

１．実施期間

平成23年（2011）８月１日～31年３月31日

２．概　要

応急仮設住宅や借上げ住宅に居住する65歳以上の独居高齢者、高齢者のみ世帯の者が急病や転倒などにより怪我をした場合、携帯電話または固定電話の緊急ボタンを押下することにより、市が委託するコールセンター（アイネット㈱／会津若松市）へ通報（通話も可能）されるシステムである（24時間365日対応）。

通報を受けたコールセンターは、親族や民生委員、近隣住民などあらかじめ登録してある「協力員」に訪問を要請するとともに、状況によっては救急車の手配を行って緊急時に対処する。

３．各年度３月末時点での装置設置台数実績

年　度	設置台数	内　訳（台）	
		応急仮設住宅居住者	借上げ住宅居住者
平成23年度	7	3	4
平成24年度	15	10	5
平成25年度	16	11	5
平成26年度	16	11	5
平成27年度	18	11	7
平成28年度	11	5	6
平成29年度	12	5	7
平成30年度	10	3	7

写真１　緊急通報装置（左：機器本体とペンダント　右：携帯電話型）

【事業を振り返って】

避難により、仮設住宅で生活する高齢者の身体的・精神的な孤立を防ぎ、効果的な事業を実施できた。

通報件数は、救急車要請等の緊急通報が年１件程度、健康相談等の相談通報が年10件程度であった。

自宅から避難したり自宅を再建したりなど、大きな変化のある生活のなかで、緊急通報装置を設置したことにより、利用者の緊急時の不安を和らげることができたのではないかと思われる。

４　高齢者用巡回バス

［高齢者見守り等支援巡回バス運行事業］

【経　緯】

東日本大震災における福島第一原発事故に伴い、多くの被災者は応急仮設住宅での長期にわたる避難生活を余儀なくされた。仮設住宅居住者のなかには交通弱者である高齢者や障がい者等も含まれているため、通院や買い物などの生活支援のため「高齢者生活支援巡回バス運行事業」を実施した。

平成23年（2011）９月から運行開始し、ピーク時は年間6000人が利用した（表１）。しかし、災害公営住宅等への入居や自宅再建等が進むにつれて、仮設住宅からの退居者が増えたため利用者は減少し、平成31年（2019）３月末の仮設住宅供与終了に合わせ、本事業も終了となった。

【実施内容】

鹿島区内および原町区内の仮設住宅と市役所や区役所などの行政機関、病院等の間を往復するバスを２コース運行し（表２）、便数（表３）や運行日等は実施年度により変更した。

- 利用対象者：仮設住宅居住者およびバス停周辺の住民等（どなたでも利用可）
- 運行地区：鹿島区、原町区
- 運行コース：Ａ・Ｂの２コース
- 車　両　：中型低床バス17人乗り
- 運行日　：平日（年末年始を除く）
- 運行期間：平成23年９月26日～31年３月29日
- 利用料金：無料

写真１　出発式（平成23年９月26日撮影）

【事業を振り返って】

仮設住宅での避難生活が長期化するなかで、高齢者等の交通手段を確保し、自身で通院や買い物等ができる環境を整備することで、居住者の精神的・身体的負担の軽減を図ることができた。

暮らしを支える交通手段として

副主査・30代男性

バス運転手によると、巡回バスを利用して通院している高齢者が大勢おり、「巡回バスがあって、本当に助かった」との声が数多くあったとのこと。通院できることによる不安解消の効果があったと考えられ、高齢者等の交通弱者に対して一定の役割を果たしたと思う。

表１　利用者数の推移（延利用者数）　（単位：人）

年　度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
運行日	月水金	月水金	月水金	平日	平日	平日	平日	平日
利用者数	2,018	4,030	4,558	6,052	5,508	4,312	1,524	1,274

表２　巡回バスのコース

	Aコース（往復）の停留所名
1	角川原応急仮設住宅
2	友伸グラウンド応急仮設住宅
3	小池第二応急仮設住宅
4	小池第一応急仮設住宅
5	小池原畑第二応急仮設住宅
6	小池小草応急仮設住宅
7	小池原畑第一応急仮設住宅
8	小池第三応急仮設住宅
9	寺内権現沢応急仮設住宅
10	寺内第一応急仮設住宅
11	鹿島区役所
12	鹿島厚生病院
13	西町第一応急仮設住宅②前（鹿島保健センター・むつみ荘）
14	かしま福幸商店街
15	南相馬市立総合病院
16	高見町第一・第二応急仮設住宅
17	桜井町応急仮設住宅
18	大町病院
19	原ノ町駅前（市立中央図書館）
20	小野田病院
21	原町保健センター・原町老人福祉センター
22	南相馬市役所
23	渡辺病院（終着）

	Bコース（往復）の停留所名
1	千倉応急仮設住宅
2	寺内第二応急仮設住宅
3	寺内塚合応急仮設住宅
4	寺内塚合第二応急仮設住宅
5	小池長沼応急仮設住宅
6	牛河内私有地４応急仮設住宅
7	牛河内私有地３応急仮設住宅
8	牛河内私有地２応急仮設住宅
9	牛河内私有地１応急仮設住宅
10	西町第一応急仮設住宅②前（鹿島保健センター・むつみ荘）
11	西町第一応急仮設住宅①前
12	西町第二・西町公園応急仮設住宅
13	鹿島厚生病院
14	かしま福幸商店街
15	鹿島区役所
16	北長野雇用促進住宅
17	八方内応急仮設住宅
18	大鹿応急仮設住宅
19	牛越応急仮設住宅（南ブロック）
20	牛越応急仮設住宅（北ブロック）
21	渡辺病院
22	南相馬市役所
23	原町保健センター・原町老人福祉センター
24	小野田病院
25	原ノ町駅前（市立中央図書館）
26	大町病院
27	南相馬市立総合病院

＊平成29年10月２日から、
Aコースの１～４・７・10・17の停留所、
Bコースの11・12の停留所が廃止

表３　各コースの運行便数

年　度	往　路	復　路
平成23年度	2	3
平成24～25年度	2	2
平成26～30年度	1	1

５　被災者見守り訪問活動

［被災者見守り訪問事業］ほか２事業

【経　緯】

東日本大震災では、福島県、宮城県および岩手県内の社会福祉協議会に「生活支援相談員」という名称で、応急仮設住宅等で暮らす被災者の支援を行うスタッフが多数雇用された。この生活支援相談員は、国レベルの制度になっているわけではなく、阪神淡路大震災や新潟中越地震などの大災害時に配置され、その重要性が認識されてきた。

仮設住宅等の入居者は、被災により住居・家族・仕事・学校などの環境が大きく変化し、親族・友人・近隣などの人間関係の喪失も重なって、さまざまな不安や生活の困難さを抱えていた。いろいろな要因が重なっているため、何をどこに相談すればいいのかわからない方、そもそも相談する気力も失っている方が多いであろうことが容易に想像できた。

このため、南相馬市社会福祉協議会（以下「市社協」）では、仮設住宅への入居が始まるのにあわせて生活支援相談員を採用し、入居者宅を繰り返し訪問して信頼関係を作り、相談を受け止め、サロン活動やイベント等への参加を促していく活動を開始した。

【実施内容】

１．実施期間

平成23年度（2011）～29年度（2017）

２．活動概要

平成23年８月、市社協に生活支援相談員が13人配置されて、被災者見守り訪問事業を開始した。その後19人まで増員されたので、３人１組の５班を編成し、市の看護師１人が同行する体制で市内の仮設住宅2700戸の訪問を開始した。訪問では、入居者の健康状況などを確認した。

生活支援相談員の役割は、被災者の福祉や生活の課題を把握し、支援を必要とする人に対してサービス・活動が利用できるよう相談や調整を行うことである。さらに、既存のサービス・活動で対応できないニーズについては、生活支援相談員自らが対応することもあった。

また、要援護者に寄り添って、個々のニーズに応える支援（個別支援）をとおしてその自立を促すとともに、住民同士のつながり・助け合いの力を築くための支援（地域支援）、特にコミュニティーづくりのため住民がつながる場をつくるサロン活動は、全国からのたくさんのボランティアの協力を得ながら実施した。

しかし、平成24年（2012）２月「原町区内で母親（69歳）と息子（47歳）の２人が亡くなり、死後２、３週間放置され、民生委員から連絡を受けた親族に発見された事例」、同年６月「鹿島区内の仮設住宅に入居していた男性（54歳）が、小高区の避難指示解除

準備区域にある自宅納屋にて遺体で発見された事例」、８月「新聞販売店の配達員が、一人暮らしの女性宅に新聞がたまっているのを不審に思い、室内で倒れている女性を発見。病院へ搬送された事例」が発生した。

これらの原因としては、震災以降、家族が市外に避難したために一人世帯となる、家族が避難のため離れ離れになり、二重・三重の生活を送るなど、生活環境の変化や避難による精神的な悩み等が以前より増しているためと考えられた。

そのため、生活支援相談員は、仮設住宅に加えて、借上げ住宅や新たな仮設住宅入居者にも定期的な訪問活動を行うこととした。訪問の際には、継続した相談活動、健康管理の重要性を再確認し、また、市外の社会福祉協議会と連携して避難者の相談、情報提供を行うこととした。これらの活動を通じて、孤立死・孤独死の防止はもとより、新たなコミュニティーを構築することによって引きこもりを防止し、被災者による相互支援体制の強化を図った。

平成24年度後半からの新たな体制は図１のとおりである。

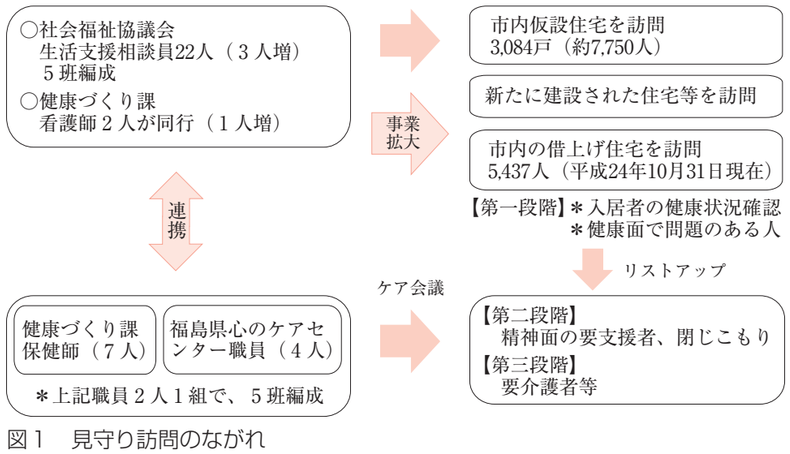

図１　見守り訪問のながれ

３．実　績

相談者の中には聴覚などに障害を持つ人もいるため、傾聴ボランティアといっしょに書類の内容を確認するなど、相談者に寄り添った対応を行った。また、高齢者の健康や介護に関する相談については、地域包括支援センターに連絡し、保健師と連携を取りながら見守り訪問を継続した。

平成25年度（2013）のおもな相談内容としては、「生活面・体調面からの不安が大きく、涙ぐむ」といった生活・精神面に関するものが27.0％、「具合が悪いので来てほしい」「糖尿と高血圧なので、調理の仕方を教えてほしい」といった健康・医療に関するものが25.9％であった。

表１　見守り訪問活動（平成25年度）

支援対象	訪問計画	相談支援者延べ人数	相談件数
全　戸	月に１回（「生活支援相談員だより」配布）	22,670	83,186
重度支援者	１～３日に１回		
要支援者	２～６日に１回		
支援者	１～２週間に１回		

表２　相談支援数（平成25年度）

	家族構成	延べ人数
1	一人暮らし（家族なし）	389
2	一人暮らし（家族あり）	8,303
3	高齢者・障害者のみの世帯（夫婦等）	6,831
4	高齢者・障害者がいる世帯	6,089
5	子・父子世帯	91
6	幼児がいる世帯	233
7	その他同居家族あり	734
合　計		22,670

表３　相談内容（平成25年度）

	内　容	延べ件数
1	日常生活	22,420
2	健康・医療	21,574
3	介　護	2,286
4	家　族	8,512
5	制　度	290
6	金銭問題	277
7	法　律	88
8	就　労	872
9	住　居	4,390
10	その他	22,477
合　計		83,186

平成26年度（2014）には、事業名が「仮設借上見守り事業」に変更されたものの、内容に大きな変更はなかった。また、平成27年度（2015）からは「高齢者向け仮設住宅入居者見守り事業」が県から市に移管され、独居高齢者世帯、高齢者のみの世帯が入居している仮設住宅において、家庭訪問と集会所でのサロン活動を実施した。なお、この事業は、市が民間業者へ業務を委託し、民間業者は新たに雇用した人を「絆職員」として市に派遣し、見守りを実施したものである。この頃になると、相談内容は「災害公営住宅に関する書類が届いたが意味が分からない」「入居手続き書類の書き方を教えてほしい」という、届いた郵便物に関するものが多かった。

平成26年度以降の活動実績は表４のとおりである。

表４　活動実績

年　度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援者延べ人数	18,546	16,992	10,291	8,749
訪問延べ件数	213,838	216,124	120,422	113,818
サロン活動開催回数	866	769	514	261
延べ参加者人数	7,372	5,631	2,802	2,196

【事業を振り返って】

１．個別支援について

仮設住宅が建設されて被災者の入居が始まり、それと同時に社会福祉協議会には生活支援相談員が配置された。配置後、市の看護師と同行訪問を行い、仮設住宅の１世帯ずつ健康調査を行った。当時、生活支援相談員とは何をすれば良いのかわからず手探り状態であったが、基本調査をもとに見守り訪問を行い、入居者のニーズを拾い上げ、関係機関へつないでいった。入居当初は、おもに住居に対する不満や苦情が多かったが、住居の問題が改善されていくにつれて、今度は、心の問題や仮設住宅内での人間関係の問題が多くなった。

仮設住宅への訪問が軌道に乗りはじめてから、借上げ住宅への見守り訪問も開始した。ここでは、仮設住宅とは違う課題が多くみられた。特に市外の借上げ住宅の個別訪問では「大きな声で〝南相馬市〟と言わないで」「〝南相馬市〟と市名の入った車で来ないで」などという苦情が相次いだ。その言葉により、市外避難者への支援の難しさと配慮の大切さ、そして、避難者の苦しみを痛感した。そのため、車のステッカーを外して訪問するなどの対応に変更した。

お互いの信頼関係ができるまでは、生活支援相談員が震災ストレスのはけ口になることが多く、入居者から怒鳴られたり泣かれたりすることもたびたびあった。しかし、訪問を重ねるうちに笑顔で話すことができるようになった。こうして信頼関係を築き上げながら、しだいに入居者の心身の状態や介護サービスの利用状況、生活状況などを把握することができるようになった。その後は、訪問頻度を個別に設定して見守りを行った。

このように、入居者の状態に合わせた訪問を実施していたが、次の訪問日までの間に入居者が亡くなっていることがあった。孤独死が続けて見つかる事態も起こったため、生活支援相談員は365日の活動において、さらに独居者への見守りを強化した。しかし、孤独死が出た責任を感じ退職する職員もいた。見守り強化のため、近隣住民に独居者の確認や見守りを依頼していくうちに、自然と住民同士の見守りも強まっていった。

一方で、震災から年数を重ねるごとに、入居者の高齢化が進んでいき、地域包括支援センターや保健センターへつなぐケースが増えていった。

平成28年（2016）７月の避難指示区域の解除後、徐々に仮設住宅や借上げ住宅から退去する住民が増えていった。再建した自宅や災害公営住宅などに引っ越す方が増えていくなかで、引っ越し先を確認し、継続的な個別支援を行った。このような継続的な支援を行うなかで、地域や近隣住民等との新たなコミュニティーづくりや慣れない環境での孤立感など、また新たな課題が見つかり、切れ間のない支援の必要性を感じた。

２．地域支援について

仮設住宅内の集会所で、毎週サロン活動を開催し仮設住宅入居者間の交流を図った。参加者を増やす仕組みとして、ボランティアの受け入れや保健センターとの連携を行った。また、毎月１回全戸に配布する「生活支援相談員だより」に、サロンの実施予定表を入れて参加の声掛けを行った。

借上げ住宅の個別訪問を行うなかでは、「どこに避難者がいるか分からない」「同じ南相馬市民と交流を持ちたい」という声を聞くことが多かった。そのため、借上げ住宅に住む被災者を対象としたサロンや集いを開いた。

当初は、サロンも集いも多くの人が集まったが、借上げ住宅の生活に慣れるにつれ、しだいに参加者数は減少した。それに伴ってサロン活動を縮小して、再建住宅や災害・復興公営住宅の地域支援へ活動を移行していった。

生活支援相談員としての寄り添い支援

南相馬市社会福祉協議会生活支援相談室長　黒木洋子

震災後、被災者が避難所から市内の応急仮設住宅に入居するようになり、生活支援相談員として入居者の世帯状況や健康状態などを調査するとともに、特に要援護者の支援に力を入れた。入居者のなかには、少しでも早く避難所から出たいという気持ちから、不便を承知で１Ｋに大人２人で住まわれた方が何世帯もおられた。眠る所と食べる所が同じ部屋で、２組の布団を収納することさえも難しい所であった。また、高齢の母親が周りに迷惑をかけてしまう心配があるので、避難所にはいられないとの思いで移動してきた方もいた。障がい者がいる世帯を訪問した際のことであるが、「部屋数の多いところをなぜ用意できないのか」と、炎天下の中で１時間近くじっと話を聞いたこともあった。

それでも繰り返し訪問を重ねることで入居者との間に信頼関係が深まると、「見通しが立たない」「先のことを考えると不安で眠れない」「寂しい」など、心の奥にしまいこんでいた不安や弱気な気持ちなどの言葉が出てくるようになった。これらの話を聞き取り、被災者の不安な気持ちに寄り添うように心がけた。

仮設住宅では、小学校の学区や旧市町のエリアごとではなく、鹿島区・原町区・小高区の被災者が混在して入居していた。東京電力福島第一原発事故の賠償金などの新聞記事が出ると、賠償の差によって住民同士の関係が悪化した時期もあった。生活支援相談員にも「鹿島はなんでもらえるの」「小高ばかり」などの訴えが多くなった。このように、東京電力や行政等に対する不満やクレームが、相談員に向かって攻撃的にぶつけられることもあったが、業務上中立の立場を保つように努めた。

入居者が近隣住民と顔なじみになってくると、今度は、近所の騒音や飲酒に関するトラブルが増えて不満が大きくなっていった。仮設住宅からほかに移動できる場所もないため、近所の人への怒りを相談員にぶつける方もいた。不安症などの精神疾患の方が朝方に奇声をあげたり、夜中各部屋のインターフォンを鳴らして歩いたり、また、救急車や警察を頻回に呼ぶ行動がみられることもあった。その際は、保健センターや心のケアセンター、絆職員、自治会長などと情報共有や連携を図り、精神疾患への理解を深めてもらうとともに、家族の方が仮設住宅内で孤立しないように努めた。

このように多くの機関と情報共有を図っていても、孤独死は防ぐことはできなかった。特に50～60代の独居男性の場合、普段の私たちの訪問では「まだ若いから大丈夫だ」と話されていた方などが亡くなっていた。また、近隣住民から「ここ最近見かけないぁ」という情報により、発見が早かった事例もあった。孤独死が起きてしまった仮設住宅の住民からは「もっと気にかけてあげればよかった」「もっと声をかけてあげればよかった」など

と自分を責める声が出た。ただ、事故によって、住民同士の関わり・支え合いがさらに強くなった一面もあった。孤独死の事案があった時には、関係機関と連携を密にし、見守り体制も強化していたにも関わらず防げなかったことへの無力感で相談員も疲弊してしまった。相談員のメンタルケアも必要だと痛感した。

仮設住宅に加えて新たに訪問するようになった借上げ住宅では、入居者から「近所に知り合いがいなくて市の情報や原発の情報も入りにくい」という声があった。また、仮設住宅と違って、「支援物資や家電製品の６点セットが支給されない」という訴えが多く、相談員は支援物資を持ちながらの訪問を続けた。

サロン活動においては、なかなか参加してこない方への介入が難しかったが、サロン開始時の声掛けや、個別訪問をしての状況確認に時間をかけた。特に、男性の参加者が少ないため、その対応策を検討し、活動時に役割を持ってもらえないかという声掛け、趣味を通しての交流会や男の木工作業等でやりがいを創出することも配慮した。

このサロンや集いは、回数を重ね、お互いの事が少しずつわかってくると参加者の中にグループができて、参加メンバーが固定化してしまった所もある。また、サロンには全国からのボランティアが継続的に関わり、住民との交流を持つことができた。しかし、参加者が「お客さま」化してしまっているところもある。お互いの関わりと励まし合いのなかで、自立と復興に向けての意欲を高める場となるよう、運営方法の工夫や住民を巻き込むことが重要だと感じた。

避難指示等が解除され、仮設・借上げ住宅から地元に帰還した方は、自分の畑仕事や草刈りなどと役割があるため生き生きと生活していた。一方で、隣近所が戻っていなかったり、若い世代も帰還してないなど、これからの生活に不安を訴える声が多く聞かれた。

写真１　第７回男のつどい（平成30年11月撮影 南相馬市社会福祉協議会提供）

写真２　小高区訪問のようす（平成28年７月撮影 南相馬市社会福祉協議会提供）

第３節　住宅の再建、確保

１　防災集団移転

［防災集団移転促進事業］

【経　緯】

東日本大震災の被災から３か月後に実施した津波被災世帯への「住宅再建アンケート市民意向調査」では、回答した876世帯の内、75％の657世帯が移転の意向を示し、集落のコミュニティー単位でのまとまりや従前の住まいの近傍への居住を希望した。そのため、市では、現位置換地を基本とする区画整理事業ではなく、早期に住宅再建が可能となる「防災集団移転促進事業」と、離農者や高齢世帯を中心とする生活再建者のための「災害公営住宅整備事業」（本節２参照）の２つの復興整備手法の導入を検討した。

被災後の平成23年（2011）８～11月にかけて被災世帯を対象に、行政区ごとに「防災集団移転促進事業」および「災害危険区域の指定」の説明会を幾度となく行った。

平成24年（2012）７月には、「防災集団移転促進事業支援業務」を開始し、他自治体からの派遣職員を含む市職員26人と㈱千代田コンサルタント事務所職員20人の協働体制で、事業を推進していくことになった。事業の内容は、①事業マネジメント、②事業計画、③設計・施工管理、④用地交渉である。

また、支援業務の体制が整ったことから、平成24年７月以降、移転先ごとに「集団移転ワークショップ」を開催し、翌25年（2013）３月には鹿島区南海老地区をはじめとして各住宅団地の造成工事に着手した。そして、12月から分譲、引き渡し、住宅完成、入居が始まり、現在に至っている。

【課題と対応】

１．集団移転へ向けての合意形成

移転者の事業への理解と参加および住宅再建の方向性をどう示唆（しさ）していくかが重要な課題となった。この対応として、生活再建の方向性の判断を支援する再建パターンや収支計算結果などをわかりやすく提示し、合意形成を図った。

２．移転先地権者への用地取得へ向けた合意形成

移転先の用地確保においては、被災されていない地権者にいかに事業に協力してもらい、用地を譲ってもらうかという課題があった。この対応として、移転対象の行政区長に事前ヒアリングを行い、購入できる可能性の高い候補地をマーキングし、地権者に対して事業の意義などを丁寧に説明することにより理解を得て、円滑な用地確保を可能にした。

３．移転先団地計画の合意形成

移転先団地の配置計画やレイアウト、新旧住民のコミュニティーの形成をどう図って

いくかという課題があった。この対応として、行政区長や移転住民に計画段階から参加してもらい、行政区や集落単位に配慮したグルーピングによる協議を重ね、区画の位置や規模、コミュニティー施設等の検討を移転者自ら行うことにより計画への意見の反映を図った。

【事業の特徴】

１．移転元や移転先を限定することなく、市内のどこの候補団地への移転をも可能にした。
　事業地区を市全体で１地区ととらえ、小高区から原町区や鹿島区の候補団地への移動も可能にした。

２．移転元の集落の近隣に、周辺集落へ融合させたコンパクトな団地を数多く配置した。
　周辺集落へ融合させることにより大規模造成を避け、新たなインフラ施設整備を抑制し、事業費を極力抑え、安価な宅地の提供を可能にした。

３．災害公営住宅は街なかに集中整備し、防災集団移転団地と明確な棲み分けをした。
　高齢化や離農希望、地域コミュニティーに配慮するとともに将来的な維持管理を考慮し、災害公営住宅は中心市街地の便利な場所へ、防災集団移転団地は被災集落の近隣に配置した。

４．希望宅地規模などの事前ヒアリングによるフル・オーダーメード型区画を提供した。
　移転候補団地や宅地規模等について、移転者に事前にヒアリングを行い、移転者の希望に応じたフル・オーダーメード型区画の提供を可能にした。全区画を分譲することを前提に、100坪を超える区画の提供も可能とした。

５．整備段階に応じたワークショップにより、計画に対し、住民自らの協議と意思決定をした。
　事業の段階に応じたワークショップの開催や計画案の提示により、住民自らの協議と意思決定を実践した。団地候補地の視察からはじまって、整備コンセプトやレイアウトの検討、道路や公園等公共施設の配置、宅地形状や入口の位置、さらに水道の取出口や宅地内電柱の位置、後半には建築のルール、分譲価格条件、緑地等の維持管理のルールなど、非常に多岐にわたる議論を丁寧に行った。最終的には21団地で185回のワークショップを開催した。

６．仮契約仮渡し制度の導入により、早期な住宅建設を可能にした。
　通常、工事完了後、確定測量し、分譲価格設定を庁内外の関係機関で行うことにより、契約引渡しまで２か月ほどかかる。しかし、確定測量が終わった時点で仮契約を締結し、区画を仮渡しすることにより建築行為ができるようにした。これにより、待つことなくスムーズに家を建てることを可能にし、結果として、空きが発生しない満足度の高い区画の提供が可能になった。

【進捗管理】

　事業はおおむね６のステップで進められた（図１）。また、事業の進捗管理については、以下のような対応を行い、円滑な事業の推進に努めてきた。

１．事業進捗管理（全体工程会議）
２．事業計画管理（事業計画書作成・ワークショップ対応）
３．設計・施工管理（工事工程会議）
４．宅地分譲（公有財産管理運用・財産評価審議会対応）
５．用地交渉（移転促進区域買取り個別相談会・契約）
６．移転住民への進捗状況の周知（住宅再建ニュース）

図１　防災集団移転促進事業のステップ

【進捗状況】

移転先住宅団地の整備は平成27年度（2015）に21地区、304区画のすべての造成工事が完了し（図２）、宅地分譲は全304区画すべてが契約となっている。

令和２年（2020）７月現在、299戸（98.4％）が完成入居済みである（全区画入居済は17団地）。

移転促進区域の買取り状況は、福島第一原発から半径20km圏外の鹿島区や原町区においては筆数（土地を指す単位）4454筆、面積273.7ha、851人、買取りが遅れてスタートした20km圏内の小高区や原町区の一部においては2238筆、面積85.1ha、519人が契約調印し、平成29年度（2017）に事業は完了した。

	地区名	区画数	WS＊回数
1	南海老地区	6	8
2	北海老地区	13	9
3	南屋形地区	8	7
4	北右田地区	5	8
5	鹿島地区	8	8
6	寺内地区	48	10
7	上寺内地区(1)	14	8
8	上寺内地区(2)	7	8
9	上寺内地区(3)	5	14
10	大内地区	5	7
11	金沢地区(1)	5	7
12	金沢地区(2)	5	10
13	上高平地区(1)	7	10
14	上高平地区(2)	5	6
15	小川町地区	57	12
16	北原地区	23	9
17	上渋佐地区	32	12
18	萱浜地区(1)	18	10
19	萱浜地区(2)	15	8
20	雫地区	7	7
21	本陣前地区	11	7
	合計21地区	304	185

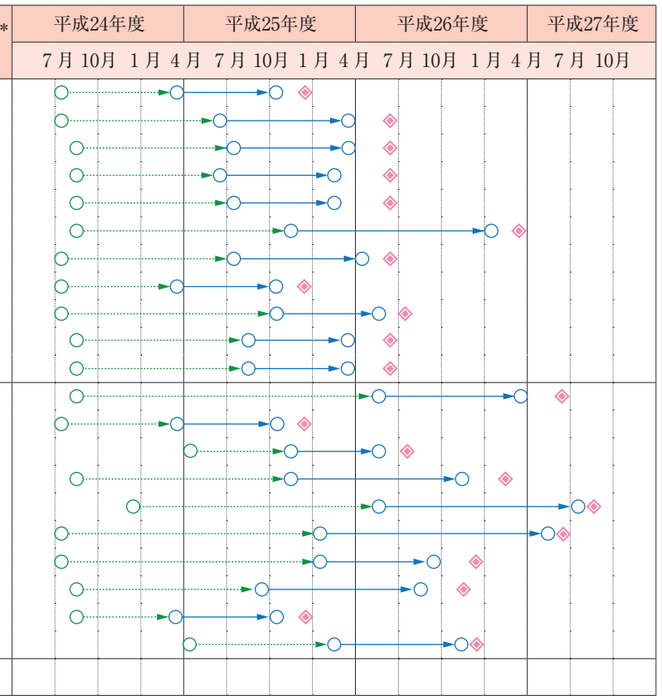

図２　住宅団地ごとの事業スケジュール

【事業を振り返って】

１．残念だったこと

- 避難解除や生活環境整備の遅れ等により、小高区での防災移転団地が実現できなかった。
- インフレスライド、人材や資材不足等の不測の事態により工期の遅れが生じた。
- 地域固有の防風屋敷林（いぐね）の再生、在来工法による住宅建築ができず、地域性の反映が十分にできなかった。

２．今後対処すべき問題

- 住宅団地の高齢化問題／移転住民の高齢化に伴う生活環境の変化への対応、公共施設の維持管理の問題への対処。
- 移転元地の利活用の問題／基盤整備のない地区での虫食い状況に点在する移転元地の維持管理の問題。

写真１　完成入居済み地区（鹿島区北海老　平成29年１月撮影）

移転者からのひと言

上高平地区移転者

南相馬市の防災移転促進事業に参加し、希望する地区に希望する敷地面積を確保することができ、無事に移転できたことに感謝いたします。

長年住み慣れた場所を離れることに一抹の寂しさもありましたが、移転先をついのすみかとして、新しいコミュニティーを築いていきたいと思います。

雫地区移転者

私は小高区の出身ですが、自宅が津波被害を受け、かつ原発事故の避難区域に指定されたため、高齢の母のことを考え、小高区への交通の利便性が良い国道６号に近い「雫地区」への再建を決めました。事業に参加してから、ワークショップを通じて移転者同士のコミュニティーを築くことができ、今後、良好な隣組運営ができるものと期待しております。

最後に、移転地の土地提供者、ならびに、被災者受け入れに全面的に協力してくださった地元行政区長へ感謝申し上げます。

南屋形地区移転者

自宅が津波被害を受けましたが、以前住んでいた「小高区と環境が同じ場所で孫を育てたい」という思いから、この八沢地区の南屋形団地を選びました。この団地は鹿島区、原町区、小高区からの移転者が集まり、ワークショップを重ねながら、希望移転面積や区画位置を決めることができましたし、移転者同士のコミュニティーも築くことができました。長年住み慣れた土地を離れるのは寂しいですが、新しい我が家で心機一転、これからの人生を楽しみたいと思います。

地域の皆様、今後ともよろしくお願いします。

北右田地区移転者

地域の人と一緒に地元「北右田地内」に移転できたことについて感謝します。特にワークショップの話し合いの中で、希望移転面積がかなえられ、区画位置についても同じ地域の者同士なので話し合いで決められたことについて、今後の「結」に大きな影響があると思います。自宅近くでハウス農業ができることは、人生の再出発として感無量であります。今回の防災集団移転事業の関係者および移転地の地権者の用地協力に心より感謝申し上げます。「やっぱり 海の近くの北右田地区は サイコー」

本陣前地区移転者

はじめは地元の小沢地区の高台に再建したいと考えていましたが、避難指示区域に指定されていたため、生まれ育った土地を離れる決断をしました。移転先のワークショップでは、希望坪数や間口位置など多くの検討を重ね、ほぼ移転者みんなの希望が叶えられました。また、住宅団地のへの移転者は主に小沢地区の人なので、顔見知りが多く、新たな土地でも安心して生活できると思います。

最後に、ご協力いただいた地元行政区長はじめ地域住民の方々へ感謝申し上げます。

南相馬市都市計画課「みなみそうま住宅再建NEWS」№6（2015.1）・№7（2015.4）から引用編集

写真２　完成入居済み地区（原町区上渋佐　平成27年11月撮影）

写真３　完成入居済み地区（鹿島区南屋形　平成27年９月撮影）

２　災害公営住宅

［（仮称）大町第一災害公営住宅整備事業］ほか11事業

【経　緯】

本市は、東日本大震災の津波により家屋の流失被害を受けた世帯が多く、避難所から応急仮設住宅・借上げ住宅を経て住宅の復旧・再建へと進んでいた。しかし、家族構成や年齢構成などが異なるいろいろな世帯のなかには、自己資力による再建が困難な方も含まれていたため、災害公営住宅が住宅再建の一翼を担うこととなった。被災者の生活の基盤である居住の安定を図るため、恒久的住宅の建設・入居開始が急がれた。

東日本大震災の地震・津波による住宅の被害と、福島第一原発事故による避難指示区域の設定という２種類の住宅困窮が生じたため、福島県は原子力災害避難者向けの恒久的住宅として「復興公営住宅」、市がり災者向けの「災害公営住宅」と、入居対象者による役割分担と名称を明確化して建設することとなった。

平成24年（2012）３月の市議会にて、警戒区域に指定された小高区を除く鹿島区・原町区整備分の用地購入費を計上した予算が可決され、そこから全11団地の大型建築工事が開始された。

事業は、①用地取得、②地盤調査、③造成、④建築設計、⑤工事実施、⑥完了検査の段階を踏んで進められた。団地ごとに構造、階数、集合・戸建てなどが異なる多種多様な建築手法を採用したこと、また、施工時期が重なったことから、進捗管理・施工業者との協議などに細心の注意・配慮を行う必要があった。

平成26年（2014）３月に西川原団地が完成し、以降、平成28年（2016）３月までに計画した11団地・350戸すべてが完成、供用開始し、現在に至っている。

写真１　原町区大町団地の全景（平成28年６月21日撮影）

表１　災害公営住宅一覧

区	№.	事業名	団地・住宅名	住宅形態	間取り-戸数	供用開始
鹿島区	1	（仮称）鹿島西町災害公営住宅整備事業	西町団地	RC造３階建	2DK-15戸 4DK-15戸	平成26年10月
	2	（仮称）西川原災害公営住宅整備事業	西川原団地	木造平屋建 木造２階建	2DK-18戸 3DK-10戸	平成26年 4月
	3	（仮称）西川原第二災害公営住宅整備事業	西川原第二団地	RC造２階建	2DK-20戸 3DK-12戸	平成28年 4月
原町区	4	（仮称）大町第二災害公営住宅整備事業	大町東団地	RC造５階建	2DK-28戸 3DK-32戸	平成27年 4月
				木造平屋建（長屋）	2DK-20戸	
	5	（仮称）大町第一災害公営住宅整備事業	大町西団地	RC造５階建	2DK-20戸 3DK-20戸	平成27年 4月
	6	（仮称）大町第三災害公営住宅整備事業	大町南団地	RC造３階建 RC造５階建	2DK-17戸 3DK-12戸	平成28年 4月
	7	（仮称）原町区内災害公営住宅整備事業	萱浜団地	Ｓ造平屋建 木造２階建	2DK-28戸 3DK-10戸	平成28年 4月
	8	（仮称）原町区内集合災害公営住宅整備事業	栄町団地	Ｓ造３階建	2DK-21戸 3DK-12戸	平成28年 4月
小高区	9	（仮称）小高東町災害公営住宅整備事業	小高東町団地	木造平屋建 木造２階建	2DK-14戸 3DK- 6戸	平成28年 4月
	10	（仮称）万ケ迫災害公営住宅整備事業	万ケ迫災害公営住宅	木造２階建（長屋）	3DK- 2戸	平成28年 4月
	11	（仮称）小高区内集合災害公営住宅整備事業	小高上町団地	木造平屋建（長屋） 木造２階建（長屋）	2DK- 8戸 3DK-10戸	平成28年 4月

＊RC 造は鉄筋コンクリート造り、Ｓ造は鉄骨造りのこと
＊「みなみそうま住宅再建 NEWS」№.9（2016.5）より作成

【課題と対応】

１．建設地の選定

市内では、地震・津波や原子力災害の被災者の仮設住宅も建設していたため、まとまった面積の土地を探すことが難しい状況にあった。しかし、恒久的な住宅として「まちなか居住」を目指し、市街地内を中心に市有地や商業施設跡地などを選定した。

２．設計期間の短縮

通常「基本設計」では２～３か月の期間を要するが、国土交通省のプッシュ型支援[*1]により、建設予定地を示してから約１か月後には基本設計が出来上がって、市では実施設計からの業務となり、設計期間の短縮が図られた。

３．工事の実施について

多くの被災者が恒久的な住宅である災害公営住宅の入居を待っており、少しでも早く完成させる必要があった。そのため、鉄筋コンクリート造りという従来からの工法にとらわれず、鉄骨造りやハウスメーカーを利用するなど、複数工法からの選定によって工期の短縮を図った。

＊1　建物の設計を進めるにあたり、通常「入札による業者選定」→「基本設計」→「実施設計」のプロセスを経るが、今回は国土交通省が設計コンサルを派遣してくれたため、「入札による業者選定」の期間が短縮された。

写真２　小高東町団地（平成28年３月４日撮影）

また、被災３県同時での復興事業実施であったため、作業員・資材不足、それに伴う工事単価の高騰および工期の遅延に悩まされながらの工事実施であった。

さらに、令和２年（2020）のオリンピック東京開催が決定され、首都圏でインフラ整備が始まると作業員不足や工事単価高騰などに拍車がかかり、進捗管理が非常に厳しい状況となった。

４．入居者の決定について

災害公営住宅の入居対象者は、地震・津波のり災者となるが、福島第一原発事故によって、市外へ避難した方も少なくなかったため、遠方避難者への公募の周知および受け付けには時間を要することが考えられた。そこで、早期の周知を心掛け、入居対象者に時間的余裕をもたせるスケジュール配分に心掛けた。

震災時の居住地（小高区、鹿島区、原町区）で申し込み可能な団地を制限することなどはせず、どの団地でも申し込み可能とした。ただし、申し込みが重複した団地では抽選により決定した。

【事業の特徴】

１．建設場所・住宅の種類（共同住宅・戸建て）・設備など、さまざまな希望や年齢の方にできるだけ応えられるような設計を採用した。

２．大町西・大町東団地では、スマートコミュニティーモデル事業により、入居者が専用の端末を用いて自宅の電気使用量を確認することができた。これにより、電気の使い方など入居者自身が省エネ意識を高めることを可能とした。

３．大町西・大町東・大町南団地の高層住宅では太陽光発電システムと蓄電池を設置して、蓄電した電力を階段・共用廊下など共有スペースの非常用電力として活用できるようにした。省エネルギー化と東日本大震災の教訓を反映したものとなっている。

４．大町東団地には長屋形式の木造低層住宅を建設し、バリアフリーに配慮した設計とすることで、やすらぎのある開放的な空間から、日常的に高齢者同士の交流を図ることが可能となる造りとなっている。

【進捗管理】

ハード面については、国土交通省のプッシュ型支援で設計期間が短縮されたことにより、県の復興公営住宅建設より一歩先にスタートができたため、復興公営住宅との工期的干渉はなかった。

また、ソフト面については、建設の進捗と並行して入居希望者への説明会や公募・入居手続きなどを実施することにより、竣工とほぼ同時に入居が可能となるように努めた。

【事業を振り返って】

本市では、津波被害のみならず、福島第一原発事故による避難の経過もあって、災害公営住宅の入居者は「高齢者の単独世帯・高齢者のみの世帯」が多い傾向にある。このため、自治会運営や入居者間のコミュニティー形成が、入居当初からの課題である。

写真３　鹿島区西川原第二団地（平成28年５月16日撮影）

写真４　原町区大町東団地高齢者棟（平成28年７月19日撮影）

写真５　原町区大町東団地（平成27年７月19日撮影）

写真６　小高区小高上町団地（平成28年５月16日撮影）

３　宅地の造成、分譲

［宅地造成事業］

【経　緯】

東日本大震災で住宅を失った被災者が、市内で住宅の再建を希望しても、利便性の高い原町区の市街地近傍では住宅用地が不足していた。このため、市外で住宅を再建するなど人口の流出につながっている状況もあったことから、市があらたに住宅用地を整備することとした。

分譲に当たっては、他市町村から本市への転入を希望する場合を含め、福島第一原発事故に伴う避難および地震・津波の被災者、そして、子育て世帯を優先することとした。これは、市として人口減少に歯止めをかけ、移住・定住を促進するとともに、住宅用地のニーズに応えるものであった。

この事業の実施に当たっては、早期の供給が課題であったことから、復興整備計画の位置付けにより、法手続きの迅速化や税の優遇措置等の適用などを活用して進めることとした。

【実施内容】

１．造成地の概要

（1）所在地：南相馬市原町区大木戸地内

（2）宅地造成面積：4.2ha

（3）宅地区画数　：68区画

（4）宅地面積　　：251.86～426.10㎡

（5）宅地販売価格：788～1510万円

２．宅地分譲経緯

（1）第１回募集（優先世帯）：平成29年（2017）３月１日～ 22日
（申込件数58　決定数46）

（2）第２回募集（一般世帯）：平成29年５月８～29日（申込件数19　決定数14）

（3）第３回募集（一般世帯）：平成29年８月１～31日（申込件数11　決定数８）

３．募集世帯の区分

（1）優先世帯

①東日本大震災によって被災して住宅再建をする世帯で、次のいずれかを満たすもの

- 震災発生時の居住住宅が半壊以上となり、退去または取り壊し済みの世帯
- 震災発生時の住所が旧警戒区域、旧計画的避難区域または旧特定避難勧奨地点にあった世帯

②子育て世帯等であって、次のいずれかを満たすもの

- 18歳以下の子どもがいる世帯
- 妊婦がいる世帯
- 夫婦のいずれかが45歳未満で、同居している世帯

（2）一般世帯

優先世帯の申し込みがない区画が生じた場合に、申し込みできる優先世帯以外の世帯

４．売買契約等

（1）全68区画売買契約完了：平成29年11月28日

（2）全68区画登記登録完了：平成29年12月19日

（3）全68区画建築完了　　：令和 3 年（2021）2 月末日（予定）

【事業を振り返って】

造成工事の遅れから、平成29年 3 月の宅地分譲開始であったが、宅地重要の高まりと、特に原発避難者の申し込みが多く、募集開始から 9 か月で全68区画完売という結果になり、事業の目的は達成できたと考える。

また、造成地の販売に当たっては、地元不動産業者の協力を得て、受付窓口の一本化を実施したことがスムーズな販売につながったと感じている。

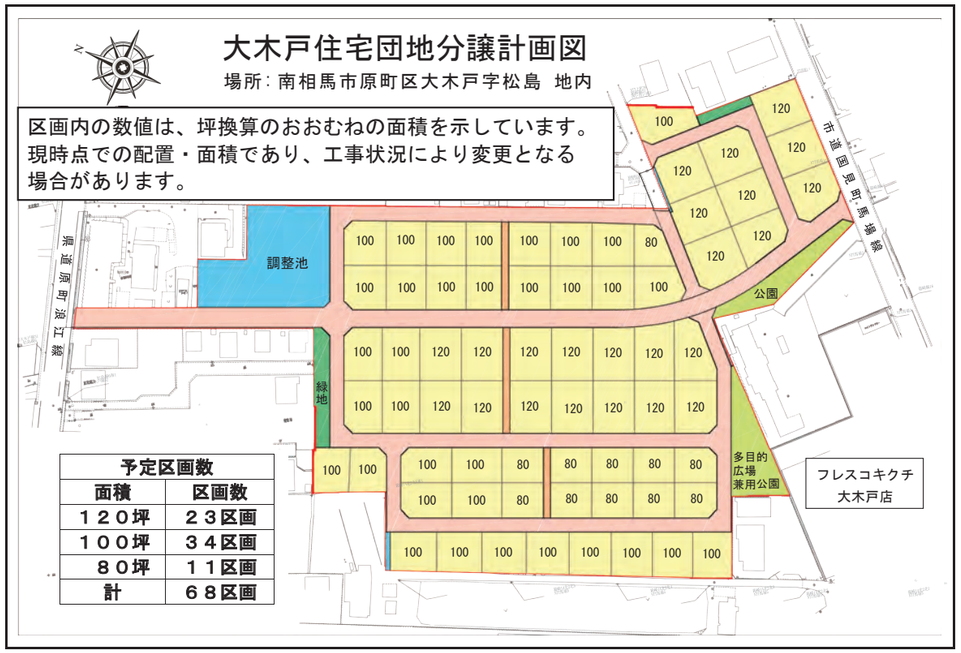

図１　大木戸住宅団地分譲計画図

＊『広報みなみそうま』№127　平成28年12月１日号より

第12章　防　災

第１節　防災施設の整備

１　防災備蓄倉庫

［防災備蓄倉庫整備事業］

【経　緯】

東日本大震災に伴う福島第一原発の事故により物資物流が停止したことや、鹿島区の水道断水等により、備蓄物資の重要性を経験したことを踏まえ、防災・減災の拠点施設として防災備蓄倉庫を整備することとした。

立地の選定にあっては、次の要件を勘案し選定を行った。

（1）土地の安全性

市の防災拠点施設として、がけ崩れや地盤沈下などが発生しない安全な地形・地盤を有するとともに、津波被害の安全性を確保している。

（2）用地の取得性

防災に関する重要な施設として、平成27年度（2015）以降順次、設計等に着手し、早期の完成を目指すことから、土地の取得が容易であり、施設の建設着工が平成28年度（2016）以降に確実に行われる環境にある。

（3）立地条件

発災後の混乱等においても、その他防災関連施設に近い、歩けるなど各種施設間が近接していること。

（4）交通条件

県や周辺自治体等から食料や生活物資等の支援を受ける際に、支援物資の運送が迅速に行われる広域交通条件を確保すること。

（5）配送条件

各指定避難所に容易に配送できる位置にあり、また、配送に当たって災害に影響されずに市内の幹線道路網を通り各避難所にアクセスできること。

以上の条件を基に場所の選定を行い、原町区萱浜地内に建設することとなった。

【実施内容】

１．実施期間

基本計画策定　：平成26年12月19日～ 27年３月31日
測量設計　　：平成28年６月３日～ 29年６月30日
実施設計　　：平成28年７月５日～ 28年12月16日
建築主体工事等：平成29年３月29日～ 29年12月15日

写真１　完成した防災備蓄倉庫（平成29年12月24日撮影）

２．概　要

最大想定避難者数（市内の浸水想定域の人口を基にした数）約9000人分の食糧・水等のほか、毛布・簡易トイレ等の生活物資、救援救護活動に必要な資機材等も備蓄し（表１）、災害発生時における体制を構築した。

備蓄品目決定の経過については、南相馬市地域防災計画の災害予防計画において、災害応急対策への備えとして食料、生活物資、飲料水、防災資機材等の防災備蓄品目が示されており、その品目を基本に、東日本大震災における教訓をもとに設定した。

また、広い駐車場と会議室を設けており、消防団や防災関係団体等による会議、研修、各種訓練等にも活用することとした。

所　在　地　：原町区萱浜地内
敷地面積　　：6,827.27㎡
建築延床面積：1,005.68㎡

写真２　倉庫内部の電動棚（平成29年12月25日撮影）

写真３　倉庫落成式時のフォークリフト実演（平成29年12月26日撮影）

【事業を振り返って】

東日本大震災では、物資の不足が生じるなかで、支援物資のすみやかな受け入れや保管ができないなどの課題が残った。このため、備蓄倉庫の整備にあたっては、物資の輸送を担う大型トラックが方向転換しやすいよう広い敷地を確保するとともに、直接倉庫内に乗り入れて荷物の搬入・搬出ができるよう導線を確保した。

立地場所については、４か所程を候補に挙げて検討したが、災害による危険性に問題はなく、特に、立地・交通・配送条件に優れている現在の土地となった。

また、倉庫内のラックを電動式にしたことで、作業面積を確保しつつ、倉庫の面積をコンパクトにしたことにより、事業費を圧縮できた。

近隣には、オフサイトセンターや環境創造センターなど原子力防災関連の施設も同時期に整備され、防災拠点としての機能が集約されている。

倉庫の整備は終了したが、今後は備蓄している食糧や水の管理を行う必要がある。フードロスを起こさぬように、計画的に備蓄品の活用や補充を行うことが課題である。

表１　備蓄品一覧（令和２年４月１日時点）

種　類		品　名	数　量
飲料水	1	ペットボトル 500㎖	108,000本
	2	給水タンク	220個
	3	ポリ容器	430個
食糧品	1	クラッカー	22,416缶
	2	ライスクッキー（食物アレルギー対応食）	1,920食
	3	缶詰（五目豆、ヒジキ等）	67,224缶
	4	粉ミルク	132缶
	5	粉ミルク（食物アレルギー対応食）	6缶
	6	哺乳瓶	1,200本
	7	即席麺	15,000食
	8	アルファ米	29,900食
	9	白かゆ（食物アレルギー対応食）	14,200食
生活物資	1	毛　布	9,000枚
	2	下着等一式（男性用）	4,500着式
	3	下着等一式（女性用）	4,500着式
	4	紙おむつ（子供用Ｌサイズ）	126パック
	5	卓上コンロ（カセットボンベ付）	132台
	6	食器セット	9,000個
	7	ポリ袋	2,700枚
	8	トイレットペーパー	38箱
	9	石油ストーブ	86台
	10	簡易トイレ	425個
	11	簡易トイレ袋	127,600枚
	12	紙おむつ（介護用）	180パック
	13	生理用ナプキン	1,854パック
	14	簡易マット	1,500枚
	15	間仕切り（避難所ボード）	43セット
応急活動用資機材	1	エンジンカッター	3台
	2	油圧切断機・油圧スプレッダー・手動式油圧コンビツール	3台
	3	発電機	5台
	4	投光器セット	24台
	5	レスキューキットＢＯＸ型（スコップ・ツルハシ・カケヤ）	43セット
	6	水防シート	215枚
	7	土のう袋	2,150枚
	8	ロープ	129巻
	9	テーブル	47台
	10	折りたたみ椅子	94脚
	11	椅子用収納台車	3台
	12	会議室用テーブル	27台
	13	会議室用折りたたみ椅子	54脚

＊資機材用の燃料は備蓄していない。

２　消防・防災センター

［消防・防災センター整備事業］ほか１事業

【経　緯】

旧南相馬消防署は昭和47年（1972）に建設された建物であったが、老朽化が著しく、狭隘であり、さらに耐震性も確保されていなかった。このため、庁舎の建替えについては平成18年（2006）の南相馬市合併以前から検討されてきた。

平成21年度（2009）から翌22年度（2010）にかけて、相馬地方広域市町村圏組合消防本部、南相馬消防署、市役所で組織する消防・防災センター建設検討委員会で会議を重ね、平成23年（2011）１月に、消防署機能に加えて防災学習機能を備えた消防・防災センター整備に係る基本計画を策定した。

平成23年３月11日の東日本大震災では南相馬消防署の建物にクラックが入るなどの被害を受けたため、今後、地震があった場合に防災活動拠点としての機能が維持できなくなるおそれがあることから、早急に建替えをすべく復興計画に位置付けて、事業に着手した。

また、南相馬消防署敷地だけでは狭隘になることが見込まれたため、隣接する県モータープール敷地を取得した。取得にあたっては、県に代替え地を用意するなど、モータープールが円滑に移転できるよう配慮した。

【課　題】

消防･防災センター建設にあたっては、復興需要の急増に伴う資材不足や労働者（職人）不足に直面し、計画した工程どおりの施工が困難な状況であった。

【施設の特徴】

１．消　防

（1）相馬地方（南相馬市・相馬市・新地町・飯舘村）の地域内から発信された119番通報を受け付けし、緊急通報者の発信地位置情報、災害通報の覚知、出動車両の自動編成および出動指令など、現場活動の支援を統括する、高度な情報通信技術を活用した施設とした。

（2）高機能な消防指令施設の導入により、正確で迅速な災害対応を可能とした。

（3）施設は、119番通報の受け付けから出動指令、車両の運用情報を管理する消防指令システムと危険物施設や消防水利の位置情報を支援する情報管制システムの２つで構成した。

（4）従前、２署（相馬消防署、南相馬消防署)･４分署（新地分署、鹿島分署、小高分署、飯舘分署）の指令業務は、各署で行っていたが、これを１か所の指令施設に集約することにより、効率化と高度化を図った。

（5）相馬地方の救急搬送医療圏と指令施設のエリアが一致し、情報の一元化による迅速

かつ適切な医療機関選定を可能とした。

(6) ２署・４分署の災害発生状況や消防車両の出動状況などの情報を一元管理し、応援出動の要請時間を短縮することにより、広域応援体制の強化を図った。

２．防災学習

(1) 市民に対し防災・減災などの意識の向上を図ることを目的として、多数の写真パネルや映像などの展示物を整備した。

(2) コンセプト

１階：〔過去〕災害についての知識を学ぶ（東日本大震災の記録）

２階：〔現在〕防災について知る

３階：〔未来〕南相馬市の未来を創造する

【進捗状況】

１．スケジュール

項　目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	備　考
設計等	⇨	⇨	⇨	⇨	⇨	基本設計、実施設計、展示物整備等
工　事			⇨	⇨	⇨	建築工事、外構工事、旧庁舎解体工事等
供用開始					★	平成27年３月 供用開始

２．建物のゾーニングおよび面積

階　数	ゾーニング	延床面積（㎡）
１　階	南相馬消防署、車庫、物品庫（救急関係各諸室、防火衣収納庫など）	1,117.7
２　階	仮眠室、厨房、食堂、トレーニングルーム、防災展示コーナーなど	689.5
３　階	消防本部事務室、通信指令室、消防長室、防災会議室、多目的ホール、救急講習訓練室など	922.2
搭　屋		22.3
合　計		2,751.7

３．施設のおもな機能

(1) 指令台・指揮台

災害通報の受け付け、災害地点の決定、出動指令などの指令業務を自動出動指定装置、地図検索装置、音声合成装置などの連動により迅速に行う。

(2) 多目的情報表示板

指令台モニター等との連動表示に加え、災害事案情報（災害地点地図、車両編成、支援情報、監視カメラ映像）、救急事案一覧等、指令施設に集約される情報を表示する。

(3) 指令制御装置

119番回線、無線回線、指令回線等を収容し、自動出動指定装置と連動して通信を制御する。

(4) 消防救急デジタル無線

音声と文字情報による活動支援により、災害発生時に迅速・的確な指示伝達を行う。

(5) 車両運用端末装置

動態情報と自車位置情報を指令施設へ送信し、災害情報や消防水利等の支援情報を表示する。また、災害地点までのナビゲーション機能も搭載している。

写真１　消防・防災センターの全景（平成27年２月25日撮影）

写真２　高機能消防指令施設（平成27年２月19日撮影）

写真３　出動準備室（平成27年２月19日撮影）

【事業を振り返って】

復興需要の急増に伴い、資材や労働者の確保等が困難となったため、工期に大幅な遅れが生じたことから、早期の供用開始ができなかったことが悔やまれる。しかし、本事業で高機能消防指令施設を整備したことにより、より正確かつ迅速な災害対応が可能になったことや、２署・４分署の情報を一元管理することで、広域応援体制を強化することができ、災害に強い地域づくりに寄与できたと思う。

写真４　２階の展示（防災グッズ非常持ち出し品
平成28年３月14日撮影）

また、防災学習機能では、過去の災害を教訓にして、防災意識の更なる向上を図るとともに、今後発生するかもしれない災害に対して、適切な行動がとれるよう、防災について知識を深めることが重要であると思った。

写真５　１階玄関からの風景（左壁面には東日本大震災から15日間のドキュメントを展示。中央の円柱は津波の高さを表し、階段側面には津波のメカニズムを図示している
平成28年３月17日撮影）

第２節　防災林の植樹

１　復興市民植樹祭

［南相馬市鎮魂復興市民植樹祭開催負担金］

【経　緯】

東日本大震災で犠牲となられた方を慰霊し、震災の経験や教訓をいつまでも忘れず後世に継承するため、がれきなどを活用した海岸防災林に、市民の思いや祈りを込めて南相馬の木々を植樹し、「鎮魂の森」「いのちを守る緑の防災林」を築くため、平成25年度（2013）から毎年、市民植樹祭を開催してきた。

特に、平成30年（2018）11月の第６回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭は、県が実施する「第１回ふくしま植樹祭」との共催で、先の６月に本市を会場に天皇皇后両陛下ご臨席のもと開催された「第69回全国植樹祭」の理念を引き継ぎ開催された。

回	年度	場　所	実施日	面積（ha）	本数	参加人数
1	平成25	鹿島区南右田二ツ沼地内	平成25年10月 6日（日）	0.54	18,000	3,000
2	26	原町区萱浜字長沼地内	平成27年 3月29日（日）	0.5	20,000	2,900
3	27	原町区萱浜字長沼地内	平成28年 3月27日（日）	0.5	20,000	2,000
4	28	原町区萱浜字東蔵前地内	平成28年10月23日（日）	0.5	20,000	2,000
5	29	原町区雫字南谷地地内	平成29年10月14日（土）	0.5	30,000	2,300
6	30	鹿島区北海老地内	平成30年11月 4日（日）	0.4	18,000	3,000
7	令和元	小高区塚原地区	令和元年 6月 2日（日）	0.5	25,000	1,900
8	2	原町区金沢地区	6月 1週予定	0.5	30,000	2,500
9	3	小高区塚原地区		0.4	24,000	2,500
10	4	原町区金沢地区		0.4	24,000	2,500
11	5	小高区塚原地区		0.4	24,000	2,500
12	6	鹿島区烏崎地区		0.4	24,000	2,500
13	7	小高区塚原地区		0.4	24,000	2,500
14	8	全国植樹祭会場跡地		0.4	24,000	2,500
15	9	全国植樹祭会場跡地		0.4	24,000	2,500
合　計				6.74	349,000	37,100

【実施内容】

式典と植樹作業は、南相馬市鎮魂復興市民植樹祭実行委員会の構成員である公益財団法人鎮守の森のプロジェクト、特定非営利活動法人森びとプロジェクト委員会、イオン㈱から多大な支援（式典の運営、ボランティアスタッフ、植樹会場の整備、苗木・食料・水の提供等）を受けている。また、横浜国立大学名誉教授の宮脇方式による、潜在自然植生の木群を中心に、多数の樹種を混ぜて植樹する混植・密植型の植樹を実践している。

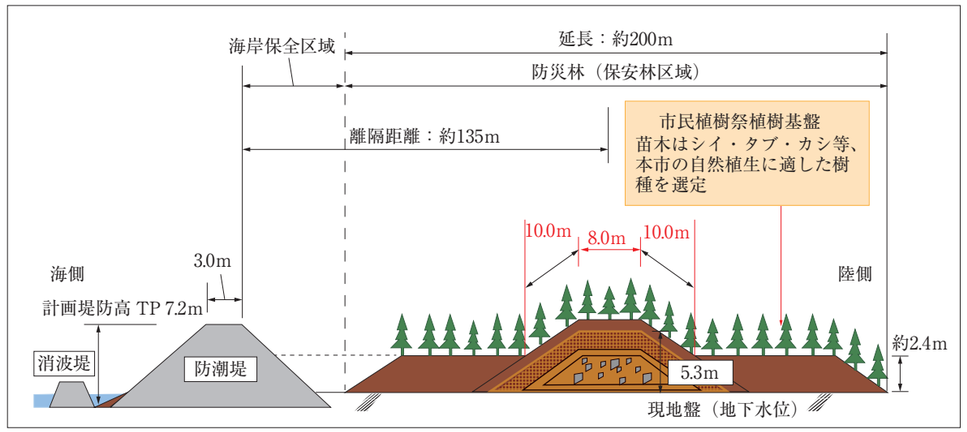

図１　海岸防災林の断面図

【事業を振り返って】

植樹活動後において、植栽年を含む３～５か年間は、植栽木の生育状況に応じた補植や下刈等の保育管理を行う必要があるが、除草活動をしてくれるボランティアの人手不足が課題となっている。

市民植樹祭の継承を目指して

副主査・30代男性

毎年、開催場所が異なることから、駐車場やイベント会場の確保、シャトルバス等のルート設定、式典会場設営など、開催ごとに検討しなければならないことが多かった。

また、事務局の運営ノウハウが引き継がれにくいことなど苦労もあるが、2000人規模で集まるイベントとなっており、市民の鎮魂の気持ちを感じられる。

この市民植樹祭は、令和15年度（2033）までの開催を計画しており、参加者の緑化意識やまちへの愛着をいっそう高めていけるようにしたい。

さらに、交流や植樹を通じた環境教育などの魅力的な事業として継続できるよう、事務局として進めていきたい。

写真１　第２回復興市民植樹祭（東日本大震災犠牲者への黙とうも捧げられた　平成27年３月29日撮影）

２　全国植樹祭

全国植樹祭は、公益社団法人国土緑化推進機構と福島県の主催により開催された。以下の内容は、「第69回全国植樹祭実施計画〔概要版[*1]〕」および「第69回全国植樹祭開催結果について[*2]」から引用、整理した。

【経　緯】

１．開催意義

福島県は、豊かな森林を守り育て、健全な状態で次の世代へと引き継いでいくため、平成17年（2005）に「森林文化のくに・ふくしま県民憲章」を制定した。また、平成18年（2006）から森林環境税を導入し、森林環境を適正に保全するための森林整備の推進や県民一人一人が参画する新たな森林づくり活動の推進など、緑あふれる県土づくりに努めてきた。

こうしたなか、平成23年（2011）３月11日に発生した東日本大震災の大津波により、福島県の海岸防災林の６割が流出した。また、それに続く福島第一原発の事故により、森林を取り巻く環境が大きく変化し、森林と人との関わりが薄れつつある。このため、よりいっそうの県民参画による森林づくり活動を推進するとともに、林帯幅を拡げた防災機能の高い海岸防災林の整備や放射性物質の影響を受けた森林の再生に取り組んでいる。

平成30年（2018）に開催する全国植樹祭は、東日本大震災と原子力災害で甚大な被害を受けた福島県が、緑豊かなふるさとの再生を進めていくうえでシンボルとなる大会である。

２．大会コンセプト

「ふくしまから発信する森林（もり）づくり」

千年に一度の大災害から復興した海岸防災林を会場に、植樹活動による人と人とのつながり、ふるさとへの思い、未来への希望を、国内外に発信する、被災地において初めての大会である。

３．開催日

平成30年６月10日（日）

４．式典会場

復興に向けて力強く歩み続ける姿と、国内外からの支援に対する感謝の気持ちを発信できること、県民参加の森林づくりを広く展開できる会場であることを考慮し、原町区雫地内の海岸防災林とする。

５．開催に至るまでの経過

平成24年（2012）10月　福島県が全国植樹祭の誘致を表明

＊１　第69回全国植樹祭福島県実行委員会事務局（2018.2）
＊２　福島県農林水産部全国植樹祭推進室（2018.7）

平成26年（2014）８月　福島県開催が内定
平成27年（2015）８月　福島県開催が決定
12月　開催会場が決定
平成29年（2017）６月　大会１年前記念イベント開催
８月　開催日が決定
11月　大会200日前記念イベント開催
平成30年２月　大会100日前記念イベント開催
６月　第69回全国植樹祭開催

写真１　全国植樹祭の会場全景（原町区雫地区　平成30年８月29日撮影）

【実施内容】

１．会場の規模

大会会場 4.4 ha、植樹会場 4.6 ha、仮設駐車場 1.6 ha

２．式典参加者数

中央特別招待者：62人
県外招待者　：1206人
県内招待者　：3592人
スタッフ等　：3284人

３．式典の概要

（1）プロローグ

福島県の紹介映像、アトラクションとして霊山太鼓、会津彼岸獅子などが披露された。

写真２　本会場での記念式典（平成30年６月10日撮影）

写真３　本会場での記念植樹（平成30年６月10日撮影）

（2）記念式典

天皇皇后両陛下によるクロマツなどのお手植え、津島マツなどのお手播き、代表者102人による記念植樹が行われた。その後、演劇・ダンスが行われた。

（3）エピローグ

緑の少年団による森林づくりへのメッセージ発表、アトラクションとして騎馬武者行列などが披露され、最後は、大会テーマソングの合唱で閉められた。

４．植樹の概要

スクールステイ（学校）で育成された広葉樹の苗木2500本、ホームステイ（民間団体）で育成されたクロマツ・アカマツの苗木4000本、協賛や購入したクロマツの苗木8000本、合わせて１万4500本が海岸防災林に植樹された。

５．大会会場跡地の利用計画

福島県と協議し、防災林造成事業（復興創生）の事業終期までに基盤整備を県が実施、その後は、市で策定した鎮魂市民植樹祭実施計画（年次計画）、および育樹活動実施計画に基づき、鎮魂市民植樹祭や育樹活動の拠点等による活用をする。

写真４　サテライト会場での催事（鹿島区さくらホール　平成30年６月10日撮影）

写真５　記念式典の中継（南相馬市民文化会館　平成30年６月10日撮影）

特別な植樹祭

係長・40代男性

東日本大震災の被災地での最初の、そして、平成最後の全国植樹祭を担当することになり、たいへん畏れ多いという心情とともに、はたして準備が間に合うのだろうかという不安がありました。

担当になって最初に、平成29年６月11日に伊達市霊山こどもの村で開催された１年前記念イベントの参加者募集や物産販売の手配などの準備が待っていました。他市での開催ということもあり、参加者が思うように集まらず、各種団体の関係者にお願いして回りましたが、反応が鈍く、良い結果にはつながりませんでした。

また、植樹祭の主体は国や県であるものの、本市独自の取り組みも開催機運を高めるために必要なことから、市民を巻き込んだカウントダウンボード作成に取り組みました。このカウントダウンボードの本体部は市産材を使用することにこだわり、森林組合に製造を委託しました。また、カウントダウンを表示する基盤やデザインは市内の県立高校に協力してもらいました。そして、開催の200日前の平成29年11月22日に市役所庁舎１階のロビーで無事除幕することができましたが、うまくカウントダウンすることができず、しばらく「調整中」の貼り紙が外せませんでした（その後、無事、カウントダウンできました）。

開催まで半年を切る頃には植樹祭の開催機運を高めるためのPR活動と並行して、天皇皇后両陛下をお迎えするための警察や県との打合せが入るようになりました。両陛下の地方ご視察に伴う行幸啓では、お通りになるルートは直前まで公表されないため、道路の補修や景観の整備などにも苦労しました。ご昼食会場やご休憩場所なども、当然ながら口外することはできないものの、関係者にお願いしなければならないこともあり、心苦しく思っていました。お願いのなかには、かなり無理なものもありましたので、どんな理由をつけてお願いするか悩みどころでしたが、かなり偉い人が利用されるのでということでごまかしていました。

開催まで残すところ２か月余りとなる頃には、当日の招待者や出演者、従事職員、出店者の調整の作業も加わり、先の見えない日々が続くようになりました。それでも刻一刻と開催日が近づくにつれ、職員一丸となって準備に取り組むようになってきたおかげで、何とか開催当日を迎えることができました。

私たち担当課の職員は、市内に２か所設けたサテライト会場で本会場からの中継を見にきた市民への苗木の配布などの作業に従事していました。担当者が会場内にいないことに対しての意見もありましたが、会場内にいったん入ってしまうと、外のサテライト会場等への往来ができなくなるための判断でした。

当日は、時に強い雨が降るなど安定しない空模様でした。別会場でしきりに空模様を気にしていましたが、両陛下が会場にお着きになる頃には会場上空に薄日が差すほどになりました。両陛下が会場にご滞在される間は、何とか雨も降ることもなく、式典を終えることができました。

今回、両陛下がご休憩をされた雫行政区の集落センターでは、両陛下は東日本大震災の犠牲者の慰霊碑の前で黙祷されたほか、雫行政区長にその当時のお話を詳しくお聴きになられました。この場所をご休憩場所にするにあたってかなり苦労しましたが、その苦労が報われた気がしました。

第13章　文化・スポーツ

第１節　文化財

１　相馬野馬追

【経　緯】

昭和53年（1978）に国の重要無形民俗文化財に指定された相馬野馬追は、毎年７月の３日間にわたって相双地方で開催されてきた伝統的な年中行事である。

しかし、平成23年（2011）３月の東日本大震災によって、野馬追に関係する市町村の大部分は、福島第一原発事故によって避難区域が設定され（図１）、地震・津波の被災も深刻であった。多くの住民が故郷を追われ、避難生活を強いられる事態におちいり、野馬追出場者を含め、その家族や飼育されていた馬も犠牲となり、この年の野馬追は開催が危ぶまれた。

同年６月18日に開催された相馬野馬追執行委員会[*1]（執行委員長は南相馬市長）では、相馬三社の一つである相馬太田神社（原町区中太田）とメーン会場の雲雀ケ原祭場地が緊急時避難準備区域、「野馬懸（のまかけ）」を行う相馬小高神社（小高区小高）が警戒区域に含まれていたため、例年どおりの開催を断念することが決定された。しかし、亡くなられた方がたの鎮魂を祈り、また、相双地方の復興のシンボルとすべく、名称を「東日本大震災復興相馬三社野馬追」として７月の最終土・日・月曜日の７月23日から25日まで開催することとした。

翌平成24年（2012）６月９日の相馬野馬追執行委員会では、福島第一原発から半径20～30km圏内の緊急時避難準備区域が平成23年９月30日に解除されたことから、相馬太田神社と雲雀ケ原祭場地での行事を例年どおり開催することとした。また、同原発から20km圏内の警戒区域は、平成24年４月16日に解除されて避難指示解除準備区域に再編され、出入りが自由になったため、相馬小高神社での野馬懸の開催が決定した。野馬追の日程は、７月28日から30日までとした。

図１　相馬野馬追にかかわる市町村
＊南相馬市博物館『野馬追のいまむかしガイドブック』（2013）より引用編集

＊１　相馬三社の代表者、宇多郷、北郷、中ノ郷、小高郷、標葉郷の各郷騎馬会代表者、旧中村藩領内の市町村代表者、野馬追功労者、商工関係代表者および警備関係代表者（相馬地方広域消防本部消防長）をもって組織する。

【実施内容】

１．平成23年

（1）７月23日

福島第一原発事故による避難指示区域外の相馬中村神社を中心に、宇多郷（相馬市）・北郷（市内鹿島区）騎馬会の武者たちによる「お繰り出し」のみ開催された。例年であれば宇多郷・北郷あわせて150騎ほどの騎馬武者が出場するが、約半数の82騎に減少した。

写真１　陥没した道を進む騎馬武者（鹿島区　平成23年７月23日撮影　佐藤浩章氏提供）

相馬中村神社での出陣式ののち、総大将率いる宇多郷勢は中村神社の神輿に供奉し、相馬市内を行列した。その後、宇多郷勢は南下、鹿島区で待機する北郷勢と合流して、鹿島区内を行列した。

（2）７月24日

例年、南相馬市原町区内で「お行列」「甲冑競馬」「神旗争奪戦」などが行われるが、雲雀ケ原祭場地などの会場が福島第一原発から半径20～30km圏内の緊急時避難準備区域だったため、これらの行事はすべて中止となり、相馬太田神社に中ノ郷騎馬会（市内原町区）の武者が参加して、神社の例大祭式典のみの開催となった。

写真２　津波被災地に向かって黙とう·螺の吹奏（相馬太田神社　平成23年７月24日撮影　大槻明生氏提供）

相馬太田神社拝殿前で震災犠牲者への黙とう・礼螺吹奏にはじまり、拝殿において修祓、祝詞奏上、玉串奉奠、舞楽の奉納などが行われた。陣羽織に白鉢巻き姿の中ノ郷騎馬会の武者146人が参列した。

（3）７月25日

例年、相馬小高神社において野馬懸が行われるが、同神社は警戒区域にあったため、代わりに、ぎりぎり20km圏外にある多珂神社（原町区高）を会場とし、小高郷（市内小高区）と標葉郷（浪江町・双葉町・大熊町）の騎馬会によって、野馬を神馬としてささげる「上げ野馬の神事」が行われた。

神事では、御小人（おこびと）が境内に裸馬を３頭引き入れ、そのうちの１頭が神馬として奉納

された。神馬には供えていた塩と米を食べさせ、たてがみに垂(しで)を結び付けた後、杭につなぎ、神事は終了した。

小高郷・標葉郷の両騎馬会員は、全員が全国各地に避難生活を強いられているなか、おのおの避難先から駆けつけ、神事に参加した。

写真３　奉納される神馬を引き連れる御小人（多珂神社　平成23年７月25日撮影　大槻明生氏提供）

写真４　祭場地に掲げられた横断幕（原町区雲雀ケ原　平成23年７月撮影）

２．平成24年

（1）除　染

平成24年５月から７月までの間、雲雀ケ原祭場地の除染(表土改善)が行われた。騎馬が走る走路は砂を表面から５cm除去して新しい砂を敷くとともに、観客席などは２回にわたって除草された。相馬小高神社の境内についても、同様に除染が行われた。

（2）７月28～30日

３日間の行事は、例年どおり相馬地方の各地で行われ、前年開催を見送った２日目のお行列、甲冑競馬、神旗争奪戦、３日目の野馬懸も、２年ぶりに従来の会場で行われた。震災前の約８割にあたる386騎の騎馬武者が出場し、期間中、地元や全国各地から延べ15万9700人が野馬追を観覧した。

写真５　お行列（原町区小川町　平成24年７月29日撮影）

写真６　神旗争奪戦（原町区雲雀ケ原　平成24年７月29日撮影）

野馬追の精神は「祈り・願い」

学芸員・40代男性

野馬追は、「騎馬武者たちの戦国絵巻」などの勇ましいフレーズだけが先行し、クローズアップされます。しかし、野馬追の本質は“合戦・軍事訓練”ではありません。

野馬追の目的は、神前に馬をささげ「相馬地方の平和・繁栄」を祈願することです。しかし、明治時代以降に強まった野馬追の観光化や、猛々しさのみをもてはやす風潮などによって、その祈りの精神は忘れ去られつつあったように思われます。

しかし、震災・原発事故という悲劇を経験した今の私たちにとって、野馬追に込められた「相馬地方の平和・繁栄」という願いは、身にしみて共感できるのではないでしょうか。今こそ野馬追の原点を見つめなおし、相馬地方の災いを取り払い、心安らかな日々を過ごせるように祈願することこそ、私たちが野馬追を続け、未来へ継承するために最も大切なことだと思います。

南相馬市博物館『野馬追のいまむかしガイドブック』(2013) より引用編集

２　埋蔵文化財

［復興事業推進埋蔵文化財発掘調査事業］ほか９事業

【経　緯】

東日本大震災復興交付金（以下「復興交付金」）事業では、文部科学省が所管する中に、埋蔵文化財発掘調査事業が盛り込まれた。この事業は文部科学省の文化庁が所管する「埋蔵文化財」に対するものである。

【課題と対応】

埋蔵文化財は、所在が明らかとなって各教育委員会の文化財保護部局に備えられている「埋蔵文化財包蔵地台帳」に登録され一般に周知されている状態のものと、いまだに地中に埋もれて発見されていない状態のものがある。

また、埋蔵文化財は、文化財保護法により「国民共通の財産」と位置付けられ、何らかの原因で失われる場合には、保護措置を講ずることとされている。

地中に埋もれている埋蔵文化財は、先人が大地に刻んだ生活の痕跡であり、正確な場所や内容などは、現時点では知ることができないという性質がある。そのため、地面を掘削するような土木工事が行われると、一瞬にしてその存在を失ってしまう脆弱（ぜいじゃく）な側面を持っている。

東日本大震災の被災直後から、復興を進めるための大規模でさまざまな復旧事業・復興事業が計画されていたが、多くの埋蔵文化財が失われるおそれがあった。

このような状況から埋蔵文化財を保護するために、復興交付金事業の中に「埋蔵文化財発掘調査事業」が位置付けられた。

写真１　原町区西迫横穴墓群の発掘作業（下太田工業団地造成　平成29年撮影）

【事業の特徴】

これまでに埋蔵文化財が確認されていない地域でも、新たに発見される場合がある。そのため、周知の埋蔵文化財包蔵地として登録されている場合も含め、復興事業の前には、十分に埋蔵文化財の対応について協議を済ませておかなければならない。復興事業の工事中に埋蔵文化財が確認されると、急遽発掘調査が必要となり、予定した工期が大幅に遅れてしまう可能性があるからである。

【進捗管理】

福島県では文化庁の通知により、被災前の現状に復するための復旧事業については、原則として埋蔵文化財への協議・対応は必要としないとされた。一方、新たに計画・実施される復興事業については、原則として埋蔵文化財への対応は要するものの、発掘調査等は復興事業により掘削を受ける範囲に限って実施すること、また、埋蔵文化財の有無が確認されていない区域では、過去の調査経歴をもって埋蔵文化財が所在していないと判断される可能性が高い場合は、試掘調査の必要はないと判断することなど、可能なかぎり埋蔵文化財への対応を少なくし、復興事業を円滑に進めるように配慮することとなった。

本市で復興事業に対する埋蔵文化財の取り扱いに関する協議が本格化したのは、平成24年度（2012）からである。防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業、被災した水田等の復興を行う被災農地整備事業（ほ場整備事業）、海岸防災林整備事業、防潮堤建設事業等が次々と計画され、埋蔵文化財の協議が求められた。

本市の文化財課の人員体制では、これらの途方もない規模と数の復興事業に対応するのが困難であったことから、県教育委員会に対して、今後の復興事業に対する取り扱いについて協議を求めた。

この協議では、事業箇所が市町村内で完結する事業であっても、事業主体が福島県の場合については、県教育委員会が埋蔵文化財の保護・協議等の保護措置を担うことになり、海岸防災林や防潮堤整備、農業基盤整備、復興公営住宅建設などが該当した。一方、各市町村教育委員会では、市町村が計画・実施する復興関連事業と、市町村内で行われる一般の開発事業について所管し、埋蔵文化財の保護措置を行うという内容で役割が決定した。

市文化財課では、復興事業担当課との事前協議において、現在周知されている埋蔵文化財包蔵地内での開発計画は極力避けるように調整することを優先事項とした。また、埋蔵文化財包蔵地として登録されていない地域での開発計画については、現地確認と試掘調査を実施し、埋蔵文化財の把握に重点を置いて対応を行うこととした。

写真２　原町区東町遺跡の発掘作業（防災集団移転　平成26年４月16日撮影）

これらの試掘調査は、復興交付金事業によ

り実施することとし、復興事業推進埋蔵文化財発掘調査事業、罹災者住宅移転発掘調査事業、植物工場整備事業関連発掘調査事業、復興工業団地造成関連発掘調査事業、出土遺物整理収蔵施設整備事業の５事業について事業採択を得た。

平成25年度（2013）から本格的に復興事業に関連する埋蔵文化財の試掘調査を実施し、埋蔵文化財の有無を把握するとともに、発見された埋蔵文化財が、復興事業の工事施工に影響を与える状態なのかが把握されることとなった。

復興交付金事業を活用した試掘調査で発見された埋蔵文化財のうち、現状のままの保存が困難で工事施工により掘削・損壊してしまう埋蔵文化財は、中才遺跡（災害公営住宅建設）、東町遺跡（防災集団移転）、上渋佐原田遺跡（防災集団移転）、南海老南町遺跡（大型園芸施設建設）、西迫横穴墓群（下太田工業団地造成）の５遺跡であった。

【進捗状況】

試掘調査等によって、埋蔵文化財の有無、内容、埋没している状態が把握されたものの、開発計画からは埋蔵文化財の保護措置を講ずることが不可能で、やむを得ず埋蔵文化財を破壊・掘削せざるを得ない場合、失われる埋蔵文化財は記録で保存することが必要となる。この「記録保存のための発掘調査」を行うための経費は､埋蔵文化財を破壊･掘削する「事業者が負担」するという原則がある。

市内の復興事業で記録保存が必要と判断された中才遺跡、東町遺跡、上渋佐原田遺跡、南海老南町遺跡、西迫横穴墓群の５遺跡については、復興交付金事業の適用から外れることとなった。このため、埋蔵文化財を破壊・掘削せざるを得ない復興事業の担当課が、復興交付金事業の基幹事業の枠を活用して「記録保存のための発掘調査」の経費を確保し、市文化財課では発掘調査と埋蔵文化財の記録を作成することとした。

この記録保存のための発掘調査で事業化されたのが、植物工場整備事業関連発掘調査事業、下太田工業団地造成事業発掘調査事業、防災集団移転事業関連発掘調査事業、災害公営住宅関連発掘調査事業の４事業である。各事業は、市長部局の復興事業担当課が、市教育委員会に発掘調査業務を委託するかたちで実施した。

埋蔵文化財関連の発掘調査は、①開発事業地の把握、②開発事業者側との協議、③試掘調査の実施、④保存に関する協議、⑤記録保存のための発掘調査の実施、⑥発掘調査報告書の刊行の６段階を経て終了するが、復興交付金の埋蔵文化財発掘調査事業と市長部局からの発掘調査受託事業は、令和３年（2021）３月をもって一切の作業を終了する見込みとなっている。

写真３　鹿島区中才遺跡の発掘作業（災害公営住宅建設　平成26年２月12日撮影）

写真４　鹿島区南海老南町遺跡の発掘作業（大型園芸施設建設　平成28年２月12日撮影）

【事業を振り返って】

埋蔵文化財の発掘調査は、東日本大震災復興事業の妨げにならないように「現地の発掘調査の終了が最優先」という至上命題のもと、現地の発掘調査を優先的にこなし、出土遺物の整理作業や発掘調査報告書の刊行は、後回しにせざるを得ない状況にあった。

現地の発掘調査作業には、全国から数多くの埋蔵文化財担当職員が支援に駆けつけ、市内各地で発掘調査作業に従事していただいたことで、期限内に発掘調査の現地作業は終了した。しかし、発掘調査報告書刊行まで達したものは少なかった。

これらの未報告で残された埋蔵文化財の整理作業等は、文化財課の職員が、土砂採掘や民間住宅建設などの一般開発に追われながら行わざるを得ないという状況が日常化していた。このため、防災集団移転や災害公営住宅の建設などの復興事業は完了しているにもかかわらず、発掘調査の整理作業や発掘調査報告書が進まないために、発掘調査に係る経費の精算が滞り、開発事業全体の進捗率に影響を与える事態となった。

このような事態を解消するために、平成30年（2018）、発掘調査は完了したものの整理作業を継続している自治体について、その整理作業ならびに発掘調査報告書の刊行に関する業務は復興交付金事業から切り離し、文部科学省の埋蔵文化財発掘調査事業で費用を賄うことに変更された。

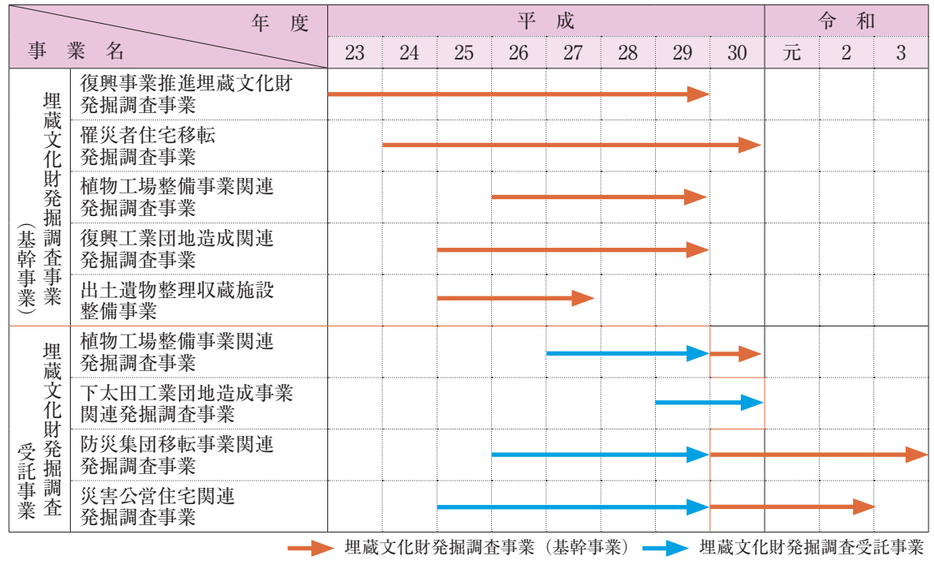

図１　復興交付金埋蔵文化財発掘調査事業

３　文化財レスキュー

【経　緯】

平成23年（2011）３月の東日本大震災により市内各所の仏像などの文化財が倒伏あるいは流失した。原町区上渋佐にあった民間の民俗資料館では、津波によって建物が流出し、市博物館で収蔵していない貴重なものも含め、数千点に及ぶ民俗資料を失った。

しかし、福島第一原発事故による住民避難や災害対応を優先するため、文化財担当職員のほとんどが配置換えとなったことや、文化財を所有している市民の避難により、文化財の被災状況は確認できない状態が続いた。同年５月になって、文化財の状況確認に入ることができるようになり、各種指定文化財の被害を徐々に把握することができた（表１）。

そこで、被災した指定文化財のなかでも、仏像数点については、平成24年度（2012）から、所有者に対して市補助金や民間団体の助成等を活用した修復を助言し、事業実施につながった。

一方、市内各所の文化財保存施設も被災し、多くが解体を余儀なくされた。このため、代替収蔵施設の確保が緊急課題となった。

また、小高区では、避難指示が長期に及んでいたため、荒廃が進んだ被災家屋の解体が行われていた。これに伴い、古い納屋や蔵に保管されていた古文書や民俗資料（民具）も大量に廃棄されていたため、文化財の救援活動（文化財レスキュー）を行うこととした。

表１　指定文化財の被災状況（平成24年12月20日時点）

指定区分／所在地	国		県		市		小計
	有形	無形	有形	無形	有形	無形	
南相馬市	－	1 (1)	－	－	－	－	1 (1)
小高区	4 (3)	－	6 (0)	－	35 (3)	1 (1)	46 (7)
鹿島区	2 (0)	－	7 (2)	1 (0)	36 (3)	2 (1)	48 (6)
原町区	4 (2)	－	6 (2)	－	32 (2)	2 (1)	44 (7)
合　計	10 (5)	1 (1)	19 (4)	1 (0)	103 (8)	5 (3)	139 (21)

＊有形：有形文化財　無形：無形民俗文化財
＊上段：指定文化財数　下段：（ ）内は被災文化財数

【実施内容】

１．被災文化財修復に対する助言、支援のおもな実績

（1）杉の木造阿弥陀如来坐像保存修理

所在地：鹿島区江垂

木造阿弥陀如来坐像と、阿弥陀堂内に安置されている両脇侍および毘沙門天像を併せて解体修理した。

①木造阿弥陀如来坐像（平安時代後期造立　写真１）

被　害：頭部、首などの破損・脱落

内　容：解体修理

工　期：平成25年（2013）４月１日～26年（2014）３月31日

②木造阿弥陀如来脇侍像２躯

被　害：破損

内　容：解体修理

工　期：平成26年４月１日～27年（2015）３月31日

③木造毘沙門天像

被　害：破損

内　容：解体修理

工　期：平成27年４月１日～28年（2016）11月30日

（2）下岩崎の聖観音菩薩立像保存修理（室町時代造立　写真２）

所在地：小高区福岡

被　害：津波により頭部、光背等の破損・汚損、台座の流失

内　容：修理・復元

工　期：平成25年12月２日～26年３月31日

（3）浮田の聖観音菩薩立像保存修理（貞治５年(1366)銘　写真３）

所在地：鹿島区浮田

被　害：頭部、光背等の破損

内　容：修理・復元

工　期：平成26年11月７日～27年４月30日

写真１　杉の木造阿弥陀如来坐像（修理後）

写真２　下岩崎の聖観音菩薩立像（修理後）

写真３　浮田の聖観音菩薩立像（修理後）

２．収蔵資料移転事業

平成18年（2006）の南相馬市合併以前から、旧小高町・旧鹿島町・旧原町市がそれぞれ収集・保存してきた自然・歴史・民俗資料を、小高区ではJA女場（おなば）倉庫（石倉）に、鹿島区では鹿島歴史民俗資料館と旧鹿島給食センターに、原町区では市博物館収蔵庫・地下倉庫などにそれぞれ保管していた。また、市文化センター倉庫にも文化財行政関係の文書類を保管していた。

JA女場倉庫（写真４）では地震で壁面の一部が崩落して風雨が入り込み、入口は津波による泥とがれきにふさがれた。その後、倉庫の所有者であるそうま農業協同組合が倉庫の解体を決定したため、資料を新たな保管場所に移す必要が出てきた。

鹿島歴史民俗資料館（写真５）では地震で屋上から天井にかけて破損し、収蔵庫と２階展示室に雨漏りが発生した。このため、資料館は解体することとなり、収蔵資料は、津波被害のため使われていなかった真野小学校校舎および体育館に仮置きした。しかし、ここも校舎解体と体育館改修が決まり、再び移動先を求めることとなった。

写真４　被災したJA女場倉庫からの資料搬出（平成27年５月20日撮影）

写真５　解体された鹿島歴史民俗資料館（平成24年10月１日撮影）

市文化センターは鉄筋コンクリート造り６階建てであったが、地震による被害が大きく、利用再開が困難であるため解体が決定した。

こうした資料の保管施設不足から、避難指示区域で休校・休園となっていた小高区の福浦小学校の校舎と体育館、福浦幼稚園に資料を仮置きすることとなった（写真６・７）。膨大な資料の数回にわたる移転作業で大きな力となったのは、福島県被災文化財等救援本部とふくしま歴史資料保存ネットワークであった。

３．文化財レスキュー事業

東日本大震災発生直後、民間所有の一般文化財の保全や救援の依頼はほとんどなかった。そのなかにあって、平成23年６月頃、旧福浦村の村長でイタリア音楽研究家の天野秀延の遺族から、資料レスキューの相談を受けたが、避難指示区域であったことにより対応できなかった。

写真６　福浦小学校への資料搬入（和船　平成27年５月15日撮影）

写真７　福浦小学校での保管状況（民俗資料　平成27年５月21日撮影）

同じ頃、ふくしま歴史資料保存ネットワークの阿部浩一教授から文化財レスキューの支援の申し出があり、がれき撤去や被災家屋解体に伴う文化財資料引き取りのチラシを市役所の所管窓口に置いた。しかし、市民からの連絡はなかった。

文化財レスキューが本格化したのは平成25年度からで、延べ実施件数は、29年度まで70件以上にのぼる。

福島第一原発事故による避難指示区域であった小高区では、県指定有形民俗文化財「蛯沢稲荷神社奉納絵馬地引大漁図及び和船模型」（計３点）を、避難中における盗難や劣化から守るため、福島県被災文化財等救援本部の協力を得て、平成25年12月に旧相馬女子高校校舎に移動・保管した。

また、特に小高区では家屋の解体が相次ぎ、古い民家の主屋や納屋、蔵などに保管されていた古文書・民具類の廃棄が相次いだ。このため、市の広報誌や被災家屋の調査員を通じて文化財レスキューの広報を行い、被災資料の廃棄を未然に防いだ（写真８・９）。

なかでも、小高区川房の農家では、近代の養蚕関係文書類が段ボール箱100箱以上に及んだ。このため、収蔵施設の確保という問題がより顕在化した。

【業務を振り返って】

１．文化財修復事業

仏像などの多くの歴史・民俗資料が地震や津波で流失・破損・汚損という重大な被害に見舞われたが、文化財指定を受けているものついては、市の補助はじめ民間団体の助成・寄付により修復できたのは不幸中の幸いであった。

特に、杉の阿弥陀堂では諸仏４躯すべてが破損したが、住友財団の助成により４躯とも解体修理を行うことができた。浜通り最古級の平安仏である阿弥陀如来坐像は、修理に合わせて、以前から懸案であった後補の彩色を取り除くことができた[*1]。

２．収蔵資料移転事業

文化財保存施設は、老朽化した施設を転用した小規模なものであり、また、合併によ

＊１　杉の木造阿弥陀如来坐像は、解体修理後の平成30年（2018）４月６日に市指定文化財から県指定重要文化財となった。指定名称は「杉阿弥陀堂　木造阿弥陀如来坐像」。

って業務が広範囲になったことで移動時間も増加し、管理が行き届かないことが多くなっていた。

東日本大震災では保存施設が被災したため、仮置施設を転々とせざるを得なかった。今後は現在の仮置施設に代わって、資料を集中管理できる収蔵施設の確保が急務となっている。

3．文化財レスキュー事業

震災発生以降これまでは、限られた職員によって、市内各所で進む家屋解体と資料の廃棄に対応しなければならなかったため、まずは収集作業を優先してきた。

しかし、収集された資料の清掃や燻蒸、分類整理等の管理は行き届いていない状態である。今後、資料の管理と調査研究、活用を進めていく必要がある。

4．震災資料の収集・保管

東日本大震災発生以降、現在まで、「震災資料」の収集・保存という考えや枠組みがなかった。そのため、収集・保存の積極的な活動は行ってこなかったのが実状である。しかし、福島県立博物館では震災資料の収集活動を積極的に行い、市博物館でも活動に同行するなかで、独自に資料を収集した。

これら収集した震災資料を活用することも含めて、市としてどのように震災を伝えていくか、今後の課題である。

写真８　解体される蔵から古文書搬出（小高区川房地区　平成27年２月24日撮影）

写真９　解体される蔵から民俗資料搬出（小高区川房地区　平成27年２月24日撮影）

第２節　スポーツ施設の整備

1　パークゴルフ場

［パークゴルフ場整備事業］

【経　緯】

東日本大震災の津波によって鹿島区烏崎にあった牛島パークゴルフ場が流出し、市内のパークゴルフ愛好者の多くは、相馬市など市外にある施設を利用していた。また、パークゴルフの愛好者は年々増える傾向にあって、市には新たなパークゴルフ場の設置について要望が寄せられていた。

市では、平成25年（2013）５月、牛島パークゴルフ場と暫定利用としていた原町区の萱浜ニュースポーツ広場の代替え機能として、新たなパークゴルフ場の整備について検討を始めた。

鹿島区川子地内には、東北電力㈱が原町火力発電所石炭灰埋立地を整備していたことから、パークゴルフ場としての利用の可能性について、東北電力および福島県と協議を重ね、課題を整理しながら利用可能の判断を得た。

平成28年（2016）10月、南相馬市パークゴルフ場が完成し、供用を開始した。

【実施内容】

1．工事期間

平成27年（2015）11月～28年10月

2．所在地

南相馬市鹿島区川子字大迫地内

3．工事内容

- 全６コース54ホール
- 管理棟、東屋、トイレ棟２棟
- 駐車場261台

4．面　積

コース面積：52,580㎡

敷地面積　：70,124㎡

【事業を振り返って】

東北電力の理解と協力のもと、石炭灰埋立地をパークゴルフ場として整備することにしたが、廃棄物処理法をはじめ関係法令の諸課題の整理や土地使用賃貸契約などの手続きをしながらの準備作業であった。このため、事業の着想から着工するまでに多くの時間と労力を要した。

待望のパークゴルフ場の完成

係長・40代男性

新しいパークゴルフ場は、牛島パークゴルフ場（４コース36ホール）に比べ、２コース18ホール多い６コース54ホールである。コースは初心者から中級者、上級者まで楽しめる設計になっているので、子どもから高齢者まで誰もが楽しめ、地域交流や世代間交流に活用するとともに、健康増進や介護予防を図る施設としておおいに期待している。

写真１　パークゴルフ場の全景（平成28年10月12日撮影）

写真２　コースのようす（平成28年10月15日撮影）

２　鹿島体育館

［鹿島体育館整備事業］

【経　緯】

鹿島体育館は、東日本大震災により、天井の崩落や壁にひびが入るなどの被害を受け、状況を詳細に調査した結果、倒壊するおそれがあることが判明したため、体育館を解体することとした。そして、鹿島区内の千倉体育館や前川原体育館および鹿島区内の小・中学校体育館を代替体育館として活用することとして、当該体育館の再建を断念した。

しかし、震災後、小・中学生を含め多くの市民が鹿島区内の応急仮設住宅に居住しており、代替体育館の利用が過密になっていた。市民の運動不足解消や健康増進のためには、鹿島区内で不足している屋内運動場を確保し、放射線を気にせず屋内で安心して運動できる環境を整備する必要があった。そこで、福島県をはじめ関係機関と協議を行い、鹿島区内に屋内運動場を整備することとした。

【実施内容】

１．工事期間

平成27年（2015）２月～28年（2016）４月

２．所在地

鹿島区横手地内

３．工事内容

- 鉄筋コンクリート造２階建て
- バドミントンコート６面、バレーボールコート２面、バスケットボールコート１面
- ２階多目的スペース、ステージ、器具庫

写真１　鹿島体育館の正面（平成28年６月28日撮影）

４．面　積

敷地面積　：　3,790.44㎡

延床面積　：　1,528.16㎡

アリーナ面積：1,049.51㎡

【事業を振り返って】

鹿島体育館の敷地は、都市計画法の用途地域の指定の関係で、建築基準法の規定により新築することができないとされていた。しかし、鹿島区内で不足している屋内運動場の確保による運動環境の整備が必要であることから、関係法令の手続きを精査して、鹿島体育館の再建が決定した。

しかし、再建にむけた福島県をはじめ関係機関との協議には時間を要した。

写真２　開所式（平成28年４月27日撮影）

写真３　利用状況（平成28年７月２日撮影）

復興のシンボルとして

係長・40代男性

鹿島区内の応急仮設住宅に居住する市民をはじめ、子どもからお年寄りまで利用できる施設が完成した。

地域の絆の強化やスポーツによる地域の活性化に寄与する施設として、また、本市の復興のシンボルとなる施設としておおいに期待される。

第14章　商工業・労政

第１節　働き手の確保

１　新規就職者への支援

［新規就職者応援事業］

【経　緯】

相双地域の有効求人倍率は、震災前の平成23年（2011）１月には0.53であったが、震災後、復興事業の増加が顕著にみられる一方で、避難した住民が帰還しない状況が続いていたことから、平成24年度（2012）には1.48、平成25年度（2013）には2.39まで上昇していた。福島県平均の平成25年度の数値は1.41であり、相双地域の値が突出していた。

この市内での労働力不足への対応として、新規就職者の市内事業所への就職を促すため、新たに市内の事業所に就職した者に対して奨励金を支給する事業を創設した。そして、この事業により、市外からの転入も含めて、人材の市内事業所への定着を図ることとした。

【実施内容】

１．実施期間

平成26年（2014）４月１日～28年（2016）３月31日

２．事業内容

平成26年４月１日以降に市内民間事業所（雇用保険適用事業所に限る）に就職した者で、１年以上の雇用が見込まれ６か月を経過した者に対して、奨励金（10万円）を支給した。

３．支給者数

平成26年度：　386人

平成27年度：1321人

【事業を振り返って】

東日本大震災後、除染をはじめとする復興事業などに、市内はもとより市外からも多くの働き手が集中していた。そのため、市内事業所では人手が不足し、経済活動の再開に向けての足かせとなる状況がみられた。福島第一原発事故による避難などで労働力人口が激減していたことから、新卒者の市内での就職を促すとともに、市外や非労働力人口[*1]からの就労を増やすことが急務であった。

事業実施２年目には、この事業の周知が進んだこともあり、予定以上の申請件数となって、補正予算で対応することになるなど、市内の労働力の確保に一定の成果はあったと考える。

＊１　15歳以上で、収入を伴う仕事をしていない人のうち、休業者および完全失業者以外の人。無業で仕事を探していない人。具体的には、ニートや定年後の高齢者、また、働きに出られない専業主婦も含まれる。

２　復興関連事業者への住宅支援

［就業等人材確保住宅整備事業］

【経　緯】

東日本大震災から５年を経過した平成28年（2016）になっても、市内の民間賃貸住宅は、原子力災害によるみなし仮設住宅としての利用の継続や復興事業に携わる建設関係者の入居等により空き部屋のない状況が続いていた。そのようななかで、事業所の本格再開に伴って、新たに従業員を市内に呼び込もうとする動きが活発になっていたが、アパート不足に直面した事業主からは、「雇用したくても市内に住居が確保できず、採用を控えざるをえない」との声が寄せられた。

そこで、転入就業を支援し、市内経済の復興を図るため、市内の事業所等が従業員を入居させることができる賃貸住宅を市が確保し、従業員を雇用する事業者へ一定期間貸し付けすることとした。

早期に事業を開始するため、市が提供する用地に、リース会社は住宅を建設して市に貸し付けるものである。リース期間は、住宅不足が想定される５年間として、住宅が完成した平成29年（2017）５月から利用事業者の募集を開始した。

【実施内容】

１．所在地と提供戸数

（1）原町区三島町２丁目地内（１K14戸）

（2）原町区東町２丁目地内　（１K10戸）

合計　24戸

２．居室の形態・面積

（1）軽量鉄骨プレハブ造・２階建

（2）22.5㎡以上（単身者向け）

３．住宅の提供対象

（1）市内の雇用保険適用事業所

（2）優先利用できる者は、教育・医療・福祉関係事業者、旧避難指示区域で事業を行う事業者など

４．住宅の契約と提供期間

（1）契約：市と事業所で行う

（2）期間：１年間／必要に応じ２年まで更新を可とする。

５．家　賃

４万5000円

写真１　原町区三島町の住宅（令和２年11月４日撮影）

写真２　原町区東町の住宅（令和２年11月４日撮影）

【事業を振り返って】

復興事業がピークに達して、民間賃貸住宅が極度に不足していた時期に、市内事業者が従業員を新規雇用する際の住居確保に支援ができたと考える。

また、初期投資が必要ない住宅の確保であって、建物の維持管理や、リース期間終了後の建物の解体・撤去から敷地の原状復旧までを含んでリース会社と契約したことは、現状に即した工法であったと思う。

第２節　施設の整備

１　被災事業者用仮設施設

［中小企業支援仮設施設整備事業］ほか１事業

【経　緯】

東日本大震災の地震・津波により被災した事業所、福島第一原発の事故により避難を余儀なくされた事業所の活動再開を支援するため、㈱中小企業基盤整備機構が実施する仮設施設の整備・管理運営を行った。これにより、事業所には、早期に営業再開に踏み切ることを決断する際の後押しとなるとともに、本格的な再開に向けた操業期間を確保することが容易となった。

【実施内容】

１．実施期間

平成23年（2011）６月～継続中

２．事業の目的

平成23年３月11日の東日本大震災で被災した事業者に対し仮設施設（店舗・事務所・工場等）を貸与し、あわせて事業復興・継続のための支援を中小企業基盤整備機構と市が実施する。

３．仮設施設整備事業の内容

(1) 事業主体

中小企業基盤整備機構が施設を整備し、市が管理運営を行う。

(2) 事業の流れ

市が市内事業者等からの希望をとりまとめ、中小企業基盤整備機構へ仮設施設整備の要望を行う。これに基づき中小企業基盤整備機構が施設を整備する。

(3) 入居条件等

①期　間：１年間　延長可能

②賃　料：無料

③光熱水費：入居者の自己負担とする。共用部分については、入居者間の協議により入居者の負担とする。

(4) 入居資格

①業種を問わず、被災した中小企業者

②被災地域の復興に役立つことが期待される場合は、商工会、商工会議所などの商工関係団体、農業協同組合、漁業協同組合、公益法人、郵便局、診療所、NPO法人なども可能。

４．施設の仕様

中小企業基盤整備機構が定める標準仕様（建物の形式、区画面積、装備、建物スペック）を基本に、入居希望者と市および機構が協議し決定する。

５．施設用地

(1) 市が用地を無償で中小企業基盤機構へ貸与する。

(2) 用地は、市有地または民有地とする。民有地は、市がこの事業の趣旨を所有者に説明し、理解を得たうえで借り上げを行ってから機構へ貸与する。

表１　中小企業支援仮設支援施設一覧

NO.	地区名（施設の種類）	部屋面積（㎡）	区画数	貸付期間（予定）
1	原町区信田沢（仮設事務所） 平成23年８月30日完成・24年８月30日譲受	1,413.88	24	平成23年９月１日～ 30年11月30日
2	原町区信田沢（仮設工場東棟） 平成23年９月20日完成・24年９月20日譲受	498.94	3	平成23年９月20日～ 28年12月７日
3	原町区信田沢（仮設工場西棟） 平成23年８月30日完成・24年８月30日譲受	351.00	3	平成23年９月１日～ 31年３月31日
4	原町区信田沢（仮設工場南棟） 平成23年11月30日完成・24年８月30日譲受	200.00	3	平成23年12月６日～ 30年11月30日
5	原町区萱浜（南相馬市放射線対策総合センター） 平成24年１月16日完成・24年３月30日譲受	483.53	9	平成24年１月23日～ 30年３月31日
6	原町区金沢（仮設宿泊施設） 管理棟１、宿泊棟４…平成24年７月27日完成・譲受 管理棟２、宿泊棟１～３…24年８月10日完成・譲受	1,924.11	1	平成24年８月１日～ 令和２年３月31日
7	鹿島区寺内（仮設事務所） 平成23年８月10日完成・24年８月９日譲受	105.30	1	平成23年８月11日～ 令和２年３月31日
8	鹿島区西町（仮設店舗）かしま福幸商店街 平成23年10月５日完成・24年10月３日譲受	469.88	11	平成23年10月５日～ 30年11月30日
9	鹿島区寺内（仮設工場・倉庫） 平成23年12月12日完成・24年12月18日譲受	940.00	2	平成23年12月19日～ 令和２年３月31日
10	鹿島区寺内（仮設店舗）　一部譲渡 平成24年４月10日完成・25年４月12日譲受	148.21	5	平成24年４月13日～ 30年８月31日
11	鹿島区鹿島（仮設事業所）かしまの翼 平成24年４月13日完成・25年４月12日譲受	316.16	15	平成24年４月13日～ 令和２年３月31日
12	小高区東町（仮設店舗） 平成27年９月24日完成・譲受	150.90	2	平成27年９月24日～ 30年12月５日
13	原町区北原（仮設事務所・店舗） 平成27年９月15日完成・譲受	170.54	1	平成27年９月15日～ 令和２年３月31日
14	鹿島区小島田（仮設事務所） 平成29年２月１日完成・譲受	240.95	2	平成29年２月１日～ 令和２年３月31日
合　計			82	

＊譲受とは、中小企業基盤整備機構から市が無償譲渡を受けること。

【事業を振り返って】

多くの入居者は、国の事業再開支援策等もあって、事業期間の５年を待たずに本格的な事業再開を果たした。ただ、復興の遅れから、震災前の事業環境に戻ることができずに退去できない事業者もおり、当初５年間の事業期間を延長して対応していた。

また、事業期間の後半は、復興支援のための新規事業者なども多く入居するようになり、市内の事務所不足も相まって、一部、新規事業者の受け皿にもなっていた。

震災前からの事業者の中には、後継者不在や取引先・顧客の減少などで廃業する者もいた。

写真１　原町区信田沢地内の仮設事務所（平成30年５月16日撮影）

写真２　鹿島区西町地内の仮設店舗・かしま福幸商店街（平成30年５月16日撮影）

復旧期を支えた施設

副主査・20代女性

中小企業支援仮設施設は、市の復旧期を支えた重要な施設であった。建設は中小企業基盤整備機構が担い、短期間で14か所の事務所等を建設していただき、感謝に堪えない。

現在は、復旧から復興へ移行する段階となり、当該施設の一部は再利用するが、そのほかは役割を終え取り壊すこととなり残念である。しかし同時に、復興が進捗していることを実感している。

２　セデッテかしま

［サービスエリア利活用拠点整備事業］

【経　緯】

常磐自動車道は、平成元年（1989）２月のいわき四倉～相馬間、平成３年（1991）12月の相馬～亘理間、それぞれの基本計画決定により、全線開通に向けて動き出した。

旧鹿島町では、平成８年（1996）６月の県の説明会で示された概略ルートを記載した図面において、原町市と相馬市にはインターチェンジ（以下「IC」）の設置が計画されているのに、鹿島町には何もないことが明らかになった。高速道路の単なる通過町にならないために、これから位置決定となるサービスエリア（以下「SA」）を誘致する運動を展開することとした。同年８月には「常磐・東北中央自動車道整備促進並びにサービスエリア誘致期成同盟会」が設立され、この同盟会を中心に国や県への要望活動が行われた。

以降、平成26年度（2014）の常磐自動車道全線開通に合わせ、施設の開業を目標に進めてきた。おもな経過は次のとおりである。

平成13年（2001）12月　SA拠点ゾーンの創設を盛り込んだ第二次鹿島町国土利用計画を策定
平成18年（2006）１月　小高町・鹿島町・原町市が合併して南相馬市となる
平成20年（2008）３月　SA利活用拠点整備事業基本計画策定
８月　東日本高速道路㈱（NEXCO東日本）が鹿島区にSAの位置決定
平成21年（2009）２月　用地取得
平成23年（2011）３月　東日本大震災発生
平成25年（2013）７月　敷地造成工事に着手
平成26年（2014）１月　高速道路利便施設の連結申出書を(独)日本高速道路保有・債務返済機構（以下「高速道路機構」）に提出
７月　施設建設工事に着手
12月　高速道路利便施設の連結予定者に決定
平成27年（2015）２月　連結許可申請書を高速道路機構に提出
南相馬鹿島SA、スマートIC供用開始
３月　常磐自動車道の全線開通、施設完成
４月　連結許可

【課題と対応】

本事業は、震災の影響で一時全線開通自体が暗礁に乗り上げ、事業そのものの存続が危ぶまれることもあった。しかし、本市の現状や農林水産品・観光・産業に関連した情報発信の拠点として復興の起爆剤となるよう、よりいっそう注力し鋭意取り組んだ事業である。

併設するスマートICは、当初、将来の常磐自動車道全線４車線化に合わせて整備される方針であったが、福島第一原発から半径30km圏内にアクセスする場合の重要拠点として、全線開通に先行して整備された。

【事業の特徴】

SAの物販、飲食、休憩施設は通常、東日本高速道路㈱が整備し、関連会社によって管理運営されることから、地元企業に対する還元は少なく地域振興の効果が乏しいとされる。しかし、本施設は、制度改正を受け全国に先駆けて地方公共団体が施設整備を行った第１号の事例となった。

本事業によって、地元産品の消費拡大、各種情報の発信、雇用の拡大に大きな効果を発揮し、高速道路の開通に伴う外貨（市外からの来訪者による購買）獲得につながった。

図１　整備区分のイメージ

【進捗状況】

平成26年10月、施設愛称を公募し、選考によって「セデッテかしま」に決定した。なお「セデッテ」とは、相馬弁で「連れてって」の意であり、応募者は、誰もが「行きたい、連れていって」と思える施設になるよう願いを込めたとしている。

平成27年４月25日、施設を開所し、管理運営は指定管理者制度によることとした。

【実施内容】

１．建設期間

平成26年７月～27年３月

２．施設概要

（1）敷地面積：16,803㎡

（2）建物規模：鉄骨造平屋建て　建築面積1,403㎡　延床面積1,367㎡

（3）施設構成（以下の面積は、お客様利用スペース分のみ）

①建物（セデッテかしま）内

- 情報発信施設：広域観光ブース（エントランスホール）91㎡、コミュニティーひろば132㎡
- 物産販売施設：物産販売スペース281㎡、テイクアウト３店舗
- 飲食提供施設：フードコート　客席部184㎡
- 公衆トイレ：男女各45㎡・多目的６㎡×２か所

②建物外部

- 駐車場：第二駐車場（高速道路利用者用）　上下各小型９台・大型３台
  一般駐車場（一般道路利用者用）　小型112台・大型４台
- その他：築山、パーゴラ、ベンチ、水飲み、遊具（ボールトランポリン）、ドックランなど

写真１　整備されたサービスエリア（平成27年７月15日撮影）

【事業を振り返って】

本施設は、いわき市と仙台市の中間点に設置し、常磐自動車道では県内唯一のSAの関連施設として、高速道路利用者に憩いを与えている。

また、本市と東日本高速道路㈱とで整備を進めた南相馬鹿島スマートICが平成27年２月21日に供用開始されたことにより、本施設は、県道相馬浪江線の一般道からも利用可能な利便性の高い施設となった。

このような立地環境のもと、復興状況や環境の安全性をPRする地域情報発信の場としても活用することで、高速道路利用者と地域住民との交流イベントなどの開催により交流人口拡大を図ることができた。

さらに、物産販売では品揃えを充実させることで来訪者の消費意欲の喚起につながることがわかったため、地場産品の生産者には積極的な生産と品質の向上を図ってもらった。

写真２　開所式典（平成27年４月25日撮影）

写真３　物産販売スペース（平成28年12月６日撮影）

写真４　フードコート（平成28年12月３日撮影）

３　おおまちマルシェ

［大町地区商業共同店舗整備事業］

【経　緯】

東日本大震災に伴い、本市では、災害公営住宅や防災集団移転地の整備など安心して居住できる環境の整備を進め、原町区の大町地域周辺には、大町地区に３か所、栄町地区に１か所、計４か所182戸分の災害公営住宅が完成した。

写真１　おおまちマルシェの外観（令和２年７月17日撮影）

しかし、大町地域周辺では、震災以降、スーパーマーケットをはじめとする小売店の休業が続くなど、日常生活に欠かすことのできない食料品や日常生活品を購入できる場所が不足する状況にあった。

そのため、地域住民の生活の利便性向上と地域の賑わいを創出するため、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を活用して商業店舗の整備を行い、平成28年（2016）４月21日の開所を迎えた。

【実施内容】

１．建設期間

平成27（2015）年７月16日～28年２月29日

２．施設概要

（1）所 在 地：原町区大町二丁目地内

（2）敷地面積：535.38㎡

（3）建物規模：鉄骨造り平屋建て　建築面積374.24㎡　店舗面積374.24㎡

３．商業施設の事業

（1）食料品および日用雑貨等の販売

（2）地域住民の交流の場の提供

（3）地域情報の発信　など

※（2）（3）のため多目的スペースを設置しており、地域住民の憩いの場として活用が可能

【事業を振り返って】

災害公営住宅敷地内に食料品や日用生活品を扱う商業施設（愛称：おおまちマルシェ）を整備したことで、住宅入居者、特に高齢者が徒歩で買い物をしやすい場を提供できた。

また、周辺住民の交流の場として多目的スペースを設けたことにより、住民間のコミュニケーションも図れ、地域の賑わいの創出にも役立った。

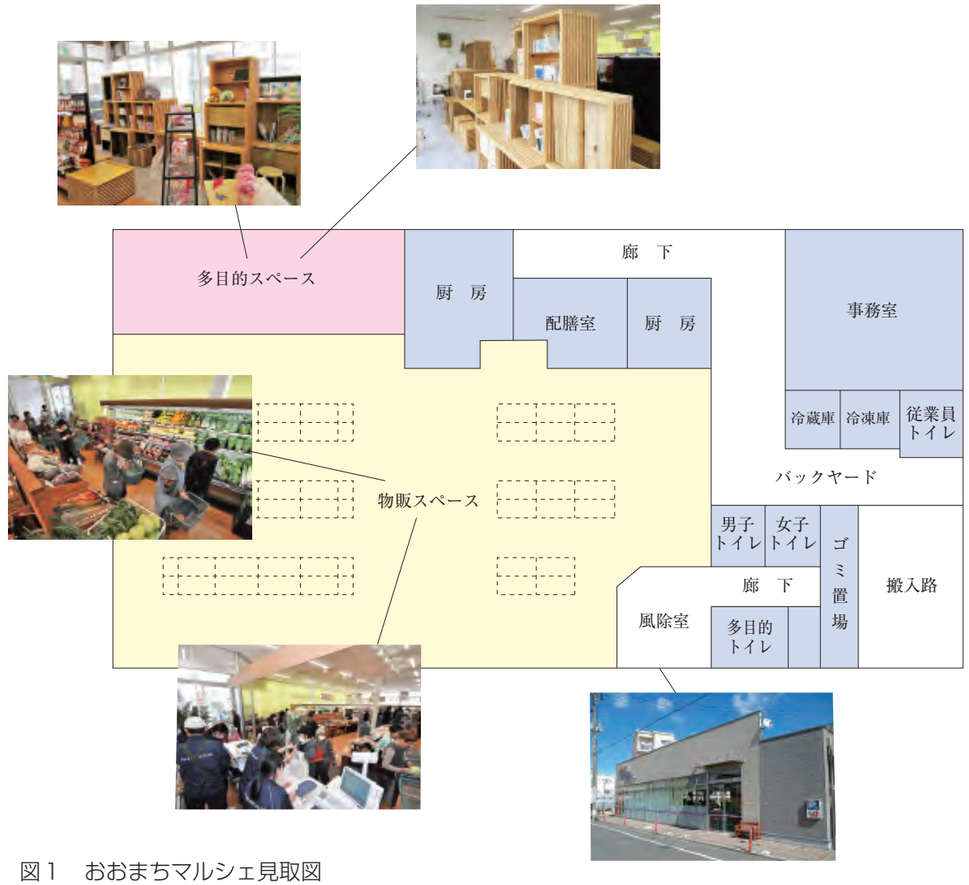

図１　おおまちマルシェ見取図

おおまちマルシェの開所

副主査・30代男性

利用者から「まちなかに便利なスーパーができてよかった」「今まで遠くに買い物に行っていたから助かった」という声が多く聞こえてきた。地域の人が待ち望んでいた店舗を開所できたことは有意義であった。

第３節　工業団地の造成

１　下太田工業団地

［下太田工業用地造成事業］

【経　緯】

福島第一原発の事故により、本市の商工業者の多くは、休業や廃業、市外への事業所移転を余儀なくされ、多くの雇用が失われた。

このことから、原町区下太田字川内迫地内に工業団地を造成し、ロボット産業分野をはじめとする産業集積を推進し、新たな雇用の場を確保することで避難住民の早期帰還と地域再生の加速化を図ることを目指した。

【課題と対応】

工業団地の造成工事は２か年以上に及ぶものであり、また、団地造成により発生する切土（残土）は、原町区萱浜の復興工業団地（第２期）造成工事の盛土として活用することとしていた。復興工業団地造成工事の進捗によっては残土処理の時期に影響がおよぶおそれがあったが、調整により、予定通り残土搬出が行われた。

また、造成工事区域内に埋蔵文化財があり、その発掘状況により工事の遅れも懸念されたが、その発掘調査は順調に行われ、工事の進捗に影響はなかった。

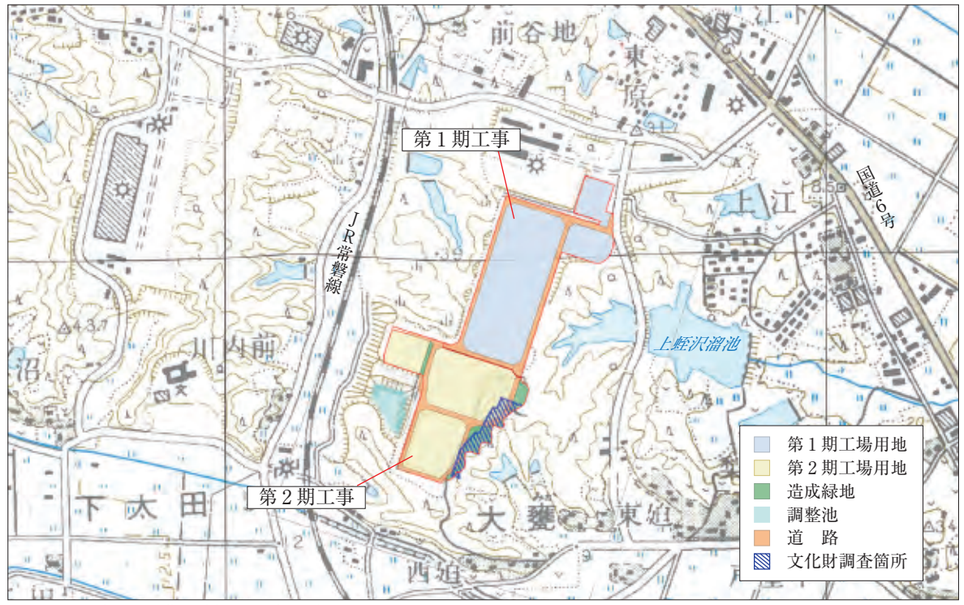

図１　下太田工業団地の工事区分

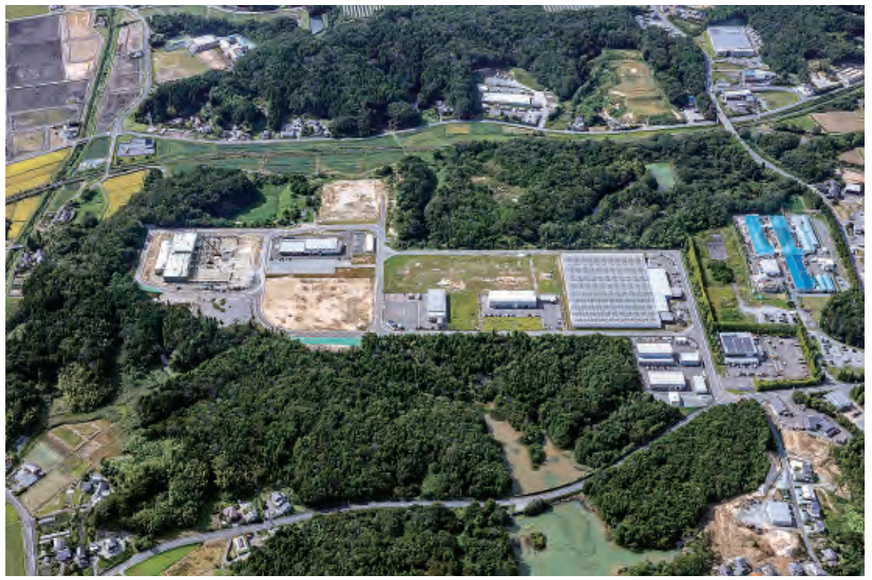

写真１　下太田工業団地の空撮（原町区下太田地区　令和元年９月26日撮影）

【事業の特徴】

東日本大震災以降、本市においても新規企業立地案件が発生し、早期に立地誘導ができる工業用地の確保が急務となったことから、市単独財源で用地を取得し、造成工事を２期に分けて行った。第１期で9.3 ha、加えて第２期で7.7 haとした。

【進捗管理】

造成工事を分割することにより、工事の完了した区域から順次企業進出ができるようにした。

【進捗状況】

第１期工事は、平成26年（2014）２月に完了し、同年４月に供用開始し、第２期工事は同31年（2019）３月に工事が完了し、翌月の４月に供用開始した。

【事業を振り返って】

令和２年（2020）７月現在、約７割の用地に企業が進出して、雇用の創出も進んでおり、当初の目的が達成されつつある。今後も、さらなる企業誘致を進めていきたい。

写真２　下太田工業団地の入り口看板（令和２年７月22日撮影）

２　復興工業団地（渋佐・萱浜）

［渋佐・萱浜工業用地造成事業］

【経　緯】

東日本大震災以前の本市の企業誘致の方法は、進出を希望する企業が決まってから用地を準備するという「オーダーメード方式」であった。これは、企業進出の見込みがないにもかかわらず先行して工業団地を造成した結果、塩漬けとなった土地を抱え、財政逼迫を招いた自治体が少なくなかったためである。ただ、「オーダーメード方式」では、企業が考える進出時期に対して、市が用地を準備できる時期が遅れてしまうことが多く、企業誘致には結び付きにくかった。

東日本大震災では、津波の被害により市内沿岸部のほとんどは災害危険区域に指定され、従前と同じような住宅地としての利用はできなくなった。また、被災者からは農地として復旧してもその土地は手放したいとの声が多く寄せられていた。

平成25年（2013）３月、復興整備計画（第三回変更）において、「沿岸部農地で農業経営基盤強化のために実施する土地改良事業に併せ、防災集団移転促進事業により市が買収する宅地や周辺農地と、離農を希望する者の農地の一部を換地集約し、工業団地用地（原町東地区）として整備する」と定めたことで、通常より早期の団地造成が可能となった。

この頃から、新たな発想による経済復興を目指すため、ロボット産業分野を中心とする産業集積を推進する動きが活発になってきた。福島第一原発事故からの復興に向けては、国の後押しも期待されたことから、新たな雇用の場を確保し、避難住民の早期帰還と地域再生の加速化を図るべく、原町区渋佐・萱浜地区に工業団地の整備を開始した。

【課題と対応】

面積が約70haと広大な用地であったため、当初、誘致する企業の業種や規模をどのように想定して計画すべきか、さまざまな検討がなされてきた。

平成26年（2014）１月､原子力災害現地対策本部長･経済産業副大臣を座長とする「福島･国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会」が設置され、７回の研究会を経て、同年６月に報告書がとりまとめられた。その報告書には、構想の主要プロジェクトのひとつとして、「ロボット研究・実証拠点（モックアップ試験施設、福島ロボットテストフィールド、ロボット国際競技会）」が盛り込まれていた。市では、拠点の誘致に向けて県や国と協議を重ね、また、情報の提供を続けた。

そして、平成28年（2016）４月、福島・国際研究産業都市（福島イノベーション・コースト）構想のうち、ロボット産業の拠点施設である「福島ロボットテストフィールド」と「国際産学官共同利用施設」を本市に設置することが決定された。この決定を受けて、事業は大きく動いていくことになった。

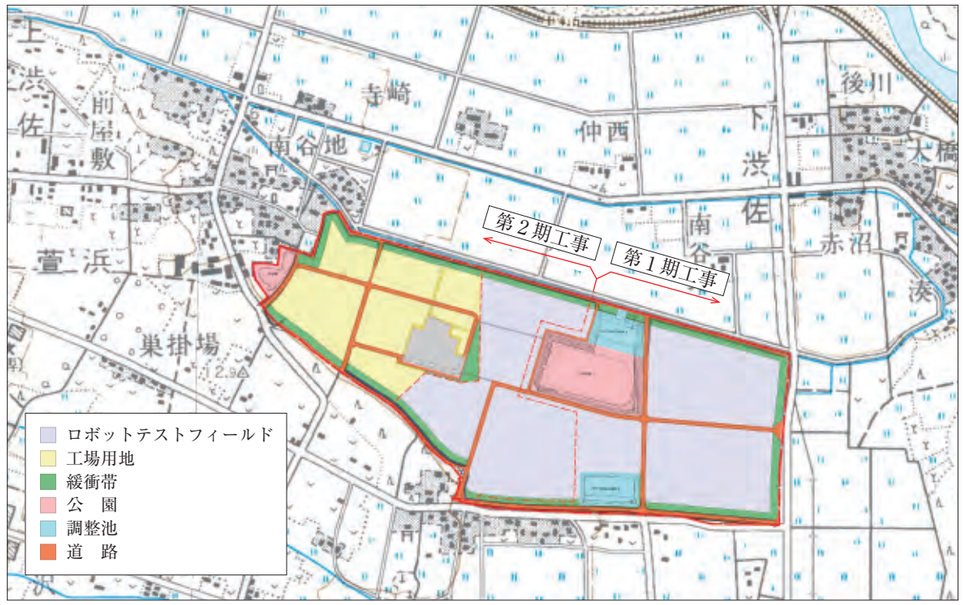

図１　復興工業団地の工事区分

写真１　復興工業団地の空撮（原町区渋佐・萱浜地区　令和元年９月26日撮影）

【事業の特徴】

この上渋佐・下渋佐・萱浜地区は地盤が低く、東日本大震災において津波の被害を受けた地区でもある。そのため、津波対策として、最大で５ｍ程度の盛土を行った。

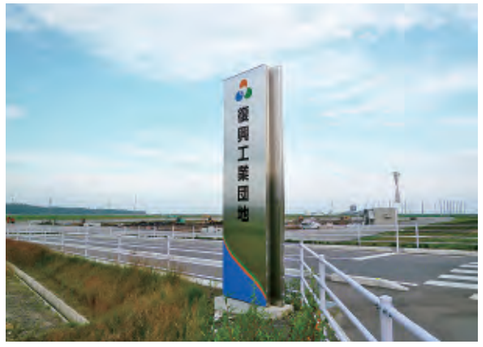

写真２　復興工業団地の看板（令和２年７月22日撮影）

【進捗管理】

造成工事を第１期・第２期に分割することにより、工事完了区域から順次ロボットテストフィールドや国際産学官共同利用施設工事が着工できるようにした。

【進捗状況】

第１期造成工事は、平成27年（2015）３月に着工、30年（2018）３月に完了し、同年４月に供用開始された。

第２期造成工事は平成29年（2017）３月着工、令和元年（2019）８月に完了し、同年９月に供用開始された。

【事業を振り返って】

造成工事完成後約70haのうち約50haがロボットテストフィールドと国際産学官共同利用施設に利用され、令和２年（2020）３月、全面オープンを果たした。

また、残りの20haの工業団地についても、徐々に企業が進出して、雇用創出が図られており、当初の目的に近づいている。今後もさらなる企業誘致を進め、経済復興を加速していきたい。

３　「ロボットのまち」づくり

［ロボット産業協議会運営費補助事業］

【経　緯】

平成18年（2006）２月に、市や地域内の企業、原町商工会議所などの連携により、機械金属加工産業の発展と技術力向上、新産業創出を目指し「南相馬機械工業振興協議会」が設立された。東日本大震災直後の平成23年（2011）12月には、大震災以降の新たな経済成長と雇用創出を実現するため、官民一体となってロボット関連産業の創出を目指し「南相馬ロボット産業協議会」（旧）が発足した。

この２つの協議会は、互いに協力して活動を行っていたが、平成28年（2016）４月、本市に福島ロボットテストフィールドの設置が決定されたことを受けて、同年６月に新生「南相馬ロボット産業協議会」として統合された。協議会では、より広い分野の技術を有したひとつの技術集団として、会員相互にさらなる知識や技術力の向上を図ること、そして、互いの技術を活かすことで各々の分野におけるビジネスチャンスを創出し、地域全体の産業の発展をより強力に推進することとした。

このように本市では、震災の半年後から官民一体となってロボット産業を育成・支援してきた経過があったため、「福島イノベーション・コースト構想」に基づき国と県が福島ロボットテストフィールドの構想を示した当初から、積極的に誘致活動を展開してきた。本市のほかにも、浪江町や川内村、楢葉町、広野町が候補地として手を挙げていたが、現地調査のうえ、県によって本市に決定された。

福島ロボットテストフィールドおよび国際産学官共同利用施設（ロボット）は、東日本大震災からの復興を進めるため、「福島イノベーション・コースト構想」に基づき、産業基盤が失われた福島県浜通り地域において新技術や新産業を創出することを目的とした陸・海・空のフィールドロボットの一大開発実証拠点として、インフラや災害現場など実際の使用環境を再現し、ロボットの性能評価や操縦訓練などができる施設であり、我が国のロボット産業の振興に貢献することを目標としている。

市としても、翌29年（2017）５月に「南相馬ロボット振興ビジョン」を策定し「ロボットのまち南相馬」の実現を目指すこととした。

写真１　福島ロボットテストフィールドの全景（令和２年４月３日撮影）

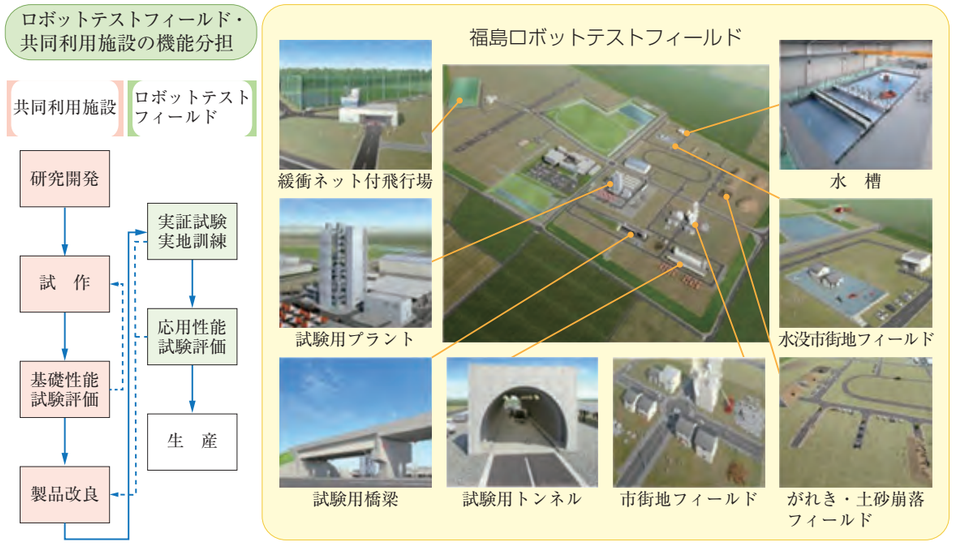

図１　ロボットテストフィールド・共同利用施設の事業イメージ
＊経済産業省ホームページ（https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2019/pr/fu/fukko_05.pdf）より引用編集
（2020.12 閲覧）

【実施内容】

１．実施期間

平成28年４月１日～継続中

２．南相馬ロボット振興ビジョン

テーマ		概　要
①	ロボット人材輩出のまち	ロボット関係者等と市内企業、児童・生徒・学生等、商工会議所・商工会等を含めた地域のまちづくり機関等が触れ合う機会を創出。
②	ロボット技術革新のまち	福島ロボットテストフィールド等を活用する交流人材や企業がロボット政策を進める国・県と連携を深めながら、国・県・市の支援策を活用。
③	ロボット産業集積のまち	ロボット産業の活性化および集積を促し、設計から製造までを南相馬で行う「Made in Minamisoma」のロボットを世界に向けて発信。
④	ロボットベンチャー輩出のまち	クリエーターの創業をサポートする体制を整備するとともに、新しいものを受け入れる・チャレンジする文化を醸成。
⑤	日本の競争力の源泉・ロボット教育先進のまち	小・中学生からロボット等先進技術に触れ合う機会を創出。また、研究者・技術者・企業等による出張講義や大学等との研究機関と連携し、教育を活性化。
⑥	世界一ロボットの実証実験・チャレンジがしやすく、ロボットが日常に溶けこんだまち	市内の各施設にロボット・先進技術を導入・活用するとともに、イノベーションを起こすべく取り組みを進める人・企業を支えるため、市が県と連携し積極的な取り組みを実施。
⑦	ロボットを活用したツーリズム・スポーツのフロンティア	ロボット国際競技大会、ドローンレース大会等のイベントの開催やアニメ・ゆるキャラ等を活用した取り組みを進めるとともに、社会インフラを整備し最大限活用。

３．施策概要

市内のロボット産業の盛り上がりを醸成するため、国・県および他市町村と連携しながら、以下の各種施策を推進し、「ロボットのまち南相馬」の具現化を目指した。

No.	施策（開催年月日）／実施内容	該当テーマ
1	ロボットテストフィールドシンポジウム（平成28年６月12日） 福島県浜通りからはじまるロボット革命と題し、テクノアカデミー浜にてロボットテストフィールドシンポジウムを開催。出席者約 300 人。また、会場内では、ロボットのデモンストレーションも実施。	①
2	南相馬市ロボット産業セミナー（平成28年10月12日） 全国のロボット関連企業･研究機関等に対して、市のロボット産業への取り組み等を紹介するため、ロボット産業セミナーを開催し、約 190 人の来場者に対し、PR を実施。	③
3	ドローン教室・ドローンイベント 市内で日常的にロボットにふれ合うことができる「ロボットのまち」づくりの一環として、ドローン教室・ドローンイベントを開催。平成28年９月28日に原町第一小学校で開催したのを皮切りに、計27の学校・イベント等で、延べ4175人がドローン操縦を体験。	⑤
4	ドローンインパクトチャレンジ福島県南相馬市（平成28年11月６日） ロボットを通じた観光交流・スポーツのフロンティアの促進、交流人口の拡大を目的に、雲雀ケ原祭場地にて開催。ドローンの操作体験やドローンレースが開催され、約2000人が来場。	⑦
5	NEDO プロジェクト活動発表会（平成28年11月７日） 地元企業と全国のロボット関連企業の交流等を目的に、福島ロボットテストフィールドでの実証実験を検討している NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）およびロボット関連企業を招待して開催。約 100 人の参加のもと､NEDO プロジェクトの活動概要の発表や、南相馬ロボット産業協議会の活動状況について発表し、意見交換を行った。	① ②
6	ロボット実証区域の提供 浜通りロボット実証区域事業の一環で、企業等がロボット開発やロボットを活用したサービス開発のための実証実験を実施するフィールドとして、下太田工業団地や横川ダム、高倉ダム、馬事公苑を実証区域として提供。 〔おもな実証実験〕 １．世界初の回転翼ドローンによる長距離完全自律飛行実験 ㈱自律制御システム研究所が平成29年１月12日、小高区村上海岸から原町区北泉海岸までの約12kmにおいて、回転翼ドローンの完全自律飛行実験を実施。当日は、北泉海岸で待つサーファーに温かいスープを届けるという設定で実施し、世界初の実験ということで大きな注目を集めた。 ２．日本初の複数事業者によるドローン運航管理実験 日本無人機運行管理コンソーシアムが平成29年３月16日に、小高区浦尻・井田川地区を中心とした区域において、日本初となる複数事業者によるドローンの運航管理実験を実施。この実験には、東京大学をはじめとする20の研究機関と企業が参加。	② ⑥
7	ロボット機器導入促進事業補助金 市内のロボット産業の振興および発展を促進するため、市内事業者がロボット機器を導入する経費に対し、補助金を交付。 〔交付実績〕 平成27年度：９件　3,877,000円　　平成30年度：３件　2,841,000円 平成28年度：６件　1,485,000円　　令和元年度：３件　1,890,000円 平成29年度：５件　3,435,000円	⑥

No.	施策（開催年月日）／実施内容	該当テーマ
8	ロボット実証実験支援事業助成金	❷ ❻
	市内におけるロボット実証実験の実施を促進し、ロボット施策を推進するため、ロボット実証実験を行う事業者に対し、助成金を交付。 〔交付実績〕 平成29年度：6 件　850,000円	
9	復興賃貸事業所整備事業	❸ ❹
	地域産業の振興を図るため、福島ロボットテストフィールドとの利便性が良好な位置に、当地域で不足し進出検討企業の要請に応えきれていない貸工場および貸事務所を整備していく。 1．事業期間 平成29年度～32年度 2．整備内容 延べ床面積：1580.84㎡（建築面積1113.96㎡） 賃貸スペース12室：賃貸工場 4 室（150㎡規模）・賃貸事務所 8 室（50㎡規模）	

【事業を振り返って】

市内の子どもから大人までロボットに触れ合う機会を創出することで、ロボットへの理解が徐々に進んできている。

また、市内においてロボット実証試験が行いやすい環境が築かれ、実証件数やロボット開発研究者等の来訪者数が増加している。

本市への来訪者数

平成27年度／約 300人

平成28年度／約1100人

平成29年度／約3500人

写真２　市役所での掃除ロボット実証実験（令和２年６月23日撮影）

「ロボットのまち」づくり

主査・30代男性

福島県が整備している福島ロボットテストフィールドは、令和２年（2020）３月31日に全面開所となった。この施設を核とし、ロボット関連企業と市内企業とのビジネスマッチングや新たな産業の創出、人材育成等につながる取り組みを進め、市内産業への経済効果を波及させていきたい。

また、こうした施設に市民の方にも来訪していただけるイベント等の機会を設け、身近な施設と実感して、まち全体の盛り上げにつなげていくことで、市の復興を加速させていきたい。

第15章　農林水産業

第１節　放射性物質への対応

１　作付・出荷制限

【経　緯】

食品中の放射性物質については、福島第一原発事故後の平成23年（2011）３月17日付けで厚生労働省は暫定規制値を設定した。そして、暫定規制値を超える食品が市場に流通しないよう出荷制限などの措置がとられるとともに、暫定規制値を下回っている食品は、健康に影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されているとしていた（表１）。

しかし、より一層、食品の安全と安心を確保するために、事故後の緊急的な対応としてではなく、長期的な観点から、平成24年（2012）３月15日付けで食品中の放射性物質の新たな基準値が公布され、同年４月１日から施行となった。新たな基準値は、放射性物質を含む食品からの被ばく線量の上限を、年間５ミリシーベルトから年間１ミリシーベルトに引き下げ、これをもとに放射性セシウムの基準値を設定したものである（表２）。

表１　食品衛生法上の放射性物質の暫定規制値
（平成24年３月31日まで）　（単位：ベクレル/kg）

食品区分	放射性ヨウ素	放射性セシウム
飲料水	300	200
牛乳・乳製品	300	200
野菜類	2,000	500
魚介類	2,000	500
穀　類	－	500
肉・卵・その他	－	500

表２　食品中の放射性セシウムの基準値
（平成24年４月１日から）　（単位：ベクレル/kg）

食品区分	基準値
飲料水	10
牛　乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

＊表１・２とも厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin-detailed.html）より作成（2020.7 閲覧）

【出荷制限】

このような基準が設定されるなか、平成23年３月21日には、福島県で産出されたホウレンソウおよびカキナ、原乳について出荷を差し控えるよう指示が出された（出荷制限）。さらに３月23日には、非結球性葉菜類（ホウレンソウ、コマツナなど）、結球性葉菜類（キャベツなど）、アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワーなど）およびカブについて、出荷を差し控えるよう指示が出された。その後、４月13日には原木シイタケ、５月13日にはタケノコ、６月６日にはウメ、７月19日には牛肉と、出荷制限の品目は拡大していった。

一方で、モニタリングの結果を受けて、警戒区域および計画的避難区域を除いた区域では、徐々に出荷制限が解除された（表３）。

この出荷制限は、食品衛生法に基づく放射性物質の基準値を超える食品が地域的な広がりをもって見つかった場合に設定される。たとえば、ある地域で産出されたある食品で基準値を超過する放射性セシウムが検出された場合、その産出地域とその周辺地域のモニタリング検査を重点的に行い、基準値を超える食品が地域的な広がりがあるか判断する。

そのうえで、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長から関係知事宛てに出荷制限を指示し、当該知事は、関係事業者などに該当品目の出荷を差し控えるよう要請する。そして、出荷制限の指示を受けた県域・一部地域（市町村・地域ごと等）では、個別の検査結果にかかわらず、その品目の出荷・販売等が制限される。

摂取制限は、著しく高濃度の放射性物質が検出された場合などに、出荷制限に加え、生産者が自ら栽培した農産物や家庭菜園で栽培された農産物の摂取についても差し控えることを要請するよう、原子力災害対策本部長から関係知事宛てに指示するものである。

これら出荷制限・摂取制限の解除は、国が示す解除の条件を満たし、安全性が確認されたうえで、当該知事からの申請に基づいて行われる。

一方で、山菜やキノコ類が採れはじめると、高い濃度で放射性セシウムが検出されたため、新たに出荷制限や摂取制限が指示された。また、捕獲した野生鳥獣の肉についても出荷制限が指示された。

令和元年12月３日時点での指示状況は、表４のとおりである。

表３　本市において出荷制限が指示されている食品（平成23年７月19日時点）

区　分	全域設定日	解除日	解除の範囲
原　乳	3月21日	6月 8日	＊警戒区域等を除く区域
非結球性葉菜類（ホウレンソウ、カキナ）	3月21日	5月25日	
非結球性葉菜類（その他）	3月23日	5月25日	
結球性葉菜類	3月23日	5月25日	
アブラナ科の花蕾類	3月23日	6月15日	
カ　ブ	3月23日	6月23日	
原木シイタケ（露地）	4月13日	－	
タケノコ	5月13日	－	
ウ　メ	6月 6日	－	
牛　肉	7月19日	－	

＊警戒区域等は、警戒区域および計画的避難区域を指すもので、具体的には、福島第一原発から半径20km圏内の区域ならびに原町区高倉字助常・吹屋峠・七曲・森・枯木森、原町区馬場字五台山・横川・薬師岳、原町区片倉字行津および原町区大原字和田城の区域。

表４　本市において出荷制限が指示されている食品（令和元年12月３日時点）

区　分		対象地域
原　乳		帰還困難区域
野菜類	非結球性葉菜類	帰還困難区域（摂取制限）
	結球性葉菜類	帰還困難区域（摂取制限）
	アブラナ科の花蕾類	帰還困難区域（摂取制限）
	カ　ブ	帰還困難区域
	原木シイタケ（露地栽培）	全　域
	キノコ類（野生のもの）	全　域（摂取制限）
	タケノコ	全　域
	クサソテツ（コゴミ・野生のもの）	全　域
	コシアブラ	全　域
	ゼンマイ	全　域
	タラノメ（野生のもの）	全　域
	フキノトウ（野生のもの）	全　域
	ワラビ	全　域
	ウ　メ	旧警戒区域等
	ユ　ズ	帰還困難区域
	ク　リ	全　域
	キウイフルーツ	帰還困難区域
穀　類	米	帰還困難区域（ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く）
水産物	ヤマメ	太田川、新田川（摂取制限）、真野川
	ウグイ	真野川
	ア　ユ（養殖を除く）	新田川、真野川
	フ　ナ（養殖を除く）	真野川
肉	牛　肉	帰還困難区域
	イノシシの肉	全　域（摂取制限）
	カルガモの肉	全　域
	キジの肉	全　域
	ノウサギの肉	全　域
	ヤマドリの肉	全　域

また、県が行うモニタリングの結果、基準値を超過する放射性セシウムを含む農産物等があった場合には、ただちに県から、その農産物等を産出した市町村に当該品目の出荷自粛を要請している。

そのうち、収穫自粛では、自家利用、出荷販売を問わず、当該品目の収穫そのものの自粛を求め、採捕自粛では、内水面漁業対象魚種（淡水魚等）に対して、釣魚を含む水産物の採取行為の自粛を求めている。

平成30年（2018）３月23日時点での指示状況は、表５のとおりである。

表５　本市において収穫や採捕を差し控えるよう要請されている食品（平成30年３月23日時点）

区　分		対象地域	差し控える内容
果　実 樹　実	ビ　ワ	帰還困難区域	出荷
	カ　キ	帰還困難区域	出荷
	ギンナン	旧原町市の区域	収穫
	クルミ	全　域	出荷
畜産物	牛（12月齢未満のものを除く）	帰還困難区域	県外への移動
	牛	帰還困難区域	と畜場への出荷
水産物	ヤマメ	太田川、新田川、真野川	採捕
	ウグイ	真野川	採捕
	モクズガニ	真野川	採捕
	ア　ユ	新田川、真野川	採捕
	フ　ナ	真野川	採捕

【米の作付制限】

水稲については、福島第一原発の事故に伴い、市域の約４分の３が避難指示または屋内退避指示の地域となり、加えて水田土壌の放射性セシウム濃度の調査結果や放射性セシウムの米への移行の指標からみて、生産した米（玄米）が食品衛生法上の暫定規制値を超える可能性の高い地域であったため、米の作付制限を行うこととされた。

本市における水稲の作付制限等の変遷は表６のとおり。

表６　国の本市に対する年産別米の作付等に関する方針（平成30年10月18日作成）

区　域		平成23年産米	平成24年産米	平成25年産米	平成26年産米	平成27年産米	平成28年産米	平成29年産米	平成30年産米
鹿島区		作付制限	事前出荷制限	作付再開準備	全量生産出荷管理	全戸生産出荷管理	その他の地域	→	→
原町区	避難指示区域外	作付制限	事前出荷制限	作付再開準備	全量生産出荷管理	全戸生産出荷管理	その他の地域	→	→
	避難指示解除準備区域	作付制限	→	→	作付再開準備	→	→	全量生産出荷管理	全戸生産出荷管理
	居住制限区域	作付制限	→	→	作付再開準備	→	→	全量生産出荷管理	全戸生産出荷管理
小高区	避難指示解除準備区域	作付制限	→	→	作付再開準備	→	→	全量生産出荷管理	全戸生産出荷管理
	居住制限区域	作付制限	→	→	作付再開準備	→	→	全量生産出荷管理	全戸生産出荷管理
	帰還困難区域	作付制限	→	→	→	→	→	→	→

＊農林水産省ホームページ（https://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/index.html）より作成（2020.7 閲覧）
＊平成24・25年度の作付制限区域では試験栽培も可能
＊事前出荷制限区域：事前出荷制限のもと、管理計画に基づき米の全量管理と全袋検査を行うことにより作付けを行うことができる区域
＊作付再開準備区域：作付再開に向けた実証栽培等を行う区域
＊全量生産出荷管理区域：全量生産出荷管理を行うことを前提に作付けを再開する区域
＊全戸生産出荷管理区域：農家ごとに吸収抑制対策等を徹底して、全戸検査を行う区域
＊その他の地域：検査予定数量等を把握したうえで全袋検査を行うことで順次出荷が可能な地域

写真１　作付制限された原町区高平地区の水田（平成23年８月７日撮影）

写真２　米の作付けができず、セイタカアワダチソウに覆われた小高区大田和地区の水田（平成24年10月15日撮影）

２　試験・実証栽培と営農再開

［水稲作付再開奨励事業］ほか２事業

【経　緯】

福島第一原発事故により飛散した放射性物質の影響により、本市での水稲の作付けは著しく制約された。市では、放射性セシウム濃度が基準値以下の米が生産できるよう、除染と放射性物質の吸収抑制対策の効果を確認するため、平成24年度（2012）から試験栽培と実証栽培を実施した（地域水田再生試験栽培事業）。

なお、国から指示のあった米の作付制限等の推移は、次のとおりである（図１参考）。

平成23年（2011）

福島第一原発から半径30km圏内に「作付制限」の指示が出されたが、本市では30km以遠を含め全域「作付制限」とした。

［避難指示区域以外］

平成24年

「事前出荷制限」の指示を受けて試験栽培を行うものの、米は放射性物質の検査を経て廃棄処分された。

平成25年（2013）

「作付再開準備区域」に指定されて実証栽培が行われ、放射性物質の検査で基準値以下であることが確認された米は消費・出荷することができた。

平成26年（2014）

「全量生産出荷管理区域」に指定され、放射性セシウムの吸収抑制対策を含め、全量管理・全袋検査を行うことを条件に作付けできることになった。

［避難指示区域］

平成24 ～ 25年

「作付制限」の指示を受けて試験栽培が行われた。

平成26 ～ 28年（2016）

「作付再開準備区域」に指定されて実証栽培が行われた。

平成29年（2017）

「全量生産出荷管理区域」に指定された。

この試験栽培・実証栽培に関連して、福島県や国などの研究機関においては、原発事故の直後から作物の放射性物質濃度の測定を行い、玄米から高濃度の放射性セシウムが検出された地域を中心に、放射性セシウムの分布状況を調査するとともに、カリ施用による放射性セシウムの吸収抑制効果等を研究していた。

その結果、土壌中の交換性カリ含量と玄米中の放射性セシウム濃度には負の相関があり、

カリ肥料の施用によって土壌中の交換性カリ含量を高めれば、玄米中の放射性セシウム濃度を低減できることが明らかにされた。

平成24年には、より効果的に玄米中の放射性セシウムを抑制するため、カリ肥料の種類や施肥時期の効果について検証し、塩化カリを基肥で全層施用することが最も効果的であることがわかった。

これらの検証結果を踏まえ、平成25年から、塩化カリなどの資材を用いて、水稲や大豆、麦、そば等の放射性物質の吸収抑制対策に取り組むこととした（福島県営農再開支援事業）。

ただ、その時点では、試験栽培や実証栽培に取り組む農業者は少数であったため、農地の大半で不耕作が長期化していた。農作物の風評被害に加え、価格の下落などにより営農再開への意欲が低下し、さらに、東京電力㈱の賠償が続いていたこともあって、実証栽培による水稲の作付再開が進まない状況にあった。

そのようななか、平成25年、福島県における産米の基準値超過が15地点発生し、そのうち14地点が本市旧太田村の実証栽培であった。さらに、避難指示区域の小高区内の試験栽培５地点でも基準値の超過が発生した。基準値超過がみられた旧太田村の地域では、24年産米でも試験栽培が行われていたが、基準値超過はみられなかった。土壌中の交換性カリ含量は基準を満たしており、用水の放射性セシウム濃度も問題ないレベルであった。基準値を超過した玄米のサンプルを、微量の放射線を検出するイメージングプレートで感光させたところ、米粒に濃淡があり、高い濃度の米粒が一定程度含まれているとみられるサンプルが確認された。平成25年８月の福島第一原発で発生したがれき飛散の影響ではないかとの見方もあったが、原因は明らかにならなかった（図２参考）。

ただ、農業者にとっては、放射性物質への不安がぬぐいきれない事態であり、平成26年産の水稲作付けには積極的になれない状況があった。また、作付けを自粛した場合、東京電力から賠償されるということも、営農再開が進まない要因であった。

このことから、早期の営農再開を促進することにより、農地の保全と多面的機能の維持、地域農業の再生を図るため、新たに水稲作付けを行う農業者に奨励金を支給することとした（水稲作付再開奨励事業）。

【実施内容】

１．地域水田再生試験栽培事業

（1）期　間

平成24～28年

（2）資材の内容

耕種概要基肥[*1]に加えて吸収抑制資材（ゼオライト、カリ資材）を用いた。

平成24年

ゼオライト200kg/10a、塩化カリは土壌中の交換性カリ含量が25mg/100gとなるよう施用。

平成25年以降

ゼオライト100kg/10a、塩化カリ50kg/10aを施用。

（3）放射性セシウム濃度の検査方法

収穫されたすべての玄米は全量全袋検査を行い、そこで、スクリーニングレベルを超えた袋は１袋ごとにシート上へ広げ、四隅と中央の５点から玄米を採取して、ゲルマニウム半導体検出器で詳細検査を行った。

（4）実　績

年　度	試験栽培・実証栽培実施個所数、面積（ha）						検査結果（基準値超え）
	避難指示区域外			避難指示区域			
	指示、区域指定	箇所	面積	指示、区域指定	箇所	面積	
平成24年度	事前出荷制限	127	14	作付制限	3	1	なし
平成25年度	作付再開準備区域	146	122	作付制限	9	1	27袋
平成26年度				作付再開準備区域	8	15	なし
平成27年度				作付再開準備区域	7	7	なし
平成28年度				作付再開準備区域	11	6	なし

＊食品衛生法に基づく食品中の放射性物質に関する基準値：100 ベクレル/kg

２．福島県営農再開支援事業

（1）期　間

平成25年～（実施中）

（2）使用資材

使用する資材は、放射性セシウムの吸収を最も抑制させる観点で、種類と量を検討した。水稲については「施用すべきカリ＝25mg/100gを確保するカリ＋慣行施肥カリ」の考え方を基本に必要量を決定し、作付け前に塩化カリ（有機栽培にはパームアッシュ）を散布することとした。なお、本市での追加的な塩化カリの施用量は50kg/10aで推移している。

水稲以外の作物については、毎年土壌調査を実施し、その結果に基づき硫酸カリ等の施用量を決定のうえ実施した。

吸収抑制資材の準備および農家への配布については、ふくしま未来農業協同組合（JAふくしま未来）を事業主体とした補助事業であり、県の指導で「カリの施用は必要ない」とされるまで実施している。

これらの対策の結果、平成26年度以降、食品衛生法に基づく食品中の放射性物質に関する基準値（100ベクレル/kg）を超えるものは出ていない。なお、営農再開の面積の増加に伴い、散布する吸収抑制資材の量も増えている。

＊１　作物の標準的な栽培方法を示したマニュアルに示された肥料のこと。

（3）放射性物質吸収抑制対策実施面積の推移

（単位：ha）

品目	年度／資材（施用量）	平成 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
水稲	塩化カリ（50kg /10a）	26	125	769	1,758	2,217	2,561	2,759
	パームアッシュ（60kg /10a）	0	4	9	16	15	7	5
大豆	硫酸カリ（110kg /10a）	55	38	71	84	92	230	240
	パームアッシュ（190kg /10a）	0	0	9	0	4	0	0
そば	塩化カリ・硫酸カリ（50kg /10a）	0	0	0.6	2	0	0	0
麦	硫酸カリ（50kg /10a）	41	28	42	39	30	25	3

＊kg /10aの施用量は、令和元年度実施分

３．水稲作付再開奨励事業

（1）期　間

平成26年～（実施中）

（2）奨励金の内容

作付再開準備区域の指定が解除されてから、新たに作付けを再開する水田を対象に奨励金を交付した。避難指示区域以外では、平成26年度以降に水稲を作付けした市内の水田が該当した。ただし、平成25年以前において、作付再開準備および作付制限の指定を受けた水田で作付けを行った水田を除くものとした。

支給対象者は、営農計画書兼水稲共済細目書を作成・提出した者であり、支給対象の水稲の用途は、主食用、飼料用、加工用、および備蓄用とした。

奨励金は単価を7500円/10a（平成26年度に限って２万円/10a）とし、再開した水田面積（水張面積）に単価を乗じて、１ほ場につき１回限りの交付とした。

平成30年度（2018）以降の支給対象は、市内旧避難指示区域の水田において、水稲の作付けをした本市に住所を有する耕作者とした。

（3）交付実績

年　度	件　数	面積（ha）	交付額（円）
平成26年度	78	99	20,143,593
平成27年度	228	723	54,872,430
平成28年度	398	1,094	82,050,000
平成29年度	224	458	34,361,500
平成30年度	21	97	7,289,000

【事業を振り返って】

産学官がさまざまな実証を行ってきたことが、水稲をはじめとした土地利用型作物における放射性セシウムの吸収抑制対策に結実し、それを的確に実施することで、安全・安心な農作物の生産につながったと考える。

平成25年、本市において基準値超えの米が検出され、水稲作付再開を望む農家等に動揺が広がった。ただ、試験栽培や実証栽培を継続して行ってきた結果が、作付再開の入り口である的確な吸収抑制対策の礎となり、全量全袋検査の体制整備（本節３参照）と相まって、安全・安心な米の生産につながったと考える。

また、吸収抑制対策を実施してきた結果として、平成26年度以降基準値超えの作物は出ておらず、麦については令和元年（2019）産からは追加的カリの施用を行わなくてもよい地域とされた（カリ追肥からの卒業＝カリ卒）。

県全体としては、カリ卒の地域が拡大し、全量全袋検査も抽出によるモニタリング検査に移行しているが、旧避難指示区域を擁する本市については、当面、全量全袋検査を継続することとしているため、今後も検査結果に基づき、安全・安心な農産物の生産に努めたい。

福島県営農再開支援事業の実施にあたっては、そのほ場が、震災後、いつ作付再開したかを調査するのが一番の課題となった。過去の営農計画書の確認と農業者本人への聞き取りがおもな調査方法であったが、聞き取りをすることが、水稲の作付再開に対し意欲を失っていた農業者が、再開をするきっかけとなり、鹿島区および原町区の作付面積の拡大につながった。

平成30年度からは、おもに小高区のほ場が対象となり、営農再開が低迷している状況の打破につながるものと考える。

安全な農産物の生産と営農再開のために

係長・40代男性

営農再開支援事業を実施するなかで、放射性セシウムの吸収抑制対策が未実施のほ場が判明し、作物の青刈りを生産者にお願いするなど、厳しい場面もあったが、年度を重ねるごとに対策が浸透していったように感じる。現場での作付けにおいては、相当の手間となるにも関わらず、安全・安心な農産物の生産出荷に協力いただいた農業者の皆さまには感謝申しあげたい。

水稲作付再開奨励事業は、平成28年度に約400人の農業者が対象となったが、奨励金の対象となる水田かどうかを精査するときに、間違いがあってはならないため、非常に慎重な作業を行うことになった。また、被災した農業者と直接話をする機会も多く、営農再開以外の本市の農業分野の課題や問題点を把握する機会にもなり、他事業へもその意見を活かすことができた。

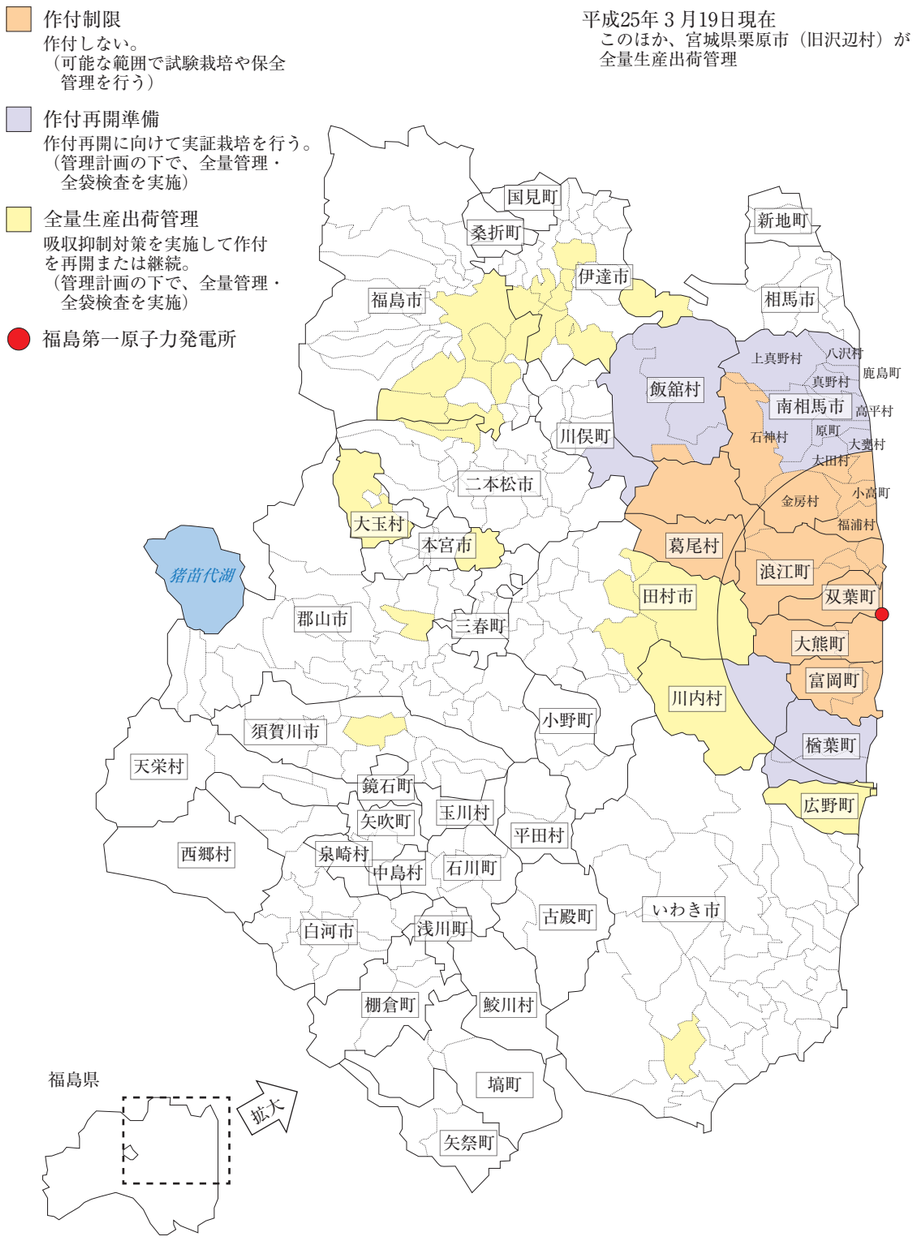

図１　平成25年度産米に関する作付制限等の対象地域（福島県）
＊農林水産省ホームページ（https://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/s_seisan.html）より引用編集（2020.6 閲覧）
＊国が作付制限等を行う場合、1950年代にすすめられた昭和の大合併以前の旧市町村を単位とすることを基本にしている。そのため、図１・２でも旧市町村名で表記した。

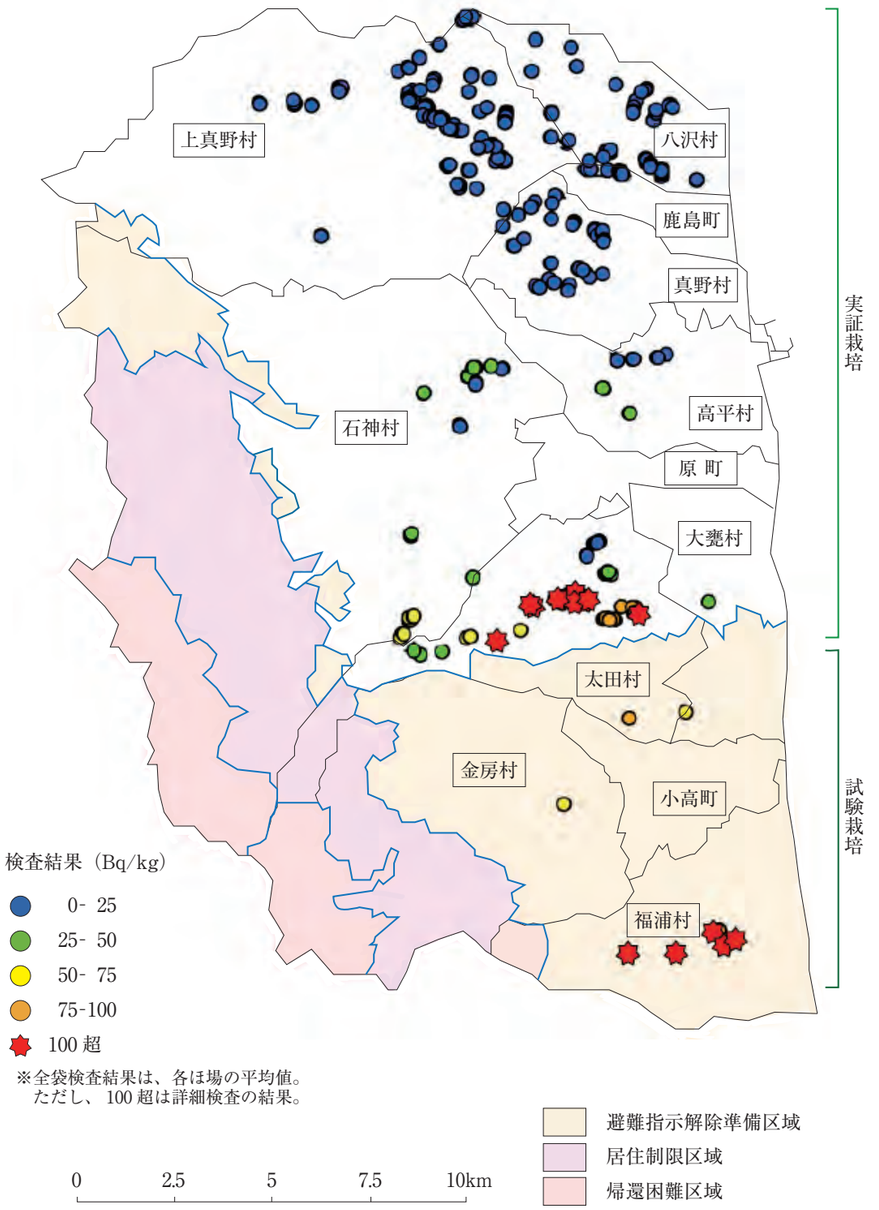

図２　南相馬市における平成25年産米の基準値超過の発生地点
＊農林水産省「25年産米の南相馬市での基準値超過に関する調査結果」（2014.1）より引用編集

３　米の全量全袋検査

【経　緯】

福島第一原発の事故により、福島県の平成23年（2011）産米から放射性物質の暫定規制値（500ベクレル/kg）を超える放射性セシウムが検出され、県産米の流通、販売に大きな影響を及ぼした。

このため、福島県では、平成24年（2012）産米から、水田の除染や放射性セシウムの吸収抑制対策を実施するとともに、県下すべての米を対象に、放射性セシウムの全量全袋検査を開始した。

本市においては、市と関係機関・団体、集荷業者等で構成された「南相馬の恵み安全対策協議会」（以下「南相馬恵み協議会」）が発足し、県や「ふくしまの恵み安全対策協議会」と連携して検査を実施することになった。

【実施内容】

１．実施期間

平成24年～継続中

２．検査対象

出荷販売する米のほか、自家消費米、縁故米等県内で生産されたすべての玄米（一般食用のほか、ふるい下米[*1]、加工用米、飼料用米も含む）。

３．実施方法

米の生産農家が検査場に米を運搬し、検査場では南相馬恵み協議会にあらかじめ指名された検査員が、厚生労働省が定める「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」に準拠したベルトコンベア式検査機器等を用いて、米袋等ごとにスクリーニング検査を実施する。

検査結果が基準値以下の米袋にのみ検査済みラベルを貼り付け、出荷販売を可能とする（図１）。

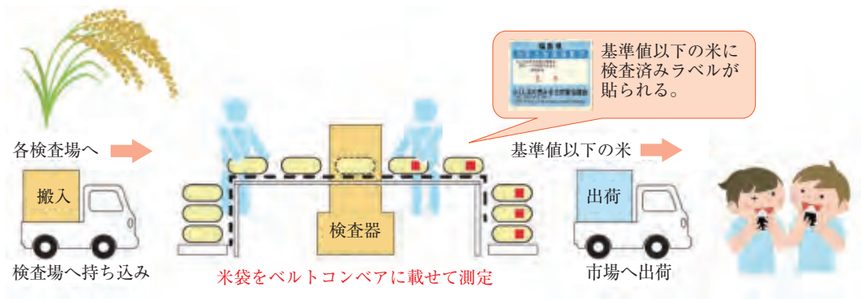

図１　米のスクリーニング検査の流れ

＊１　出荷する玄米の粒の大きさを揃えるためにふるいにかける際、粒が小さくて、ふるいの下に落ちた玄米のこと。

なお、スクリーニングレベル[*2]を超えた米については、県がゲルマニウム半導体検出器による詳細検査を実施する。南相馬恵み協議会のスクリーニングレベルは、測定機種により60～65ベクレル/kgである。

【業務を振り返って】

事業実施の結果、県内では基準値を超過した米の割合が毎年大きく減少していることが確認できており、また、基準値を超過した米の流通を未然に防ぐことができている。本市においては、平成25年（2013）の実証栽培米に基準値を超えるものが確認されたが、平成26年（2014）以降は、すべての米が基準値を下回っている（表１）。

検査結果を福島県ホームページで公開することで、風評被害の払拭にもつながっており、安全・安心な南相馬の米を多くの方に知ってもらうべく、今後も適正な検査を実施していく必要があると考える。

写真１　米袋をローラーコンベアに載せる（平成25年10月３日撮影）

写真２　米袋をベルトコンベアに移動して検査器に向かう（平成25年10月３日撮影）

写真３　米袋が検査器を通過して検査結果が表示される（平成25年10月３日撮影）

写真４　米袋をエア吸引機で持ち上げ、パレットに積む（平成25年10月３日撮影）

＊２　スクリーニング法に基づく検査において「放射性セシウム基準値100ベクレル/kgを確実に下回ると判定するための値」のことをいう。福島県で導入している５種類の検査器では、スクリーニングレベルは、おおむね50～80ベクレル/kgの範囲で設定されている。

表１　南相馬市産玄米の放射性物質検査結果　（Bq＝ベクレル）

平成24年産米

◆放射性セシウムスクリーニング検査					
	25Bq/kg（測定下限値）未満	25～50Bq/kg	51～75Bq/kg	76～100Bq/kg	合　計
検査点数	10,323,530	20,317	1,383	72	10,345,302
割合（％）	99.7812	0.1964	0.0134	0.0007	99.9916
◆ゲルマニウム半導体検出器による詳細検査					
	25Bq/kg未満	25～50Bq/kg	51～75Bq/kg	76～100Bq/kg	100Bq/kg超	合　計
検査点数	144	40	295	317	71	867
割合（％）	0.0014	0.0004	0.0029	0.0031	0.0007	0.0084

平成26年産米

◆放射性セシウムスクリーニング検査					
	25Bq/kg（測定下限値）未満	25～50Bq/kg	51～75Bq/kg	76～100Bq/kg	合　計
検査点数	11,125	16	1	0	11,142
割合（％）	99.8474	0.1436	0.0090	0.0000	100.0000
◆ゲルマニウム半導体検出器による詳細検査					
	25Bq/kg未満	25～50Bq/kg	51～75Bq/kg	76～100Bq/kg	100Bq/kg超	合　計
検査点数	0	0	0	0	0	0
割合（％）	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000

平成28年産米

◆放射性セシウムスクリーニング検査					
	25Bq/kg（測定下限値）未満	25～50Bq/kg	51～75Bq/kg	76～100Bq/kg	合　計
検査点数	37,488	35	0	0	37,523
割合（％）	99.9067	0.0933	0.0000	0.0000	100.0000
◆ゲルマニウム半導体検出器による詳細検査					
	25Bq/kg未満	25～50Bq/kg	51～75Bq/kg	76～100Bq/kg	100Bq/kg超	合　計
検査点数	0	0	0	0	0	0
割合（％）	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000

平成30年産米

◆放射性セシウムスクリーニング検査					
	25Bq/kg（測定下限値）未満	25～50Bq/kg	51～75Bq/kg	76～100Bq/kg	合　計
検査点数	53,857	0	0	0	53,857
割合（％）	99.9369	0.0000	0.0000	0.0000	99.9369
◆ゲルマニウム半導体検出器による詳細検査					
	25Bq/kg未満	25～50Bq/kg	51～75Bq/kg	76～100Bq/kg	100Bq/kg超	合　計
検査点数	34	0	0	0	0	34
割合（％）	0.0631	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0631

＊放射性セシウムは、セシウム134とセシウム137の合計値
＊割合は、合計点数に対する割合であり、小数点第２位、第４位および第５位未満を四捨五入している。
＊南相馬の恵み安全対策協議会ホームページ（https://fukumegu.org/ok/contentsV2/kyogikai/C602_01.html）より作成（2020.6 閲覧）

4　農林業系汚染廃棄物

［農林業系廃棄物処理加速化事業］ほか１事業

【経　緯】

平成23年（2011）３月の福島第一原発事故によって放射性物質が飛散したことに伴い、農家が屋外で保管していた牛ふん堆肥、稲わら、牧草、ホダ木等が高濃度で汚染された。

汚染された牛ふん堆肥を農地に使用すると、土壌中の放射性セシウム濃度が増加する可能性が高くなる。そして、その農地で生産される農作物の放射性セシウム濃度が食品衛生法の暫定基準値を超える確率が増大するとされた。また、汚染された稲わらや牧草を家畜に与えることで、放射性セシウムは、排せつ物を経由して農作物に吸収されるだけでなく、肉などの畜産物に移行する可能性も指摘された。

農林水産省は、平成23年８月１日に、堆肥400ベクレル/kg、飼料300ベクレル/kgの暫定許容値を、同年10月６日に、ホダ木150ベクレル/kgの指標値を示した。そして、この許容値等を超えるものは利活用することができない農林業系汚染廃棄物とされた。なお、平成24年（2012）４月１日には放射能に関する指標が改められた（表１）。

これらの農林業系汚染廃棄物は、大量に農家の敷地等に保管され、腐敗等が問題となっていた。市町村は、廃棄物処理法に基づきこの処理を行うこととされていたため、市が汚染廃棄物対策地域[＊1]に保管されたもの、および指定廃棄物[＊2]に指定されたもの以外について、最終処分までの期間、適切な管理を行うために、一時保管場所を設けて仮置きを行うこととした。

表１　農林業系副産物（廃棄物）の指標値（平成24年４月１日時点）　（Bq＝ベクレル）

品　目	指標値（Bq/kg）	備　考
稲わら	100	牛・馬用飼料の場合
牧　草	100	牛・馬用飼料の場合
堆　肥	400	
※落ち葉	400	堆肥原料用として保管されているものについて、堆肥扱いで400Bq/kg超のものを廃棄物として扱う。
※果樹剪定枝、もみ殻、米ぬか	400	土壌改良資材扱いで400Bq/kg超のものを廃棄物として扱う。
ホダ木・シイタケ原木	50	
菌　床	200	
※オガ粉	200	菌床の材料扱いで200Bq/kg超のものを廃棄物として扱う。
※バーク	400	堆肥扱いで400Bq/kg超のものを廃棄物として扱う。

※は、備考欄に記載のとおり、他の品目の指標を準用している。
＊農林水産省「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（2011.8）より作成

＊１　汚染廃棄物対策地域とは、放射性物質汚染対処特措法により環境大臣が指定した地域。旧警戒区域および旧計画的避難区域が該当し、地域内廃棄物は特定廃棄物となり、指定廃棄物と同様、国が処分等を行う。
＊２　指定廃棄物とは、原発事故由来の放射性物質の放射能濃度が8000ベクレル/kgを超え、環境大臣が指定した廃棄物。放射性物質汚染対処特措法により、国が収集・運搬・保管・処分を行う。

ただ、仮置き後の処分については、廃棄物の量が膨大であったため、市としての方策は立てられない状態が続いた。平成25年（2013）10月、飯舘村は、環境省が村内蕨平地区に計画する可燃性廃棄物減容化施設について、福島県の復興のため、飯舘村民が避難している自治体の農林業系汚染廃棄物等も処理することを表明した。これを受けて、環境省と協議を進めたところ、飯舘村に建設する施設は環境省が所管するものであり、適切に運用することを考慮して、本市の農林業系汚染廃棄物の収集、運搬、減容化処理業務は、環境省が本市から委託をうけて行うこととなった。

平成28年（2016）２月から、飯舘村の可燃性廃棄物減容化施設に運搬を開始したが、施設のトラブル発生により同年５月から処理ができなくなった。この対応として、市内小高区蛯沢地区にある南相馬市代行処理施設[*3]に余力が生じていたことから、同年11月、同施設に運搬先を変更し、処理を行った。

【実施内容】

１．農業系汚染廃棄物仮置事業

農業系汚染廃棄物は、放射性セシウム濃度が高い堆肥・牧草・稲わらであり、そのうち国・都道府県による利用、生産および流通の制限・自粛が解除されたものであって、土壌改良や飼料等に利用可能なものと分離して保管する必要があった。

そのため、畜産農家の所有農地などにまとめて仮置き保管することにしたが、汚染された廃棄物を地域内に保管することに対し、住民から不安の声があがった。市では、地域での説明会を開催して安全に管理することを説明し、また、定期的に保管状況の確認や保管場所の線量モニタリングを行い、地域へ情報提供することとした。

仮置き工事は、畜産農家に提供してもらった土地において、バックホウなどの重機を使って「保管場所の整地」「遮水シートの敷設」「シート上に堆肥等をバラ積み」「被覆シートで被う」「盛土で被覆シートを固定」の手順で進められた。

仮置き工事は、平成23年度から25年度に実施し（表２）、平成23年度は、飼養頭数が多く堆肥保管が限界となっている肉用牛肥育農家について、先行的に実施した。工事が完了したところは、同28年度まで、廃棄物の保管状況確認および補修作業を実施している。

また、平成28年２月から廃棄物の運搬が開始されたこともあり、平成28年度事業をもって、仮置保管は終了した。

写真１　稲わらの汚染状況の調査
（平成23年７月16日撮影）

＊３　国では、平成26年３月に南相馬市から災害廃棄物の代行処理要請を受け、市内に仮設焼却施設を建設し、南相馬市の災害廃棄物等（可燃物）の焼却処理を実施していた。

表２　農業系汚染廃棄物保管作業実績　（Bq＝ベクレル）

年　度	対象戸数	保管場所数	保管処理		放射性セシウム濃度（Bq/kg）
			種類	数量（㎡）	
平成23年度	（肉用牛肥育）　7	7	堆　肥	9,180	500～ 4,600
平成24年度	（肉用牛肥育）　17 （肉用牛繁殖）　24 （酪　農）　7	26	堆　肥 牧　草 稲わら	21,730 1,049 147	440～ 6,990 690～18,080 415～75,000
平成25年度	（肉用牛肥育）　3 （肉用牛繁殖）　3 （酪　農）　2	7	堆　肥 牧　草 稲わら	2,954 83 42	600～ 3,300 570 （データなし）
合　計	延べ63	延べ 40		35,185	

２．農林業系廃棄物処理加速化事業

この事業は、環境省福島環境再生事務所へ業務を委託して進めた。

汚染廃棄物処理は、「保管場所で堆肥等をトラックに積み込み、減容化施設に搬入」「牧草、ホダ木等は、必要に応じて前処理（切断）装置で裁断」「焼却炉に投入」「焼却灰は減容化施設の敷地内に設置した廃棄物置場に搬入して管理」の手順で進められた。

運搬は平成29年（2017）11月末をもってすべて完了したことから、汚染廃棄物の保管場所となっていた農地等について、平成29年度および30年度（2018）に原型復旧を実施して農家に返還し、事業は完了した。

表３　農林業系廃棄物処理実績　（単位：t）

年度＼種類	稲わら	牧　草	牛ふん堆肥	ホダ木・菌床	その他	計
平成28年度	31.08	203.90	5,775.23	101.72		6,111.93
平成29年度	124.33	296.29	12,685.99	118.37	4.14	13,229.12
合　計	155.41	500.19	18,461.22	220.09	4.14	19,341.05

【事業を振り返って】

農林業系汚染廃棄物となり得る堆肥等を調査するため、農家へ定期的にお知らせしたが、なかなか連絡が寄せられず、事業量の把握に苦慮した。また、飯舘村の減容化施設の稼働が止まったのち、急きょ本市小高区蛯沢の減容化施設を使用することになったが、汚染廃棄物の焼却について承諾いただいた蛯沢地区住民の方がたに感謝申し上げる。

５　ため池等の保全

［農業水利施設等保全再生事業（対策工）］ほか１事業

【経　緯】

東日本大震災による福島第一原発の事故により、放射性物質が飛散したことで、農作物の作付制限や出荷制限が指示された。本市の玄米の放射性物質検査では、平成25年度（2013）に食品安全基準値（100ベクレル/kg）を超過するものが確認されたため、ため池を利用して水稲を作付けする農家からは、ため池の除染を望む声が多かった。しかし、環境省はため池の底質にある放射性物質は、水の遮へい効果により、生活圏の空間線量率への寄与が小さいことから、基本的に除染は実施しないこととしていた。

ただし、住宅や公園など生活圏に存在するため池で、一定期間、水が干上がる時期があって、そのときに、ため池周辺の空間線量率が著しく上昇するとの要件を満たす場合は、必要に応じ、生活空間の一部として除染を実施するとしていた。

しかし、本市においてため池を調査したところ、この要件に該当するものはなかった。このため農林水産省は、ため池の土砂上げや土砂吐きなど、落水時の作業において、作業者の被ばくを抑制する観点等から、ため池の底質除去等を行う場合は、「福島再生加速化交付金」が活用できるとした。

平成25年、平成26年度（2014）、国と県は、福島県内のため池台帳に記載されているため池について、水と底質の泥の放射性物質濃度を測定した。また、平成27年（2015）３月に「ため池の放射性物質対策技術マニュアル」が策定されたことにより、市では同年度から、基礎調査、詳細調査を開始した。

【課題と対応】

放射性物質汚染対処特措法[*1]に基づき、土壌等の除染等の措置の基準や除去土壌の処理の基準を定める「除染関係ガイドライン」では、ため池除染が認められる範囲はきわめて限定的で、本市において適用される見込みがなかったことが、この事業の取り組みを難しくした。

１．事業が除染ではないことについて

平成27年５月から関係行政区で事業の説明会を実施し、「放射性物質汚染対処特措法」の対象とならない事業であることを理解いただくことから進めた。そして、ため池の維持管理作業で被ばくすることを防ぐため、基準を超えたため池について調査を進め、対策が実施できることを説明した。しかし、汚染した泥を除去しても中間貯蔵施設への搬入は認められないため、除去するのではなく封じ込める方法で行うことを説明したところ、住民からの反発を招いた。

その後、同年11月になって中間貯蔵施設への搬入が認められたことから、汚染した泥を除去することを基本とすることを住民に説明した。

２．調査対象について

平成25年、26年に国・県が実施したモニタリングは、市が台帳に登録しているため池を調査しているものであった。しかし、各行政区での説明会では、地元の関係者から市が把握していない小規模なため池のあることが指摘されたため、これについて各行政区へ調査を依頼することとした。

３．工事時期の調整について

水稲の作付再開をしている地域においては、ため池からの水を利用しているため、営農の時期に対策工を実施しないよう強く要望されたことから、農閑期に作業を実施することで調整を図った。

４．対策後の経過調査の対応について

対策工事の完了時には放射性物質濃度の測定を行うことにしているが、住民からは、山からため池へ水が流入すると、また放射性物質濃度が高くなるのではないかという心配の声とともに、事後モニタリングの実施を強く求められた。そのため、農林水産省に対して事後モニタリングの実施を要望している。

【事業の進め方】

１．対策が必要となる基準について

ため池の底質に高濃度の放射性物質（8000ベクレル/kg[*2]）が含まれ、土砂上げや排砂、点検等の維持管理作業に支障が生じている場合は、底質の除去等が可能となる。また、8000ベクレル/kg超を基準とした場合、除去した底質土壌は指定廃棄物として国が処分する仕組みである。

除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドラインでは、１万ベクレル/kg超の底質土壌等が存在するため池において、その土壌を取り扱う作業を行う場合、特定汚染土壌等取扱業務に該当し、作業者は被ばく低減のための放射線障害防止対策を行う必要があるとしている。

しかし、農家個人が日常的にその対策を行うことは困難なことから、「ため池の放射性物質対策」において、特定汚染土壌等取扱業務の基準である１万ベクレル/kg超よりも低い8000ベクレル/kg超の土壌等を除去することで、より安全側に立って農家の被ばくを抑制することとした。

２．対策のながれ（図１～３）

対策工は、次の工法により実施した。

①抑制・浚渫（しゅんせつ）工法

ため池の水を抜かないで台船を浮かべ、ポンプで浚渫する工法。その際、汚濁防止フェンスにより拡散した放射性物質の流出を抑制する工法を合わせて行う。

＊１　平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法。

＊２　乾燥重量当たりの含有量。

②除去工法

- ため池の水を抜いて、直接、重機で底質土を掘削除去する工法
- ため池を低水位にして、強力吸引車で底質土を吸引除去する工法

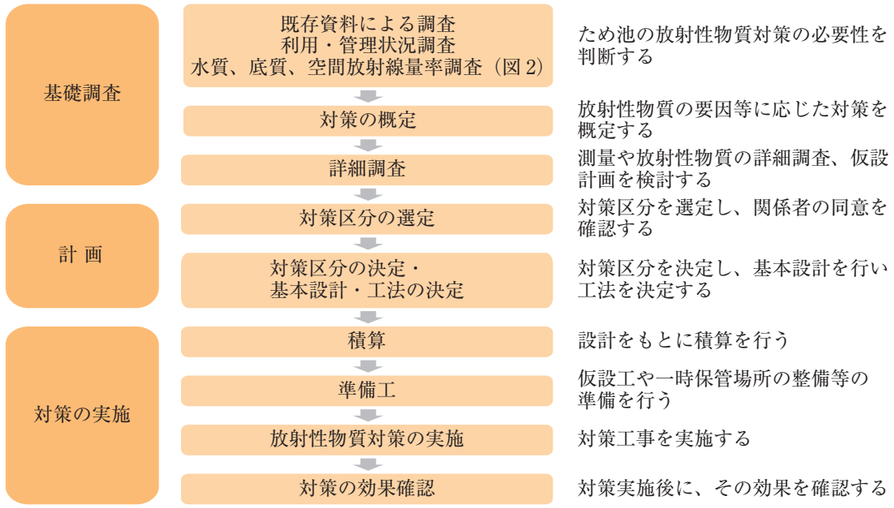

図１　ため池の放射性物質対策のながれ

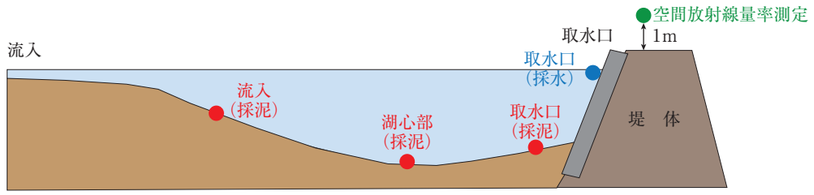

図２　基礎調査におけるモニタリングの測定地点

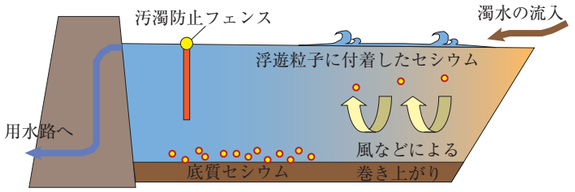

▲台船によるポンプ浚渫

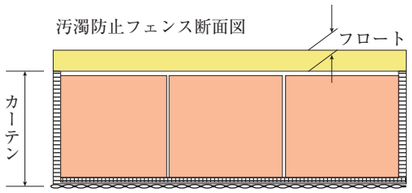

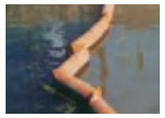

▲汚濁防止フェンス

▲濁水処理

図３　抑制・浚渫工法のイメージ

写真１　除去工法（バックホウによる掘削除去と強力吸引車による吸引除去）

【実施状況】

ため池の放射性物質対策の実績は下表のとおりである。

表１　年度別の着手件数　（単位：箇所）

年　度	基礎調査＊１	詳細調査＊２	実施設計	対策工＊３	対策完了
平成27年度	486	109	81	－	－
平成28年度	0	203	151	35	1
平成29年度	24	0	0	44	27
平成30年度	2	10	7	111	39
平成31年度	2	2	2	51	54
合　計	514	324	241	241	121

＊１　基礎調査のみで終了190か所
＊２　詳細調査までで終了83か所
＊３　対策工の数値は、現場完了の箇所数

【事業を振り返って】

ため池の放射性物質対策は、農地に利用しているため池が多いにも関わらず、除染の枠組みから外されたことにより、生活圏や農地の除染の開始時期からすると後手に回ってしまったことで、対応の遅れが目立ってしまった。

さらに、平成28年（2016）の開始当初は、ため池の放射性物質対策を実施できる専門業者が不足していたため、事業計画から大幅に遅れている状況にあった。

現在も、専門業者を確保しながら対策工を実施しているが、不足している専門業者の問題に対応するため、専門業者を必要としない直接掘削の工法も取り入れている。

第２節　農業の再開

１　農業復興組合

［被災農家経営再開支援事業］ほか１事業

【経　緯】

東日本大震災の津波によって被害を受けた地域においては、公共事業での災害復旧工事の見通しも立たないなか、おびただしいがれきが散在する農地が放置されていた。国は、平成23年（2011）５月、経営再開に向けて被災した農業者が復興組合を組織して共同で行う農地の津波ごみ、がれきの除去、除草などについて助成を行う被災農家経営再開支援事業を創設した。本市では、福島第一原発から半径20km圏外の津波被災地において取り組みを開始した。

平成24年（2012）４月、福島第一原発から20km圏内の警戒区域が解除されて新たな避難指示区域が設定され、帰還困難区域を除いて、立ち入りは自由になった。しかし、原発事故によって立ち入りが厳しく制限された区域内の農地では、１年間人の手が入らなかったため、雑草が繁茂し、火災や有害鳥獣被害等による荒廃が懸念された。それらの発生を防ぐとともに、住民の帰還促進やそれに伴う営農再開につなげるため、津波被災の有無に関わらず、農地の保全管理を行うことができるようになった。

また、福島第一原発から20km圏外の稲作は、平成23年の作付制限、24年の出荷制限区域、25年（2013）の作付再開準備区域と、指定が行われて、試験栽培や実証栽培以外の作付けが制限されたことから、耕作者の意欲減退によって農地の荒廃がみられるようになった。このため、新たに津波被災地以外の農地の保全管理が事業の対象になった。

これらの取り組みは、津波被災地では圃場整備を含む復旧工事の開始まで、津波被災地以外では農地除染の完了または作付けの再開まで継続された。

【実施内容】

１．実施期間

平成23年～30年（2018）

２．取組内容

農作物の作付け・栽培が困難と見込まれる地域において、被災農家が復興組合を組織し、共同で農地の復旧作業を行う場合に、農地の面積に応じて支援金を交付した。交付対象となる作業および支援金単価は次のとおりである。

（1）津波被災地

水田、畑における津波ごみ、礫の除去、除草

支援金単価（上限）：水田作物３万5000円/10a、露地野菜４万円/10a

（2）津波被災地以外

- 旧警戒区域以外　水田における除草等
  支援金単価（上限）：１万円/10a
- 旧警戒区域　　水田、畑における除草等
  支援金単価（上限）：１万2000円/10a

３．復興組合の設立状況

平成23年

９月28日　原町区地域農業復興組合設立（津波被災地）

９月30日　鹿島地域農業復興組合設立（津波被災地、津波被災地以外）

９月30日　八沢地域農業復興組合設立（津波被災地）

平成24年

６月15日　ふるさと小高区地域農業復興組合設立（旧警戒区域：津波被災地）

７月24日　原町区農地保全復興組合設立（津波被災地以外）

９月14日　小高区ふるさと農地復興組合設立（旧警戒区域：津波被災地以外）

平成25年

５月25日　原町南部復興組合設立（旧警戒区域：津波被災地、津波被災地以外）

４．実績（作業面積）

（単位：ha）

年　度	旧警戒区域以外		旧警戒区域		計
	津波被災	津波被災なし	津波被災	津波被災なし	
平成23年度	1,550	－	－	－	1,550
平成24年度	1,787	1,688	542	919	4,936
平成25年度	1,221	2,879	918	1,728	6,746
平成26年度	1,056	1,912	948	1,594	5,510
平成27年度	942	－	914	1,762	3,618
平成28年度	760	－	891	1,646	3,297
平成29年度	528	－	875	1,574	2,977
平成30年度	353	－	62	1,418	1,833

写真１　復興組合員による草刈り作業（鹿島区江垂　平成23年10月27日撮影）

写真２　復興組合員による草刈り作業（鹿島区八沢　平成23年10月28日撮影）

【事業を振り返って】

平成23年、この事業の取り組みを開始するにあたり、津波被災を受けた地域では多くの住民が市内外へ避難していたことから、作業員の確保や作業に関する地権者の同意取得などについて、連絡が取れないケースが多々あり、地元の合意形成に時間を費やした。

また、復興組合の設立のため説明会を開催したが、福島第一原発から半径20km圏内の旧警戒区域においては、作業員の放射線被ばくへの懸念等から、なかなか地域の合意が得られなかった。しかし、その地域の農業者と個別に話し合いを重ねることで、事業への理解が深まり、復興組合の設立につながった。

事業が開始されると、各地区で設立された復興組合には、復旧作業に着手しはじめた他団体との作業調整が必要となるなどの課題があった。ただ、津波や原発事故によって農業収入が途絶えることとなった農業者にとっては、農地保全活動に参加することで、活動に見合った収入が確保された。地域に耕作を再開する者がほとんどいないという雰囲気のなかで、保全活動の参加者に、新たな担い手が育ちはじめ、地域全体の農地をどうするかという広い視野を持って農業経営が再開される地域も生まれた。

一方、事務的には、平成23・24年は、県事業メニュー「被災農家経営再開支援事業」によって、市が復興組合へ補助金を交付するかたちで取り組んできたが、25年に入って、旧警戒区域においては、除染を含めた農地保全は国が行うことになった。ただ、国は、業者へ発注するのではなく、市へ業務委託するというかたちをとった。国事業メニュー「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」により市へ委託金が交付され、市は復興組合へ再委託して農地の保全活動を行った。さらに、国からは、除染が完了した農地の保全管理について、事業メニュー「福島県営農再開支援事業」へ移行するよう求められた。しかし、除染済農地であるかどうかを確認しながら、「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」と「福島県営農再開支援事業」を並行して活用しなければならない状況が続き、事業の進捗管理や申請手続き、受託者への発注など、事務の煩雑化を招いた。

写真３　復興組合員によるがれき除去作業（原町区萱浜　平成23年12月２日撮影）

写真４　復興組合員による津波ごみ除去作業（鹿島区川子　平成24年３月８日撮影）

地域農業の再興を目指して

係長・40代男性

各地域の復興組合が、被災農地の復旧活動を行ったことで、市街地への獣害の拡散防止や荒廃農地の解消により、結果として地域住民の帰還促進の一助になったのではないかと思う。

そして、今後は営農再開に向け地域で営農活動の中心となる組織を支援するなど、よりいっそう地域農業の再興への取り組みを強化していく必要があると考えている。

写真５　津波被災農地に無人ヘリで除草剤散布（小高区南小高　平成24年９月１日撮影）

写真６　復興組合員による津波ごみ除去作業（小高区塚原　平成24年10月11日撮影）

２　被災地域の農業復興

［被災地域農業復興総合支援事業］ほか２事業

【経　緯】

平成23年（2011）３月、東日本大震災の津波被害により、本市沿岸地域では、兼業農家を含め農業者の多くは、住宅をはじめ、園芸施設等や農業用機械、倉庫などを喪失した。これに加え、福島第一原発事故に伴い長期間の避難生活を余儀なくされ、また、放射性物質による農地の汚染により、農産物の作付けの制限および自粛が指示されていた。生産手段のほとんどを失った津波被災の農業者は、まさにゼロあるいはマイナスからのスタートを切るかどうか、判断がつかない状態であった。

平成24年（2012）１月、国は「東日本大震災復興交付金制度要綱」を制定し、その中には被災地域農業復興総合支援事業が盛り込まれた。この事業は、市が農業用施設・機械等を設置購入し、被災農業者へ無償で貸し付けることにより、被災地の営農再開と農業の復興を図ることを目指していた。

市では、同年、「南相馬市被災地域農業復興総合支援事業に係る農業用施設等の無償貸付及び譲与に関する条例」をはじめ関係例規を制定して取り組みを開始した。そして、平成27年度（2015）にかけては、復興計画に基づき、津波被災のあった地域ごとに営農の核となる組織の立ち上げを支援し、復旧事業の進捗に合わせた施設や機械の貸し付けを行った。これら貸し付ける施設や機械は、津波によって失われた農業用償却資産の取得価格の合計を目安に、組織の営農計画を審査し、貸し付けが適当と認められるものを市が整備・購入した。

平成28年度（2016）からは、福島再生加速化交付金を財源としてこの事業が実施されることになった。福島再生加速化交付金は、福島第一原発事故による避難指示等に伴い、復興・再生に遅れが生じている地域に対して、復興・再生のための事業実施を支援することにより、避難住民の早期帰還を促進し、地域の再生を加速化させることを目的としている。

これを受けて、市では、貸付対象者を従前、「東日本大震災により自ら所有していた農業用施設及び農業用機械が流出又は損壊した農業者等」としていたが、「東日本大震災で被災し、営農を再開する農業者等」と幅広に改正した。津波被害や原子力災害の影響で耕作できない状況が長期間にわたり続いたことから、津波被害のなかった農業者でも所有する農業用機械や施設の劣化や損傷等が生じていた。営農再開にあたって、その整備や買い替え等にかかる経費の負担が農業者の経営を圧迫することから、営農再開に向けた意欲の低下を招くこととなり、市の農業再生の障害となっていた。

市では、農地の除染やほ場整備事業を実施して農業基盤の再生を進め、農産物の作付けが可能となった地域においては、営農再開を志す意欲的な農業者も現れていた。このような意欲ある農業者を後押しし、低下した営農意欲を向上させる支援策として、「地域経営再開マスタープラン」に基づき、地域の担い手として登録された営農団体等に対し、その団体の営農計画に基づき最低限必要となる農業用機械および施設等について貸与することとした。

また、これまで個々の農業者が負担していた乾燥調製作業を集約的に行うカントリーエレベータ（大規模乾燥調製貯蔵施設）を整備して、農業経営にかかる負担を軽減することとした。

【実施内容】

１．貸付手順

（1）農業者が営農計画を作成し市へ提出、市は農業用機械施設等貸付選定委員会を開催し、貸与対象者や機種・施設等の選定を行う。

（2）市が農業用施設や機械等を設置購入し、被災農業者へ無償にて貸し付ける。

２．貸付実績（数量）

（単位：台、棟）

種類／年度	トラクタ	田植機	コンバイン	その他作業機	育苗ハウス	格納ハウス	合　計
平成24年度	3	0	0	19	0	0	22
平成25年度	6	2	0	30	0	0	38
平成26年度	17	8	1	98	4	0	128
平成27年度	17	8	8	137	6	32	208
平成28年度	12	10	11	107	5	10	155
平成29年度	15	12	18	152	9	9	215

【現状と課題】

本事業では、市が取得した機械や施設を貸与するため、その財産管理等は市が行う必要があり、その事務量が年ごとに増加している。また、貸与期間終了後は、引き続き農業に供することが確実である場合は譲与することもできるが、その詳細な基準について検討が必要となっている。

貸与組織についても、作業者の高齢化や経営の悪化により解散・離農等とならないよう後継者の発掘や経営指導を図っていく必要がある。

【事業を振り返って】

この事業を活用し、平成25年（2013）３月に原町区泉地内にエアドーム型植物工場２棟（1320㎡）が完成した。この施設を借り受けた農業法人は、ヨークベニマルによる農作物の全量買い取りや補助金の活用により、被災農業者としては、市内初めての経営再開の事例となった。

特に、この植物工場と隣接する太陽光発電施設からなる「南相馬ソーラー・アグリパーク」（第16章２参照）は多数の見学者を迎えており、本格稼働となった平成25年度には

写真１　貸与機械の一例（上からトラクタ、コンバイン、ネギ収穫機）

3000人以上が来訪している。

ただし、エアドームというハウス構造により、台風や大雪などによる被覆材の被害が頻発し、その修繕に労力を要したことなどから施設返還が繰り返されたことは残念であった。

事業全体をとおしては、被害農家の営農再開へ向けた初期投資が低減され、営農組織の立ち上げが進んで農地集約も図られてきていることから、農業再生へ向けた動きは力強くなったと感じる。

また、ほ場整備での大区画化に合わせた、農業用機械および施設等が整備されることで、新たに営農を志す意欲的な農業者も現れてきている。

３　鳥獣被害

［鳥獣被害防止緊急対策事業］

【経　緯】

東日本大震災に伴う福島第一原発事故以降、原発から半径20km圏内は立ち入ることのできない警戒区域、20km圏外でも多くの住民が避難したことにより、野生鳥獣の生息分布域が急速に拡大し、農林業や生活環境等に大きな被害をもたらすこととなった。

震災前は、イノシシの場合、11月15日から翌年３月15日までを狩猟期間として捕獲することが可能であり、その肉は食用に供されていた。また、狩猟とは別に、農林業等への被害が確認された場合、有害鳥獣として、通年、許可を受け捕獲してきた。しかし、震災後は、イノシシの肉に高濃度の放射性セシウムが含まれることが明らかとなり、本市には摂取制限と出荷制限が出された。このため、狩猟が行われなくなったことも、頭数の増加につながったと考えられる。

ニホンザルについては、震災前、阿武隈山系の麓の集落での被害が中心であったが、震災後は、サルの行動区域が東進して、沿岸部の集落にも被害がみられるようになった。市民説明会では、サル対策を求める声が数多く寄せられた。

このため、狩猟者による捕獲活動を活性化して、有害鳥獣への捕獲圧を高めるため、平成23年度（2011）に「南相馬市有害鳥獣捕獲報奨金交付制度」を創設した。同25年度（2013）にはイノシシとニホンザルの捕獲に対する報奨金の額を増額し、27年度（2015）にはアライグマを、28年度（2016）にはタヌキとハクビシンを報奨金の対象として拡大した。

また、捕獲活動と併せ、鳥獣被害防止対策の効果を高めるため、平成25年度から大規模侵入防止柵、26年度（2014）から電気柵の無償貸与を実施している。

写真１　サルによる家庭菜園の食害（令和元年８月14日撮影）

写真２　集落への有害鳥獣の侵入を防ぐ大規模侵入防止柵（平成28年４月18日撮影）

【実施内容】

1．有害鳥獣捕獲実績

（単位：頭）

年度＼獣種	イノシシ	ニホンザル	タヌキ	ハクビシン	アライグマ
平成23年度	39	66	0	0	0
平成24年度	134	41	15	12	0
平成25年度	1,467	127	14	3	8
平成26年度	1,311	184	109	31	32
平成27年度	1,320	133	152	67	72
平成28年度	1,770	274	491	145	210
平成29年度	797	129	490	123	180
平成30年度	1,349	112	658	155	211

2．大規模侵入防止柵

実施期間：平成25年度から30年度（2018）

設置地区：４地区

延長距離：約11.8 km

3．電気柵無償貸与

実施期間：平成26年度から30年度

貸与件数：351件

延長距離：約258.3 km

【事業を振り返って】

原発事故から数か月は、避難をせずに残っている住民が少なかったことから、鳥獣被害の報告や相談はあまりなかった。しかし、住民の帰還が進むにつれて、被害報告等の連絡が増加し、現場対応に追われることが多かった。

震災から８年半が経過した今でも、鳥獣被害の報告や相談があとを絶たない。これまでに行ってきた対策に加え、ICT（情報通信技術）の活用や、住民が鳥獣被害対策に参加する地域作りなど、新たな施策が必要になってきていると感じる。

他自治体の優良事例を参考にしながら、捕獲、生息環境管理、被害防除による複合的な対策を実施していきたい。

第３節　農業・漁業基盤の整備

１　農業生産基盤

［農山漁村地域復興基盤総合整備事業負担金］ほか１事業

【経　緯】

東日本大震災の津波により、本市沿岸部の農業生産基盤は壊滅的な被害を受けた。その対応として、まず、農地のがれき撤去や除塩対策、農道・水路・畦畔などの生産基盤の復旧を進める原形復旧により、営農再開を早期に実現することが考えられた。一方で、津波被害が著しい30a区画の比較的小さな農地では、単なる原形復旧ではなく、大区画ほ場整備を通じた計画的な農地整備を行い、農地の面的な集約や経営規模拡大を通じて担い手となる経営体を育成することも選択肢であった。

津波被災地域においては、これまでに経験したことのない大規模な範囲での復旧事業となることから、従来と同じように原形復旧を行うのか、あるいは効率的な営農を考えて大区画ほ場整備事業までを包括して行うのか、各地域での事業説明会を経て実施することになった。

市では、津波被災地での防災集団移転に伴い、移転元の住宅跡地や住宅に付属する土地は市が買い上げることとしていた。農地が大半を占める地域内においては、防災集団移転による住宅跡地等の集約・有効利用が課題となっており、また、震災関連事業（海岸堤防、海岸防災林、河川堤防、再生可能エネルギー基地、工業団地など）を実施するために土地を確保する必要があった。このため、防災集団移転区域をほ場整備事業の一定区域に編入して周辺農地と一体的に整備するため、土地改良換地制度を活用することが必要であった。

平成24年（2012）１月、国は東日本大震災復興交付金事業を創設し、その基幹事業のひとつである「農山漁村地域復興基盤総合整備事業」は、津波により被災した地域の復興を目的として、農地等の生産基盤整備事業を行うものであった。これは、単なる原形復旧だけではなく、大区画化により農地の面的な集約、経営の大規模化・高付加価値化を行い、収益性の高い農業経営の実現を目指し、復旧・復興を加速化させるものである。この事業は県事業であり、国の補助率が従来の1.5倍の75%、そして、事業主体の県が13.75%、受益自治体の市が11.25%の負担率が適用されることとなった。市の負担は、全額、震災復興特別交付税で措置されるため、地権者の負担も実質ゼロになるものであった。

この地権者負担ゼロということがほ場整備への同意率に大きく影響し、津波被災地区で事業取り組みの動きが始まった。一方、大区画ほ場整備が実施済みの地区では、早期の営農再開のため原形復旧が行われたが、その地権者負担は0.1％未満であった。

平成27年（2015）には、福島再生加速化交付金の「農山村地域復興基盤総合整備事業」が創設された。原子力災害によって避難指示を受けた12市町村において、住民が避難した

ことなどにより復興・再生に遅れが生じている地域に対して、復興・再生の事業を実施することにより、避難住民の早期帰還を促進し、地域の再生を加速化することを目的にしていた。本市では、復興交付金の対象とならない津波被害のなかった地域において、復興交付金と同じ枠組みである農山村地域復興基盤総合整備事業により、ほ場整備を実施することが可能となった。

市では、地元からの要望に応じて事業説明会を開催し、取り組みを行った。

【課題と対応】

通常、ほ場整備事業に取り組むにあたっては、農地の未相続や換地への不安、自己負担金などが問題となって同意取得に苦慮することが多い。しかし、震災の被害に対応するほ場整備においては、さらに次の特殊な課題があった。

１．災害復旧事業とほ場整備事業の調整

津波被災を受けた地域については、国の指導により、災害復旧する部分とほ場整備を行う部分の二階建て方式で対応するものとされたため、通常のほ場整備事業を大幅に超えた事務量となった。市では災害復旧の査定業務までを行って、関係書類を県へ引き渡し、県ではほ場整備事業の工事において災害復旧を含めた一括施工とする手法を取った。

２．地元農家の合意形成

津波によって地権者が亡くなっていたり、また、津波被災に加えて福島第一原発の事故により、住民の多くが市内外で避難生活を送っていたため、説明会を開催しても、参加できる人は限られていた。このため、事業説明や意向確認などは、市の安否情報を駆使して連絡先を確認し、郵送によるやりとりが大半を占めた。

３．他所管事業との調整

沿岸部では、防潮堤・防災林・河川・県道・湛水防除施設・防災集団移転など県や他課の所管事業が進められ、さらに再生エネルギー関連の民間事業も混在していたため、互いの工事計画や工程等の調整を行うのに多くの労力を費やすことになった。

【進捗管理】

ほ場整備事業は、ハード事業（区画整理・用排水施設等の整備）とソフト事業（農地集積等への支援）により構成されている。大区画ほ場整備などのハードを進めるためには、担い手として農地を耕作する者をあらかじめ定め、その担い手の農地面的集積率が地区の一定割合以上となることが事業の要件であった。

そのため、説明会や意向調査などを通じて担い手の候補を確認し、将来の営農についての聞き取りをしながら営農計画の作成を行った。また、担い手育成や農地利用集積、作付体系、農業機械利用などに関する地域の営農ビジョンを策定し、ハード事業の計画とあわせて地域の合意が得られたところで、調査・計画に着手した。

以下のとおり、事業はおもに７つのステップで進められている。

１．説明会の開催および事業取り組みへの同意取得（市・地元）
２．調査および計画作成（県・市）
３．事業採択のための法手続き（県）
４．工事のための測量設計（県）
５．工事（県）
６．確定測量および登記（県）
７．換地関連金額の清算（地元・土地改良区）

【進捗状況】

津波被災地域では、平成24年度から復興交付金を活用したほ場整備に取り組みはじめたが、津波被災地域以外では、福島再生加速化交付金の制度が遅れたため、平成29年度（2017）からの開始となった。また、ほ場整備が地権者負担なしで行えるということから、平成30年（2018）以降にも地元からの要望もあがっている。

【事業を振り返って】

津波被災地域で意向調査を行った結果は、「ほ場整備をしても自分で耕作する考えはない」「農地はいらないので不換地にしてお金で清算してほしい」「地権者負担があるなら、ほ場整備に参加しない」という意見が非常に多かった。自宅の建設をはじめ生活再建の途上にある地権者も多かったので、やむを得ない意見であると感じた。ただ、ほ場整備後に引き取り手のない農地が相当見込まれたため、地元の役員が増歩に応じてくれる地権者を探さざるをえなかった。

また、地域の担い手確保においては、市の「被災農家経営農業機械・施設等貸付支援事業」が担い手候補の背中を押す効果がみられ、それぞれのほ場整備区域で大規模な経営体が営農を再開した。

ほ場整備の業務のなかでは、従来、土地改良区は県から委託を受けて換地業務をこなしてきたが、震災後には、ほ場整備事業の地区数が多すぎて、事務量が増大し人員不足になっている。また、農地の配分などデリケートな問題に直接関わることから、地元に根付いた組織で対応することが業務を円滑に進めるポイントとなっているため、容易に代替え組織などの対応策が見いだせない状況にある。

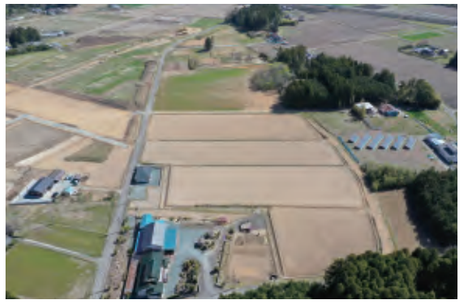

写真１　原町区馬場西地区の整備状況（平成31年４月20日撮影）

写真２　鹿島区真野地区の整備竣工状況（令和元年８月24日撮影）

表１　基盤整備事業地区（平成30年３月時点）

■ 農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興交付金）
■ 農山村地域復興基盤総合整備事業（福島再生加速化交付金）

区	地　区	工事期間	受益面積（ha）	進捗率（%）	摘　要
鹿島区	八　沢	平成25～令和 2年	230.4	52	施工中、災害復旧を含む
	右田・海老	平成25～令和元年	248.0	89	施工中、災害復旧を含む
	真　野	平成25～令和 2年	141.9	71	施工中、災害復旧を含む
	鹿島西部	令和元～ 2年	99.3	0	事業計画確定
	南屋形	令和元～ 2年	46.6	0	推進中
	西真野	令和元～ 2年	134.1	0	推進中
	橲　原	令和元～ 2年	30.0		推進中
	栃　窪	令和元～ 2年	45.6		推進中
	小山田	令和元～ 2年	52.9		推進中
	山　下	令和元～ 2年	60.0		推進中
	上栃窪	令和元～ 2年	77.0		推進中
	小 計	11地区	1,165.8		
原町区	原町東	平成25～令和 2年	321.6	97	施工中、災害復旧を含む
	金沢・北泉	平成24～令和元年	53.2	100	施工中、災害復旧を含む
	押　釜	平成18～30年	44.8	100	施工中
	馬場西	平成29～令和 2年	38.7	59	施工中
	深野北	平成29～令和 2年	32.3	100	施工中
	矢川原	平成29～令和 2年	68.7	8	施工中
	太　田	平成30～令和 2年	153.1	2	施工中
	高平中部	平成30～令和 2年	174.0	0	事業計画確定
	深野南	平成30～令和 2年	75.0		推進中
	原町南部	平成12～30年	217.3	64	施工中、災害復旧を含む
	鶴　谷	平成30～令和 2年	82.5	0	事業計画確定
	小 計	11地区	1,261.2		
小高区	飯　崎	平成28～令和 2年	103.8	61	施工中
	小高東部	平成29～令和 5年	85.6	24	施工中、災害復旧を含む
	村上福岡	令和 2～ 7年	72.0		推進中
	岡　田	令和元～ 5年	32.4		施工中
	井田川	令和 2～ 7年	134.0		推進中
	片　草	令和元～ 5年	36.8		施工中
	小屋木	令和 2～ 5年	66.0		推進中
	小　谷	令和 2～ 8年	42.0		推進中
	北鳩原	令和 2～ 8年	26.0		推進中
	小 計	9地区	598.6		
合　計		31地区	3,025.6		

＊進捗率は、平成30年一時利用地指定予定地を含む面積にて算定

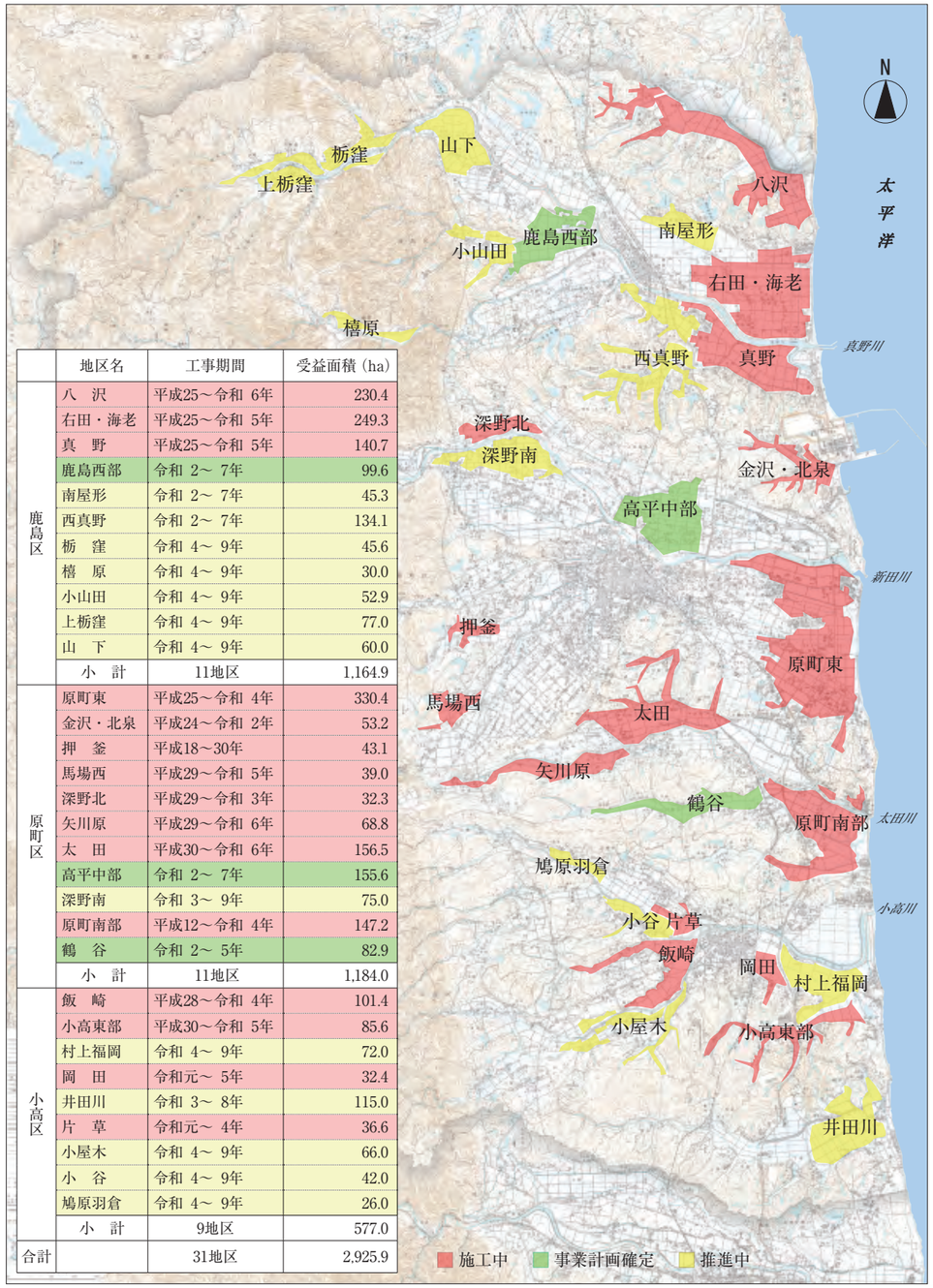

	地区名	工事期間	受益面積（ha）
鹿島区	八　沢	平成25～令和 6年	230.4
	右田・海老	平成25～令和 5年	249.3
	真　野	平成25～令和 5年	140.7
	鹿島西部	令和 2～ 7年	99.6
	南屋形	令和 2～ 7年	45.3
	西真野	令和 2～ 7年	134.1
	栃　窪	令和 4～ 9年	45.6
	橲　原	令和 4～ 9年	30.0
	小山田	令和 4～ 9年	52.9
	上栃窪	令和 4～ 9年	77.0
	山　下	令和 4～ 9年	60.0
	小　計	11地区	1,164.9
原町区	原町東	平成25～令和 4年	330.4
	金沢・北泉	平成24～令和 2年	53.2
	押　釜	平成18～30年	43.1
	馬場西	平成29～令和 5年	39.0
	深野北	平成29～令和 3年	32.3
	矢川原	平成29～令和 6年	68.8
	太　田	平成30～令和 6年	156.5
	高平中部	令和 2～ 7年	155.6
	深野南	令和 3～ 9年	75.0
	原町南部	平成12～令和 4年	147.2
	鶴　谷	令和 2～ 5年	82.9
	小　計	11地区	1,184.0
小高区	飯　崎	平成28～令和 4年	101.4
	小高東部	平成30～令和 5年	85.6
	村上福岡	令和 4～ 9年	72.0
	岡　田	令和元～ 5年	32.4
	井田川	令和 3～ 8年	115.0
	片　草	令和元～ 4年	36.6
	小屋木	令和 4～ 9年	66.0
	小　谷	令和 4～ 9年	42.0
	鳩原羽倉	令和 4～ 9年	26.0
	小　計	9地区	577.0
合計		31地区	2,925.9

図１　基盤整備取組状況（令和２年３月時点）

2　真野川漁港

［水産業共同利用施設復興整備事業］

【経　緯】

真野川漁港は、昭和28年（1953）５月28日に第１種漁港の指定を受け、平成14年度（2002）からの漁港漁場整備長期計画により、沖防波堤の整備・泊地航路の浚渫（しゅんせつ）などが進められてきた。

東日本大震災前は、コウナゴ、カレイ類、ホッキ貝などが水揚げされ、相双地方の漁業活動の一端を担ってきた経過がある。そのようななか、震災により漁港施設が甚大な被害を受けるとともに、特に福島第一原発事故に伴う放射性物質の拡散による影響もあって、操業できない状況となった。

平成24年度（2012）から、漁港施設の復旧を図るべく復興交付金事業を活用した水産業共同利用施設復興整備事業を開始し、令和２年度（2020）にて施設の復旧が完了する見込みである。

魚種名	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月
メロウド					⟷							
コウナゴ			⟷	⟷	⟷							
シラス							⟷	⟷	⟷	⟷		
サ　ケ										⟷	⟷	⟷
カレイ類	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷
ヒラメ	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷
ホッキ貝	⟷					⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷
ツブ貝							⟷	⟷				
ミズダコ	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷		⟷	⟷
シラウオ類		⟷	⟷	⟷								
アイナメ	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷
ヒラツメガニ	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷
スズキ	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷
キアンコウ	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷	⟷					⟷	⟷
マダラ	⟷	⟷										
メバル類	⟷	⟷	⟷	⟷								

図１　真野川漁港に水揚げされるおもな魚種（東日本大震災前）

＊福島県ホームページ　平成22年「福島県海面漁業漁獲高統計」（https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035e/suisanka-toukei-top.html）から作成（2019.10 閲覧）

【課題と対応】

平成24年６月、県が行う緊急時モニタリング検査の結果から安全性が確認された魚種に限定して、小規模な操業と販売を行う「試験操業」が開始された。これを受けて、真野川漁港においても漁業者の意向を確認しながら、早期に施設の再建をすすめることとした。この事業は、市が事業主体となって施設の整備を行うものであるが、実際に施設を利用する漁業者および相馬双葉漁業協同組合、そして福島県と検討・協議を重ねながら、計画作成を行った。

図２　真野川漁港の施設配置図（鹿島区烏崎）

＊①～⑦は下表と対応

【進捗状況】

No.	施設名称／概要	延床面積（㎡）	構　造	完成年月日
❶	漁船保全修理施設／修理や点検が必要となった船を陸に引き上げるための施設	24.30	木造平屋建	平成26年３月
❷	作業保管（漁具倉庫）施設／漁に用いる漁具や漁網を共同で保管するための倉庫	973.84	木造平屋建 ３棟28部屋	平成27年３月
❸	作業保管（作業場）施設／漁港におけるさまざまな共同作業を行うための施設	600.00	鉄骨造平屋建	平成28年３月
❹	水産物鮮度保持（製氷貯氷）施設／水産物の鮮度保持のために必要な氷を作り供給する施設	97.00	鉄骨造３階建	平成28年３月
❺	水産物荷さばき施設／水揚げされた水産物を出荷するための施設	995.33	鉄筋コンクリート造２階建	平成28年３月
❻	海水処理施設／汲み上げた海水を水産物荷さばき施設に供給するための施設	51.45	鉄骨造 地下１階建	平成28年３月
❼	オイルフェンス・巻取機設備	—	—	令和２年３月予定

写真１　真野川漁港開所式にて出港する漁船（平成28年３月21日撮影）

【事業を振り返って】

東日本大震災による漁港施設の被害は甚大であったが、施設整備がすすめられたことにより、漁業者数・停泊漁船数は、平成22年度（2010）94人・44隻から令和元年度（2019）61人・17隻と、一時大きな減少がみられたものの震災前の水準に戻りつつある。一方、水揚げ量に関しては、いまだ震災前の５分の１にも満たない状況であり、今後、本格操業の再開が望まれる。

写真２　水揚げのようす（令和元年７月11日撮影）

ただ、試験操業であっても、漁業者のはつらつとした仕事ぶりと大きな声には、復興の喜びが感じられた。今後も、相双地方の漁業活動の支援に努め、本格操業の再開を目指したい。また、若手漁業者の確保、育成も課題となることから、相馬双葉漁業協同組合と連携し、支援していきたい。

第16章　民間活動

1　災害ボランティアセンター[*1]

【経　緯】

平成23年（2011）

3月11日　鹿島区では、東日本大震災が発生した日の夜から、南相馬市社会福祉協議会（以下「社協」）が管理運営する鹿島区むつみ荘とひまわり・すみれデイサービスセンター（いずれも鹿島区西町）にて、津波からの救助者と帰宅できないデイサービス利用者のための避難所を開いた（社協独自の判断による）。

　小高区では、帰宅できなくなったデイサービスの利用者らと共に、避難所として開放された浮舟文化会館（小高区本町）へ移動。同時に小高区役所からの要請を受け、赤十字奉仕団、婦人会のボランティアと共に同区役所前で炊き出しを実施した。

3月12日　市社会福祉課からの要請により、原町区福祉会館（原町区小川町）内に「南相馬市災害ボランティアセンター」を設置した。特に広報活動をしていなかったため、ボランティア活動者は0人。

　鹿島区では混乱のなかで本所（原町区）からの指示伝達がうまくいかず、災害ボランティアセンターは設置されなかった。そのため、職員の家族等の協力も受け、上記避難所での配食等の支援を行った。また、鹿島区役所と連携し、民生委員・包括支援センター・社協によって住民の所在確認を行い、そのうえで要支援者を訪問し、必要に応じて保健師等の派遣要請や支援物資の配給等の安否確認を行った（～17日）。

　これらの活動は、社協がもつボランティア調整機能を生かしたものであった。

3月13日　防災無線を利用した広報を始めたことにより、市民のボランティア希望者が集まった。集まった方がたは、避難所となっている各学校が人手不足であったため、避難所支援ボランティアとして活動した。

3月14日　前日同様の活動をしたが、福島第一原発3号機が水素爆発したためボランティア受け付けを中止した。

3月17日　市の避難の呼びかけを受け、鹿島区での活動も一時中止とした。社協独自で開設した鹿島区むつみ荘・デイサービスセンターの避難所を市に引き継ぎ閉所した。

3月18日　原町区福祉会館の避難所を閉所した。

3月27日　鹿島区社会福祉センターと原町区福祉会館にて、災害ボランティアセンターを再開した。

　原町区では避難できず在宅で孤立している市民を支援するため、市福祉事務所から要援護者の情報提供を受け、その名簿をもとに、ボランティアと社協職員で巡回訪問を実施した。その際、巡回先の世帯での困りごとや近隣の被災者情報の収集をボランティアにも依頼し、ニーズの把握に努めた。さらに、食料などの支援物資を小川町体育館から車に積み込み、在宅被災者に配布するようにした。

　また、原町区には小・中学校等の避難所が設置されており、ボランティアや避難先から職場復帰した看護師・介護職員による避難所巡回が始まった。避難所では体調を悪化させる被災者も多く、定期的に血圧の測定や介護の必要な被災者の支援にあたった。また、医師や看護師などによる支援については、社協職員が案内・調整し、連携を図った。

　活動するボランティアによる情報の拡散は、ボランティアの増加を加速した。それに伴って、ボランティアセンター運営のノウハウを持たない社協の担当職員では対応が限界となってきた。そこで、豊富な経験を持つボランティアがセンターの運営に携わるようになり、職員と共に運営を担うようになった。一方で、ボランティアのなかには独立してボランティアセンターを立ち上げる者も出てきた。

　鹿島区は屋内退避指示区域に指定されなかったこともあり、ボランティアによる避難所等への支援活動のほか、がれき片付け等、屋外でのボランティアニーズの調査を開始した。

4月2日　鹿島区災害ボランティアセンターでは、福島県社協を通じて派遣された「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議」のメンバーからセンターの運営ノウハウの提供を受け、運営体制やシステムの再編を行った。さらに、他県の社協から派遣チームの支援も受けることができ、ようやく災害ボランティアセンターらしい運営をスタートすることができた。

　のちに、原町区災害ボランティアセンターでも同様の支援を受けた。

4月11日　市内の保育所等は再開していなかったが、親の職場が再開したため託児のニーズが出てきた。そこで、鹿島区内のお寺で子どもたちを預かる「託寺」を開始した。初日は4人の子どもが利用。ボランティアは11人。

4月23日　ゴールデンウイークに多数のボランティアが集まることが予想されたため、役割や班体制を明確にした（原町区）。

4月25日　原町区内のお寺でも「託寺」を開始。初日は子どもの利用なし。ボランティアは2人。

- 鹿島区：31日間開所、子どもの利用延べ413人、ボランティア延べ182人。
- 原町区：23日間開所、子どもの利用延べ149人、ボランティア延べ86人。

4月29日　4月22日に屋内退避指示が解除されたことに伴い、屋外のボランティア活動

＊1　本稿は、南相馬市社会福祉協議会が執筆した。

を開始した（原町区）。

5月3日　鹿島区でボランティア活動者数ピーク（445人）。

5月4日　原町区でボランティア活動者数ピーク（401人）。

8月1日　ボランティアニーズの変化から、名称を「災害ボランティアセンター」から「生活復興ボランティアセンター」と改めた。これまでの活動に加え、仮設住宅入居者などの孤立防止やコミュニティーづくりへの支援活動が必要になった。

8月20日　鹿島区において、ボランティア活動できれいに片付いた真野小学校等を会場に「災害ボランティア感謝の集い」を実施した。これまで支援いただいたボランティアや災害ボランティアセンターの支援者など全国各地から約200人が参加した。復旧状況の報告やアトラクション・会食等のイベントで交流を深め、感謝の意を表した。

平成24年（2012）

5月1日　警戒区域解除に伴い、福島第一原発から半径20km圏内の住居を帰還可能な状態にする必要があったため、鹿島区社会福祉センターにおいてボランティアセンターの活動を開始した。

平成25年（2013）

2月1日　福島第一原発から20km圏内のボランティアニーズの増加により、「生活復興ボランティアセンター」から「災害復旧復興ボランティアセンター」へ名称を変更した。また、ライフラインが復旧されつつあったため、小高老人福祉センター（小高区東町）へボランティアセンター機能を移した。

平成27年（2015）

4月1日　福島第一原発から20km圏内の復興に伴い、小高老人福祉センターを本来の用途で使用するため、南相馬市就業改善センター（小高区飯崎）へボランティアセンター機能を移した。

平成30年（2018）

2月25日　「ボランティア感謝祭」を実施し、災害復旧復興ボランティアセンターを閉じた。その後の災害関連のボランティアニーズは、平成29年（2017）4月1日に社協が開設した「南相馬市ボランティアセンター」において、他のボランティアニーズと同様に対応することとした。

【実施内容】

1．災害ボランティアセンター

3月12日に災害ボランティアセンターを設置したものの、福島第一原発事故のため同月14日にはボランティアの受け付けを中止した。3月下旬になると、いったん市外へ避難した市民が徐々に戻りはじめたため、3月27日から災害ボランティアセンターを再開した。避難しなかった市民や、市長が支援を訴えるユーチューブを見た県内外の方がボランティアを希望して、災害ボランティアセンターを訪れた。この時期には、避難できずに在宅している高齢者や障がい者へ食料を届けるボランティア活動から開始した。その後、津波により流された写真などを洗浄・展示する活動、子どもをお寺で預かる「託寺」、避難所運営支援、支援物資の整理配布支援などを行った。また、福島第一原発から20～30km圏内の屋内退避指示が解除されたため、4月29日から津波被災住宅のがれき撤去や泥出し、地震被災による瓦や塀の撤去要望に対応していった。

写真1　家屋床下の泥出し作業（鹿島区　平成23年5月15日撮影）

写真2　家屋の片付け・ゴミ搬出作業（小高区　平成25年7月20日撮影）

ゴールデンウイークを迎え、原町区・鹿島区それぞれのセンターにおいて、1日で400人を超えるボランティアを受け入れた。災害ボランティアセンターのチラシや多数のボランティアが活動している姿を見て、ボランティアによる支援を希望する方が増えるなど、センターの活動が認知されるようになった。また、仮設住宅の建設が進むなかで、入居準備のためのボランティアニーズが増えた。

2．生活復興ボランティアセンター

がれき撤去や泥出しなどのニーズが徐々に少なくなりつつあるなか、仮設住宅の入居等が進んできたため、8月1日、名称を「災害ボランティアセンター」から「生活復興ボランティアセンター」へ改め、生活支援へ重点をシフトしていった。仮設住宅の集会所で開催されるサロンで、入居者の話を聴く活動や支援団体によるイベント、一芸披露や炊き出しなどのさまざまな企画に協力しながら、仮設住宅入居者の孤立防止やコミュニティーづくりを支援した。

仮設住宅の入居者が増加するのに合わせて、生活支援ボランティア活動も増加していった。僧侶による入居者の話を聴く活動や遠方からの炊き出し支援など、週1回や月1回の定期的な支援が多くなった。

そのようななか、平成24年4月16日福島第一原発から20km圏内の警戒区域が解除され、放置されていた住宅の復旧支援活動が必要になったため、受け付けを開始した。津波で被災した住宅の泥出しや地震で被災したままの住宅の片付け、小動物に荒らされた屋内の清掃、敷地内の草刈りなど、活動は多岐にわたった。

3．災害復旧復興ボランティアセンター

平成25年に入ると、福島第一原発から20km圏内において生活を取り戻す動きが活発になるにつれ、ボランティア活動への要望が多くなっていった。このため、２月１日に「生活復興ボランティアセンター」から「災害復旧復興ボランティアセンター」へ名称を改めた。要望で特に多かったのは、高齢者世帯の自宅周辺の草刈りであった。平成28年（2016）７月12日の避難指示区域の解除を経ても、ボランティア活動の要望は多く、活動を継続していった。そして、平成30年２月25日に、今後の活動は「南相馬市ボランティアセンター」へ引き継ぐこととして、災害復旧復興ボランティアセンターの活動を終えた。

【実　績】

表１　災害ボランティアセンターごとの実績

施設名	開設期間	延べボランティア人数（内訳）	ニーズ件数
災害 ボランティアセンター	平成23年 3月12日～ 7月31日 （４か月）	19,771 （県内 6,290・県外 13,481）	1,979
生活復興 ボランティアセンター	平成23年 8月 1日～25年 1月 31日（１年６か月）	18,463 （県内 3,976・県外 14,487）	2,816
災害復旧復興 ボランティアセンター	平成25年 2月 1日～30年 2月 25日（５年１か月）	45,555 （県内 9,568・県外 35,987）	5,841
計	平成23年 3月12日～30年 2月 25日（６年11か月）	83,789 （県内 19,834・県外 64,543）	10,636

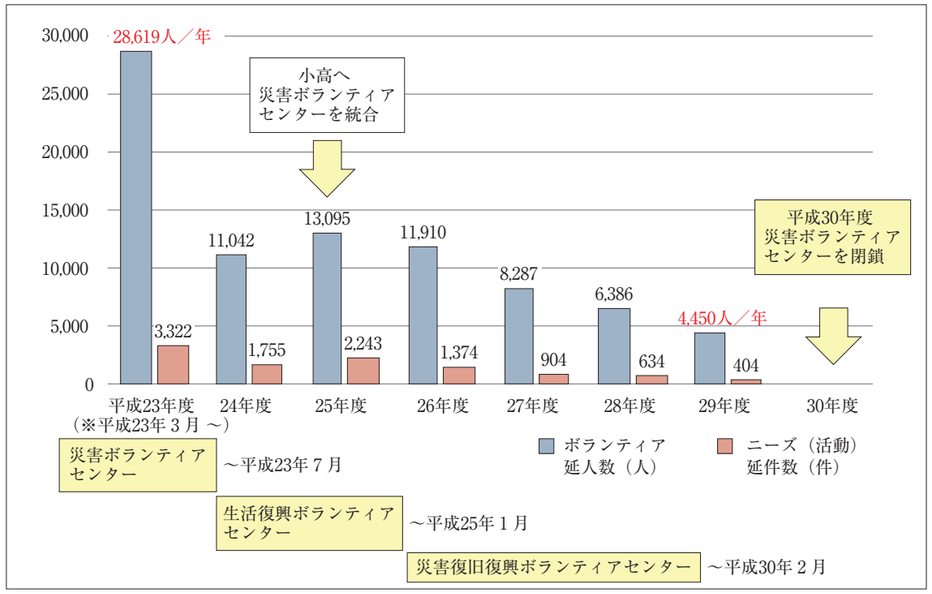

図１　災害ボランティアセンター受付数（原町区・鹿島区・小高区統合）

【業務を振り返って】

東日本大震災により市全体が大混乱し、行政や社協の機能も大幅に低下した状況のなかで、市から地域防災計画に基づいて災害ボランティアセンター設置の要請があった。

社協では、災害ボランティアセンターの立ち上げや運営について研修を受けていた職員は複数いたものの、運営当初は、研修のモデルには出てこない傍若無人な振る舞いをするボランティアや、持論を曲げず事務局の方針に従ってくれないボランティアなど、想定外のことが数多くあった。また、災害ボランティアセンター設置に関するきちんとしたマニュアルがなく、さらに放射線の影響が心配されるというなかでのセンター運営は、手探りの毎日であった。

そのような時期、社協ネットワークで全国から応援にきてくれた社協職員や中央共同募金会による「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議」派遣メンバーなどが、職員に寄り添いアドバイスをしてくださったことで、センター設置初期の混乱を乗り切ることができた。

市では、大混乱のなかで市外避難をはじめとする災害対応に集中していたため、市職員が災害ボランティアセンターに常駐することはなかった。また、関係団体や市民の協力が得られる状況でもなかったため、社協職員だけで奮闘する状況が長く続いた。

災害ボランティアセンターは、被災者支援が目的であったのにも関わらず、参集してくる多くのボランティアのためにニーズを探し出す時期があり、ボランティアのためのセンターになってしまいがちであった。また、ボランティアニーズとして寄せられたものの中には、「除染」に関することや個人宅ではない「商業関係」、行政で行うべき「公的関係」などもあり、これらをボランティアセンターで手掛けてよいのか、判断に迷った。

福島第一原発事故の放射能で汚染された本市へ、風評が叫ばれるなかを全国から多くのボランティアが活動にきてくれた。ただ、活動をお願いする際には、原発からの距離を考慮せざるを得なかった。事務局としては、ボランティアが安全に活動するために、範囲をどうするのか、何が必要なのか、事故を避けるための注意事項などについて判断していかねばならなかった。

ボランティアの活動は、放射線量の低い場所に限っていたが、それでも震災前と比べれば高い放射線量であった。継続して活動するボランティアも多くいたので、積算線量計を貸し出すことにより、被ばく線量の把握ができれば良かったと思うが、当時は測定機器を入手することがとても難しい状況であった。

写真３　活動前のオリエンテーション（鹿島区
平成23年５月５日撮影）

東日本大震災からの年数の経過とともに、

災害ボランティアセンターの活動範囲や内容も変わっていった。旧警戒区域だけを活動場所として３年を過ぎた頃から、緊急性のあるニーズは減り、どちらかといえば環境整備に近いニーズが増えてきた。このため、センターの閉所の時期を相談し、閉所の１年前に住民へ周知を行った。

なお、災害ボランティアセンターを運営するにあたっては、民間の助成金を運営に充てることができた。福島県共同募金会2492万8109円、朝日新聞厚生文化事業団300万円、公益信託うつくしま基金助成金413万円となっている。その他ボランティアセンター運営のため267万8317円の寄付もいただいた（平成23・24年度）。おもな使途は、トラック・仮設トイレ・倉庫の賃借料、土のう袋、草刈り機、作業用消耗品、燃料費、飲料費、事務所の清掃費、通信料、水道光熱費、仮設集会室用椅子、テーブルなど多岐にわたる。震災後２年間の運営費総額は、約3800万円となった。

災害ボランティアセンターを経験して

社会福祉協議会職員

震災直後から、鹿島区と原町区の２か所に災害ボランティアセンターを設置した。当時、福島第一原発から30km圏内と圏外の状況を考えると２か所設置は大きな間違いではなかったと思うが、絶対的に職員数が少なく、休みが取れない状況が続いた。さらに、目に見えない放射能の恐怖から逃れたい気持ちと、市民の幸せのための仕事を担うという責任感との間で悩み、また、家族との生活を犠牲にしながら活動していたため、精神的に疲れきってしまった。

一方で、目に見えない放射能の恐怖を抱きつつ、勇気を持って本市に足を運んでくれた方がた。私たちに代わってこの地をきれいにしてくれたこと、本市の現状を見たまま多くの人に伝えてくれたことに感謝する。何よりも心の支えとなっている。今もまだ、南相馬支援の集いを開催し、賑わう東京の片隅でカンパをしている団体もいる。

また、災害ボランティアセンターを通してさまざまな絆が生まれ、世界中の人の心がひとつにつながる可能性を感じることができた。数々のボランティアが残した事跡は、今後の教訓となって、市民の自立心や地域の活性化にもつながると思う。

東京電力㈱の社員が途中から災害ボランティアセンターのスタッフとして運営を手伝ってくれたため、資材や燃料の管理等がスムーズに進んだ。原発事故による放射能汚染には東京電力にも責任があるわけだが、誠実に汗を流して働いてくれたことには感謝したい。

ボランティアを派遣するにあたっては、支援を受ける側もモラルを持ってほしいと感じたことがある。ボランティアに甘え、必要以上に支援を求めることを当たり前と考え、自分ばかりが大変だと訴えている人もいた。

ボランティアに対する地域の協力としては、市内の入浴施設のご好意により入浴無料券がボランティアに配布され、活動後、お風呂に入ることができ、好評であった。

東日本大震災から月日が流れ、災害ボランティアセンターの運営を経験した職員がだんだん減って、震災を経験していない職員が入職している。研修などを通し、経験してきたことを次代の職員へ伝えていくとともに、他地域で災害が起きたら、経験を活かし、駆けつけることができるようにしたい。

２　あすびと福島

【組織概要】

１．団体名称　一般社団法人あすびと福島[*1]
２．代表理事　半谷栄寿（小高区出身）
３．所 在 地　南相馬本部（南相馬ソーラー・アグリパーク：原町区泉）
　　東京事務所（東京都港区芝浦）

【設立の趣意】

東日本大震災から１年後の平成24年（2012）４月、福島の復興・創生を担うリーダーシップを持った人材の育成と輩出を目的として設立。

福島の人材育成を無料で行うため、社会人研修を有料で行い、経済的な持続性を確立。加えて、再エネ先駆けの地を目指す南相馬・福島に向けた普及啓発と、人びとの交流による南相馬・福島の信頼回復および新たな誇りの醸成を目指す。

【活動内容】

１．南相馬ソーラー・アグリパークでの小・中学生向けの体験学習の企画・運営（写真１）
２．県内の高校生を対象とした社会的な探究学習（プロジェクト・ベースド・ラーニング）の立ち上げ・伴走（図１）
３．本県出身の大学生を対象とした「ありたい社会・自分を内省する場」の企画・運営
４．県内の再生可能エネルギー発電所などでの体験学習の企画・運営による再エネの普及啓発
５．南相馬ソーラー・アグリパークでの地域住民や全国からの来訪者の交流についての企画・運営
６．福島の人材育成を継続する経済性を確立するため、企業・行政を対象とした社員・公務員研修の企画・運営（表２・写真３）

写真１　小・中学校の総合学習として、再エネの体験学習（平成28年11月撮影）

＊１　参照：あすびと福島ホームページ（http://asubito.or.jp）（2019.10閲覧）

表１　活動のあゆみ

年　月	おもな活動
平成24年４月	一般社団法人「福島復興ソーラー・アグリ体験交流の会」設立（平成28年１月に一般社団法人「あすびと福島」と名称を変更）
平成25年３月	500kWの太陽光発電所と植物工場からなる「南相馬ソーラー・アグリパーク」を官民一体で完成（㈱東芝のCSR出資、農水省補助金、復興交付金を原資とした） 市有地に太陽光発電所とオリジナルの体験装置を建設（植物工場は南相馬市が建設）
４月	小・中学生の「自ら考え行動する力」を育むため、再エネをテーマとした体験学習を南相馬ソーラー・アグリパークで開始（平成30年度までに市内のほとんどの小・中学生が体験）
７月	小・中学生を対象とした週末の再エネ体験学習を開始
平成26年２月	企業・行政の社会人研修を南相馬ソーラー・アグリパークで開始
４月	社会的課題に関心をもつ県内の高校生を対象とした「高校生あすびと塾」を福島市や郡山市で月１回開催
５月	福島空港メガソーラーで小・中・高生を対象とした再エネ体験学習を開始
平成27年４月	高校生あすびと塾から生み出した最初の社会的事業として、『高校生が伝えるふくしま食べる通信』（通称『こうふく通信』）を創刊（平成30年度までに季刊で16号を発行） 市内の福島県立原町高校で、あすびと福島の代表が全校生徒に講演
12月	原町高校生徒の社会活動（ゼロ・ゴミッションなど）への伴走を始める
平成28年１月	南相馬ソーラー・アグリパーク内に新たな交流施設建設の補助金決定
４月	本県出身の大学生たちが、ありたい社会・自分を内省する「あすびと会」を立ち上げ
６月	原町高校の数科学部などの生徒たちが小・中学生の週末スクールにボランティアスタッフとして参加
11月	南相馬ソーラー・アグリパーク内に、新たな交流拠点として「センターハウス」が完成（それ以前はプレハブで対応していた） 原町高校１年生全員を対象に「南相馬の未来を考える」ワークショップを企画・運営（毎年２学期に継続）
平成29年８月	高校生・大学生・社会人が南相馬の課題と可能性を踏まえ事業立案する合宿（あすびと福島コミュニティ）を企画・運営
平成30年３月	週末スクールに関わる高校生たちが「あすびとユース」を結成し、地域の交流の場づくりを企画・運営
４月	福島イノベーション・コースト構想の理解促進のため、同構想事務局から「イノベブランチ」の企画・運営を受託 あすびとユースの高校生（原町高校、小高産業技術高校）が人型ロボット「Pepper」にプログラミングし、福島イノベーション・コースト構想の発信活動を開始
７月	あすびと福島コミュニティで立案した小高マンホールアートプロジェクトを高校生・大学生・社会人チームが実施し、地元住民とともに地域の魅力を発見するイベントとして立ち上げ
平成31年２月	高校生たち（原町高校、相馬高校）が福島イノベーション・コースト構想の一環として、地域を支える人材を取材し発信するストーリーブック「イノベびと」を創刊
３月	あすびとユースが福島県主催「ふくしま復興を考える県民シンポジウム」でPepperを活用した福島イノベーション・コースト構想を発信

表２　社会人研修受け入れ実績（１泊２日）

年　度	回数	人数	おもな企業、国、自治体
平成26年度	16	387	凸版印刷、三菱商事、中日本高速道路、東芝
平成27年度	24	617	凸版印刷、三菱商事、中日本高速道路、東日本高速道路、東芝、中外臨床研究センター、三菱電機
平成28年度	30	644	凸版印刷、三菱商事、中日本高速道路、東日本高速道路、中外臨床研究センター、富士通、セールスフォース、人事院
平成29年度	38	900	凸版印刷、三菱商事、中日本高速道路、東日本高速道路、西日本高速道路、富士通、セールスフォース、PwC コンサルティング、住友商事、日本電気、ジョンソン・エンド・ジョンソン、三井不動産、IDOM、四門、三菱電機労働組合、人事院
平成30年度	36	866	凸版印刷、三菱商事、中日本高速道路、東日本高速道路、西日本高速道路、富士通、SAP ジャパン、インテル、PwC コンサルティング、住友商事、日立、日産自動車、IHI、日本政策投資銀行、東邦銀行、人事院、福島県、南相馬市、浪江町、楢葉町
合　計	144	3,414	

図１　あすびと福島の“志”
＊あすびと福島提供資料を編集

写真２　高校生がPepperをプログラミング（平成30年４月撮影）

写真３　社会人研修（中央が代表理事　平成29年10月撮影）

あすびと福島の志と挑戦

あすびと福島代表理事　半谷栄寿

私は、大震災前の平成22年（2010）6月まで東京電力㈱の執行役員であり、原子力事故について、心から申し訳なく思っています。

一方、福島県南相馬市の出身でもあり、風評被害に悩む南相馬市に支援物資を届けるボランティア活動を大震災直後の３月19日から５月にかけて６回にわたって行いました。その際、物資を届けた先で出会った菓子店を営む女性から、「地元の子どもたちのためになる仕組みを創ってほしい」と託されました。

私自身も、物流が回復すれば物資支援の役割は終わることから、その後は復興のための継続的な仕組みが不可欠と思っていました。福島の復興を担う人材を育成するという私の“志”は、こうして生まれました。

福島が前のように、いや前にも増して輝くには、まだまだ長い時間がかかります。そして、この挑戦には、多くの力が必要になります。私たちの“志”は、この土地の若者とともに走りながら、「自分のやりたいことの延長に新しい社会的な価値を創り出すリーダーシップ」を持った人材を育てていくこと。課題解決のために、自ら考え、自ら行動できる。仲間をつくり、改革を起こすことができる。そんな若者が次々と生まれ結果を出していける日を、私たちは思い描きます。自立した彼らは周囲の憧憬の対象となり、あとに続く子どもたちも増えていく。この“憧れの連鎖”こそ、福島の未来を拓く原動力になるのだと思うのです。

人をつくることが、明日をつくる道。“あすびと福島”は、その挑戦を続けます。

写真４　東京から運んだ支援物資を市内の菓子店の協力を得て地元の皆さんに届けた（平成23年３月撮影）

３　小高ワーカーズベース

【会社概要】

１．団体名称　㈱小高ワーカーズベース[*1]

２．代表取締役　和田智行（小高区出身）

３．所 在 地　小高区本町（小高パイオニアヴィレッジ内）

【企業理念】

１．ビジョン

自立した地域社会を実現する

「自分ではコントロールできないシステム」や「自分ではない誰か」に暮らしをゆだねる生き方から脱却する。自らの人生にオーナーシップを持ち、この予測不能な未来を自らの力で切り開く。そのような生き方が当たり前の地域社会を実現する。

２．ミッション

地域の100の課題から100のビジネスを創出する

目の前の課題の解決を「自分たちがコントロールできない誰か」に委ねるのではなく、持続的に解決するためのアクションを自らが起こす。1000人を雇用する１の事業に身を委ねた画一的な地域ではなく、10人を雇用する100の事業が個性を放ち、多様な価値観が光り輝く地域でありたい。そんなの風土を醸成するために、事業を生み出し続ける。

【活動内容】

１．コミュニティー創出事業

（1）「Next Commons Lab 南相馬」

起業家および南相馬市役所とともに９つのプロジェクトを事業化。

（2）マチ・ヒト・シゴトの結び場「NARU」（写真１）

仕事や学習のためのスペースを無料で提供。南相馬市からの委託を受けて運営（原町区栄町）。

（3）小高パイオニアヴィレッジ（写真２）

小高区や周辺地域をフィールドに事業創出に取り組む起業家や企業のコミュニティー施設として運営（小高区本町）。

２．ハンドメイドガラス事業（写真３）

（1）HARIOランプワークファクトリー小高

耐熱ガラスメーカーのHARIOランプワークファクトリー㈱の協力を得て、女性の多様なライフスタイルに合わせた働

写真１　NARUで開催した講座のようす（令和元年９月25日撮影）

＊１　参照：㈱小高ワーカーズベースホームページ（https://owb.jp）（2019.10閲覧）

写真２　小高パイオニアヴィレッジの普段のようす（令和２年１月24日撮影）

写真３　HARIO ランプワークファクトリー小高での作業風景（令和元年９月24日撮影）

き方ができる魅力的な仕事を地域につくるために設立（小高区東町）。現在は、小高パイオニアヴィレッジ内でハンドメイドガラス制作や体験ワークショップを開催。

(2) iriser（イリゼ）

HARIOランプワークファクトリー小高からスピンアウトしたオリジナルハンドメイドガラスブランド。

３．完了した事業

(1) 仮設商業施設「東町エンガワ商店」（写真４）

小高に住民が集い、人と人、人と土地とが再び縁を結ぶきっかけをつくりだすため、小高区東町に開設（南相馬市からの委託、第８章第２節２参照）。

(2) 食堂「おだかのひるごはん」（写真５）

休業中の食堂店舗（小高区東町）を借りて、一時帰宅している方がたや復旧・復興のために働いている方がたのため、地元の主婦５人の協力を得て、日替わり定食や麺類などの温かい食事を提供。

写真４　仮設商業施設「東町エンガワ商店」の店内（平成27年12月26日撮影）

写真５　食堂「おだかのひるごはん」のみなさん（平成27年６月16日撮影）

表１　活動のあゆみ

年　月	おもな活動
平成26年２月	創　業
５月	コワーキングスペース「小高ワーカーズベース」オープン
９月	小高駅前に移転
11月	㈱小高ワーカーズベース設立
12月	食堂「おだかのひるごはん」オープン
平成27年８月	「HARIO ランプワークファクトリー小高」設立
９月	仮設商業施設「東町エンガワ商店」オープン
平成28年３月	借用店舗の再開に伴い「おだかのひるごはん」閉店
６月	「HARIO ランプワークファクトリー小高」工房兼ギャラリーショップをオープン
平成29年６月	「Next Commons Lab 南相馬」受託・事業開始
平成30年10月	マチ・ヒト・シゴトの結び場「NARU」オープン
12月	公設民営の商業施設「小高ストア」のオープンに伴い、仮設商業施設「東町エンガワ商店」閉店
平成31年１月	小高パイオニアヴィレッジに移転
３月	ハンドメイドガラスブランド「iriser（イリゼ）」リリース
	簡易宿所付コワーキングスペース「小高パイオニアヴィレッジ」オープン

地域の100の課題から100のビジネスを創出する

㈱小高ワーカーズベース代表取締役　和田智行

「なぜ原発事故避難指示区域で事業を起こすのか」よく頂戴する問いである。

ふるさとのため。確かにそのとおり。強制避難させられた悔しさから。それもある。でもそれだけではない。私たちが感じているのは、この地域の限りない可能性である。

私たち南相馬市小高区の住民は、５年４か月もの間、居住が許されなかった町に、暮らしを再構築していくというチャレンジをしている。ここで対峙しているのは「緩やかな衰退に歯止めをかける」といった従来の課題ではなく、「そもそもゼロの状態から町を興していく」という、それまでの日本には存在しなかった課題である。

欲しい暮らしを手に入れるためにすでにあるものを捨てることは難しいかもしれない。しかしゼロから始めるのであれば創るだけである。

すでにさまざまな絵が描かれたキャンパスにさらに絵を描き加えるのではなく、真っ白なキャンパスにイメージどおりの絵を描く。開発しつくされた街に家を建てるのではなく、前人未踏のフロンティアを自ら開拓し、理想の村を創る。成熟した日本社会においてそんなチャレンジができるこの地域に、私たちは可能性しか感じられない。

現代社会は予測不能だからこそ、どんな状況からでも可能性を見出し、欲しい未来を実現する。そんな風土をこの地域から生み出すために、私たちはチャレンジし続ける。

写真６　代表取締役和田智行（令和元年６月３日撮影）

4　南相馬こどものつばさ

【組織概要】
1．団体名称　特定非営利活動法人南相馬こどものつばさ
2．理 事 長　西　道典
3．所 在 地　鹿島区寺内

【経　緯】

東日本大震災における原発事故発生後、南相馬市の子どもたちは、放射能の影響により屋外での活動制限が続いていた。そこで、市内の小中学校PTA連絡協議会のメンバーが中心となって、夏休み期間に本市の子どもたちを県外で受け入れたいと申し出た支援団体と手を結び、より多くの子どもたちに、放射能の心配のない環境で過ごす時間を作ろうと林間・臨海学校を提供する活動を開始した。

平成23年（2011）
5月　　全国の支援者に無料での林間・臨海学校の主催を依頼。
5月　　任意団体として「南相馬こどものつばさ」を設立。
7～8月　山梨県、福井県、山形県、長野県、富山県、北海道、沖縄県など全国各所で市内の小中学生約1000人が招待企画に参加。

以降、毎年、林間・臨海学校の招待企画の募集と確認、子どもたちへの周知、参加者の募集・決定など、子どもたちへ支援を行う団体の窓口として活動してきた。

平成24年（2012）
8月　　特定非営利活動法人の認証。

平成25年（2013）
4月　　平成23年度と24年度に南相馬市が支援自治体等と独自に行ってきた小・中学生の交流体験事業の事務窓口を25年度から南相馬こどものつばさに移行。これによって、林間・臨海学校の招待企画の窓口が一本化された。

写真1　沖縄県スタディーツアー（歓迎の横断幕とサバニ乗船体験　平成23年8月撮影）

【実施内容】

招待企画の募集および実施スケジュールについて、平成25年には、南相馬こどものつばさホームページ[*1]で次のように広報している（要約）。

東日本大震災と福島原発事故によって、人口は減り、除染も遅々として進まず、仮設住宅・校舎や避難先での暮らしは続いています。生活環境が改善されないなかで、福島県南相馬市に暮らす子どもたちは、いまだ心に負担を抱え、暮らしています。そんな頑張っている子どもたちのために、市内の小中学生の親たちを中心に組織するNPO「南相馬こどものつばさ」は、南相馬の子どもたち向けの林間・臨海学校プログラムを募集しています。複雑で厳しい環境のなか、未来への道をひたむきに歩いている南相馬の子どもたちに、今年も忘れられない夏の思い出をプレゼントしてくれませんか！

1．企画募集要件
- 夏休み期間（7月20日から8月25日）で日程を組んでください。日数は問いません。
- 参加費について、無料・有料のいずれでも問題ありません（昨年の実績では無料～2万円程度）。
- 対象は原則として市内在住の小中学生です。受け入れ年齢の希望をご呈示ください。
- 小学校高学年以上の企画には、市側から大人の引率者は基本的につきません。
- 就学前児童、小学校低学年は保護者同伴で家族参加という形でも検討ください。引率についての詳細は事前にご相談ください。
- 参加者の募集は、南相馬こどものつばさ事務局において、市内の全小中学校へ紙媒体で情報を提供します。応募者のとりまとめ、希望者多数の場合の抽選、当落の連絡等まで請け負います。
- 企画内容の問い合わせについては、直接、主催者側で対応していただきます。
- 実施説明会は可能な限り南相馬市にて開催ください。スカイプ説明会なども可能ですのでご相談ください。

2．実施スケジュール
- 5月27日　第1次募集用紙を配布（第1次募集を開始）
- 6月3日　プログラム全体説明会を開催
- 6月10日　（小学生）第1次募集締め切り　→抽選作業
- 6月20日　（中学生）第1次募集締め切り　→抽選作業
  （第1次応募者の参加プログラムが決定）
- 6月25日　決定通知書を配布
- 6月28日　第2次募集（定員に満たなかった企画のみ）を開始
- 7月5日　第2次募集締め切り
  （第2次応募者の参加プログラムが決定）
- 7月8～13日　個別プログラム説明会を開催

＊1　南相馬こどものつばさ ホームページ（https://www.kodomonotsubasa.com/?page_id=2）（2019.12閲覧）

「自然を遊びつくすサマーキャンプ in 北軽井沢」（平成29年8月）に参加して

原町第三小学校・３年生男子

写真２　川遊び（平成29年８月撮影）

ぼくは、小学校3年生です。初めてこどものつばさに行くことができました。一次で落ちたときはがっかりしたけれど、二次でうかったときは、すごくうれしかったです。どんなことをするんだろうかとか、友だちがたくさんできるといいなとか、楽しみでワクワクしていました。

１日目。朝早かったけれど、ワクワクしていたのですぐに起きられました。バスに乗って行きました。ついたらテントをはりました。初めてのテントはりは、ぼうをテントに入れることがむずかしかったです。みんなで力を合わせないとできないなと思いました。夜はきもだめしをしました。お化けが何も言わないでおいかけてくるので、すごくこわくて泣きそうになりました。でも、泣かなかったのでよかったです。

２日目は、アスレチックをしました。１コースから４コースまでをやって、ターザンのように「アーアアー！」と言うのがとても楽しかったです。

３日目は、スイカわりをしました。ぼくはスイカに当てることができなかったけれど、みんなもスイカに当ててわることはできませんでした。すごくかたいスイカだったので、バットでわることはできないんだと思いました。でも、さいごには食べることができたのでよかったです。すごくあまくておいしいスイカでした。

この３日間、初めてたいけんしたことばかりで、ぼくはとても楽しかったです。こういうこどものつばさをひらいてくれて本当にありがとうございました。来年もぜったいに行きたいです。

―保護者―

息子は今年初めて参加することができました。夏休みに入ってから、「あと何日？」と毎日話し、当日の朝は5時前から起きて一人で身支度をし、とても楽しみなようすでした。

３日間のキャンプを終えて帰ってくると、１日目から順を追って出来事を事細かに話し、寝に就くまで止まりませんでした。顔や足に傷があり、聞くと「葉っぱで切ったんだよ。葉っぱでも切れるんだ。全然大丈夫。」と、たくましくなった息子に、３日間でも大きな成長を感じることができました。

最後に、自然に多く触れ、仲間との協力や達成感など、息子を大きく成長させてくれたスタッフの皆様、本当にありがとうございました。

南相馬こどものつばさ「夏の活動感想文集」（2017）から引用編集

「博多にきんしゃ～い５」（平成30年8月）に参加して

小高区四小学校・５年生女子

私ははじめて福島から博多に行きました。お母さんとお父さんからはなれて違う県に行くのははじめてだったので少し不安だったけれど、わくわくしている気持ちもありました。

まず、仙台空港まで１時間かけてバスで行きました。飛行機に乗ったのは２回目だけど、小さかったのであまり覚えていませんでした。雲の中を通ったりして、下を見てみると海が見えてきれいでした。空港に着くと、スタッフの人たちが出迎えてくれました。そこから大濠カトリック会館に行って案内をしてくれました。夜ご飯は長浜ラーメンを食べてとてもおいしかったです。10時までの時間にみんなでトランプをして楽しかったです。

２日目は、海水浴場に行ってみんなで泳ぎました。浜ちゃんが深いところに連れて行ってくれました。スイカをたくさん食べて、とてもおいしかったです。そのあとお風呂に入って気持ちよかったです。

３日目は、市内散策でふるさと町屋台に行って、歴史を学びました。そのあとベイサイドプレイスに行って、タワーを登りました。とても高くて、運転手さんが怖がっていました。そのあとに、温泉に入りました。ワイン風呂はむらさき色になっていました。

最後の４日目は、めんたいこ工場に行って、たらこからめんたいこ作り体験をしました。工場見学をしておみやげを買いました。次にみんなでお別れをして、飛行機に乗って仙台空港まで行き、バスで福島に帰りました。

初めての博多だったので、緊張したけど良い経験になりました。今までの中でとても楽しい３泊４日でした。

―保護者―

祖母宅にもあまり泊まりたがらない娘が「博多にいきたい」と言い出した時は本当にびっくりしました。しかも一人で参加するというので親としては、正直心配でした。

３泊４日の旅を終え、帰ってきた娘は少し大人っぽくなったような気がします。

スタッフの方が、一人で参加した娘を気にかけてくれたことで、一人参加でも全く淋しくなかったそうです。また、本場の長浜ラーメンがとてもおいしかったこと、福島では自宅から海まで近いのですが、原発が近いため一度も行ったことがないので海水浴が本当に楽しかったそうです。本当に本当に博多の旅が楽しかったことが伝わってきました。お土産の明太子がおいしかったです。

写真３　海水浴（平成30年８月撮影）

「来年も絶対博多に行きたい」という娘です。３泊４日も私どもの子どもを大切に対応していただきありがとうございました。また、いろいろ経験させていただきありがとうございました。本当にお世話になりました。

南相馬こどものつばさ「夏の活動感想文集」（2018）から引用編集

「長崎夏季林間学校2018」（平成30年8月）に参加して

鹿島中学校・１年生女子

私は、最初、家を８日も離れることや飛行機に乗って九州に行くことなど、不安がたくさんありました。しかし、行ってみると優しく明るいスタッフさんのおかげで、すぐ打ち解けることができました。

私はこの旅行で学んだことがあります。それは、時間を守ることです。遅れないためには友だち同士で声をかけあったり、常に時間を見て行動するといいと学べました。学校や家でも時間の大切さを強く感じながら生活したいです。また、人の話をきちんと聞くことの大切さです。前まで私は、ボーっとしていて聞き忘れたりして、周りに迷惑をかけたりしてたけど、なかなか人の話をきちんと聞いていませんでした。しかし、こどものつばさで、相手の目を見て頭で繰り返し覚えるようにしたら、大事なことを忘れずに聞き取ることができました。このことは学校生活でも生かしていきたいです。

また、私は、長崎に行って思い出に残ったことがあります。それは、海水浴と交流会です。海水浴は、透き通って底が見えるくらいきれいでいやされました。バナナボートでは、心臓が張り裂けそうなくらいドキドキして怖かったけど、最後には、もう一度乗りたいと思えるくらいすごく楽しかったです。交流会では、住んでいるところのちがう方たちとも積極的に話したりして楽しかったし、仲良くなれた人もいたのでうれしかったです。

８月９日には、長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典に参加しました。原爆被害者から原爆投下されたときのようすを知ることができました。その話の中で、私と近い年齢の人もたくさん亡くなっていて、今、自分が平和な時代に生きていることを感謝しないといけないなと思いました。そして、この戦争の悲惨さを後世に伝えていきたいと強く思いました。長崎に行ってたくさんの経験ができて、ありがたいと思いました。

この７日間過ごした日々は、一生忘れません。関わってくれたスタッフの方、ボランティアの方がた、本当にありがとうございました。

―保護者―

７泊という長い期間だったので、行く前は子どもも親も少し不安がありました。朝、起きられるのか、夜ひとりで眠れるのか、親と１週間も離れたことがないので心配でした。でも、１週間後、帰ってきた顔を見ると、ひと回り成長して笑顔だったので、楽しく過ごせたようで安心しました。戦争のことを学んだり、いろいろな体験をさせていただいてとても勉強になったと、自信にみちた顔をして話してくれました。久しぶりの海水浴は、真っ黒に日焼けしていっぱい遊んできたようで、自然にもたくさん触れ合うことができ、たいへん良かったです。

普通に生活していてはできない貴重な体験をありがとうございました。こどものつばさ実行委員の皆さまはじめ、関わっていただいた皆さまに心から感謝申し上げます。

南相馬こどものつばさ「夏の活動感想文集」（2018）から引用編集

引き続きのご支援を

南相馬こどものつばさ理事長　西道典

震災から６年目の平成29年４月に小高小学校と小高中学校の本校再開、小高産業技術高校の開校により、南相馬のすべての小中高校は仮設校舎から本校舎へ戻って、新たな段階に進んできております。報道などに取り上げられる機会がへり、ともすると終わったことと捉えられてしまうかもしれませんが、実態はやっと復興のスタート地点に立ったという状況にすぎません。震災当時幼かった子どもたちの震災トラウマ、疲れ、発達の課題なども表出してきております。

まだまだ、全国の皆さまのご支援が必要な状況ととらえております。

「南相馬こどものつばさ」が皆さまのご協力により実施してまいりました夏のキャンプ事業は、子どもたちがストレスから解放される機会となるだけではなく、多くの方がたと交流する中で視野を広げ、強く生きる力をつける場となっていることを、子どもたちの感想文や日常のようすから実感しております。ついては、今後とも子どもたちを受け入れていただけますよう、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

写真４　三浦海岸へ出発の朝（左端が理事長　平成30年７月撮影）

表１　招待事業一覧

平成23年度〔窓口：◆こどものつばさ〕　（幼：幼稚園児　小：小学生　中：中学生）

No.	内　容（場所）	日　程	主催者	対象者	参加者数
1	自然体験・交流会（北海道東神楽町）	7/23 ～ 31	東神楽町	小５～中１	12
2	自然体験・交流会（北海道西神楽町）	8/1 ～ 8	西神楽町	小・中・保護者	20
3	自然体験・交流会（北海道当麻町）	7/31 ～ 8/8	当麻町ボランティアの会	小・保護者	26
4	観音寺子育てタウン体験ツアー（香川県観音寺市）	12/23 ～ 29	子育て応援 NPO フレンズ	小・家族	23
5	夏休み南相馬子どもクルーズ ベトナム・タイ・スリランカ訪問	7/23 ～ 8/4	国際交流 NGO ピースボート	中	50
6	長野で仲間と過ごす夏休み（長野県八ケ岳）	7/25 ～ 29	NPO法人 JIPPO	小・中・保護者	27
7	生きるチカラ　サマーキッズキャンプ（山梨県河口湖）	7/27 ～ 8/3	NPO法人河口湖自然楽校	小・中・幼・保護者	35
8	生きるチカラ　サマーキッズキャンプ（山梨県河口湖）	8/3 ～ 10	NPO法人河口湖自然楽校	小・中・幼・保護者	33
9	生きるチカラ　サマーキッズキャンプ（山梨県河口湖）	8/17 ～ 24	NPO法人河口湖自然楽校	小・中・幼・保護者	40
10	たかもり☆ふれあいサマーキャンプ（長野県高森町）	7/28 ～ 8/1	高森町教育委員会	小	22
11	仲間と過ごす☆夏休み in 長野県高森町	8/16 ～ 20	高森町教育委員会	中	38
12	高原学校イン信州（長野県安曇野市）	8/1 ～ 5	長野県社会福祉協議会、安曇野市社会福祉協議会	幼・小・保護者	38

平成23年度〔窓口：◆こどものつばさ〕　（幼：幼稚園児　小：小学生　中：中学生）

No.	内　容（場所）	日　程	主催者	対象者	参加者数
13	世界遺産と大自然の南砺市で過ごす「くつろぎ体験」A（富山県南砺市）	8/1 ～ 4	南砺市	小・保護者	67
14	世界遺産と大自然の南砺市で過ごす「くつろぎ体験」B（富山県南砺市）	8/8 ～ 11	南砺市	小・保護者	115
15	東日本大震災被災者児童生徒夏休みスタディーツアー（沖縄県糸満市）	8/1 ～ 6	沖縄県教育委員会	小・中	129
16	自然体験・交流会（北海道東川町）	8/17 ～ 23	東川町	小・中・家族	29
17	夏休み子どもリフレッシュ大作戦（福井県坂井市）	8/3 ～ 10	NPO法人パパジャングル	小5～6・保護者	16
18	京都で仲間と過ごす夏休み（京都府）	8/7 ～ 11	NPO法人 JIPPO	小・中・保護者	37
19	南相馬・あしがら、子ども達の架け橋交流会（神奈川県足柄）	8/13 ～ 21	子どもキャンプ実行委員会	小 4 ～中	18
20	KIDS ART CAMP Yamagata（山形市）	8/9 ～ 12	東北芸術工科大学	小・中・保護者	120
21	富山で仲間と過ごす夏休み（富山県）	8/19 ～ 23	NPO法人 JIPPO	小・中・保護者	42
22	ゆきあかり祭り参加・子ども交流（富山県南砺市）	2/11 ～ 13	南砺ふくみつ雪あかり実行委員会	中	10
23	平成の使節団としてポルトガルとの国際交流を行った（市長の親書をポルトガル大統領に渡し流山踊りも披露した）	3/28 ～ 4/3	NPO法人河口湖自然楽校	中	18
計					965

平成23年度〔窓口：◆南相馬市〕　（小：小学生　中：中学生）

No.	内　容（場所）	日　程	主催者	対象者	参加者数
1	真岡の夏祭り（栃木県真岡市）	7/23 ～ 24	真岡市教育委員会	小・中	6
2	自然体験学校 in 奄美大島（鹿児島県瀬戸内町）	7/31 ～ 8/7	瀬戸内町教育委員会	小 3 ～ 6	18
3	京・体験プロジェクト（京都府）	7/31 ～ 8/5	京都府南丹教育局	中	17
4	夏休みを新潟で過ごそう（新潟県新潟市）	8/2 ～ 4	新潟市教育委員会	小 5 ～ 6	16
5	京・体験プロジェクト（京都府）	8/8 ～ 11	京都府南丹教育局	小 5 ～ 6	5
6	被災児童リフレッシュのため夏休み北海道招待プログラム（北海道）	8/14 ～ 23	北海道北翔大学	小 3 ～ 6	7
7	尊徳夏まつり（栃木県真岡市）	8/20 ～ 21	真岡市教育委員会	小・中	18
8	つくば科学フェスティバル（茨城県つくば市）	11/12 ～ 13	茨城県地域女性団体連絡会（つくば市教育委員会）	小 5 ～中	77
9	野馬追の里南相馬市の子どもたちとふれあう冬休み交流（長崎県雲仙市）	12/25 ～ 29	雲仙市教育委員会	小 4 ～ 6	40
10	めじろん発！ 福島っ子応援プロジェクト「来ちょくれ！おおいたへ!! 湯ったりしに来んかえ～」（大分県）	12/25 ～ 28	大分県社会福祉協議会	小 5	30
11	東温市思い出づくり（愛媛県東温市）	3/24 ～ 26	東温市教育委員会	小5～6・保護者	12
12	高原ホテルでの自然と温泉体験（長野県）	3/31 ～ 4/2	㈱イーストエッジ・パートナーズ	小 6・保護者	40
計					286

平成23年度〔窓口：◆高等学校〕

No.	内　容（場所）	日　程	主催者	対象者	参加者数
1	オマーン国	7/18 ～ 30	オマーン大使館	相馬農業高校	1
2	京都府立工業高校との交流（京都府）	7/25 ～ 29	京都府	小高工業高校	20
3	京都府	7/31 ～ 8/6	京都府	相馬農業高校	12
4	オーストラリア	9/22 ～ 27	MNL豪州食肉家畜生産者事業団	相馬農業高校	1
5	山梨県甲州市	9/27 ～ 30	NPO法人命の環境再生機構	小高工業高校	84
6	修学旅行扱い（愛媛県松山市）	11/13 ～ 16	愛媛県	小高工業高校	134
7	修学旅行扱い（愛媛県松山市）	11/17 ～ 20	愛媛県	相馬農業高校	81
8	修学旅行扱い（愛媛県松山市）	12/13 ～ 16	愛媛県	原町高校	147
9	東京都	2 月	東京恵泉女学院大学	小高商業高校	14
計					494

平成24年度〔窓口：◆こどものつばさ〕　（小：小学生　中：中学生　高：高校生）

No.	内　容（場所）	日　程	主催者	対象者	参加者数
1	福島キッズキャンプ@朱鞠内・多度志／そばうち・漁業体験、ホームステイ、旭山動物園見学（北海道朱鞠内）	7/22 ～ 30	キッズキャンプ@朱鞠内実行委員会	小・中・保護者	27
2	親子でのんびり鹿児島の夏休み／ホームステイ先は寺院と門徒家庭（現地子どもたちとの交流体験あり）（鹿児島県薩摩）	7/29 ～ 8/5	真宗大谷派鹿児島教区真宗再耕会	小	13
3	ドリームチャレンジャー 2012 in 徳地／自然体験学習、交流、歴史文化学習（山口県山口市）	8/2 ～ 7	山口PTA連合会、萩ライオンズクラブ	小 4 ～ 6	11
4	思いっきり夏休み in 旭川／動物園見学、農業体験、花火大会（北海道旭川市）	8/7 ～ 12	旭川青年会議所	小 4 ～ 6	28
5	あるきんぐクラブのサマーキャンプ／テント宿泊､キャンプ･自然体験（福島県三島町）	7/28 ～ 31	NPO法人あるきんぐクラブ	小 1 ～高 3	15
6	森のアート海のゲイジュツ／アートキャンプ、オリエンテーション、環境体験、ワークショップ（岩手県南青少年の家）	7/24 ～ 26	ARTS for HOPE 事務局	岩手・宮城・福島県の小学生	8
7	森のアート海のゲイジュツ／アートキャンプ、オリエンテーション 、環境体験、ワークショップ（宮城県蔵王自然の家）	8/16 ～ 18	ARTS for HOPE 事務局	岩手・宮城・福島県の小学生	8
8	世界遺産と大自然の南砺市で過ごすくつろぎ体験・交流（富山県南砺市）	7/24 ～ 27	南砺市	小・中	68
9	Kid's Summer Camp2012／野外炊飯､登山､屋外スポーツ（静岡県こどもの国）	8/1 ～ 7	Relief Soma	小 4 ～中 3	24
	Kid's Summer Camp2012／野外炊飯､登山､屋外スポーツ（静岡県こどもの国）	8/7 ～ 13	Relief Soma	小 4 ～中 3	19
10	旭川・愛別町・東神楽ステイ（北海道）	7/24 ～ 8/1	あさひかわサポートネットワーク	家族	30
11	津軽の相馬でねぶた交流／弘前ねぶた見物、プールやあけびづる細工教室、五所川原市の立佞武多見物（青森県弘前市）	8/5 ～ 7	動こう津軽	小・中	19
12	南相馬サマーキャンプ／海水浴、冒険遊、川遊び、釣り、恐竜博物館（福井県福井市）	8/3 ～ 9	NPO法人パパジャングル	小 4 ～中 3	16

平成24年度〔窓口：◆こどものつばさ〕　（小：小学生　中：中学生　高：高校生）

№.	内　容（場所）	日　程	主催者	対象者	参加者数
13	湯布院で思いっきり夏休み／高崎山・水族館・ハーモニーランド等のテーマパーク見学（大分県湯布院）	7/25 ～ 31	わくわく湯布院実行委員会	小 2 ～ 6	10
14	夏の子どものびのびキャンプ 2012 ／山歩き、キャンプ、散策等、テント泊（東京都奥多摩町）	8/5 ～ 8	アースマンシップ自然環境教育	小 2 ～高 3	8
	夏の子どものびのびキャンプ 2012 ／山歩き、キャンプ、散策等、テント泊（東京都奥多摩町）	8/12 ～ 14	アースマンシップ自然環境教育	小 2 ～高 3	10
15	あしたの森キャンプ／農業体験、森林体験、湖遊び（青森県六ケ所村）	8/5 ～ 12	NPO法人東北あしたの森	小 5 ～中	6
16	たかもり☆ふれあいサマーキャンプ／オリエンテーション、自然観察教室、天竜川下り、花火、交流（長野県高森町）	7/26 ～ 30	高森町教育委員会	小 4 ～ 6	26
17	仲間と過ごす夏休み／オリエンテーション、自然観察教室、天竜川下り、花火、交流（長野県高森町）	8/3 ～ 8	高森町教育委員会	小 4 ～ 6	18
18	Smilink camp2012 ／ホームステイ、衣食住をテーマとしたキャンプ、交流（福岡県北九州市）	8/15 ～ 25	Smilink Project 実行委員会	小	5
19	2012 夏　福福こどもの笑顔プロジェクト／民泊、野外炊飯、森や山での活動、キャンプファイヤー、交流（福井県福井市）	8/18 ～ 24	NPO法人自然体験共学センター	小 3 ～中 3	12
20	キッズ･アート･キャンプ山形 2012 ／グループ型ワークショップ 舞台制作を通して世代や地域をこえた協働を学ぶ（山形県山形市）	8/3 ～ 5	東北復興支援機構 TRSO	小・中・家族	40
21	南アルプス天然水で遊ぼう／川遊び、野外料理、ネイチャーゲーム、クラフト、軽登山、ナイトハイク（山梨県北杜市）	8/3 ～ 6	山梨 YMCA	小	22
22	あゆみ PROJECT/ 大学生と一緒に大分の大自然の中で山遊び、川遊び（大分県九重･別府・湯布院）	8/16 ～ 23	日本文理大学人間力育成センター	小 5 ～ 6	19
23	夏だ！キャンプだ in 岩手／森での探検、ネイチャーゲーム、虫取り乗馬体験、キャンプファイヤー（岩手県八幡平市）	8/3 ～ 6	福島県生協連	小 4 以上	20
24	杉並・南相馬・北塩原スクラムサマーキャンプ／キャンプ、トレッキング、五色沼散策、川遊び、カヌー体験（福島県北塩原村）	8/17 ～ 19	杉並区スポーツ振興財団	小・保護者	24
25	ふくしまっ子リフレッシュ in 湘南「こどもの国で遊ぶ、江ノ島で遊ぶ」（神奈川県湘南地域）	7/22 ～ 25	福島の子どもたちとともに湘南の会	3 歳～小・保護者	17
26	大自然の中で楽しんでみませんか／お祭り参加、交流事業、工芸体験、花火鑑賞、海水浴（福井県福井市）	8/1 ～ 8	殿下被災者受入委員会	小・中・保護者	14
27	笠間祭り参加（茨城県笠間市）	8/18 ～ 19	笠間市	小・保護者	23
28	福島栃木キッズ交流イベント参加、子ども交流（栃木県栃木市）	11/23 ～ 24	栃木青年会議所	小	28
29	ゆきあかり祭り参加、子ども交流（富山県南砺市）	2/8 ～ 10	南砺ふくみつ雪あかり実行委員会	中・高	16
30	全国雪合戦大会参加 、雪合戦、子ども交流（富山県南砺市）	2/9 ～ 10	全国雪合戦・南砺市大会実行委員会	小	20
31	名寄夏季林間学校／キャンプ、旭山動物園、星空観測、カヌー・自然体験、地元小学生との交流（北海道名寄市）	7/21 ～ 29	名寄市	小 5 ～ 6	21
32	福島っ子応援プロジェクト／キャンプ、カヌー、シュノーケリング、ヨット、魚釣り（大分県）	7/23 ～ 29	㈳大分県社会福祉協議会	小 5	23
33	勝山市で夏休みを楽しみませんか／キャンプ、恐竜化石発掘体験、恐竜博物館見学、地元小学生との交流（福井県勝山市）	8/1 ～ 4	勝山市	小 5 ～ 6	8
34	木曽いきいきツアー／キャンプ、山登り、ラフティング、魚釣り、地元小学生との交流ほか（長野県木曽町）	8/6 ～ 10	木曽町	小 4 ～ 6	28
35	みずち合宿／水と土の芸術祭、マリンピア日本海、信濃川冒険（新潟県新潟市）	8/16 ～ 18	新潟市	小 5 ～小 6	20
36	奈良市内観光、プール、夏祭り（奈良県生駒市）	8/16 ～ 19	生駒市	小 5 ～小 6	29
37	はつらつ夏休み in 湖西／プール、手筒花火見学、豊橋動植物園・スズキ㈱工場見学、地元小学生との交流（静岡県湖西市）	8/17 ～ 21	湖西市健康福祉部	小 3 ～ 6・保護者	35
計					788

平成24年度〔窓口：◆南相馬市〕　（小：小学生　中：中学生）

№.	内　容（場所）	日　程	主催者	対象者	参加者数
1	プラート市・フィレンッエ市・ピノキオ発祥の地観光、海水浴（イタリア）	7/24 ～ 8/11	みぜりこるでぃあ日本	小高区内の小 6 ～中	5
2	筑西市祇園祭（茨城県筑西市）	7/28 ～ 29	下館青年会議所	小 4 ～ 6	14
3	シュノーケル、カヌー、魚釣り、工作教室、地元小学生との交流会（鹿児島県奄美大島）	8/5 ～ 12	南相馬市、瀬戸内町	小 3 ～中	7
4	加茂水族館見学、赤川花火見学、羽黒山見学（山形県鶴岡市）	8/10 ～ 11	鶴岡青年会議所	小 5 ～小 6	45
5	田植え体験（新潟県長岡市）	5/19 ～ 20	岩塚製菓	小 3 ～ 6	38
6	世界遺産めぐり・京都の児童生徒との交流（京都府）	7/31 ～ 8/3	京都府教育委員会	小 5 ～ 6	9
7	世界遺産めぐり・京都の児童生徒との交流（京都府）	8/2 ～ 6	京都府教育委員会	中	4
8	笠間まつり参加（茨城県笠間市）	8/18 ～ 19	笠間市	小・保護者	34
9	キャンプ、海水浴（愛媛県東温市）	8/2 ～ 6	東温市	小 5 ～ 6・保護者	13
10	稲刈り体験（新潟県長岡市）	9/15 ～ 16	岩塚製菓	小 3 ～ 6	34
11	交流会・観光等（神奈川県湘南地域）	12/23 ～ 26	NPO法人子どもたちに未来を in 湘南	小・家族	15
12	カップヌードルミュージアム（神奈川県横浜市）	2/9 ～ 10	日清食品ホールディングス㈱	小 4 ～ 6・保護者	100
13	北塩原村雪っこ体験（福島県北塩原村）	2/23 ～ 24	北塩原村	小 5 ～ 6	37
計					355

平成24年度〔窓口：◆高等学校〕

No.	内　容（場所）	日　程	主催者	対象者	参加者数
1	アメリカ合衆国	7/2 ～ 8/12	ソフトバンク㈱	原町高校	20
2	東京都	8/9 ～ 10	㈱シマンテック	小高工業高校	13
3	愛媛県	11/18～22	愛媛県	小高工業高校	78
4	大阪府	7 ～ 8 月	NPO法人未来地区	小高商業高校	1
5	東京都	2 月	東京恵泉女学院大学	小高商業高校	7
6	中国	3/28 ～ 4/4	日中友好協会	相馬農業高校	2
7	アメリカ合衆国	7/23 ～ 8/12	ソフトバンク㈱	相馬農業高校	5
8	京都府	8/6 ～ 10	京都府	相馬農業高校	14
9	石川県	8/19 ～ 22	石川県高等学校野球連盟	相馬農業高校	6
10	京都府	11/9 ～ 11	京都府教育委員会	相馬農業高校	3
11	東京都	11/10 ～ 11	都立農芸高等学校	相馬農業高校	1
12	愛媛県	11/14 ～ 17	愛媛県	相馬農業高校	67
13	京都府	11/16 ～ 18	京都府教育委員会	相馬農業高校	3
計					220

平成25年度〔窓口：◆こどものつばさ〕　（小：小学生　中：中学生　高：高校生）

No.	内　容（場所）	日　程	主催者	対象者	参加者数
1	なよろ夏季林間学校（北海道名寄市）	7/21 ～ 28	名寄市	小 5 ～中	25
2	北の大地で未来体験（北海道旭川市周辺）	7/23 ～ 29	旭川青年会議所	小 5 ～中	42
3	わくわく体験オホーツク 2013（北海道紋別市）	8/23 ～ 25	南相馬の子供達を招く会実行委員会	小 5 ～中	14
4	あしたの森サマーキャンプ（青森県六ケ所村）	8/19 ～ 22	NPO法人東北あしたの森、サイエンス工房	小 5 ～中	8
5	津軽の相馬でねぶた交流（青森県弘前市）	8/5 ～ 7	動こう津軽	小 4 ～中	21
6	キッズ・アート・キャンプ山形 2013（山形県山形市）	8/3 ～ 4	東北芸術工科大学東北復興支援機構	小 5 ～中	46
7	杉並・南相馬・北塩原スクラムサマーキャンプ「夏休み親子キャンプ in 裏磐梯」（福島県北塩原村）	8/2 ～ 4	（公財）杉並区スポーツ振興財団	小・保護者	38
8	自分の未来に出会う旅 in 東京（東京都渋谷区）	8/4 ～ 7	南相馬こどものつばさ	中	18
9	夏休み青梅子ども体験塾（東京都青梅市）	8/21 ～ 23	青梅市	小5 ～ 6	19
10	はつらつ夏休み in 湖西（静岡県湖西市）	8/8 ～ 12	湖西市	小5 ～ 6・保護者	37
11	夏のびのびキャンプ in 伊豆（静岡県伊東市）	8/3 ～ 7	島源商店、大地を守る会、NPO法人アースマンシップ	小・保護者	25
12	子どもアートレジデンス（神奈川県南足柄市）	7/28 ～ 30	子どもアートレジデンス	小・保護者	17
13	Kid's Summer Camp 2013（静岡県富士山こどもの国）	8/2 ～ 9	Relief Soma	小 4 ～高 2	24
14	寺子屋合宿（交流キャンプ）in 海老名（神奈川県海老名市）	8/20 ～ 23	福島と海老名の子ども交流実行委員会	小・保護者	16
15	ドリームチャレンジャー 2013 in 徳地（山口県山口市ほか）	8/7 ～ 11	山口県PTA連合会	小 4 ～ 6	6

No.	内　容（場所）	日　程	主催者	対象者	参加者数
16	あるきんぐクラブサマーキャンプ（福島県三島町）	7/24 ～ 26	NPO法人あるきんぐクラブ	小 1 ～高	5
17	あるきんぐクラブサマーキャンプ（福島県三島町）	7/29 ～ 8/11	NPO法人あるきんぐクラブ	小 1 ～高	0
18	京都の歴史と自然に触れる夏休み（京都府京都市）	7/28 ～ 8/1	NPO法人 JIPPO	小・中・保護者	32
19	木曽いきいきツアー（長野県木曽町）	8/5 ～ 9	木曽町	小 4 ～ 6	36
20	殿下の自然つるつるいっぱい 2013（福井県福井市）	7/24 ～ 31	殿下被災者受入委員会	0 歳～中・保護者	27
21	勝山市で夏休みを楽しみませんか（福井県勝山市）	8/1 ～ 5	勝山市	小 5 ～ 6	10
22	世界遺産と大自然の南砺市ですごす「くつろぎ体験」（富山県南砺市）	7/22 ～ 25	南砺市災害支援実行委員会	小・中	39
23	たかもり☆ふれあいサマーキャンプ（長野県高森町）	7/25 ～ 29	高森町教育委員会	小 4 ～ 6	34
24	Smilink Camp 2013（福岡県北九州市）	8/12 ～ 24	Smilink Project 実行委員会	小・保護者	8
25	復興支援こどもキャンプ（熊本県人吉市ほか）	7/25 ～ 30	人吉市	小 5 ～ 6	18
26	笑顔プロジェクト（熊本県八代市）～友と笑い友に最高の笑顔で～	8/3 ～ 5	八代青年会議所	小 4 ～ 5	10
27	信州駒ケ根こども共和国（長野県駒ケ根市）	8/16 ～ 19	真宗駒ケ根こども共和国実行委員会	小・中・保護者	16
28	夏休みに家族でスカイツリー①（東京都）	7/24 ～ 25	東武トラベル	小・保護者	42
29	夏休みに家族でスカイツリー②（東京都）	8/5 ～ 6	東武トラベル	小・保護者	41
30	夏休みに家族でスカイツリー③（東京都）	8/8 ～ 9	東武トラベル	小・保護者	42
31	夏休みに家族でスカイツリー④（東京都）	8/20 ～ 21	東武トラベル	小・保護者	42
32	わくわく湯布院 2013（大分県湯布院）	7/25 ～ 31	「ゆふわく」実行委員会	小	7
33	思いっきり！三都物語（大阪・京都・神戸）＋姫路物語	7/27 ～ 31	NPO法人姫路発中高生のための東日本災害ボランティア	小～高・保護者	47
34	かながわの文化と自然を体験しよう（神奈川県鎌倉市ほか）	8/17 ～ 19	鶴岡八幡宮（えんじゅ）槐の会	小・保護者	12
35	岡山で乗馬体験旅行（岡山県・香川県）	8/10 ～ 12	グレース・ライディングクラブ	小・中・保護者	6
36	信州伊那谷親子リフレッシュツアー（長野県伊那市）	7/27 ～ 30	伊那谷親子リフレッシュプロジェクト	0 歳～高・保護者	19
37	南砺ふくみつ雪あかり祭り（富山県南砺市）	2/7 ～ 9	南砺ふくみつ雪あかり実行委員会	中・高	38
38	異文化を体験するアジア交流の旅（シンガポール・スリランカ）	3/20 ～ 31	国際交流 NGO ピースボート	中	12
計					899

平成25年度〔窓口：◆南相馬市〕　（小：小学生　中：中学生）

No.	内　容（場所）	日　程	主催者	対象者	参加者数
1	長崎夏季体験事業（長崎県）	7/29 ～ 8/5	NPO法人ナガサキピーススフィア員の火運動	小 5 ～中 2	14
2	長崎夏季体験事業（長崎県）	8/3 ～ 10	NPO法人ナガサキピーススフィア員の火運動	小 5 ～中 2	16
計					30

平成26年度〔窓口：◆こどものつばさ〕　（小：小学生　中：中学生　高：高校生）

No.	内　容（場所）	日　程	主催者	対象者	参加者数
1	思いっきり！三都物語（大阪・京都・神戸）	8/2 ～ 6	NPO法人姫路発中高生のための東日本災害ボランティア	小6～高・保護者	85
2	能登半島・自然体験と百万石の街金沢の昔を歩こう！（石川県金沢市、能登半島）	7/23 ～ 25	NPO法人姫路発中高生のための東日本災害ボランティア	小1～高・保護者	40
3	なよろ夏季林間学校 2014（北海道名寄市）	8/5 ～ 11	名寄市	小 5 ～ 6	19
4	はつらつ夏休み in 湖西（浜名湖）（静岡県湖西市）	8/7 ～ 11	湖西市	小3～6・保護者	37
5	夏休み青梅子ども体験塾（東京都青梅市）	8/19 ～ 21	青梅市	小 5 ～ 6	17
6	殿下の自然つるつるいっぱい 2014 パート 1（福井県福井市）	7/23 ～ 30	殿下被災者受入委員会	0歳～中・保護者	22
7	殿下の自然つるつるいっぱい 2014 パート 2（福井県福井市）	7/31 ～ 8/7	殿下被災者受入委員会	0歳～中・保護者	15
8	木曽いきいきツアー（長野県木曽町）	8/4 ～ 8	木曽いきいきツアー実行委員会	小 4 ～ 6	30
9	わくわく体験オホーツク 2014 ～海に！山に！夏遊び！～（北海道紋別市）	8/5 ～ 12	南相馬の子供達を招く会実行委員会	小 5 ～中	16
10	福島っ子、和歌山のびのび体験（和歌山県和歌山市、白浜町）	8/3 ～ 8	（一財）和歌山県教育互助会	小 5 ～ 6	37
11	寺子屋合宿（交流キャンプ）in 海老名（神奈川県海老名市）	8/19 ～ 22	福島と海老名の子ども交流実行委員会	0歳～中・保護者	20
12	信州伊那谷親子リフレッシュツアー（長野県伊那市）	7/26 ～ 29	伊那谷親子リフレッシュプロジェクト	0歳～高・保護者	23
13	2014 夏のこどものびのびキャンプ海編 伊豆（静岡県伊東市）	8/4 ～ 8	大地を守る会、NPO法人アースマンシップ	小・保護者	26
14	大自然を遊びつくす！ピース・キャンプ in 北軽井沢（群馬県北軽井沢）	7/29 ～ 31	NPO法人ピースプロジェクト	小 3 ～ 6	20
15	復興の神戸と乗馬体験の 3 日間（兵庫県神戸市、岡山県岡山市）	8/2 ～ 4	グレース・ライディングクラブ	小 5 ～高	6
16	伝統技能の心と技「井波彫刻」体験と世界遺産見学（富山県南砺市）	7/27 ～ 30	南砺市災害支援実行委員会	小 5 ～ 6	28
17	キッズ・アート・キャンプ山形 2014（山形県山形市）	8/9 ～ 10	東北芸術工科大学東北復興支援機構	0歳～中・保護者	58
18	第 4 回夏休み子供合宿（山口県萩市）	7/25 ～ 8/4	見島「風の学舎」	小 3 ～中 1	0
19	Smilink Camp 2014（福岡県北九州市）	8/1 ～ 9	Smilink Project 実行委員会	小～中	10
20	かながわの文化と自然を体験しよう！ 2014（神奈川県鎌倉市ほか）	8/17 ～ 19	鶴岡八幡宮 槐の会	小	18
21	夏休み親子スクラムキャンプ in 裏磐梯（福島県北塩原村）	8/8 ～ 10	（公財）杉並区スポーツ振興財団	小・保護者	58
22	あしたの森サマーキャンプ 2014（青森県六ケ所村）	7/20 ～ 24	NPO法人東北あしたの森、サイエンス工房	小 5 ～中	7
23	ドリームチャレンジャー 2014（山口県山口市ほか）	7/31 ～ 8/5	山口県PTA連合会	小 4 ～ 6	2
24	2014 年の夏休み in 信州・安曇野小谷（長野県小谷村）	8/1 ～ 4	日本勤労者山岳連盟女性委員会	小 4 ～ 6	21
25	自分の未来と出会う旅 2014（東京都渋谷区）	8/3 ～ 6	南相馬こどものつばさ	小 5 ～中	19
26	北の大地で未来体験 2014（北海道旭川市周辺）	7/29 ～ 8/4	旭川青年会議所	小 5 ～中	34
27	南相馬の発達障害の子どもたちと仲間たちのキャンプ／コンフィデンスキャンプ（静岡県富士宮市）	7/19 ～ 21	横浜 YMCA、関東学院中学高等学校	小・保護者	14
28	異国文化とフレッシュハンドメイドを体験するイギリス国際交流の旅（イギリス）	8/15 ～ 23	㈱ラッシュジャパン招待	小 6 ～中 2	14
29	福島っ子ウィンターキャンプ（愛知県春日井市）	12/23 ～ 30	雨にも負けずプロジェクト	小	2
30	南砺ふくみつ雪あかり祭り（富山県南砺市）	2/6 ～ 8	南砺ふくみつ雪あかり実行委員会	中・高	32
31	海でつながるアジア自然と歴史を学ぶ旅／沖縄―博多―済州島（韓国）―広島―神戸	3/26 ～ 4/2	国際交流 NGO ピースボート	中	13
計					743

平成26年度〔窓口：◆南相馬市〕　（小：小学生　中：中学生　高：高校生）

No.	内　容（場所）	日　程	主催者	対象者	参加者数
1	長崎夏季体験事業（長崎県長崎市・新上五島町）	8/4 ～ 11	NPO法人ナガサキピーススフィア員の火運動	小 5 ～中 2	18

平成27年度〔窓口：◆こどものつばさ〕　（小：小学生　中：中学生　高：高校生　大：大学生）

No.	内　容（場所）	日　程	主催者	対象者	参加者数
1	かながわの文化と自然を体験しよう！ 2015（神奈川県鎌倉市ほか）	7/24 ～ 26	鶴岡八幡宮 槐の会	小 3 ～ 6	21
2	夏ののびのびキャンプ in 三浦（神奈川県三浦市）	8/8 ～ 12	大地を守る会、ＮＰＯ法人アースマンシップ	小 2 ～中 3・保護者	20
3	蓼科ポニーキャンプ「信州蓼科高原でポニーとふれあう 5 日間」（長野県茅野市）	7/31 ～ 8/4	（公財）ハーモニィセンター	小 3 ～中 3	10
4	しん友 in やっちろ～新友と出会い、親友を作り、心友を育もう！～（熊本県八代市）	7/24 ～ 27	八代青年会議所青少年育成事業実行委員会	小 4 ～ 5	10
5	キッズ・アート・キャンプ山形 2015（山形県山形市）	8/8 ～ 10	東北芸術工科大学東北復興支援機構	小・中・家族	17
6	夏休み子供合宿（山口県萩市）	8/1 ～ 8	風の学舎、宇部新川ライオンズクラブ	小 3 ～中 2	7
7	第 4 回福島っ子、和歌山のびのび体験（和歌山県白浜町）	7/27 ～ 8/1	（一財）和歌山県教育互助会	小 5 ～ 6	40
8	福島と海老名子ども交流キャンプ（神奈川県海老名市）	8/18 ～ 21	福島と海老名の子ども交流実行委員会	小・中	21
9	わくわく体験オホーツク 2015（北海道紋別市と近隣市町村）	8/4 ～ 10	南相馬の子供達を招く会	小 5 ～ 6	11
10	大自然を遊びつくす！ピース・キャンプ in 北軽井沢（群馬県北軽井沢）	8/4 ～ 6	NPO法人ピースプロジェクト	小 3 ～ 6	18
11	あしたの森　キッズサマーキャンプ 2015（青森県六ケ所村・東北町）	8/18～22	NPO法人東北あしたの森、サイエンス工房	小 5 ～中 3	7
12	殿下の自然つるつるいっぱい 2015（福井県福井市）	①7/22～29 ②7/30～8/6	殿下被災者受入委員会	0歳～中・保護者	29

平成27年度〔窓口：◆こどものつばさ〕　（小：小学生　中：中学生　高：高校生　大：大学生）

№.	内　容（場所）	日　程	主催者	対象者	参加者数
13	Smilink Camp 2015（福岡県北九州市）	7/29 ～ 8/4	Smilink Project 実行委員会	小 3 ～中 3	10
14	COMORO CODOMO CAMP ～自然と共に生きると学ぶを知るところ（長野県小諸市）	7/25 ～ 27	(一社) わくわくのびのびえここども塾	小 5 ～中 3	24
15	今年の夏休みは海！（神奈川県三浦市）	7/30 ～ 8/1	神奈川県勤労者山岳連盟	小 4 ～ 6	22
16	南砺の伝統の技を体験！（富山県南砺市）	7/26 ～ 29	南砺市災害支援実行委員会	小 5 ～ 6	22
17	思いっきり三都物語（姫路、神戸、大阪）	8/1 ～ 5	NPO法人姫路発中高生のための東日本災害ボランティア	小 4 以上	44
18	子ども自然ふれあい広場（福島県フォレストパークあだたら）	8/3 ～ 5	曹洞宗東日本大震災災害対策本部復興支援室	小 4 ～ 6	11
19	信州伊那谷親子リフレッシュツアー（長野県伊那市）	7/24 ～ 27	伊那谷親子リフレッシュプロジェクト	親子	14
20	福島子どもプロジェクト　ピースボート同窓会（東京・横浜）	8/16 ～ 17	南相馬こどものつばさ	中 3 ～大 1	22
21	キッズキャンプチャレンジ in 南魚沼（新潟県南魚沼市）	8/18 ～ 22	NPO法人 KIDS SAVER	小 3 ～ 6	2
22	世界遺産の富士山と里山の自然体験（山梨県上野原市）	① 8/5 ～ 8 ② 8/8 ～11	上野原市	小 4 ～ 6	73
23	夏休み青梅子ども体験塾（東京都青梅市）	8/18 ～ 20	青梅市	小 5 ～ 6	20
24	なよろ夏季林間学校（北海道名寄健康の森：森の休暇村）	8/4 ～ 10	名寄市	小 5 ～ 6	20
25	水と土の芸術祭 2015 みずつち合宿（新潟県新潟市）	8/20 ～ 22	水と土の芸術祭 2015 実行委員会	小 5 ～ 6	30
26	長崎夏季体験学習（長崎・東京）	8/5 ～ 12	NPO法人ナガサキピーススフィア員の火運動	小 5 ～中 2	14
27	南砺ふくみつ雪あかり祭り（富山県南砺市）	2/12 ～ 14	南砺ふくみつ雪あかり実行委員会	中・高	37
28	東京で遊ぼう・弁護士と遊ぼう（東京都内）	3/25 ～ 26	第 2 東京弁護士会	小 5 ～ 6	16
計					592

平成28年度〔窓口：◆こどものつばさ〕　（幼：幼稚園児　小：小学生　中：中学生　高：高校生）

№.	内　容（場所）	日　程	主催者	対象者	参加者数
1	夏ののびのびキャンプ in 三浦半島（神奈川県三浦市）	8/10 ～ 13	大地を守る会、NPO法人アースマンシップ	小 2 ～中 3・保護者	24
2	大自然を遊びつくす！ピース・キャンプ in 北軽井沢（群馬県北軽井沢）	8/2 ～ 4	NPO法人ピースプロジェクト	小 3 ～ 6	19
3	日本のど真ん中　山村の自然と触れる大井川の旅（静岡県島田市）	8/2 ～ 4	静岡県勤労者山岳連盟	小 4 ～ 6	20
4	かながわの文化と自然を体験しよう 2016（神奈川県鎌倉市ほか）	7/25 ～ 27	鶴岡八幡宮 槐の会	小 5 ～ 6	11
5	信州伊那谷親子リフレッシュツアー（長野県伊那市）	7/22 ～ 25	伊那谷親子リフレッシュプロジェクト	幼・小・中・保護者	20
6	第 5 回福島っ子、和歌山のびのび体験（和歌山県白浜町）	7/25 ～ 30	和歌山県教育互助会	小 5 ～ 6	40
7	夏だ！フジだ！上野原だ！～富士山と里山の自然体験～（山梨県上野原市）	8/4 ～ 7	上野原市	小 4 ～ 6	38
8	Smilink Camp 2016（福岡県北九州市）	8/5 ～ 11	Smilink Project 実行委員会	小 3 ～ 6	15
9	こども自然ふれあい広場 in 秋田（秋田県男鹿市）	8/1 ～ 3	秋田県曹洞宗青年会	小 4 ～ 6	10
10	こども自然ふれあい広場 in 徳島（徳島県海部郡）	7/25 ～ 28	四国地区曹洞宗青年会	小 4 ～ 6	16
11	COMORO CODOMO CAMP ～衣食住の原点を学ぼう！（長野県小諸市）	8/2 ～ 5	(一社) わくわくのびのびえここども塾	小 4 ～ 6	15
12	福島と海老名子ども交流キャンプ（神奈川県海老名市）	8/17 ～ 20	福島と海老名の子ども交流実行委員会	小～中	41
13	殿下の自然つるつるいっぱい 2016　part1（福井県福井市）	7/25 ～ 8/1	殿下被災者受入委員会	0 歳～中・保護者	20
14	殿下の自然つるつるいっぱい 2016　part2（福井県福井市）	8/2 ～ 9	殿下被災者受入委員会	0 歳～中・保護者	20
15	あしたの森キッズサマーキャンプ 2016（青森県六ケ所村）	7/21 ～ 25	NPO法人東北あしたの森、サイエンス工房	小 5 ～中 3	8
16	平成28年度思いっきり三都物語（奈良、大阪、京都、兵庫）	8/3 ～ 8	NPO法人姫路発中高生のための東日本災害ボランティア	小 5 ～高	14
17	カブトムシと遊ぼう（山形県米沢市）	7/24	米沢昆虫ロマン会	小学校低学年・保護者	18
18	蓼科ポニーキャンプ　信州蓼科高原でポニーとふれあう 5 日間（長野県茅野市）	7/31 ～ 8/4	(公財) ハーモニィセンター	小 3 ～中 3	10
19	馬の優しさに触れながら岡山を満喫のホームステイ風な旅（岡山県岡山市）	8/2 ～ 8	グレース・ライディングクラブ	小学校高学年～中	5
20	仙台うみの杜水族館への家族旅行（宮城県仙台市）	8/18	南相馬こどものつばさ、仙台教育研究所	幼児、小学校低学年と家族	7
21	夏休み青梅子ども体験塾（東京都青梅市など）	8/16 ～ 18	青梅市	小 5 ～ 6	18
22	長崎夏季林間学校 2016（長崎県長崎市など）	8/1 ～ 10	NPO法人ナガサキピーススフィア員の火運動	小 5 ～中 2	15
23	なよろ夏季林間学校 2016（北海道名寄市など）	8/3 ～ 8	名寄市	小 5 ～ 6	20
24	こども達未来・湘南保養プログラム（神奈川県藤沢市）	7/29 ～ 8/1	NPO法人子ども達に未来を in 湘南事務所	小・中・保護者	22
25	ピースボート日韓クルーズ 2016（中国、韓国）	7/29 ～ 8/6	国際交流NGO ピースボート	中	12
26	福光雪あかり（富山県南砺市）	2/10 ～ 12	南砺ふくみつ雪あかり実行委員会	中～高	24
27	東京で遊ぼう！弁護士と学ぼう！（東京都内）	3/24 ～ 25	第 2 東京弁護士会	小 5 ～ 6	21
計					503

平成29年度〔窓口：◆こどものつばさ〕　（幼：幼稚園児　小：小学生　中：中学生）

№.	内　容（場所）	日　程	主催者	対象者	参加者数
1	自然を遊びつくすサマーキャンプ in 軽井沢／テントに泊まるキャンプ、川下り、魚釣り、ピザづくり、フィールドアスレチック（群馬県北軽井沢）	8/1 ～ 3	NPO法人ピースプロジェクト	小 3 ～ 6	18
2	夏だ！フジだ！上野原だ！～富士山と里山の自然体験／富士山観光、野外炊飯、思い出クラフト、ナイトプログラム、川での自然体験（山梨県上野原市）	8/2 ～ 5	上野原市	小 4 ～ 6	39
3	信州伊那谷親子リフレッシュツアー／魚つかみ、川遊び、乗馬体験カヌー体験、花火大会、おやき作り（長野県伊那市）	7/21 ～ 24	伊那谷親子リフレッシュプロジェクト	幼・小・中・保護者	24
4	夏のびのびキャンプ in 三浦半島／海水浴、シュノーケリング、磯遊び（神奈川県三浦市）	8/6 ～ 9	NPO法人アースマンシップ	小2～3・保護者	24
5	奥多摩を楽しもう！東京にも自然がいっぱい！／川遊び、ネイチャートレイル、ナイトプログラム、陶芸教室、そば打ち体験（東京都多摩市）	8/1 ～ 3	日本勤労者山岳連盟東京都連盟	小 4 ～ 6	20
6	東京スタディーツアー 2017 ／有名企業訪問、仕事体験、大学見学（東京都23区近郊）	8/16 ～ 18	NPO法人日本教育再興連盟ROJE つぼみプロジェクト	小 5 ～中 2	21
7	福島と海老名の交流キャンプ／ウォークラリー、キャンプファイヤー、野外炊飯、川遊び、伝統和太鼓実演（神奈川県海老名市）	8/21 ～ 24	福島と海老名の子ども交流実行委員会	小 4 ～ 6	25
8	子ども達未来・湘南保養プログラム／地引網体験、プール、鎌倉めぐり（神奈川県藤沢市）	7/28 ～ 31	「福島のこども達を湘南に呼ぼう！」実行委員会	小・中・保護者	16
9	思いっきり三都物語／京都・奈良の寺社巡り、兵庫県庁表敬訪問、USJ・奈良等で流れ山公演を行う（奈良、京都、姫路、神戸、大阪、伊勢）	8/3 ～ 9	NPO法人姫路発中高生のための東日本災害ボランティア	小 6 ～中・高（相馬流れ山の年間公演に意欲のある人）	20
10	神奈川の文化と自然を体験しよう 2017 ／手作りソーセージ体験、鶴岡八幡宮宿泊体験、川遊び（神奈川県鎌倉市ほか）	7/24 ～ 26	鶴岡八幡宮 槐の会	小 5 ～ 6	10
11	こども自然ふれあい広場 in 徳島／海水浴、ウミガメ水族館見学、阿波踊り体験（徳島県美波町）	7/25 ～ 28	曹洞宗復興支援室分室	小 4 ～ 6	15
12	こども自然ふれあい広場 in 宮崎／海水浴、サーフィン体験、BBQ（宮崎県宮崎市）	7/25 ～ 27	曹洞宗復興支援室分室	小 4 ～ 6	10
13	ピースボート福島子どもプロジェクト 2017 ／神戸発着の船旅・日本と韓国から集まる乗客とともに、船で東アジア地域を巡り、各種イベントに参加（韓国、ロシア）	7/27 ～ 8/7	国際交流 NGO ピースボート	中	8
14	蓼科ポニーキャンプ／ポニー乗馬体験、川遊び、昆虫採集、関東地区の子どもたちとの交流、共同生活（長野県茅野市）	8/4 ～ 8	（公財）ハーモニィセンター	小 3 ～中 3	7
15	フクシマの子どもサマーキャンプ／ブルーベリー狩り、ジャムづくり、プール、ジャガイモ・トウモロコシ収穫体験（長野県小諸市）	8/3 ～ 6	フクシマの子どもサマーキャンプサポート隊	0歳～中・保護者	18
16	カブトムシと遊ぼう／カブト虫捕獲、地元子どもたちとのカブト虫相撲、トンボ観察等（山形県米沢市）	7/23	米沢昆虫ロマンの会	幼児、小学校低学年・保護者	43
17	Smilink Camp 2017／玄海青年の家での地元子どもたちとの交流、海水浴、カヌー体験、2 泊 3 日のホームステイ（福岡県北九州市）	8/4 ～ 10	Upple	小 3 ～ 6	7
18	COMORO CODOMO CAMP～衣食住の原点を学ぼう／農業体験、異文化交流、野外炊飯、ストローベイルハウス体験（長野県小諸市）	8/3 ～ 6	（一社）わくわくのびのびえここども塾	小学校高学年	20
19	夏休み青梅子ども体験塾／森でハンモック体験、アスレチック体験、ムササビ観察（東京都青梅市）	8/15 ～ 17	青梅市	小 5 ～ 6	19
20	長崎・新上五島町夏季体験学習 9 日間／海水浴、マグロ餌やり体験、世界遺産見学、平和学習、さだまさしチャリティーコンサート鑑賞など（長崎県新上五島町・長崎市）	8/3 ～ 11	NPO法人ナガサキピーススフィア貝の火運動	小 5 ～中 2	15
21	名寄夏休み防災・科学スクール 2017 ／旭山動物園、北すばる天文台、防災セミナー参加（北海道名寄市）	8/1 ～ 3	名寄市	小 5 ～ 6	10
22	福島キッズ森もりプロジェクト 2017 ／ C.W ニコル氏が管理する「アファンの森」での活動体験、川遊び、お絵かきアートセラピー（長野県信濃町）	8/5 ～ 7	（公財）イオンワンパーセントクラブ	小 3 ～ 6	36
23	博多にきんしゃ～い 45 ／海水浴、夏祭り、三瀬ルベール牧場見学、明太子工場見学（福岡県福岡市）	7/28 ～ 31	カトリック福岡司教区震災支援室内福島家族支援実行委員会	小 4 ～ 6	7
24	ふくみつ雪あかり祭り（富山県南砺市）	2/9 ～ 11	南砺ふくみつ雪あかり実行委員会	中・高	29
25	東京で遊ぼう！弁護士と遊ぼう（東京都）	3/25 ～ 26	第 2 東京弁護士会	小 5 ～ 6	19
計					480

平成 30 年度〔窓口：◆こどものつばさ〕　（幼：幼稚園児　小：小学生　中：中学生）

№.	内　容（場所）	日　程	主催者	対象者	参加者数
1	信州伊那谷親子リフレッシュツアー／魚つかみ、川遊び、カヌー体験、花火大会（長野県伊那市）	7/28 ～ 31	伊那谷親子リフレッシュプロジェクト	幼・小・中・保護者	25
2	夏だ、海へ、波と遊ぼう／磯遊び、村内散策、花火、シーカヤック（神奈川県三浦海岸）	7/30 ～ 8/1	日本勤労者山岳連盟関東ブロック協議会実行委員会	小 4 ～ 6	18
3	自然を遊びつくすサマーキャンプイン北軽井沢／キャンプ、川下り、魚釣り、ピザ作り、フィールドアスレチック（群馬県北軽井沢）	8/1 ～ 3	NPO法人ピースプロジェクト	小 3 ～ 6	18
4	福島と海老名の交流キャンプ／川遊び、野外炊飯、クラフト、キャンプファイヤー（神奈川県海老名市）	7/28 ～ 31	福島と海老名の子ども交流キャンプ実行委員会	小 4 ～ 6	22
5	博多にきんしゃ～い 5 ／海水浴、市内散策、豚骨ラーメンツアー、明太子工場見学、平和を祈る集い（福岡県福岡市）	8/3 ～ 6	カトリック福岡司教区震災支援室内福島家族支援実行委員会	小 4 ～ 6	15
6	野鳥の森自然体験キャンプ 2018 ／野鳥の森で自由遊び、かまどでご飯づくり、ジャガイモ掘り、プール遊び（長野県小諸市）	8/3 ～ 6	フクシマの子どもサマーキャンプサポート隊	0歳～中・保護者	19

平成 30 年度〔窓口：◆こどものつばさ〕				（幼：幼稚園児　小：小学生　中：中学生）	
No.	内　容（場所）	日　程	主催者	対象者	参加者数
7	殿下の自然つるつるいっぱい 2018 ／海水浴、川遊び、山遊び、打ち上げ花火鑑賞、流しそうめん体験など（福井県福井市）	7/31 ～ 8/8	殿下被災者受入委員会	小 1 ～中 3	18
8	神奈川の文化と自然を体験しよう／鎌倉彫刻体験、鶴岡八幡宮宿泊体験、海岸での地引網体験、川遊び（神奈川県鎌倉市ほか）	7/24 ～ 26	鶴岡八幡宮 槐の会	小 5 ～ 6	10
9	COMORO CODOMO CAMP ～歌って踊って感じよう／ミュージカル体験、葉っぱアート、ミュージカルメイク（長野県小諸市）	8/2 ～ 5	(一社) わくわくのびのびえここども塾	小 3 ～ 6	20
10	カブトムシと遊ぼう／カブトムシ捕獲、地元子どもたちとのカブトムシ相撲、トンボ観察等（山形県米沢市）	7/22	米沢昆虫ロマンの会	幼児、小学校低学年・保護者	40
11	東京スタディーツアー 2018 ／東京を舞台に、大学生と夏の思い出を作ろう！（東京都23区近郊）	8/21 ～ 23	NPO法人日本教育再興連盟つぼみプロジェクト	小 5 ～中 2	18
12	南相馬っ子 Power を発信！いざ関西へ／東大寺大仏殿中門・知恩院三門・平安神宮大手門・伊勢神宮内宮・神戸ハーバーランドで相馬流れ山踊り披露。USJ・長島スパーランドでお楽しみ（京都、奈良、神戸、大阪、伊勢）	8/2 ～ 7	NPO法人姫路発中高生のための東日本災害ボランティア	小 6 ～中・高	15
13	福島岩美交流キャンプ／海遊び、里山遊び、キャンプ（鳥取県岩美町）	8/5 ～ 9	冒険あそび場 IWAMI	小・中	3
14	こども自然ふれあい広場 in 愛媛／海水浴、人形劇鑑賞、松山城・道後温泉観光、座禅・写経・写仏体験（愛媛県伊予市）	7/24 ～ 27	四国地区曹洞宗青年会	小	10
15	こども自然ふれあい広場 in 秋田／川遊び、滝めぐり、キャンプファイヤー、星空ライブ（秋田県鹿角市）	8/1 ～ 3	秋田県曹洞宗青年会	小	12
16	子ども達未来湘南・夏保養プログラム／地引網体験、プール、横浜・鎌倉めぐり（神奈川県藤沢市）	7/28 ～ 31	「福島のこども達を湘南に呼ぼう！」実行委員会	小・中・保護者	10
17	アファンの森で自然をいっぱい感じよう／「アファンの森」での自然体験、ナイトハイク、クラフトづくり（長野県信濃町）	8/10 ～ 12	(公財) イオンワンパーセントクラブ	小 3 ～ 6	30
18	夏休み青梅子ども体験塾／御岳山で自然体験、川遊び、トレッキング、ムササビ観察（東京都青梅市）	8/21 ～ 23	青梅市	小 5 ～ 6	20
19	長崎夏季林間学校 2018 ／海水浴、長崎平和祈念式典と平和フォーラムに参加、農業収穫体験、さだまさしコンサート鑑賞など（長崎県新上五島町・長崎市、福岡県北九州市）	8/4 ～ 11	NPO法人ナガサキピーススフィア貝の火運動	小 5 ～中 2	14
20	名寄夏休み防災・科学スクール 2018／名寄市児童・市民との防災発表、防災ゲーム、天文台・科学館見学（北海道名寄市）	7/31 ～ 8/2	名寄市	小 5 ～ 6	10
計					347

資　料

1　東日本大震災関連の事業決算額［平成22～29年度(2010～17)］

＊南相馬市の各会計決算書から作成し、章ごとに事業決算額をまとめた。
＊「その他」には、本誌に掲載しなかったが、各章に関連する事業をまとめた。

節-項No.	事　業　名	決算額（千円）
第２章　応急対応		(1,753,682)
3-2	市外一時避難所支援事業	47,836
その他	災害救助事業	1,705,846
第３章　避難指示区域		(634,435)
2-1	警戒区域一時帰宅一般経費	1,126
2-3	特別通過交通制度対策事業	121,926
2-4	家畜一時飼養所整備事業	10,805
3-4	市外避難者支援事業	30,750
3-5	一時帰宅交通支援事業	165,862
その他	警戒区域内被災馬飼育管理事業	20,008
	避難指示区域ネズミ等駆除事業	21,733
	旧警戒区域内等への帰還に向けた小動物による獣害拡大防止事業	8,117
	警戒区域内一般廃棄物処理事業	6,747
	仮設トイレ設置事業	28,939
	ウェブカメラ設置事業	67,935
	ウェブカメラ維持管理事業	108,788
	県外避難者健診体制整備事業	4,940
	避難農業者一時就農等支援事業補助金	9,637
	一時宿泊所設置事業	15,876
	帰還準備旅館宿泊支援事業	11,246
第４章　被災者への支援		(4,301,639)
1-5	東日本大震災遺児等支援金支給事業	115,600
	東日本大震災遺児等支援事業	8,057
	震災遺児等進学支援助成金交付事業	22,485
2-1	災害弔慰金	2,971,950
2-2	災害見舞金	1,130,390
2-3	災害援護資金貸付金	40,200
その他	災害援護資金貸付金償還金	4,400
	被災者生活支援一般経費	8,557
第５章　放射性物質による汚染		(197,031,722)
1-1	線量低減化活動支援補助金	34,348
1-2	学校敷地等土壌改善事業	366,291
	校庭等表土改善事業	424,999
1-3	生活圏除染事業	96,903,175
	除染効果試験事業	20,448
	事後モニタリング・フォローアップ除染事業	2,806,986
	農地除染事業	38,424,671
1-3	農地除染関連事業	3,055,322
1-4	除去土壌等仮置場設置管理事業	49,765,886
1-5	除染推進委員会設置事業	3,931
1-6	復興事業等・地域安全連絡協議会運営費補助金	896
2-1	原子力災害環境測定事業	38,040
	環境放射線モニタリング測定事業	14,886
	環境放射線モニタリングシステム化事業	998
	大気浮遊じんモニタリング事業	116,841
2-2	帰還住民放射能対策機器整備事業	763,655
2-3	健康管理支援事業（個人線量計）	419,030
2-4	放射線被ばく検診事業	585,202
2-5	食品等放射能簡易分析事業	303,193
2-6	学校給食検査体制整備事業	41,580
	保育所等給食検査体制整備事業	39,281
	私立保育所等給食検査体制事業補助金	7,651
2-7	農作物栽培環境研究事業	14,831
2-8	放射線健康相談員設置事業	73,976
その他	私立保育施設等線量低減化事業補助金	925
	私立幼稚園線量低減化事業補助金	1,156
	農地農業用施設線量低減化事業	338
	道路橋梁施設線量低減化事業	25,863
	保健センター線量低減化事業	772
	校舎等線量低減化事業	86,251
	社会体育施設線量低減化事業	25,403
	庁舎等線量低減化事業	917
	まごころセンター線量低減化事業	424
	木製遊具除染改築事業	88,950
	私立保育施設等表土改善事業補助金	6,239
	農地農業用施設表土改善事業	2,762
	保健センター表土改善事業	3,014
	児童公園環境緊急改良事業	5,798
	社会体育施設表土改善事業	1,270,960
	社会教育施設表土改善事業	21,531
	農村公園環境緊急改良事業	27,095
	商工観光施設表土改善事業	23,662
	文化財施設表土改善事業	80,074
	都市公園等除染対策事業	869,100
	防火水槽除染事業	21,168
	防火水槽清掃事業	22,662
	除染活動アドバイザー事業	753

節-項No.	事　業　名	決算額（千円）
その他	除染従事職員用機器整備事業	2,975
	飲用井戸水核種濃度及び水質測定事業	96,338
	農産物等放射能測定事業	75,786
	工業製品放射線量測定事業	37,275
	放射線対策総合センター管理運営事業	5,508
	食品と放射能に関する講習会事業	1,906
第６章　復旧・復興対応		(8,223,905)
1-2	災害派遣職員受入事業	2,087,691
1-3	仮庁舎整備事業	223,680
2-1	復興まちづくり推進事業	14,139
	復興計画推進調査事業	91,171
2-7	地域新エネルギー導入支援事業補助金	77,058
	家庭の創エネ・省エネ促進支援事業補助金	262,549
	再生可能エネルギー導入促進事業	2,623
	再生可能エネルギー設備導入事業	148,201
	かしま保育園太陽光発電設備整備事業	23,451
	公共施設再生可能エネルギー等導入事業	1,029,549
	公共施設電力管理システム導入事業	481,680
	沿岸部大規模太陽光発電事業用地取得事業	523,183
3-1	南相馬チャンネル管理運営事業	278,260
	南相馬チャンネル整備事業	551,372
3-2	臨時災害ＦＭ運営事業	48,512
その他	職員給与費（任期付職員）	2,023,066
	災害関連広報活動事業	94,130
	災害記録編纂事業	21,146
	現年発生災害復旧事業（庁舎）	4,497
	公共施設エネルギーマネジメントシステム管理運営事業	981
	木質バイオマス発電施設等緊急調査事業	58,000
	木質バイオマス利用施設等整備事業補助金	10,014
	園芸施設再生可能エネルギー導入促進事業補助金	3,577
	新エネルギー活用市民交流センター創設事業	165,375
第７章　インフラ・生活環境		(39,763,010)
1-1	水道の復旧	124,631
1-2	下水道の復旧	2,817,705
3-2	海岸防災林造成関連事業	101,807
4-2	災害廃棄物処理対策事業	28,508,002
	災害廃棄物処理代行事業負担金	2,274,233
4-3	焼却灰等一時保管対策事業	633,964
4-4	遺失物管理事業	6,854
5-1	津波被災共同墓地整備事業	167,093

節-項No.	事　業　名	決算額（千円）
5-2	共同墓地災害復旧事業補助金	4,414
5-3	東日本大震災追悼式	10,146
その他	過年発生災害復旧事業（道路橋梁施設）	1,183,368
	道路橋梁応急復旧事業	20,307
	道路等被災箇所清掃事業	32,970
	過年発生災害復旧事業（河川施設）	308,655
	津波被災地構造物撤去事業	27,720
	公共施設修繕に伴う産業廃棄物処理負担金	28,922
	社会資本整備総合交付金事業（復興市道１-７）	767,950
	社会資本整備総合交付金事業（復興北原川）	1,112,152
	過年発生災害復旧事業（都市公園施設）	1,402,105
	都市公園生活環境整備事業	66,884
	過年発生災害復旧事業（都市排水施設）	7,290
	現年発生災害復旧事業（衛生施設）	576
	衛生施設応急復旧事業	182
	過年発生災害復旧事業（光ファイバー網）	47,557
	東日本大震災慰霊祭	824
	なんでも相談事業	25,774
	地域の絆づくり支援事業補助金	47,496
	防犯カメラ設置事業（旧警戒区域外）	33,429
第８章　小高区の再興		(2,108,283)
1-1	旧警戒区域見守りパトロール事業	363,366
1-2	小高区帰還住民意向調査事業	759
1-3	小高区行政区座談会事業	1,111
1-4	帰還者生活再建支援事業	20,076
1-5	小高区美化事業	22,100
1-6	小高区復興デザイン協働創生事業	18,660
2-1	旧警戒区域内店舗営業報奨金交付事業	31,997
	小高区内再開事業所店舗清掃・修繕業務委託事業	1,109
2-2	小高区仮設店舗開設事業	68,329
2-3	小高区復興拠点整備事業	839,766
2-4	居住再開支援深井戸掘削事業	86
	井戸整備事業補助金	116,401
その他	復興地域づくり加速化事業（市道草刈り）	194,292
	旧避難指示区域等河川環境整備事業	73,407
	警戒区域商業者等支援事業	3,986
	小高商工会機能強化支援事業補助金	7,964
	防災集団移転元地等活用ビジョン策定事業	29,268
	高校生による「小高区への提案」事業	1,872
	小高復興語り部育成運営支援事業補助金	380

節-項No.	事　業　名	決算額（千円）
その他	一時帰宅交通支援事業	5,677
	旧警戒区域内等安心通報システム事業	5,973
	医療施設生活環境整備事業	2,425
	居住再開支援住宅清掃事業補助金	39,175
	保健福祉センター生活環境整備事業	28,855
	生涯学習施設生活環境整備事業	3,812
	文学資料館再開事業	2,502
	小高駅周辺施設整備事業	12,257
	小高区商業施設整備事業	160,596
	防犯カメラ設置事業	30,928
	防犯灯設置事業	21,154
第９章　子育て・教育		(9,136,572)
1-1	小高区保育・教育施設再開整備事業	25,141
1-3	公立保育園園庭芝生化整備事業	242,945
	公立幼稚園園庭芝生化整備事業	87,308
	子どもの運動環境向上事業補助金	107,624
2-1	仮設校舎整備事業	639,828
	臨時小学校開設事業	404,852
	臨時中学校開設事業	246,146
2-4	放射線から子どもの健康を守る対策支援事業	4,109
	児童生徒の健康を守る安全・安心対策支援事業	2,735
2-6	複式学級解消事業	3,747
2-7	真野小学校統合に係る制服等購入助成金	923
	真野小学校閉校記念事業補助金	1,200
2-8	小中学校交流の集い事業補助金	5,915
2-9	小高区小中学校復興教育推進事業	2,163
3-1	幼稚園空調機器等整備事業	19,950
	私立保育施設等環境改善事業補助金	1,935
	小中学校空調機器等整備事業	900,599
	児童クラブ環境改善事業	2,213
	児童センター環境改善事業	1,924
3-2	臨時スクールバス等運行事業	268,048
3-3	わんぱくキッズ育成施設整備事業	263,153
	みんなの遊び場整備事業	15,360
	子どもの遊び場整備事業	342,032
その他	小高区認定こども園整備事業	14,686
	過年発生災害復旧事業（学校等施設）	70,116
	公立学校施設応急復旧事業	46,750
	小高区小中学校再開事業	786,548
	小中学校校舎・体育館耐震改修事業	3,454,183

節-項No.	事　業　名	決算額（千円）
その他	上町児童センター耐震改修事業	32,751
	児童センター施設整備事業補助金	5,042
	原二小プール改築事業	122,422
	小中学校トイレ洋式化事業	239,742
	学校遊具更新事業	12,812
	児童センター遊具更新事業	1,890
	ちびっこ広場遊具更新事業	13,935
	都市公園遊具更新事業	223,158
	農村公園遊具更新事業	20,837
	公立保育園・幼稚園遊具設置事業	7,006
	学習塾等と連携した学力強化推進事業	61,211
	スーパーティーチャー招へい事業	18,639
	放課後子ども教室推進事業	1,238
	スクールカウンセラー等派遣事業	43,326
	被災児童の心のケア支援事業	12,625
	園児の健康を守る安全・安心対策支援事業	1,546
	ＩＣＴ利活用教育推進事業	178,264
	大町ちびっこ広場改修整備事業	41,965
	学校図書館支援事業	116,333
	杉並文庫整備事業	19,697
第10章　医療・福祉		(6,494,495)
1-4	総合病院脳卒中センター建設事業	5,962,459
1-5	看護師等修学資金貸与事業	141,727
2-2	介護員養成事業	45,487
その他	公立双葉准看護学院再開負担金	79,630
	看護師確保推進事業	3,088
	地域医療提供体制整備事業補助金	50,000
	小児用インフルエンザ予防接種支援事業	100,344
	高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業	8,613
	被災市町村健康推進事業	62,786
	老人ホーム避難入所委託事業	21,489
	障がい福祉サービス利用者負担減免等特別措置事業補助金	8,665
	認知症高齢者グループホーム等助成事業補助金	4,745
	障がい者グループホーム等助成事業補助金	3,633
	指定短期入所生活介護事業者助成事業補助金	1,829
第11章　住まい		(34,964,560)
1-1	災害救助事業	29,876
1-2	避難指示区域内り災調査事業	76,482
2-3	高齢者見守り等支援緊急通報システム設置事業	3,843
2-4	高齢者見守り等支援巡回バス運行事業	108,963

節-項No.	事　業　名	決算額（千円）
2-5	被災者見守り訪問事業	6,874
	仮設借上見守り訪問事業	34,254
	高齢者向け仮設住宅入居者見守り事業	19,875
3-1	防災集団移転促進事業	19,399,400
3-2	（仮称）大町第一災害公営住宅整備事業	946,067
	（仮称）大町第二災害公営住宅整備事業	1,744,639
	（仮称）大町第三災害公営住宅整備事業	1,097,654
	（仮称）鹿島西町災害公営住宅整備事業	809,341
	（仮称）西川原災害公営住宅整備事業	661,862
	（仮称）西川原第二災害公営住宅整備事業	936,739
	（仮称）万ケ迫災害公営住宅整備事業	34,457
	（仮称）小高東町災害公営住宅整備事業	680,968
	（仮称）原町区内戸建災害公営住宅整備事業	1,038,876
	（仮称）原町区内集合災害公営住宅整備事業	1,157,546
	（仮称）小高区内集合災害公営住宅整備事業	545,354
	災害公営住宅建設事業	530,342
3-3	宅地造成事業	1,039,894
その他	市営住宅生活環境整備事業	128,014
	過年発生災害復旧事業（公営住宅）	45,126
	住宅応急復旧事業	252
	仮設住宅自治会支援事業	2,180
	仮設住宅管理一般経費	646,784
	仮設住宅避難者支援事業	172,475
	高齢者見守り等支援移動販売事業	6,548
	高齢者見守り等支援健康増進事業	2,479
	応急仮設住宅ごみ分別収集事業	86,675
	応急仮設住宅浄化槽維持管理事業	141,271
	農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業	4,560
	移転促進区域等土地権利等調査事業	97,100
	防災集団移転関連道路整備事業	673,602
	がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	861,279
	津波被災住宅再建支援事業補助金	152,957
	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	95,601
	津波被災地立竹木等撤去事業	215,372
	災害公営住宅管理一般経費	31,263
	復興公営住宅整備計画策定事業県負担金	30,975
	長期避難者生活拠点形成事業（原町区復興公営住宅道路）	112,917
	復興住宅施設建設促進事業補助金	220,104
	子育て等世帯定住促進事業	333,720

節-項No.	事　業　名	決算額（千円）
第12章　防　災		（1,949,972）
1-1	防災備蓄倉庫整備事業	410,416
1-2	過年発生災害復旧事業（消防・防災センター）	1,269,763
	消防・防災センター整備事業	10,395
2-1	南相馬市鎮魂復興市民植樹祭開催負担金	12,713
その他	過年発生災害復旧事業（防災施設・設備）	154,022
	避難所用防災倉庫整備事業	10,086
	避難所看板等整備事業	82,577
第13章　文化・スポーツ		（3,365,276）
1-2	復興事業推進埋蔵文化財発掘調査事業	70,216
	災害公営住宅関連発掘調査事業	14,845
	罹災者住宅移転発掘調査事業	18,631
	防災集団移転事業関連発掘調査事業	43,720
	植物工場整備事業関連発掘調査事業	64,843
	出土遺物整理収蔵施設整備事業	145,556
	下太田工業団地造成事業関連発掘調査事業	148,722
	復興工業団地造成関連発掘調査事業	5,972
	市内遺跡発掘調査事業	25,289
	発掘調査整理補助員雇用事業	3,921
2-1	パークゴルフ場整備事業	699,656
2-2	鹿島体育館整備事業	776,368
その他	過年発生災害復旧事業（文化財施設）	30,746
	生涯学習施設応急復旧事業	1,386
	現年発生災害復旧事業（社会教育施設）	73,868
	現年発生災害復旧事業（文化施設）	6,305
	過年発生災害復旧事業（体育施設）	454,154
	現年発生災害復旧事業（体育施設）	2,808
	南相馬市テニスコート増設事業	569,998
	屋内市民プール管理運営事業	72,318
	みなみそうま復興大学事業	33,446
	復興観光ガイド活用事業	1,746
	復興支援ツアー誘致事業	22,578
	交流人口拡大支援事業	21,212
	南相馬市・杉並区スポーツ交流事業補助金	19,023
	みらい元気挑戦　スポーツ招致事業	5,568
	南相馬子ども宿泊自然体験事業	1,879
	紅梅の里・親と子の絆づくり体験事業	2,912
	南相馬市スポーツ復興事業補助金	21,290
	相馬野馬追伝承用映画制作事業	6,300

節-項No.	事　業　名	決算額（千円）
第14章　商工業・労政		(9,973,385)
1-1	新規就職者応援事業	171,631
1-2	就業等人材確保住宅整備事業	35,395
2-1	中小企業支援仮設施設整備事業	11,664
	貸工場用地取得事業	51,776
2-2	サービスエリア利活用拠点整備事業	1,537,329
2-3	大町地区商業共同店舗整備事業	168,040
3-1	下太田工業用地造成事業	1,346,761
3-2	渋佐・萱浜工業用地造成事業	6,320,608
3-3	ロボット産業協議会運営費補助金	9,110
その他	被災事業所等再開支援事業補助金	3,651
	民間経済復興活動支援事業	7,817
	震災対策特別資金信用保証料補助金	184,705
	復興賃貸事業所整備事業	11,299
	スマートインターチェンジ整備事業	18,084
	被災地域農業復興総合支援事業（特産品・加工品開発）	85,570
	観光物産復興ＰＲ事業	9,945
第15章　農林水産業		(24,559,503)
1-2	地域水田再生試験栽培事業	104,196
	福島県営農再開支援事業補助金	947,026
	水稲作付再開奨励事業	172,926
1-4	農林業系廃棄物処理加速化事業	1,267,767
	農業系汚染廃棄物仮置事業	301,617
1-5	農業水利施設等保全再生事業	1,452,190
	農業水利施設等保全再生事業（対策工）	2,956,543
2-1	被災農家経営再開支援事業補助金	3,771,171
	旧警戒区域内農地保全管理事業	2,425,609
2-2	被災農家経営農業機械・施設等貸付支援事業	1,131,767
	被災地域農業復興総合支援事業	1,448,750
	植物工場整備事業	1,611,207
2-3	鳥獣被害防止緊急対策事業	342,313
3-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業負担金	1,977,068
	農山村地域復興基盤総合整備事業負担金	298,535
3-2	水産業共同利用施設復興整備事業	990,995
その他	過年発生災害復旧事業（農地農業用施設）	968,698
	農地農業用施設応急復旧事業	5,827
	農業用施設被災箇所清掃事業	32,970
	被災農林施設等安全確保事業	50,586
	現年発生災害復旧事業（林業施設）	7,285
	資源作物栽培実証事業補助金	10,815

節-項No.	事　業　名	決算額（千円）
その他	農業再生実証事業	20,928
	地域農業経営再開復興支援事業	26,733
	農林水産業復興計画推進事業	10,733
	南相馬市産農林水産物ＰＲ事業	9,201
	東日本大震災農業生産再生対策事業補助金	437,461
	園芸産地復興支援対策事業補助金	155,552
	畜産農家堆肥仮置事業	43,304
	鮭繁殖施設整備事業	40,752
	農村地域復興再生基盤総合整備事業	19,069
	農業基盤整備促進事業	94,144
	震災対策農業水利施設整備事業	110,228
	営農再開支援水利施設等保全事業	114,883
	水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）負担金	55,057
	ふくしま森林再生事業	1,098,797
	木材供給等緊急対策事業補助金	46,800
第16章　民間活動		(140,112)
その他	交流拠点施設整備事業補助金	100,000
	被災者支援団体活動事業補助金	31,749
	こども交流支援事業補助金	8,363

2　年　表［平成23年３月11日～30年３月31日］

＊赤字は地震（南相馬市で震度４以上）・津波関連の事項。
＊東日本大震災発生から１週間は、事項の時系列を明らかにすることに努めた。
＊東京電力㈱は「東電」、福島第一原子力発電所は「福島第一原発」、福島第二原子力発電所は「福島第二原発」、原子力災害特別措置法は「原災法」と略記した。
＊マグニチュードは「M」、マイクロシーベルトは「μSv」、ミリシーベルトは「mSv」で表した。
＊ＩＣはインターチェンジの略。

年月日	事　　項
平成23年（2011）	
3月11日	14:46 三陸沖を震源とするＭ8.4（16:00 気象庁発表）の地震が発生。宮城県栗原市で震度７を観測。南相馬市で震度６弱を観測 東電福島第一原発および福島第二原発など原発11基が自動停止 14:49 気象庁が大津波警報発令（福島県への到達時刻は15時10分頃、津波の高さは３ｍと予想） 14:51 福島県沖を震源とするＭ6.8 の地震が発生。南相馬市で震度４を観測 14:54 福島県沖を震源とするＭ6.1 の地震が発生。南相馬市で震度４を観測 14:58 福島県沖を震源とするＭ6.6 の地震が発生。南相馬市で震度４を観測 15:00 市役所本庁舎玄関前にて第１回災害対策本部会議（情報収集を指示） 15:12 福島県沖を震源とするＭ6.7 の地震が発生。南相馬市で震度４を観測 15:14 気象庁が大津波警報発令を更新（予想される津波の高さを３ｍから６ｍに更新） 15:15 茨城県沖を震源とするＭ7.6 の地震が発生。南相馬市で震度４を観測 15:30 第２回災害対策本部会議（被害状況報告） 15:30 気象庁が大津波警報発令を更新（予想される津波の高さを６ｍから10ｍ以上に更新） 15:35 頃 南相馬市に津波到達 15:37 政府の第１回災害対策本部会議 15:42 原災法第10条に基づく特定事象発生を東電が通報 16:00 気象庁が１回目の記者会見。Ｍ8.8 の地震を「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」と命名 16:28 岩手県沖を震源とするＭ6.6 の地震が発生。南相馬市で震度５弱を観測 16:30 第３回災害対策本部会議（避難所設置の手配。自衛隊派遣要請） 16:42 原災法第15条に基づく特定事象発生の通報 16:55 菅首相が記者会見で「国民の安全確保と被害を最小限に抑えるため政府として総力を挙げる」と強調 17:31 福島県沖を震源とするＭ5.9 の地震が発生。南相馬市で震度４を観測 17:40 福島県沖を震源とするＭ6.0 の地震が発生。南相馬市で震度５弱を観測 18:00 第４回災害対策本部会議（避難所の職員配置体制） 19:03 政府が福島第一原発について原災法に基づく「原子力緊急事態宣言」を発令 19:10 第５回災害対策本部会議（避難所用食料の手配） 20:34 第６回災害対策本部会議（仮設トイレ・毛布の手配。原町高校に遺体収容） 21:23 福島第一原発から半径３km圏内の住民に避難指示 22:00 第７回災害対策本部会議（毛布の追加配布） 23:30 第８回災害対策本部会議（ボランティアの受入態勢。避難所の翌日の朝食対応）
3月12日	0:00 南相馬市で24人の死亡確認 0:05 原災法第15条に基づく特定事象発生の通報 0:49 福島第一原発１号機で原子炉格納容器内の圧力が高まったと東電が国に報告 3:06 ベント実施に関する経済産業大臣および東電の記者会見 5:44 避難指示区域を福島第一原発から半径３km圏内から10km圏内に拡大 6:00 第９回災害対策本部会議（日本赤十字奉仕団に医療班を要請） 6:19 菅首相が被災状況視察のためヘリコプターで官邸を出発 7:45 福島第二原発にも「原子力緊急事態宣言」を拡大。福島第二原発から半径３km圏内の住民に避難、10km圏内に屋内退避を指示 8:30 第10回災害対策本部会議（避難者名簿を各避難所へ配布開始。市ホームページにも避難者名簿の掲載手配）
3月13日	5:00 第15回災害対策本部会議（住民避難の広報・確認活動。マスク着用指示。市内企業の状況把握） 7:00 第16回災害対策本部会議（20km圏内の住民を20km圏外へ移動させる手配） 7:30 気象庁が東北太平洋側の津波警報を注意報に切り替え 10:00 第17回災害対策本部会議（避難者等の状況報告） ガソリンスタンドで渋滞発生 避難者増加に伴う避難所の増設を検討 12:55 気象庁が東日本大震災のＭを 8.8 から 9.0 に修正 15:00 第18回災害対策本部会議（消防団から重機要請） 19:00 第19回災害対策本部会議（避難者の移動状況の報告。避難者名簿などの資料を避難所へ提供）
3月14日	3:30 第20回災害対策本部会議（避難指示が30kmになった場合に備えた対策。飯舘村・相馬市の受け入れ可能な人数把握） 6:00 第21回災害対策本部会議（公用車用ガソリン券の交付。避難所の避難者数の報告） 11:00 第22回災害対策本部会議～福島第一原発爆発の情報により会議は中断し、12時に再開（避難所を密閉し外に出ない対応を指示。原発爆発時の避難所連絡体制の確認。安定ヨウ素剤の追加配布を決定） 11:01 福島第一原発３号機で水素爆発 災害がれきの仮置場の利用が開始されるが、原発事故の影響により直ちに中止 家庭ごみの収集は、車両燃料確保困難のため見合せ 自衛隊は、市役所や避難所において福島第一原発から半径100km圏外への避難を呼びかけ 19:54 福島第一原発２号機で、東電が原子炉に海水の注入を開始 21:30 南相馬市で死者161人、行方不明者110人を確認
3月15日	5:00 第23回災害対策本部会議（食料配給の遅滞、処方薬剤の不足） 6:10 福島第一原発２号機で爆発音。福島第一原発４号機建屋の損壊 10:30 第24回災害対策本部会議（市民の移動手段が途絶える。食料不足） 11:00 政府は、福島第一原発から半径20km圏外～30km圏内の住民に対し屋内退避指示 陸上自衛隊は、福島第一原発から半径20km圏外～30km圏内の行方不明者の捜索を中止 自家用車やバスにより市外へ集団避難開始（相馬市旧相馬女子高校、伊達市梁川体育館、宮城県丸森町役場）（～17日） 19:00 第25回災害対策本部会議（福島第一原発４号機の火災。人工透析患者の受け入れ先を確保することは困難） 防災無線にて桜井市長から市民へ激励メッセージ発信 市内に救援物資が入ってこないため、隣接市町村まで受け取りに行く
3月16日	5:45 福島第一原発４号機建屋４階で火災 6:00 第26回災害対策本部会議（市外への移動は避難所にいる住民を先行。業者が撤退したため水道工事は職員直営）

年月日	事　　項
平成23年（2011）	
3月16日	7:10 新潟県知事が支援を申し出 8:34 福島第一原発３号機から白煙が大きく噴出 11:00 第27回災害対策本部会議（避難希望の市民への対応を検討） 15:00 第28回災害対策本部会議（17～19日は県外への避難者移送。自家用車による避難者へのガソリン配布検討） 19:00 第29回災害対策本部会議（避難できる市民の意志の尊重） 政府が緊急避難用ガソリンの運搬を開始（業者の都合により搬送先は郡山市まで。市でドライバーを手配し市内へ運搬） 深夜、ガソリン搬入のタンクローリー車到着
3月17日	ガソリンスタンド開設の時間や場所などの一斉周知広報（車１台10ℓをすべての車両に給油） 6:00 第30回災害対策本部会議（避難作業を19日までに遂行） 南相馬市民が新潟県三条市・小千谷市、群馬県東吾妻町へ集団避難 アメリカ政府が日本滞在中の自国民に出国勧告 15:00 第31回災害対策本部会議（移送バスの手配。介護施設移送先の調整） 18:00 第32回災害対策本部会議（個人宅への避難の呼びかけの報告） 県外への避難移動（18～20日）の説明会（鹿島区３か所、原町区７か所）
3月18日	第33回災害対策本部会議（県外避難の説明会の報告。水道の継続的供給の報告） 第34回災害対策本部会議（原町区内病院の入院状況の報告）
3月19日	第35回災害対策本部会議（県外避難の説明会の報告。高齢者や寝たきり者の対応検討） 松本防災担当大臣は老人保健施設「ヨッシーランド」、市立総合病院等を視察 県外への集団避難開始（新潟県上越市・糸魚川市、群馬県東吾妻町・片品村）（～20日） 市内の電話および通信回線がおおむね復旧 市ホームページによる情報提供が再開 福島県警機動隊が原町区小野田病院・大町病院の入院患者を福島第一原発から半径30km圏外へ搬送 第36回災害対策本部会議（県外への緊急避難の呼びかけの徹底。物資の供給能力低下の情報発信）
3月20日	第37回災害対策本部会議（独居者の移送と在宅者への対応。市立総合病院入院患者の移送完了の報告） 第38回災害対策本部会議（在宅寝たきり者の調査。自宅に戻った自主避難者の対応策の検討） 横浜市老人介護保健施設が、社会福祉法人「南相馬福祉会」運営の特別養護老人ホームの入所者ら228人を受け入れ
3月21日	第39回災害対策本部会議（寝たきり者の対応を国に要請） 第40回災害対策本部会議（県外避難所の報告。食料配布者数等の状況報告） 福島県警機動隊が原町区の老人福祉施設「長生院」の入所者ら約90人を新潟県へ搬送 政府は福島・茨城・栃木・群馬の４県にホウレンソウとカキナの出荷停止を指示
3月22日	第41回災害対策本部会議（引取人のいない遺骨の対応。在宅要援護者への呼びかけなどの報告） 市教育長、新潟県の避難所を訪問（～24日） 軽油・灯油受け取りのため出発。23日朝到着（タンクローリー３台） ガソリンは大手系列で入荷動き出す（相馬市で通常ペース） 福島県建設業協会相馬支部と公共工事関係業者、福島第一原発から半径20km圏外～30km圏内で不明者捜索を開始 第42回災害対策本部会議（水道水モニタリングの結果報告） ４月に実施予定の統一地方選挙のうち、岩手・宮城・福島３県の県知事選挙や県議会議員選挙など計27件の延期決定 18:19 福島県沖を震源とするM 6.4 の地震が発生。南相馬市で震度４を観測 22:43 福島第一原発3号機の中央制御室の照明が点灯。1～6 号機の6基すべてに外部電源接続
3月23日	第43回災害対策本部会議（乳幼児用にペットボトルの水の配布手配。新学期に関する問い合わせの報告） 市民有志ボランティアが緊急防犯パトロール隊を結成、巡回活動を開始

年月日	事　　項
	県内外の避難所で小学６年生の旅立ちを祝うイベントや式を開催 第44回災害対策本部会議（水道水の問題。避難先自治体から避難所への職員派遣の要望）
3月24日	第45回災害対策本部会議（在宅市民への物資配布の検討） 県外避難を防災無線や広報車で市民に呼びかけ、説明会で希望者の受付開始 市の定期人事異動を１か月程度延期することを決定 市議会３月定例会を再開し本会議において議案を議決 第46回災害対策本部会議（避難バスの申し込み状況の報告）
3月25日	第47回災害対策本部会議（社会福祉協議会の活動が再開） 市民152人が群馬県草津町へ避難 枝野官房長官が記者会見で、福島第一原発から半径20km圏外～30km圏内の「屋内退避」の対象市町村に対し、住民の自主避難を要請したと発表 第48回災害対策本部会議（小・中学校の４月６日の入学式は困難との報告）
3月26日	第49回災害対策本部会議（新学期の準備が困難な状況。り災証明の問い合わせ対応） 社会福祉協議会にボランティアセンターを設置 鹿島区でコンビニエンスストアが１か所営業再開 自主避難していた市民が戻りはじめ、市内各所で店舗の営業が再開 原町区本陣前と西町にコンビニエンスストアが１か所ずつ営業再開 相馬郡医師会が鹿島区の鹿島厚生病院内に臨時診療所を開設、本格診療の開始 第50回災害対策本部会議（物資配布の状況報告）
3月27日	第51回災害対策本部会議（線量測定値の低下） 福島第一原発から半径20km圏外～30km圏内の自力避難困難者は約150人と判明 谷垣自民党総裁が来市、被災現場や避難所などを視察 志位共産党委員長が来市、桜井市長と会談 第52回災害対策本部会議（事業者の支援）
3月28日	第53回災害対策本部会議（仮設住宅の建設候補地の検討） 鹿島区のダイユーエイト、セブンイレブン、ローソンが営業再開 第54回災害対策本部会議（仮設住宅のあり方を検討）
3月29日	第55回災害対策本部会議（プルトニウムの議論。仮設住宅は20km圏内の住民も対象とするよう要望） フレスコキクチ鹿島店の営業再開 第56回災害対策本部会議（市民課の窓口対応の報告） 東電皷副社長が桜井市長を訪問、謝罪。早急な人的・金銭的支援を約束 経済産業省原子力安全・保安院平岡次長が市役所を訪れ、桜井市長に福島原発の現状を説明
3月30日	第57回災害対策本部会議（市内にとどまる市民の支援を指示） 福島県が福島第一原発から半径20km圏内の地域を災害対策基本法に基づく警戒区域にするよう国に要望したと発表 原町区の原町中央青果市場が市場内に臨時直売所を開設 市内の水道水の放射性ヨウ素の値が指標値を下回ったため、摂取制限を解除 第58回災害対策本部会議（県内外避難所のごみ処理問題。仮設住宅の建設候補地の調査） 環境省から、一般ゴミ処理費用は全額国負担と連絡が入る
3月31日	第59回災害対策本部会議（仮設住宅として雇用促進住宅を準備。相馬市と区域外就学の協議） ガソリン給油（支払方法、台数、必要量）の打ち合わせ 鹿島郵便局で取り扱い開始（火・木曜日） 第60回災害対策本部会議（事業所再開の動きが活発化。市外避難者の旅館・ホテルでの一時受け入れの準備）
4月 1日	第61回災害対策本部会議（市内の児童･生徒の把握。企業支援の検討。物資配布は米や水が中心） 公用車、緊急用の給油を指定給油所にて開始 水田農業協議会で水稲作付け等の協議 第62回災害対策本部会議（相馬市へ区域外就学の要請。旧相馬女子高校の校舎の使用検討） 市職員の採用を５月１日に延期 義援金の県の配分会議で被災世帯と福島第一原発から半径30km圏内の世帯に３万円配分を決定

年月日	事　　項
平成23年（2011）	
4月 1日	菅首相が記者会見で３月11日の地震がもたらした災害の呼称を「東日本大震災」とすると発表
4月 2日	第63回災害対策本部会議（災害対策本部の正庁への移動計画） 第64回災害対策本部会議（福島第一原発から20km～30km圏内の学校・物流は再開困難。郵便局は規制解除を検討。旅館・ホテルへの二次避難の検討）
4月 3日	第65回災害対策本部会議（文部科学省の政務官へ就学環境の整備を要望。物資の備蓄倉庫がいっぱいになったので新たな倉庫を手配） 新潟県小千谷市に避難していた市民が一時帰宅。希望する50人がバス３台で到着。滞在は４時間 福島県警が南相馬・相馬両署管内で機動捜査隊による警戒活動を開始 市教育委員会は、４月下旬から鹿島区の４小・中学校での授業再開を発表
4月 4日	第66回災害対策本部会議（工業用水道の使用協議。相馬市へ給食支援の要請） 長崎大学と福島県立医科大学の医師・看護師らが市内の屋内退避区域で在宅療養者の訪問診療を開始 生活福祉資金の受付開始 郵便事業会社、原町支店での郵便物の受け取りを５～９日と決定 家畜死骸の処理開始（２～３日間） 原町区内の民間３病院が診療再開（大町病院、渡辺病院、小野田病院） 福島第一原発で、高濃度の汚染水の保管場所を確保するため、集中環境施設などにある計１万1500トンの比較的汚染度の低い水を海に放出開始
4月 5日	第67回災害対策本部会議（二次避難所の申し込み対応、義援金配布を市全域とする要望書の提出を準備） ガソリンの供給が安定してきたため、給油スタンド情報の広報を終了 政府、福島第一原発から半径20km圏外～30km圏内に避難計画を整備する方針（最多約１万8000人が残る南相馬市の計画策定は政府が主導、市に提示） 福島県教育委員会が福島第一原発から半径30km圏内の県立高校８校の授業について、県内５地区の空き教室などを活用する「サテライト方式」で行うと説明
4月 6日	第68回災害対策本部会議（小・中学校の再開準備） 二次避難開始、市民約500人が福島市の飯坂温泉などに移動（10日までに4500人移動計画） 県災害対策本部から重機が入り、行方不明者の捜索活動が本格化 福島第一原発１号機の水素爆発を防ぐため、窒素ガスを注入する作業開始
4月 7日	第69回災害対策本部会議（福島第一原発から半径20km圏内への立ち入りの厳格化指示） 福島第一原発から半径20km圏内の住民の一時帰宅について「安全性を確保しながら、できるだけ実現させる方向で検討」と枝野官房長官。福島第一原発から半径20km圏外～30km圏内の屋内退避指示を避難指示に切り替える可能性も示唆 23:32 宮城県沖を震源とするＭ7.2の地震が発生。東日本大震災以降最大の余震。南相馬市で震度５強を観測
4月 8日	第70回災害対策本部会議（昨夜の地震被害の情報収集） 東京都杉並区と北海道名寄市、群馬県東吾妻町、新潟県小千谷市が、南相馬市の支援を表明。「自治体スクラム支援会議」を発足 相馬郡医師会の診療所（鹿島厚生病院内）が終了
4月 9日	第71回災害対策本部会議（学校再開の準備。給食センターの修繕計画。小高区井田川の水門開放） 北海道日高町、南相馬市から相馬野馬追の馬の避難を受けることを表明
4月10日	第72回災害対策本部会議（小・中学校の再開準備）
4月11日	第73回災害対策本部会議（牛馬死体の処理終了。応急仮設住宅への電力供給の準備） 福島県は市内４か所で応急仮設住宅260戸の建設を開始 ７日の地震被害により、旧相馬女子高校の安全確保が困難のため、校舎使用を禁止（18日までに他の避難所へ移動） 福島第一原発から半径20km圏外～30km圏内の自治体首長に対し、国の聴き取り調査 17:16 福島県浜通りを震源とするＭ7.0の地震が発生。南相馬市で震度４を観測
4月12日	第74回災害対策本部会議（計画的避難区域設定の検討。旧相馬女子高校の避難所の移設先検討） 二次避難。南相馬市民約100人が福島市や南会津町方面に移動 東電皷副社長が桜井市長と会い、震災から１か月を過ぎても事態の収束を見通せない福島第一原発の事故を謝罪 南会津町長が来市し、桜井市長に町内で避難者1200人を受け入れる準備を伝達 14:07 福島県中通りを震源とするＭ6.4の地震が発生。南相馬市で震度４を観測 福島第一原発事故の深刻度を国際評価尺度（INES）の暫定評価で最悪の「レベル７」と経済産業省原子力安全・保安院。チェルノブイリ事故に匹敵する評価
4月13日	第75回災害対策本部会議（計画的避難区域・緊急時避難準備区域設定への影響） 政府、南相馬市を含む県東部５市８町３村で路地栽培のシイタケ出荷停止指示 五郷騎馬会が会合を開き、相馬野馬追の開催を確認 原子力安全委員会が登校の目安となる被ばく線量を年間10mSvとする見解を発表
4月14日	第76回災害対策本部会議（計画的避難区域の調整。工業用水道の通水実施） 市地域水田農業推進協議会は、市内全域で平成23年産米の作付けを行わないことを決定
4月15日	第77回災害対策本部会議（り災証明書の発行準備。学校再開の準備） はらまち旅行、ＪＲ原ノ町駅と仙台駅東口を結ぶ直行バスの運行を開始 鹿島区内に建設中の応急仮設住宅や市営住宅など508戸への入居希望の受付開始 市は、がれき撤去や事務補助など復興業務を担う人材を緊急雇用する方針 東電は、原発事故で避難や自宅待機している住民に対し賠償金の仮払いとして１世帯100万円、単身世帯75万円で、対象は約５万世帯と発表
4月16日	第78回災害対策本部会議（義援金の説明会の状況報告。スクールバス発着所の現地確認） 臨時災害ＦＭ放送局「みなみそうまさいがいエフエム」の放送開始
4月17日	第79回災害対策本部会議（計画的避難区域設定では県道原町川俣線を封鎖しないよう要望。保育園申込受付の準備） 枝野官房長官が来市。桜井市長と面談し、計画的避難区域実施に向けた政府の支援体勢などを説明
4月18日	第80回災害対策本部会議（義援金の申請受付を開始） 南相馬～相馬を結ぶ臨時バスが運行開始
4月19日	第81回災害対策本部会議（警戒区域の指定を在宅者に対して広報。住民票交付の体制づくりの検討） 津波で流された「思い出の品」の縦覧を原町区栄町柔剣道場で開始
4月20日	第82回災害対策本部会議（モニタリング調査の観測点追加を県へ要請。応急仮設住宅申し込み状況。就学状況の報告） 政府は福島第一原発から半径20km圏内について、22日午前０時に立ち入りを禁じる警戒区域に指定する方針を決定 『広報みなみそうま』号外１号を発行。市内の病院、金融機関、コンビニエンスストア等約80か所に張り出しを依頼
4月21日	第83回災害対策本部会議（警戒区域設定の対応） 佐藤福島県知事、震災後初めて来市。桜井市長と会談。避難所の原町第一小学校を訪問 米誌『タイム』は毎年恒例の「世界で最も影響力のある100人」の2011年版を発表、桜井市長が選ばれる
4月22日	0:00 福島第一原発から半径20km圏内（小高区全域と原町区の一部）を警戒区域に設定 福島第一原発から半径20km圏外～30km圏内に指示していた屋内退避が解除され、新たに計画的避難区域と緊急時避難準備区域を設定 1:11 福島県沖を震源とするＭ5.6の地震が発生。南相馬市で震度４を観測 第84回災害対策本部会議（警戒区域設定後の対応） 福島第一原発から半径30km圏外の鹿島区で小・中学校を再開
4月23日	0:25 福島県沖を震源とするＭ5.4の地震が発生。南相馬市で震度４を観測 第85回災害対策本部会議（警戒区域の見直しを国へ要請。警戒区域・緊急時避難準備区域の問合せ対応。市長メッセージを発表） 原町区新田川温泉はらまちユッサ営業再開

年月日	事　　項
平成23年（2011）	
4月24日	第86回災害対策本部会議（警戒区域立入許可の調整。計画的避難区域のモニタリング結果の説明。中小企業支援連絡協議会の設置）
4月25日	第87回災害対策本部会議（警戒区域内の家畜の対応。死亡家畜の調査） 郵便局原町支店の業務再開 り災証明書の申請受付を開始（鹿島区） 福島県は、福島第一原発から半径20km圏内の警戒区域で家畜の緊急対策を開始
4月26日	第88回災害対策本部会議（警戒区域内の家畜の対応）
4月27日	第89回災害対策本部会議（一時立ち入りの対応） 屋内退避指示の解除を受け、福島第一原発から半径30km圏内の郵便事業会社原町支店で配達業務再開
4月28日	第90回災害対策本部会議（一時立ち入りについて全国に避難する住民への周知が課題） 福島市と「東日本大震災に伴う避難者の支援に関する協定」を締結。福島市役所に南相馬市役所福島市出張所を開設
4月29日	第91回災害対策本部会議（一時立ち入りの問合せ対応）
4月30日	第92回災害対策本部会議（連休中のボランティア対応。二次避難所への情報提供が課題） 生活福祉資金の申請終了（累計635件、8920万円）
5月 1日	第93回災害対策本部会議（福島県へ密接な連携を要請。一時立ち入りへの対応）
5月 2日	第94回災害対策本部会議（ボランティアの安全対策。モニタリングの問い合わせ対応） 復興構想会議のメンバーが来市、桜井市長と情報交換 相馬野馬追出場馬を警戒区域外へ移動 り災証明書の申請受付を開始（原町区）
5月 3日	第95回災害対策本部会議（国への情報の発信）
5月 4日	第96回災害対策本部会議
5月 5日	第97回災害対策本部会議
5月 6日	第98回災害対策本部会議（20km圏内の車の持ち出し・ペットの対応） 鹿島区のかしま保育園、かみまの保育園を再開
5月 7日	第99回災害対策本部会議（厚生労働省へ市内事業所の再建を要望）
5月 8日	第100回災害対策本部会議
5月 9日	第101回災害対策本部会議（応急仮設住宅の入居者選定および二次募集、借上げ住宅の申し込みを開始） 片山総務大臣と内堀福島県副知事が来市、現地調査 山之内自衛隊幕僚長が来市、福島第一原発から半径20km圏外の捜索を終了し、引き続き20km圏内に入るとの報告 東電清水社長が来市、これまでの謝罪を受ける 福島第一原発から半径30km圏内の県立高８校の生徒が避難先近くの高校で授業を受ける「サテライト方式」開始 り災証明書の申請受付を開始（小高区） 応急仮設住宅（鹿島区千倉グラウンドほか４か所）の入居者募集の開始
5月10日	第102回災害対策本部会議（宮城県丸森町の避難者の対応。支援物資の受け入れ場所の変更） 自衛隊が20km圏内の捜索を開始 義援金の振り込みを開始
5月11日	第103回災害対策本部会議（がれき処理の発注方法の協議。幼稚園の臨時開園の準備）
5月12日	第104回災害対策本部会議（補正予算成立に伴う対応）
5月13日	第105回災害対策本部会議（避難所の統廃合、応急仮設住宅の用地の不足）
5月14日	第106回災害対策本部会議
5月15日	第107回災害対策本部会議（災害廃棄物の現地対応。県の住宅借上家賃負担の引き上げ）
5月16日	第108回災害対策本部会議（東京都応援職員の配置部署検討） 桜井市長、新潟県内の避難所を訪問（～18日） 福島県弁護士会相馬支部の主催で無料法律相談を原町商工会議所に開設 臨時幼稚園の申し込み開始、２日間で55人の申し込み（定員180人）
5月17日	第109回災害対策本部会議（緊急時避難準備区域の賃貸住宅借上げが認められる情報。計画的避難区域の住民の避難状況）
5月18日	第110回災害対策本部会議（一時立ち入りのバス・日程等の調整）
5月19日	第111回災害対策本部会議（県外への避難者は放射線への恐怖が強いので説明が必要）
5月20日	第112回災害対策本部会議（一時立ち入り避難者への対応、計画的避難区域の境界の線量調査） 応急仮設住宅の申し込みは第２回締切りで3018件。用地は1400戸弱を確保見込み
5月21日	第113回災害対策本部会議（一時立ち入り受付センターの電話のつながりにくさの対応検討。応急仮設住宅の入居に向けた物資配布の協議） 原子力災害現地対策本部生活支援チームとの意見交換会で緊急要望書を提出（緊急時避難準備区域内の応急仮設住宅建設の環境づくりの検討等）
5月22日	第114回災害対策本部会議（家畜の安楽死処分の同意状況）
5月23日	第115回災害対策本部会議（一時立ち入りの回数や効率的な方法を検討。線量計の早期発注。応急仮設住宅の入居ではコミュニティー等に配慮）
5月24日	第116回災害対策本部会議（一時立ち入りのリハーサル実施） 桜井市長、茨城県・群馬県・新潟県の自治体、避難所を訪問（～26日）
5月25日	第117回災害対策本部会議 警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目開始・第１回／85人）
5月26日	第118回災害対策本部会議
5月27日	第119回災害対策本部会議（応急仮設住宅・借上げ住宅の入居キャンセルの対応、ガラスバッチの配布を国へ要請） 文部科学省が、本県の小・中学校などの校庭で毎時１μSv以上の放射線量が測定された場合、表土除去の工事費用を国が補助すると発表 警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目第２回／85人）
5月28日	第120回災害対策本部会議（小高区避難者へ課税通知、警戒区域からの車両持ち出しの準備） 鹿島区の応急仮設住宅への入居開始
5月29日	第121回災害対策本部会議
5月30日	第122回災害対策本部会議（台風のためパトロールを強化）
5月31日	第123回災害対策本部会議（台風被害状況の報告。児童の保護者にモニタリングの情報提供と説明の準備） 工業製品放射線量測定所を開設
6月 1日	第124回災害対策本部会議（放射線量等分布マップの作成協力。モニタリング箇所の追加） 桜井市長、長野県飯田市ほか６自治体および避難所を訪問（～３日） 警戒区域から車両持ち出し（１巡目開始・第１回／36台） 鹿島区の鹿島幼稚園・上真野幼稚園を臨時開園
6月 2日	第125回災害対策本部会議（応急仮設住宅の申し込み・入居状況の報告） 警視庁および５県警による「特別警備隊」発足。防犯を目的に福島第一原発から半径20km圏内での警備を強化
6月 3日	第126回災害対策本部会議（遺体捜索の現状を写真を含めて情報発信） 臨時校長会議で、安全・安心の観点から今夏のプール使用中止を決定
6月 4日	第127回災害対策本部会議（自衛隊による捜索活動は本日で終了）
6月 5日	第128回災害対策本部会議（国は避難者が避難先の行政サービスを受けられるように法律改正を予定） 市長メッセージと災害対策業務の窓口案内リーフレットを避難者等に配布 松本防災担当大臣へ要望書を提出
6月 6日	第129回災害対策本部会議(ペット持ち出しの要望。放射線量についてわかりやすい説明が必要)

年月日	事　　項
平成23年（2011）	
6月 6日	経済産業省原子力安全・保安院は福島第一原発１～３号機がメルトダウンしたとする評価結果を発表
6月 7日	第130回災害対策本部会議（一時立ち入りのペース改善を申し入れ）
6月 7日	警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目第３回／154人）
6月 8日	第131回災害対策本部会議（県の補正予算の活用） 警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目第４回／156人）
6月 9日	第132回災害対策本部会議（応急仮設住宅への入居に伴い避難所人数が減少との報告）
6月10日	第133回災害対策本部会議（全国市長会および福山官房副長官との会談の報告） 応急仮設住宅（鹿島区小池長沼ほか５か所）の入居者募集の開始
6月11日	第134回災害対策本部会議（就学環境の整備が必要）
6月12日	第135回災害対策本部会議（石破自民党政調会長と避難地域の首長との意見交換の報告） 桜井市長、南会津町・会津若松市、山形県米沢市等の現地避難所訪問（～14日）
6月13日	第136回災害対策本部会議（国の一次補正の情報収集）
6月14日	第137回災害対策本部会議（教職員対象の放射線に関する講演会実施） 警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目第５回／148人）
6月15日	第138回災害対策本部会議（会津方面の避難者は原発・放射線への不安が強く、市内に戻りたくない意向、避難者の自立に向けた支援が必要） 福島第一原発から半径30kmの線引き図面を公表 警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目第６回／146人）
6月16日	第139回災害対策本部会議（６月市議会の対応。警戒区域における家屋の屋根応急措置について国に申し入れ） 原子力災害対策本部は、放射線量が局地的に高い地点について、住居単位で「特定避難勧奨地点」に指定すると発表
6月17日	第140回災害対策本部会議（ホットスポット対策が明確になったので、各戸の意向に基づき国に対応を要望） 警戒区域から車両持ち出し（１巡目第２回／48台）
6月18日	第141回災害対策本部会議（飯舘村長から村内のガソリンスタンド継続を南相馬市と連名で要望したいとの申し入れについて了解） 大畠国土交通大臣が来市。常磐道と東北中央道の整備、海岸・河川堤防の応急措置、福島第一原発から半径30km圏内の応急仮設住宅、緑のカーテンを要望 警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目第７回／150人） 20:31 福島県沖を震源とするＭ6.0 の地震が発生。南相馬市で震度４を観測
6月19日	第142回災害対策本部会議（野馬追は、７月23日ほぼ例年どおり、24日太田神社例大祭のみ、25日多珂神社で野馬懸を行うことに決定） 警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目第８回／145人）
6月20日	第143回災害対策本部会議（一時立ち入りのバス台数が増となることを周知。鹿島区橲原地区からの要望への対応） 原子力損害賠償紛争審査会は、国の指示による避難生活者に東電が支払う精神的損害への賠償を事故後６か月間は１人月10万円を目安とすることを決定 被災地支援のため東北地方の高速道路で被災者ら対象の高速料金無料化が開始 震災からの復興の基本理念や枠組みを定めた復興基本法が参院本会議で可決
6月21日	第144回災害対策本部会議（警戒区域内の家畜は農家の意向を把握して対応）
6月22日	第145回災害対策本部会議（市内病院の病床が205床に緩和。応急仮設住宅の入居時期や条件などの問合せ対応） 計画的避難区域に隣接する行政区において放射線に関する説明会を開催（～26日）
6月23日	第146回災害対策本部会議（行政区説明会では放射線の高いところは各戸測定することを説明）
6月24日	第147回災害対策本部会議（放射線測定器を行政区に貸し出す。健康影響説明会では厳しい意見がだされている）
6月25日	第148回災害対策本部会議（ホットスポットについて住民の不安が強くなっている） 鹿島区八沢小学校で３か月遅れの卒業式
6月26日	第149回災害対策本部会議（交通、教育、福祉、介護、医療などの生活インフラの復旧対応）
6月27日	第150回災害対策本部会議（ホットスポット111か所の調査に入るが説明会では厳しい意見）
6月28日	第151回災害対策本部会議（鳥取県から放射線内部被ばく検査用のホールボディカウンターが県に到着。一時立ち入りはタイベックスーツを着用せずに長袖の着衣で実施） 警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目第９回／206人）
6月29日	第152回災害対策本部会議（一時立ち入りでは気温が高くなる予報であり健康管理に十分注意） 警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目第10回／215人）
6月30日	第153回災害対策本部会議（緊急時避難準備区域の解除の報道によって、市民の不安が大きく、混乱している）
7月 1日	第154回災害対策本部会議（特定避難勧奨地点について住民の意向を聞き不安を払拭するように対応。作物・土壌の調査要望に対してはサンプル調査などの対応） 東電勝俣社長来庁。桜井市長から福島第一原発から半径30kmでの分断に対しての対応を要請
7月 2日	第155回災害対策本部会議（市内避難者数、応急仮設住宅の戸数、遺体収容数、ボランティアセンターの活動状況、モニタリング結果等の報告） 第１回南相馬市復興市民会議 細野原発事故担当大臣、緊急時避難準備区域解除について「水素爆発の危険性がゼロになること」を前提に、原子炉の安定的な冷却を目指す「ステップ１」を目標にすると発言
7月 3日	第156回災害対策本部会議（応急仮設住宅や在宅の住民ケアに気配りを。特定避難勧奨地点の対応の検討） 南相馬市東日本大震災慰霊祭（参列者は遺族716人など計1026人） 東日本大震災などに対応するため開庁しつづけていた南相馬市役所と鹿島区役所は、この日から日曜日を閉庁 警戒区域から車両持ち出し（１巡目第３回／89台）
7月 4日	第157回災害対策本部会議（今週から災害対策本部会議は土・日休会。緊急時避難準備区域の解除がありうるということを前提に準備。除染計画をそれぞれの部所での準備）
7月 5日	第158回災害対策本部会議（内閣府参事官に、補償関係は全市一体での対応を強く要望。市立総合病院におけるホールボディカウンター試行運転での市職員の内部被ばくが報道される） 東電は、原発事故の避難住民らに対する２回目の損害賠償仮払金について、１人当たり30万円を基準に支払うと発表
7月 6日	第159回災害対策本部会議（自宅除染の問い合わせ対応） 放射線被ばく検査の受付開始（放射線量の高い地区を優先、子どもは夏休みに対応） 警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目第11回／263人）
7月 7日	第160回災害対策本部会議（災害廃棄物の取り扱いは国が代行） 警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目第12回／282人）
7月 8日	第161回災害対策本部会議（東北農政局長と懇談。現地の意向を踏まえた対応を要請） 原子力災害現地対策本部が南相馬市の一部を特定避難勧奨地点に指定する方針を発表 3:35 福島県沖を震源とするＭ5.6 の地震が発生。南相馬市で震度４を観測
7月11日	第162回災害対策本部会議（市産牛肉のセシウム検出の報告。応急仮設住宅入居と避難所からの退所は計画的に行って住民の不安を解消するよう対応） 片山総務大臣と被災市町村の意見交換会（地方税の取り扱い） ホールボディカウンターによる検診開始（37人） 警戒区域から車両持ち出し（１巡目第４回／78台）
7月12日	第163回災害対策本部会議（牛肉からセシウムが検出されたのは稲わらの汚染によるものであり農家に不安がないように、また、二度と起きないよう対応）
7月13日	第164回災害対策本部会議（牛肉からセシウムが検出されたことで牛を出荷した農家だけがバッシングを受けている状態なので県と連携して対応） 南相馬市避難市民コールセンターの開設
7月14日	第165回災害対策本部会議（牛肉からセシウムが検出されたことには、震災直後、南相馬市は国からの情報が届かない状態にあり、農家に対しても対応できなかった背景がある）

年月日	事　　項
平成23年（2011）	
7月14日	警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目第13回／247人）
7月15日	第166回災害対策本部会議（緊急時避難準備区域避難計画を策定。明日、菅総理が来県し、緊急時避難準備区域の解除等について地元市町村長と意見交換） 警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目第14回／251人）
7月16日	市内の全畜産農家の飼料用稲わらを調査（～19日）
7月17日	第２回南相馬市復興市民会議
7月18日	第167回災害対策本部会議（懇談会ではさまざまな考えを持つ市民がいることを認識し、意見をしっかりと受け止め対応する）
7月19日	第168回災害対策本部会議（慶応大学から被災地について全面的に協力するとの申し出） 福島県内から出荷された肉用牛に放射性セシウムに汚染された稲わらが与えられていた問題で、政府は県全域の肉用牛出荷をすべて停止するよう県に指示 警戒区域から車両持ち出し（１巡目第５回／60台）
7月20日	第169回災害対策本部会議（特定避難勧奨地点の年間20mSvという基準について子どもたちにはそれ以下とする対応が必要） 南相馬チャンネル開局
7月21日	第170回災害対策本部会議（放射線量と補償が一番の問題であり、南相馬市は１本という考え方で対応。特定避難勧奨地点の指定に伴い、応急仮設住宅の入居希望者が増えることが予想される） 市内の57地点（59世帯）を特定避難勧奨地点に設定
7月22日	第171回災害対策本部会議（特定避難勧奨地点の指定があったが、さらに111世帯を調査しているので本日説明会を実施） 県と市町村の防災担当課長会議で１次避難所、旅館・ホテルの２次避難所計557か所を８月末で事実上終了し、10月末には全面閉鎖を決める 警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目第15回／306人）
7月23日	東日本大震災復興「相馬三社野馬追」（～25日） 警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目第16回／266人）
7月25日	3:51 福島県沖を震源とするＭ6.3の地震が発生。南相馬市で震度４を観測 第172回災害対策本部会議
7月26日	第173回災害対策本部会議
7月27日	第174回災害対策本部会議（ホールボディカウンターの申し込みが予定者数を超えたため７月25日で受付を一時停止） 警戒区域から車両持ち出し（１巡目第６回／76台）
7月28日	第175回災害対策本部会議
7月29日	第176回災害対策本部会議（完全給食の再開に向けて給食室の清掃作業を開始）
7月30日	警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目第17回／272人）
7月31日	第１回南相馬市復興有識者会議 3:53 福島県沖を震源とするＭ6.5の地震が発生。南相馬市で震度４を観測 警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目第18回／246人）
8月 1日	第177回災害対策本部会議 医療機関の窓口で医療費の一部負担金の免除証明書の提示が必要になる 警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目第19回／249人）
8月 2日	第178回災害対策本部会議（中央図書館と市博物館を８月９日に再開）
8月 3日	第179回災害対策本部会議（市災害ボランティアセンターを市生活復興ボランティアセンターに名称変更） 市内の65地点（72世帯）を特定避難勧奨地点に追加設定
8月 4日	第180回災害対策本部会議
8月 5日	第181回災害対策本部会議（教職員やＰＴＡ役員を対象にプールサイド・遊具などの除染体験を実施）

年月日	事　　項
	原子力損害賠償紛争審査会は、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を公表 教育施設等の洗浄・表土の除去作業を開始
8月 6日	第３回南相馬市復興市民会議
	警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目第20回／188人）
8月 7日	警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目第21回／249人）
8月 8日	第182回災害対策本部会議（他団体からの派遣職員は７自治体19人、鹿島区内の避難所は７日に閉鎖） 警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目第22回／224人）
8月 9日	第183回災害対策本部会議（市民の居住状況：８月８日現在で市内３万8557人、市外２万7181人、その他5819人） 中央図書館と市博物館を再開 政府の原子力災害対策本部が、除染作業やインフラ復旧などの方針を盛り込んだ「復旧計画」策定を条件に緊急時避難準備区域を一括解除する方針を決定
8月10日	第184回災害対策本部会議
8月11日	第185回災害対策本部会議（12日から、ホールボディカウンターの検診を１日当たり約40人から60人に拡大） 鹿島区真野川で犠牲者を追悼する灯籠流し 富山県南砺市と「災害時相互応援協定」を締結 警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目第23回／98人）
8月12日	3:22 福島県沖を震源とするＭ6.1の地震が発生。南相馬市で震度４を観測 警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目第24回／117人） 第186回災害対策本部会議
8月17日	第187回災害対策本部会議（小高商工会員317社の８月12日現在の事業再開状況は市内で38社、県内で26社、県外で18社。市民の８月15日現在の居住状況は市内３万9132人、市外２万6725人、その他5702人） 南相馬市復興ビジョンを策定
8月18日	第188回災害対策本部会議 警戒区域から車両持ち出し（１巡目第７回／44台）
8月19日	14:36 福島県沖を震源とするＭ6.5の地震が発生。南相馬市で震度４を観測 第189回災害対策本部会議（明日、災害ボランティア感謝の集い） 警戒区域から車両持ち出し（１巡目第８回／54台）
8月20日	警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目第25回／142人）
8月22日	第190回災害対策本部会議（ホールボディカウンターの検診を１日当たり60人から75人に拡大）
8月23日	第191回災害対策本部会議 小・中学校や幼稚園での屋外活動制限の放射線量としていた毎時3.8μSvの基準を廃止し、毎時１μSvを新たな目安として学校などの除染を支援するとの政府方針が判明
8月24日	第192回災害対策本部会議
8月25日	第193回災害対策本部会議
8月26日	第194回災害対策本部会議 警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目第26回／97人）
8月27日	警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目第27回／21人） 警戒区域から車両持ち出し（１巡目第９回／15台）
8月28日	警戒区域へバスによる一時立ち入り（１巡目終了／第28回21人） 警戒区域から車両持ち出し（１巡目終了・第10回／16台）
8月29日	第195回災害対策本部会議
8月30日	第196回災害対策本部会議
8月31日	第197回災害対策本部会議 被災事業所が仮設事務所に入居開始

年月日	事　　項
平成23年（2011）	
9月 1日	第198回災害対策本部会議 子どもと妊婦へのガラスバッジ配布 鹿島区の八沢幼稚園を臨時開園 原発事故対応で、東電と被害者間の和解・仲介を担う国の「原子力損害賠償紛争解決センター」東京事務所で申請受付を開始
9月 2日	第199回災害対策本部会議（他団体からの派遣職員は10自治体23人）
9月 5日	第200回災害対策本部会議
9月 6日	第201回災害対策本部会議（市民の９月５日現在の居住状況は市内４万77人、市外２万5537人、その他5946人）
9月 7日	第202回災害対策本部会議
9月 8日	第203回災害対策本部会議（昨日、４閣僚と懇談し、復興計画に沿っての支援を要請。新潟県への派遣職員は県庁出張所を除き16日に引き上げる。原町第一小学校避難所は16日を目途に石神第一小学校避難所へ統合）
9月 9日	第204回災害対策本部会議
9月11日	原町区旭公園で和太鼓フェスティバル開催
9月12日	第205回災害対策本部会議
9月16日	第206回災害対策本部会議 放射能測定所を開設
9月20日	第207回災害対策本部会議
9月22日	第208回災害対策本部会議（20日までに小高区の市道安全対策として117か所を施工）
9月24日	警戒区域へ自家用車による一時立ち入り（２巡目開始・第１回／212人）
9月26日	第209回災害対策本部会議（原町第二中学校の避難所を閉鎖して、ひがし生涯学習センターを避難所とする） 応急仮設住宅巡回無料バスの運行開始
9月27日	緊急時避難準備区域解除に係る復旧計画を策定
9月29日	警戒区域へ自家用車による一時立ち入り（２巡目第２回／241人）
9月30日	第210回災害対策本部会議（防災集団移転事業の説明会を９月18日から10月９日の日程で実施） 福島第一原発から半径20km以上30km圏内に設定されていた緊急時避難準備区域が解除 東京大学と「放射性物質による汚染の測定および除染の連携、協力に関する協定」締結
10月 1日	南相馬市役所と鹿島区役所は土・日曜日、祝日を閉庁に変更 緊急時避難準備区域の解除を受けて、原町区に応急仮設住宅の建設を開始 第４回南相馬市復興市民会議 警戒区域へバス・自家用車による一時立ち入り（２巡目第３回／323人）
10月 3日	第211回災害対策本部会議 ガラスバッジ5354個を妊婦や18歳以下の希望者に配布開始
10月 6日	警戒区域へバス・自家用車による一時立ち入り（２巡目第４回／614人）
10月 7日	第212回災害対策本部会議（市民の10月６日現在の居住状況は市内４万1079人、市外２万4962人、その他5515人。原町第二中学校避難所160日の記録展が９日から開催） 合同就職面接会 in 南相馬
10月 8日	第２回南相馬市復興有識者会議 警戒区域へ自家用車による一時立ち入り（２巡目第５回／683人）
10月10日	環境省は年間被ばく線量が１mSv以上の地域について国が財政措置をして除染する基本方針案を決定。５mSv未満は局所的に線量が高い場所を中心に除染する当初方針を撤回 11:45 福島県沖を震源とするＭ5.6 の地震が発生。南相馬市で震度４を観測
10月11日	第213回災害対策本部会議
10月12日	警戒区域へバスによる一時立ち入り（２巡目第６回／68人）
10月13日	警戒区域へ自家用車による一時立ち入り（２巡目第７回／542人）
10月14日	第214回災害対策本部会議（一時立ち入りの累計（10月13日現在）は1120世帯、2683人、実績世帯割合35.5％）
10月15日	平野復興担当大臣が来市。緊急時避難準備区域解除に伴う課題や復興計画について意見交換 第５回南相馬市復興市民会議 警戒区域へ自家用車による一時立ち入り（２巡目第８回／613人）
10月17日	第215回災害対策本部会議 原町第一小学校、原町第三小学校、大甕小学校、原町第一中学校、原町第二中学校が自校で再開
10月21日	第216回災害対策本部会議（道路災害査定は53か所が終了して残りが59か所）
10月23日	鹿島区西町に仮設商店街がオープン 警戒区域へ自家用車による一時立ち入り（２巡目第９回／768人）
10月24日	第217回災害対策本部会議（小高商工会員317社の10月23日現在の事業再開状況は市内で46社、県内で28社、県外で18社）
10月25日	南相馬市サポートセンター希望の開所式
10月28日	第218回災害対策本部会議（津波・地震被災者の応急仮設住宅の入居受付期限を10月31日から平成24年３月30日まで延長） 環境省は、除染で出る汚染廃棄物を保管する中間貯蔵施設を、今後３年程度を目標に県内に整備し、廃棄物は貯蔵開始から30年以内に県外で処分するとした工程表を発表 警戒区域へ自家用車による一時立ち入り（２巡目第10回／867人）
10月30日	石神第一小学校体育館の避難所を閉鎖。避難者は、新設の雲雀ケ原陸上競技場管理棟へ移動 警戒区域へ自家用車による一時立ち入り（２巡目第11回／912人）
10月31日	第219回災害対策本部会議（一時立ち入りの10月30日現在の累計は2416世帯、5843人、実績世帯割合76.5％）
11月 1日	原町区内生涯学習センター再開 原町区・鹿島区の学校施設（体育館・校庭）の一般使用再開 国税庁は平成23年分の県内路線価の調整率を発表。福島第一原発事故の避難区域は実質ゼロとし、相続・贈与税負担を免除 ホールボディカウンターの検診は１日当たり75人を90人に拡大
11月 2日	第６回南相馬市復興市民会議 警戒区域へバスによる一時立ち入り（２巡目第12回／22人）
11月 3日	「あきいち 2011」（原町区旭公園・まちなかひろば）
11月 4日	第220回災害対策本部会議（石神第一小学校とひがし生涯学習センターの避難所は閉鎖して陸上競技場管理棟に集約）
11月 5日	「かしま区秋の復興祭」 日本管楽合奏コンテストで原町第一中学校吹奏楽部が最優秀賞グランプリを受賞 警戒区域へ自家用車による一時立ち入り（２巡目第13回／896人）
11月 6日	「小高区復興のために小高へ帰ろう‼の集い」
11月 7日	第221回災害対策本部会議（放射線被ばく検診は、申込者数9771人に対して検診者5021人／50.5％）
11月10日	警戒区域へ自家用車による一時立ち入り（２巡目第14回／681人）
11月11日	第222回災害対策本部会議（市民の11月10日現在の居住状況は市内４万2380人、市外２万3672人、その他5504人）
11月13日	警戒区域へ自家用車による一時立ち入り（２巡目第15回／514人）
11月14日	第223回災害対策本部会議（市内の農地土壌の放射能測定結果）
11月15日	原町区の応急仮設住宅へ入居開始
11月18日	第224回災害対策本部会議
11月19日	警戒区域へバス・自家用車による一時立ち入り（２巡目第16回／293人）

年月日	事　　項
平成23年（2011）	
11月20日	福島県議会議員選挙
11月21日	第225回災害対策本部会議（一時立ち入りの11月19日現在の累計は3391世帯、8244人、実績世帯割合94.8％） 「南相馬市除染計画（第１版）」を策定
11月23日	「南相馬市復興計画及び除染計画（第１版）」市民説明会を開催（29日、30日）
11月25日	第226回災害対策本部会議 市内の20地点（22世帯）を特定避難勧奨地点に追加設定
11月27日	南相馬市復興シンポジウム
11月28日	第227回災害対策本部会議
11月30日	東北地方の高速道路で東日本大震災の被災者以外の車も無料通行できる新制度がスタート。太平洋側の東北道などでは全車両が毎日無料
12月 2日	第228回災害対策本部会議（新潟県・山形県に避難する市民と市職員との懇談会を案内）
12月 5日	第229回災害対策本部会議（放射線被ばく検診は、申込者数9771人に対して検診者6710人／68.7％） 第１回除染推進委員会
12月 6日	鹿島図書館と情報交流センターが再開 原子力損害賠償紛争審査会が、避難指示が出ていない本県の23市町村150万人に賠償する新たな指針を決定。妊婦・子ども40万円、ほかは８万円
12月 9日	第230回災害対策本部会議 警戒区域から車両持ち出し（２巡目開始・第１回／62台） 警戒区域へバス・自家用車による一時立ち入り（２巡目第17回／12人）
12月12日	第231回災害対策本部会議（放射性核種分析結果の報告）
12月15日	放射線被ばく検診の申込受付を開始 桜井市長・市議会議長などが東京電力本店を訪れ、原発事故による損害の確実な賠償を要求
12月16日	第232回災害対策本部会議（市民の12月15日現在の居住状況は市内４万2953人、市外２万2983人、その他5623人） 野田首相が福島第一原発事故に関し「原子炉は冷温停止状態に達し、事故そのものが収束に至ったと確認された」と述べ、事故収束への工程表の「ステップ２」完了を宣言
12月17日	警戒区域へバス・自家用車による一時立ち入り（２巡目第18回／２人） 警戒区域から車両持ち出し（２巡目第２回／31台）
12月18日	第７回南相馬市復興市民会議 政府は避難区域を見直し、平成24年４月１日にも放射線量に応じた新たな３区域に再編する考えを県や関係市町村に伝達
12月19日	第233回災害対策本部会議（市産農産物の放射能測定結果） 環境省は除染を国の財政負担で行う前提となる「汚染状況重点調査地域」に本県40市町村を含む８県102市町村を指定。国直轄で行う県内11市町村も発表
12月21日	ＪＲ常磐線再開（原ノ町駅－相馬駅） 「南相馬市復興計画」を策定 浪江町議会は東北電力が計画する浪江・小高原発の誘致決議を白紙撤回する決議を可決。小高地区を含む南相馬市議会も建設中止を決議しており、立地市町の議会がそろって中止の方向
12月22日	警戒区域へバス・自家用車による一時立ち入り（２巡目終了・第19回／１人） 警戒区域から車両持ち出し（２巡目終了・第３回／10台） 内閣府がすすめる「環境未来都市」に南相馬市を含む11市町村が選定
12月26日	第234回災害対策本部会議 政府は原発事故「収束宣言」を受けて３月末をめどに避難区域を年間被ばく放射線量に従い、「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」「帰還困難区域」の３区域に再編することを決定。居住できる目安は従来基準と同様、年間20mSv以下

年月日	事　　項
平成24年（2012）	
1月 1日	14:27 鳥島近海を震源とするＭ7.0の地震が発生。南相馬市で震度４を観測
1月 4日	第235回災害対策本部会議（雲雀ケ原陸上競技場避難所を12月28日に閉鎖） 南相馬市役所前の駐車場で「南相馬市復興はしご乗り」
1月 8日	南相馬市成人式（市として初めての合同成人式） 野田首相が南相馬市を視察
1月10日	第236回災害対策本部会議（市民の１月５日現在の居住状況は市内４万3124人、市外２万2685人、その他5750人） 太田小学校、原町第二小学校、高平小学校が自校で再開
1月13日	第237回災害対策本部会議（市外に避難する市民と市職員との懇談会の開催予定）
1月16日	１食分の給食を１週間まとめて検査する「丸ごと給食検査」を開始
1月17日	第238回災害対策本部会議（空間線量率測定ポイントの追加）
1月18日	津波で殉職した県内消防団員24人の「東日本大震災福島県消防殉職者慰霊式」が南相馬市で開催
1月20日	第239回災害対策本部会議（24日開催の市議会臨時会に除染にかかる補正予算を提出。警戒区域見直しにかかる説明会の予定）
1月24日	第240回災害対策本部会議
1月27日	第241回災害対策本部会議（警戒区域内の常磐自動車道の工事が一部再開。除染特別地域の除染ロードマップの提示。特定避難勧奨地点の第４次モニタリング） 南相馬市放射線対策総合センターが開所
1月31日	第242回災害対策本部会議（市民の１月26日現在の居住状況は市内４万3380人、市外２万2180人、その他6001人）
2月 1日	鹿島区・原町区でスポーツ施設を一部再開
2月 3日	第243回災害対策本部会議（24年度予算は復旧・復興事業を優先し市民生活の回復に全力で対応する予算として編成中。群馬県に避難する市民と市職員の懇談会を４日と５日に開催）
2月 7日	第244回災害対策本部会議
2月10日	第245回災害対策本部会議（警戒区域への公益立ち入りでは解除に向けた調査、機器メンテナンスの申請が増加。24年水稲作付け方針の協議） 復興庁が業務開始。福島市に復興局、南相馬市といわき市に支所設置
2月11日	警戒区域へ自家用車による一時立ち入り（３巡目開始・第１回／585人）
2月14日	第246回災害対策本部会議
2月17日	第247回災害対策本部会議（原子力損害賠償紛争解決センターの活動報告書および総括基準が公表） 警戒区域へ自家用車による一時立ち入り（３巡目第２回／713人）
2月19日	第11回マーチング＆バトンステージ全国大会で原町第一小学校H－Seedsが優秀賞 警戒区域へ自家用車による一時立ち入り（３巡目第３回／880人）
2月21日	第248回災害対策本部会議
2月23日	警戒区域へ自家用車による一時立ち入り（３巡目第４回／698人）
2月24日	第249回災害対策本部会議
2月25日	警戒区域へ自家用車による一時立ち入り（３巡目第５回／723人）
2月27日	石神第一小学校、石神第二小学校、石神中学校、原町第三中学校が自校で再開
2月28日	第250回災害対策本部会議
3月 1日	食品の放射能分析測定スタート（石神生涯学習センターなど８か所）
3月 2日	第251回災害対策本部会議（住宅の需要が多いことから、国に整備を要望。スマートＩＣの設置要望・高速道路の無料化措置の延長要望） 警戒区域へ自家用車による一時立ち入り（３巡目第６回／735人）

年月日	事　　項
平成24年（2012）	
3月 4日	警戒区域へ自家用車による一時立ち入り（３巡目第７回／910人）
3月 6日	第252回災害対策本部会議（市民の３月１日現在の居住状況は市内４万3556 人、市外２万1821人、その他6182人）
3月 8日	警戒区域へバスによる一時立ち入り（３巡目第８回／47人）
3月 9日	第253回災害対策本部会議（３月末を目途に避難指示区域の見直し。大震災から１年の節目をもって災害対策本部会議を週１回） 警戒区域へバスによる一時立ち入り（３巡目第９・10回／７人）
3月10日	警戒区域へ自家用車による一時立ち入り（３巡目第11回／568人）
3月11日	南相馬市東日本大震災追悼式 ふくしま復興の誓い 2012 キャンドルナイト「希望のあかり」
3月13日	第254回災害対策本部会議（警戒区域・計画的避難区域の解除に係る対応策ロードマップの検討） 市内中学校で卒業式
3月14日	警戒区域へ自家用車による一時立ち入り（３巡目第12回／385人）
3月16日	警戒区域へ自家用車による一時立ち入り（３巡目第13・14回／395人）
3月17日	南相馬市復興祭「夢 元気 ふれあいフェスタ」
3月18日	南相馬市復興市民総決起大会 警戒区域へ自家用車による一時立ち入り（３巡目第 15回／621人）
3月21日	第255回災害対策本部会議（原子力損害賠償紛争審査会中間指針第二次追補の報告、警戒区域内の復旧の工程表を市民に示せるよう対応を指示）
3月23日	市内小学校で卒業式 警戒区域へ自家用車による一時立ち入り（３巡目第16回／66人）
3月24日	警戒区域へ自家用車による一時立ち入り（３巡目第17回／403人）
3月25日	滋賀県近江八幡市と「災害時相互応援協定」を締結
3月27日	第256回災害対策本部会議（警戒区域および避難指示区域の見直しの検討）
3月28日	市地域農業再生協議会において市内全域で水稲の作付けを見合わせることを決定
3月30日	放射線・除染講習会 警戒区域へ自家用車による一時立ち入り（３巡目第18回／３人） 原子力災害対策本部長から南相馬市に対し、避難指示区域等の見直しについて指示（福島第一原発から20km圏内の区域と計画的避難区域を「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」「帰還困難区域」の３区域に見直すとともに、引き続き避難を継続し、さらに警戒区域を解除する）
3月31日	常磐自動車道開通記念ウォーキング 警戒区域へ自家用車による一時立ち入り（３巡目第19回／111人）
4月 1日	原町区小野田病院において、南相馬市夜間初期救急診療を再開（小児科・内科） 原町区栄町柔剣道場の開放を再開 児童センターを開館（東町・上町・橋本町） 23:04 福島県沖を震源とするＭ5.9 の地震が発生。南相馬市で震度４を観測
4月 2日	平成24年度放射線内部被ばく検診の受付開始
4月 3日	第257回災害対策本部会議（警戒区域、避難指示区域等の見直しについての国の指示の報告） 鹿島区の沿岸部を災害危険区域に指定
4月 6日	市内小・中学校で入学式
4月 7日	警戒区域解除住民説明会（～９日）
4月 8日	常磐自動車道南相馬ＩＣ～相馬ＩＣ間が開通 警戒区域へバスによる一時立ち入り（３巡目第20回／３人）
4月 9日	スポーツ施設の開放を再開（市スポーツセンター）

年月日	事　　項
4月10日	第258回災害対策本部会議（公共施設の除染の推進状況の報告、避難指示区域の見直しに際しては防犯・防火に万全を期すよう指示） 防災行政無線の家庭用受信機の配布開始（原町区・鹿島区）
4月11日	警戒区域から車両持ち出し（３巡目開始・第１回／10台）
4月14日	第19回万葉の里かしま春まつり（～15日） 警戒区域へ自家用車による一時立ち入り（３巡目終了・第21回／１人） 警戒区域から車両持ち出し（３巡目終了・第２回／４台）
4月15日	南相馬市見守りパトロール隊発足
4月16日	「警戒区域」が解除され、「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」に再編 避難指示解除準備区域となる小高区内27か所で仮設トイレの運用開始
4月17日	第259回災害対策本部会議（警戒区域解除に係る復旧対応策ロードマップの報告）
4月22日	南相馬市消防団春季検閲式 防災集団移転促進事業の説明会（～24日）
4月24日	第260回災害対策本部会議（警戒区域等の見直しに関する住民説明会の概要報告）
4月29日	原町区で春の市民まつり
5月 1日	第261回災害対策本部会議（特別地域内除染実施計画の報告） 鹿島区三里仮設店舗「希望」オープン
5月 8日	第262回災害対策本部会議（避難指示区域の防犯上の不安に対してはパトロール隊と連携して対応）
5月11日	原町区沿岸部の一部を災害危険区域に指定
5月15日	第263回災害対策本部会議（避難指示解除準備区域における事業再開の手続き）
5月22日	第264回災害対策本部会議（小高区内の災害がれき仮置場の進捗状況。避難指示区域の見直しに伴う住民からのさまざまな要望の整理）
5月29日	第265回災害対策本部会議（住宅事情への対応。旧警戒区域のごみ問題の調整。災害対策本部会議は６月から隔週１回）
6月 1日	防災行政無線の試験放送開始
6月 5日	第266回災害対策本部会議
6月10日	相馬流れ山全国大会
6月16日	旧警戒区域、旧計画的避難区域の除染説明会（17日）
6月19日	第267回災害対策本部会議（防災集団移転の説明会を今週から開催。作業員と思われる県外ナンバーの車が多いので交通マナーの注意喚起）
6月20日	㈱東芝と「大規模太陽光発電所建設およびスマートコミュニティに関する協定」を締結
6月23日	全世帯を対象に放射線量測定器の無料配布を開始
6月25日	小高区の倒壊家屋の解体開始
7月 1日	スポーツ施設の開放を再開（市野球場・相撲場、北新田野球場・運動場多目的広場）
7月 3日	第268回災害対策本部会議（住民などが戻ってきている一方で住むところがないという問題への対応。復旧・復興業務の進捗管理。夏休みに1200人以上の子どもたちが市外のさまざまなところから招待）
7月 7日	雲雀ケ原陸上競技場の改修披露式
7月 9日	小・中学校でプール授業を再開
7月11日	第６回少年の主張南相馬市大会
7月14日	市民プールの利用を再開
7月17日	第269回災害対策本部会議（県道原町川俣線の早期拡幅を含めた対策を要望） 原町区片倉行政区で先行除染が開始
7月28日	相馬野馬追（～30日）
7月31日	第270回災害対策本部会議（任期付職員の配置を報告）

年月日	事　　項
平成24年（2012）	
8月 1日	任期付職員28人を採用
8月 9日	私物引き取りのため、小高区の小・中学校を開放
8月10日	第271回災害対策本部会議（原発事故後の対応のため交通渋滞が発生）
8月14日	かしま復興商店街盆踊り 市民盆踊り大会
8月25日	小高区５校ＰＴＡ夏祭り
8月27日	第272回災害対策本部会議（県による甲状腺検査で約３割の子どもから結節が見つかったことへの対応。災害がれきや除染については地元の行政区長はじめ住民との十分な対話を）
8月30日	桜井市長、関係官庁を訪問し、福島第一原発から30km圏外に対する支援と除染について要望
8月31日	第６回南相馬市総合体育大会の開会式
9月 3日	生活圏の本格的な除染作業の開始（原町区片倉行政区）
9月 5日	東京電力に約19億円の損害賠償を請求
9月10日	市民公開シンポジウム
9月11日	第273回災害対策本部会議（県道原町川俣線の交通量の増加により道路環境が悪化）
9月17日	敬老の日イベント in 南相馬
9月18日	小高区北部簡易水道の給水開始
9月25日	第274回災害対策本部会議（帰還した市民に対して安心な情報をいち早く提供する）
10月 9日	第275回災害対策本部会議（県道原町川俣線の交通混雑が解消されないので県に対策を要望）
10月17日	小高区と原町区の沿岸部を災害危険区域に指定
10月23日	第276回災害対策本部会議（懇談会で市民から情報がないため生活再建に向けた見通しが立たないという意見）
10月25日	災害公営住宅の住民説明会 19:32 宮城県沖を震源とするＭ 5.6 の地震が発生。南相馬市で震度４を観測
10月28日	南相馬市再生可能エネルギー推進ビジョンを策定
10月30日	応急仮設住宅と旧警戒区域を結ぶジャンボタクシーの運行を開始
11月 6日	第277回災害対策本部会議（市内の車両通行台数が震災前と比較して急増）
11月10日	日本管楽合奏コンテストで原町第一中学校吹奏楽部が２年連続で最優秀賞
11月19日	小高区役所に仮設給水所を設置
11月20日	第278回災害対策本部会議（農地除染の進捗状況と今後の進め方についてしっかりした説明を。応急仮設住宅居住者の健康管理） 復旧・復興に関する市民説明会（21日）
11月28日	原子力災害現地対策本部が「避難指示解除準備区域及び居住制限区域の住民を対象に、年末年始期間において自宅での宿泊を認める」とした方針を公表
12月 2日	野馬追の里健康マラソン大会・ウォーキング大会
12月 4日	第279回災害対策本部会議（年末年始の特例宿泊は各行政区長としっかりした調整・協議を）
12月 7日	17:18 三陸沖を震源とするＭ 7.3 の地震が発生。南相馬市で震度４を観測、津波注意報発令 第280 ～285回災害対策本部会議（地震および津波注意報への対応）
12月17日	環境省は避難指示解除準備区域内にある被災家屋の解体申請の受付開始
12月18日	第286回災害対策本部会議（年末年始の特例宿泊および特別通過交通の対応）
12月21日	原町区泉地内の津波被災地に南相馬ソーラー・アグリパーク建設着工 市地域農業再生協議会において平成25年の水稲は市内全域で作付け見合わせを決定
12月25日	新潟県小千谷市と「災害時相互援助協定」を締結
12月29日	原町区の避難指示解除準備区域と居住制限区域において年末年始の特例的な宿泊（～１月３日）

年月日	事　　項
平成25年（2013）	
1月 7日	震災以降休業していた民間屋内プールが市民屋内プールとして再開
1月 8日	第287回災害対策本部会議（３学期が始まったので子どもたちの安全確保）
1月13日	南相馬市成人式
1月22日	第288回災害対策本部会議（分別が行われていなかった災害がれき置き場で火災が発生。旧警戒区域の復旧を急ぎ住民が戻らないという事態の回避）
1月24日	第２回災害公営住宅入居希望者住民説明会（～25日）
1月29日	耶麻郡北塩原村と「災害時相互援助協定」を締結
2月 2日	小高区民と桜井市長との懇談会（～３日）
2月 5日	第289回災害対策本部会議（早急にハザードマップ暫定版の作成を）
2月 6日	10:12 サンタクルーズ諸島（南太平洋の南西部）を震源とするＭ 7.9 の地震が発生。気象庁は全国の太平洋沿岸に津波注意報を発表 第290～294回災害対策本部会議（津波注意報への対応）
2月10日	北海道名寄市と「災害時相互援助協定」を締結
2月14日	東日本大震災の津波で流出した写真の出張縦覧会が各生涯学習センターで開催（～３月11日）
2月20日	鹿島スマートＩＣの設置に向けた地区協議会
2月21日	第295回災害対策本部会議（災害公営住宅などの恒久住宅の入居説明の体制整備）
2月26日	旧警戒区域内（大甕・太田地区）の住民を対象に復旧・復興に係る市民説明会（～27日）
3月 5日	第296回災害対策本部会議（市内居住者数に大きな動きがないのは応急仮設住宅を含めた住宅事情に問題）
3月11日	南相馬市東日本大震災追悼式
3月19日	第297回災害対策本部会議（東京電力に正確な情報のいち早い提供を要請。４月から災害対策本部会議は月１回としメインは復興に向けた対応）
3月27日	あぶくま信用金庫小高支店が再開
3月30日	太田国土交通大臣が来市。交通インフラや住宅問題の対応を要望
4月 1日	東北農政局が小高区役所に南相馬地域直轄災害復旧事務所を設置し、原町区南部と小高区の被災した７排水機場の本格復旧事業に着手 小高区役所と小高浮舟ふれあい広場が再開 原町生涯学習センターと小高区役所にて、新たに食品の放射能分析測定を開始
4月 3日	復興推進本部会議および第298回災害対策本部会議（国土交通大臣への要望を報告）
4月 8日	市内小・中学校で入学式。小高区の４小学校合同入学式が初めて開催
4月10日	小高郵便局が再開
4月13日	南相馬市のマスコットキャラクター「のまたん」がお披露目
4月14日	22:25 福島県沖を震源とする M5.3 の地震が発生。南相馬市で震度４を観測
4月19日	南相馬市社会福祉協議会が南相馬市災害復旧復興ボランティアセンターを小高老人福祉センターに開設 小高区行政区長説明会および市長懇談会
4月27日	ゴールデンウイークにおける原町区の避難指示解除準備区域・居住制限区域での特例宿泊（～５月６日）
4月28日	３年振りに相馬野馬追振興春季競馬大会
5月 8日	復興推進本部会議および第299回災害対策本部会議（火災予防と交通安全の啓発）
5月18日	市内各小学校で運動会（25日） 14:48 福島県沖を震源とする M6.0 の地震が発生。南相馬市で震度４を観測
5月22日	復旧・復興に関する市民説明会（～27日）
6月 5日	南相馬市小学校陸上競技大会が３年ぶりに開催
6月 6日	復興推進本部会議および第300回災害対策本部会議

年月日	事　　項
平成25年（2013）	
6月13日	国土交通省東北地方整備局が鹿島スマートＩＣ連結許可書を交付
6月14日	旧警戒区域・計画的避難区域の生活ごみをクリーン原町センターに搬入・焼却する処理が開始
7月 1日	原町区の北新田第一運動場の利用を再開
7月 3日	復興推進本部会議および第301回災害対策本部会議（帰還困難区域の特別通過交通制度の運用開始）
7月 5日	新潟県燕市と「災害時相互援助協定」を締結
7月 7日	国と東電による南相馬市民説明会
7月21日	原町区の高見公園に「じゃぶじゃぶ池」がオープン
7月27日	相馬野馬追（～29日）
7月29日	愛知県知多市と「災害時相互援助協定」を締結
8月 2日	復興推進本部会議および第302回災害対策本部会議 復旧・復興に関する市民説明会（4日）
8月 4日	12:28 宮城県沖を震源とするＭ6.0の地震が発生。南相馬市で震度４を観測
8月 5日	市外避難者と職員との懇談会（～９日）
8月10日	お盆における原町区の避難指示解除準備区域・居住制限区域での特例宿泊（～18日）
8月28日	群馬県片品村と「災害時相互援助協定」を締結
8月30日	広島大学と「地域の教育・学術研究機能の向上や再生・活性化等に関する協定」を締結
9月 1日	全日本吹奏楽コンクール第56回東北大会で原町第一中学校吹奏楽部が金賞を受賞
9月 4日	復興推進本部会議および第303回災害対策本部会議（国に福島第一原発の汚染処理水問題の解決に向けた方向性を示すよう要請）
9月20日	2:25 福島県浜通りを震源とするＭ5.9の地震が発生。南相馬市で震度４を観測
10月 2日	復興推進本部会議および第304回災害対策本部会議
10月 6日	南相馬市鎮魂復興植樹祭
10月12日	第13回東日本学校吹奏楽大会で原町第二中学校吹奏楽部が金賞を受賞
10月13日	東日本大震災後初めてとなる南相馬市総合防災訓練
10月26日	2:10 福島県沖を震源とするＭ7.1の地震が発生。南相馬市で震度３を観測。気象庁は福島県太平洋沿岸に津波注意報を発表 第305～309回災害対策本部会議（津波注意報への対応） 「小高区復興文化祭」が３年ぶりに開催（～27日）
11月 6日	復興推進本部会議および第310回災害対策本部会議（市地域防災計画の見直しで、原子力災害対策編を新たに策定）
11月 8日	群馬県東吾妻町と「災害時相互援助協定」を締結
11月10日	災害公営住宅入居の抽選会
11月15日	原町区の朝日座が国登録有形文化財（建造物）に認定
11月24日	旧警戒区域内の復旧・復興にかかる市民説明会（25日）
11月26日	東京都青梅市と「災害時相互援助協定」を締結
11月28日	原町区の私立松栄高校が平成25年度で廃校とする申請を提出し福島県は承認
12月 1日	第26回野馬追の里健康マラソン大会・ウォーキング大会
12月 4日	復興推進本部会議および第311回災害対策本部会議
12月16日	浮舟文化会館（小高生涯学習センター）が再開
12月24日	年末年始における避難指示解除準備区域、居住制限区域で特例宿泊（～１月７日）
平成26年（2014）	
1月 4日	相馬小高神社にて「はしご乗り奉納」
1月 8日	復興推進本部会議および第312回災害対策本部会議（避難指示区域における長期宿泊について８月からの実施に向け準備）
1月19日	市長選挙、市議会議員補欠選挙
2月 3日	災害公営住宅入居仮申込受付。対象住宅は原町区の大町東・大町西、鹿島区の西川原第二などの６か所（～28日） 小高体育センターが再開
2月 5日	復興推進本部会議および第313回災害対策本部会議
2月22日	真野小学校の閉校記念式典 常磐自動車道広野ＩＣ～常磐富岡ＩＣの再開通
2月28日	市内事業所・南相馬警察署・南相馬市が「南相馬市安心見守りネットワークに関する協定」を締結
3月 1日	みなみそうまチャンネルの送信所を新たに７か所開局
3月 5日	復興推進本部会議および第314回災害対策本部会議（２月15日の大雪で県道原町川俣線が通行止めになり大混乱が起きたため、県に交通路の確保を要請）
3月11日	南相馬市東日本大震災追悼式
3月23日	鹿島区の西川原災害公営住宅の竣工式
3月25日	県道原町川俣線の八木沢トンネル起工式
3月30日	原町区の「わんぱくキッズ広場」が開所
4月 1日	「復興推進空き家・空き地バンク」を開設
4月 2日	8:46 チリ北部沿岸を震源とするＭ8.1の地震が発生。気象庁は北海道から関東までの太平洋沿岸などに津波注意報を発表
4月 4日	福島交通㈱が路線バスを再開（鹿島農協前－大内－牛島線）
4月 9日	復興推進本部会議および第315回災害対策本部会議
4月23日	南相馬市立小高病院の外来診療が再開（月・水・木曜日）
4月26日	避難指示解除準備区域および居住制限区域の特例宿泊（～５月11日）
5月 2日	原町区の大町地域交流センターが開所
5月20日	復旧・復興に係る市民説明会
5月22日	「福島県環境創造センター」の起工式
5月28日	福島県は東日本大震災と福島第一原発事故に伴う被災者が暮らす仮設住宅（借上げ住宅を含む）の入居期間を平成28年３月末まで延長
6月 5日	復興推進本部会議および第316回災害対策本部会議（今回の会議から２か月に１回の会議、モニタリングポストの増設について国と協議）
6月16日	5:14 福島県沖を震源とするＭ5.8の地震が発生。南相馬市で震度４を観測
7月 5日	市外で避難生活を送る市民と市職員の懇談会（６日、12日、13日）
7月12日	4:22 福島県沖を震源とするＭ7.0の地震が発生。南相馬市では震度３を観測。気象庁は津波注意報を東北地方の太平洋沿岸に発表
7月19日	避難指示解除準備区域および居住制限区域の特例宿泊（～８月17日）
7月22日	未就学児対象のベビースキャンによる内部被ばく検診を開始
7月25日	「瀬戸内町・南相馬市友好都市盟約人材育成交流事業」により、震災後初めて瀬戸内町（鹿児島県奄美群島）の子どもたちを受け入れ（～29日）
7月26日	相馬野馬追（～28日）
8月 4日	南相馬市役所北庁舎が完成
8月 6日	復興推進本部会議および第317回災害対策本部会議
8月 7日	長野県飯田市と「災害時相互援助協定」を締結

年月日	事　　項
平成26年（2014）	
8月16日	小高区で「2014 復興夏祭り」
8月20日	復旧・復興に係る市民説明会（～22日）
8月30日	福島県は、中間貯蔵施設の建設候補地がある大熊・双葉両町の了承を得て、福島第一原発事故に伴って生じた除染廃棄物を保管する中間貯蔵施設建設の受け入れを正式に決定
9月 1日	一時帰宅交通支援事業のジャンボタクシーが増便
9月 3日	鹿島区の八沢児童クラブで開所式
9月13日	避難指示解除準備区域および居住制限区域の特例宿泊（～28日）
9月15日	国道６号が３年６か月ぶりに規制解除され全線開通
9月24日	22:30 福島県沖を震源とするＭ5.1 の地震が発生。南相馬市で震度４を観測
9月30日	かしま交流センターの開所式
10月 1日	復興推進本部会議および第318回災害対策本部会議（復興計画等に係る事業の進捗管理の徹底） 鹿島区「まごころセンター」が「かしま交流センター」と名称を新たにして開所 災害公営住宅（鹿島区西町団地）の竣工式 雇用促進住宅北長野宿舎の一部を一時宿泊所として利用開始
11月 2日	「南相馬市交流自治体フェア」（～３日）
11月 4日	道の駅南相馬に急速充電器を設置
11月16日	市議会議員選挙
11月20日	復旧・復興にかかる市民説明会（21日、25日）
11月30日	常磐自動車道開通記念サイクリング大会・第41回市民サイクリング大会
12月 3日	復興推進本部会議および第319回災害対策本部会議
12月 6日	常磐自動車道浪江ＩＣ～山元ＩＣ間が開通
12月20日	福島第一原発４号機の燃料取り出しが完了 避難指示解除準備区域および居住制限区域の特例宿泊（～１月18日）
12月28日	原子力災害現地対策本部は、南相馬市の特定避難勧奨地点を解除
平成27年（2015）	
1月13日	除染廃棄物を保管する中間貯蔵施設について双葉町が建設受け入れを表明
1月31日	ＪＲ常磐線原ノ町駅－竜田駅間の代行バス運行が１日２往復で開始
2月 3日	除染廃棄物を保管する中間貯蔵施設の建設工事を大熊町と双葉町で開始
2月 4日	復興推進本部会議および第320回災害対策本部会議（平成27年度予算は28年４月の避難指示解除目標に向けて必要な事業を形にするもの）
2月16日	復旧・復興にかかる市民説明会（～18日）
2月21日	南相馬鹿島スマートＩＣが開通し、併せて南相馬鹿島サービスエリアの利用が開始
3月 1日	常磐自動車道常磐富岡ＩＣ～浪江ＩＣ間が開通
3月 7日	新潟県立大学と「子どもの福祉・教育充実のための協定」を締結
3月11日	南相馬市東日本大震災追悼式 3.11 ふくしま追悼復興祈念行事「キャンドルナイト～希望のあかり～」
3月24日	南相馬市消防・防災センターが完成
3月26日	災害公営住宅の原町区大町西団地・東団地が完成
3月29日	南相馬市鎮魂復興植樹祭
4月 1日	さくら観光㈱が南相馬－東京間の高速バス運行を開始
4月 4日	４年ぶりに原町あずま保育園で入園式
4月 8日	復興推進本部会議および第321回災害対策本部会議（平成28年４月の避難指示解除準備区域等の解除に向けたスケジュールに遅れが生じないよう進捗管理）
4月25日	南相馬市サービスエリア利活用拠点施設「セデッテかしま」が開所

年月日	事　　項
	避難指示解除準備区域および居住制限区域の特例宿泊（～５月10日）
5月19日	復旧・復興にかかる市民説明会（～21日）
5月24日	南そうま福幸植樹会
6月 1日	小高商工会が小高区の新商工会館にて業務を再開
6月 3日	復興推進本部会議および第322回災害対策本部会議
6月15日	福島県は東日本大震災と福島第一原発事故に伴う避難者が入居する仮設住宅とみなし仮設住宅の無償提供を平成29年３月末まで１年間延長
7月 4日	原町区高見公園に「じゃぶじゃぶ池」がオープン
7月11日	原町区の市民プールがオープン
7月14日	姉妹都市ペンドルトン市（アメリカ）の訪問団が５年ぶりに来市
7月18日	避難指示解除準備区域と居住制限区域で夏季の特例宿泊（～８月31日）
7月21日	みちのく鹿島球場が再開
7月25日	相馬野馬追（～27日）
8月 5日	復興推進本部会議および第323回災害対策本部会議（避難指示区域内の市民説明会では課題等の解決策をわかりやすく説明できるように準備）
8月20日	復旧・復興にかかる市民説明会（22日）
8月29日	市外で避難生活を送る市民と市職員の懇談会（30日、９月５日・６日）
8月30日	平成27年度福島県総合防災訓練が雲雀ケ原祭場地などを会場として開催
8月31日	避難指示解除準備区域および居住制限区域で準備宿泊が開始（～11月30日）
9月28日	小高区に東町エンガワ商店がオープン
10月 7日	復興推進本部会議および第324回災害対策本部会議（台風23号の接近に備え事前準備を含めた全庁的な対応を指示）
10月12日	東日本大震災後初となる全国規模の大会、「第一回 FSA サーフィンコンテスト」が原町区の北泉海岸で開催
10月21日	15:04 福島県沖を震源とするＭ5.3 の地震が発生。南相馬市で震度４を観測
11月26日	避難指示区域解除に向けた市民説明会（28日）
11月30日	避難指示解除準備区域および居住制限区域での準備宿泊が延長（～２月29日）
12月 2日	復興推進本部会議および第325回災害対策本部会議
12月 3日	福島県と富岡・楢葉両町が福島第一原発事故の指定廃棄物を富岡町の管理型処分場に埋め立てる計画の受け入れを表明
12月 6日	「小高に千本桜を！」小高区大井にて桜の植栽
平成28年（2016）	
1月 1日	居住制限区域内での郵便集配業務が再開
1月30日	市制10周年記念式典
2月 3日	復興推進本部会議および第326回災害対策本部会議
2月20日	避難指示区域の解除に向けた市民説明会（25日、27日、28日） 国から「平成28年４月中の避難指示解除」の提案
2月21日	鹿島区港行政区の閉区式
3月 6日	南そうま福幸植樹会
3月11日	南相馬市東日本大震災追悼式
3月21日	鹿島区の真野川漁港施設の開所式
3月27日	第３回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭
4月 2日	鹿島区江垂の日吉神社「お浜下り大祭」～12年に１度の祭礼・諸芸奉納
4月 9日	旧真野小学校跡地に作られた「真野交流センター」の開所
4月20日	国と福島県は国際研究産業都市（イノベーションコースト）構想で、産業拠点は南相馬市、ドローンの離発着場は浪江町と決定

年月日	事　　項
平成28年（2016）	
4月21日	原町区大町地域商業施設（おおまちマルシェ）が開所
4月22日	鹿島区「かしまわんぱく広場」の竣工式
4月23日	原町さくらい保育園で５年ぶりの入園式
4月27日	鹿島区鹿島体育館の開所式
5月11日	復興推進本部会議および第327回災害対策本部会議
5月15日	避難指示区域の解除に向けた市民説明会（19日、21日、22日） 国から「平成28年７月１日に避難指示区域の解除をしたい」との提案
5月16日	鹿島区「南相馬みんなの遊び場」が開所
5月26日	復旧・復興にかかる市民説明会（～27日） 中央図書館が移動図書館車の運行を開始
5月27日	国・県・市との協議において、改めて国から「平成28年７月12日を避難指示区域の解除日とすること」が提示され、合意 市教育委員会定例会において、小高区内教育施設の再開を平成29年４月とする方針決定
5月31日	国の原子力災害対策本部会議において、７月12日午前０時をもって南相馬市の居住制限区域および避難指示解除準備区域の解除を決定
6月　3日	相馬双葉漁協によるホッキ貝の試験操業が６年ぶり再開
6月　4日	避難指示区域の解除に係る市外避難者説明会（５日、11日、12日）
7月12日	居住制限区域と避難指示解除準備区域が解除 ＪＲ常磐線原ノ町駅－小高駅間が５年ぶりに運行を再開
7月13日	ペンドルトン市訪問団が桜井市長を表敬訪問
7月15日	小高図書館、埴谷・島尾記念文学資料館が再開
7月17日	北泉海岸にてサーフィン競技会「南相馬市長杯」が６年ぶりに開催
7月21日	鹿島児童クラブの開所
7月23日	相馬野馬追（～25日）
8月　1日	鹿島区の大谷家住宅の土蔵と門が国の登録有形文化財に指定。国の登録有形文化財は、原町区朝日座に次いで２件目
8月　3日	復興推進本部会議および第328回災害対策本部会議（７月12日に避難指示が解除されたがいまだ住民が帰還できない状況は非常事態が継続しているという認識）
8月11日	追悼福興花火 2016 南相馬
8月25日	市立総合病院脳卒中センターが仮オープン
8月26日	復旧・復興にかかる市民説明会（～27日）
9月　2日	相馬双葉漁協などが５年半ぶりにヒラメの試験操業を開始
9月　3日	みちのく鹿島球場でプロ野球イースタン・リーグ公式戦
9月　4日	第40回福島県消防操法大会小型ポンプ操法の部で市消防団原町区団第５分団第４部が優勝
9月27日	静岡県牧之原市と「災害時相互援助協定」を締結
10月　7日	第22回「全国報徳サミット南相馬大会」が南相馬市で開催（～８日）
10月15日	鹿島区川子に南相馬市パークゴルフ場が開所 避難指示区域解除後初めてとなる小高区文化祭（～16日）
10月23日	第４回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭
11月　2日	復興推進本部会議および第329回災害対策本部会議（避難指示解除後の帰還状況は２週間ごとの集計で約50人ずつ増加）
11月　3日	復興あきいち・交流自治体フェア 2016
11月　6日	ドローンインパクトチャレンジ
11月12日	第２回高校生による桜井市長への公開プレゼンテーション
11月13日	かしまみなとまつり
11月21日	旧避難指示区域外対象の復旧・復興にかかる市民説明会（22日）
11月22日	5:59 福島県沖を震源とするＭ 7.4 の地震が発生。南相馬市で震度５弱を観測。気象庁は津波警報を福島県に発表
12月10日	ＪＲ常磐線相馬駅～浜吉田駅間の運転が再開
平成29年（2017）	
1月12日	北泉海水浴場にて、㈱自立制御システム研究所による完全自律制御ドローンでの長距離（12km）荷物配送実証試験が世界で初めて成功
1月22日	フリー WiFi サービスが市民文化会館、小高区役所などで開始
2月　1日	市立総合病院脳卒中センターが全館供用開始
2月　2日	復興推進本部会議および第330回災害対策本部会議（安定ヨウ素剤の分散配備）
2月15日	復旧・復興にかかる市民説明会（16日）
2月16日	楽天㈱と「包括連携協定」を締結
2月25日	東日本大震災の影響で真野川漁港に係船していた漁船が、６年ぶりに本来の港である浪江町請戸漁港に帰還
2月28日	16:49 福島県沖を震源とするＭ 5.7 の地震が発生。南相馬市で震度５弱を観測
3月11日	南相馬市東日本大震災追悼式
3月16日	小高区浦尻にて複数事業者によるドローンの同時飛行実演
3月22日	純米酒「御本陣」発表会
3月25日	鹿島区南右田行政区の閉区式
4月　1日	小高区内小・中学校、幼稚園が再開
4月　3日	小高調剤薬局の開所式
4月　7日	小高幼稚園で入園式
4月　8日	「ロボット・ドローン教室 in 小高」が安倍首相の視察のもと、小高小学校にて開催
4月11日	小高工業高校と小高商業高校が統合した小高産業技術高校の開校式と入学式
4月16日	小高区教育施設再開等記念祝賀会
4月22日	全国菜の花サミット in 南相馬
5月10日	復興推進本部会議および第331回災害対策本部会議（震災関連死10人増、建設型仮設住宅の入居率 30.8％）
5月18日	市立小高病院で遠隔診療を開始
5月24日	旧避難指示区域外を対象とする復旧・復興にかかる市民説明会（25日）
5月28日	「第68回全国植樹祭とやま 2017」が富山県魚津市にて開催され、次期開催地である南相馬市へのリレーイベントも実施
6月　1日	小高西部運動場の一般開放が再開
6月　6日	ＪＲ原ノ町駅で「相馬野馬追ラッピング列車」の出発式
6月24日	鎮魂の森・海岸防災林の除草
7月　7日	21:48 福島県沖を震源とするＭ 4.9 の地震が発生。南相馬市で震度４を観測
7月22日	事業再開・帰還促進プレミアム商品券の発売開始
7月29日	相馬野馬追（～31日）
8月　3日	復興推進本部会議および第332回災害対策本部会議（総合防災訓練では住民が適切に避難できるような訓練を指示）
8月12日	追悼福興花火 2017
8月13日	「おだか夏祭り」

年月日	事　　項
平成29年（2017）	
8月17日	小高病院再編に係る市民説明会
8月23日	旧避難指示区域内対象の復旧・復興に係る市民説明会（24日）
8月26日	楽天野球団との「パートナー協定」を締結
9月 3日	原町区下渋佐行政区の閉区式
9月20日	通行が制限されていた浪江町の国道114号が約６年半ぶりに開通
10月 1日	「セデッテかしま」の来館者300万人セレモニー
10月 2日	法務局南相馬証明サービスセンターが開所
10月 6日	23:56 福島県沖を震源とするＭ5.9の地震が発生。南相馬市で震度４を観測
10月 7日	道の駅南相馬開駅10周年記念感謝祭
10月10日	南相馬市ロボット産業セミナー
10月14日	第５回南相馬市鎮魂復興市民植樹祭
11月 1日	復興推進本部会議および第333回災害対策本部会議（建設型仮設住宅の入居率17.4％、市総合防災訓練）
11月15日	旧避難指示区域外を対象とする市民説明会（16日）
11月17日	東京オリンピック・パラリンピックにおける「復興『ありがとう』ホストタウン」自治体に南相馬市が決定（相手国：ジブチ共和国、台湾、アメリカ、韓国）
11月22日	全国植樹祭大会カウントダウンボードの除幕
12月18日	静岡県島田市と「災害時の応援に関する協定」を締結
12月21日	南相馬消防署鹿島分署の落成
12月26日	市防災備蓄倉庫の落成
12月27日	鹿島区南右田地内にて「かしまの一本松」お別れ式
平成30年（2018）	
2月 6日	「福島ロボットテストフィールド」起工式
2月 7日	復興推進本部会議および第334回災害対策本部会議（建設型仮設住宅の入居率14.1％、被災者生活再建支援金の申請期間の再延長）
2月10日	第３回高校生による桜井市長への公開プレゼンテーション
2月21日	福島県社会保険労務士会と「大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定」を締結
3月10日	廃炉・汚染水対策に関する説明会
3月11日	南相馬市東日本大震災追悼式
3月18日	県道原町川俣線「八木沢トンネル」が開通
3月22日	相双五城信用組合と「包括的連携に関する協定」を締結
3月25日	南相馬ひばりエフエムが放送を終了
3月31日	「トモダチプロジェクト春の公演 2018 Show Case Vol .3」が小高生涯学習センターにて開催

『東日本大震災記録誌　100年後へ届ける記録』
令和３年２月　発行
発行　南 相 馬 市
〒975-8686　福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地
電話　（0244）22-2111㈹
印刷　株式会社ぎょうせい東北支社

福島県南相馬市